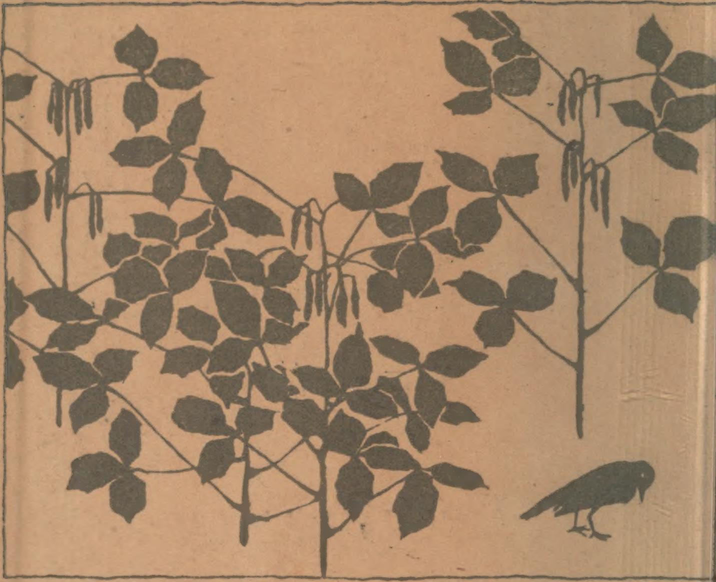




不許複製

發行所　東京市神田區表神保町二丁目十九番地　有朋堂書店

印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社（分工場）

印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登

發行者兼編輯者　東京市神田區表神保町一丁目十九番地　三浦理

大正三年四月二十日發行　正統・讀史・山陽史論

大正三年四月十七日印刷　有朋堂文庫　（非賣品）

大正三年四月十七日印刷
大正三年四月二十日發行

有朋堂文庫
正統・讀史・山陽史論（非賣品）

編輯兼發行者　三浦理
東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷者　平井登
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社分工場
東京市本所區番場町四番地

發行所　有朋堂書店
東京市神田區錦町一丁目十九番地

（岡山製本）

史論索引 終

ム

メ

モ

ヤ

へ

ホ

テ

ト

セ

ソ

ス

サ

シ

イ

神皇正統記
讀史餘論
山陽史論

索引

（史論史實の主要なるものを採り發音に從つて五十音順に排列す）

ア

して織田、豐臣氏は、その間を以て近畿を奄有し、暴に強大を致す。蓋し公を以て遲鈍と爲さざるなし。而して天の公を成す所以は乃ち是に在るを知らず。二氏の天下に於ける、唯速に之を得たり、故に速に之を失ふ。公は未だ嘗て天下を取るに急ならざるなり。而して天下の釁、毎に以て公を開くに足る。嗚呼、是その長く天下を有ちて、以て今日の盛業を基する所以なるか。

山陽史論　終

夫れ權は我に在り。是を以て班爵の崇、封土の隆、之を天下侯伯の右に置かざるを得ず。太閤の末路、兵は外に連り、士は内に亂る。而して之を能く定むる莫し。能く之を定むる者は、公のみ。太閤一たび瞑し、天下を制馭する者は、公に非ずして誰ぞ、是その勢、智者を待ちて後に知るにあらず。特に未だ釁有らざるのみ。關原の事は、是群雄相聚り、天下を推して德川氏に貽る者なり。何となれば則ち彼自ら釁を開きて、我をして之に乘ぜしむ。我天下に辭有り。天下誰か能く之を禁ぜん。是に於て、朝廷、之に上將の任を授けて、天下の侯伯を統べしむ。會同朝聘、東に於いてせざる莫し。則ち大阪は徒に一侯國の坐食するのみ。公已に織田氏の孤に忍びず。寧んぞ復豐臣氏の孤に忍びんや。蓋し以て善く之を處する有るを思ふ。而して彼れ察せずして、專ら猜疑を挾み、再び自ら釁を開きて、その覆滅を速にす。公に於いて何ぞ累せん。公の雄武老錬なる、太閤といへども、その畏るゝ所に非ず。況や當時の群雄に於いてをや。直に之を兒童視す。而して驕婦騃孺に有らんや。而るを公謀を蓄へ慮を積みて、之を斃すと謂ふは、皆時情を知らざる者なり。公は少々より隣國に轉質し、已に艱虞を極む、その國に主たるに及びて、また境を勁敵に接し、百戰して鋒を爭ひ、寸攘尺取、纔に五州を定む。而

會同朝聘—大名の參覲交替

驕婦—淀君

騃孺—秀賴

寸攘尺取—少しづつ土地を取る

瓦合烏集—解散しやすきよせあつめ
膠漆—分離せざる堅きあつまり

氏の屬國なり。而して太閤はその將校なり。太閤は織田氏の將校を以て身を起し、乃ちその君の遺孤を欺き、之に加ふるに兵を以てせんと欲す。諸同列、その力を畏れ、その惠を私して、逡巡して、敢て爭ふ莫し。而るに公、獨毅然として弱を扶けて、強に抗す、野次の一戰に、その二驍將を獲たるは、固より以て奸雄の膽を破り、而して天下の心を服するに足る。この時に當りて、太閤の據る所は近畿の諸州に過ぎず。瓦合烏集、人々、觀望を懷く。而して公は參遠膠漆の民を以てし、加ふるに甲信の精鋭を以てす。勳舊、忠義、雲の如く、雨の如し、和親をして成らしめず、兩姓をして兵を構へしめば、天下の事、未だ知るべからざるなり、昔者、曹操、劉玄德に謂ふ、「天下の英雄は、唯君と我とのみ、袁本初の輩は論ずるに足らず」と。今太閤を以て柴田勝家等に視ぶるに、猶操の本初に於けるが如し。而してその公を憚るや、啻に玄德のみならず。宜なり、その辭を卑くし、禮を厚くして、百方、和を講ずることや。是太閤の至計、以て速に天下を取る所以なり。而して天下の權は、已に德川氏に在り。何ぞや。我れ戰ひ勝ちて、彼和を求む。求むる者は彼にあり。許す者は我に在り。我和せんと欲せば、則ち和し、戰はんと欲せば、則ち戰ふ。安危禍福、一に決を我に取る、我已に天下の權を有せざらんや。唯

發縱指示—先導して向ふ所を示す

○家康が天下を得たる所以

彷徨—さまよふ

馳驟—はせまはる

綬帶垂槖—危害に備ふる必要なきこと、槖はふくろ

發縱指示して、收めて之を寧んずる能はず。故に太閤の群雄に於けるは、苟に之を一時に制服するのみ、豈に長久の計ならんや。その速に天下を得る所以は、乃ち速に之を失ふ所以なり。梁の武帝言へる有り。「吾より之を得て、吾より之を失ふ　復恨むる所無し」と。則ち太閤それ亦恨むる所無きか。

○徳川氏正記　徳川氏

外史氏曰く、吾嘗て江戸に遊び、その城闕の壯、侯伯邸第の夥しきを觀る。既にして東海を歷て、尾濃の間に彷徨し、北は信越の諸山の綿亙重疊して來り、迤に京畿に赴くを望む。而してその南は沃野洪闊、參遠と接す。眞に天下の衢路、千軍萬馬の馳驟を想見す。今の邸を布き第を列する者、その初皆嚮背を是に決せるなり。蓋し源平以還、治少くして亂多し。群雄碁峙し、分裂梗塞して、その幾百歲を閱するかを知らず。而して今吾綬帶垂槖、糧を齎さずして行くは、則ち誰の力ぞや。世の論者或は大阪の事を病へて、東照公の德を累すを爲す。是時勢を知らざる論なり。吾曰く、公の天下を取るは、大阪に在らずして、關原に在り。關原に在らずして、小牧に在りと。夫れ公は織田

瘡痍―きず
柩肉云々―死して間もなきに
鷙鷹俊狗―強き鷹すばやき犬

以て當然と爲す。彼の求むる所窮なくして、我の有する所盡くるあり。盡くるあるを以て窮なきに供す。その勢、之を海外に取りて之を塞がざるを得ず。是に於て、七道の民、その未だ愈えざるの瘡痍を裹みて、知る可からざるの地に趨き、連年成る所なくして、その力竭きたり。而して柩肉未だ冷ならざるに、羣雄各自立の心あり。蓋し怪しむに足る者なし。故に太閤の民力を愛しまざるは、その地利を惜しまざるに由る。而してその禍遂に此に至る。皆その自ら取れるのみ。然りといへども、太閤の雄才大略を以て、八歳に六十餘國を定むれば、則ちその餘力を以て之を海外に逞しくするは、固より其れ宜なり。豈に唯太閤のみ然りと爲さんや。當時の猛將、謀夫、雄傑の士、天下に布滿す。天下已に集りて、其傑驁巧狙、事を喜び、功を好むの心、猶未だ已まざるなり。之を鷙鷹俊狗に譬へんに、其噬囓搏擊の力、用ひて餘有れば、則ち必ず人に逼るに至る。故に朝鮮の役に、是天下の群雄をしてその噬囓搏擊を肆にして、その力を殺ぐ者なり。然れども徒にその力を殺ぎて、其をして獲る所無からしめば、則ち彼將に復我に馴服せずして、反りてその噬囓搏擊を我に施さんとす。嗚呼、之を養ひて、その術を得ず。安にか往きて可ならんや。能く之を飽かしめて、之を節する能はず。能く之を

閭巷—民間
博—博奕
揮霍—盛に使用し
自ら封殖して—己をのみ利して
膏腴—肥えたる土地

まざるなり。夫れその民力を愛しまざるは、固より以て危亡を招くに足る。而して地利を惜しまざるは、又以て久安を計るべからず。この二者、その勢相持し、而してその禍相因るなり。然れどもその初の速に天下を得る所以は、愛惜する所無ければなり。譬へば閭巷の人、博して大勝を獲るが如し。其をして勝たざらしめば、一窶人のみ。苟も勝たんか、乃ち大に之を揮霍し、その朋類を招き、酔飽喧呼、務めて快を一時に取る。唯然り。故に暴に富みて、而して人怨まず。太閤、人奴より起りて大國に主たるは、固より已に其望む所に踰ゆ。乃ち變故に遭遇し、機に投じ、會に赴き、動もすれば意の如くなるを得。皆初念の至らざる所。而して當時の將帥を四顧するに、皆その儕輩、或はその敢て比肩せざる所なり。一旦その上に立ちて、常にその己に服せざるを恐る。以爲へらく、吾微賤よりして利權を司るを得たり。苟も自ら封殖して人に分たずば、人將に吾と爭はんとす。而して吾が志速に成る可からずと。故に膏腴を割き、金帛を頒ち、動もすれば、數州の地を擧げて戰功を賞す。之を視ること啻に糞土の如きのみならず。彼その一世の豪俊を鼓舞奔走せしめて、驟に志を天下に獲しは、この術を用ひたればなり。然れども吾糞土として之を授け、彼亦糞土とし之を受く。未だ嘗て我を德とせず。而して

○秀吉を評す
高臺—高臺寺
朱明—明立の姓
覺羅氏—清主の姓
累葉—累世

○德川氏前記　豐臣氏

外史氏曰く、余東山に遊び、太閤の像を高臺の祠に謁す。祠門は蓋し征韓の艦材を以て之を造ると云ふ。嘗て韓人の紀する所を讀む。曰く、「明、使者を遣して、太閤の相貌を窺はしむ。矮にして黑く、他の異る無し。たゞその目光、炯々として人を射、仰ぎ見る可からざるを見るのみ」と。今其像を觀るに、信に然る者の如し。嗚呼、太閤をして女眞、靺鞨の間に生れて、之に假すに年を以てせしめば、則ち烏んぞ朱明の國を覆へす者は、覺羅氏を待たざるを知らんや。蓋其人と爲り、酷だ秦皇、漢武に肖て、而して雄才大略、遠く其右に出づ。夫れ漢武は豐富に乘じて、區宇を馭す。論ぜずして可なり。秦皇は六世の積威を挾みて、衰殘の六國を蹶す。太閤の徒手奮起して群雄を制服するに孰與ぞや。然れどもその民力を過用して、絕嗣の禍を取るは、則ち秦と等し。彼累葉の烈に藉りて、猶且つ免れず。況や匹夫を以て暴に起る者をや。然れども匹夫を以て天下を得るは、祖業を承けて之を失ふを重んずる者の如きに非ず。土地はその固有に非ず。故にその利を分つを惜しまざるなり。人民はその固舊に非ず。故にその力を用ふるを愛し

鋤鑿—すきかへす

蕪穢—戰亂

繩墨斧斤—法制を立て過ぎたるをけづり及ばざるを増す

や。然れども數百年分裂の世を定むるは、盤根錯節を治むるが如く、必ず鋤鑿斬斷を以て功を見る。その間必ず大に人心を矯拂する者あり。而して之を取るに甚だ難ければ、之を持つに必ず太だ急なり。將帥を待ち、臣民を御するに、猜忍刻厲の病なきこと能はず。中道にして禍に遇ひし所以なり。亦勢の必至にして、深く咎むるに足らざるなり、昔、周の世宗、英明の資を以て、混一の志を抱き、衆言に牽かれず、精を厲して進取し、半途にして沒すといへども、而も能く趙宋の業を開けり。右府の迹、蓋し之に似たり。而して豐臣氏、右府の將校を以て、その成緒を繼ぎ、能くその志を就す。而して王を尊ぶの義、四方を經營するの略に至りては、一として右府を師とせざるは無し。卽ち德川氏の興るも、亦此に因らざる能はず。以て王室將家竝に今日の盛を見るを致す。大業を佐け成し、四方に藩屏たる者、概ね右府の置く所に係る。則ち之を右府の業と謂ふも、亦何ぞ不可ならん。之を室を築くに譬ふ。その蕪穢を治め、その高卑を鏟り、而して又之が爲にその材木を鳩め、後人をして之に繩墨斧斤を加へ、成りて之に居らしむ。嗚呼、その勞寧ぞ沒すべけんや。

懃々―ねんごろ
銖兩―すこし
挐攫搏嚙―取り合ひかみ合ふ
隔閡―へだてかぎる

輕重するに足らざること、此の如きに至る。挾みて以て天下に令するも、天下未だ必ずしも聳動せざるなり。而して右府、之が爲に扶植經紀し、懃々として置かず。これその高義、齊桓を凌ぎて、晉文を駕すと謂ふといへども可なり。このときに當りて、群雄の方隅に割據する者、環視傍觀して、能く此に出づる莫し。その日夜務めて眠食に代ふる所は、曰く、戰のみ。而してその所謂戰は、徒に勝負を銖兩の間に較し、挐攫搏嚙、以て尋常を爭ふ。武田、上杉、北條、毛利の如き、概ね然らざるなし。獨り右府、超世の材を以て、籠蓋して之を取る。その武田、上杉を視る、猶我が藩籬の如く、其をして相持して決せず、日にその財賦を費し、月にその甲兵を斂れしめて、適以て我が東面を隔閡するに足る。而して我は以て力を專にして畿甸を經略するを得たり。畿甸已に定る。西面して毛利氏に臨む、枯を拉ぎ、朽を摧くが如きのみ。是に於て、我が疆土益大、兵力益强、强大の我を以て、費敝の敵に加ふ。上杉、武田、固より我を支ふる能はず。而して北條氏、孤立す。則ち東國皆圖る可きなり。是れその成算、夙に胸中に定る、奚ぞ必ずしも區々の勝敗を較せんや。猶夫の奕碁のごときなり。天下の群雄、方に角を守り、傍に依る。而して右府、獨り全局を以てその勝を制す。之を超世の才と謂はざるべけん

陳項—陳勝、項籍
周隋—宇文覺揚堅
建置本末—國を立てたる本と末
○信長が天下一掃に貢獻せる所
告身—受官の符

に由りて家を興す者、慶長庚子以後、封土を定賜し、之と更始すといへども、而も猶彼の漢の侯王の陳項に於ける、唐の將相の周隋に於けるが如し。その前代を源ねざれば、その建置本末、得て詳にすべからざるなり。余、故に先二氏を敍して、その勢の從りて來る所を論ずること此の如し。

○德川氏前記　織田氏（其二）

外史氏曰く、往時、平安の故老、元龜間のことを視るに及ぶあり。言ふ、その時、宮闕隳廢し、群兒頽垣の中に入り、土を摶ち戲を爲す。織田公來るに及びて、始めて觀る可き有りと云ふと。夫れ應仁以還、海内分裂し、輦轂の下、每に兵馬馳逐の場となる。右府に非ざれば、誰か能く草萊を闢除し、以て王室を再造せんや。朝廷、其功を醻ゆるに及び、擬するに征夷の拜を以てす。則ち辭して受けず。蓋し將家と王室と、倶に衰頽を極め、名重く、實輕し、猶所謂大將軍の告身、僅に一醉に直る者のごとからざらんや。右府の志、海宇を混同するに在り、遽に虛名を冒すを欲せず。之を彼の關東管領を假りて、隣國に誇る者に視るに、その器量固より間あり、抑朝廷の名器、天下の豪傑を

扼塞―おさへふせぐべき至要の地

參遠―參河遠江

に足る。否らずば、即ち功臣も亦、諸侯と等しからんのみ。我を戴くの心無くして、我に爭ふの意有り。是織田氏の禍を被る所以なり。能く外諸侯を存すといへども、而も長を斷ち、短を補ひて、勢力をして、略敵せしむるを知らず。又大に宗族を封じて、その扼塞に據り、犬牙相制して、以て其邪心を鎭壓するを知らず。是れ豐臣氏の嗣を絶つ所以なり。織田氏は唯之を取るに難んず。故に之を分つに重んず。豐臣氏は唯之を取るに易んず。故に之を分つに輕んず。之を輕んずると之を重んずると、其情異なりと雖も、其天下英雄の心を收むる能はざるは一のみ。故に曰く、二氏は封建の弊を承けて、而して之を裁するの術を知らずと。我が德川氏に至りては、二氏の失に鑑みて、其衷を秉り、之を矯むるに漸を以てし、其内外、輕重の際を權りて、萬世に維持す。封建の勢、是に於て、一定して復撼すべからず。唐の柳宗元、封建を論じて曰く、「勢なり」と。余曰く、封建は勢なり。勢を制するは人なり。彼郡縣の世に生れて、而して利弊を千載の上に揣る。其をして我が邦の今日を目せしめば、以て如何と爲すか。蓋し德川氏の太平を致すは、參遠勳舊の力に由るといへども、而も新附將帥の功與れり。今の外藩列國、邦を足利氏以前に成す者は、島津、佐竹、伊達、上杉、毛利、鍋島の如き、是のみ。其餘は、皆二氏

崛起—ぬきんで起る

蟠踞—わだかまりうづくまる

折衝禦侮—つきくじきあなどりをふせぐ

と稱して、之を世襲せしむ、土地、兵馬、儼然たる諸侯なり。而して封建の勢成る。足利氏、初め務めて、大封を以て將士に啗はせて、以て朝廷の權を撓むるを得たり。既に天下を得て、勢削るべからず。その政、既に衰ふるに及びて、その權臣、難を京師に構へて、所謂諸侯は、群起して之が黨援を爲し、又互に相呑滅して、益强大を成す。而して最後に、織田氏、その陪臣を以て、崛起して、之を幷す。部下は皆一時の英豪、攻擊して四方に出で、城を取り地を略する者は、因りて之を賞す。その志盡く天下の故國を鋤きて、その功臣を以て之に代ふるに在り。未だ成らずして踣る。而して豐臣氏、その將校を以て踵ぎて起り、織田氏の志す所、甚だ難くして成らざるを見る。是を以て、舊國の降附する者は、存して之を撫す。大なる者、或は八九州に蟠踞して、殺削を加へず。是を以て、速に混一を致すを得たり。而して沒して未だ幾ならずして、海内分崩す。之に由りて之を觀れば、封建の勢は、源氏に始りて、而して足利氏に成る。足利氏未だ其利を享けずして、其弊に勝へず。織田、豐臣、其弊を承けて、之を裁するの術を知らず。蓋し皆我が德川氏に待つ有るなり。夫れ外に諸侯有り、内に功臣有り。内功臣の封、外諸侯に抗する能はず。然して後、以て其内を親戴衛護して、其外を折衝禦侮する

口分―丁年のものが作るべき田
食封―高き位官の人に賜ふ領戸
功田―功勞ある人に賜ふ田
考課―能否をしらべて賞罰を加ふ

縣にして、治むるに守介を以てす。田は口分を以てし、租調を四徵す。而して朝の職位、皆田有り、食封有り、功田有り。その食封は、多き者も三千戸に過ぎず。功田は四等にして、之を世襲する者は、大功に止る。この時に當りては、未だ封建の勢有らざるなり。相門、權を世にせしより、所在、封戸、日に多く、不輸の地、不課の民、天下に半す。後三條帝、その弊を矯めんと欲して、而して遂ぐる能はず。是より以後、各國の莊園、其十の九に居り、守介の治むる所は僅に一のみ。甚しきは則ち國司、終に任に赴かず。而して權にその地方の豪族、武人を延きて、自ら代らしめて、之を目代と謂ふ。而して源氏起るに至りて、國司に守護を置き。莊園に地頭を置きて、糧粟を分領して、盜賊に備ふ。則ち猶に謂ふ所の目代の類は、六十州に碁峙す。而して封建の勢始る。北條氏、その遺制に因りて、守護の任、猶考課易置すること、古の國司の如くするを得たり。然れども往往因襲して、之を子孫に傳へ、漸く封建の勢を成す。而して建武中興の時に至りて、朝廷、特恩を以て武臣の心を收めんと欲して、新田、足利の諸族を以て、諸國の守護に充つ。概ね一姓を以て二三州に連ぬ。名は守護たりといへども、その實は之を封建にするなり。足利氏叛くに及びて、その成績を奪ひて、之をその子弟功臣に與へ、仍りて守護

の智略を言はずして、その果斷を云ひ、その果斷を言はずして、その事の義に合ふを云ふ。之を天子に請ふに至りては、又義の大なる者なり。且つその貢賦を效して、朝議を助擧するを觀れば、則ち心を王室に存する、一日に非ざるなり。昔者、孫堅、英雄の姿を以て、志、漢室に嚮ひ、奮ひて强賊を討ち、身を出して顧みず。又策、權といふ子あり。遂に能く江東を據有し、魏武の勢を以てして、取る能はず。毛利氏の關西を以て織田氏に抗するは、之に類するに庶幾し。元春の善く戰ふは策に類し、而して隆景の善く謀るは權に類す。皆絶人の才にして、力を勠せ、心を協せて、輝元に臣事し、之をして舊業を失はざらしむ。是その義最も及ぶべからずと爲す。輝元、孫皓の虐なしといへども、而も力を度り、德を度らずして、衡を中原に爭ふ。宜なるかな、その削弱せらるゝや。然れどもその封土、屹然として、猶西陲に雄たるは、豈に元就父子の高義に由るに非ざらんや。

絶人—人並はづる
皓—權の子

○德川氏前記　織田氏（其一）

○封建の由來

外史氏曰く、封建の勢を我が邦に成すや。その來ること遠し。在昔、王家、七道を郡

義戰なし—「春秋に義戰なし、彼此より善きは則ち之あり」
牧伯—大名

仆一起、誰かその曲直を知らん。孟子の所謂義戰なしとは、是のみ。唯元就の陶賊に於けるは、北條早雲の堀越に於ける、羽柴秀吉の明智に於けると、その事皆稱道すべし。故にその功効皆此の如きを致す。而して元就、最もその難きものなり。夫れ亂臣賊子は、人、之を討つを得。然れども戰國の俗は、唯利を見て、義を聞かず。陶賊の事の如き、四隣の牧伯、熟視して、敢て齟齬するなし。甚しきは相率ゐて、之に歸して倚賴を爲すに至る。獨元就、微力を以て誅討を圖り、而して又之を天子に請ふ。名正しく、言順ふ。義旗の指す所、堅として破れざるはなし。炬を暗室に掲ぐるが如く、衆目駭き觀る。以て大義を天下に伸べ、天下をして響應して、之に歸せしむるに足る。而して何ぞ十三州を圖るに足らんや。大凡英雄の事を成す、皆以てその智略の致す所と爲す。而してその事の義に合ひて、能く人心を服するものあり。而して自ら知らざるなり。後の追論する者、亦徒に其成敗を視て、盡くその智慮に成ると謂ひ、而して天下の事、智慮の及ばざる所に出づるあるを知らず。況や夫の危疑の際に當りて、機會の來る、間、髪を容れず。苟も區々の計算を以て、之が萬全を要するは、吾其れ身を終へて事に及ばざるを見るのみ。故に彼の治世の論は、以て亂世の英雄を揣る可からざるなり。吾元就を論ずるに、そ

比肩接踵―一時に起る

悖逆―道にもとる

○毛利氏の高義

喧呶毆擊―かまびすしくよばはりうちあふ

て、己の法を施す。大にその力を展べて、確闘して勝敗を決する能はざるなり。今二公は、孫、吳の能を挾み、趙、魏の甲を擅にして、一時に比肩接踵するは、希世の遇と謂ふべし。後の兵を言ふ者、二公相與にするの迹を觀て、その形勢機權の大なるを識りて、然る後に之をその書に參し、眞僞を辨別せば、その法得て詳論すべし。余、是を以て二家を合敍す。昔者、吾が父嘗て行きて、甲斐を過ぐ。甲斐の民、飲食するに必ず館君を稱ふ。館君とは、信玄なり。信玄の悖逆を以てして、能く强敵に抗すること十數年にして、相下らず。豈にその民を敎ふるに素あるを以てに非ずや。謙信の事、世に傳らざる所多し。余、畠山氏、宇佐美氏の說を幷せ考ふ。又米澤人士と交游す。余の爲に言ふこと此の如し。

○足利氏後記　毛利氏

外史氏曰く、余は安藝の人なり。その都邑城池を俯仰すれば、輒ち毛利氏の盛時を懷ふ。嚴島を觀る每に、亦未だ嘗て元就の賊を鏖にせしを想見せずばあらざるなり。夫れ室町の時、天下紛々として、日に兵爭を事として、群兒の暗中に鬪ふが如し。喧呶毆擊、一

侯甸―畿内近附の地

跳盪―とび出す

噬搏―戰闘

へて我が邦の極則と爲すは、此に由るのみ。然れども源氏、足利氏は、毎に東國より起りて、その兵、騎戰に習ふ。而して足利氏は京畿に居て、馬政を恤へず。織田、豐臣、德川、竝に侯甸に起りて、騎少く、歩多し。即ち二家の如きは、較騎多しといへども、亦その國の險にして騎に便ならざるを以て、騎は率ね徒に遠きを致すに取る。戰に至りては、概ね馬を舍てて歩鬪す。故に騎戰遂に廢す。又火器と長槍とを用ひ、以て軍鋒と爲す。而して弓矢の用稍衰ふ。是又我が邦兵體の變遷、知らざる可からざるなり。此時、兵農別るといへども、往々、漁獵の者を收めて弓銃手と爲し、盜賊を收めて間諜と爲して、隊伍を補ひ斥候に充つ。二家皆是なり。二家の陣、大約、弓銃手、前に居り、長槍の歩卒、之に次ぎ、騎士、之に次ぐ。牙旗、鼓螺、中に居り、右左拒みて之を夾み、輜重、後に居り、游兵、外に居る。戰ふ毎に、交弓銃を發し、長槍、之に從ふ。士は馬を下りて進み、或は卒傍より出で、或は中より跳盪して出づ。戰酣なるとき、或は麾下を以て之に乘ず。變化、準なしといへども、概ね此を以て常と爲す。一時竝にこの法を同じくす。而して群雄、環視して、獨二家を畏る。その噬搏して解けざるを幸として、敢て觸れ犯さずと云ふ。夫れ孫武、吳起、世を同じくして生れず。饒ひ世を同じくして生れしむるも、人の兵を借り

勇悍趫捷—いさましくたけ〴〵しく身がるにしてすばやし

撫摩鍊冶—なでさするやうにしてなづけ、れりきたへる

闔國—國中

束伍結陣—隊伍をつくり陣立をする

悍趫捷にして、恥を重んじ死を輕んずるは、我が國俗の自ら有する所。我が先王、又之を養ふに恩を以てし、之を結ぶに信を以てす。之を撫摩し、鍊冶し、數百千年を經るも、闔國の民、その上に親しみ、その長に死すること、手足の頭目を扞るが如く、以て能く四隣を震懾し、魏唐の强大といへども、加ふる能はざる所以は、この俗を恃めばなり。唐氏に通ずるに至るに及びて、乃ち此を舍てて彼を學び、樸を劃りて、文と爲し、强を鍥みて弱と爲す。平時は奔競し、急あれば遁逃す。朝を擧りて、皆婦人に幾し。而して先王の遺民、勇にして死を輕んずる者、皆將門の收むる所と爲る。此を以て、王權を奪ひ、私利を營み、爲す所として成らざるはなし。承久、建武の事、輒ち皆然りと爲す。故に先王の自ら衞る所以は、後王の自ら累ふ所以、均しく是兵なり。用捨何如と顧みるのみ。降りて戰國に至りて、この兵各群雄の分ち領する所と爲りて、日に淬ぎ、月に厲ぎて、愈用ひて、愈勁し。而してその撫摩鍊冶して、之に敎へて、後戰ふものは、武田、上杉より過ぐるはなし。故に我が邦の兵の精は、この時に極る。而して二家は、又精の精なるものなり。且つ源平以還、其兵皆散じて自ら戰ひて、將勇に、卒鋭なるものは勝つ。必ずしも束伍、結陣、坐作、進退の法あるに非ず。之あるは、二家に始る。二家の兵法、傳

緒業—はじめかけた業

不世出—世に稀なるもの

○謙信及び信玄の兵法

地狹くして力合す。同舟、江を濟り、期せずして救ふが如し。此を以て敵に臨む、天下に橫行すといへども、難きことなし。而るを況や兩上杉氏に於けるをや。氏綱、氏康、緒業を續ぎて、强大を致せる所以も、亦この道に由るなり。氏政、氏直に至りて、已に兩上杉に代りて、八州の富强を擅にす。意滿ち、志侈りて、復心を此に用ひず。上下漸く遠ざかり、君民親しまず。區々の法令を恃みて、その下を制馭せんと欲す。而してその下の心、既已に之を去るを知らず。將何を恃みて天下の勁敵に抗せんや。然して豐臣太閤、不世出の略を以てし、之に加ふるに我が東照公を以てして、左提右挈して、天下の猛將精兵を率ゐて、往きてその罪を問ふ。その勢力は以て天地を震撼するに足る。而して合圍すること半歲にして、纔に能く之を擧げたるは、その父祖の人心を收攬して、固く結びて解く可からざる有るを以てにあらずや。

○足利氏後記　武田氏上杉氏

外史氏曰く、世に二家の兵書を傳ふ。後人の假託に出づるものあり。盡く信ず可からず。特に兵を我が邦に言ふに、二公に期するは、その由を知らざる可からざるなり。夫れ勇

○後北條氏關八州得失の因
三略―兵法の書
綱維―政治の大綱
雲蒸龍變―雲たちのぼりて龍化す

して天下の形勢、分合の際に於いて、又以て覽るに足らんか。

○足利氏後記　後北條氏（其二）

外史氏曰く、余聞く、早雲、嘗て儒士を召して、黄石公の三略を說かしむ。その首に言へるあり。曰く、「主將の法は、務めて英雄の心を攬る」と。早雲、之を聞きて曰く、「止めよ。吾旣に之を得たり」と。復說かしめずと。嗚呼、以あるかな、その流寓漂泊の人を以て、八州を據有して、五世の基を開けるは。夫れ足利氏、其綱維を隳して、權臣內に鬩ぎ、海內戰爭す。然る所以のものは、他の故なし。天下の英雄、各其心を以て心と爲して、主將、之を收攬する能はざるのみ。早雲は蓋し早く此に見るあり。以爲らく、天下の事知るべきのみと。故に一劍の任に仗りて、天下を周流して、武を用ふるの地を求む。一たびその地を得れば、雲蒸龍變す。之を拒ぐもの或るなし。夫れ兩上杉氏は百年の故家、財賦の富、兵馬の雄を以てして、早雲、赤手を以て之を圖る。奚ぞ錐もて山を鑿つに異ならんや。乃ち能く戰へば勝ち、攻むれば取り、其死命を制せしは、果して何の恃む所ありて然るか。亦その英雄を結納し、その驩心を得るを以てなり。兵寡くして志一、

介立―はさまり立つ
夷―平且
庸主―つまらぬ大名
糜爛―たゞらかす

能はざるなり、織田氏は、四氏の中に介立して、その西を先にしてその東を後にす。強を避けて、弱を撃ち、險を舍てて、夷を取る。是を以て力を用ふること少くして、功を成すこと速なり。豐臣氏も亦その遺謀に因りて、遂に以て合一するを得たり。織田、豐臣の形勢に於ける、察する有るが如し。而してその居る所に至りては、足利氏と未だ嘗て大異同あらざるなり。その既に合して、又裂れ、久しく天下を馭する能はざる所以も、亦此に出づるか。夫れ織田、豐臣は、足利氏に代る者なり。而してその有する所の土地、山河は、大に四氏に過ぐる能はず、或は大に之に過ぎて、その久しきに及ぶ能はざるなり。之を要するに、この四氏は、時の衰亂に乘じて、各智勇を奮ひて、一方に雄據し、一方の民、倚りて一日の安きを享く。他の小國の庸主、徒にその民を糜爛して、成す所なき者と日を同じくして語る可からず。則ちその天下に於ける、功德なきに非ず。又目するに足利氏の叛臣を以てするを得ざるなり。若し四氏の據る所、孰れか王土に非ざると曰はゞ、則ち時勢の變、遞に此に至る。一日の故にあらず。四氏を咎むる所以に非ざるなり。その一方を經營するに至りては、謀臣猛將の迹、紀するに足る者あり。吾故に之を列敍して、その盛衰興壞の由を詳にし、國家を有つ者をして、鑑みる所有らしむ。而

藩屏―まがきおほひ
内訌―うちわのあらそひ
呑噬―のみあひかみあふ
龍驤虎視―龍の如くのぼり虎の如く見る
横塞―よこたはりふさぐ

彼を舍てて此に居る、謬れり。然れども亦已むを得ざる有るなり。彼南朝を慮りて、遠く鎌倉に居る能はず。故に鎭するに子弟を以てして、室町に藩屛たらしむ。而して適〻爭端を啓き、又その内訌に因りて、之を覆して、室町遂に是より亂る。是その四方を制馭する能はずして、王室の敗を襲げるは、形勢を失ふ故にあらずや。その季世に及びて、七道の豪傑更に相呑噬し、元龜、天正の間に至りて、海内裂れて八九と爲る。その最も大なる者四氏あり。曰く北條氏、曰く武田氏、曰く上杉氏なり。毛利氏は、安藝に起りて、山陽、山陰十三州を幷せ、疆土尤も廣し。その次を北條氏と爲す。北條氏は、伊豆を取りて、之に據りて、遂に關東八州を幷す。武田氏は、甲斐に起りて、信濃、飛彈、駿河、上野を幷せ、上杉氏は、越後に起りて、越中、能登、加賀を幷せて、莊內、會津に及ぶ。皆爭ひて耕戰を務め、帶甲數萬、積粟、山の如し、龍驤虎視、東西に角立して、宇內を包擧するの心有らざるはなし。夫の北條氏が、天下の胸腹に據りて、一たびその兵を出して、中原を窺ふ能はざるは、武田、上杉、その脊に據り、以て其衝に橫塞すればなり。而して二氏の勢力相敵し、相持して決せざれば、又その西を圖るに暇あらず、毛利氏は、疆土廣しといへども、その股脛を以てその腰臂に向ふ。固より中原に抗衡する

鼎—帝業
竊據—土地をぬすみよりどころとす
覇—諸侯の旗がしら

るは鮮し、昔、文武あり山海の形便に因りて、以て七道に分つ。而して王畿は中に居る。桓武、鼎を平安に定めて、四方環り嚮ふ。蓋し亦盛なるかな。然れども王政の衰ふる、方隅稍竊據して制すべからざる者あり。或は速に討滅に就くといへども、而も天下の勢、漸く分裂に趨きて、鎌倉の覇を馴致す。是より以還、關東の形勢、常に天下に雄たり。而して京畿、之に能く勝つことなし。余嘗て東西に歴遊し、その山河の起伏ずる所を考へて、以爲へらく、我が邦の地脈は、東北よりして來りて、漸く西し、漸く小さし。之を人身に譬ふれば、陸奥、出羽は、その首なり、甲斐、信濃は、その脊なり。關東八州、及び東海の諸國は、その胸腹にして、而して京畿は、その腰臀なり。山陽、南海以西に至りては、則ち股のみ。脛のみ。故にその腰臀に居て、その股脛を制す可きも、以てその腹脊を制すべからず。且つ平安は四戰の地、天下、事あれば、必ず兵を被むる。鎌倉の獨一面を以て、西、中原を制するに如かざるなり。元弘の時に至りて、能く一擧して、北條氏を取れるは、海内怨み畔き、禍、その腹心に起るに由る。能く西を以て東に勝つに非ざるなり。その盛なる時に方りて、鎌倉を以て根本と爲して、府を京師、筑紫に置きて、その天下を制する、臂の指を使ふが如くす。而して足利氏は、その爲す所に反して、

介々然—箇を執りて動かざるさま

○後北條、武田、上杉、毛利、四氏の興亡

制馭—おさへ治む

の一日も居る能はざるを知るなり。余謂ふに、足利氏の名實を幷有せんと欲するや、その自ら處するに於て、已に義を失ふと爲して、その上に事へ、下を御するの際に於いて、又計を失ふもの有り。何を以て之を謂ふ。夫れ我已にその實を有して、天子に貽すに虛器を以てす。是虛器を擁する者のみ。何ぞ必ずしも介々然として、北を扶けて南を擠さん、唯それ北を扶けて南を擠す、この故に、天下囂然として寧一するある莫し。而してその舊臣、門族を分つや、所謂三管領は、皆大封に據る者なり。既に之に與ふるに、土地人民の富を以てし、而して又之に假すに、官號の崇きを以てし、之に授くるに、權柄の要を以てす。是奚ぞ虎に傅くるに翼を以てするに異ならんや。應仁の亂、是その由りて起る所たり。而して終に上將も亦虛器を擁すること、王室に同じきを致す。その極や、その位號を幷せて之を喪へり。是所謂名實を兩失するなり。豈に計の失へる者に非ざらんや。

○足利氏後記　後北條氏（其一）

外史氏曰く、天下を制馭するは、勢形より善きはなし、苟も形勢を失へば、分裂を致さざ

虛器―名ありて實權なき位
踰越―のりこす
驕侈跋扈―おごりわがまゝ
乘輿―天皇
攝籙淸華―攝政や大臣の家
輿儓―こしなどをかく賤しき身分の者

の有に非ざるなし。而して朝廷、徒に虛器を擁す、徒之を分取するのみならざるなり。然れども名分の在る所、踰越すべからず。故に北朝の天子を擁戴して、己上將を以て天下を宰す。猶源氏の故のごとし。義滿に至りて、驕侈跋扈、乘輿に僭擬し、信を外國に通じて、日本國王と稱し、舊臣、門族を分ちて、攝籙、淸華に倣ふ。豈に名實を竝有せんと欲するに非ざらんや。朝廷、その贈號を擬するに、太上天皇を以てす。無稽の甚だしき、笑を千古に貽すといへども、而も義滿の素心蓄ふる所、亦以て見るべし。その早世して志を終へざる、我が邦の幸と謂はざるべけんや。而るに或者、之を憾むるは、何ぞや。昔者、孔子、告朔の餼羊を愛しむ。王室旣にその實を喪ふ。賴むはその名あるのみ。而して今又擧げて之を褫はんと欲す。是足利氏を助けて虐を爲す者なり。晉は侯を以て周の天下を宰し、霍氏は大將軍を以て漢の天下を宰す。古より之あり、是亦可なり。必ずしも別に名號を撰び、以て其實に稱へざるなり。且つ夫れ公侯より輿儓に至るまで、次を以て相僕役して、王臣に非ざる者なし。何ぞ不順と爲さんや。饒令、新に爵號を建つるも、猶平新皇の爲の如きのみ。豈に能く千歲因襲の名、民の耳目に在りて、その心を服するに足るが如くならんや。假ひ足利氏をして、或者の說の如くならしむるも、吾そ

不稱―名稱にかなはぬ
參酌―てらしあはせてよきをとる
尺地一民―少しの土地人民

利氏の宗族、君臣、更相屠戮し、十三世の久しき、而も殆ど寧日なきは、豈に其盜奪の報に由るに非ざらんや。後の人臣たるもの、亦以て懼を知るべし。或人曰く、「將家の禮制、概ね義滿の時に成りて、憾むべきものあり。夫れ天子の事を行ひて、之を將軍と謂ふ。已に不稱と爲す。而して之が下たる者、封を將軍に受けて、爵を王朝に班す。又不順と爲す。義滿をして、學あり、術あり、古今を參酌して、官爵を創立せしめば、己天子に下る一等にして、王朝の公卿を除くの外、天下の萬姓、盡くその臣と爲さば、豈に善からずや」と。外史氏曰く、噫、是足利氏を助けて、虐を爲す者なり。夫れ天下、名あり、實あり。昔、我が王家、海內を統馭する、租に食み、税に衣て、爵秩を以て功勞に酬う。この時に當りて、名實の權、竝に朝廷に在り。その後に及びて、その名を盜みて敗るゝ者あり。平將門是なり。その實を竊みて成る者あり。源賴朝是なり。その名實を幷有せんと欲して之を兩失する者あり。則ち足利氏是のみ。失れ將門未だ八州を定めずして、先帝皇に擬し、天誅、踵を旋らさず。賴朝乃ち守護の設を請ひ、天下の兵食を分取す。而れどもその號は則ち追捕使と曰ふに過ぎず。既にその腹に充てば、何ぞ必ずしもその服を華にせんと曰ふが若し。尊氏、中興の業を奪ふに及びて、尺地一民も、そ

濫賞侈封―妄りに賞賜しゆたかに諸侯を封ず
裁抑―制御
苟且攫竊―一時のまにあはせにぬすみつかむ

て制し易く、而して進退易置の權、常に我に在ればなり。足利氏に至りては、之に與ふるに土地の饒を以てし、之に授くるに人民の富を以てし、その勢以て亂を爲すに足る。而して又之を子孫に襲がしめ、牢として拔くべからず。豈に以て預めその變を防ぐ莫かるべけんや。然り而して漫然割與し、動もすれば一姓をして三四州に踞するを得しむ。甚しきは、天下六分の一に居りて、之を能く制するなし。その鎌倉を封ずるに至りては、室町と二君の如し、遂にその子孫猜疑相圖るを致す。而して之を終ふるに、鎌倉は上杉氏の覆す所と爲り。室町は細川氏の弱むる所と爲る、皆所謂尾大なれば掉はず。末大なれば必ず折るゝものなり。然れどもその之を爲すは故あり。彼その王家中興の業を奪はんと計る。故に濫賞侈封、務めてその慾に充て、復その後を計らず、以て苟も天下を取る。天下已に集る。而して裁抑すべからず。一たび問ふ所あれば、眦を裂きて起る。怪しむに足るものなし。彼の慾に充てて、我の私を濟す。彼我が私を知りて、その功を以て我に邀む。我何を以て之を制せんや。蓋し足利氏、土地、人民を以て、天下の豪俊に餌して、之を掣する能はず。その餌を併せて之を失ふ。亦哀むべきなり。故に彼の天下を取るに急にして、苟且攫竊の計を爲す者、未だ禍を子孫に貽さざる者あらず。足

邈佶烈―存勗を滅すに功あり叛卒に推されて唐主となる

趙藝祖―趙の始祖、瓊匡胤

○足利氏の尾大不振

撲く―ひきあつむる

強鷙桀黠―わるづよく又わるがしこし

佶烈の天に祝り、眞主を生じて、天下を安んずるを願ふがごとし。世に稱す、趙藝祖は祝に應じて生ると。我が二百年の後、足利氏に代りて興る者、實に新田の遠裔に出づ。亦烏んぞ義貞の祈に應ずるに非ざるを知らんや。則ち天運果して復る時あり。勝敗の數、未だ歳月を以て較すべからざるなり。

○足利氏正記　足利氏

外史氏曰く、源氏は、王土を攘みて、王臣を撲く者なり。足利氏は、王土を奪ひて、王臣を役する者なり。故に足利氏の罪を論ずれば、源氏に浮ぐ。而して源氏は再傳して亡び、足利氏は乃ち之を十三世に延ぶるを得たるは、蓋し源氏は宗族を剪除して、孤立自ら斃れ、而して足利氏は子弟舊臣を封建して、相維持するに足る、故に遽に滅びざるのみ。然れどもその封建や、本末輕重の勢を制するを知らず。是を以て、纔に能く一時を僞定するも、而も反者蝟毛の如くに起る。その中葉以後に至りては、天下禽奔獸遁して、復制すべからざるなり。夫れ源氏の將士、その強鷙桀黠、足利氏の時に減ぜざるなり。而れども奔走馳驅、一人の弓を彎きて、東に向ふ者なきは何ぞや。他なし。その力微弱にし

市塵迷離―室町の花の御所も今は町家となりてちりほこりがたつ

てて闕を犯さじ。是又その次なり。その叡山を辭するに及びては、則ち事爲す可からず。然れども太子を擁するを得、進退自如たり。越前に赴く爲して、潛に上野に歸るも、勢或は達すべし。舊部を收合し、賊の巣窟を奪ひ、據りて根本と爲し、進めば、則ち恢復を成し、退けば則ち翼戴を圖り、又以てその才を展べてその志を得べし。計此に出でず、無根の兵を以て、東西に奔走し、而して謀と戰と皆己に由らず。宜なり、その困屈成る所なきや。然りといへども、命を奉じて周旋し、意を鋭くして王に勤む。便利を占むるに暇あらざるは、義貞たる所以なり。その死時を觀るに、猶錦嚢の詔書を佩ぶ。その報國の志。百敗挫けざるを見る。今に至るまで凛として生氣あり。而して老賊の骨、朽腐已に久し。十三世の室町、徒に市塵迷離を見る。その斷礎を索むるも、復識る可からず。義貞の運を天に聽するは、其れ此を以てか。余嘗て謂ふ。新田、足利の兵爭は、猶朱李の唐季に於けるがごとしと。義貞の忠勇、克用に勝りて、義興等の英邁、存勗に讓らず。存勗、汴梁を覆滅す。而して義興等、室町に報ずる克はざるは、亦牽制する所ありての故に非ざるか。抑我が東北の形勝、河北、太原に同じ。而して新田氏は據有する能はず。然れども義貞、山靈に祈るに、その子孫再び起り、賊を滅すを以てす。又猶邈

主聰壅蔽—天子の聰明な御耳もふさがれおほはれる

舊府—鎌倉

逆節—反逆の行

ふなり。然れども當時、主聰壅蔽せられ、國論苟婾なること此の如し。蓋し善謀ありといへども、輒ち行ふに難ければ、則ち宜にその戰を罪すべからざるなり。是の故に、官の爲にすれば、則ち敗れ、私の爲にすれば、則ち成る。寧ろ敗れて忠義たるも、成りて奸賊たらず。義貞の志も亦悲しむ可し。吾平安に居り、東山の岡阜起伏を觀る毎に、義貞力戰の處を指し、仰ぎて叡山を見て、又その拜辭北行の時を念ふ。帝南遷するに及び、蓋し深くこの擧を悔い、哀痛の詔を下すも、而も已に及ぶなし。噫、君臣の際會や難し、慨歎せざるべけんや。假し義貞をして覇心あらしめば、その初め鎌倉に克つに當りて、北條氏の餘燼未だ滅せず、而して足利氏の反迹已に形る。義貞、此を以て請を爲し、坐して舊府を鎭し、力を蓄へ威を養ひ、護良親王と、東西謀を合せ、君側を淸めんと請はば、朝廷敢て聽さずばあらじ。尊氏をして或は天子を挾みて、我に臨ましむるも、その逆節漸く長じ、天子終に堪ふる能はず。必ず將に我を引き、以て自ら援けんとす。猶後白河の近く義仲を疎んじて、遠く頼朝に欵しむがごときのみ。是新田氏の上計なり。然らずば、其始め鉞を授けらるゝに當り、進みて信濃、上野に據り、之を奥羽に連ね、俯して八州を瞰ひ、賊の吭を扼して、その背を拊たば、賊、形格し、勢禁じ、必ず我を乗

總戎―兵事の總裁

必ずしもその實あるに非ず。中興總戎の寄に至りては、固より義貞に屬すと云ふ。余の兩家を列敍するは、此を以てなり。然れども新田氏の義を起すは、護良親王に由る。而して足利氏の逆を謀るも、亦此を以て首と爲す。故に附見すと云ふ。

○新田氏正記　新田氏（其二）

○義貞の人物

兩端―二心

再燃―再び起る

外史氏曰く、余、義貞の手記する者を見るに、蓋しその未だ事を擧げざる時、家の子弟に武門の法戒を語る。淺近のみ。然れども言へるあり。曰く、「將となる者、上を奉じ、下を撫し志を決して行ひ、運を天に聽せ、人を尤むる勿れ」と。義貞、元弘に成りて、延元に敗る、亦時運に可不可あるか。將上の人、之に負くあるか。叡山の事に至りては、之に負く甚だしと謂ふべし。帝蓋し此より前、未だ嘗て事を面議せず。此に至りて、亦兩端を嘗試み、孰れか成るを僥倖す。是を以て將師を待つ。惡んぞ時艱を濟はんや。吾嘗て咎む。義貞の東伐するや、兵を按じ、重きを持し、奧兵のその內を擾すを俟ちて、後に之に應ぜんともせず、懸軍長驅し、一敗賊勢を成す。賊、西奔するに及びて、則ち甲を捲きて窮追せず。兵を堅城に頓め、以て賊の再燃するを致す。是緩急兩つながら機を失

數奇敗衂―ふしあはせで戰に敗る
衣纓―公卿
掣肘牽累―干渉して自由にさせぬ
介冑の族―武人のやから
困踣―くるしみたふれる
倍畔―そむく

以て然らずと爲す。朝廷、新田氏に倚る、新田氏、朝廷に倚るに非ざるなり。新田氏の將帥材武にして、部屬精勁なるは、足利氏の企て及ぶ所に非ず。而して數奇敗衂、終に消亡に至れるは、他の故無きなり。天下、朝政を厭苦して、武治を謳歌す。故に尊氏の私を營むを利として、義貞の公に奉ずるを便とせず。已むを得ずして之に從ひ、勉強して戰に赴き、雜ふるに衣纓の褊裨、畿甸の召募を以てし、掣肘牽累、動もすれば意の如くならず。之が將帥たる者、豈に難からざらんや。嚮に義貞をして亦足利氏の爲す所に出でしめば、則ち介冑の族、將に雲合霧集して之に歸せんとす。而して足利氏焉んぞ能く之に加へん。天下の事、皆圖る可きなり。何ぞ困踣すること此の如きに至らんや。是その禍福利害、三尺の童子といへども、亦能く之を知る。義貞寧ぞ知らざるあらん。而も終にその節を改めざるは、豈に己王家の倚賴に任じ、倍畔するに忍びざるを以てにあらざらんや。否らざれば則ち源氏の統、その新田氏に歸する久し。是寧ぞ成敗を以て論ずべけんや。且つ夫れ將門の統ある、必ずしも帝室の如きに非ざるなり。況や足利氏の所謂將軍は、その第三世に始る。その父その祖の如き、皆命を正統の朝に受けたるに非ざるなり。命を正統の朝に受けて、將軍と爲れるは、乃ち護良、成良二親王なり。而も

軒輊—上下
外家—外戚にして卽ち母方
親昵—したしみちかづき
稔聞—熟聞
褻玩し—けがし

敗の迹を以て、之を軒輊するのみ。然れども二家の聲威、優劣あるは、由來有り。蓋し二家の同じく祖とする所は義國なり。義國、八幡公の子を以て、上野に謫せらる。所謂新田郡は、その食む所なり。二子義重、義康あり。義康はその外家田原氏に依り、足利郡に居る。終に分ちてその半を食むを得たり。而して義重は繼ぎて新田を有し、又義國の官爵を襲ぎたれば、則ち義重の嫡宗たるは明なり。然れども源頼朝起るに及びて、義重、之と隙あり。大炊助を以てその身を終ふ。子孫は上野の一武族と曰ふに過ぎず。而して義康は事變に遭遇し、頓に官爵を進めらる。又源義朝と同じく熱田より娶る。故に子孫、頼朝の親昵を受く。又世婚を北條氏に結び、互に相倚頼し、鎌倉に著る。後醍醐帝の未だ事を起さざるや、蓋し足利氏の强宗たるを稔聞せしならん。是を以て、その戈を倒にするを聞くに及び、遽に寵爵を許す。その朝廷を褻玩し、非望を覬覦するは、帝以て之を啓くあり。而して新田氏の功勞、遠くその上に出づるは、則ち二家交訟の日を待ちて、然る後之を知る。尊氏叛逆するに及びて、乃ち義貞の宗族に命じて之を防がしむ。而してその勢既に成り、復遏むべからず。歎ずるに勝ふべけんや。世或は謂ふ、「義貞の族望、尊氏に及ばず。故に獨立する能はずして、朝廷に倚りて重きを爲す」と。余は

澌盡灰滅—氷の如くに消え火の灰となる如くに滅ぶ

終古—いつまでも

鴻號—大なる天子の號

○新田氏と足利との比較

及び、一門の肝腦を擧げて、諸を國家の難に竭す。その澌盡灰滅に至りて、而る後足利氏始めて大にその志を天下に成すを得たり。蓋し朝廷大に楠氏の任ずる能はずして、以て楠氏自ら任ずる所以は、以て加ふる莫し。世の中興の諸將を論ずる、倘其資望の大小を視て、而して深く其實を揆らざるも、亦當時の見と等しきのみ。楠氏有らずば、三器有りと雖も、將に安くに託して、四方の望を繫がんとするか。笠置の夢兆、是に於て、益驗あり。而も南風競はず。倶に傷き共に亡ぶ。終古以てその勞を恤む莫し。悲しいかな。抑正閏殊なりといへども、卒に一に歸し、能く鴻號を無窮に煕む。公をして知る有らしめば、以て瞑すべし。而してその大節巍然、山河と竝び存し、以て世道人心を萬古の下に維持するに足る。之を姦雄迭に起りて、僅に數百年に傳ふる者に比すれば、その得失果して如何ぞや。

○新田氏正記　新田氏（其一）

外史氏曰く、新田、足利二氏は、皆八幡公に出づ。その門閥固より相下らず。而して新田氏は嫡宗たり。舊史に皆足利氏を以て、源氏の統を承け、號して將軍と曰へるは、成

復辟―天皇の位に復す
掃殄―掃盡

にして未だ死せずば、賊の滅びざるを患へざれ」と。夫れ一兵衞尉を以てして、居然として、天下の重きを以て自ら任ず。豈に値遇に感激し、身を以て國に許すに非ざらんや。故に能く赤手を以て江河を障へ、天日を旣に墜つるに回す。何ぞ其れ壯なるや。公、北條氏の精鋭を一城の下に聚めて、新田、足利の屬をして、その空虛を擣き、以てその渠魁を殪さしむ。帝の復辟するや、爵を疇い、職を任ずる、宜しく公を以て首と爲すべし。而も纔に結城、名和の輩と肩を比ぶ。その擧措を失する、以て中興の成る無きを知るに足る。足利氏の叛くに及びて、朝廷、方に新田氏に倚りて重きを爲し、公は特に褊裨に充て、その驅使に供せしも、亦その門地の若かざるあるを以てのみ。然れども京師の大捷、殆ど掃殄を致す者、公の策に因るに非ずや。嚮に帝をしてその新田氏に任ずる所の者を以て、公に任ぜしめんか、曷ぞ犬羊狐鼠の賊をして、吾が朝廷を蹂躙せしめんや。然れどもその死に臨み、子を戒むるを觀るに、又曰く、「吾れ死せば、天下悉く足利氏に歸せん」と。夫れ天下の爲すべからざるを知りて、猶その子孫を留めて、天子を衞る。その心を設くる、古の大臣といへども、何を以て遠く過ぎん。故に子孫能くその遺訓を守りて、正統の天子を彈丸黑子の地に護り、以て四海の寇賊を防ぐこと、三朝五十餘年の久しきに

二顔—顔眞卿顔杲卿
靖獻—難を平げて功を致す
○楠公の志
嶷立—聳立
扞護—防守

師を拒ぐ。二顔、之が先を爲す有り、許遠之が助を爲す有りて、江淮を遮蔽し、城を守りて、死を致しゝに過ぎず。之を以て之に視るに、勢の難易、功の大小、豈に日を同じくして語るべけんや。之を要するに、位、その器に滿たず、能くその才を展ぶる莫し。而も終に能く躬を以て國に殉し、先王に靖獻す。餘烈の及ぶ所、獨りその子孫のみならず。公卿にまれ、將士にまれ、各〻弓箭を執りて、以て王事に勤むるは、概ね皆楠氏の風を聞きて起る者なり、嗚呼、楠氏の如きは、眞に武臣の名に愧ぢずと謂ふべし、余故に楠氏の事を敍して、以て源平氏に繼ぐと云ふ。

○新田氏前記　楠氏（其二）

外史氏曰く、余、屢〻攝播の間に往來し、所謂櫻井驛といふものを訪ひて、之を山崎の路に得たり。一小村のみ。過ぐる者或は其驛趾たるを省みず。蓋し足利、織、豐の數氏を經て、世故變移し、道里驛程、隨ひて輒ち改れるのみ。余、是に於て、低回して去る能はず。顧みて金剛山の雲際に嶷立するを望み、公の義を擧ぐるの秋、及び其子孫の據りて、王室を扞護せしを想見するなり。公の行在に詣りて、天子に對ふるを觀るに、曰く、「臣

終天—一生の間
西狩—隱岐遷幸
炰咻—ほこりさけぶ
鼓舞—ひきたつる
張巡—安祿山の兵と戰ふ

色を窺ひて憂喜を爲すに至れり。何ぞ其れ甚だしきや。余聞く、後鳥羽上皇の隱岐に徙さるゝや、石窟に因りて屋を縛し、纔に風雨を庇ふ。十有九年にして乃ち崩ずと。蓋し父子三帝、千里に隔絶し、各窮海に居り、終天相見るを得ず。これその心に何ぞ嘗て一日も北條氏を忘れんや。卽ち元弘の事、萬已むべからざるなり。而してその勤王の功は、余楠氏を以て第一と爲す。楠氏なかりせば、卽ち西狩の駕、吾其承久と一轍に歸して止みしを見んのみ。何ぞや。彼北條氏は政を失へりといへども、その權力は更に甚だしき有り。累世の威を藉りて、積弱の餘に加へ、百萬の虎狼その指呼に隨ひ、中國に炰咻して、之に攖る或る莫し。天下方に承久を以て戒と爲し、踵を重ね屛息して、敢て勤王の事を言ふもの莫し。而して楠公、獨眇々たる軀を以て、義をその間に唱へ、その衝路に當り、其爪牙を挫きて、以て四方義士の氣を鼓舞し、之をして一時に踵起せしめ、元惡を斧鉞の下に殄戮し、列聖の深仇を報い、累朝の大恥を雪ぎ、天下の萬姓、再び日月の光を仰ぐを得たり。皇運の泰に屬すと曰ふといへども、而も公之が唱を爲すに非ずば、焉んぞよく此に至らん。是れ焉んぞ天斯の人を生じて、世道を匡濟するに非ざるを知らんや。後の論者、或は之を唐の張巡に比する者あり。巡は全盛の唐室を戴き、狂胡の偏

指斥憑怒—露骨に非を責め盛に怒る
豢養—やしなひ
趨蹌—はしりまはる
黜陟—官位を進退する

にして測られざる者有り。爲す所同じからずといへども、而もその王憲を蔑にし、私利を營むは一のみ　然れども猶言ふ可きあり。曰く、王族なり。將家なり。北條氏に至りては、將門の屬隸を以てして、坐ながら朝廷を制す。天下の事、復言ふに忍びざるなり。且つ夫れ承久の事、孰か曲、孰か直、筆して之を傳ふる者、皆北條氏の盛時に出でたり。今、安にか信を考へん。況や君臣の際、寧ぞ曲直を較ぶ可けんや。乃ち指斥憑怒その凌辱を極め、萬乘の尊を視ること啻に孤豚の如きのみならず。嗚呼、八洲の生民、誰か先王の遺澤を被らざらん。當時の所謂武士は、その豢養に狃れ、その使嗾に供す。名位、族望、遠くその右に出づる者といへども、奔走驅馳、甘んじて之が役を爲して暇あらず。氣類の召く所、習ひて常と爲す。豈に言ふに勝ふ可けんや。卽ち稱して公卿と爲す者は、平時は朝廷の上に趨蹌し、天子の爵秩を取りて、以て天下に驕れり。而も此の際に及びては、未だ嘗て一策を畫して、以て危難を救はず。袖手傍觀して、其爲す所に聽す。是曷ぞ武人のみを尤めんや。時勢未だ可ならざる所有り、君德未だ洽からざる所有りて、この禍を致すといへども、而も亦臣子の罪なり。是より以來、百餘年間、廢立黜陟、一にその處分を仰ぐ。而して朝廷は、蹙々として束縛せらるゝが如く、その顏

張皇甚しく―大袈裟にして
軍須―軍用
砲礮―おほづつ石火矢
○楠氏勤王の功
綱維―政事

至りては、張皇太甚だしく、內、自困敝す。攻守、勢を異にすといへども、北條氏に及はざるや遠し。北條氏の策、守れば則ち土著して、徵發を煩さず。軍須經費を擾さず。將帥に委任して、中より之を掣せず。その戰は、則ち陸に憑りて、寇を誘ひ、舸を走らせて、逆へ戰ひ、短兵、急に接す。皆以て後世の法と爲すべきなり。吾れ嘗て鎭西の士人傳ふる所の元寇の圖卷を觀るに、虜、盛に砲礮を以て我に臨む。而るに我が兵、刀を揮ひて、奮ひ前む。虜、發するに暇あらず。蓋し是の時、我未だ火器の相敵する有らず。吾是を以て知る、兵の勝敗は、人に在りて、器に在らずと。我が長技自ら在るあり。恃むべきなり。

○新田氏前記　楠氏（其一）

外史氏曰く、予將門の史を修め、平治、承久の際に至り、未だ嘗て筆を舍てて嘆ぜずんばあらざるなり。嗚呼、世道の變、名實の相讐らざること、一に此に至るか。古の所謂武臣は、王に勤むと云ふのみ。源氏、平氏の如き、皆然らざるは莫し。平治の後に至りては、綱維の弛めるに乘じて、以て鴟梟の欲を逞しくす、暴悍にして忌む無き者有り。雄猜

恢々―廣大

恫喝―おどかす

機宜―よきやり方

武を接ぐ―同じ方法を採る

責むるに足らんや。或は傳ふ、義時、深見某といふ者を誅して、その子を近づけ、卒に殺す所と爲ると。噫、是れそれ或は然らん。昔、平清盛、源義仲、並に兵を稱へて上皇に抗す。皆讒人を除かんとするのみ。敢てその幽囚の計を遂げざるなり。然れども、猶誅滅を免れず。義時の如きは、眞に無前の逆賊なり。而して叛名を世に脱るゝを得たり。天、手を臣僕に假りて、之を斃すか。その子孫におよびて、新田氏の斧鉞に遇ひ、其巣穴を抉られ、その醜類を殲さる。天網恢々疎にして漏さずとは、豈に信ならずや。外史氏曰く、時宗の元虜を禦ぎて、我が天子の國を保ちたるは、以て父祖の罪を償ふに足る。虜、蓋しその趙宋を恫喝する所以の者を以て、來りて我に擬す。我その使を卻けて納れず。未だ曲直あらざるなり。彼兵を以て來り脅し、我が邊疆を剪屠するに及びては、則ち曲、彼に在り。彼の使再び來る、執へて之を戮せざる可からず。彼が凶燄を折き、我が民志を定め、その挾む所を奪ひて、而して死を決して之を待つ、深く機宜に中ると謂ふべし。否らずば則ち我幾何にして趙宋たらざらんや。その後、唯、菊池氏の明を待てるは、武を接ぐに庶幾し。足利氏は、膝を屈して外に嚮ふ。言ふに足らざるのみ。豐臣氏は、能く國體を辱しめず。足利氏に勝る萬々なり。然れども明と戰ふに

惴々焉―おそるゝ貌
間然―すきをとりあげかれこれいふ
過褒―ほめすぎ

れ北條氏の家法にして、能く長く天下の權衡を持する所以なり。而して心を民事に盡すに至りては、前後の武族、罕に觀る所なり。蓋し自らその悖逆、人神の容れざる所なるを知り、惴々焉として、此を以て之を贖はんと計る。而して泰時はその最なる者なり。世の論者、「泰時に於ては、間然する所なきのみ」とす。余謂へらく、承久の事、泰時は、その罪の魁なりと。何ぞや。泰時の賢をして、果して傳ふる所の如くならしめんか、則ち既に禍難を定め、大兵を輦下に擁して、諸の大なる處分、已に由らざるは莫し。その朝廷と幕府とに於て、往復の際、豈に善く之を處する所以なからんや。已に理を以て導くべく、又勢を以て禁ずべし。是れ之を思はずして、その父を大惡に陷る。善政有りといへども、寧んぞその罪を贖はんや。是に知る、舊史に稱する所、泰時、其父に勸めて、闕に詣りて、降を納れしめんとす。聽かず。發するに臨みて、「親征に遇はゞ、則ち何にか爲ん」と問ふ。曰く、「之に降れ。否らずば則ち決して前め」と。皆史氏、之が爲に過を文るのみ。信ずるに足らざるなり。その後嵯峨を立つるに至りても、亦恩仇の私に出づ。論者、之を天命の正理と謂ふも、亦過褒なり。然れども北條氏七世、其人理を以て論ずべき者は、獨泰時あるのみ。其他義時輩の如きは、皆蛇虺鬼蜮なり、又曷んぞ

○北條氏の功過
枉席—しとねしきもの
懸殊—はるかにことなる
潛收默竊—ひそかにをさめ、だまつてぬすむ

○源氏後記　北條氏（其二）

外史氏曰く、北條氏の源氏に於けるは、則ち藤原氏の王家に於けるなり。皆寸兵尺鐵を用ひずして、其國を枉席の上に簒ふ。何ぞ其れ易きや。蓋し人情、其宗に親しむを知らざるは莫し。而も顧みて妻黨の倚る可きに如かずと謂ふなり。是に於てか、兄弟を削弱し、親族を疏斥して、以て子孫の爲に患害を除かんと爲す。而して其自ら剪伐して、以て異姓を資くるを悟らず。哀しまざる可けんや。源氏の國を成すや、固より王家に懸殊す。而して其謬計は、王家の未だ爲さざる所に出づ。故にその禍を取る、更に烈しき者あり。而して北條氏の陰謀狡智は、乃ち藤原氏の及ぶ所に非ざるなり。その骨肉を鬩はせ、その手足を剪り、その權を潛收默竊して、己未だ嘗て手を措かざるが如くす。その權を得るに及びても、亦翼戴する所ありて、敢て自ら居らず。その名を辭して、その實を取り、その利を舍てて、その柄を操り、天下をして己を議する能はざらしむ。子孫、その遺謀を守りて、加ふるに周密を以てす。終に帝王の廢立、攝籙の進退をして、盡く決を己に取らしむ。而して己闕する所なく、已むを得ずして之が措置を爲すが如くす。是

奕世累葉—代々世々
戒飭—いましむ

世を過ぐる能はず。北條氏乃ち陪臣を以て國命を執ること、奕世累葉なり。是豈に偶然ならんや。蓋し義時は、才德人に過ぐる有るに非ず。泰時、之を繼ぎて、政を修め、法を立て、專ら正直を操る。獨己が分を踰えざるのみならず。親族及び諸將士を戒飭して、敢て高爵を規望する莫らしむ。その子孫に至り、能くその法を守り、敢て失墜せず。其政漸く衰へ、卒に亡ぶるに至れりといへども、而も之を七世の久しきに傳ふるを得たり、亦憾なしと謂ふべし。大凡、保平以來の亂を以てして、賴朝の若き有り、泰時の若き有らざらしめば、則ち六十州の民、何くに底止する所ぞ。此を詳にせず、而して特皇威の衰、武臣の事を稱するは謬れり」と。外史氏曰く、吾親房の論を讀みて、其意を悲しむ。其れ亦已むを得ざるに出づ。而して君に告ぐるの體、宜しく此の如くなるべきのみ。後の君子其言に因りてその事を詳にすれば可なり。蓋し源氏の嗣、既に絕え、藤原賴經、征夷大將軍となり、その子賴嗣、職を襲ぐ。既にして宗尊親王往きて之に代り、之をその子惟康に傳ふ。久明親王、又往きて之に代り、之をその子守邦に傳ふ。而して兵馬の政、每に北條氏に在り。故に凡そ事、皆、之を北條氏に係けざるを得ず。

○源氏後記　北條氏（其一）

外史氏曰く、北條氏の事、吾れ之を言ふに忍びざるなり。而して諸〻その事を敍するや、晦澀にして瞭ならず。亦文飾に疑はしき者あり。獨源親房の論、頗る信を取るべしと云ふ。その論に曰く、「源氏、武臣を以て天下を掌握す。朝廷、蓋し平なる能はず、況や其後嗣、既に絶え、寡妻、陪隷、繼ぎて其家に當る。此時に乘じて、而して之を斃して以て舊權を復せんと欲す。似たるなり。然りと雖も、王綱の衰ふる久し。頼朝、一臂を奮ひて、其亂を平ぐ。朝廷未だその舊に復せずといへども、而も民庶、肩を息んず、德政の以て之に勝るに足る有るに非ずば、則ち安んぞ克く之を斃さん。縱ひ克く之を斃すとも、民の安んぜずば、天豈に之に與せんや。王者の師は、必ず有罪に加ふ。頼朝の高官に陞り、重職を管せるは、皆法皇の允裁に出でたり。」之を私竊せるに非ざるなり。北條氏、その外家を以て、久しくその權を司り、未だ嘗て人望を失はず。顯然の罪あるに非ざるなり。而して遽に之に誅を加へんと欲す。是れ朝廷未だ過なしと爲さず。而して北條氏、又之を反賊の利を獲る者に比す可からざるなり。夫れ頼朝の業を以てしても、猶二

○北條氏の意義
晦澀して―意味わかりにくくして
源親房の論―正統記後嵯峨院の條參照
陪隷―めしつかひ
似たるなり―至當なるが如し
允裁―おゆるしおさばき
外家―母方の親類

劫持—制壓
縉紳—公卿
冑—血統
剏建—創建
僭踰—下として上のまねをする
莽操懿卓—王莽、曹操、司馬懿、董卓、皆、國を奪へるもの

劫持し、一世を籠絡する有りといへども、則ち亦時勢の自ら至れるなり。而して其源は、實に父祖の餘慶に出づるのみ。吾嘗て之を縉紳の家に聞けり。鎌倉の興る、大江、三善の徒、竊に民部省の簿記を抱きて往く者有りと。亦以て人心の向ふ所を見る可し。夫れ王家自ら其權を放失して、之を或は收むる莫し。民安んぞ倚る所あらんや。是に於て、王族のその器に任ふる者、代りて之を操りて、以て天下を宰す。亦已むを得ざる勢なり。源氏は淸和の冑を以て、世々王事に勤勞して、賴朝に至り、經營艱苦して、大業を剏建して、天下の小康を致せり。而して敢て僭踰せず、その跡を恭順にす。又再傳して乃ち亡びたり。天未だ源氏の祚を殄さず。是を以て、足利氏、新田氏、皆淸和の源を以て、更起りて天下に宰たり。而して皆上將を以て、代りて國權を操りて、以て天子に服事すること、賴朝の故を襲がざるもの莫し。則ち是れ賴朝、天下萬世の爲に、已むを得ざるの事を創めて、踰ゆ可からざるの限を立つ。而して君臣の際、兩ながら其宜を得たり。然らずば、焉んぞ莽操懿卓、踵を我が國に接せざるを知らんや。賴朝、天下に功德あること、その父祖に勝ると曰ふといへども可なり。

捍護—防衛

喚咻—痛嘆あはれみ撫づること

臣節—臣たる本分

め之を睹しか。然れども余嘗て謂ふ、天下の權源氏に歸すること久し。而して源氏自ら知らざるなりと。賴義、義家、東北を經略しその民を捍護すること、前後十有五年、而して朝廷關り知らざるが如し。その功を奏して將士の爲に賞格を請ふに及べば、遷延して決せず。甚だしきは目するに私鬬を以てし、之が官符を停め、其をして私恩を以て之を喚咻せしむ。則ち是れ朝廷自らその征伐刑賞の柄を舍てて、之を源氏に付し、遂に東北の豪傑をして、「寧ろ天子に背くも、源氏に負く勿れ」と曰はしむ。この時に當りて、義家をして一たび手に唾して起たしめば、則ち函嶺以東、朝廷の有に非ざること、必ずしも賴朝を待たざるなり。而して敢て臣節を失はずして、其身を終へたり。乃ち慶を子孫に貽す所以なり。舊志に稱す。賴朝の伊東を逃るゝや、必私に祝して曰く、願はくは關東八國に主たるを得ん、否らずば則ち猶伊豆を領し以て、伊東氏に報ゆるを得んと。是に由りて之を觀れば、其初念は、一隅に割據するに過ぎず。而して豪傑の素より附く者は、爭ひて之が用を爲し、兵鋒の嚮ふ所、克捷せざるは莫し。又廷臣、才を抱きて而も逞しからざる者を得て、其及ばざる所を輔く。而して國家の綱紀、極めて墮つるの時に會ひて、所謂素附せる者を七道に碁布して、坐ながらその命を制す。是れその智術、以て上下を

條緒—すぢみち

封豕長蛇—大なる豕、長き蛇即ちよく國を取るもの

くして且つ遠きを知れり。世に傳ふ、「八幡公終に臨みて、書をその家に遺して曰く、「吾が後世、必ず天下の權を操る者有らん」と。信否未だ知る可からずといへども、その謂無きに非ざるなり。蓋し我が王化、西より東に漸す。東の强悍にして服し難き、以て全國に敵するに足る。中古勦治して、纔に條緒に就くといへども、叛服常ならず。每に國患を爲す。而して廟堂は以て憂と爲さず。蓋し綱紀の弛みたるは、一日に非ざるなり。相門寵を爭ひて、骨肉相軋れども、而も制する能はざるなり。盜賊公行して、公卿を劫し、宮闕を焚けども、而も禁ずる能はざるなり。則ち何ぞ邊疆を恤ふるの暇あらんや。而して夫の貞任、家衡等、皆桀黠の才、以て乘じて逞しくするに足る。源氏の父子微りせば、封豕長蛇上國を荐食するも、誰か能く之を拒がん。その天下に大功德有ること、此の如し。而して朝廷の功に酬うるは、その什が一を塞がず。賴義、任に遷されて、適に困憊を致す。義家、官、四位の衞尉に過ぎず。子孫或は罪を以て誅せられ、或は謫を以て逐はる、保元の亂、又その骨肉を鬪はしめて、殘亡盡くるに垂んとす。何ぞ報施の倒なるや。天の人に禍する、父祖に縮れば、則ち子孫に贏るは、固よりその所なり。故に源氏の福は、大に賴朝に發して、遂に天下の權を司るを得たり。義家、儻くは預

奔競從諛―吾後れじと競ひへつらひ

格例―格式典例

榮辱―名譽恥辱

○源家勃興の因

み、國家の休戚を以て心に經せず。而してその權を爭ふに當りては、父子兄弟すら、且つ相保せず。奔競從諛、擧朝風を成す。宜なるかな、大亂の是に基して、その終に王室と倶に衰へ、共に頽れ、徒に空名を存す。哀しまざるべけんや。外史氏曰く、吾れ史を閲し、王覇の以て廢興する所を知る有り。源頼朝、嘗て大江廣元を奏し、廳使衛尉と爲さんとす。攝政兼實、議して不可と爲す。曰く、「儒家進仕の例に非ず」と。嗚呼、門閥を以て賢と爲し、格例を以て政を爲す。その才俊を驅りて、梟雄に資して、而して猶覺悟せず。此區區を爭ふ。兼實且然り。その他は知るべし。向に相家をして國を憂ふるの心、變に通ずるの略有らしめば、何ぞ王權の外移を患へんや。顧ふに嚮の天慶の亂や、亦藤原忠平が、廳使を平將門に許さざりしに由るなり。抑將門は自ら與へんと欲するなり。而して得失を以て榮辱と爲す。頼朝は之をその下に與へんと欲するなり。而して從違を以て損益と爲さず。又以て世變を觀る可きかな。久しいかな相家の豪傑を沈滯せしむるや。

○源氏正記　源氏

外史氏曰く、余嘗て函嶺を踰えて、八州の野、北、奥羽を控ふるを望み、源氏の基業深

儲貳―あとつぎ

奕葉鈞を秉る―累世政を執る

攝關の號、此に始る。基經の二子は時平、忠平なり。忠平、政を朱雀の朝に攝す。その二子實頼、師輔と、竝に三公に列す。是に於いてか、天慶の亂有り。冷泉の二弟は爲平、守平なり。村上、爲平を立てて、冷泉の儲貳と爲さんと欲す。而して實頼等、その藤原氏の出に非ざるを以て之を沮み、守平を立つ。是を圓融と爲す。是に於いてか、安和の變有り、師輔の三子を、伊尹、兼通、兼家と曰ふ。兼家の三子を道隆、道兼、道長と云ふ。皆兄弟政を爭ふ。伊尹の女、花山を生む。兼家の女、一條を生む。故に兼家は道兼をして花山を賺し、位を遜らしむ。而して一條を以て之に代ふ。是れその最も甚しき者なり。後一條より下三帝は、皆道長の女の生む所なり。是れその最も寵榮を極めたる者なり。道長の二子、頼通、教通、相繼いで政を執る。而して頼通、師實を生む。師實、忠實を生む。忠實、その子忠通を疎んじて、少子頼長を愛す。是に於てか、保元の禍有り。忠通の三子は、基實、基房、兼實なり。基實、基通を生み、基房、師家を生み、兼實、良經を生む。更朝政を源平の際に執る。その論議観る可き者は、獨兼實有り。他は位を充たすのみ。その後、一姓分れて五派と爲り、更攝關と爲る。而れども其進退、皆復天下の事に關らず、錄するに足らざるなり。之を總ぶるに、良房より下、奕葉鈞を秉る、大抵務めて私門を營

驕專—おごりわがまゝ
淫縱—みだら

羽、崇德、父子相繼ぐ。崇德より下、源平語中に詳なり。崇德より上、文德に至るまで廿一世、その藤原氏の出に非ざる者は、宇多、後三條のみ。故に皆其權を抑へんことを計る。而も在位長からず、能く志を遂ぐる莫し。然れども宇多以後三朝、攝關を置かず。政、天子に在り。白河以後は、已に位を辭してなほ政を聽く。政、上皇に在り。其餘は皆藤原氏の成を仰ぐ。而して其政を擅にするは、文德の時に始ると云ふ。然れども余謂へらく。藤原氏の驕專、其來ること久し、獨文德の時に始に非ざるなりと。鎌足、天智を助け、力を王室に效す。その子不比等は、四朝の元老たり。文武、聖武、竝にその女を娶る。而して孝謙はその外孫女なり。而して皆淫縱、惠美押勝、孝謙に嬖せられ、殆ど國家を危くす。實に不比等の孫なれば、則ちその家法知る可きなり。その後光仁、桓武、仁明、獨藤原氏に出でず。而して平城より以下文德に至るまで、又皆その出なり。文德の外舅左大臣冬嗣、不比等四世の孫たり。冬嗣の子良房、又女を文德に納れ、淸和を生む。文德、長子惟喬を立てんと欲して、良房を憚り、遂に淸和を立つ。卽ち藤原氏の威、人主を懾れしむること一日に非ざるは、又知る可きなり。淸和生れて九歳にして位に卽く。良房、外祖を以て政を攝す。その子基經、陽成を廢し、光孝を立て、萬機を關白す。

○王權の推移

簒立—位を奪ひて立つ

れ其れ或は然らん。

○源氏前記　平氏（其三）

外史氏曰く、王權の武門に移るは、平氏に始り、源氏に成れり。而して之を基する者は藤原氏なり。故に王室相家の系統を略敍して、以て參觀に備ふと云ふ。蓋し神祖より後三十九世を天智と曰ふ。是を中宗と爲す。天智の子大友位に卽きて、天武、叔父を以て簒立し、之を持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙、帝大炊に傳ふ。凡て七世にして天武の嗣絶ゆ。光仁、天智の孫を以て入りて大統を繼ぎ、之をその子に傳ふ。是を桓武帝と爲す。桓武の三子、平城、嵯峨、淳和、兄弟相及ぶ。仁明、嵯峨の子を以て之を繼ぐ。文德、仁明の子を以て又之を繼ぐ。文德の幼子、藤原氏の故を以て、立ちて位に卽く。是を淸和帝と爲す。淸和の子陽成、藤原氏の廢する所となり、光孝、文德の弟を以て之に代る。光孝より下、宇多、醍醐、朱雀、村上、父子相繼ぐ。村上の子、冷泉、圓融、兄弟相及ぶ。花山、冷泉の子を以て圓融を繼ぎ、一條、圓融の子を以て花山に代る。三條、又冷泉の子を以て一條を繼ぐ、一條の子、後一條、後朱雀、兄弟相及ぶ。後朱雀より下、後冷泉、後三條、白河、堀河、烏

悍衞—守護

平宗—平家

戒飭—戒めたゞす

闔門—一族全體

牙となり、攝政兼家の花山を騙するや、源賴信、實に道途を悍衞せり。降りて文治の際に至りて、朝廷、關白兼實の源賴朝を助くるを疑ふも、亦その世相黨援するを以てに非ずや。是に由りて之を觀れば、平宗を延いて相門に抗するは、院政、廟論、相傳承する所、其れ猶ほ寛平の菅氏を擢任するが如きか。文武異なりといへども、その意は一なり。菅公の賢を以てしてすら、猶ほ權を戀るの意無き能はず。平氏は重盛を除くの外、皆不學無術、その功に矜り、寵を擅にし、進みて止るを知らざる、曷ぞ尤むるに足らん。假設重盛父に後れて死し、盡くその爲す所に反し、子弟を戒飭し、王室を輔翼せば、則ち藤原氏に接踵比隆すといへども可なり。而れば源氏何に資りて以て起るや。源氏、名は暴亂を治むと爲して、而もその實は王權を攘竊す。源平の罪、未だ輕重し易からざるなり。且つ夫れ源氏猜忍、骨肉相食む。平氏闔門死に至るまで懿親を失はざると孰與ぞや。世に平語を傳へ、琵琶に倚りて之を演ず。その音悲壯感憤、聽く者悽愴せざる莫し。余嘗て西、長門に遊び、壇浦を過ぎ、平氏覆滅の處を觀たり。又肥後に抵る。聞く、その州に五家山あり。山谷深阻、平氏或は竄匿し、子孫今に至るもなほ存する者有り、外人と交通せずと云ふ。夫れ平氏、王家に於いて、功罪相償ふ。天必ずしもその後を勦絶せざれば、則ち是

彼己氏―あの人、藤原氏
大造―大切

ち何ぞ遽に此に至らん。詩に云く、唯其れ之有り、是を以て之に似ると。相門の權を專にせしより、后は皆その女、天下は皆その女の生める所、而して卿相は皆その子弟親屬、苟もその族類に非ざれば、黜きて之を去る。皇族といへども免るゝ能はず。甚しきは則ちその主を易置し、視ることなほ奕棋のごとし。淸盛の爲す所、一も彼己氏に似ざる者無し。而して加ふるに鷙悍を以てす。その意に曰く、無功の人を以て、なほ權寵を擅にすること此の如し、吾の王室に大造有る、何を爲してか不可ならんと。世その拔興の漸無きを以て、群起して之を咎む。而して之が師たる者有るを言はず。且つ淸盛の此に至る所以は、後白河帝のその勢を養成するに由るのみ。夫れ名爵は公器なり。私用す可からず。人臣にして名爵を私するは、是れその君に負くなり。人君にして名爵を私するは、是れその先王に負くなり。帝、先王の名爵を淸盛に濫授し、藉りて以てその私を濟せり。而してその力を負ひ上に邀むるの心を長じ、制す可からざるに至る。將誰の咎ぞや。然りといへども、平氏の勢を成すは、獨帝より始らざるなり。初め忠盛、寵を白河、鳥羽に受け、連に官爵を進めらる。人以て不次と爲す。蓋し朝廷その力に倚りて、源氏を抑ふ。源氏を抑ふるは、相家の權を殺ぐ所以なり。源氏は滿仲、賴光より、每に相門の爪

○平氏專權の因
僭亂—分限を越え世を亂る
朱紫—官爵
不臣—不忠

見る。後の世を憂ふる者、將に以て心を留むる有らんとす。

○源氏前記　平氏　(其二)

外史氏曰く、我が先王の國を開きしより、僭亂の臣無きに非ざるなり。而れども未だ社稷を危くせんと謀れる者は有らず。獨一將門有り。而して平氏に出づ。豈にその宗の大恥に非ずや。然れども能く之を討滅せる者も、亦平氏に出づ。則ち相償ふに足る。且つ將門一たび誅に伏せしよりして、後世復神器を覬覦する者無し。彼その身を以て天下の大戒を標すと謂ふ可きなり。抑將門をして一檢非違使を得しめば、則ち未だ必ずしも甘んじて反賊と爲らず。故に天慶の亂は、皆相門驕傲、上下を壅塞するの致す所なり。その無事なるに當りてや、朝廷の名爵を私門に籠めて、而して人の職を失ふを恤へず。その急なるに及んでは、乃ち遽に朱紫を揭げて、天下に呼號し、天下の英雄をして、以て朝廷を窺ふ有らしむ。後世、源平爭起り、功を以てその上に邀むる者、焉ぞその此に基かざるを知らんや。世に稱す、淸盛の功その罪を償はずと。不臣の者を擧ぐれば、輒ち稱首と爲す。而して相家の不臣、已に淸盛に什倍するを知らず。淸盛蓋し視て之を學ぶ。否らずんば、則

困蹶―失敗

積威―積み來りたる威力

潰裂四出して―法度がめちや／＼に破壞して

弊を察する者の如し。而して弊の由る所を窮めず。之を救ふの術に於いて、蓋し已に疎なり。是の時に當りて、源氏命を梗ぐ者有れば、平氏に敕して之を討たしめ、平氏制し難き者あれば、源氏をして之を誅せしめ、更相箝制して、以て控馭の術を得たりと爲す。而して異日搏噬攘奪の禍、又此に基くを知らず。古制を敗壞し、一時を苟媮す。皆以て自ら困蹶を取るに足るなり。抑戎事は民命の繫る所にして、兵食の權は、一日も國を去る可からず。先王の必ず躬ら之を親する、その旨深し。今之を一二の宗族に委ね、又その事を賤みて省みず。その品類を別ち、之を朝廷の上に齒せざるに至る。甚しきは則ち之を奴僕視して曰く、「是れ武門のみ、是れ武士のみ」と。その功を論じ、賞を行ふに及んでは、或は悋みて與へず。嗚呼、幾何ぞ其れ相率ゐて自ら法度の外に棄てざらんや。特に積威の約する所を以て、抑へて敢て發せざるのみ。保元平治の際に至りて、乃ち釁に乘じて起り、潰裂四出して、復收む可からず、横流の極、終にその千歳不拔の權を失ひて、之を竊に奴僕視せる所の者に授くるを致す。慨するに勝ふ可けんや。吾外史を作り、首に源平二氏を敍するや、未だ嘗て王家の自らその權を失ひたるを歎ぜずんばあらず。而も國勢の推移は、人力の能く維持する所に非ざるもの有り。世變に因りて以て得失を

品流—家柄の別ち
庶僚百揆—もろ〳〵の役人
弛廢—衰微
馴致—漸次に其風を作り
恬熙—安逸

で、卿相の位、その族人に非ざれば擬せず。官品流を論じ、因習俗を成す。庶僚百揆、概ねその職を世にして、將帥の任は、毎に源平二家に委ぬ。是に於てか、始めて武門の稱有り。光仁桓武の朝、疆場事多く、寶龜中、廷議、冗兵を汰し、殷富の百姓、才弓馬に堪ふる者は、專ら武藝を習ひて、以て徵發に應ず。その羸弱なる者は、皆農業に就きて、而して兵農全く分る。貞觀延喜の後に至りては、百度弛廢し、上下隔絶す。奥羽關東の豪民、軍功を以て六衞の舍人に至る者は、或は坐ながらにして鄕曲を制し、宿衞を勤めず。而も守令之を能く制する莫し。淸行の所謂六軍の貔虎に非ずして、而も諸國の豺狼たる者、所在皆是れなり。平居甲を藏し、馬を蓄へ、儼然自ら武士と稱す。是に於いてか、始めて武士の稱有り。天慶より寬治に馴致し、源平の二氏、數東邊を鎭するに、毎にこの輩を用ひて、以て功效を奏す。而して各習用する所有りて、以て相隷屬す。因襲の久しき、君臣の如く然り。是れよりその後、苟も事有るときは、輒ちこの二氏に命ず。二氏各その隷屬を發して之に赴く。物を囊に探るが如し。復將を選び、兵を徵すを煩はさず。而して討伐勦誅、立どころに辨ぜざる莫し。廟堂の上、務めて恬熙を取り、その勢の積重回らざるを憂へず。方に且く延きて爪牙と爲し、以て相傾排するのみ。鳥羽のこの令を下すや、その

邊要―地境の要害

簡點―簡閲點呼

器仗―武器

尺一の符―詔勅、漢の制一尺一寸の簡牌を以て天子の詔を寫ししに出づ

八省の一に居り、左右の馬寮を建てて、以て貢馬を蓄ふ。而して邊要の國には、諸郡皆軍團有り、一國の丁を三分して、その一を取り、五人を伍と爲し、伍二を火と爲し、火五を隊と爲し、隊二を旅と爲し、旅十を團と爲す。各首領有り。一火六馬、騎射に便ずる者は、特に騎隊と爲す。皆守令に任じて簡點し、京を衞り、邊を戍るは、簿を按じて差遣す。征伐を擧ぐる毎に、沿道諸國をして契勅を須つて勘合せしむ。凡そ征行萬人、乃ち將軍有り、副將軍有り、軍監有り、軍曹有り、錄事有り。三軍を總ぶる毎に、大將軍一人。大將の出征には、必ず節刀を授け、軍に臨み、敵に對して、首領の約束に從はざる者は、皆專決を聽し、還るの日、狀を具して以聞せしむ。勳位十二等を建て、功を論じ、賞を酬い、而してその兵を罷む。凡そその器仗は、兵庫に藏し、出納時を以てし、皆之を兵部に管せしむ。中朝兵を制すること、大略此の如し。上世の旨に及ばずと雖も、その亂を防ぎ、禍を慮ること、密なりと謂ふ可し。是の故に、事有れば則ち尺一の符を下して、數十萬の兵馬たちどころに具る。而して平時は散じて卒伍に歸す。之が將師と爲る者は、或は文吏より出でて兵陣に臨み、事畢りて歸るや、介冑を脫して衣冠を襲ふ。未だ嘗て所謂武門武士といふもの有らざるなり。藤原氏外戚を以て世政權を執るに及ん

○武門武士の起源
制符―命令詔書
褊裨―副將
來王―朝貢すること

山陽史論　日本外史論文

○源氏前記　平氏（其一）

外史氏曰く、吾舊志を讀み、鳥羽帝の時、數制符を下し、諸州の武士の、源平二氏に屬するを禁ずるを見て、曰く、大權の將門に歸するや、それこの時にあるかと。三善淸行の封事に、宿衞豪横の患を陳べたるを讀むに及び、乃ち知る、制度の弊、その來ること久しく、寔に此に始るに非ざるなり。蓋し我が朝の初めて國を建つるや、政體簡易、文武一途、海内を擧げて皆兵とし、而して天子之が元帥と爲り、大臣、大連、之が褊裨と爲る。未だ嘗て別に將帥を置かざるなり。豈に復所謂武門武士といふもの有らんや。故に天下事無ければ、則ち已む。事有れば則ち天子必ず征伐の勞を親す。否らざれば則ち皇子皇后之に代り、敢て之を臣下に委ねざるなり。是を以て大權上に在り、能く海内を制服し、施きて三韓肅愼に及ぶまで、來王せざる無きなり。中世に至るに及んでは、唐制を摹倣し、官、文武を分ち、乃ち特に將師を置く。六衞の將、天子の親兵を將ゐ、而して兵部

商君―商鞅

已に逝けり。而してその法遂に一たび成りて破るべからず。今に至りて梗を爲す。上下相習ひ、恬として恠と爲さず。織田氏の法、累といへども、一時に行はるゝのみ。豐臣氏の流毒は、未だその底まる所を知らざるなり。之を憂ふるは則ち如何ん。曰く此法や、商君の井田を破り、阡陌を開くが如く、遽に革むべからず、而して稅の重き、又遽に減ずべからざればなり。三百畝にして、三百六十畝の稅を取るは、六十畝の稅を減じて可なり。六尺にして八尺の稅を出すは、二尺の稅を減じて可なり。減ずる所少くして、澤する所多し。民に於いては、新に賜を受くるが如し。而して我に於いては、則ち上は天地に謝し、中は先王に謝し、而して下は子孫の爲にし、長久の福を祈るなり。誰に憚りてか爲さゞらんや。

絶嗣赤族の禍―一族悉く滅して後嗣なきの禍

澤を喪ひ、天地の性を絶ちて、生民の命を奪ふものあり。天智の田を制して民に授くるや、三百六十歩を以て一段と爲し、二段を以て口分の田と爲し、女は三分の二を減ず。田一段、禾五十束を得れば、租二束二把、一束に米五升を得れば、毎段米二石五斗、而して二束二把を輸すれば、則ち米一斗一升を取る。蓋し二十にして一を取るよりも輕きなり。是を正税と謂ふ。千載にして大差無きもの、流澤の窮り無き所以なり。天下武を用ふるに至り、力耕して餉に給せず。蓋し租、歲に重く、月に加はればなり。然れども、源氏、北條氏の間、未だ大に加ふる所あらず。大に加ふる者は、蓋し足利氏に始まり、而して豐臣氏に極まる。豐臣氏の奢侈を極むるや、已に前代に比無し。末年に及び、兵を窮し、武を黷し、用度益給せず。租税を加徵せんと欲するも、而も復加ふべからざるなり。是に於てか、丈田の法を一變し、三百歩を以て一段と爲す。一段六十歩を加へ、一町六百歩を加ふ。積みて之を上すれば、千町に六十萬歩を加へ、萬町に六百萬歩を加ふ。又一歩に就き各二尺を縮む。限りあるの土地を鞭撻して、以て故無きの財利を搜索す。民數舊に依り、税額百倍す。開闢以來の遺民、未だ剜かざるの肉を剜き、未だ浚はざるの膏血を浚ひ、以て豐臣氏の已むに得て已まざるの欲に供す。豐臣氏此を以て絶嗣赤族の禍を取る。その事

きのみならず、又我が既定の天下を失ふ。兵の勝負その機此に在り。天下を得ると天下を失ふと、その機も亦此に在り。

○後陽成天皇（其三）

織田氏の政を爲すや、一錢を偸む者といへども亦斬る。路に遺を拾はざるの盛を致す所以なり。時に室町弛廢の餘を受く。此にあらざれば以て之を濟ふ莫きのみ。然りといへども、我先王刑律を制爲し、又明法の士を設け、罪の輕重を論じ、錙銖を愆らざるを期す。誠に人命至重なるを以て、人主生殺の權を操るといへども、妄に之を用ひざるなり。今罪の輕重を問はず、一錢を偸む者と、故に人命を殺し、人財を奪ふ者と、科を同じくす。是何の法ぞや。夫れ人主は以て天下の人を殺すべく、而して之を禁ずる莫き者なり。人その下を庇する者、豈に危懼すべからざらんや。唯その殺すや、必ず罪ある者に於いてし、罪の輕き者、又死に至らざるを得るを知る。是臣民の頼りて以て安んずる所なり。今その頼る所絶えたり。是れ一日も相安き能はざるなり。宜なるかな、その弑逆の禍に遭ふや。然れども未だ言ふに足らざるなり。豐臣氏にいたりてや、則ち一擧にして先王の

明法の士—律令格式を掌る士

錙銖—些少

○一擧にして生民の命を奪ふ

○勝負の大機

彼怠惰委靡
—國王李昭酒に溺れ國政振はず

く、「彼誠に罪あり、之を伐つは伐たざるを得ざるなり」と。我が將士皆彼を怒るの心あり。而して彼の國人皆我を拒ぐの意無し。我を拒ぐの意莫き者は、その主の爲す所を直とせざればなり。嗚呼、是勝負の大機なり。今兩人此に鬪ふあり。その一は、倨慢禮無く、罵詈雜へ加ふ。其一は、辭を卑くし、躬を屈し、謝して之を止めんと欲す。乃ち益咆怒し、肯て聽かず。劍を撫して疾視するに至る。然る後已むを得ずして鬪ふ。已むを得ずして鬪ふ者必ず勝つ。數十萬人の鬪と兩人の鬪と、その勝負の機たる、異ならんや。諸將知らずして太閤之を知る。宜なるかな、その全勝するや。而して何ぞ獨朝鮮を擊つに於いてして此に察せざりしか。朝鮮は我と大海を隔絕す。本彼と相干涉せず。未だ嘗て釁を我に啓かず。而して我故無くして之を擊つ。是を以て我將士彼を怒るの心無くして、太閤の爲す所を直とせず。曰く、「何故に之を擊つ。何故に我をして瘡痍を裹み、妻孥に離れ、遠く大海を涉りて、骨を未だ嘗て識らざるの地に暴さしむるか」と。是その一たび勝ちて、而してその鋒遂に鈍退し、振はざりし所以なり。彼怠惰委靡の餘を以て、我が百戰の精兵を被むること、北條、島津の勍の如きにあらざるなり。而して能く北條、島津の如かざる所以の者は、その國人皆我に怒りて我を拒ぐ。我何を以て之に勝たんや。特に以て之に勝つ無

文告—諭告書

慢辭—無禮の言葉

○後陽成天皇（其二）

賴襄曰く、兵の勝負する所以のものは機なり。機に大なるものあり、小なるものあり。小なるものは、一日にして萬變す。陣に臨み、敵を相るにあらざれば、決すべからざるなり。大なるものに至りては、之を事を擧ぐるの前に決し、而して萬衆の心之に乘じて奮ひ、以て事平ぐ後に至るまで、其鋒未だ嘗て鈍退せざるものは此機なり。此機を得れば則ち勝ち、此機を失すれば則ち負く。是英雄の獨り見る處にして、衆人或は之を能く知る者莫し。豐臣太閤、西、島津を伐ち、東、北條氏を伐ち、兩大役を擧げて天下定まる。强を以て弱に加へ、大を以て小に臨む。宜しく直往して不可無きが若くなるべきなり。而も必ず文告を以て之を先にし、諭すに順逆を以てす。彼肯て聽かざるや、又之を諭す。又肯て聽かずして、而も纔ぐに慢辭を以てす。然る後乃ち令を下して之を伐つ。その北條氏を諭すや、彼要求する所あり。曰く、「之を得ば則ち入覲せん」と。諸將皆怒る。曰く、「彼亡狀、盍ぞ速に之を擊ざる」と。太閤曰く、「未しきなり」と。その求むる所の如く之を與ふ。之を與へて彼なほ來らざるなり。是に於てか之を絕ち、その罪を天下に暴揚す。天下皆曰

○天下の至巧

巧譎難知の術—計り知るべからざる詐術

くにして、而もその實天下の至巧なり。夫れ兵を用ふるは、その勝を既に用ふるに決するよりも、之を未だ用ひざるに決するに如かざるなり。既に用ふるに決する者は、亟用ひ亟輟まざる能はず。未だ用ひざるに決する者は、用ひざれば則ち已む、用ふれば則ち必ず利を收む。その利を收めざれば、肯て用ひざるなり。强弱の度を稱し、成敗の數を算し、その可を相て、而して後動く。焉ぞ之を僥倖と謂ふを得んや。その關右を經略するを觀るに、先づ播磨を治し、形勝の地に據り、糧を蓄へ、兵を養ひ、我先づその强を有し、然る後彼の弱に加ふ。我先づその成あり、然る後彼の敗に乘ず。その因幡を取るは、その糧を奪ふなり。その備中を略するは、その水を堰き、之に灌ぐなり。夫れその糧を奪へば、則ち餓ゑ、その水を堰きて之に灌げば、則ち墊る、人々の明知する所、巧譎難知の術あるにあらざるなり。可不可の如何を顧みるのみ。十五萬人を用ひて以て鎭西を平ぐ。十五萬人を用ふるにあらざれば、則ち以て之を平ぐべからざるを知るなり。二十五萬人を用ひて以て關東を定む。二十五萬人を用ふるにあらざれば、則ち以て定むべからざるを知るなり。皆之を未だ用ひざるに決するものなり。以て平ぐべく、以て定むべし。然る後、以て天下を取るべし。

行師の術—軍隊を用ふる術。

繆巧—様々の手だて

人民を服せんと欲するにあらざるか。此に人あり、結陣の法を諳んじ、行師の術を練り、奇正の變、譎詐の計に巧みなるも、而も地を拓くに益する無く、斬首幾千、流血幾里、曰く吾れ勝てりと。之を善く兵を用ふると謂ふべけんや。善く兵を用ふとは、善く兵を用ふるの利を收むるの謂なり。故に善く兵を用ふるの利を收むれば、則ち術も亦大なり。故にその兵を用ふるや、擊つべきは則ち擊ち、擊つべからざるは則ち擊たず。進むべくば進むも可なり。走るべくば走るも可なり。級を獲るも可なり、手を空しくして還るも可なり。要はその利を收むるに歸す。而して其利を收むるの極は、天下を取るに極まる。是織田、豐臣の術、武田、上杉に過ぐる所以なり。武田、上杉は兵を用ふるに巧にして、利を收むるに拙なり。織田、豐臣は兵を用ふるに拙にして、利を收むるに巧なり。右府の兵を用ふるは、猶巧の見るべき有るがごとし。而も亟用ひ、亟輟む。收むる所、用ふる所を償はず。太閤に至りては、その兵を用ふるや、他の繆巧ある無し。而して天下能く支吾する莫きは何ぞや。曰く、彼僥倖にして之を得、蓋し命あり 故に必ずしも能く兵を用ひずして、善く天下を取ると。襄曰く、然らず。物の小なる者、なほ僥倖して得べからず。況やその至大なる者をや。その術の一世に高きにあらざれば、烏ぞ能く之を得んや。太閤の兵を用ふる、巧無きものの如

す。誰か肯てその用を爲して、而して敢て叛かざらんや。肯て盡くその用を爲して、而して敢て叛かざる所以のものは、必らず術あり。曰く、その意に中るなり。曰く、其意の外に出づるなり。その意に中れば、以て之を感喜するに足り、その意の外に出づれば、以て之を畏服するに足る。天下の群雄我に感喜畏服せば、我の天下に於ける、何を爲してか成らざらん、何を欲してか致さざらん。是太閤の一世を鼓舞顚倒し、而して其をして自らその何故なるかを知らざらしむる所以なり。故に時に及びて輒ち予ふる者あり、未だ當に與ふるべからずして與ふる者あり、當に與ふべくして與へざる者あり、旣に奪ひて大に與ふる者あり、分ち與へて之を鬬はしむる者あり。故に太閤善く土地金帛爵位を用ひて、以てその術を濟す。專ら土地金帛爵位を恃むにあらざるなり。

○群雄の感喜畏服

○後陽成天皇（其一）

善く兵を用ふる者、以て天下を取るべきか。頼襄曰く、不可なり。天下は大物なり、用兵は小術なり、小術以て大物を取るべからず。故に能く天下を取る者は、未だ必ずしも善く兵を用ひざるなり。然りといへども、兵は何の爲にして用ふるか。以て土地を拓き、

偃然―おごりたかぶりて

割據の國―毛利、上杉、島津の如きをいふ

同列の人―前田、蒲生、池田の如きをいふ

は盡くるあり、而して群雄の欲する所は極まる無し。盡るあるを以てして、極り無きに供すれば、則ち我の術窮る時あるなり。且つ彼、我の土地金帛を攫りて去り、肯て我が用を爲さず。我驅りて之を使はんと欲するも、彼偃然應ぜず。我が指呼甚しければ、則ち我與ふる所に資りて、以て我に抗す。我何を以てか之を制せん。爵位に至りては、本虛器なるのみ。而して人之を得んと欲する者、我之を濫與せざるを以てなり。之を濫與すれば則ち輕し。人將に唾して顧みざらんとす。是亦恃むべからざるなり。故に徒にこの二者を恃み、以て天下を駕馭せんと欲すれば、天下將に反りて我を駕馭せんとす。世豐臣太閤の能く群雄を駕馭するを稱して、以てこの二者を恃むと爲す。嗚呼、太閤をして果して徒にこの二者を恃ましめば、則ち元弘、建武の政、是のみ。足利尊氏、是のみ。元弘、建武の事は姑く之を置く。尊氏の使ふ所のごとき、皆その家臣、用ひて以てその敵を夷げ、隨ひてその土地を與ふるのみ。是力を爲し易きなり。太閤の天下を定むるや、割據の國、存して之を撫し、同列の人、服して之を用ふ。止にその故臣のみにあらざるなり。其勢の難此の如し。況や足利氏の將帥皆庸才のみなるをや。而してなほ制すべからず。太閤の時に方りて、その天下に布列する者、概ね希世の雄なり。而して尊氏の施す所を用ひんと欲

右府を圖る―弘治元年信長を殺し弟信行を立つる

め林通勝と同じく右府を圖る者なり。右府赦して之を用ひ、北面の大將と爲し、之に越前を與ふ。通勝既に罪せらる。勝家心自危みて曰く、次は將に我に及ばんとするなりと。故に右府早く光秀の手に死して、而して此輩或は復仇の功を建て、或は扶孤の名を得るのみ。其をして早く死せざらしめば、吾恐らくは、その君臣の終始、未だ如何なるかを知らざるなり。吾意ふに、光秀無しといへども、而も右府或は禍を免る能はざるなり。大凡人の恩を感ずるは、その跡に在らずしてその意に在り。意誠に之を施さんと欲せば、施す能はずといへども、而も人之を感戴せん。意誠に之を施さんと欲するにあらざれば、能く施すといへども、而も人之を德とせず、甚しきは則ち反りて之を怨む。況や既に施して又之を奪ふをや。其怨を取るや、未だ施さざる前より甚し。嗚呼、思はざる可けんや。

〇正親町天皇（其五）

駕馭し―服從せしめ
市す―交換的に我用を爲さしむ

賴襄曰く、天下の群雄を駕馭し、其をして盡く我が用を爲して、我に叛かざらしむるものは、何を以て之を致すか。土地金帛を與へて嗇まざるか。高爵顯位を授けて惜まざるか。曰く皆然らざるなり。夫れ徒に土地金帛を恃み、以て之に與へて市す。我の土地金帛

○既に施して又奪ふ

右府の子―御次丸

右府の孤―信孝

故に姑く之を與へ、彼をして我が用を爲さしむ。然る後事に因りて之を除き、以て前に予ふる所を奪ひ、或はその舊惡を擧ぐ。林通勝、佐久間信盛の如き、是なり。或はその反心あるを誣ふ。荒木村重の如き、是なり。右府初め村重に許すに、攝津を取りて自ら封ずるを以てす。而して讒を聽きて之を誅す。之を讒する者は卽ち光秀なり。光秀も亦、右府總明、讒に惑ふ者にあらざるを知れり。而して敢て之を組織するものは、右府の心誅して之を奪ふに在るを知ればなり。村重を誅してその攝津を奪ふや、吾言の畢るを待たず。則ち安ぞ吾を誅して我が丹波を奪ふこと、亦村重の如くならざるを知らんや。而して吾忍びて之を待つ可けんや。是光秀の先づ君に忍ぶ所以なり。豈に獨光秀のみ然りと爲さんや。諸將皆然り。羽柴秀吉の如き、右府の子を養ひ、之にその封邑を讓らんと欲す。その征西の命を受くるや、又預めその敢て大賞を受けざるを言ふ。右府之に播磨を與ふ。而して入覲するに、その國を傾けて貢獻に充つ。以爲へらく、此の如からずば、則ち右府の心喜ばず、而して我の身危しと。故に秀吉の此の變を聞くに當りてや、甚だ驚動せず、立どころに師を班して仇を復す。吾必ずこの事あるを知ると言ふが如きなり。柴田勝家右府の孤を助け、以て秀吉に抗せるが如き、右府の恩を忘れざる者に類す。然れども彼初

一羇孤客―流浪のひとり者
藩籬―上下尊卑の別を立つる禮法
箕踞―あぐらをかく

身弑せられ、業殞つ。誠に惜むべしと爲す。而して明智光秀は一羇孤客のみ。右府の擢拔する所と爲り、食を推して之を食ましめ、衣を推して之に衣しむ。封土豐足、何を苦しみて、刃を君腹に剸すに至れるか。賴襄曰く、嗚呼、光秀無しといへども、右府未だ必ずしも禍を免れざるなり。何を以て之を言ふ。或曰く、「右府臣下を遇するに禮無く、屢光秀を罵辱す。其怨を取る所以なり」と。襄曰く、然らず。夫れ戰國の英雄、その君臣相與するは、平生の意を以て律すべからざるなり。彼の足利氏、動もすれば禮式を稱し、喜びて邊幅を修するを視るや、常に之を嗤笑す。故にその藩籬を決壞し、手を握り酒を强ひ、箕踞嘲詈以てその歡を結び、而してその死命を得。諸將を遇する皆然り。何ぞ獨之を光秀にのみ施さん。光秀も亦何ぞ此を以て怨となさんや。且つ恩を受くる此の如きの大、その禮無きを見るも、亦宜しく忍びて之を受くべきなり。己を屈するに忍ばずして、君を殺すに忍ぶ。忍ばざる所のもの小にして、忍ぶ所のもの大なるは何ぞや。蓋し忍ぶ所大なる者、忍ばざる所も亦大なるものあるなり。無禮を受くるの類のみにあらざるなり。右府百戰、四方故家を鏟滅し、而して己の功臣を以て之に代ふ。然れどもその取るに難きを視る。故に之を與ふるに嗇なり。而も與へざるべからず、與へざれば則ち彼、我が用を爲さず。

彌滿—充滿
契券—證書

上下相親み、家人父子の如し。此の如きもの七八百年。殷、周の積德といへども、未だ是に至らず。況や漢以下に於いてをや。その膏澤海宇に彌滿し、萬民の骨を淪めて、而して焉を知らず。唯天之を知る。是を以て、已むを得ずしてその實を收むといへども、而も終にその名を存して變ぜざるのみ。故に變ずるものは天なり。變ぜざるものも亦天なり。譬へば千金の家、邑里に假貸し、薄息責めざる者の若し。年歲遼遠、その家道頹廢し、契券明ならずといへども、而も耄倪相告げ、肯てその家を仰ぎ、以て負くべからずと爲す。他無し、天之が保證を爲せばなり。故に知を天に受くる深き者は、久しくして絕えず。知を天に受くる淺き者は、未だ久しからずして斷つ。彼我皆然り。我が王家の如き、深の至れる者なり。而して織田、豐臣氏の如き、則ち淺の至れる者、變ぜざる能はざるの運に乘じ、以て至る能はざるの位を得、乃ち此を負ひて以て天下に驕らんと欲す。天忽ち之を與へて、而して忽ち之を奪ふ所以なり。

○正親町天皇（其四）

織田右府、不世出の略を以て、二百年合し難きの天下を定む。事の成る十に六七。而して

杉氏と爲す。斯波氏先づ亡び、畠山氏も亦微なり。而して細川氏、上杉氏と東西に張り、その宗族各分爭して相食む。概ね皆庸才、大に相過ぐる無し。是を以て數世を更へ、或は勝負莫し。而して細川の臣三好氏、上杉氏の臣長尾氏、乃ち雄傑なる者あり。以てその主を制し、その權を一時に專にするに足る。而して終に一切を籠罩して、之を掃蕩する者、斯波氏の臣に出づ。その墜緒を繼ぎて、その大業を成す者、又その臣の臣に出づ。蓋し天、天下の亂を厭ひ、足利氏の此を撥するに足らざるを顧ふなり。故に此等の人を生じ、以て天子を輔けて、天下を治む。足利氏の陪臣輿儓と曰ふを得ざるなり。然らずば、陪臣輿儓何を以て能く右大臣と爲り關白と爲らんや。此に至るに及び、嚮の之を螻蟻視する所の者、我その鼻息を仰ぐに暇あらず。蓋し竊に歎じて曰く、「この位は唯我が家爲すべくして、彼之を爲すに至る。豈に大變にあらずや」と。其變ずるものは乃ち變ぜざる能はざるの天なるを知らざるなり。然りといへども、變この極に至りて、而も變ぜざる者存す。何ぞや。曰く、最下なる者、反りて最上に居る。而してその上一等、終に冀ふべからず。是我が國の彼の殷、周、秦、漢、唐、宋、明と異なるものなり。嗚呼、是何によりて然るや。曰く、祖宗敢てその位を有せず、臣虜の勞を躬し、氓隷の心を體し、

籠罩―殘りなく取り込む
斯波氏の臣―信長
臣の臣―秀吉
螻蟻視す―輕蔑す
一等―天子の位

輿儓―奴隷

頼襄曰く、國の治亂興廢する所以、知るべきのみ。興り且つ治まる所以のものは、上下の相近づくに由る。廢れ且つ亂るゝ所以は、その相遠ざかるに出づ。和漢古今と無く一なり。國の創建に當りてや、上意下達し下情上通し歡然間無く、而して天下治まる。その久しきに及ぶや、則ち然らず。上の人その位を有し、その權を負ひ、以てその下に驕りて恤まざるなり。甚しきは則ち之を蹂践して曰く、「吾は天子なり、吾は關白なり、彼武人は賤吏のみ」と。而して武人の賤吏、終に天下を覆してその權を奪ふ。是王家の變じて、源氏と爲り、足利氏と爲る所以なり。曰く、「吾は將軍なり、吾は管領なり、彼陪臣は輿儓のみ」と。而して陪臣の輿儓、終にその天下を覆して、その權を奪ふ。是足利の變じて織田氏と爲り、豐臣氏と爲る所以なり。その變ずるものは天運なり。而も必ず人事に由りて變ず。その未だ變ぜざるに當りてや、上尊下卑、天地の如く然り。尊き者は日に驕逸に、卑き者は日に勤勞し、驕逸なる者は日に愚にして、勤勞なる者は日に知なり。知の極は、以て天下を取るに足り、而して愚の極は、以てその身を保つに足らず。人事の然るなり。愚者常に上に在り、以て智者を役す。久しくして變ぜざる能はず。則ち天運の然るなり。細川、斯波、畠山三氏、足利氏の管領と爲り、而して關東の管領を上

○群雄の知らざる所を知る

らず。故に地の利ありといへども、用ふるを知らざるなり。織田氏の如きは、則ち然らず。斷然義昭を廢して顧みざるもの、時勢を知ればなり。京師の四戰の地たるを知ればなり。肯てその巣穴を離れて此に棲託し、以て義興の轍を蹈まず。又東國の仰攻し易からざるを知る。是を以て、之を舍てゝ先づ攻め易きの毛利を攻め、務めてその境土を大にし、その兵力を強くし、然る後、東面して之を治むるもの、地勢を知れるなり。當時群雄の知る能はざる所を知る、能く足利氏を繼ぎ天下に宰たる所以なり。饒ひその居る所をして地勢の便に據らしむるも、その利を用ひてその不利を避くるを知らず、又時勢の可否を知らざれば、則ち何ぞ能く之を致さんや。則ち果してその才然るなり。曰く、その用兵の才の如き、武田、上杉に如かざるにあらずや。曰く、然りといへども、自ら用兵の才の、武田、上杉に如かざるを知りて、與に爭はず、彼をして相爭ひて我に及ぶに暇あらざらしめ、而して我先づ彼の爲さんと欲する所を爲す。これその才の、武田、上杉氏に過ぐる所以なり。

○正親町天皇（其三）

木偶芻狗|木造の人形藁造の狗

み。今織田氏の義昭を擁して京師に入るや、又なほ大内氏の爲すがごときなり。肯て留まらずして去り、去りて復來る。未だ嘗て困乏せず。又未だ嘗て機會を失はず、而して終に代りて其政を執るもの、地の利、便なればなり。義昭既に廢せられ、西、毛利氏に依る。而して毛利氏兵を出して東嚮し、織田氏と抗する、亦大内氏の爲すを襲はんと欲するにあらずや。毛利元就既に沒すといへども、その二子の才、義興に過ぐるあり、及ばざる無し。而して遂に織田氏西下の鋒を遏むる能はざるもの、亦其地勢卑より高に向ふを以て、不可なる所あるのみ。唯地勢然るのみにあらず、時勢に不可なるものあり。何となれば則ち天下の心目は、足利氏に嚮ふにあらずして、京師に嚮ふなり。義植の時、なほ可なり。義昭に至りて、既に織田氏の立つる所となり、又その廢逐する所と爲る。木偶芻狗の故敗するものの如し。之を挾みて來り、既據の京師を爭はんと欲す。烏ぞ能くす可けんや。故に曰く、時勢に不可あるなりと。武田氏、長尾氏、又毛利氏と遙に應援を爲し、夾みて織田氏を攻めんと欲す。是亦時勢を知らざるなり。地勢を以て論ずれば、この二氏京師に隔絶し、その不便に據るといへども、然も高下の勢を見れば、正に毛利と反せり。而して織田氏に加ふる能はざるもの、二氏内に自ら相爭ひ、而して焉に及ぶに暇あ

樹幟耀兵—武威を振ふ
襟喉—要處

強大を成す者五氏。毛利氏は西に在り、武田、上杉と北條氏とは東に在り、而して織田氏中に居る。その土境兵力、大に相過ぐる莫し。而して獨織田氏を稱して、以て足利氏を繼ぎ、天下に宰たりと爲すものは何ぞや。先づ京師に據りて、四方に號令するを以てなり。先づ京師に據りて四方に號令するは、足利氏の覇を爲す所以なり。その衰へ且つ亂るゝに及びてや、徒にその名を存し、肯て復その令を奉ずるなし。而して天下の耳目の屬する所、心意の嚮ふ所、なほ此に在り。是を以て東國の群雄、その志京師に樹幟耀兵せんと欲せざる者無し。特その居る所隔絶せるを以て、多く人國を經るにあらざれば達すべからず。地勢の便ならざる、故に之を能く遂ぐる莫きなり。獨織田氏の國、京畿と聲氣相通じ、東國の襟喉を扼す。故に他人の京に入る道を塞ぎ、而して己先づ京に入る。既に京に入れば、兵を以て畿甸を守り、而して終にその鋒を西嚮す。西道の雄も亦禦ぐ能はず。唯其才、人に過ぐるを以てのみにあらず、地の利、便なればなり。なほ異時の細川、三好氏の、攝、河に居るが故に數志を京師に得たるがごときなり。大內義興嘗て一たび防長の兵を用ひ、將軍義植を擁して、以て京師に入り、留ること七年、逡巡して引き去る。而して細川氏仍ほ京政を執るも、亦その國遐遠なるを以て、京師に寄泊すれば、糧餉給せざるの

○その間以て京畿を取る

武田氏に及ばず。而して用兵の才は同じ。是を以て數兵を八州に下し、又數美濃を圖り、終に之を取る能はざる所以のもの、亦武田氏のその後を窺ふを以てなり。故に武田氏、上杉氏と、天下の背を爭ひて決せず。北條氏その間を以て奥羽を取る能はず。而して織田氏その間を以て京畿を取る。高卑の勢、難易異なればなり。是を以て織田の土地甲兵、益強大を致し、北條に三倍するに至る。三氏の主帥相繼ぎて沒死するに及び、乃ち東南先づ武田氏を滅し、甲信を取るを得。豐臣氏之を繼ぎ、因りて以て上杉氏を服し、而して北條氏を平ぐ。北條氏、上杉氏、甲信を得れば、素より國を成す能はず。而して武田氏獨甲信に據るのみ。なほ以て之を雄壓するを得。況や甲信以西の全力を以てして、甲州の險を奪ふをや。甲信、以東越に至り、八州に至り、遂に奥羽に至る。復立草ある無きもの、宜なり。是海內の勢、混一を成す所以なり。否らざれば則ち卑より高に向ひ、殺より豐に向ふ、安ぞ能く克つを得んや。

○正親町天皇（其二）

分崩離析―群雄割據の不統一

賴襄曰く、應仁以還、七道の分崩離析するもの極れり。百戰の餘、英雄の材輩出し、最も

腰裔—こしとすそ

四瞰し—四方を見下し

の東に依り、越はその北に倚る。海道の諸國その南を帶びて西し、尾張となり、京畿西國と爲れば、大底甲信の腰裔のみ。八州は幅員尤も豐にして、北條氏之に據る。越焉に次ぎ、上杉氏之に據る。海道又焉に次ぎ、織田氏之に據る。而も甲信を得ざれば、則ち國を成さざるものは一なり。北條、上杉、織田、共に國を成さず。而して武田氏、三氏の國を成す所以のものを奪ひ、以て自ら國せり。山岳の重疊沓蹙する所、關東海道の土沃兵衆に及ばずといへども、然もその處る所脊梁に在り。高きに憑りて四瞰し、我出づるに利にして、敵入るに難し。是武田氏の、能く三氏の中に介立して屈せざる所以なり。唯その用兵の敵無きを以てのみにあらざるなり。而して用兵の與に敵する者は、獨上杉氏のみ。故に之と信地を爭ひ、彼の國を奪ひ、以て我が國を成さんと欲す。兩蛇の穴を爭ひ、螫齧するが如し。相持するもの數十年。是を以て北條氏、織田氏、その左右に在りて、以てその國を保つを得たるなり。二氏の國、武田氏と腹背を相爲す。二氏その夷に居り、而して險に據るの武田氏を仰ぎ、能く支ふる所以のもの、唯その土沃に兵衆きの之に勝つを以てのみにあらざるなり。上杉氏は武田氏の後を窺ふあるを以て、故に彼、輕出深入するを得ざるなり。上杉氏の土沃兵衆二氏に及ばざるは、なほ武田氏のごときなり。而してその據る所の險、

杳蹙—おしあひへしあふ
豐殺—廣狹

地に置き、以て敵路を梗ぎ、敵をして衆を合し力を此に斂らせしむ。則ち吾與に鬪ふ所の者は約なり。是形に因りて、以て勢を制するなり。譬へば羶を地に投じ、以て群蟻を聚むるが若し。敵衆散漫、地を蔽ひて來る者、その勢此に至りて杳蹙す。則ち吾以てその亂に乘じ、衝突して之を破るべし。是勢に因りて機を決するなり。然れども、擊つ可きの機、その間髮を容れず。急なれば則ち未だその機に及ばず、緩なれば則ち已にその機を過ぐ。過ぐれば機に及ばず。則ち機の以て勝つべきもの、或は以て自ら敗るるに足る。是則ち所謂時と處とに隨ひて變ずるものなり。是故に毛利氏、北條氏の緩を用ふるも緩にあらざるなり、織田氏の急を用ふるも急に非ざるなり。その機を失せざるを爲すは一なり。

○正親町天皇（其二）

賴襄曰く、武田上杉二氏、用兵の才相敵し、北條氏、織田氏共に及ばざるなり。而して四氏元龜天正の際に角立して相下らず。その攻守の形勢は、請ふ嘗に之を論ずるを得んか。蓋し我國の地勢は東北より來る。故に東北高くして西南卑し。その幅員も亦隨ひて豐殺あり。奧羽の山脈、甲信に至りて重疊杳蹙し、人に脊梁あるが如し。而して關東八州はそ

○機同じ

客攻主守―敵は攻め味方は守る

毛利氏に嚴島の戰あり、北條氏に河越の戰あり、織田氏に桶峽の戰あり。この三戰なるものは皆、威を天下に著はし、以てその業を興す所以のものなり。毛利氏、織田氏、皆三千を以て敵の三四萬を破り、北條氏八千を以て敵の八萬を破る。世徒にその寡を以て衆に敵し、勝ち難きに勝つを稱して、而して深くその勝つ所以のものを究めず。蓋し勝つ所以の機同じきなり。機の同じき所以は、則ち勢と形との同じきに由る。何を以て之を言ふ。夫れ陶賊、防、長、筑を擅にし、以て毛利氏の安藝を壓す。今川義元、駿、遠、參を略し、以て織田氏の尾張に逼る。兩上杉氏七州を有し、以て北條氏の相摸を蹂む。强を以て弱に臨み、客攻主守、其形同じきなり。形を以て之を言へば、强者は勝ち、弱者は負く。攻者餘ありて守者足らず。然り而して足らざる者は懼れ、餘ある者は驕る。驕れば則ち怠り、懼るれば則ち奮ふ。則ち勢なり。則ちその勝負の機、將に相換らんとす。然りといへども、弱を以て强に敵し、足らざるを以て餘あるに對す。徒に奮鬪して克つべからざるなり。是に於いて、その勢を制し、以てその機を決す。夫れ餘ある者は、分るゝに利にして、合するに利ならず。分るれば則ち整ひ、合すれば則ち亂る。而して足らざる者は之に反す。彼その勢を分ち、更迭して我を攻めば、我何を以て之に堪へん。是を以て城塞を要衝の

の之に事ふる者、志、細川氏に在らず。一は彼、一は此、唯己の得失を是れ視て、而して至らざる所無き者、酷だ相似たるなり。是豈に細川氏の罪ならんや。足利氏の王家に事ふるや、その兩統を爭はしめ、以て己に便にす。亦その志、王家に在らずして、己の得失を患ふるに出る。その源此の如し。宜なり、その末流轉た相倣傚することや。故に三好氏の臣の三好氏を亂すは、なほ三好氏の細川氏を亂すがごとし。三好氏の細川氏を亂すは、なほ細川氏の足利氏を亂すがごとし。細川氏の足利氏を亂すは、なほ足利氏の王家を亂すがごとし。

○後奈良天皇

賴襄曰く、兵に形あり、勢あり、機あり。形は勢を生じ、勢は機を生ず。機は見難くして變じ易きものなり。時に隨ひて變じ、處に隨ひて變ず。勢と形との如き、必ず大にして見るべく、確として變ぜざるものあり。その形に因りて、その勢を制し、その勢に因りて、その機を決す、是將の智なり。故に智將の爲す所、或は謀らずして合するあり。則ちその形同じきなり、故にその機も亦おなじきなり。吾永祿、元龜の際に觀るに、三大戰あり。

義子—澄之

宗全を排するに在るなり。而して勝元未だその志を逞しくせずして死す。而して政元之を成す。政元、義植を廢し、政長を殺し、而して己管領と爲り、權を專にする十有五年なり。乃ちその臣の弑する所と爲るは何ぞや。初め政元子無し。その族子二を養ふ、澄元と高國となり。澄元を以て三好長輝に付し、之を輔けしむ。而して香西元近、長輝を排せんと欲す。是を以て政元を弑し、更に他の義子を立て、反りて長輝の誅する處と爲る。而して三好氏細川氏を專にす。義植、義澄の交爭ふ者、その子孫に至り、以て足利氏を終ふ。高國、澄元の交爭ふ者、其子孫に至り、以て細川氏を終ふ。澄元と高國と、或は義澄を助け、或は義植を助く。而して長輝の子孫、始め澄元を助け、子晴元に及び、高國を敵とす。後又高國の子を助け、以て澄元の子を排す。三好氏旣に細川氏を亂せり。而して三好氏の臣に、松永久秀といふ者あり。亦その家を亂り、その子を毒殺し、以て他の義子を立つるに至る。然る後相與に共に將軍を弑し、而して足利氏滅びぬ。賴襄曰く、孔子鄙夫の與に君に事ふ可からざるを論ずるや、曰く、「未だ得ざれば得んことを患ひ、旣に得れば失はんことを患ふ。失ふを患ふれば、則ち至らざる所無し」と。今細川氏の足利氏に事ふるものは、志足利氏に在らずして、己の得失を患ふるのみ　是を以て、その臣

む。亂極まらざれば以てたふすに足らざればなり。

○後柏原天皇

應仁而還、足利氏の事、紛々擾々復論ずるに足らざるなり。その大略を綜べて、以て世戒と爲すと云ふ。足利氏の君臣、その事酷だ相似たり。初め畠山氏その義子を廢してその子を立てんと欲す。足利氏と細川氏と亦然り。是を以て應仁の亂を成す。足利氏義尙を立て、細川氏政元を立つ。竝にその欲する所の如し。而して畠山政長義子を以て立ちて管領と爲る。その與に立を爭ふ所の者死し、その子なほ存す。政長之を害とし、將軍を挾みて往きて之を擊つ。挾む所の者は義尙、與に立つを爭ふ所の者の子なり。蓋し義尙の夭するや、父義政、其舊養ふ所の義視を召し、其子義植を立つ。義尙嗣無きを以て、已むを得ざりしなり。是政長の挾む所の者なり。而して細川政元、義政の遺旨と稱し、義澄を立つ。義澄と義植とは、義政に於いては均しく之が姪たり。義政豈に愛憎する所あらんや。政元旨を矯めて之を立つる所以は、政長を排してその攝する所を奪はんと欲するのみ。なほその父勝元の山名宗全と戰ひ、以て義視、義尙の位を賭するがごとし。その意

懲毖—懲りて愼しむ
勘合印信—通商貿易を成す印鑑
權宰—かりに支配する
首領云々—首を斬られず牖下に沒す—病死す

の兩敵交綏するを得、械囚を脱するが如きも、亦以て少しく懲毖すべきなり。而して職を讓るの明年、乃ち書を朝鮮に贈り、勘合印信を求め、以て海外書畫珍寶を求む。尋ぎて別業を東山に築き、銀閣をその中に興す。人心ある者にして能くすべけんや。正に唐の德宗奉天の厄を脱して、瓊林に大盈庫を興すが如し。彼なほ藩鎭を削平する志あるがごとし。その計を得ずして困乏に懲る。その宜しく懲るべからざる所に懲る。なほ說あるなり。義政は則ち直に海內を竭し、以て自ら奉じ、以て大亂を致して懲りず。又その未だ竭さゞるものを竭さんと欲す。夫れ天一人に託して、萬民を養ふ。萬人を取りて一人を養ふにあらざるなり。故に明王は必ず勤儉を躬らし、以て天下を恤れむ。苟も美を爲すのみにあらず、天託に背きてその譴を取らんことを懼るゝなり。天子且つ然り。況や天子に代りて天下を權宰する者をや。烏ぞ是吾が有なり、吾が臣僕なりと曰ひ、而してその生活する所以を奪ひ、以て己の逸樂に資すべけんや。而して亂れざるあらんや。未だ亂れざるに察せず、既に亂るゝに懲りず。故に曰く、その心を喪ふなりと。而して首領を全くして、牖下に沒するを得るものは何ぞや。曰く、天、足利氏を疾むや深く、その家を墜さんと欲す。故にこの喪心の人を生み、又速に死せずして、以てその亂を極めし

花亭—室町御所
傳宣の臣—取次役
牴牾—撞著

の中に集む。輦轂兵燹、蕩として廣野と爲る。七道の内、戰無き者無し。誰か之を致したる。史に稱す、義政驕逸、その職に在るや、奢靡を窮極し、花亭の甍、費六十萬緡、高倉第の障子値二萬錢に至り、その他之に稱ふ。上下相傚ひ、競ひて修麗を以て相尙ぶ。是を以て民賦日に倍し、横斂苛征、戸耗し、田蕪す。故に事に富商の金を借るもの、義滿の時、歲に四次、義敎は歲に十二次、義政に至りて、月に八九次、又稱貸不償の令を擧げ、號して德政と曰ふ。故に事に大儀ある每に、諸侯に課して役を助けしむる、槪ね五六年に一擧、なほ給し難きを病む。義政の時は五年にして九擧、是を以て公私共に困しみ、怨讟四に起る。義政乃ち日に淫樂を内に恣にし、天下の政、之を傳宣の臣及び妾媵僧尼の屬に委し、請謁公行、號令牴牾して、外朝大臣、黨を結びて相軋る。上令の己に便ならざるものを見れば、その曲直を持し、公然罵詈して從はず。紀綱壞廢し、威權地に墜つる此の如し。夫れ此の如きもの、祖宗厚澤善制の後に處するも、なほ亂れざる能はず。況や足利氏の如き者をや。而して義政、槪ね察せざるなり。又その私を以て、外臣の有力者に託し、以て之を濟はんと欲す。此を以て亂端を啓き、兵禍驟に起り、己遂に劫制せらるゝ所と爲り、戰鬪を傍觀す。心悸舌揚、一語を出して以て之を禁止する能はず。幸にしてそ

儲を易ふ——秀次を捨て秀頼に易ふ

知らざるなり。幸にして渠魁兩つながら斃れ、勝負無きが如し。而して細川氏終にその權を專にし、將軍を廢置すること、奕碁の如く然るに至り、群豪相幷び、海內分裂し、織田、豐臣氏に至り、纔に之を混一するを得たり。その禍たるや遠し。然りといへども、室町衰弱を以てして長く存するを得、鎌倉の速に姦臣に亡ぶるが如きにあらざるものは何ぞや。封建、郡縣の勢異なるのみ。豐臣氏の如き、亦封建の爲に、その季世嬖寵政を亂し、亦私に儲を易ふるを以てなり。而して天下の諸侯、陰に各黨援する所あり、以て亂亡に至る。その勢乃ち應仁と同じ。その主の明暗、大に懸絕すといへども、その公ならず、一ならざるを以て、以てその權を喪ふものは一なり。而してその亡ぶる、室町より速なるものは、新造の國なればなり。

○後土御門天皇（其三）

○天この喪心の人を生む

賴襄曰く、足利義政は、その心を喪ふ者と謂ふべきなり。八歲の童子を以て、諸將の奉立する所と爲り、職に在ること二十九年、乃ち位を其子に讓り、以て安に就く。又十九年にして終る。前後を通ずれば四十八年なり。而して我が邦前後比無きの大亂をこの四十八年

○公ならず、一ならず

苞苴—賄賂

渠魁—勝元、宗全

如何ともする無し。是封建の通患にして、應仁の亂も亦然りと爲す。何に由りて然るや。曰く、權を喪ふのみ。何を以て權を失ふ。曰く、公ならざるなり、一ならざるなり。唯公ならず、是を以て一ならず。史に稱す、足利義政の斯波氏の嗣を令するや、十年の中、二たび之を奪ひて、二たび之に予へ、畠山氏の續くや、二十年の中、三たび之を奪ひて、三たび之を予ふ。播を山名氏に予ふるは、その赤松氏を討滅するを賞するなり。而して復赤松の餘孽を播に祿せり。その一ならざるや此の如し。此皆請謁賄賂に因りて然るなり。公ならざるにあらずして何ぞや。自らその弟を以て儲貳と爲す。細川勝元之に傅たり。而して復山名宗全を援けて以て勝元と軋る。その一ならざるや此の如し。此その弟を廢して以てその子を立てんと欲するに由るなり。公ならざるにあらずして何ぞや。己も亦その公ならざるを知るなり。是を以て宗全の赤松氏の子を襲し、以てその邑を奪ふも、而も禁ずる能はざるなり。勝元怨言を出して、盡くその左右の、西陣の耳目と爲る者を除く。而して止むる能はざるなり。而して天下肯て復その令を奉ずる者莫し。夫れ苞苴閨闈の間に陰行し、襁褓の呱々と、枕席の私語と、耳に浸漸して、而して兵戈の氣、天地の間に塞がるを致すもの、十有餘年にして絕えず。蓋し義政と雖も、始めは自ら其患の此に至るを

を處置し、以てその心を服せば、則ち何ぞその制す可からざるを患へんや。然りといへども、國家の勢をして惡人の功あるに至らしめざるを先務と爲すなり。

○後土御門天皇（其二）

頼襄曰く、郡縣の世、患は姦臣と叛民とに在り。而して封建に之れ無し。之無きにあらざるなり。之ありといへども、而も猝にその國を亡すに至らざるなり。何となれば諸侯各その土地甲兵を有し、その力以て、内は姦邪を懾れしめ、外は盜賊を禁ずるに足ればなり。然れどもその力以て盜賊を禁じ、姦邪を懾れしむるに足るが故に制し難し。之を制するに權を以てす。權、上に在れば、天下の勢分れ、以て上令を奉ず。權、上に在らざれば、則ち天下の勢合し、而して下その志を恣にす。合すとは何をか謂ふ、黨あるを謂ふ。黨あれば、必ず耦ありて爭ふ。爭ふにその土地甲兵を以てす。故に呑噬拏攫、數十年にして止まず。郡縣の存亡たちどころに決する如きにあらざるなり。而して之が上たる者、既に以て之を制する莫し。其或は勝ち或は負くるを聽すのみ。而して勝者、或は我を挾みて以てその勝を取る。而して既に勝つに及べば、乃ち終に我を制す。我之を

呑噬拏攫―かみ合ひつかみ合ふ

○權を授けてこゝに至る
滔天塗地—大混亂

を失ふに足る。況や我固より之に權を授くるをや。夫れ所謂權を授くとは、何ぞ必ずしもその官職を云はんや。我之に倚託し、彼をして輕重を我に爲さしむ。是之を權を授くと謂ふ。細川勝元、畠山德本の資望を嫉み、擠して之に代らんと欲す。是を以て宗全を引きて黨と爲し、之と婚を結び、又其子を養ふ。德本の嫡を易へんと欲するに及び、乃ち之と力を幷せ、陰にその子を助け、以てその父に蹙る。是管領之に權を授くるなり。將軍義政既に義視を養ひて、復己の子を立てんと欲す。則ち亦宗全を藉りて援と爲す。是將軍亦之に權を授くるなり。夫れ德本の事は私なり。而して宗全公に據りて以て之を排す。義政の事も亦私なり。而して宗全私して以て之を援くるを知る。その乘じて以て權を執り、志を逞しくするは、則ち一なり。勝元初め宗全と結び、以てその志を得、既にして宗全の勢、殆ど己の上に出づるを視、亦將軍の陰に焉に託するありて、以て己と軋るを知る。是に於いて、亦黨を植てて、以て之と爭ふ。而して己先づ之に權を授け、以て此に至るを知らざるなり。義政亦之に權を授けて、勝元と爭はしめ、而して己乃ち勝元の劫持する所と爲り、亦宗全の力を得る能はず。應仁の亂、滔天塗地、十餘年にして決せざる所以なり。後の國家を爲むる者、不幸にして惡人に功ある者に逢はゞ、務めて善く之

欲す。則ちその鬪亂紛紜するや、固より宜なり。古より國家の亂亡するや、必ずその威權の陵替、紀綱の廢壞に由る。而して英雄の人、大功をその間に樹つ。是を以て能くその權を操り、遂にその國を移すに至る者、皆然り。今足利氏の國勢此の如きを以てして、桀驁悍惡、山名宗全の如き者、その功一國の上に出づ。宗全をして大に人に過ぐる者ならしめんか、則ちその足利氏の國を簒ふや、難しと爲さず。異日の豐臣秀吉の織田氏に於けるは是のみ。幸にして遠志大略無し。故に横恣忌む無きに止まるのみ。然りといへども、當時の將軍管領たる者、宜しく之が慮を加ふべき所なり。之に答ふるに恩禮を以てし、以てその心を靖んじ、之に酬ゆるに金帛子女を以てし、以てその欲を充し、多く土地を與ふべからざるなり。多く土地を與ふるは可なり。之に權を授くべからざるなり。既に土地を與へて、復之を奪ひ、既に權を授けて、復之を爭ふ。乃ち大に不可なり。夫れ宗全を賞して、盡く赤松氏の地を領し、その同族の封をして相聚めしむ。已に慮の固きものにはあらざるなり。然れども猶曰はん。然らざるを得ざるものありと。又赤松の遺孽を播に立て、以て之を怒らし、而して之を鬪はしむるは何ぞや。彼怒りて我を直とせず、鬪ひて之を奪ふも、我何の辭か之を責めん。正に以てその勢を成して、我が權

遺孽—遺子

○私を行へば威權立たず

家奴—赤松満祐
主人—足利義教
一奴—山名持豐
家宰—細川勝元
嫉む所の者—畠山持國
嗣主—義尚

ず。但山名持豐復その家を興さんと欲す。故に力めて攻むるのみ。その餘、意皆賊を縱つに在り。寧ぞ肯て感奮進擊、君仇を復するを必ずとせんや。故に足利氏の臣、唯その君を畏るゝの意無し。是を以て又君を愛するの心無し。故に曰く、威權立たざるなりと。然らば則ち威權の立つと立たざるとの所以は何ぞや。曰く、行ふ所公なれば則ち立ち、行ふ所私なれば則ち立たず。義持、義教の如きは、小私を行ふなり。尊氏の如きは、大私を行ふなり。足利氏の大私、赤松氏に成る。故に禍先づ赤松氏に發す。天なり。足利氏或はその臣の叛逆を縱にせしむれども、而も天は則ち必ず足利氏の叛逆を赦さず。

○後土御門天皇（其一）

賴襄曰く、應仁の亂は、嘉吉の變に本づくなり。夫れ家奴主人を衆奴の中に戕す。而して衆奴逡巡して、能く齟齬する莫し。一奴あり、獨能く奮前之を擊斃す。則ち之を擊斃する者、昂首して衆奴中に橫行し、而して制すべからざるは固よりなり。而して家宰たる者、之れを引きて以て己の嫉む所の者を排し、嗣主は又之を引きて以て己の私を濟す。是之に權を授け、以てその勢を長ずるなり。その勢長ずるに及び、復之と抗爭せんと

庸懦―凡庸怯懦

逗撓―とゞまりたゆむ

り。足利氏の將帥は皆驕婦の如し。その夫を畏れざるなり。數叛して禁ぜざるは、なほ婦の數その夫に背き、旋その家に歸るがごとし。是を以て之を輕んずること益甚し。加ふるに怨隙を以てす。側目咆怒するは恠しむに足らざるなり。滿祐の如きは、その尤なる者のみ。初め義滿の世威令稍振ひ、諸將敢て上を戴かざる者莫し。而して義持庸懦、幸にして時に事無く、優游宴晏、赤松持貞を寵す。滿祐之と訴して直を得ず、怒りてその第を焚き、邑に據りて叛するや、敎を下して之を討つ。而して諸將肯て往かず、連署して滿祐を赦さんことを乞ふ。已むを得ずして之を聽す。足利氏の威權、是に於てか畏るゝに足らざるなり。則ち滿祐の目、將軍無きこと久し。而して義敎則ち以て己を畏ると爲し、之を遇する無狀、その女を殺して恤まず、復その怨叛を致すに至る。幸にして克く之を降し、復赦して之を近づく。滿祐憤怨胸に塡つ。而も義敎以て意と爲さず、曰く、「大權我に在り、彼我を奈何ともする無きなり」と。是に於いて、亦持貞の從子を庇ひ、滿祐に諭して、之が邑を割予せんと欲す。滿祐たる者、何ぞ肯て坐してその令を受けんや。嚮に叛くや、我を能く誅する莫きなり、今是を弑するも、誰か能く我を禁ぜんと。是れその敢て刃をその君の腹に剚す所以なり。諸將赴き討つといへども、亦前役に忸れ、逗撓して進ま

疾視す—邪魔者扱ひにする

るなり。義教のこの禍を速くや、その威權を恃むこと太だ盛なるに由るにあらずや。近時織田信長の弑に遭ふが如き、これのみ。曰く信長は則ち然り、義教は則ち然らざるなり。義教自ら以て威權己に立ちて、恃むべしと爲すが爲めなり。足利氏の威權の立たざるは一世にあらざるを知らざるなり。而して之を恃みて恩意をその臣に加へず。この禍を速く所以なり。夫れ恩意と威權と、一を闕く可からず。而も義教は則ち兩つながらこれ無し。何を以てその臣の叛逆せざるを保せんや。夫れ人臣のその君を戴く所以は、その威ありて畏る可く、恩ありて愛すべきを以てなり。愛して之を畏る、是を以て凌犯の禍無し。然らずば道を行くの人のみ。何の至らざる所ぞ。然りといへども、唯だ畏るべきなり、而して後愛すくし。愛すべくして畏るべからずば、則ちその愛すべき者、終に久しからず。今夫れ妻の夫に於ける、亦なほ臣の君に於けるが如きなり。義を以て合する者なり。愛して舍てず、以てその夫妻を全くす。人々之を知れども、畏るゝ所あるにあらざれば、則ち以て全くすべからざるを知らざるなり。畏れざれば則ち狃れ、狃るれば則ち之を輕んず。之を輕んずるの至、心外に嚮ひ、而してその夫を疾視す。甚しきは則ち陰かに之を斃し、以てその私するの者に從ふ。皆初めその夫を愛せざる者にはあらざるなり。之を畏れざる者な

義持、義教の爲す所を觀るに、其然らずや。義教の爲に計る者は縱ひ持氏を右けず、攻めて之を囚せしむるも、更にその子を立て、或はその封を析き、以て數子に傳へ、憲實の不臣を誚め、代ふるに衆望の屬す所を以てせば、則ち一處置にして、關東の心盡く悅服せん。是より以往、鎌倉の君相を廢置せば、その權を盡く京師に歸せん。惜いかな、義教の以て此を語るに足らざるや。義教已に關東を夷げ、自ら以てまた患ふるに足る者無しと爲し、愈〻益〻矜驕して、以て將帥の服せざるを致す。嘉吉の禍、應仁の亂、相因りて作り、子孫終に細川氏の弱むる所と爲る。空名を上に擁すといへども、而も鎌倉と奚ぞ異らんや。

○後花園天皇（其二）

叛逆は罪なり。逆は弑に至りて大罪なり。故に弑逆を行ふ者は論ぜずして可なり。弑逆に遭ふ者の之を速く所以を論ずべし。足利義教の弑逆に遭ふ所以のもの、安くにか在る。その將帥を待つに恩意無きに在るか。驕にして禮を加へず、纔を信じて之を殺し、人々をして自ら危ましむ。赤松滿祐無しといへども、而も恐らくは免れざらん。賴襄曰く、是所謂その一を知りて、未だその二を知らざるなり。二とは何ぞや。曰く、威權の立たざ

壇に登る—大將軍と爲る
持氏の孤—安王、春王
遺孤—成氏
○人心の嚮ふ所に從ふ者

嗣あり、義嗣は義持の弟、その深く忌む所なり。故に持氏を右け、氏憲を除く。その心は私なり、而してその跡は則ち公なり。以て關東將士の心を服するに足る。義敎の繼ぎて將軍と爲るに及び、持氏亦執事憲實と隙あり。則ち憲實を右けて、以て持氏を斃す。蓋し義持嗣無し、持氏立たんことを冀ふ。而して義敎僧服を脫して、壇に登る。故にその心服せず。憲實以て口實と爲し、之を義敎に訴ふ。その忌む所に中りて、以てその援を得。義敎の意、必ず曰はん、吾是時に乘じ、斃して之を滅す、父祖の爲さんと欲して、未だ能はざる所、而して我之を能くするなりと。その實義敎能く持氏を斃すにあらず、持氏自ら强臣の計に斃るゝなり。而して義敎、臣を右けて君を滅す。何を以てか將士の心を服せんや。是を以て結城氏朝の如き者、持氏の孤を奉じて兵を起すや、亦憲實に之を平げんことを命ぜるも、憲實肯て義敎の令に循へるにあらず、自らその患を除けるなり。その後將士再び遺孤を求めて主と爲す。而して上杉氏更に將軍の子を戴く。將士仍將軍の子に之かずして管領の子に之く者、以て人心を見る可きなり。故に天下を治むる者、常に人心の嚮ふ所に從ひ、以てその事を成す。事成りて天下吾が權を仰ぐ。人心の嚮ふ所に從はざる者、一時に克つといへども、而も未だ久しからずして壞る。壞るれば則ち我が權廢す。

強大に憑り、以て相噬攫して制すべからず。以てその天下を失ふに至る。豈に術を知らざるの過にあらずや。頼襄曰く、獨足利氏のみならざるなり、豐臣氏の天下を得て、旋之を失ふ所以、此の如し。

○後花園天皇（其一）

宗藩―同宗の藩
逼犯の禍―迫りて主權を犯す
兩家―山内、扇ヶ谷

頼襄曰く、足利氏軍府を京師に開きて、宗藩を鎌倉に置く。鎌倉の上杉氏を有する、なほ京府の細川氏有るがごときなり。皆輔佐の功あり、而して亦逼犯の禍あり。細川はなほ畠山、斯波の僚有りて、以て相制するに足る。上杉に至りては、獨任世襲二君の如し。焉ぞ禍無きを得んや。然れどもその分れて兩家と爲り、更りて執事に任ずるに頼り、是を以て之が上たる者、以て暫く安きを得たるのみ。而して京師は則ちその危を利するなり。尊氏の自らその子を封ずるが如き、論ずる無きのみ。義詮、義滿より、族屬漸く疏く、毎に鎌倉と相圖る。故に上杉氏を誘ひ、以て之を制す。而して上杉氏も亦京府を援き、以て重きを爲す。君臣の際、常に嫌隙あり。將軍たる者、以て是彼の不利にして我の利と爲すなり。獨上杉氏憲の持氏に叛するや、將軍義持氏憲を援けずして、持氏を右くるは何ぞや。氏憲の黨に義

僨—顚倒

宗府—室町幕府

還俗の將軍—義教

じ、恩を推し、その庶孽を封じ、以てその勢を分つ。是賈生、主父の漢に策する所以なり。夫れ人情、その子を愛せざる莫し。而して子一人にあらざれば、全を一子に傳へんは、分ちて數子に傳ふるの樂しきに若かざるなり。彼の樂しむ所に因り、以て我が術を施す。何の爲し難きかこれあらん。而して義滿爲さゞるなり。特に之をその宗族に爲さざるのみならず、また之をその家に爲さず。何となれば、義滿、少子義嗣を愛し、その位望を崇高にす。而も之が所を爲さず。是を以て義持の猜嫌を招く。夫れ海内に封建する、宗族臣隷の邑、各數州に跨がる。而して己の子弟尺土の安き無し。僨と謂はざる可けんや。義滿何ぞその鎌倉に加與する所のものを以て、以て義嗣に與へざるか。則ち以て鎌倉を制し、而して宗府の嫌を絕つべし。是一擧にして兩得するものなり。誰に憚りて之を爲さゞるか。或は明德、應永兩役の沒收する所を以て、以て盡く諸將に與へず、而して以て子弟を封じ、犬牙相制せしめば、亦必ずしも物情に忤はず。此に出づるを知らずして、乃ち義嗣をして義持の手に死せしむ。義嗣亦此に懲り、盡くその諸子を僧と爲す。是を以て還俗の將軍あり、關東服せず、兵を稱へ、相圖るに至る。幸にして克つを得たるも、その藩維を失ひ、足利氏益孤立す。而して其臣隷益忌憚する無し。各

異―異圖

優爲―容易に成し得る

之を小にす。天下を治むる者、諸侯の大なる者に逢へば、亦析きて之を小にす。然る後我が約束を聽かしむべし。足利氏この術を知らず。宜なりその天下を治むる能はざるや。その將帥に於ける既に然り。宗族に於けるも亦然り。尊氏の少子を封ずるに八州を以てし、その力を强大にし、以て敵國を制し、而して諸將を鎭壓する、亦然らざるを得ざるの勢なり。而してその後、その强大を恃み、毎に宗家を圖るの意あり。將帥の異を懷く者、亦之を翼戴して名と爲す。以て衆心を煽るに足る。義滿究むる能はず、纔にその宰臣に賴りて、之を調停し、輒ち恩を加ふる所あり。既に足利莊を加へ、又陸奥、出羽を加ふ。或は彼の請に出でて拒む能はざるか。然らずば、八州已に天下勁兵の處と爲る。而も加ふるに奧羽を以てす。その大や極れり。唯に之を殺ぐ能はざるのみならず、乃ち之を豐にすること、此の如し。將何を以てか之を制せん。夫れ宗族の封は、父祖の授くる所、故無くして之を殺ぐを得ざるや、固よりなり。然れども大内の亂、關東の之を黨援する、已に明證あり。之に讓削を加ふるに、我豈に辭無からん。怨みて叛すれば、彼は曲にして、我は直なり。異日義教の擧、固より義滿の優爲する所、既に克たば、改めてその胤を立つるも、誰か不可と曰はん。卽ち然る能はざらんか。所謂析きて之を小にする、術無しと爲さゞるなり。旨を諭

趨搏―飛び翔りて捕ふ
胚胎せり―基せり

長はその饑者を縦つのみ。義滿は則ち既に飽きたる者を縦つ。彼寧ぞ肯て我が爲に趨搏せんや。將に反りて我を搏たんとするのみ。

○稱光天皇

賴襄曰く、足利氏の能く天下を得る所以のものは、その多く土壤を割き、諸將に與へて慍まざりしに由る。而して天下を治むる能はざる所以のものも、亦此に由る。尊氏、義詮、業を南朝未衰の時に創む。勢然らざる能はず。義滿に至りて、天下足利氏を戴くこと、之久し。而して南國日に蹙り、又能く內亂を戡め、威令大に振ふ。この時に乘じて、以て之を裁制せず。而して仍ほ父祖の遺習を襲ふ。動もすれば輒ち數州を擧げて、將帥に加授す。賞して之に授く、なほ可なり。又貶して之に授くる者あり。豈に姑息以て事無きを希ふか。抑驕らして之を斃さんと欲するか。術無き者と謂ふべし。而して何を以て天下を治めんや。異時嘉吉、應仁の禍、已に此に胚胎せり。察せざるべからざるなり。夫れ天下を治むるは、譬へば薪を縛するが若し。薪大にして少きは小にして、多きの縛束し易きに若かざるなり。故に薪を縛する者、その大にして縛し難きものに逢へば、析きて

豎子——小僧

和泉、紀伊を加ふ。是義弘の能く亂を作す所以なり。夫れ義弘西道に雄跨すといへども、紀、泉を得ざれば、何を以てか能く亂を畿甸に作さんや。然りといへども、亂を畿甸に作すは、義弘に在りては計を失すと爲す。義弘嘗て大友、今川二氏と連結して、以て跋扈を謀らんと欲す。今川氏肯かずして止む。果してその計の如くならしめば、則ち義滿の之を夷ぐる、必ず歳月を費し、堺城を拔くの速なるが如き能はざりしならん。果して兵を畿甸に擧げんか、亦之を義滿の薨後に擧げば、則ち義持の不武なる、何を以てか之を制せん。是亦義弘の計を失せるなり。義弘の計を失するは、義滿の幸なり。然らば則ち義滿の能く二氏を誅夷する、その武に由るといへども、抑亦幸あり。之を誅夷する、必とす可からざるなり。而してその叛且つ亂するは、則ち必とすべし。之を養ひて能く叛亂せしむるなり。故に曰く、威を用ふるに善なりといへども、而も恩を用ふるに善ならずと。義滿、義弘を罵りて曰く、「豎子、その强大を恃み、廼公の然らしむるを知らず」と。則ち義滿も亦自ら之を知れり。而して之を爲すは何ぞや。豈に未だ父祖の遺習を襲ふを免れざるか。或曰く、「泉、紀を二人に加授するものは、南朝を圖るなり。なほ近時織田信長の諸將をして各敵地を取り、以て自ら封ぜしむるがごときなり」と。襄曰く、之を使鷹に譬ふれば、信

○恩に善からず

削讓—領地の削減

○後小松天皇

賴襄曰く、吾既に足利義滿の善く威を用ひ、その父祖の恩ありて、威無きが如きにあらざるを論ぜり。然りといへども、猶其威を用ふるに善くして、恩に善からざるを惜むのみ。義滿の威を用ふる、その最大なるもの二。曰く、氏淸の叛を誅するなり。曰く、義弘の亂を夷ぐるなり。武と謂ふ可し。而も何ぞ其をして叛且つ亂せしめざるに如かんや。其をして叛且つ亂せしむるものは、義滿の致す所か。曰く、然り。夫れ山名氏數尊氏義詮の世に叛す。叛する每に、侵略する所あり。既に服すれば、因りて之を有す。是を以て海內六分の一を有するに至る。義滿削讓を行はずして、而して又河內、紀伊を加ふ。是氏淸の能く叛する所以なり。幸にしてその子弟その國を分領し、その勢合せず。義滿因りて誅鋤の計を施すを得たり。否ざれば則ち制し難きなり。その大內氏に於けるも亦然り。大內弘世、亂に乘じて、擅に周防、長門の地を有し、義詮の左右に賂ひ、二州守護を授かるを得、又加ふるに石州を以てす。既に已に强大なり。義弘に至り、又今川貞世を譖し、その任に代るを得、鎭西を經略す。故に又筑前を加ふ。氏淸を誅するの戰功を賞するに及び、又

艴然として｜むつとして

定策の國老｜唐末宦官權を專らにし恣に天子を廢立す此の時定策國老門生天子の稱ありし故事

枯骨｜尊氏をさす

りといへども、而も天命大に定り、以て今に至る。賊臣の輦轂に蟠據し、朝廷を濁亂する、百餘年なるもの、畢く誅竄に伏す。朝廷その淸明に復し、その一統を大にす。日月の再び天に中して、山河皆明なるが如きなり。而して何を苦しみてなほその口吻を汚し、北と曰ひ、北と曰はんや。それ北と曰ふは、則ちその足利氏の門生と爲り、而して小朝廷を以て自ら處るを見るなり。此臣子の當に諱むべき者にあらずや。今夫れ童孺を執へ、之に問ひて曰く、汝は義貞、正成の徒なりと。則ち欣然として喜ばん。曰く、汝は尊氏の屬なりと。則ち艴然として怒らん。今自ら北朝と稱す。則ち勢必ず足利を以て定策の國老と爲し、而して新田、楠を以て賊と爲し、甘んじて天下の人心に背き、萬衆の唾罵を萃むるは何ぞや。夫れ天と祖宗と旣に已に之を援けて天に升れり。而して就くを欲せず。冢中の枯骨を以て意に介し、而してなほ厠溷糞穢の中に陷り、終古肯て洗滌せず。是所謂自ら賊ひ、その君を賊ふ者なり。余は則ち敢てせず。乃ち臣子の心のみ。此の義明ならざれば、則ち萬世の後、天地再變して、復姦雄足利氏の如き者あり、その私便する所を擁立せば、則ち今の自ら北朝の臣子と稱する者、將に胥率ゐて之に從はんとす。是亦一北朝を生ずるなり。吾焉を懼る。以て辨ぜざるべからず。

足利氏滅して皇統儼在し、天下の心仰嚮せざる莫し。而して神器千載に奠安す。この輩も亦以て瞑すべきなり。襄故に曰く、祖宗の意、天人の心の嚮ふ所を正統と爲す。正統の在る所、神器之に歸す。神器在る所、正統之に歸するにあらず。

或賴襄に謂ひて曰く、「子の正統を論ずるは似たり。子の所謂北朝安くにか在る。」曰く、「今の朝廷是なり」と。抑子も亦北朝の臣にあらずや。何ぞ諱まざる」と。襄曰く、於戲、今の朝廷は、神武以還大一統の朝廷なり。何を以て北と曰ふ。北と曰ふ者、延元、元中の間、天子南遷して、賊臣私に君を立つ。このときに當り、南は則ち正しく、北は則ち僞なり。南につかふるは榮なり、北に事ふるは辱なり。故にその稱を別たざるを得ざるなり。已にして天その禍を悔い、祖宗その衷を誘ひ、和議を講じ、南北の混一を成せり。夫れ後龜山の瑣尾流離を以て、その神器を授くるや、肯て降式に從はず、必ず父子の禮を用ひたり。足利義滿の兇威にして、而も奪ふ能はざるなり。是に於いて、後小松始めて器を傳へ禪を受く。後龜山を尊みて、太上天皇と爲す。事懿禮善、以て此より前の分派の陋を盪滌し、上は、列聖の統を受け、下は後世に顯示するに足れり。蓋し天と祖宗と實に之を佑く。足利氏の能く爲す所にあらざるなり。その後内に紛紜あ

或—猪飼敬所

○神武以還大一統の朝廷

瑣尾流離—勢小にして定住の所を得ざること

盪滌—洗ひそゝぎ

澌盡灰滅——跡方もなく滅亡す

有識の士——細川賴之等

○何ぞ必ずしも彼此を論ぜんや

してその南朝に立つも、亦その劍あり、璽あるを以てに非ざるなり。夫れ南の俸祿は、北の利に如かざるなり。その官爵は北の權あるに如かざるなり。而もその艱難を相與に共にし、首を折り、躬を殞し、肝腦地に塗れ、子孫賊手に殲され、澌盡灰滅して、而して肯て南に背きて北に嚮はず。有識の士之を患ふるなり。是を以て南北合一の議を擧げ、以てその心を慰め、その禍を弭めんと欲するなり。抑々後醍醐、祖宗濟民の心を念ふこと、その位を樂み、欲を伸べんとするの志に勝たずして、この志を成さんことを求めたり。而して天下の忠臣、義士、公卿、武人、愚夫、氓隷をして、この禍を五十餘年間に被むらしむ。祖宗終に此を右けざるなり。是を以て終にその胤を絕てり。而して神器北朝に歸し、祚を無窮に傳ふ。亦天、祖宗の德を忘れずして、その裔孫を眷みるなり。此に至るに及びて、何ぞ必ずしも彼此を論ぜんや。天と祖宗とより之を視れば一なり。而して足利氏猶曰く、「此吾が家の立つる所なり。彼は之を仇する者なり」と。世の無識者、又南朝を追斥し、その忠臣義士を呼びて國賊と爲し、是非を顚倒する此の如し。知らず、南朝に忠なる者、特南朝に忠なるのみにあらず、祖宗に忠なるなり。この輩微りせば、足利氏肯て公儀を顧み、以て皇族を戴かざるなり。則ちこの輩之を北朝に忠なりと謂ふも亦可なり。

氓隷—下賤の民

れ神器の南に在るは宜なり。儻北に在らしめば、北を正と爲さんか。南の正たる所以の者は、神器の在ると否らざるとに在らず。夫れ後醍醐天皇祖宗の爲に仇を復し、王室の大恥を雪ぐ。而して猾賊再び起り、その己に便ならざるを以て、更に擁立する所あり。兩帝統を爭ふの狀を成し、而して己志をその間に成す。曰く、「吾天下を天子に爭ふにあらず。天子、天子と爭ふなり」と。天下の利に趨り、恥無き者、靡然として服從す。亦曰く、「吾北朝の天子に仕ふ、足利氏に從ふにあらざるなり」と。其仕ふる所の者は、乃ち足利氏の之を門生視する所なるを知らざるなり。豐仁親王の立つや、當時民間、「王一戰の功無くして、將軍之に帝位を賜ふ」と曰ふに至れり。夫れ此の如し。假に神器をして北に在らしむるも、之を正と謂ふを得んや。是を以て少しく心ある者は、皆相率ゐて以て南に就けり。公卿然り、武人然り、愚夫氓隷亦然り。而るを況や神器の靈に於いてをや。その北に在らずして、南に在るは宜なり。祖宗の誘爲するところなり、天道なり。而して北人强詞、之に勝らんことを求む。曰く「尊氏は劍なり、良基は璽なり。夫れ劍無く、璽無きも可なり」と。必ず賊を以て劍と爲し、無恥無義の大臣を以て璽と爲し、而して之を朝廷と謂ふ。是忠臣義士の立つるを欲せざる所以、その劍無く璽無きを以てに非ざるなり。而

震慴―震ひ恐る

の如きに非ざるなり。昔者、唐氏藩鎭を姑息し、叛將強臣、天下に羅列し、手を措くべからざる者の如し。憲宗淮西を平一するに至りて、諸鎭震慴し、恩威並び行はる。韓愈その唯斷じて以て之を成すを稱せり。義滿は憲宗に倫しからずといへども、その斷じて以て之を成すは一なり。是故に人主は斷ぜざるを患ふるのみ。苟も以て中に斷ずるあれば、何ぞ紛亂を之れ治む可からざらんや。然りといへども、之を斷ぜんと欲せば、必ず先づ之を謀る。謀らずして斷ずれば、その斷達すべからず。適以てその威を損するに足るのみ。故に謀を貴む。謀は必ず與にする所の者あり。義滿に細川頼之ありて與に謀る。なほ憲宗の裴度を有するがごとし。能くその斷を達する所以なり。尊氏の高師直を任ずるは、代宗の元載の如し。義詮の佐々木道譽を寵するは、徳宗の盧杞の如し。與に謀る所此の如し、而して惡んか斷ぜん。

○後龜山天皇（其三）

兩統の分立する五十餘年、此に至りて合せり。その未だ合せざるに當り、孰を正を爲し、孰を閏と爲さんか。或曰く、「神器南に在り、南を正と爲す」と。頼襄曰く、然らず。夫

惴々然―恐るゝ貌
觖望し―不滿を抱き
○義滿の恩威

氏は、知勇人に過ぐるあるにあらざるなり。特天下の王政を厭ひて、武治を思ふに因り、一將種の門望の最も高き者を得て、之を推戴し、各自ら利を分たんと欲するのみ。尊氏亦之を知る。是を以て土地を割き、金帛を頒ち、務めてその欲を充し、惴々然として唯彼の觖望し、我に背きて去らんことを恐る。然れども背きて去る者、足相踵ぎ、而して禁ずる能はざるなり。既に背きて復來るも問はざるなり。數背き、數來り、坐して强大を成すも、削る能はざるなり。他無し、彼その初め封を受け、賜を得るもの、狃れて以て當然と爲し、而して以て德を爲さず。一たび己に便ならざるあれば、臂を掉ひて逝く。饒ひ責めて之を讓めしむるも、彼や必ず曰はん、汝已にその君に叛けり、何を以て吾が汝に叛くを禁ぜんやと。是尊氏、義詮の、諸叛將を責むる能はざる所以なり。然れども既に之に施すに恩を以てす。是我の恩なり。我の恩を被りて、而して我に叛く。我之を罰するに辭あり。何の恤ふる所あらんや。況や彼の恃みて以て我に叛く所の者は、土地なり、甲兵なり。皆吾が與ふる所に藉り、用ひて以て我を反噬するをや。是誅殛釋す無かるべき者なり。是義滿の戈を氏淸義弘に用ひて疑はざる所以なり。足利氏の威、是に於て始めて天下に加はれり。而して後その恩能く人をして、之を德とせしむ。復前二世

少年推鋒の論―思慮少なき血氣の論

效にあらずや。頼之再び入るに及び、先づ向南の賊を褺し、後還北の議を成す。南北迭立の約を遂ふに及び、怒りて兵を起す者は、楠氏の遺孽なり。是を以て正儀の降その素心にあらざるを知るべし。古より老成の謀、少年推鋒の論と合はず。而して讒間入り、終に以て背叛の名を被むる者多し。近世片桐且元の大阪に於けるが如き、以て見るべし。正儀亦且元の類にあらざるを得んや。嗚呼正儀をして、誠に弱を舍て強に黨し、その富貴を圖らしめば、何を以て此を前にして南朝の爲に百戰し、その徒勞を辭せずして、而して此に至りて忽ち降らんや。又何を以て正平に降りて、而して弘和に歸順せんや。

○後龜山天皇（其二）

頼襄曰く、天下を制馭するは、恩と威とのみ。恩之を懐けて、而して威は之を服し、相待ちて行はる。恩無ければ、則ち威以て加ふべからず。之を加ふれば、則ち我を怨む。威無ければ、則ち恩以て施すべからず。之を施せば、則ち我を德とせず。夫れ之をして我を怨ましむ、固より不可なり。之をして我を德とせざらしむ、亦何を以て之を制馭せんや。足利氏の天下を制馭する能はざる所以のもの、威無くして恩を施せばなり。夫れ足利尊

匡復――回復

○一身を以て南北の間に横塞す

殘喘――餘命

徐に匡復を圖るべし」と。是を以て正儀の本意を知る可きなり。而して頼之も亦兵を弭むるの志あり。以爲らく、南人能く數來る所以のものは、楠氏に頼れり、南患を除かんと欲せば、楠氏と和するに若くは莫しと。是を以て百方就きて和を議す。而して正儀の意、之と克く合ふ。是時、長慶新に位に卽き。鋭意武を用ひ、東西の諸將に勅して、一時に並び起らしむ。蓋し京師を圖ること、正平の例の如し。而して正儀仍前議を執る。是を以て帝怒り、その宗族をして之を攻めしむ。故に正儀自立する能はず、姑くこの權時の計をなすのみ。その意、今にして北と戰ふは、是自ら亡を速くなり。然れども南に我無くんば、則ち能く戰ふ莫し。北に我あれば、亦敢へて我を軼てて南せずと曰ふが如し。故に正儀の南に背き、北に嚮ふの狀を爲すもの、是その一身を以て、南北の間を横塞し、以て南を存して、北を過むるなり。頼之も亦その意を知る。因りて以て前議を成さんと欲す。然らずば何ぞ遂に南向の兵を究めずして、十年を過ぎんや。その譏せらるゝや、その南を庇ふを曰ふに非らずや。是を以て山名氏之に代り、疾その鋒を南にし、而して南支ふる能はず。正儀已に頼之を失へり、與に謀るべからざるなり。是を以て復北に背きて南に嚮ひ、意を決して防戰す。南朝の殘喘十年をのばす所以のもの、豈に正儀歸順の

歸順—元の正しき方に立戻る

儀蓋し深謀ありたるのみと。已にして反覆之を考るに、未だその實を覈にする能はずといへども、差その情を得るものあるが如し。何を以てかその情を得る。曰く、亦その跡と年月とに因りて之を得るなり。後村上の正平廿三年、帝崩じ、長慶帝卽位す。是より先一歳、北朝足利義滿を以て將軍と爲す。細川頼之輔たり。後一歳、正月、正儀降る。先づ頼之に見え、遂に義滿に見ゆ。その三月、和田氏の族正儀を攻む。是より連年攻討す。頼之之を救はんことを請ふ。諸將肯かず。頼之その言の行はれざるを恥ぢ、その職を辭せんと欲す。乃ち兵を發して、その子弟を以て將と爲す。後戰鬪の事、見る所無きもの十二歳。後龜山の天授、弘和の間に及び、頼之讒に遭ひて斥けらる。而して山名氏入寇し、連りに河、紀の諸城を陷る。而して正儀歸順し、山名氏と戰ひ、敗績す。是に於いて南國の行宮に屬する者、獨吉野を存するのみ。後又十年所、正儀蓋し既に歿し、而して頼之再び職に任じ、乃ち山名氏を誅滅す。間歳にして南北の和成る。初め正儀數命を受けて京師を攻む。細川淸氏の行宮に降り、京師を攻めんことを請ふや、正儀以て不可と爲して曰く、「京師を取るは、臣一人の力辨ずべし。何ぞ淸氏を借らん。唯恐る、既に取りて復失ふことを。之を恥ぢて、強ひて戰はゞ、我が有する所を倂せて是を失はん。宜しく威力を養ひ、

咫尺の間—近き間

志乘—記錄

○後龜山天皇（其一）

楠正成と、子正行と、竝に忠を王室に盡し、身國難に殉す。而して正行の弟正儀、繼ぎて大將に任ず。終に叛きて賊に降り、その家聲を辱め、而して恥ぢざるは、人心無き者に幾し。中興の諸將、忠義楠氏の右に出る者無し。諸將の子孫、未だ賊に降る者あらず。而して楠氏此の如し。且つ諸將は東西に散處して聲援を爲すのみ。藉し叛降せしむるも、未だ必ずしも行宮の利害に切ならず。楠氏世南朝の藩屛と爲り、南朝以て强大の賊に咫尺の間に抗して、亡びざることを得たること、五十年なるもの、楠氏在るを以てなり。一日も楠氏なければ、是南朝無きなり。正儀王室の倚賴と爲ること此の如し。而して舍てゝ賊に降り、其臣僕と肩を比べて恥ぢず。孰か正成の子、正行の弟にして、此禽獸ありと謂はんや。楠氏の爲に惜しむ者、之を虛傳と謂ふなり。然れども北朝の志乘、顯然その年月を載せ、滅すべからざるなり。且その族之を不義として、而して之れを攻むるや、北朝爲に援軍を出して王師と戰ふ。その跡も亦掩ふべからざるなり。賴襄曰く、吾嘗て楠氏の事を紀し、之を南朝の舊志に徵す。而も散亡詳ならず。故に敢てその虛實を斷ぜず。曰く、正

○叛臣來れば輒ちこれを受く
逋逃の淵藪—驅け落ち者の集る處
伯仲云々—兄たり難く弟たり難し

て誰の罪なるか。寧ぞ唯に此のみならんや。焉を前にしては直義の降を納れ、之を佐けて以てその兄を攻め、焉を後にしては直冬の請を許し、之を驅りて以てその父を攻む。時氏、氏淸の屬、皆彼の叛臣、來れば輒ち之を受け、之を嗾して北向す。蓋し天下南朝を望みて、逋逃の淵藪と爲す。その詭譎不正、足利氏と孰れか伯仲たるを知らざるなり。而して何を以て天下の心を激せんや。曰く、然りと雖も、蘇軾の論又言へるあり。曰く、「曹氏父子兄弟間す可きの勢あり。その大臣骨肉をして、内に自ら相殘はしめ、然る後兵を擧げて之を伐つ。孔明既にその信義を全くする能はず、又其智謀を奮ふ能はず。故に屢〻戰ひて、屢〻却く。機を失するが爲なり」と。夫れ南朝も亦その機に乘じて、その謀を奮ふにあらずや。襄曰く、然らず。彼間して後之を伐つと謂ふのみ。足利氏大臣骨肉既に内に自ら相殘へり。吾之を間するを待ちて、然るにあらざるなり。則ち吾我が堂々の義旅を整へて、之を伐ちて可なり。何ぞ必ずしも其子弟を助けて、其父兄を攻めんや。當時源親房は稱して賢相と爲し、或は之を諸葛亮に比する者、而も又その謀を賛す。親房嘗て保平の亂、父子兄弟の相攻むるを論じて曰く、名教の斁るゝは、亂已まざる所以なりと。今自ら名教を斁り、以て亂源を開くは何ぞや。

相形せば―對抗せば
その立つる所―崇光
師は直に云云―正義の軍は強く不義の軍は弱し
蜀漢―巴蜀漢中

ふ。操と異なるもの幾んど希なり。既に天下の義士の心を失ひ、而も北向長驅して、四方の響應せんことを欲するも難し」と。頼襄曰く、嗚呼、是以て正平の事を論ずべし。足利尊氏曹操の能に及ばずといへども、その譎詐を以て、一時に馳驟し、地廣く兵多きこと、南朝に什倍す。南朝特にその信義に依り、之と相形せば、庶幾くは匡復すべきのみ。尊氏關東に事あり、我を慮り、來りて和を講ずるや。その立つる所を廢し、我が年號を用ひ、乘輿闕に復らんことを請ふ。實情に出づるにあらずといへども、而もその跡を見れば、亦奸を以て逆ふるなり。奈何ぞ佯り許して、遂に之を襲ひ、所謂吭を扼し、背を拊するの計を爲し、同姓を囚執し、以て功と爲せるか。曰く、尊氏の詐を知ればなりと。曰く、彼詐を以てし、我も亦詐を以てす、可ならんや。苟もその詐を知らば、許すなくして可なり。許して之を襲ふ。曲我に在り。師は直に壯にして、曲に老ゆ。宜なりその一たび勝ちて、而して終に敗るゝや。劉備は唯足を措くの地無し。故に益州を取らざる能はず。論者は猶之を非なりとす。南朝は既に和、紀、河、泉の地を有し、その險沃蜀漢に彷彿たり。而して藩服の忠義、東西應援す。何ぞ必ずしも一彈丸の平安を取りて、以て信義を天下に失ひ、自その恃みて以て賊に勝つ所のものを棄てんや。恢復の成る無きは、果し

素策―豫謀

足を措くの地―狹小の土地

曰く、「二十年河を夾みて百戰し、軍法を以て諸將を約束する能はず、直に兒戲のみ。吾將師を愛養すといへども、苟も我が命を用ひずんば、劍あるのみ」と。匡胤をして足利氏を目せしめば、亦之を兒戲と謂はざるを得んや。而して宋は、匡義よりして後、威刑復振はず。足利氏は義滿を得て能く繩すに法を以てす。果して兒戲に非ざるなり。

○後村上天皇（其二）

漢の劉璋寇を患ひ、劉備を蜀に迎ふ。その諸臣、備を戴かんと欲し、來り襲ひて蜀を取らんことを說く。備曰く、「今世吾と水火と爲る者は曹操なり。操は暴を以てし、吾は仁を以てす。操は譎を以てし、吾は忠を以てす。事每に之と反す。乃ち業を成す可し。今小利を以て信義を天下に失はゞ奈何」と。然れども諸葛亮素策して益州を取る。龐統等又備を勸め、備遂に蜀を取る。宋の蘇軾之を論じて、咎を亮に歸す。曰く、「曹、劉敵せざるは、天下の知る所。兵は曹の多きに若かず、地は曹の廣きに若かず、恃みて以て之に勝つ所は、區々の忠義を以て、天下の心を激するにあり。足を措くの地無しといへども、天下之が用を爲す。今璋好を以て之を逆へ、乃ち吭を扼し背を拊して之が國を奪

魚肉たる―活殺の權を握らるゝをいふ、史記項羽本紀に如今人爲二刀俎一我爲二魚肉一

驕蹇―高ぶり我儘

へ闕に返すに至る。その大に惧るゝや、以て見るべし。而して直義の狡黠を以てして、終に志を關東に得ず、輒ち執殺せらるは何ぞや。特に弟を以て兄を敵とするのみならず、衆情附せざるも、亦罪逆の由る所、先づ天誅を受くるなり。抑〻基氏の在るを以て、而して尊氏之を夾撃す。その勢辨じ易きなり。夫れ尊氏の君を犯し、弟を猜み、その臣に制せらるゝは、復論ぜずして可なり。親藩を建つるに至りては その計の得たるものなり。假に尊氏をして早死せしむるも、未だ必ずしも、匡胤の子、悉く弟の手に魚肉たるが如きに至らざるなり。その後、京師外患内變多しといへども、關東の維持に頼りて、終に以て濟ふを得。尊氏の措畫する所、善く國家を慮ると謂ふべし。匡胤務めて將帥の兵權を削り、而して宗室尺土の封無し。内自ら削弱、既に家禍を救はず、又國計を失ふ。是を以て燕雲を併する能はずして、靖康の禍を貽し、僅に江南を保つ。足利氏の能く南朝を呑み、海内を全制するに若かざるなり。此に由りて之を言へば、尊氏匡胤に勝ると曰ふといへども可なり。然りといへども、足利氏の將帥驕蹇、叛服常無きは、獨師直のみにもあらざるなり。宋豈此あらんや。此兵を樹つると樹てざるとに由るなり。則ち時勢の異、然るのみなるか。曰く特に然るのみならざるなり。匡胤嘗て唐の莊宗を論じて

友—兄弟仲睦し

劫制—おびやかし従はしむ

るの勢なり。尊氏をして不幸早死せしめば、則ち直義匡義の爲す所を爲すや疑ひ無し。則ち烏ぞ忌まざるを得んや。是を以て高師直を寵任し、以てその權を分ち、其專擅を聽して、之を禁ずる莫し、是直義、師直と相惡む所以なり。匡胤、匡義に友なり。故に敢て之を離間する者無し。其をして不友ならしめば、則ち趙普の如き者、必らずや匡胤に勸めて之を除かん。師直專擅といへども、尊氏の之を忌むを知るにあらざれば、安ぞ敢て公然兵を以て劫して之を廢せん。而して尊氏も亦許して罪せざらんや。故に直義出奔し、降を南朝に乞ふ。尊氏の意必殺に在るを惧るゝなり。獨師直を惧るゝのみにあらざるなり。夫れ師直兵を以て劫して、直義を廢す。直義又兵を以て劫して、師直を除く。而して尊氏、彼を罪せずして、此を咎む。その意此を忌むが故なり。尊氏初直義を廢するや。乃ち義詮を召して、之を代ふ。又基氏を關東に封じ、然る後尊氏の志成れり。而して直義尊氏を劫制し、再び政權を執る。亦大謀の己に成れるを恃むなり。是を以て尊氏も亦勉めて之に從ふ。而して其忌むこと益甚だしき、固より其宜なり。直義の東奔は、尊氏の大に懼るゝ所、その根本に據り、自らその嘗て己を贊する所以の者を爲すを懼るゝなり。是を以て親ら往く。親ら往けば、則ち南朝と和せざるを得ず。その立つる所を廢し、駕を迎

も、之を要するに、南朝と、足利氏と、その道を失して、人心を服する能はざるもの、能く大に相異なるもの莫し。その勝敗相持する五十餘年なるもの、此を以てなり。

○後村上天皇（其二）

賴襄曰く、足利尊氏の直義を有する、猶趙匡胤の匡義を有するがごときなり。匡胤は周室を簒有す。出征して兵を握るに由り、反りてその君を劫す。尊氏東伐の命を受く。因りて兵を煽し闕を犯すを得。その事勢たる一なり。而して匡胤の謀は匡義に決し、尊氏の逆は直義に成る。尊氏の才、匡胤の什一に及ばず。而してその犯す所の者は、後醍醐と恭帝と、隔たる天地の如し。是を以て、速に之を取る能はずしてその逆節を累ぬ。概ね直義の贊する所たり。其己に功あること此の如し。尊氏の始めて反を關東に決するや、家國の事一に直義に委ぬの語あり。是より政事槩ね此より出づ。蓋しその事の成否知るべからざるを以てなり。故に禍福を倂せて之に任ぜるなり。已にしてその事稍成り、禍を轉じて福と爲す。則ち之を忌むの意生ず。尊氏大將軍となり、直義を稱して副と爲す。隱然儲貳の如く然り。而して義詮出でて鎌倉に在り。是匡義代りて立ち、德昭立つを得ざ

匡義—匡胤の弟

德昭—匡胤の子

迫狹傾仄―地の傾斜して狹隘なるをいふ

深根固蔕の計―基礎を固くする計

ぞその形勢の劣れる、萬守り難きを知らんや。夫れ太湖、淀水の固、天設けて大和の爲にす。山城の爲にするに非ざるなり、山城は當に山陰に屬すべきものなり。叡山太湖を支へ、之をして曲行せしむ。京城はその大麓餘地のみ。故に迫狹傾仄、之を守りて以て外寇を防ぐは、堤下に在りて堤上の人と鬪ふが如し。墻根に立ち、僅かに一溝を恃みて、以て敵を庭に受くるが如し。故に一寇の來り犯すあれば、舍てゝ叡山に上るに非ざられば、守る可からざるなり。或は江に逃れ、或は丹に避け、寇を聽して京に入れ、還りて之を攻むれば、寇亦守る能はず。足利氏十三代亦每に此の如し。彼その地の不利にして、關東に如かざるを知らざるにあらざるなり。南朝を慮りて、此に居らざるを得ず。而して巢窟の地は、守るに子弟を以てし、深根固蔕の計を爲す。是を以て數搖ぎて纔に保てるのみ。男山の役、尊氏、南朝の京を襲ふの謀を覺りて、之を義詮に委ね、自鎌倉に赴く者、亦根本を慮れるなり。而して南朝は乃ち專らその根本を圖らずして、而して仍京師を取るに急なり。數取りて數失ふ。是を以て終に匡復を成す能はず。故に曰く、地の利を失へるなりと。然れども足利氏亦その咫尺の南朝を覆へす能はざるものは何ぞや。大和の地形險固、勢山城よりも高く、而して楠氏河内に據りて、之が藩屛を爲せばなり。然りといへど

播丹の叛者―赤松則村、久下時重、仁木頼章等
海澨―九州をいふ
凱―關
雍容―泰然
唱凱振旅―凱歌を歌ひて軍を還す
郊甸―都附近
見卒―現卒、あり合はせの兵

貞をしてその餘兵を收むるも、なほ能く軍を成し、一險固の城塞を得て、之に據り、諸軍と勢を合せしめば、尊氏必ず根本を慮ばかり、之を舍てゝ以て入犯する能はざらん。播丹の叛者の如き、一楠正成を以て之を治しめて餘あり。奈何ぞ遽に義貞を召還し、以て賊の追撃の勢を成さんや。是亦京師を失ふを恐るゝの故にあらずや。賊京師を取るに及び、官軍再戰、之に克つを得。賊既に遠くその巢を離れ、穴の入るべき無くして、而して海澨に棲泊す。是の時に於いて急に之を勦殄せず、而して唱凱振旅し、其をして雍容船樓に上らしむ。西兵の復來る、誠に曉るべからざるなり。世義貞の遷延機を失するを咎む。吾以爲らく、是亦朝廷の意なりと。既に京師を得れば、必ず復敵を縱つを恤へざるを以て、故に諸將を召還するなり。賊則ち白旗の險に據り、以て官軍を梗ぐ。而してその間を以て再燃の計を成すを得。朝廷此に至り、正成が叡山に幸するの策を聽さず、促して之を郊甸に禦ぎ、見卒を以て平地に格鬪せしめ、正成を棄てゝ察せざる者、亦再び京師を舍つるを憚るなり。敗るゝに及び、方にその策を行ふは晩し。然れども亦固守して以て後圖を爲すべし。乃ち賊の僞りて和するを聽し、又義貞を棄てゝ顧みざる者、亦京師に歸るを喜びて、未だその他を慮るに暇あらざるなり。噫、その京師を重んずるや此の如し。何

大故―大事件

險―箱根

をか地の利を失すと謂ふ。曰く、京師の形勢、本關東に及ばず。故に北條氏、足利氏、皆關東に據りて巢窟と爲し、以て能く朝廷を制す。而して朝廷は故常に習ひ、常に京師を得失するを以て大故と爲す。故に足利尊氏の功を論じて、新田義貞の上に居く者、以て尊氏能く我が爲に京師を取り、我をして闕に歸り、位に復せしめしと爲せばなり。義貞の鎌倉を覆へすは、必ずしも我が利害に切ならざるなり。夫れ尊氏を遣して東伐せしむるは、虎をその穴に放つが如し。固より大に錯れり。義貞を遣はして之を討たしむるに及びては、虎穴を探ぐるが如し。固より勝を必とし難し。義貞他に奇道無くして東海を平行す。千里に轉戰し、賊に險に遇ふ。宜なり、その敗することや。卽ち賊の計の如きは則ち得たり。以爲へらく、義貞が新來の鋒鋭、逡巡之を誘ひ、その勢力をして無用の地に竭さしめん、東海は平夷、箱根に至りては則ち高し、彼仰ぎ、我俯す、我が生兵を以て彼の疲に乘ぜば、則ち彼潰えんと。是同じく關東の地に鬭ひ、賊利を得て、官軍之を失ふなり。抑上野越信、亦新田氏の舊鄕なり。向に義貞をして、歸りてその部曲を招き、固くその所を守り、之を奥羽に連ならしめば、吾その高きに憑りて、賊を卑きに瞰、以て尊氏を控制すべし。その敗るゝに及ぶといへども、山道の軍と奥羽の兵と、未だ缺けずして將に會せんとす。義

その威令既に伸びず。戰ふに及びてその先づ潰敗する者は、親王の卒なり。而して義助之が撓す所と爲る。此を以て關東一心賊を戴くの兵に當る。その敗績奚ぞ怪しむに足らんや。而して義良將ゐる所の奥兵、期會に及ばずといへども、入りて京師を援く。朝廷その力を得るは、則ち藩を建つるの效なり。

○後醍醐天皇（其六）

頼襄曰く、孫子の兵を論ずる、道を以て先とし、天地之に次ぎ、將法又之に次ぐ。元弘の能く北條氏に勝てるは、彼の道を失せるに由り、而して延元の足利氏に勝つ能はざるは、我の道を失せるに由る。道を失すれば、則ち人心背く。人心一たび背けば、天下糜沸す。將帥の智勇、足利氏に什倍する者ありといへども、之を能く戡むる莫し。況や朝廷の之を使用する、その宜しきに乖くをや。而してその宜しきに乖く者、地の利を失ふを最と爲す。夫れ地の利の兵に於けるや大なり。楠正成の初め義を擧ぐるや、一城を以て百萬の兵を受け、而して屈せざる者は、險固に據ればなり。否らざれば則ち元弘の績、得て成るべからざるなり。況や延元に於ける、既にその道を失し、又その地の利を失するをや。何

糜沸―湧きかへる、大いに乱る

○道と地利とを失ふ

肘を掣す―自由を牽制す

蹈み、死を致す。復前朝紈袴の習に非ず。然りといへども、その中に就きて之を論ずれば、優劣無きにあらず。護良親王はその最も任ず可き者、之をして鎌倉を鎭せしめば、帝以て枕を高くし、東顧の憂無かるべきなり。而して讒に遇ひて死す。成良、義良、口猶乳臭、名は藩帥たるも、實效あるにあらず。況や成良は既に足利氏の挾む所と爲り、纔に未だ死せざるを得るのみなるをや。是を以て尊良、忠房、二人を遣はす。年齒差長じ、以て爲すあるべし。然りといへども、護良の比にあらざるなり。帝も亦之を知る。故に新田義貞兄弟を以て副と爲す。而して義良をしてその副源顯家と奧兵を以て焉に會せしめ、賊をして腹背敵を受けしむ。その計周密と謂ふべきなり。而も大いに不可なる者あり。夫れ義良は素置く所の藩鎭に係る。猶之可なるがごとし。尊良、忠房に至りては、則ち適以て義貞兄弟の肘を掣するに足るのみ。夫れ藩を建つるは、將を遣はすと同じからず。藩を建てゝ無事に鎭撫し、將を遣はして有事に征勦す。有事には、速にその亂を定めんのみ。故に一猛將を遣はし、數萬の精兵を將る、その委任を專にし、牽制する所無し。以てその謀と戰とを盡くすを得。猾賊姦臣その巢窟に據るといへども、その勢未だ成らざるに及び、覆して之を取るに難からざるなり。今元帥を以て親王に屬し、而して義貞之が爲に壓せられ

三大守—常陸、上總、下野を親王の任國とす

美濃公—藤原良房

越前公—藤原基經

○建藩の效

り。而してその才を論ずれば、則ち姦にして雄ならざる者、帝之を養ひて、その姦雄たるを成すなり。然らずして、帝の英毅不世出を以て、苟もその初心を執り、惑謬する所無くば、則ち百の尊氏ありといへども、何をか能く爲さん。而して何ぞ必ずしも之を殺さん。

○後醍醐天皇（其五）

頼襄曰く、國朝郡縣の制を用ひ、宗室親王といへども藩維に任せず。三大守の如き、則ち國司たるも、又遙に之を領するのみ。その奉邑概ね數處に散在し、全國を擅にする者少し。全國を擅にする者は、乃ち藤原氏なり。美濃公、越前公の如き、全くその租賦を收め、而して族黨の邑、殆ど天下に跨がる。平源の代りて起るに及び、蓋し藤原の故を襲ひ、而して加ふるに兵馬の權を以てす。朝廷の之を控御する能はざる所以なり。後醍醐蓋しその弊を覩る。故に中興の初、乃ち諸皇子を分ち、出でて邊要に鎭せしむ。その後、征東、征西、皆皇子を以て將軍と爲し、藩を建て、屬を置き、天下を經略す。その勢なほ漢末宗室を四建するがごとし。此に非ざれば能く時艱を濟ふ莫し。その處置する所、事宜に合ふと謂ふべし。その諸皇子皆父皇に肖て、英毅材勇の人少からず。躬ら甲冑を擐し、險を

父子を構へんや―父子の間を中傷せんや
その深仇―足利直義
○姫の志、尊氏の志
奚胡―安祿山

帝益之を猜み。而も勉めて之に從ふ。之を殺さんと欲するの機、已に成る。護良復察せずして、尊氏を誅せんことを請ふ。姫この大隙あるを知りて、之を幸とし、尊氏をしてその叛を告げしむるなり。而して帝之を殺さんと欲する機決せり。尊氏朝廷を侮るといへども、恃む所あるにあらずば、烏ぞ敢て虚言を駕し、大事を誣ひ、以て天子の父子を構へんや。是を以て護良獄中より書を上るも、而も敢て奏達する者莫きは、當時中外帝意の之を殺すに在るを知ればなり。夫れ護良を監する、豈他人無からん。而して之をその深仇に付す。その意之を殺すに非ずして何ぞや。初め護良已に大將軍と爲る。宜しく遣はして關東を鎭せしむべくして而して遣はさず。成良を遣はし、上野大守を以て鎌倉を鎭し、義良を遣はして、陸奥を鎭め、而して恒良皇太子と爲る。護良の罪を得るに及び、成良を陞せて大將軍と爲す。兄は國儲と爲り、二弟は兵權を典る。帝の最もこの三子を愛せるを見るべし。此に至りてその志を成せり。其志を成すは、乃ち姫の志を成すなり。乃ち尊氏の志を成すなり。尊氏の初志、或は未だ此に至らず。帝の爲す所顚倒し、事毎に便なるを視て、翅然自ら喜び、遂に非望を覬覦するのみ。猶ほ唐の玄宗自ら二子を殺し、楊妃を愛し、而して安祿山を寵し、自ら播遷の禍を取るがごとし。尊氏の門地、奚胡の比に非ざるな

浸潤の譖――次第に深くしみ込みたる讒言

計を爲さん。則ち是又一尊氏を殺して、數尊氏を生ずるなり。中興の業、他日を待ちて墜ちず。故に護良の說は非なり、帝の之を聽さざるは是なり。曰く、帝の護良に聽きて尊氏を殺さざるは則ち然り、その尊氏に聽きて護良を殺すは如何と。曰く、尊氏に聽きて殺すにあらざるなり。帝固より之を殺さんと欲す、尊氏を待ざるなり。何を以てか之を言ふ。帝初め護良を愛し、儲貳と爲さんと欲するに至る。已にして三位姫寵を得、恒良、義良、成良を生む。恒良を立てゝ太子と爲なんと欲すること久し。護良髮を削りて僧と爲るといへども、而も帝を贊して謀畫す。帝隱岐に徙るに及び、髮を蓄へ兵を將ゐ、功を樹つる最も大なり。是姫の最も忌む所。その太子を害せんことを忌むなり。姫の帝に艱難に從ふは、猶唐の韋后の中宗に於けるがごとし。哀誓寵を固くし、言ふ所皆聽かる。蓋し浸潤の譖、日夜先づ入る。護良の令を新田氏に下すや、權に詔體を用ひたり。是承制なり。而も譖して曰ふべし、是自立の志ありと。なほ唐の肅宗靈武の事のごときなり。帝始めて、闕に歸るや、護良未だ入朝せず。而して兵の歸すること雲の如し。帝使を遣して、その何を爲さんと欲するかを詰らしめ、促して僧服に歸せしむ。帝何を以てこの無情の言を爲すか。以てその已に之を猜嫌せるを見るべし。護良察せずして元帥と爲らんことを望む。

姦豪なる者—尊氏の如きを指す

板蕩—政敗れ天下乱るゝをいふ、詩經大雅の板の詩蕩の詩より出でたる句

もその欲を充し、その意に適ひ、以て無事を冀ふ、その欲少なる者は、此に於て安んぜん。その姦豪なる者の溪壑の欲に至りては、愈〻與へて愈〻充たず、盡く我が業を奪ふにあらざれば、則ち已まず。彼の心、乃ち我より大なり。我何を以て能く彼を制せんや。

○後醍醐天皇（其四）

世に稱す、護良親王、足利尊氏の姦雄を察し、先づ之を誅せんと欲す。而して後醍醐聽さず、反りて尊氏の讒を聽き、護良を囚へて之を足利氏に付し、その手に斃すを致す。中興の終らざるは此に決せり。而して乘輿再び板蕩を致し、天下鼎沸すること、五十年なるもの、皆尊氏の爲なりと。賴襄以て然らずと爲す。曰く、是の時に當り、天下の桀黠、尊氏の若き者、豈少しと爲さんや。一尊氏を殺せば、則ち一尊氏生ず。且つ尊氏肆に親王の僕隸を斬るは、不法を戢むと云ふのみ。その反跡固より未だ著はれざるなり。その異志ある未だ必とすべからざるなり。帝をして護良に聽き、執へて之を誅せしめば、何の辭を以てか、天下に徇へん。天下は必ず曰はん、朝廷武臣の望有る者を忌み、事に因りて之を誅鋤するのみと。新田義貞の輩の若きといへども、人々みづから危み、その忠志を變じて自固の

晏然燕息し—氣樂に樂み息む

困踣—踣はたふるゝこと

○小成に安ず

れば、その欲する所に充たざるなり。高祖を稱して大度と曰ふは、その大なる此の如きを謂ふのみ。今帝纔に一狂童の高時を斃し、則ち宇内復慮るに足るものなしと謂ふ。是を以て足利尊氏の降に遇へば、則ち遽に之を寵爵し、以てその倚る可きを幸ふ。纔に闕に歸るを得れば、卽ち晏然燕息し、宮室を營むを以て急と爲し、妃嬪を悦ばすを以て務と爲す。記錄所ありといへども、蓋し數〻親臨せず、而して日内に居る。内勅の令する所と、外廷の指揮と、每に與に牴牾し、武人の邑往々にして内官の私給と爲る。憤怨亂を思ふは、固より其宜なり。吾嘗て藤原藤房の龍馬に因りて諫を進むるを觀て怍しめり。藤房の舊恩あるを以て、豈に諫むべきの地無からん。何ぞ必ず廷爭して、主の過を彰はし、而して己の直を沽らんや。蓋し出でて馬を觀るに因るに非らざれば、則ち輒く面奏するを得ざればなり。公卿且然り、況や將帥をや。故に天下の政、一も失する所無くして、而して盡く文具虛言と爲る者、此その故に由るなり。帝の心をして、常に元亨以前の如くにして、而して建武以後の如からざらしめば、則ち縱ひ政事をして少しく失する所あらしむるも、而も再び困踣を取るに至らざるなり。唯夫れその心大ならざれば、その量滿ち易し。故にその未だ得ざるに當りては則ち勤厲し、その已に得るに及べば、則ち懈怠す。天下の群雄を待つに、苟

嬴—秦の國姓

食田領職、一に皆故を襲はしめ、須臾來り請はざるも、亦必ずしも奪はざりしなり。曰く、有功の將士、闕下に群聚し、賞を望む者、輒く與へず、その欲を塞ぐ能はざりしは失なりと。曰く、所謂有功は、新田、足利、楠、名和、赤松等と孰若ぞや。士卒の力を効せる、亦此數氏に隷する者多きに居る。歸闕の歳、卽ち論賞して、土壤を割與して慳まず。一家各三四州を領し、少なき者一二州。その部曲に於いて、蓋し以て、恩を推し、祿を分ちて、餘あるに足る。則ちその欲を塞がずと謂ふべからざるなり。之を總ぶるに、當時の政、概ね皆その宜しきを得、時勢に合し、人情に慊ふ。何ぞ失すと謂はんや。然らば則ち失する所なきか。曰く、政は失せずして、而して政を爲す所以のもの失せり。政を爲す所以のものとは何ぞや。曰く、人主の心、是のみ。その意欲太だ廣く、侈を好み、大を喜ぶを謂ふか。曰く、否。吾以爲らく、その欲する廣からず、喜ぶ所大ならざるのみと。昔者漢の高祖嬴を滅し、項を斃し、百戰して天下を有つ。なほ躬ら堅を被り、銳を執り、韓、彭、英、盧の類を芟刈し、匈奴冒頓と戰ふに至り、蕭何宮室を營むを見、怒りて曰く、「天下恟々、成敗未だ定まらず。何ぞ此等を爲さん」と。世は天下既に定まれりと謂ひ、而して高祖は則ち未だしと曰ふなり。その心たるを推せば、盡く天下の慮るべき者を掃蕩するにあらざ

崎嶇憂辱—世路の難に處するをいふ

枘鑿—方柄圓鑿、方柄は四角な柄穴、圓鑿は圓き穴、相容れざるの譬

も、承久の事は、我作して彼應じ、元弘の事は、我未だ作さずして、彼來りて犯す。危に因りて發し、死を出でて生を得、以て天下の義氣を激するは、その勢の然らしむるなり。賊の駕を徙すに當り、路を夾みて觀る者、北條氏を公罵して忌ます。その時の然らしむるなり。崎嶇憂辱、而して未だ嘗てその常を失はず、恇怯免を求むる、後鳥羽の如きものなし。その主德の然らしむるなり。嗚呼、是その承久に異なる所以か。

○後醍醐天皇（其三）

中興の政、失するか。賴襄曰く、然らず。論者は皆之を失せりと謂ふ。所謂失するとは何ぞや。將門の政を尸るや久し。而して一旦之を收め、代ふるに朝紳を以てし、枘鑿相入れざるが如きは失なりと。曰く、楠正成、名和長年等をして、記錄所に參直せしめ、關東廂番、奥州評定衆を置き、その方事を掌り、武者所を置き、新田氏の族を以て頭人と爲し、皇子を遣はして鎌倉を鎭し、足利尊氏を以て焉が輔とせば、則ち專ら縉紳に付するを必ずとせざるなりと。曰く、武人の采邑、七道に碁布する者、一日にあらず。而して猝に之を奪ひ、その怨憤を速くは失なりと。曰く、歸闕の翌月、詔して、賊黨を除くの外、將士有する所の

蒙塵―天子變に遭ひて都の外に逅る

訪求諸謀―たづね求めて謀る

て困敝するに足るのみ。正中、元德の際、其然らずや。同謀の公卿武人、既に囚執せられ、北條氏をして更に本源を究詰せしむ。豈に危殆ならずや。帝の誓書を關東に下すは、龜山の例に沿るといへども、その計たる、窮且醜なりと謂ふべし。東吏の再來するに及び、又苟且詭詐の謀を用ひ、一時を僥倖す。智勇忠義の士ありて、その謀略を施すといへども、而も機會は皆失し、その蒙塵を救ふ能はざるなり。幸にして賊の衰運に投じ、義旗四合するを得て、纔に歸闕反正を致すのみ。向に帝をして、その鋒を藏め、その鋭を養ひ、賊を圖るの謀を舍て、而して益〻自治の術に務め、賊已に人心を失ひ、叛者驟起、その罷極するを俟ち、その將に墜ちんとするを擠さしめば、力を用ふること寡くして、而して後患なからん。何ぞ必ずしも兵と曰はんや。且帝をして兵を已む能はざらしめんや。楠正成の如き、近く畿甸に在り。その平時に及び、訪求諸謀せば、必ず萬全の策あらん。行在を形勝の地に寄せ、以て四方の豪傑を招聚し、その義を知り、順に効すと、憾を北條氏に釋かんと欲する者と、將に雲合霧集せんとす。天下の事、以て指顧して定むべし。必ずしも僞器を光嚴に授けざらん。必ずしも寵爵を足利尊氏に許さざらん。帝の爲す所の如き、その濟るものは幸なり。然らずば、承久と異るもの幾ど希からん。然りといへど

宦官ー宮中奥向の吏

天道云々ー老子の語

秕政ー惡政

時沒するに臨み、高時の幼弱を顧み、圓喜と秋田時顯とに遺囑して、之を輔佐せしむ。以爲らく、宗族は孤を託するに足らず、孤を託するに足る者は、外戚と家宰とに若く莫しと。而してこの二者實に北條氏を亡すを知らざるなり。なほ東漢の外戚宦官、消長を相爲して、終に二者に亡さるゝがごとし。貞時初め外戚を患ひ、內管領に頼りて以て之を滅し、懲りずして、秋田氏に倚る。已にして內管領横邪を以て敗れ、又懲りずして長崎氏を用ふ。何ぞ其不明なるや。故に北條氏の亡ぶるは、獨高時の罪のみならざるなり。然りといへども、北條氏の源氏に於ける、實に外戚と家宰とを兼ね、而してその親倚する所と爲り、以てその家を簒ふを得。嗚呼流俗の見、毎に禍敗を速く、一世に非らざるなり。而して天道還るを好むこと、此の如し。亦獨貞時を罪すべからざるなり。

○後醍醐天皇（其二）

頼襄曰く、後醍醐即位の初、政治に勵精し、恤民の典を擧行す。而して關東秕政多く、人心服せず。朝廷と東藩と、勝負の勢、兵刃を交ふるを待たずして決せり。夫れ鷙鳥の搏せんと欲すや、必ずその翅を斂む。その翅を斂めずして、その搏擊の機を露さば、適以

梃然――眞直に立つ形
頑率奢傲――頑冥驕奢

之を木心の蠧に譬ふ。その未だ蠧せざるに當りてや、加ふるに大風暴雨を以てして、梃然折れず。一たび蠧を得。蠧はその心のみ。その幹の壯、枝葉の茂依然たるも、童稚之に攀搖するも而も動くなり。故に北條氏の兵力依然たるも、高時一たび頑率奢傲を爲し、以て人心を失ふや、則ち衰絀を招くこと此の如し。抑唯此のみならざるなり。其外戚と家宰と、その政を專にし、政は賂を以て成る。是北條氏の大蠧なり。堯勢その族と共に邑を爭ひ、而して內管領に訟ふ。長崎高資兩つながらその賂を受けて決せず。怨みて叛する所以なり、討ちて克たざる所以なり。豈後世の戒と爲すべからずや。北條氏の先世、外戚と家宰となきに非らざるなり。而も未だ政を專にせず。義時、泰時の際、三浦氏外戚を以て謀議を輔け、而して時賴の世、安達氏又外戚を以て之と相軋る。時賴、安達氏を右け、以て三浦氏を滅し 貞時又安達氏を滅す。其親漸く遠く、愛憎遞に變ず。その勢固より然り、恠しむに足るもの莫し。時賴、貞時の心を推せば、猶ほその畠山氏、和田氏を滅すがごとし。適以てその逼を除くに足るのみ。而して貞時既に安達氏を除きて、而して復秋田氏に親倚す。それ妻父なり、而して安達氏を除く所以のものは、平賴綱の力に由る。それ內管領なり、賴綱敗るといへども、その甥長崎圓喜又宰と爲りて政を爲し、而して高資其子を以て襲げり。貞

兵威の絀—兵威の衰退○王師を待たず亡ぶるや決せり

亦王室の懿親を思はざるなり。兩統合一に及び、足利氏も亦迭立の議を擧ぐ。故に海内嗷然を致す。夫れ足利氏の勢は、北條の比にあらず。復權を持し、恩を樹つるを事とすべき無し。而して仍その故を襲ぐ。その禍亂止まず、骨肉相殄せる、豈に亦祖宗の譴を獲る者に非ずや。

○後醍醐天皇（其一）

賴襄曰く、承久以後、天下の武人、一人の北條氏に叛する者なし。此に至り、陸奥の人安藤堯勢叛す。鎌倉兵を遣して之を撃つや、克たず。士の北條氏に叛する者こゝに始まれり。而して北條氏兵威の絀も、亦此に始まれり。王師なしといへども、その亡ぶるや決せり。況や天討之に乘ずるをや。夫れその兵卒、必ずしも缺あるにあらざるなり。糧餉必ずしも乏しきあるにあらざるなり。將師必ずしも才無きにあらざるなり。昔は新造の家、嚮背未だ定まらざるの時を以てして、而も能く天子の討に抗拒し、六軍の勢を挫くこと、枯を摧き、朽を拉ぐが如し。今累世の權、四海盡服の威を藉り、乃ち一安藤堯勢に克つ能はず。是その故何ぞや。兵の强弱は、その鋒に在らずして、その本に在り。本弱なれば、則ち末絀す。

宿猾—老賊

肝腦地に塗る—悲慘酸鼻を極む

ず。龜山の英氣材力あるを見、以て庶幾す可しと。史に稱す、朝廷に阪上田村の鎭國の劍あり、後嵯峨崩ずるに臨み、后に屬し、竊に之を龜山に付すと云ふ。夫れ田村は能く東夷を誅せる者にはあらずや。伏見帝の貞時に告ぐるを觀るに、曰く、「龜山每に承久の事を切齒す。その後を立つるは卿の家の利に非ず」と。然れば則ち、當時中外、頗るその旨を察す。是北條氏の後深草の統を右くる所以なり。龜山の皇孫を愛し、その位を得んことを祈るは、なほ後嵯峨の己に於けるがごときなり。花園の儲を議するに及び、當に後二條の子を立つべし。而して後宇多曰く、「吾慮ふ所あり、故に先づ後醍醐を立つ」と。是に由りて之を觀るに、兩皇も亦其時を得ずして、之を子孫に望めるなり。而して後醍醐能くその望に負かず、宿猾を斧鉞の下に誅し、復雪ぎ難きの大辱を除く。後嵯峨の志、是に於いてか成れり。而らば列聖在天の靈、以て少しく慰むべきなり。而して伏見の統、每に之を仇疾し、每に關東の間諜と爲る。光嚴、北條高時の立つる所と爲り、光明又足利尊氏の擁戴する所と爲るや、皆欣然之を受けて辭せず。夫れ兩統均しく後嵯峨に出で、源を同くし、本を同くす。宜しく其その恥を恥とし、その仇を仇とすべきなり。而して此の如し。その後南北分爭すること、五十餘年。八洲の生靈、肝腦地に塗る。叛臣の罪といへども、

○巧詐の極
罪譴—罪科の譴責
紛々たる—ごたごたとしたる事
陵替—衰弱

し。その勢をして、相爭ひて相合せざらしめ、而して我その間に於いて、權を持し、恩を樹つるを得、巧詐の極と謂ふべし。而してその滅亡を取るは、實に此に基く、夫れ赫々の天統を以てして、敢て之を分析し、以て己に便にし、十年毎に相更ふるに至りては、悪ぞ罪譴を祖宗の靈に獲ざる者あらんや。蓋し後嵯峨の、後深草、龜山二帝を生むは、その母同じきなり。而して後嵯峨、專ら意を龜山に屬し、母后に遺誡して、龜山の後を以て、永く皇統を承けしめ、後深草に付するに封邑を以てす。則ち大統已に定れり。故に後宇多は龜山の子を以て嗣立す宜きなり。而して後深草勢を失ふを以て憤懣し、北條時宗に倚りて、以てその子を立つ。伏見帝又北條貞時に倚りて、以てその子を立つ。而して後宇多は、先皇の遺旨を持して之を詰る。是に於てか、迭立の議出づ。宜しく已むを得ざるに出づるが若くなるべきなり。然れども、後深草、伏見の託に當りて、時宗、貞時をして、正義に仗りて之を辭せしめば、何ぞこの紛々たるあらんや。辭せざる所以のもの、是以て我が權を持し而して我が恩を樹つべきを謂ふに非ざるか。抑亦故あるなり。後嵯峨、北條氏の立つる所と爲るといへども、然も常に陰に皇道の陵替を憤りて、而して匡復を冀ひ、己その時を得ずといへども、之を子孫に望む。以爲らく、後深草の孱弱爲すあるに足ら

原衙—元の位

踵を旋さず—直に至る

なり。故にその世々務むる所、民を養ふに在り。民を養ふは、自ら儉し、自ら勤むるにあらざれば不可なり。吾務めて心をその實に盡すと云ふのみ、名は吾が敢て貪る所にあらずと曰ふが如きなり。是を以て北條義時官を遷さるといへども、猶原衙を稱し、子孫皆その遺志に循ひ、相摸守、武藏守に終る。而して相摸守、武藏守、能く大將軍を易置し、能く攝政、關白を進退し、能く天子を廢立するは何ぞや。天下の實、此に在ればなり。天下の實此に在り、而して自ら儉勤して以て民を養ふ。是天位にあらずして、天職を爲すなり。前聖王、良相の爲すところに及ばずといへども、其意を得るものに庶幾からん。而して當時、天子と、宰輔將軍と、徒にその名を擁し、以てその實を敵とし、その權を收奪せんと欲するも、而も天の右くる所彼に在りて此に在らざるを知らず。然らずば、烏ぞこの悖逆無比の賊を以てして、九世に傳ふるを得んや。高時に至りて、一たび驕奢淫佚を爲せば、則ち天誅踵を旋さず。嗚呼、豈天道なからんや。

○後二條天皇

賴襄曰く、兩統迭立の議の、北條氏に出づるは、なほその攝家を分ちて五派と爲すがごと

奢泰淫佚—おごりてみだらなること

○官爵は名なり權利は實なり

す。曰く、「吾は關白なり、吾は攝政なり」と。以て天下に驕る。而して攝政、關白の職何の職たるかを知らざるなり。唯相のみ然りと爲さず、人主も亦然り。曰く、「吾は天皇なり」と、以て天下に驕る。而して天皇の職、何の職たるかを知らざるなり。未だ之を得ざれば、之を得るを以て務と爲し、奔競爭攫、廉恥を喪亡す。已に之を得れば、卽ち奢泰淫佚を務め、位を以て樂と爲し、以て天下の民力を竭し、而して以て當然と爲す。是を以て盜賊公行するなり、夷虜内犯するなり。則ち曰く、「是武臣の任のみ。我親治する所に非ざるなり」と。噫此の如くにして、以て長く天職を持し、以て民上に託せんと欲するも、天豈之を聽さんや。所謂武臣といふ者は、則ち終身百戰し、以て民害を除き、而して朝廷の官爵を得る能はず。官爵は名なり、權利は實なり。名は朝廷に出で、而して實は天に出づ。天その實を以て源氏に與ふ。曰く、是嘗て力を民に竭す者なりと。故に源氏天下の實を收め、而して朝廷はその名を擁するのみ。然れどもその右大將、征夷大將軍と曰ふ者、その實を有せり。故に朝廷も亦從ひてその名を與ふるなり。その子孫に至り、乃ち虛名を貪り、以て實禍を買ふ。又その職を忘れて、驕奢淫佚を樂む。その權利北條氏に歸する所以なり。北條氏別に主を立て以て、源氏の名を嗣ぎ、而して己その實を守る。唯その實を守る

面より來れるのみ、四面より來らば、則ち何を以てか之を防がんと。襄曰く、四面皆兵食の在るあり。我之を令する所、襄備さに之を論ぜり。後世をして、萬一忽必烈の如き者に逢ことあらしめば、必ず趙宋を以て戒と爲し、而して時宗を以て法と爲さしめん。

○伏見天皇

北條氏の悖逆や極れり。承久の事、既に言ふに忍びざる所。敢て天子を廢立し、宰輔を進退し、大將軍を易置すること、奕棊の如く然り。而してその家九世に傳ふるを得。天道なきか。賴襄曰く、天道あるが故なり。天の君を立つるは民の爲なり、君の爲に非らざるなり。而も暗君は以て己の爲と爲す。なほ君の相を置くは、民の爲めなり、相の爲に非ず、而も庸相は以て己の爲と爲すがごときなり。吾前聖王、仁德の若き、天智の若き、光仁、桓武、宇多、後三條の若きは、則ち然らず。天の己を立つるは民の爲なるを知れり。是を以て自ら儉勤して以て民を養ふ。その相臣も亦、君の己を置くは民の爲なるを知れり。是を以て君の心を體し、以て民を養ふ。民を養ふは、君に報ずる所以にして、唯官爵を貪るのみにあらず。官爵を貪るのみなる者は、中古以下の相を然りと爲

○天道あるが故なり
庸相—凡庸の宰相

一江—楊子江
決せず—決然たる覺悟なし
寇辱—來攻侮辱

意の如くならざれば、將に又兵を加へんとす。彼既に我が要領を得。我が罷敝に乘じ、大擧して來る。その勢宋を攻むるよりも便なり。宋は一江を阻て、我は大海を環らす。宜しく守り易きが若くなるべくして、その實は焉よりも難きものあり。彼の宋を攻むるは一面より來り、我を攻むるは四面より來る。吾が要喉を扼し、吾が糧道を斷ち、吾が兵の策應を杜絕す。その禍豈言ふに勝ふべけんや。而して當時の廷議、必ず宋の君臣の如く、苟も禍に近づくを免れ、而してその後を恤へず。兵民の心、亦、宋の將士の如く、敢て防禦を決せず。時宗の如きは、則ち未だ宋の事を知らずといへども、而も能く慮此に及べるなり。是を以て早く之を絕ちて以てその來るを速にするの、防ぎ易きに若かずと爲すなり。是を以てその使を斬り、以て惧れざるを示し、以て彼が前日の寇辱に報い、而して我が後日の守心を決す。誰か之を謀慮無しと謂はんや。吾以て、宗廟の靈、時宗の衷を誘ひ、以てこの計を決せしめたり、颶風に在らずと爲すなり。是故に、時宗の元に處し、元を防ぐ所以は唯當時を濟ふのみならず、皆後法と爲す可し。曰く、元に處する所以は則ち然り、元を防ぐ所以は如何と。襄曰く、用を節し力を蓄へ、內は自ら撙敝せず、逸を以て勞を待ち、その方面の兵食に因りて、一將を遣はし、之に令するのみと。曰く、彼幸にして一

○颶風の説はいふに足らず

剪屠慘酷―斬殺殘忍

を用ふるに足れり。則ち之を駕馭箝制し、その噬搏を肆にする能はざらしめ、以て陰に王家に報ずる所以のもの、豈計無しと爲さんや。嗚呼、豈計無しと爲さんや。

○後宇多天皇

國朝、太宰府を置きてより以還、外寇無きにあらず。然れども三韓の小醜に止まり、未だ元寇の患ふ可きが如きはあらざりしなり。而して防ぎて之を卻け、彼をして懲りて復窺はざらしめしものは、北條時宗の力なり。世俗のこの役を稱する者は、曰く、「宗廟の靈に賴りて颶風大に作り、刃に血らずして克てり」と。是言ふに足らざるなり。稍〻聞識ある者は、乃ち時宗武人にして謀慮無く、元の使者を殺して此寇を來す所以を咎む。賴襄曰く、使者を殺すも來り、殺さざるも亦來る。之を殺すはその來るを速にするのみ。何となれば則ち忽必烈の志は、我が邦を呑滅するに在り。その趙宋を滅する所以のものを以て、來りて我に擬す。先づ使を遣はして書を來し、我が受けざるに因りて、乃ち兵を用ひ、剪屠慘酷以てその威を示す。我の懼れて服せんことを期せるなり。又使を遣はすや、猶和議を以て言と爲す。我をして之を聽かしむれば、則ち我趙宋たり。藩と稱し、幣を納れ、一にその

泛然—水に泛ぶが如く偏せず黨せざるをいふ

小白—齊の桓公

得ず。苟もその力を借りて、以て天下を濟へば、我が事は成れるなり。彼、源氏、北條氏の一起一仆する、我に於いて何かあらん。是を以て、頼家行を失するも肯て諫めず、實朝禍に陷いるも肯て救はず、時政、義時の簒竊を謀るや、肯て齟齬せず、泛然中立して、自ら其禍を免かる。世その志の在る所を原ねずして、その源氏に負くを咎むるは過れり。吾獨その用ひて以てその才を展ぶる所の者、その人にあらざりしを惜むなり。廣元獨王朝の世臣に非ずや。己を知る莫くんば、則ち斯已まんのみ。人の力を借るに急にして、その盜賊を助くるを知らざるなり。廣元微りせば、頼朝も亦一桀黠の將帥にして止まんのみ。何ぞ坐して王權を攘むこと、此の如きに至らんや。承久の役、帝王を流竄し、敢て悖逆を行ふも、亦泰時輩の能く辨ずる所にあらず。廣元の故例に附會して處分裁決するを待ち、然る後奉じて之を行ふのみ。夫れ業に已に是人を用ひて以て吾が事を成す。是人敗るれば、敗將に己に及ばんとす。故に力を竭して之を扶けざる能はず。勢の必至、怪しむに足る者無し。而してその罪は、遠く源氏、北條氏の上に出づ。廣元蓋し悔ゆるも及ばざるなり。惜まざる可けんや。抑、吾又廣元の爲に惜むものあり。管仲、小白を用ひ、之をして周を扶けしめ、王猛、苻堅を用ひ、之をして晉を侵すこと無からしむ。廣元の才は、以て頼朝、泰時

滔天の惡―大惡

保平以還―保元平治以後

廣元の策―西上の策

ち必ず天下有力の人を求め、その力を借りて、以て天下を濟ふ。是之を人を用ひて以て我が事を成すと謂ふ。以て我が事を成し、而してその人の善惡を擇ぶに暇あらず。善人を得れば可なり。或は惡人に遇ひ、勢中止すべからざれば、則ちその成す所、往くとして惡ならざるは無し。惡の大小は、才の高下に隨ふ。才下なれば、則ちその惡小、才高ければ、則ちその惡大なり。蓋世の才を以て滔天の惡を濟さば、天下の戮と爲らざるもの鮮し。吾大江廣元に於て之を見る。保平以還天下大に亂る。廣元、源賴朝の收むる所と爲り、その計畫を進めて、以て平定を致す。世以て賴朝の廣元を用ふると爲す。吾以て廣元の賴朝を用ふると爲すなり。承久の役、北條泰時廣元の策に由りて、以てその難を靖んず。亦廣元の泰時を用ふるなり。夫れ賴朝の事を擧ぐるは、父祖の舊を撫して、一方に據有せんと欲するに過ぎず。而してその下皆粗猛椎朴、力を戰鬪に効すを知るのみ。廣元の大計を持し、往きて之を敎ふるに及び、始めて說びて之に從ふ。北條氏は京師の檄を得、退きて八州を守らんと欲す。廣元策を決するにあらざれば、天下の亂何の所にか底止する所あらん。廣元この輩を用ふるにあらずして何ぞや。蓋し廣元の才、以て天下を濟ふに足る。而して朝廷の知る所と爲らざるなり。則ち關東の力を借りて、以て之を展べざるを

諳練―熟知

京師の虞るべきに若かざるなり」と。その之を重んずること知るべし。蓋し北條氏は、足利氏の以て鎌倉に處する所以のものを以て、以て京師に處するなり。而して足利氏は獨之を任じ、北條氏は分ちて之を任ず。足利氏は襲ぎて之を封じ、北條氏は之を更め代ふ。故に足利氏は鎌倉の力を得ずして、而して常にその制し難きを患ひ、北條氏は能く兩府を制し、兩府の力を得、以て天下を制せり。以て後世の法と爲すべし。凡そ兩府を鎭する者は、任久しければ、乃ち召還して政を執らしむ。その京畿西國の事に諳練せるを取る。而してその鎭に在るに當りては、必ずしも汲々として遷るを求めず。隸する所の兵士、又徒に文具を備へざるなり。元弘の際におけるを觀ば、亦驗とするに足らん。又以て後世の法と爲すべし。

○後堀河天皇（其二）

賴襄曰く、天下を濟ふの才を抱き、而して之を用ひざるは、士の不幸と爲す所以なり。然りといへども、之を用ひて、その當を得ざれば、不幸更に焉より甚しきものあり。之を用ひざるの愈れりと爲すに若かざるなり。夫れ吾が才の、自ら用ふるべからざるや、則

木楮―杙

棲泊寄託―寄寓

めて京師を鎭するや、六波羅兩府を建て、四十八所の篝卒を置きて隷せしめ、名づけて、宮城を護衛すと爲し。その實は之を鎭壓す。なほ大水の後、旣にその決溢の口を塞ぎ、又石柱、木楮を植ゑて、以て後患を防ぐがごときなり。是に於いて遠近屛息し、敢て心を生ずる莫く、四方望みて以て倚安せり。而してその威の被る所、遠きは關西諸道に及び、奔赴して命を聞かざる莫し。之を人に譬ふれば、鎌倉は胸腹なり、西府は臂なり、而して諸道は指なり。胸腹は以て兩臂を使ひ、兩臂は以て衆指を使ふ。關節脈理、運掉自如、能く天下を制する所以なり。彼其承久の亂に懲る。豈直に幕府を移して、京師を鎭せんと欲せざらんや。而して不可なる者あり。何となれば則ち關東はその根本なり、搖すべからざるなり。その巢穴なり。離るべからざるなり。その巢穴を離れ、その根本を搖して、遠く京師に居らば、勢、棲泊寄託の如し、烏ぞ能く天下を制せん。則ち異日の足利氏はこれのみ。故に北條氏は爲さざるなり。泰時の始め鎭を置くや、他の將帥を以て之に充てずして、自らこれに當り、叔父時房と南北に對守す。その任を重んずる此の如し。泰時歸りて、執權を襲ぐに及び、內變あるに遇ふ。輙ちその子と從弟とを遣はし、以て兩府を鎭せしむ。人その留りて以て自衞せんことを勸めて曰く、「鎌倉虞る可きなり」と。泰時曰く、

盪定—平定

戈を倒にせしむ—却て北條氏を討たしむ

○北條氏天下を制するの術を知る

豪傑を竦動して、北條氏の膽を破るに足らん。夫れ藤原氏は王氏の子、將士に恩あるにあらざるなり。猶且つ挾みて以て北條を圖る者あり。況んや源氏を以て之に令するをや。而して甲、信、兩野の諸源之れを聞かば、必ずや人々自負し、皆鼓舞して以て朝廷の用を爲すべし。縱ひ輒ち盪定する能はざらしむるも、何ぞ一敗地に塗るゝに至らんや。唯其關東を滅するを以て號とす。關東滅すれば、則ち將士生活の地無し。故に義時、泰時、以て之を脅して入犯するを得たり。而して我烏合の卒を以て之を禦ぐ。故に曰く、未だその謀を得ざるなりと。夫れ二位尼の將士を勵ますや、大江、三善の徒、之が籌策を盡す。皆源氏の舊業を稱し、その顚墜を扶くるを以て言と爲す。朝廷一たびその指向を同じくせば、則ちこの輩、勢變じて我が徒と爲らざるを得ず。十九萬人、その戈を倒にせしむべきなり。曰く、此の如くば、北條滅すべく、源氏復せざるべからず。而して王權收む可きか。曰く、我之を滅し、我之を復す。德我に在り。則ち權も亦我に在らん。

○後堀河天皇（其二）

賴襄曰く、北條氏は天下を制するの術を知ると謂ふ可し。既に承久の難を定め、將を留

危疑相依り―危みて互にたより合ひ

醻賞―賞與

旅拒する―拒む

のみ。何ぞや、夫れ此大業を建つる者は、源氏にあらずや。天下の畏るゝ所は、源氏の威なり。服する所は、源氏の恩なり。北條氏の權を專にする所以のものは、源氏に外戚たるを以てなり。而して陰にその主を殺す者は再なり。その主に心ある者、事に因りて之を誅鋤せんとせる者、數なり。關東の將士、皆その心跡を知りて、而して敢て言ふ莫し。その間豈に慷慨憤激、起ちて之を撃たんと欲する者無からんや。特その食邑を懷ひ、その妻子を顧み、危疑相依り、能く先づ發する莫きのみ。この時に當りて、朝廷をして智謀の士有らしめば、その誥旨を改め、關東を滅すと曰はずして、源氏を復すと曰ひ、明に之を諭して曰く、「故源頼朝王家に勳勞あり、特に元帥に命じて、汝將士を統べ、之を子孫に襲がしむ。聞く、賊臣あり、その業を簒はんと謀り、その寡妻を欺き、陰にその孤を斃し、異姓嬰孩を立てて、その血食を斷つと。汝將士、世々源氏の恩を受け、之と與に肩を比ぶ。乃ち忍びて北面して之に事ふる。今朝廷盡くその姦を發き、天下の兵を徵して之を誅し、將に更に源宗を擇びて、以て汝が主と爲さんとす。其守護、地頭、頼朝父子の署する所は、盡く安堵故の如くならん。能く王師に先じ、彼の醜類を殪す者は、更に醻賞を加へん。敢て向背を昧まし、詔命を旅拒する者は、同じく戮して赦すなかれ」と。此を以て七道に宣布せば、以て諸

延攬―引き寄せ
遵養時晦―兵を養ひて潜に時を待つ
泄沓―うかうかと暮す
○志ありて謀なし

んず」と。噫、假にこの事をして克たしめんか、則ち必ず曰はん、「王師東伐、强藩誅に伏し、盛德大業、前に光き後に垂る」と。故に彼の成敗に因りて事を論ずる者は、必ず天下の是非を顚倒す。以て辨ぜざるべからず。賴襄曰く、上皇は有志の君と謂ふべきなり。然りといへども、苟も此志あらば、憂思勤勵、英雄を延攬し、遵養時晦釁を觀て而して動くに非ざれば、萬一を庶幾すべからざるなり。乃ち遊宴泄沓、區々の膂力を耀かし、自ら刀劍を鑄るに至る。その共に謀る所は、嬖寵の公卿に非ざれば、則ち逋逃の將校なり。其從諛を信じ、輕擧妄動して、以て天下の老姦巨猾を圖らんと欲す。難いかな。故に吾上皇を以て、志ありて謀無しと爲すなり。その擧の如きは、則ち非ならざるなり。此にして擧げざれば、王權の日に去るを坐視せんのみ。祖宗の舊物を放ちて、而も恤へざる。可ならんか。曰く、未だその時を得ざるなり。東藩亂に乘じて權を攘むといへども、然も既に此大業を建立す。天下その威を畏れ、その恩に服せざるは莫し。而して空拳を以て、之を擊滅せんと欲す。當時已に此を以て之を諫むる者あり、「是未その時を得ざるなり」と。襄又以て然らずと爲す。曰く、王師の東藩を滅するは、唯この時を然りと爲す。所謂釁を觀て動くとは是のみ。烏ぞ之を未だ其時を得ざると謂はんや。吾特未だ其謀を得ざるを惜む

二歳の嬰兒
—頼經

將士を會し、義時を窮詰し、座につきて之を囚へ、而して特にその族を釋さば、則ち朝を終へずして事定まらん。實朝優柔といへども、而も政子あり、之を辨ずるに難からず。且つその子を愛すると、その弟を庇ふと、その情孰か重き。故に曰く、悟らざるなりと。猶その父の、其夫を危くするを悟らざるがごときなり。然らば則ち北條氏のこの謀を蓄ふる數十年、今にして之を發して中れるなり。而して自ら代りて立たざるは何ぞや。曰く、人をして之を仆さしむ。故に亦人をして代りて立たしむ。苟も己代りて立たば、世將に己を立てんと欲して之を仆すと曰はんとするなり。故に敢て立たず、而して二歳の嬰兒を引きて之を立つ。曰く、「是も亦故君と連姻する者、以てこの位に立つべきなり」と。その實は猶ほ木偶を立つるがごときなり。故に稍知覺運動すれば、則ち之を去り、更に知覺運動せざる者を立てゝ之に代ふ。是北條氏の本謀にして、九世に貽す所以のものなり。

○九條廢帝

承久の事、倍臣を以て、天子を放流す。天地反覆せり。論者皆曰く、「後鳥羽上皇の非擧、自ら禍敗を取る。北條義時已むを得ずして闕を犯し、無道の君を廢して以て天下を安

曰く、「苟も能く今の將軍を斃さば、則ち子は故將軍の子なり。以て之に代るべし」と。公曉の事を成すを觀て、三浦義村に報じて、己を迎へしむ。而して義村之を告ぐ。義時輒ち命じて之を殺さしむ。その口を滅するなり。故に曰く、再び之を爲して中れるなりと。而して義村はその謀に與する者なり。大江廣元も亦その謀を知りて、而して知らざる爲する者なり。史に稱す、廣元は義時と議し、實朝驟に官位を進む、必ず禍殃に嬰らんことを諫むと。又實朝に、未だ昏れざるに及びて禮を行ひ、衷甲して往かんことを勸めしも、聽かずと。皆事後に於て衆に飾言し、以て己その謀を知るを掩ふのみ。豈揜はんと欲して、益〻顯はるゝものには非ずや。夫れ義時の狡黠、此の如きを以てして、亦多智の士之が腹心と爲る者あり。一時の老臣宿將、蓋し頗るその故を察知す。而して蹤跡詭祕、能く端倪を見はす莫し。故に政子の智を以てして、終身悟らざりしなり。況や實朝の紈袴乳臭をや。日にその機械ありて省みざる、曷ぞ恠しむに足らんや。或は稱す、「實朝、禍迫りて解免すべからざるを知り、宋に赴き之を遁れんと欲し、工に命じて船を造りしが、用ふべからずして止む。拜賀の夕に及びて、將に出でんとするや歌を作りて訣を爲す」と吾以て皆戲と爲すなり。審に然らば、何ぞ政子に告げざることあらん。政子之を聞かば、必らずや大に諸

衷甲—裝束の下に腹卷を著すること

蹤跡詭祕—跡をかくす

端倪—事端

歌—出でていなば主なき宿となりぬとも軒端の梅よ春を忘るな

奔らしめ—私通せしめ
貔貅—武士
棨戟—上包あるほこ

ぶ所あるなり。誰にか學ぶ、曰くその父に學ぶなり。その父之を爲して、而して中らず。その子再び之を爲して、而して中る。術至ると、未だ至らざるとにあるなり。初め時政その女を縱ちて、頼朝に奔らしめ、而して知らざる爲する者は、頼朝を居きて、奇貨と爲さんと欲するなり。終に之を擁して事を擧げ、事成るに及び、その死を速にし、外孫を立てゝ、己その家を專にせんと欲せしなり。何を以てか之を知る。富士野の獵、曾我の二孤その父仇を復す。以て已む可し。又大將軍の幕を犯すは何ぞや。曰く、遂に祖父の仇を復せんとするなりと。それ十萬貔貅の衞棨戟の環列を以てして、敢て突入して刃をその腹に剸さんと欲す。豈に大援の、內に之が主となる者無くして然らんや。時政嘗て二孤を育し、親らその少者に冠し、その名の偏を與へて、之に名づくるに至る。蓋しその父仇を復するの便を指教せるなり。而して祖父の仇に至りては、則ち陰に人をして之を嗾せしむ。當時、事鎌倉に聞ゆるに至り、政子をして驚泣せしめしは、則ちその危知るべきなり。幸にして免るゝのみ。故に曰く、之を爲して中らざるなりと。義時曾我の子と、結びて兄弟と爲る。蓋しその故を知ればなり。故に焉を學ぶ。蓋し亦人をして公曉に嗾せしめて曰く、「今將軍は、子の父仇なり。子その拜賀を伺ひ、刺して之を斃せ」と。又之を賺して

強宗—つよき一族の首領

陰狡巧黠—陰險狡猾

家の子にして、是實朝の大に忌惡する所なり。而るに義盛の子姪焉に黨す。故に義時その畏るゝに乘じて、之を讒構して曰く、「賴家の爲に仇を復せんと欲す」と。然らざれば、和田氏の強宗たるを知り、公然その姪を縛し、以て面之を辱しめんや。夫れ人に唾し、人を罵りて、而して顧みざる者は、必ず恃む所あるなり。義時の之を爲すは、實朝の之を畏忌するを恃むにあらずや。將士屬する所を疑ふは、則ち實朝幕府に在らざるを以てなり。故に其の手書を以て之を令して、而して定まる。嗟夫、義盛、實朝に忠なる能はずといへども、而も能く義時を疾める者なり。義盛亡ぶるや、則ち義時復憚かる所無し。而して實朝勢孤なり。是を以て遂に義時に斃さる。而してその之を斃すや、則ち賴家の子を使ふは、乃ち義盛を讒構する所以にして、自ら之を用ふるなり。

○順德天皇（其二）

賴襄曰く、北條義時のその君を弑するや、己手を下さざるなり。手をその君の從子に假り、而して後從子を誅し、賊名を脱れて討賊の名を取り、以て君の國を奪ふ。人敢て議する莫し。古より君を弑するの陰狡巧黠なる、未だ義時の如き者あらざるなり。然れども亦、學

或曰—讀史餘論の說
更せろ—老熟せる
嗷訴—さわぎ訴ふ

を治めんと謀り、而して克たざりしなり。或曰く、「義盛、實朝の密使を受け、以て義時を圖り、反りてその激する所と僞りて怒り、輕擧以て敗る。故に實朝嘗て之を眷顧し、又その孫朝盛を寵す。事作るに及び、將士屬する所を疑ふ、以て見るべし」と。吾謂へらく、激して怒るは則ち然り、密旨を受くると曰ふは則ち然らず。夫れ義盛は、利を見て義を知らざる者なり。初め賴朝を困窮に要し、預め侍所別當とならんことを求む。その人此の如し。故に一幡の禍、賴家之に命じて、北條氏を討たしむるや、乃ち先づ之を時政に告げ、以て賴家を誤る。何ぞ敢て實朝の旨を受けて、以て義時を圖らんや。實朝も亦義時の姦を察し、義盛を引き自ら援くるに至らざるなり。その頗る之を眷するものはその事に更せるを以て、談說を聽かんと欲せしのみ。朝盛を寵するものは、善く歌ふを愛せしのみ。其朝盛を戒しむるを觀るに、宗族と同じく亡ぶることなからしむ。誠に密謀あらしめば何を以て之を言迹に顯はす事此の如くならんや。且つ義盛も亦何を以て、族を擧げて嗷訴せんや。凡そ是人を圖るものは是人我に唾し、我を罵るも、我肯て怒らざるなり。怒る者は之を圖るにあらず、之をして怒らしむるもの、乃ち之を圖るなり。吾故に曰く、義時實朝と義盛とを圖ると。夫れこの事何に由りて起れるか。泉親衡千壽を擁して兵を起す。千壽は故賴

○唯私なり
強―四十、義時當時四十三
同母女兄―政子
甥―實朝

じめんか、則ち往日の頼朝と依然たり。何ぞ實朝を存して己外祖の重に據るに若かんや。豈それ老悖にして智慮顚倒せるか。抑、姦の極、反りて愚に歸するか。蓋し時政初め頼朝を擁して事を擧ぐるや、頼朝の爲に計れるにあらず、之を借りて、以てその私を樹てんと欲せるなり。唯私なり、故に愛憎變ず。頼朝の威己を壓し、既に沒すといへども、その子己を臣視するが故に、朝雅を援けて、以て新恩を市らんと欲せるか。彼君に長ずといへども、頼朝父子と勢當に懸絶すべきなり。重忠は之に從はざる者、故に先づ之を除けるか。或曰く、「此義時の爲に出づるなり。時政七十に垂として、なほ權を舍てず。而して義時已に強、故に速にせんと欲せるなり。その父、後母に惑ふといふ者は、同母女兄を誑くの說なり。その朝雅を立てんと欲すといふは、甥を怵れしめしなり」と。

○順德天皇（其一）

頼襄曰く、和田義盛の事を擧ぐるは、實朝に反するにもあらず、亦實朝に忠なるにもあらざるなり。特に北條義時を疾みて、その權を奪はんと欲す、故に實朝を取りて以て之

姦猾―わるがしこし

迂繆―回り遠くしてあやまる

て深く天下の機を見る者にあらざれば、安ぞ與に此を論ずるに足らん。

○土御門天皇（其三）

賴襄曰く、時政の姦猾は論ずる無くして可なり。而もその情を視るに曉るべからざる者あり夫れその賴家の病篤きを視て、その業を分ちて、其子と弟とに傳へんと欲する者は、比企氏の己が權を擅めんことを慮るれに似たり。能員その議を是とせず、之を賴家に告ぐるに及びて、事已に迫れり。故に能員を殺し、賴家を幽す。亦然らざるを得ざるなり。之を殺すに至りては、則ち甚し。然りといへども、猶一幡の故を以て、その己を讐とせんことを懼ると曰ふがごとし。實朝を廢し、朝雅を立てんことを謀るに至れるは何ぞや。兩つながら外孫なり、已にその一を殺し、又その一を廢して、之を婿に與へんと欲す。豈に彼を生む者は前妻の女なり、故に愛せずして、之を殺し、之を廢し、此に配する者は、後妻の女なり、故に愛して之を立つと曰ふか。重忠も亦その婿にあらずや。而して之を殺すは何ぞや。兩つながら女の夫なり。一は之を殺し、一は之を立てんと欲す。亦配する所、前後妻の出の異なるあると曰ふか。何ぞ其情を用うるの迂繆なるや。且つ終に能く朝雅を立て

鈴制—箝制

何ぞや。他無し、亦戚黨を助くるのみ。已にして重忠終に北條に斃さる。源氏と以て異なる無し。甚しきかな、私見の免れ難きや。頼朝何ぞ近く之を王家に鑑みざるや。王家の衰ふる所以のものは、專ら外家に信倚するに由るにあらずや。王家の古制、親王を以て政を視しむ。王族の姓を賜ふ者、毎に藤原氏と與に、相府に參列す。是先王の遠慮深識なり。守りて變ぜざれば、則ち何ぞ彼が如きに至らんや。今頼朝をして、亦能く、範頼、義經等を存せしめ、各以て數國の地頭と爲し、幕府の評定に列せずといへども、大議ある毎に、必ず焉に參せしめば、則ち北條氏忌憚する所ありて、敢て專にせざりしならん。唯その外戚を偏信し、復之を鈴制する者無し。是を以て一たび瞑して禍作り、中外環視するも、敢て齟齬する莫し。故に曰く、信ずる所と忌む所とを、竝び存するに若く毋きなりと。夫れ人は忌む所無かるべからず。吾獨吾が信ずる所の者に任ぜば、吾が信ずる所の者、獨胸臆を行ふも、何を以てか之を禁ぜん。故に其をして亦忌む所あらしむ。夫れ吾が信ずる所の者は實は吾が當に信ずべき所にあらざるなり。吾が忌む所の者は、實は吾が當に忌むべき所にあらざるなり。吾忌む所の者は、吾信ずる所の者の忌む所なり。之を竝び存すれば、天下相忌み、相憚り、而して子孫以て業をその間に守るを得ん。習俗の見を脫し、而し

部曲—一族
從類
○頼朝の心事

るなり。忌むべき者、未だ必ずしも除くべきものにあらざるなり。當に信ずべく、當に忌むべき者を並び存し、以て相制せしむ。是之を善く子孫を慮ると謂ふべきのみ。源頼朝、父祖の餘威を藉り、その舊部曲の擁戴する所と爲り、終に海內の兵權を總ぶるを得たり。故にその同姓を忌むは、それも亦吾爲す所を爲さんことを恐るゝなり。弟義經の威名軍中に著るゝが如き、最もその忌む所なり。故に意を決して之を除く。必ずしも梶原景時の讒を待ちて、而して然るにあらざるなり。而して後、その子を妻父に託す。以爲らく、彼に在りては亦外孫たり、吾死すといへども、當に吾に代りて以て之を扶殖すべし、是眞に當に信ずべく、當に倚るべき者なりと。嗚呼、亦何ぞ子孫のその信倚する所の者の手に死するを圖らんや。大凡外戚を信じて、骨肉を忌むは、習俗の私見なり。夫れ頼家小臣を嬖し、橫恣忌む無きに至り、以て士心を失ふは固よりなり。然れども、吾其嬖する所の者を觀るに、概ね皆比企氏の支族なり。亦父の爲す所を視て、專ら戚黨を親信するにあらざるを得んや。是に於いてか、子の戚、父の戚と交鬪ひて、而して源氏の業は墮ちぬ。是の時に當りて、大江廣元の如き、中立自ら全くせる　恠しむに足ること莫し。恠しむ所の者は、畠山重忠、忠鯁不倚の者と稱するも、亦北條を助け、比企を伐ち、その君の子を殺して恤へざるは

忠鯁—忠直

趙匡胤—宋の太祖

○人を用ひ、また人に用ひらる

に置く。趙匡胤の大原を後にするが如し。その大に力を用ひざる可からざるを知ればなり。其既に定まる。是に於てか、再び自ら大兵に將として以て之を治む。然も亦人を用ひざるにあらざるなり。初め泰衡をして義經を殺さしむ。已に義經を殺せば、則ちその早く殺さざるを以て、泰衡の罪と爲し、以て兵端を起す。是泰衡と義經とを互用して、以て奥羽を取れるなり。豈に翅に此のみならんや。藤原兼實と十議奏とを用ひて、以て朝廷を制し、六十六人の追捕使を用ひ、以て七道を制す。その終始人を用ひて、以て天下を經營せる、巧といはざる可けんや。然り而して北條氏の袖手してその成功を簒ふを察せず。その巧猾猜忍、自ら手足を剪りたるは、以てその簒を資くるに足れるのみ。則ち是己も亦北條氏の用ふる所と爲りて、而も自ら知らざるなり。哀まざる可けんや。

○土御門天皇（其二）

賴襄曰く、天下を經營し、大業を建立する者は、誰か其子孫をして長く之を守らしめんことを欲せざらんや。是に於いてか、爲にその忌む所の者を除き、以て之を信ずる所の者に託す。人々皆然り。然りといへども、當に信ずべき者、未だ必ずしも託すべきものにあらざ

精悍—精強勇悍
硝、黄—芝硝、大黄
朮、苓—白朮、茯苓

り。頼朝蓋し之を知る。已に信濃を得れば、兵を中原に出だすこと易し。而も肯て出でず。義仲をして、先づ之を試みしむ。義仲百戰して平氏の鋒を挫く。而してその鋒亦少しく鈍れり。是に於て、頼朝徐に起ちて、以て其後を制す。故に力を用ふること約にして、功を收むるは倍せり。是義仲亦頼朝の用ふる所と爲ること、猶其範頼、義經を用ふるがごときなり。世傳ふ、範頼は義經の精悍に若かず。而して頼朝は之を同視せり。又彼を悪み、此を愛す。獨此を遣はして先づ往かしめ、その久しく功無きに及び、乃ち彼に命ず。醫の善く疾を治むる者、既に硝、黄を用ひて、又朮、苓を用ふるを知らず。義經は硝、黄なり。獨用ふべからず。必ず範頼の朮、苓を配し、然して後以て効を奏すべし。一谷は是なり。鹿を捕ふ者は、掎して之を角す。掎するもの緩ならざれば、鹿將に覺りて先づ遁れんとするなり。故に先づ範頼を遣はして之を掎し、而して後義經を以て之を角す。以て平氏を獲たり。八島、壇浦是なり。人に左右の手あるが如し。右手尤も用ふべきなり。而も左手無くんば、右手の功を成す能はず。故に頼朝は善く人を用ひて、己その功を收むる者なり。その範頼、義經を用ふるや、猶向の義仲を用ふるが如きなり。是を以て既にその功を收むれば、則ち用ふる所の者を殺す。恠むに足るもの無し。東南の未だ定まらざるに當りては、奥羽を度外

褫ふ—強奪す

堅—甲冑
銳—利劍

伊勢氏—北條早雲

の日に當り、能く逋租を蠲き、民力を養ひて、足らざるを患ひざる所以なり。頼家、實朝、坐してその業を享く。蓋し然る能はず。能く然る者は、乃ち北條氏の盛衰相褫ふ所以なり。

○土御門天皇（其二）

頼襄曰く、源頼朝は深く天下の形勢を知る。その天下を經營するや、備に次第あり。大要は自ら用ひずして人を用ひるなり。その東國に起るや、躬ら堅を被り、銳を執り、敵と血戰するもの、石橋の一役のみ。親ら平氏と對軍するもの、富士川の一次のみ。已にして入りて鎌倉に據り、八州の豪傑を用ひ、以て自衛す。曹操の兗州に據り、高歡の晉陽に據れるが如し。力を蓄へ、威を養ひ、以て天下の釁を觀、未だ嘗て輕しくその兵を用ひざるなり。源義仲の起るに及び、則ち一たび自ら大兵に將として之に臨み、その跡を北陸に徙、せるは何ぞや。八州は形勢の地たりといへども、甲信を得ざれば、則ち國を爲さず。後世伊勢氏八州を擅にし、而も一たびもその鋒を西し得ざる者は、甲信人の塞ぐ所たればな

民牧—人民を支配する官吏

驍虓—强武

○賴朝爲政の本を知る

麗都—美麗にしてみやびなり

るを知りて、而して能く此業を成す所以は自ら其本あるを知らざるなり。其奏するを觀るに、領する所の九國に逋租を蠲き、因りて諸國之に准ぜんことを請ふ。又奏すらく、兵興以來、民農に暇あらず。關東の疲弊殊に甚し。今より民力を量りて、賦税を收めむと、平賀義信を以て武藏地頭と爲す。惠政あるや。因りて之を旌し、以て凡そ民牧に任ずる者を風す。その陸奥を定むるや、凡そ政は皆秀衡の舊規に因り、變更する所あるなからしむ。亦民を擾るを慮れるなり。嗚呼、是時に當りて、天下方に驍虓の將を貴び、進取の功を喜ぶのみ。而して賴朝獨孳々として民を養ふを以て務と爲す。爲政の本を知ると謂ふべきなり。唯然り、是を以て能く歲々師を出し、一擧して義仲を殪し、再擧して宗盛を殪し、三擧して泰衡を夷ぐ。四海の內、一草一木、その風に靡從せざる無し。以て遂に無前の大業を刱建す。その本は此に在り。曰く、此に在るのみか。曰く、未だし。賴朝嘗て侍臣の衣服麗都なるを見て曰く、「汝、千葉常胤、土肥實平等の自ら奉ずる所を見ざるか。彼その志、多く兵卒を養ひ、國の爲に功を建つるに在り。汝小臣乃ぞ敢て爾る」と。命じて刀を取り、親らその裔を截る。夫れ賴朝の小臣を戒むるに、常胤、實平を引く。己の領する所、常胤、實平に什百倍すといへども、而も敢て奢侈ならざる、知るべきなり。是その多事

禮文—典禮文物
克剝—租稅を請求する事

てその爭ひを制するあるべし。然らざれば是兵を樹つるなり。是法皇と當時の公卿との能く辨ずる所に非ず。而して頼朝の智略絶世にして、能く禍亂を定め、事權を併する、亦時運の此に致すもの、人力の能くする所にあらざるか。

○後鳥羽天皇（其四）

頼襄曰く、國の大政は二のみ。曰く兵。曰く食。二者は國の盛衰する所以なり。兵ありて食なくば、以て之を養ふ無からん。而して食の生ずる所以は民に在り。故に民を本と爲し、食之に次ぎ、兵又之に次ぐ。我が邦の先王常に自ら儉にして、以てその民を撫す。その民を撫するは、その食を豐にする所以。その食豐なるが故にその兵強く、以て海外諸國を威制す。是王政の興隆する所以、禮文の備具する所以なり。その後徒に禮文を事としてその本を遺れ、流れて奢靡と爲り、その民を克剝し、而して兵を將吏に委ぬ。將吏自らその計策を以て糧餉を蓄へ、士卒を養ふ。而も朝廷省みず。是王政の衰頽して、武門之に代りて興る所以なり。是に於て、守護、地頭を諸國に置き、以て兵を掌らしめ、段毎に五升を課し、以て食を調ふ。而して天下は一變せり。世、源頼朝の雄略蓋世能く此業を創めた

罔收―悉く收む
摧頽―大敗
恇悸―畏れて胸さわぐ

この宣旨を聞くに及び、蓋し心竊に喜びて曰く、これ以て朝廷の短長を持すべしと。是に於て、訴へんと欲する所を訴へ、請はんと欲する所を請ひ、以て天下の利を罔收す。朝廷違ふ能はず、大勢一變して、大權復收む可からず。歎ずるに勝ふ可けんや。曰く、諸源に處するは則ち然り。何を以てか平氏に處せん。曰く、亦之を存するのみ。諭すに、鸞及び神器を奉還せば則ちその死を宥し、一州を給予するを以てせん。曰く、源平深讎、皆聽くを肯ぜざるなり。曰く、頼朝の初志は、東隅に竊據するに在り。故に一兵をして西行せしめず、又源平竝仕を願ふの奏あり。義仲已に京師を取り、平氏の邑を賜はるを得るや、復西伐を欲せずして、之と連和せんと欲す。皆その竝立を以てするは、勢已に然らざるを得ざるなり。何ぞ聽かざることこれあらん。源氏且つ然り。平氏摧頽の餘を以て、恇悸日を渉る。苟も沛恩の命を聞かば、聽かざるの理無きなり。特に朝廷源氏を助け、己を讎とし、又別に主を立つるを以てす。故に望を絶ちて、自ら弃つるのみ。夫れ安德平氏の出といへども、法皇に在りては親孫たり、何ぞ必ずしも別に主を立てん。別に主を立つるもの、源氏に利ありて、朝廷に利ならず。是亦處置當を失するの大なるものなり。然りといへども、竝び存する者は、必ず宜しく漸を以てその權を收め、而し

相銜制せしむ—源平をして竝立せしめ互に制せしむ

之を—義經をなして頼朝と相抗せしむるの策を何ぞ最初義仲に用ひざりしかと也

自利の請—守護地頭を置くをいふ

專恣極り、諸源之に乘ずるに及び、則ちその勢益〻變ず。而して焉に處す可きものあり。何ぞや。彼皆平氏を讎として朝廷を怨むに非らず。朝廷の利は、竝に之を存するに在り。以て相銜制せしめば、則ちその勢我に及ぶに暇あらじ。我以て徐に之を處すべし。壽永の初に當り、頼朝、義仲未だ公然相隙するあらず。その功賞を第づるに、彼敢て言ふ莫き、以て焉を見るべし。この時に當り、法皇當に義仲を禮貌し、以て陰に頼朝に備ふべし。頼朝敢て專擅ならざるなり。一の義仲無くば、則ち頼朝復た天下に忌む所なからん。乃ち無地無兵の義經に倚りて、以て之に抗せんと欲す。何ぞ初之を義仲に用ひざりしか。曰く、義仲强暴、之を制するも猶不可なり、曷んぞ倚る可けんやと。曰く義仲强暴といへども、頼朝の姦猾に若かず。之を撫するに恩を以てし、之を結ぶに信を以てし、而して之を約束するに法度を以てせば、以て馴服して我が爪牙と爲す可きなり。法皇乃ち頼朝の美言を甘受し、遠くその力を借りて、以て目前の逼を除かんと欲す。是を以て嫌隙を生じ、凌暴を速けるのみ。その凌を受くるに及び、乃ち宣して頼朝を討つを許すも晩し。義仲平氏と共に亡ぶるに及びて、義經に頼朝を討つを許す。則ち尤も晩しと爲す。頼朝既に天下に忌む所無く、而してその自利の請を發せんと欲し、未だ敢てせざるなり。

姦豪驕起—悪き豪族竝び起る

自用—自意を用ひて他の言を容れざるをいふ

○後鳥羽天皇（其三）

賴襄曰く、保元、建久の際、國勢の一變せるは、朝廷の處置當を失するに基づく。論者咎を後白河法皇に歸し、以て庸暗比無く、晉の惠帝の類なりと爲す。然れども、不幸にして綱紀極墮し、姦豪驕起するの時に處しては、英傑の君といへども、或は濟ふ能はず。法皇手を束ねて爲す無きが如き、なほ恐らくは免れざるなり。然り而して輕擧妄動、人言を恤へず、驟に强臣を犯し、動もすれば輒ちその强を資けて我が威を損じ、數信を天下に失ふ。惠帝は此自用無きなり。蓋し漢の靈獻、唐の代德、昭宣の類のみ。然れども、國朝祖宗德澤紀綱、天下に在るもの未だ亡びざるは、漢、唐の季に異る者あり。假に後三條の主の如きをして、この時に出でしめ、而して輔くるに通變明機の士を以てせしめば、未だ必ずしも濟危の策無きにあらざるなり。保元の時に處するに、その罰を濫にせず、その賞を僭らず、武人を賞するに勳爵を以てし、權柄を假さず、而して自克自治、其根本を淸め、以て之に臨まば、以て義朝を靖む可く、以て淸盛を養成せざるべし。平治に至りて、而して後淸盛權を得。則ち勢復奈何ともすべからざるなり。然れどもその

朝差—朝廷の差遣する所

○勢大變して復すべからず

二三十員—應仁、文明頃

七八員—永祿、元龜頃

追捕使と曰ふ者、亦この定名あるにあらず、而してこの定實あるなり。これより以還、盜を捕ふる者、反りて監税を兼ぬ。之を總ぶる者、數之を申戒して曰く、「敢て吏治を侵すなかれ」と。亦姑らく爾か云ふのみ。國司仍朝差に出づといへども、而も必ずしもその實あるにあらず、徒にその名あるのみ。獨國司の徒にその名あるのみにあらず、總國司も亦徒にその名ありて、その實は則ち總追捕に歸するもの、是時勢の然らしむるなりといへども、その初に六十六人の私黨を植て、以て天下を簒ふ。その術簡捷と謂ふべきなり。朝廷以爲らく、是六十六員に過ぎず、何をか能く爲さんと。而してその天下の實を失ひ、天下の勢終に大變して復すべからざるを知らず。慨す可きかな。夫れ所謂追捕なる者は、力能く追捕に勝ふるを視るのみ。必ずしも精擇を須ひざるなり。故に皆その地方の豪族之を爲す。時に廢置ありといへども、久しくして因襲する者、往々にして然り。以て足利氏の時に及び、強弱相幷せ、合して二三十員となり、再び合して七八員と爲る員愈簡にして、天下愈治らず。古の簡は民を安んずる所以、而して後世の簡は民を困しむる所以、慨せざる可けんや。

納貲―金帛の上納
所在に犬牙―至る所にいりまじりてある
○追捕使、守護、地頭

せんや。追捕使の置かざるを得ざるものは、吏の職に稱はざるに由る。吏の職に稱はざるは、之を擇ぶの精ならざるに由る。夫れ是六十六人のみ。擇ぶに難からざるなり。而して爲精ならざるものは、心を用ひざればなり。上の人、心を民に用ひず、而して吏は納貲を以て進む。紈袴乳臭の子にあらざれば、則ち慧黠貪汚の人、多く租稅を取りて、以てその私を資くるを知るのみ。加之、相家の權を專にし、その私采封邑、所在に犬牙し、以て吏治を妨礙す。假ひ公廉勤幹なる者あらしむるも、その職分を盡す能はざるなり。是を以て國司に拜する者、多くは往くを欲せず、徒その下僚を遣して代往せしめ、或はその地方の豪族に由りて、代任せしむ。所謂目代なり。目代は以て稅を監し、兼ねて盜を捕ふ。故に或は之を追捕使と謂ふ。是追捕使の名の由りて起る所なり。故に廣元、當時目習口慣する所のものに因り、名と爲して之を請ふ。而して朝廷之を許すに易し。所謂追捕使は、國司に於いては則ち守護と曰ひ、莊園に於ては則ち地頭と曰ふ。亦皆これより前に有る所に由るなり。その名これより前に有る所に由り、而してその實遂にこれより前に無き所を成すは何ぞや。六十六員を以て天下の兵を督す。その名輕くしてその實重きなり。その廢置の權、之を朝廷に總べず、而して之を覇府に總ぶるなり。故に總

流啜―大不敬に喩ふ、下の齒決は小不敬の喩

賣弄―なぶりものにする

覇業―諸侯の首領たる業

に及び、力爭する能はざるなり。是にして力爭せず、その餘區々陳ぶる所、亦放飯流啜、而して齒の決する無きを問ふの類のみ。その寵を法皇に失ふを患ふるに及びては、則ち又媚をその嬖姬に容れ、以て自說せんと欲す。その特操無きこと此の如し。宜なるかな、その頼朝の賣弄する所と爲るや。

○後鳥羽天皇（其二）

頼襄曰く、六十六人の吏を擇び、以て海內の民を宰する者は、王政なり。その政衰ふるに及び、乃ち六十六人の將領を擇び、以て海內の盜賊を理む。是鎌倉の覇業を成す所以なり。その員の箇は一なり。員箇なれば、則ち之を擇ぶこと精なり。吏を擇ぶこと精なれば、則ち民その生を安んず。將領を擇ぶこと精なれば、則ち盜賊その足を容るゝ所無し。盜賊その足を容るゝに所無くして、然して後民を安んずるの政、得て施す可し。故に大江廣元の議、源頼朝の請、皆時を濟ふの急務、而して朝廷之を許すも、亦時勢の然らしむるなり。然りといへども、時勢をして此に至らしめし者は、必ずや由るあり。今の所謂盜賊は、古の所謂王民なり。民をしてその生を安んぜしめば、何ぞ盜賊を患ひて之を追捕

恩ありと謂ふ可し。苟も此を以て源氏を喩し、之を一州に安置し、以て舊勳を存し、以て鎌倉の忌む所を設けんは、計の得たる者にあらずや。平氏、安德の闕に復するを得ば、將に死も亦甘心せんとす。況や全活の所を得るをや。或はその冥頑回らず、質を挾み、勢に乘じ、要求して已まずんば、乃ち赫怒之を絶ち、然して後別に主を立て、源氏に命じて、軍を整へて之に臨み、而して神器を責め還さしめば、則ち天下その已むを得ざるを知らん。而して誅伐の權、朝廷に歸す。今鎌倉の兵、その仇を殄殲し、威海内に被むる。而して朝廷傍觀、又その勢を成し、而してその戰を資け、終に大權を失ふを致す。兼實その責を辭するを得ざるなり。その賴朝、義經を處置するの議に至りては、聽くべしと爲す。然れども、賴朝その忌む所を除かんと欲す。何ぞ勅命あらんや。兼實賴朝の薦むる所と爲り、而して法皇その阿黨を疑へるは、謂れ無きに非ざるなり。是法皇と兼實と、俱に賴朝の計中に墮ちて、自ら知らざるなり。賴朝の薦むるは、衆望に從ふと曰ふといへども、その實その君臣をして相疑ひ、計議行はれざらしむるなり。兼實をして、清德大節、凛然として以てその君を信じ、而して姦雄の心を服するに足らしめば、則ち何ぞ必ずしも呶々分疏すること彼が如くならんや。一たびその計に墮ちて、出脫する能はず。故に守護地頭の請ある

○法皇、兼實俱に賴朝の計中に墮つ

姦軌―内外の惡人

噍類―人類

と。源氏既に憤を平氏に泄すあり、而して平氏も亦その罪を知る。兵を休め、安に就かば、兩ながら敢て聽かざるにあらず。奈何ぞ遽に別に主を立て、以て彼の望を絕ち、而して此戰を資けんや。兼實以て亂源を塞ぎ、姦軌を遏んと爲す。吾は以て、開きて之を導くと爲すなり。且つ誠に神器を還さんと欲するか、尤も主を立つべからず。主を立てて器を求む。器還らば則ち彼空主と爲らん。寧ろ死すとも還さざるは、その情固より然り。兼實立主の議を贊す。而も器無くして位に卽くべからずと。通論にあらざるなり。且つ卽位と踐祚と、相去る幾何ぞ。其所謂神器を輕んずるを天下に示し、後世口を藉りて、僭竊の絕えざる者、其自らすと道ふべきなり。承久建武の事、烏ぞ口を兼實に藉るに非らざるを知らんや。曰く、主を立てざれば、則ち平氏の勢を成すと。曰く、平氏の勢を成すと、源氏の勢を成すと孰れぞと。曰く、平氏の罪、之を討滅せずして可ならんやと。曰く、彼功罪相半する者なり。その爵邑を奪ひ、將を殺し、軍を覆へし、纔に殘喘を保つ。罰も亦足れり。必ず之が如く所を究めば、噍類無きに至らん。是源氏の爲に仇を復するなり。且つ夫れ源義朝、刃を露はし、闕を犯し、兩皇を幽囚す。罪平氏に浮ぎたり。平氏王の慍る所を敵とす。源氏の子弟、烏ぞ之を仇視するを得ん。適その周旋に因りて、以て死を宥めらるゝを得。

李氏の父—玄宗
子—肅宗
弟—成王

ず。徒に當時立君の易きを習見し、法皇の旨を附會して、源氏を利したるのみ。その所謂天下主無く、兆民心を繫ぐ所無き者は、似たるなり。然りといへども、政院中に在り、天子虚位と爲るや久し。民心の繫る所は、法皇に在るのみ。平氏帝及び神器を挾みて、以て奇貨と爲すは固よりなり。然れども當時の勢、李氏の父虜逐と爲り、而して子立ちて以て民望を繫げる者と同じからず。又趙氏朱氏の兄虜囚と爲りて、弟立ちて以て敵資を空しくせる者と同じからず。孫は外家の將る去る所と爲りたれども、而も祖父は在るなり。祖父再び天下の政を聽き、而して徐に之を處置せば、將に不可無からんとす。譬へば猶ほ盜賊窮蹙せられて、人子を劫して、質と爲すがごとし。死を免れんと欲するに過ぎず。之を急にすれば則ち持し、之を緩にすれば則ち舍つ。當時の計を爲す者、諸源に明詔して曰へ、「今上平氏の出といへども、朕に於いては親孫たり。不幸外家の挾む所と爲り、神器を併せて彼に在り。朝廷自ら處分あり、私に之を攻擊するを得ることなかれ」と。平氏に詔して曰へ、「今上は汝が家の私し得る所にあらず。況や神器に於いてをや。苟も之を奉還せば、當に前罪を宥し、給するに活命の邑を以てすべし。妄に蠢動して以て罪を重ぬることなかれ。詔を奉ぜずば、當に祖廟に告げて天討を致し、玉石俱に焚くべし」

散地―山河の固めなき地

叛建―創建

王綱の弛―朝權の衰微

巨擘―かしら

會議すべく。而も以て座臥す可からず。以て座臥すべき者は奥室あり。夫れ越、信は義仲の奥室なり。而して鎌倉は頼朝の奥室なり。頼朝その奥室に據りて、義仲を外廳に治め、義仲と平氏とを鬪はしめて、徐にその後を制す。頼朝の如きは、則ち獨り習俗の見に拘はらず、而して天下の形勢を知る者と謂ふべきなり。宜なるかな、その無前の業を刱建せるや。爲より後の新田、足利、皆及ばざるなり。然りといへども、頼朝初念亦此にあらず、或は奥の藤原氏、越の城氏が、王綱の弛に乘じ、一隅に竊據するを觀るや、之に倣はんと欲しけん。平氏この二氏をして源氏を圖らしむること、秦人の遠交近攻の如からんも亦善計なり。然りといへども、二氏の國富み兵強きこと新造の源氏に勝り。而してその智と勇と、頼朝、義仲の對にあらず。前後して竝び斃るゝ所以なり。しかるを況や平氏をや。

○後鳥羽天皇（其二）

頼襄曰く、藤原兼實は世稱して賢相と爲す所の者、然れども諸藤に在りては巨擘と爲すべし、賢は則ち吾知らざるなり。その後鳥羽を贊立せるが如き、權時の略あるにあら

無根の兵—烏合の兵

輦轂—天子の御車、帝都をいふ

殄滅す—みなごろしにす

鼎足—頼朝、平氏、義仲

廳事—表座敷

官は大納言大將に止り、而して朝政に與り聞かば、庶幾くは以てその功名を保ち、子孫の業を樹つべし。此に出でずして習俗に溺れ、必ず藤原氏の比の如きを求め、身、京府に擅にし、敢て天下の的と爲る、天下の嗷然競起する所以なり。是に至り、乃ち退きて福原に據る。晩し。適以て怯を示し、人心を動搖せしむるに足るのみ。乃ち無根の兵を募り、四出防禦、自らその力を竭し、而して敵益志を得。その勢固より然るなり。然れども、源義仲自ら平氏の軍を覆へし、而して復その轍を蹈むは何ぞや。義仲の國、京師に近し、速に効を奏する所以なり。其をして既に已に平氏を逐ひ、一親信の將領を留め、輦轂を護らしめ、而して身信濃に歸り、異日の織田氏、美濃に據りて京畿を經營せしが如く、厚く其勢を集め、鎌倉と對峙せば、源頼朝、わが隙を伺ふといへども、而も乘ずべき無く、則ち未だ敢て動かざらん。或は再び親ら將として平氏を窮迫し、之を殄滅せん。勢、然る能はずば、則ち或は之と和し、以て鼎足を謀り、而してその釁を觀るも、不可無きなり。乃ち以爲らく、吾京師に據り、以て四方に號令す可しと。是天下の散地根據と爲すべからざるを知らず。雞の木上に棲むが如し。必ずや來りて之を逐下する者あらん。前日の平氏、以て見るべし。之を人家に譬ふれば、京師は廳事なり、以て

膝に造るの際—膝をまじへて語る時

將たり。進みて止まるを知らず、以て上下の憤怒を速く。難作るに及びて、乃ち父を諫爭す。固より已に晩し。故に吾以爲らく、治承の難を作す者、重盛を首と爲し、而して成親等之に次ぐと。夫れ重盛の清盛に於ける、光頼の信頼に於けると、事固より大に異なり、當に之を膝に造るの際に諫むべし。當に之を稠人廣座の中に諫むべからず。之を事の未だ發せざる時に爭ふ可く、之を事已に發するの日に爭ふべからず。然ども、已に平時に在りて自ら退くことを知らず。之を如何ぞ、能くその父をして退かしめんや。能く姑く之を過むといへども、終に大禍の及ぶを覩んことを恐れ、先づ未だ及ばざるに死せんと欲す。是その氣尙ぶに足らざるなり。烏ぞ能く終に桀驁の父に勝たん。噫、曷ぞ光頼の笏を端し、聲を勵まし、身を横へて賊鋒に當り、その氣を以て賊の氣を奪ふに若かんや。

○安德天皇

頼襄曰く、平源の事、その名分逆順は姑く置きて可なり。その興廢の數、攻守勝負の勢に至りては、請ふ得て之を論ぜん。夫れ平氏、時變に遭遇し、天子を擁して、以て亂逆を定む。是時に及び、退きて攝播の間に居り、府を開きて兵を養ひ、據りて根本と爲し、

首を奉じて一頭をかゝへて

○光頼と重盛

進みてその節に死する能はざるなり。故に凡そ士の氣を養ふや、その平時に在り。國の士の氣を養ふも、亦其無事に在り。無事の退、以て有事の進を望むべし。事ありて能く進むに果なる者、事平ぐに及べば、則ち亦退くに勇なり。その氣たる一なり。賊信頼の兩宮を幽するに當りてや、平時死生を決して、以て官爵を競ひ、威焔赫然、人を凌壓する者、首を奉じて鼠竄し、敢て身を出だしてその難に當る莫し。藤原光頼、會議に因りて信頼を面折し、其をして俛首喪氣、當時賊黨の朝廷に布在する者、噤みて一語を出す能はざらしむ。以て狂賊の勢を挫き、而して天下の向背を定むるに足る。平氏の來討を待たずしてその勢決せり。吾嘗て曰く、平治の亂を平ぐる者、光頼を首と爲し、而して平重盛之れに次ぐと。事平ぐに及び、天子大に光頼を用ひ、政府に參せしめんと欲するや、則ち疾と稱して之を辭す。蓋し朝政の非にして、己が志の立たざるを視、衆人功を計り、爭ひて進むの際に當り、獨意を決して退けるのみ。勇と謂ふ可きなり。夫の重盛の如き、天下の所謂賢者にあらずや。而るに大將の闕くるに當り、自ら請ひて之に拜するは何ぞや。是時に當り、藤原成親等、鋭意補せられんことを望む。而も重盛兄弟、後進を以て超えてその地に據る。烏ぞ衆怒を激せざるを得んや。父は太政大臣たり、妹は后たり、己左右大

外叔―母方のをぢ

嵎を負ふ云云―孟子に、有レ衆逐レ虎、虎負レ嵎莫ニ之敢攖一

一猛惡者―足利尊氏

莫し。清盛の意、則ち以爲らく、既に我に與ふるに藤原氏の地を以てす。藤原氏の爲す所、爲す可からざる無しと。是に於いて女を納れて后と爲し、その所生を立てて天子と爲し、己外祖と爲りて政を專にす。己の子は外叔と爲りて左右大將に任じ、族類卿相に列し、莊園天下に跨がる。而して天下の兵、その大半を役屬するは、則ち藤原氏の及ばざる所に出づ。その及ばざる所有り、故にその未だ爲さざる所を爲すも、亦恠むに足る莫きなり。天下の兵、半は平氏に屬し、半は源氏に屬す。源氏の意、則ち以爲らく、彼の爲す所、我何ぞ爲す能はざるあらんと。是を以て奮起取りて之を代る。雙虎の相鬪ふが如し。一は斃れ、一は在り。在る者は嵎を負ふ。後白河上皇懲りて復之を攖せず。建久の事是れなり。後鳥羽天皇之に攖して大に傷く、承久の事是れなり。後醍醐帝その自儆に乘じて之を殪し、而して更に一猛惡者を養ふ。延元の事是なり。

○高倉天皇

頼襄曰く、國の盛衰する所以のものは、士氣の振と不振とを以てなり。國朝の衰ふるや、その公卿、平時は奔競し、事あれば逃避し、唯退きてその廉を守るを知らず。是を以て、

親信—親頼
信任するもの、信頼
その愛する所—高倉
その舅—時信
異時の云々—藤原氏の地位を清盛に與へたるをいふ

意素より之を輕んず。上皇先帝の定議を以て、位を二條帝に禪るに及び、己その政を聽くこと、白河、鳥羽の如くならんと欲す。而も帝その親信と謀り、上皇をして志を逞しうせしめず。上皇已に通憲を喪ふや、尤も清盛に倚り、その力を借りて以て帝の謀主の除き難き者を除く。已にその力を借る、その勞に醻いざるを得ず。今年中納言に任じ、明年大納言に任ず。勢已に駸々たり。帝崩ずるに及び、太子立つ。上皇又別にその愛する所を立て、衆情の是とせざる所を犯して、必ず之を行はんと欲す。則ち又清盛の力を借る。以爲らく、高倉の所出は平氏なり、而もその舅は望無し、清盛亦平氏にして、威名世に著はる、是眞に倚りて以て大援と爲すべきなりと。是に於て、驟にその官爵を進め、内大臣より直に太政大臣に超拜す。是顯然、異時の外戚攝政の地を以て之に與ふるなり。清盛をして謹愼有學の君子たらしむるも、猶自ら恣ならざる能はず。況や武人の功を負ひ、力を恃む者をや。その驕肆にして忌憚せざる、固よりその所なり。亦猶ほ延元の尊氏に大將軍の地を假すがごとし。故に曰く、上皇之をして然らしむるなりと。夫れ清盛は虎なり。上皇之に翼を傅し、而して之に騎る。中ごろ下らんと欲するも得べからず。況んや搏ちて之を斃さんと欲するをや。その噬攫を速けるや、恠むに足るもの

傔従—若黨青侍

○清盛藤原氏に傚ふ

傔従の力ある者、赴き救けて力を効し、焦頭爛額、或は其に詿誤せられ、胥て以て罪に陥るに至るもの。一は勝ち、一は負け、就る所逈かに別るれども、その初念は皆此に及ばざるなり。

○六條天皇

頼襄曰く、吾嘗て平清盛の不臣を論ずらく、皆藤原氏の爲す所に傚ふ者、獨清盛を罪すべからず、而してその勢をして驟に此に至らしめし者は後白河上皇なりと。請ふ詳に之を論ぜん。夫れ平氏は、白河、鳥羽の世より、已に寵任を受け、門望源氏の上に出づ。帝無望の親王を以て、忽ち大位を得、而して之を失はんことを恐る。故に有望の武臣に倚りて以て重きを爲せり。保元の變、清盛の功勞源義朝に及ばず、而して賞は則ち之に過ぐ。猶ほ延元帝の足利高氏を寵すること新田義貞に過ぐるがごとし。その門望の高下を視るのみ。故に藤原通憲婚を義朝に許さず、而して姻を清盛に連ぬ。君臣同見、彼を抑へ、此を揚げ、遂に平治の亂を激成す。義朝は義貞の臣節無く、而して清盛坐して尊氏の圖る所を得。皆帝之を致すなり。清盛心に、帝の無望にして己の望に倚るを知り、

人―信賴義朝

○清盛の威權倍々起る

事を更ざる―更は老功の意、世事に經驗乏しきをいふ

視て、信賴をして之に結ばしめ、淸盛は通憲の親姻たるを以て、その不在を瞯ひて、草卒事を擧ぐ。蓋し皆二人の計に出づ。その本意は、通憲を除き、上皇を廢し、然る後己帝を擁して、以て政を擅にするに在り。然らずば、何を以て平氏の京に歸るに及び、獨帝を扶けて逃れ出で、上皇を賊に委せんや。信賴は言ふに足らず、義朝は武人にして朝典に暗く、二人をたのみて、以て志を得べしと爲す。而して利は去り、害は止る。蓋し噬臍するも及ばざるなり。二人は賊名を人に委し、而して己その功を盜む。その志を得るに及びては、帝に勸めて政を爲し、上皇をして預からしめず。以てその情を見るべし。是を以て上皇憤怒し、平淸盛の手を借りて、以て二人を逐ふ。而して淸盛の威權倍起る。又以てその勢を見るべし。然りといへども、二人皆巧黠多智、蹤跡を露はさず。故に幾も無くして召還され、經宗又外戚を以ての故に、富貴身を終ふ。時にその姦を燭する者無きのみ。故に竊以爲らく、保元の亂は、忠通、賴長より出で、平治の亂は經宗、惟方より出づと。彼皆驕逸事を更ざるもの、故に兵を以て易事と爲し、輕忽之を擧げ、禍遂に此に至る。藤原成親の如きも亦然り。譬へば悍婢黠豎の主家の財物を利とし、火をその屋に注ぎ、擾に乘じ之を攫取せんと欲するが若し。夫の義朝、淸盛の若きは、

寵昵―寵愛昵近
觖望―觖は不滿
○平治の事、經宗、惟方に出づ
怏々―不平

希望するに過ぎず。何ぞ必ずしも兵を擧げて官を劫さん。帝を徙し、上皇を幽して、何をか爲さんと欲せし。彼狂駭といへども、何ぞ遽に身帝王と爲らんと欲せんや。且つ上皇は乃ち其寵昵を受くる所の者なり。帝を徙すは可なり、何ぞ上皇を幽せん。然らば則ち源義朝に出づるか。曰く然らず。義朝の爵賞を觖望するは信なり。然れども宮闕を蹂躪し、以て之を求むるには至らじ。信頼の與に爲す有るに足らざるは、寧ぞ知らざるあらんや。その敍爵を受け、晏然として之に居る。何を恃みて然るか。饒ひ其をして通憲を怨ましむるも、之を路に斃さば、犬を殺すが如けんのみ。何ぞ兩宮を犯すに至らん。且つその心に仇とする所の者は平清盛なり。彼強宗といへども、兵我より精ならず。義朝をして意ありて事を擧げしめば、何ぞ直に之を攻めずして、而して三條殿を攻めたるや。然らば則ち平治の事、誰にか出づる。曰く藤原經宗、惟方に出づるなり。昔より、婚天子と爲り、外舅政を執るは常なり。經宗は帝の舅たり、惟方は帝の乳母の子たり。二人者以爲らく、帝立たば則ち己政を執らんこと必せりと。而して政は上皇にあり、通憲事を用ふ、是二人の不平なる所なり。是を以て信頼の通憲よりも遑からず、且つ輕躁動かし易きを視る。故に從臾して亂を作さしむ。其兵なきを患ふるや、義朝の怏々たるを

庇眷—愛顧
廉恥—はぢをしる
狂童—世馴れぬやんちや者

し、その庇眷する所と爲る。忠通亦美福に結媚して、共に相結託して、以て頼長を傾く。頼長寵を法皇に失ひ、而して走りて崇德に黨する所以のものは、此を以てなり。昔者弘仁の變、藤原仲成無らんには、則ち平城、頼りて事を擧ぐる無きなり。承和の恒貞、安和の爲平、之を拔く者と之を擠す者と、皆下より出づ。勢每に然るなり。故に保元の禍、白河、鳥羽の私愛を以て、天子を廢立するに由ると雖も、然も之を發する者は忠通、頼長なり。二人の相軋するは、本其父忠實に由る。忠實の忠通を憎むは、其己に代りて權を執るを以てなり。父子且つ然り、況や兄弟をや、況や叔姪をや。當時君相皆然るなり。君已に私に徇ひ、相も亦私を營む。私の極倫理を敗り、廉恥を亡ひて而して顧みず。其紀綱を壞る、一世に非ざるなり。故に曰く其發するや晩しと。而して此に發するのみ。夫れ其私を濟さんと欲すれば、兵を用ひざるを得ず。而して天下の兵皆武臣の手に在り、其力を借らざるを得ず、一朱器臺盤を奪ふも、亦源爲義の兵を借る、況や國を爭ふをや。故に彼此竝に人の兵を借り以て勝負を決す。人の錢を借りて以て博奕を爲すが如し。勝は我の勝に非ずして、佗人の勝なり。天下の遂に武人に歸する、奚ぞ怪しむに足らんや。平治の亂は、盡く藤原信頼に出づるか。頼襄曰く、然らず。信頼は白面の狂童のみ。大將を

従臾―すゝむる

をして兄を助け、道長を攻めしめば、その立てんと欲する所を立て、亦爲すを憚らざる所、但親信の兵士源平の如き者無し、故に爲す能はざりしのみ。故に曰く、保元の禍、その發するや晩しと。夫れ崇德位に復せんことを希ふといへども、賴長從臾して之を黨援するに非ずば、烏ぞ能く深宮の弱質を以て、驟かに意を決し、兵を動かさんや。而も烏羽の後白河を立つる、實に忠通に由る。世忠通を以て溫厚の長者にして、賴長の凶險の比にあらずと爲す。吾以爲らく、忠通は特にその言語聽くべきのみ、その姦は則ち賴長に勝るなり。夫れ四宮は崇德の同母弟たり、而して美福門院、上皇に勸めて之を立つるものは何ぞや。四宮の子守仁早くその母を喪ひ、美福に養はる。美福佗子の立つべき無く、而してその鞠育する所を愛す。故に四宮を立て、而して此に及ばんと欲するなり。近衞帝の目を患ふるや、位を守仁に傳へんと欲す。忠通數爲に之を法皇に請ひ、再三に至りて、已まず、是保元に先だつ三年なり。夫れ帝の目を患ふるも、微疾なり。未だ必ずしも俄に位を去るを欲せず。而して忠通忽ちその位を易へんと欲する、已に疑ふべきなり。近衞の崩ずるに及び、繼嗣を議す。美福直に四宮を立てんと欲し、則ち忠通亦之を贊成す。蓋し四宮は疎遠にして寵無き者、然れども守仁を以ての故、美福の宮に出入

○保元の亂その發するや晩し

桀悍—たけだけし

立てんと云云—敦康親王

時の非なるを知るなり。前事を紬繹し、空文に託して、以て自ら見す。此則ち憲濤の徒なり。

○後白河天皇

賴襄曰く、保元の亂、その發するや晩し。當に圓融、華山の間に發すべくして、而して未だ發せざりしなり。當に三條、後一條の際に發すべくして、而して未だ發せざりしなり。何を以てか之を言ふ。夫れ保元の事、帝王の爭位に出づといへども、抑々亦相臣の爭權に出づ。相臣の爭權や、昔よりして然り。兼通、兼家兄弟を以て之を爭ふ。道兼、道隆も亦然り。伊周、道長は則ち叔姪を以て之を爭ふ。而してその帝王に於ける、各黨する所あり、援けて之を擁し、以て己の志を逞しうせんと欲す。但彼未だ干戈を用ふるに及ばずして、勝負已に定まる。故に曰く、未だ發せざるなりと。然りといへども、兼通、兼家朝廷に相驅逐す。その刃を用ふると、相距る幾も莫し。源賴信は道兼に事へ、爲に刺して道隆を殺さんと欲せしが。兄賴光の言に因りて止めぬ。其をして止めざらしめば、則ち今日の爲義、義朝なり。伊周の弟隆家桀悍にして氣あり。射て上皇の衣に中つるに至る。其

崑居川觀—世外に高踏して

營求攀援—威權ある人にたよりて進官を求む

寶玩—銀造の猫

史—大鏡

に託して遁れ、或は焉に觸れて發するのみ。世蓋し駭愕して、以て人情に近からずと爲す。知らず、憲淸より之を視れば、擧朝の士は皆心を喪ふ者なり。憲淸官を弁つるの歲、藤原頼長内大臣と爲り、後二十年にして保元の禍作る。是より喪亂薦資、海宇反覆。而して憲淸崑居川觀、事外に超然たり。嗚呼士と謂ふ可きのみ。史に稱す、憲淸博く兵書に通じ、射に精しく、歌を善くす。蓋し、文武の才略を備ふる者、少く營求攀援して進ましめば、藤原信西の如き或は難からざる所。而も屑とせざるなり。世の亂に乘じ、姦雄に依附し、功名を樹立せば、大江廣元の如き、又優爲する所、而して又之を恥づ。その異日源頼朝に見ゆるや、頼朝之に寶玩を贈れるに。而も門を出でて、兒童に抛與せるを觀れば、以てその志を見るべきなり。世はその無欲を稱するのみ。吾は則ちその恥あり、識あるを欽するなり。古曰く、「利は智をして昏ましむ」と。憲淸唯恥あり、是を以て能く一世の見る能はざる所を識るなり。藤原敦光の如き、文學の士と稱す。敕に應じて得失を陳ずるや、神佛を敬ひ、學校を興すに言及す。蓋し三善淸行の延喜に言せし所以にして、敦光之を拾ふのみ。これを何等の時と爲して、而してこの迂拘の說を爲して恥ぢざるか。藤原爲業兄弟の如き、官を辭して隱居し、史を著して自ら遣る。蓋し亦

桀驁—わるづよい
讙嘩—よろこびさわぐ
端倪—事端

頼襄曰く、士を貴ぶ所のものは、その時を知るを以てなり。時に勢あり、機あり。勢の推移する所、機の起伏する所、必ずしも知り難きにあらざるなり。而して之を知る莫き者は、蔽ふ所あるのみ。唯有識の士は能く先づ之を見て、危を去りて安に就き、濁を去りて潔に就く。世を擧げて知らず、而して己獨之を知る。之を知ること明なり、故に之を決すること果なり。彼の驚く所は、我以て當然と爲す。藤原憲清の如き、其然らずや。是時に當りて天下の勢は何如ぞや。君臣私に殉ひ、廉恥喪亡し、國家の紀綱、天下を維持する所以の者、一も存する無し。而して天下の武健桀驁なる者、隱然黨を下に成し、竊に朝廷を哄ひ、以て畏るゝに足らずと爲す。朝廷方に閨閤の寵を計較し、童蒙の君を易置し、宰執の臣は骨肉權を爭ひ、宮城の外、何事ありとも省みず、大亂の機は將に發せんとして、而も上下晏然之に處るは何ぞや。譬へば火を失するの家、擧家宴集讙嘩し、鄰閭の來り救ふに及びて、始て之を知るが若し。彼爭競の間に汨沒し、中熱し外譟し、是非を顚倒す。是を以て、その機前に露るれども見る能はず。憲清は資北面に過ぎず、官左兵衛尉に過ぎず、一世奔波の後に處し、以てその端倪を窺ふあり。以爲らく、事勢此の如し、官爲すべからずと。故に頗る寵使を受くといへども、決然として之を去る。その佛に歸し、世を辭すと曰ふは、特に焉

二弟—實仁 輔仁

襁褓の—むつきの内にある

塵飯土羹—子供の飯事

に一國に宰たるに至る。卽ちその民何の罪あるか。翅此のみならず、宇多は位を禪りて、而も己之を看護せんと欲す。後三條の志も亦此の如し。皆天下の爲に慮るのみ。白河は卽ち己の欲を縱にせんと欲し、父の遺詔に背き、その二弟を舍てゝ堀河を立つ。堀河崩じて又五歲の鳥羽を立つる、猶可なり。鳥羽纔に弱冠にして又之に奪ひ、以て五歲の崇德に與ふ。故に鳥羽又尤めて之に倣ひ、奪ひて以て三歲の近衞に予へ、以て天下の亂を速き、遂にその後八歲の天子と五歲の上皇とあるを致す。亂曷ぞ已むあらんや。相家幼弱の外孫を立つるは、その專權を貪くと云ふのみ。天子にして何を苦みて此を爲さんや。相家の權盛なるに當り、その廢立する所に聽きて、而して自ら恣にするを得ず。自ら恣にして、而して後天下益服せず大亂地に塗る。夫れ宗廟の託する所、生民の仰ぐ所、而も襁褓の嬰兒を以て之を爲す。是之を天位を以て戲と爲すと謂ふ。これ戲なり、則ち天下誰か肯て之を敬戴せん。故に天下の武夫健將をして、天子を視ること木偶土梗の如く、朝政を視ること塵飯土羹の如からしむるに至りしもの、皆それ自ら取れるなり。

○崇德天皇

魑魅罔兩―いろ〳〵の怪物

子遺なき―少しも殘らざる

文具―形式

○天下の怨を收む

積痾―舊來の病氣

の漏射を覩、魑魅罔兩の畏避竄匿するが如し。已にして醍醐を得たるは、晴日にして薄翳を帶ぶるが如し。白河を得たるは則ち驕陽炎赫、惔くが如く、焚く如し、而して黎民子遺靡きなり。夫れ相家の專擅、朝廷を濁亂するや極まれり。然れどもその政令、猶ほ先古の格に依倣す。恤民の典、求言の詔、或は文具に屬すといへども、而も猶その名を存す、その懿美たるを知ればなり。白河に至りては、その名を併せて舉げざるなり。而して興造の費、府藏を空竭す。その功德と爲す所以は、三千の佛像、四十萬の塔婆、皆民の膏血を塗るのみ。往時相家の侈靡は、公私を凋弊し、毒天下に被る。然るに民猶曰ふ、是某相の爲す所、天子の知る所にあらざるなりと。白河その權を收復し、政己よりて出づるに至りては、則ち天下に被るもの、皆その毒なり。怨の歸する所、彼に在らずして此に在り。故に白河の權を收むるは、適天下の怨を收むる所以なり。是猶ほ人積痾を抱く者のごとし。その疾あるに當りてや、額を蹙め心を抱へ、以て日を渉る、恣に飲噉せんと欲すといへども得可からず。幸にして疾稍退くを得れば、乃ち暴食縱酒、宿疾之に乘じ、變じて別症を成し、吐瀉狼藉して救ふべからず。保元の亂はこれのみ。相家の權を專らにするに當りては、賄賂公行すと曰ふのみ。帝の政を聽くに至り、財を納るゝ者は國司を得、父子三四人共

休戚—幸不幸

陰霾—天曇り土ふる

置する所、亦藤原氏の心を服するに足れり。然らずんば、其崩殂を聞きて、何ぞ相慶幸せずして歎嗟する事此の如くならんや。蓋し藤原氏の幸は乃ち我が邦の不幸なり。其實に我が邦の不幸は、卽ち藤原氏の不幸なり。彼は宗社と休戚を同じくする者、而して其父祖より肯て國家を恤へずして己の私を營む。此に至りて乃ち其非を知るのみ。然りといへども、藤原氏の私を營むや、亦歷世帝王の自らその私に徇ふに由る。唯帝や私なし。故に以てその私を禁ずるに足るなり。白河の如き、剛健ならざるに非らず。唯その剛健を以て、以てその私を濟す。故に政を聽くこと愈久くして、而して紀綱愈亂れ、遂に保元の禍を釀成す。白河の久しき、後三條と反せる、亦我が邦の不幸なり。降りて弘元に及び、後醍醐帝の出づるあり。その剛と明と、以て遠く延久の遺緒を纘ぐべし。而も亦其私樂に急なる、天下の正に反り、以て天下の亂を撥く能はず。是れ我が邦の不幸なり。噫、何ぞ後三條の心を以て心と爲さざりし。

○白河天皇

賴襄曰く、齊衡而後にして宇多を得、正曆而後にして後三條を得。陰霾の中、乍ち天日

逸豫—おこたり安んず

方鎭—節度使

あり。帝の儲宮に在すや、或は卽位して、云々せんことを欲するを念ふときは、輒ち北斗を拜して、その過を悔ゆと。夫れ帝の明達を以てして、朝政を傍觀すること二十餘年、その切齒扼腕するもの何ぞ限らん。而して自その是ならざるを警む。嗚呼、是その心以て天地に質し、宗廟に信ぜらるゝに足らん。蓋し天位を以て樂と爲さずして、億兆を以て憂と爲す。是の故に一旦位に卽けば、痛く自ら節儉し、機務に勤勞し敢て逸豫せず而して之を行ふにその剛と明とを以てし、以て天下に令す。藤原氏の磐踞倔強、歷世制し難き者といへども、畏憚自戢、俯して我が馭に就く者は、是の道に由るが故なり。唯然り、是を以てその使ふ所は唯その才、愛憎を以て取捨を爲さず、敢て己に私便せず、天下に利するのみ。帝の民事を察する事、歷世帝王の及ぶ所にあらず。其親しく斗量の制を定むるが如き、亦その一端なり。吾嘗て試みに是に因りて帝の政を論ず。皆天下の正に出で、而して己焉に與からず。猶ほ斗量の私を容れざるがごときなり。夫れ大臣の權を奪ひ、新置の莊園を收め、記錄所を置き、親その是非を覈す。皆彼に便ならざる者、而も彼敢て齟齬する莫きは何ぞや。是天下の正にして、帝の私に非ざればなり。唐の裴度その君に方鎭を治むるの道を語りて曰く、「處置當を得て、以てその心を服するのみ」と。今帝の處

痞膈—つかへふさがる
○氣運の變
世傳ふ—古事談の載する所

して長くその上に託せんと欲す。是天道の與せざる所なり。大凡そ治安の久しきや、上なる者は亢りて下らず、下なる者滯りて上らず、上下の間、痞膈して通ぜず、而して天下覆り、下なる者反てその上を制し、上なる者反て下に制せらるゝは、必然の勢なり。是の時に當り、英偉俊傑の士多く下に生れ、而して上なる者は皆猥瑣頑鈍無恥の人、是之を氣運の變と謂ふ。故にその勢反覆せざるを得ざるなり。噫、惧れざる可けんや。

○後三條天皇

賴襄曰く、世傳ふ、御府應神帝の玉冠を藏す。歷世の天子、大嘗毎に焉を冠したまふに、未だ嘗て適せず、獨後三條帝之を穿つに適せりと。その魁偉知るべきなり。烏ぞ宗廟の靈、特に之を生降し、以て國家の衰運を匡復するにあらざるを知らんや。而して帝十歲にして皇太弟と爲り、三十五にして位に卽き、在位五年にして崩ず。藤原賴通、歎じて以て我が邦の不幸と爲すは信なり。大江匡房、之を承和延喜に比するは、則ち篤論にあらざるなり。史に稱す、帝剛健嚴明と。是固より然り。然れどもその剛明の本、誠正に在るを知らざるなり。夫れ苟も不誠不正ならんか、卽ち謂所剛なる者息むあり。而して明なる者蔽はるゝ

征剿―征討
撫緝―なで安んず
帖然―定従順なる貌
偃然―驕傲

て謂へらく、天下の事知るべしと。歸りて財を散じ士に結びぬ。我が長暦天喜の際、此に類するものあり。延暦寺の僧徒抗訴して、關白頼通の第に迫り、その門を打破し、已にして火を高陽院に放つ。夫れ頼通の名位は、翅に張彝のみならざるなり。而して僧徒は羽林の比にあらず。天下の事何如とか爲す。後興福寺の徒又大和守源頼親の館を攻む。而して朝議頼親を土佐に流せり。亦不問よりも甚しからずや。而して陸奥の酋、六郡を侵蝕して、貢賦を奉らず。源頼義國守を以て之を征剿せんことと計り、出羽の酋の力を借りて、纔に能く之を平らぐ。朝廷代人を遣はししが、兵民は頼義に服して、その號令を奉ぜず。頼義獨力を以て、一國を經紀すること十餘年、捷を奏するに及び、將士の爲めに賞格を請ふ。朝議久くして決せず。その後頼義の子義家、再び陸奥の亂を平ぐ。而るに朝議以て私鬪となし、又賞典を與へず。源氏の父子私恩を以て之を撫緝するにあらずば、則ち東國の豪傑、寧ぞ能く帖然たらんや。高歡は自らその意を以て之を結納せるのみ。我が朝は則ち驅りて之をその手に歸す。我朝紀綱の廢、元魏よりも甚し。而して源氏父子の智勇は、固より高歡に過ぐ。異日源氏の坐して朝權を奪ふもの、此に決せるなり。朝廷の公卿、方に聲色歌詠を以て事と爲し、而して血戈汗馬の勞は之を邊鄙の吏に委し、又肯てその勞を償はずして、偃然と

矍鑠—老いて益〻壯なること

膴仕—殊遇を蒙りて、詩經に、瑣瑣姻婭則無膴仕

羽林騎—近衛騎兵

以てか前に辭して、而して後に辭せざる。後又二十四年にして歿す。蓋し九十なりしならん。その矍鑠たる知るべきなり、卽ち前の辭するものは遁辭にあらずや。實資の平素を觀るに、禍福を怵れて廉恥を喪ひ、唯官爵をこれ戀ふる、當時の公卿の比の如きにあらざるなり。豈に時勢の爲すべからざるを度りて爾るか。苟も然らば、何ぞ併せてその官を辭し、事外に高視せずして、而して膴仕死に至らんや。抑〻己國恩を受くること特に厚きを以て、敢て退きて安きに就かず、姑く權臣と事を共にし、以てその太甚しきを匡濟せるか。或は吾が實資を論ずるを以て苛となさん。夫れ唯實資なり故に吾之を苛論す。當時擧朝の士は、皆婦人なり。婦人は責むるに足らず。焉に一丈夫あり。吾れ焉ぞ責むるに其道を以てせざるを得んや。源顯基の後一條に事へ、崩後官を辭して隱居し、醫藥を卻けて以て死せるが如きは、則ち世の濁亂を疾み、身を潔くして、而して逝けるか。審に能く然らば、是之を眞大丈夫と謂はん。

○後冷泉天皇（其二）

賴襄曰く、昔者元魏の衰ふるや、羽林騎、張彝の第を焚けども、而も魏主問はず。高歡之を觀

攀附―權勢にすがりつく

つが如し。藤原實資の如きは、乃ち帝の參、著なり。此を舍てて用ひず、后兄の伊周を用ひて、以て之を制せんと欲す。是癰疽を養ひて、以て痰飲を驅らんと欲するなり。

○後冷泉天皇（其一）

賴襄曰く、藤原實資は大丈夫と謂ふ可し。權臣政を擅にし、擧朝攀附の時に當り、天子といへども、猶その喜怒を伺ふ。獨實資その同族を以てして、特立阿らず。天子之に倚賴し、以て安きを爲すに至る。大丈夫と謂はざる可けんや。上東門院の屛風に書するを肯ぜざりしが如き、一世不振の士氣を激す。吾史を讀みて、此に至れば、未だ嘗てその人を想見せずんばあらず。此の如き世を以てして猶此の如き人あるなり。又讀みて、その皇太子の傅たるを辭するに至り、則ち異むあり。敦明は權臣の立つるを欲せざる所、而して天子の焉を立つるは、實資に倚りて、以て之を扶植せんとするなり。實資たる者、何ぞ慨然身を以て之に許さざらん。而るに衰老堪へざるを以て辭と爲すをや。この時實資大納言を以て右大將たり。蓋し年七十なりしならん。後五年、乃ち右大臣に遷り、皇太弟の傅を兼ぬ。所謂皇太弟は、乃ち權臣の立てんと欲する所なり。誠に衰老にして堪へざらしめば、何を

沈痼廢疾—不治の難病

讋服する—屈服せしむる

參、著—人參、黄耆

に在り。譬へば沈痼廢疾の若し。その來る事一日に非ず。その要害を扼すれども、而も除く可らず。攻撃を以てこれに克たんと欲す。共に斃るゝに非ざれば不可なり。姑く是を舍いて、その元氣を扶けて、以てこれに勝つ。元氣昂れば、則ち疾勢伏す、その機然らしむるなり。人主試みにその始を原ねて是を思へ。彼それ能くその權を專にして、我を制する所以の者は何ぞや。我始之に權を借したればなり。我が家毎にその女を娶りたればなり。彼我の舅氏たるを以て、以て我が政を擅にするなり。是我に籍りて、以て重きを爲す者なり。我に籍りて以て重きを爲す者は、亦我に籍りて以て輕きを爲す。故に曰くその機我に在りと。苟も吾が度を正くして、我が爲すべき所のものを爲さば、則ち彼將に畏服して、敢て我を蔑視せざらんとす。曰く、是亦君の如きなりと。君君の如くならば、則ち臣將に臣の如くならんとするに庶幾からん。その初の敢て臣の如くならざる所以のものは、君が君の如くならざるに由るなり。帝の一言君の如くなれば、則ち以て道長を讋服するに足る。その機此の如し。惜しいかな、この機を養ひて、以て遂に之に克つことを知らず。苟もこの機を養ひ、以て遂に之に克たば、則ち朝權を收復すること、必ずしも後三條を待たざるなり。夫れこの機を養はんと欲せば、必ず當に之を輔くるもの有るべし。元氣の參、著を須

この世―この世をば我が世とぞ思ふ望月の缺けたる事もなしと思へば

○これなすべき機なり

して擧朝能く察する莫し。徒に以てこれを誇談に資す。果して人なきが故なり。則ちその所謂才といふ者知るべきのみ。兼家の子道長更に專擅を極め、家に三后を出し、身は兩朝の外祖と爲り、嘗てその意を咏歌して曰く、「この世吾が世なり」。と嗚呼何ぞ二百年の後、代りてこの世を有つ者、更にその人有るを知らんや。

○一條天皇（其二）

史に稱す、一條帝心に藤原道長の爲す所を惡みて、而も制する能はざるなり、蓋し藤原氏の累葉權威たるを以てしては、英明の君といへども、奈何ともする能はざるものあり、況や帝をや、而も以て道長を制せんと欲するは難しと。曰く、然らば則ち是終に奈何ともす可らざるか。賴襄曰く、可なり。帝嘗て從容として侍臣に謂ひて曰く、「凡そ事須らく淳素に反るべし」と。藤原齊信汲引する所あらんと欲せしが、帝の言を聞き、謂ふ能はずして止み、道長は珍羞を獻ぜしが、是を聞きて、敢てまた進めずと。嗚呼、是爲すべき機なり。人主爲すべきの位に據り、爲す可きの資を挾む。權門の鉗制する所と爲り、奈何ともする無きの時に處すといへども、而も回復す可きの機無きに非ず。その機彼に在らずして我

地—地位

於邑—嘆息の聲

落ずる—落成の祝典を擧げる

恬煕—安樂

○地方兵馬の富漸く武臣に歸す

頼襄曰く、一條帝も亦治に志ある者なり。曰く「吾人才を得るの一事は、延喜天暦に讓らず」と。然れども吾その所謂人才、四納言の如き、世の盛稱する所を觀るに、朝章に練達すといへども、大抵は媚を權門に容るゝ者のみ。大江時棟、慶滋保胤等文學を以て稱せられ、藤原佐理、行成等、筆札を以て著はる。而も毫も國家に補なし。然るに猶ほ才と地と稱ふと謂へり。源雅信音律を善くするを以て、能く喉を轉じて、新調を爲し、聞く者傾聽す。藤原朝光創意透額冠を爲り、後人遵用す。大臣大將の爲す所は此の如きのみ。朝廷の政は權家の擅にする所と爲り、天子をして於邑鬱結せしめ、而して袖手傍觀、敢て一言の之を匡救する無し。之を朝廷に人有りと謂ふべけんや。攝政兼家の二條京極第を落するや、大に朝臣を宴す。源頼光馬三十四を贈り、以て賓客に頒つ。世傳へて以て宴集の盛事、此より前に無き所なりと爲せり。夫れ頼光時に東宮大進たり。その職や小、その祿や薄、而も馬三十四あるは何ぞや。當時の公卿をして天下國家を慮る者あらしめば、之に意を加へざるべけんや。蓋し公卿大夫恬煕を以て務と爲し、媮衣甘食、漁色鬪歌して、盜を捕へ賊を討つの事は、之を武臣の世官に委ぬ。曰く「是賤事のみ」と。而して地方兵馬の富、漸くその手に歸するを省みず。他日平治建久の勢、隱然已に此に胚胎せり。而

面を革め―易の革卦に、君子豹變、小人革面、うはべだけにても舊惡を改むるをいふ

自強不息―己の力を盡し善をなしてやまず

具に在り。以て一たび之を振ふあらば、潰敗の極と雖も、自立すべからざるを患へず。史に稱す、花山初位に即き、精を厲して治を圖り、盜賊屏息しぬ、太宰府は京師を去る事二百餘里、私に兵仗を帶び、肯て從はざる者、上の即位を聞きて、皆解散せりと。其求言の詔は、鑿然衰を起し敝を救ふの急務、以て天下をして面を革め心を洗はしむるに足る。或は惟成、義懷の敎ふる所に由ると雖も、而も未だ必ずしも其衷に出でずんばあらざるなり。苟もこの心を執りて撓まず、その言を實にして之を擴充せば、大姦劇賊ありといへども、將にその手を斂めんとす。而して何ぞこの猥瑣小黠の輩にあらんや。奈何ぞそれ一婦人の故を以てして、天下の悅の將に己に歸せんとするを舍てて顧みず、甘じて人の騙弄する所と爲らんや。その始に視るに、兩人の如き者は何ぞや。仲尼乾を贊して曰く、「天行健、君子以て自强して息まず」と。它日剛を論じて曰く、「慾あり、焉ぞ剛を得ん」と。故に人君にして權臣を制せんと欲せば、當に先づ自らその慾を制すべし。その慾を制する能はずば、則ちその剛を失し。その自强なるもの息み。彼將に反て我を制せんとす。

○一條天皇（其一）

閨閣—妻妾

○大亂の世

ども、承和に主たる者は、未だその志を逞くせざる者なり。安和に主たる者は、則ち既に逞くせり。而も何を苦んでか之を組織構成せる。曰く、彼その據る所の地を以て私有と爲して、私に相傳へんと欲し、他人の之を奪はんを恐るゝなり。故にその組織する所の獄詞は、皆自ら己の肺肝を言ふが如かりしなり。

○花山天皇

頼襄曰く、王家の事、冷泉、圓融、花山の際に至りて、吾復之を論ずるを欲せざるなり。夫れ帝王の貴、宰輔の重、宗廟社稷生民の寄る所を以てして、その廢止黜陟、一に閨閣の私に依る。寧ぞ復その得失を論ず可けんや。兼通、兼家の事に至りては、甚しと謂ふべし。兄弟權を爭ひ、天位を以て博奕とするに至る。是を大亂の世と謂ふ。保元、平治を待たざるなり。その躁競して恥無き、狡悍にして忌まざる、千載の下、讀者をして巻を掩はしむ。何等の朝廷とか爲さん。然りといへども、彼の能く然る所以のものを原ぬるに、人君初之をして然らしめしのみ。已にその徳を愼まず、欲は度を敗り、縱は禮を敗り、私を以て公を滅し、權をして下移せしめ、その勢終に此に至る。哀まざる可けんや。頼む所の者は、祖宗の紀綱

輿誦―輿論
國介―相摸介千晴
典厩―右馬介滿仲
間歳―一年を隔てゝ
○安和の事も全寃なり

といへども、村上爲平を立てて冷泉の儲貳と爲さんと欲し、而してその源氏と婚するを以て、之を沮む者有りしは實なり。村上崩ずるに及び、遂に遺詔を矯めて、守平親王を立つ。蓋し中外の心に厭かず。故に高明失望して、怨言を出すと曰ふは、或る輿誦の傳ふる所なり。而も亦未だその實否を必とすべからざるなり。舊史乃ち高明怨望して、亂者の誣告連及する所と爲ると稱す。然り而して所謂作亂者は何人ぞや。省府の下僚にあらざれば、則ち國介のみ、典厩のみ。忽ち親王を奉じて關東に奔り、平親皇の爲す所を爲さんと謀る。是最も疑ふべきものなり。然らずば、その意中ごろに變じて走告せし者は、就中稍〻威望ありし者なり、饒ひ自首せしむるも、宜しく少しく斥黜を加ふべし。而して問ふ所なし。卽ち稱して逆首者となすといへども、間歳輒ち召還して、封三百戸を給し、防護する所なきは何ぞや。嗚呼、此承和の變と、延喜の事とは、その情一なり。三者のうち獨延喜の世のみ全くその寃なるを知りて、而して承和と安和とは、半を以て實となし、半を以て寃と爲す。吾斷じて以て全寃と爲すなり。この寃獄を構ふる者に、主あり、從あり。延喜の源光、安和の藤原師尹は、皆所謂從なり。延喜の主たる者を知らば、則ち安和の主たる者を知り、而して承和の主たる者も亦知るべからん。曰く、然りといへ

視るに―比較するに
疎屬―遠縁の者
二后の兄―時平、忠平
帷薄―閨門
大亂―安祿山の亂
臆逆―推測

るに、或は及ばざるなし。政を勤むるの効に非ずば、何を以てか此に至らん。此を以て之を言へば、天暦は延喜に勝れりと曰ふといふとも可なり。その政權を外戚に授くるは、卽ち延喜の遺毒にして、解免すべからざるのみ。然りといへども、兼明、高明は、帝に於いて親兄弟たり。藤原在衡は戚黨に於て疎屬たり。而も皆引きて要路に當て、諸權戚と相鈐制せしむ。之を延喜の弟を忌み、父の簡遺する所の大臣を逐ひて、而して獨二后の兄に任ずる者に視るに孰與ぞや。或は曰く、高明も亦中宮の妹夫なるを以てのみと。然らば則ち兼明、在衡を何とか謂はんや。夫の內寵を好み、帷薄修らざるが若きに至りては、所謂德を累はすの大なるもの。然りといへども、未だ唐の明皇、子の妻を奪ひて、勤政終へず、終に大亂を速くが如きに至らず。之を要するに當時の風習、此の如きもの多し。專ら帝を咎むべからざるなり。

○冷泉天皇

賴襄曰く、安和の變は疑ふべしと謂ふべし。夫れ源高明の、女を爲平親王に進めしは、村上の命に出づ。之を擁立して、以て政を擅にせんと謀ると曰ふ者は、臆逆の言のみ。然り

○政事の得失を賤吏に問ふ

率分堂—大藏省に收納する官物年料中十二分の一を別に分けて納め置く藏

贏縮—過不足

卽ちこの一事以てその勝れるを知るなり。夫れ萬乘の尊を以て、政事の得失を一賤吏に問ひたまふ。その心を政に留め、孜々として倦ざるにあらずば、何ぞ能く此の如くならん。その言を聽きて、以て自ら足らざるを知り、益〻政に勤むるに至りては、則ち人主として絕えて無くして僅かに有る所、以て百世の法と爲すに足れり。延喜は恐らくは未だ此に及ぶ能はじ。何となれば則ちその先皇の遺誡だに、聽くを肯んぜざるなり。則ちその他は知るべし。和顏下に接し、之を導きて言はしむるも可なり。災異に因りて直言を求むるも可なり。而して未だその聳懼してその言を聽納し、而して己に省ること此の如きを聞かず。蓋し老吏の言に、所謂主殿寮多く明松を進むとは、劇務夜に至りて未だ已まざるを言ふなり。それ其本源を淸め、煩劇に至らざらしむるは上なり。その次は、至て煩劇なりといへども勤めて倦まざるなり。倦みて勤めざる、斯を下と爲す。所謂率分堂に草を生ずとは、歲貢の餘なきを言ふなり。夫れ入るを量り以て出づるを爲し、國計常に餘あるものは上なり。その次は、出づるもの入るものと相當るなり。出づるを量りて、以て入るを爲し、而して猶足らざる者、斯を下と爲す。醍醐、列朝太平の業を繼ぎ、而して村上は天慶大亂の後を承く。國用の贏縮宜しく相懸絕すべきなり。而してその賑恤の政、之を延喜に視

神明に呼號—祈禱を捧げ

風丰映麗—見掛が立派にて

に及ぶ。所謂善者ありといへども、之を如何ともする無きもの。何ぞ況や朱雀の公卿をや。徒に神明に呼號して、以て救濟を求むる、怪むに足らざるなり。朱雀の時、右大將保忠、冬月入朝毎に、餅を炙りて之を懷にし、以て自ら煖め、稍々冷ゆれば之を從者に賜ふ。世その慈惠を稱し、呼びて賢人と爲す。大將右大臣實賴、群兒を聚めて、菓を啖はしめ、墻を隔ててその語を聞き、以て世情を知る。世その心を政に用ふるを稱す。當時大臣の爲す所、徒に此の如きの類のみ。祖宗の德澤微かりせば、此焉ぞ能く禍亂を濟はん。而して何ぞ責むるに足らんや。

○村上天皇

賴襄曰く、世の王政を言ふ、必ず延喜天暦を稱す。その典章文物爛然具備するを以てのみ。其實を察すれば、稱はざる者多し。譬へば人の風丰映麗にして、心腹に疾を蓄ふるが若し。是良醫の畏るゝ所なり。故に識者は二代に於いて取るところ無し。而して天暦の延喜に及ばずと謂ふ者は非なり。然るに當時已に然りと謂へり。村上と老吏との問答を觀てこれを見るべし。襄獨天暦を以て延喜に勝れりと爲す。何を以てかその勝れるを知る。

鬱起―盛に興る

之を云々―藤原氏に遠慮し給ふ

八歳の天子―朱雀帝

壅滯―ふさがり滯りて進まず

ずや。時太平と稱して、數宴樂を擧げ、文士を召集して、歌頌鬱起す。而して水旱疾疫、民、生を聊ぜず。盜賊閭里に充斥し、經理の政ありといへども、徒に近きに行はれて、遠きに周からざるなり。世徒にその寒夜御衣を脫するの一事を稱す。是所謂仁心仁聞ありて、而して澤民に及ばざるものなり。且つ菅原相公を貶してより、藤原氏の勢倍盛んにして、其國儲を立つるや、長子克明を舍てて保明を立つ。その基經の外孫にして、時平の外姪たるを以てのみ。猶これ可なるがごとし。保明の夭するに及び、更にその子を立つ。その子亦殤して、その同母弟を立つ。帝皇子多し。この時に當りて、その長を言へば、則ち代明有り、その賢を言へば則ち重明有り、兼明有り、皆舍てて立てず。而して必ず相家の出す所を立つるは何ぞや。之を憚るにあらざらんや。是所謂仁にして武ならず、能く達する無きなり。時平既に歿するや、又その弟忠平を以て政を執らしめ、託するに八歲の天子を以てし、以て制に臨ましむ。彼が如きの天下、之を如何ぞ其亂れざらんや。余嘗て外史に於て、詳にこの亂を敘し、而して之を論じて曰く、是相家驕傲にして、上下を壅隔するの致す所に出ると。蓋し君相の務むる所、目前の私に過ぎずして、天下の紀綱廢壞せるなり、人才壅滯せるなり、姦雄窺伺せるなり。皆漫に省恤せずして、その潰決

儒門の常格—儒者普通の資格

寛平—宇多天皇

○内叛延喜に釀さる

庋置し—戸棚にしまつて置き

に日に深からんとするのみ。烏ぞ其止むを見んや。淸行この時已に七十。而して位は四位に過ぎず。官は儒門の常格に過ぎず。既にして纔に參議を得、未だ幾くならずして歿しぬ。嗚呼、此人にして而も用ふるを知らず。則ち所謂延喜の政も、亦空名無實のものに非ずや。向に寛平をして早く位を去らず、菅公と並び用ひて、以てその才を盡さしめたまはば、則ち以て興復の實効を收むべかりき。吾獨此人の爲に惜むのみならず。王家の爲に惜むなり。古より人才の用舍、國家の運に關するものあり。豈に獨淸行のみならんや。

○朱雀天皇

國朝制を定めてより以來、稍兵革を動かすもの邊寇に止る。未だ臣子の內叛する者あらず。これ有るは天慶に始まる。論者罪を朱雀の君相に歸す。賴襄曰く、是徒にその末を見て未だその本を探らざるなり。天慶の亂は、延喜の朝に釀さると、何を以てか之を言ふ。曰く、天下の亂は猶魚の爛るゝがごとし。魚の爛るゝや、その腸先づ敗る。その鱗鬣を視れば、猶仍鮮美なり。以て鮮美なりと爲して之を庋置し、翌日にして之を出だせば、潰餒臭腐して、食ふ可からず。延喜の朝廷を觀るに、其禮文制度、豈に備りて且つ美なら

國朝を云々—我朝は其事實殊に顯著也

委靡壞墮—自然におとろへくづれて

丁口—壯丁の人口

り。故に祖宗の制を定むるや、必ず此に意を致し、後世子孫をして、賴りて以てその國を守らしむ。此無くば一日も守るべからざるなり。然れども之を守ること久しければ、二者歳に弛み、月に廢れ、名存して實亡び、その終は空器を守るに至り、而して天下の實移る。是和漢の同じき所にして、國朝を著しと爲す。淸行その漸く弛廢する時に生れ、以て之を救濟するあらんと欲す。當時の君相之を嘉納せざるにあらず。しかも盡く用ふること能はず。その後に至るに及び、弛めるもの倍々弛み、廢れたるもの滋々廢る。獨後三條、之を興復するに志あり。而して短祚にして成すある能はず。委靡壞墮、以て保元にいたりて窮まれり。二者の修めず張らざるに由りてなり。豈に百世の永鑑に非ずや。本朝の富庶外國に過絶するは、誠に淸行の言ふ所の如し。而して當時丁口の耗減此の如し。その後未だ又如何なるかを知らず。而して輓近に至りて則ち息す。然れども當時は班つべきの田あり、而して近世は則ち否らず。是古今の異なる所のみ。彼の之を修して張らざるべからざるに至りては則ち一なり。故に淸行の言は、特に當時に用ふべきのみにあらざるなり。天下の事、固より衆人憂へずして、有識の士獨之を憂ふる者あり。上その憂を共にせば、則ちその憂止むべし。上その憂を共にせずして、之をして獨憂へしめんか。憂將

扶植—助け立てる
輔翊—天子を輔くる
之を取る—之を招く
版籍—土地人民
○紀綱弛廢

に傍觀して、之を扶植すべしと。知らず、權已に我に在らず、我が言寧ぞ行ふ可けんや。宇多は承和元年に崩ず。禪位を去ること三十四。專ら佛法を修す。噫、この三十四年間、讀經研法の勤を以て、之を政に移さば、政當に更に如何なるべきか。而して公も亦その輔翊の功を終ん。何ぞ貶謫憂死これ有らんや。襄故に曰く、菅公の貶は宇多の之を致せしなり、而して公亦以て自ら之を取るあるなりと。

○醍醐天皇（其二）

賴襄曰く、三善淸行實用の才を以て實用の學を爲す。菅原相公といへども、恐らくは及ばざる所あり。その封事といふ者の言ふ所、敢て盡さざるものありといへども、而も時弊に切中し、當世に用ふべし。彼の無用の文詞を爲る者と大に異なり。然るにその書たる毋慮五千餘言、吾讀者の徒誦してその要領を得ざるを恐れ、私に繁を芟り、複を除き、約して千餘言と爲し、而して又その意の歸宿する所を究め、之を論じて曰く、淸行の意は、紀綱を張り、版藉を修め、以て物力を復せんとするに過ぎざるのみ、夫れ物力は國の存する所以なり。而してその盛衰息耗する所以のものは、紀綱版籍の二者に在

志趣相投ず―互に氣心がよく合ふ

忌む所に云云―讒する

に齊世親王の事を以てせるといふ

一たび位を去れば、則ち文章博士にして妄に政府に據るなり。時平無しといへども、久しく安んず可らざるは勢なり。且夫れ家宰にして父に寵ある者は、その子必ず之を惛む。その父の寵に倚りて以て我を制するを惛むなり。以爲らく、我自用ふる所あり、何ぞ必ずしも是ならんと。且つ己用ふる所は、己の年齢と相若き、志趣相投ず。而して父の用ふる所は皆否らず。民庶の家且つ然り、況や人主の天下を有つ者をや。人主の樂む所のものはこの位なり。故にその忌む所は、兄弟の己に逼るより甚しきは莫し。その忌む所に中り、以てその樂しむ所を恣にせしむ。宜なるかな、その言の入り易きや。況や己の用ふる所にして常に愛信する所の者の口に出るをや。故に延喜の菅公を貶する、必ずしも時平の數言を待たず。その情素より然るなり。情と勢とは天下の違ふ能はざる所。而して宇多一紙の遺誡を以て之を禁ぜんと欲す。其不可なるや必せり。故に菅公の貶を致せし者は、宇多に非ずして誰ぞや。而して公も亦自ら慮らざる者と謂ふべし。吾嘗て遺誡の言ふ所を審にするに、立儲禪位の議、菅公實に之を贊決す。曰く、「事留れば變生ず」と。蓋しこの時基經の女、未だ生む所有らず。生めば則ち立てざるべからざるなり。公あに此に慮るか。然れども已に儲を定む、位を禪らずといへども可なり。その意蓋し謂らく、位を禪るといへども、猶當

台司―宰司太政大臣左右大臣
相門―宰相の家、藤原氏
一日に非ず―因襲の久しきをいふ

○醍醐天皇

菅原相公の貶、世専ら藤原時平を咎めて、讒臣と稱し、必ず以て稱首と爲す。頼襄は以て然らずと爲す。曰く、外戚政を專らにしてより、此に類するもの多し。獨時平のみにあらず。焉を前にしては、良房の安倍安仁を斥け、基經の藤原保則を用ひざりしが如き、焉を後にしては、師尹の源高明を除き、兼通の中書王を忌めるが如き、皆是なり。その意曰ふ、台司は獨我が家のみ爲す、彼何爲るものぞと。源と常、信と光との如きは、その制し易きを以て、故に伴食を得るのみ。その己と相軋る者は、輒ち搏擊して之を去る。あに獨時平のみならんや。菅公を貶するは、必ずしも時平の致す所にあらざるなり。然らば則ち誰か致す所ぞ。曰く、宇多之を致せしなり。宇多は相門の彼が如きを患ふ。故に公を擢んでて之と衡せしめ、亦醍醐を丁寧し、専ら公に聽かしむる者にあらずや。曰く、是公に禍する所以なり。夫れ彼が如き者、一日に非ず。中外慣習以て當然と爲す。之を寒族より擢んでて、之と衡せしめ、而して能く衡せり。敢て異議なきは何ぞや。之を鑒識する者在ればなり。故に宇多位に在れば、則ち儼然たる右大臣なり。人望みて之を畏る。帝

權柄―勢力

以て我が防をつくし。而して虚なり。その費給すべからず。是の如きもの數次にして、國、の内壞せざるものあらんや。嗚呼亦盍ぞその本に反りて之を思はざる。沿海の鎮、何の爲にして置けるや。その將吏何の職をか守り、兵卒何の業にか服する。我豫め平日に於いて、命じて之が處置を爲さば、寇に備ふるにあらざるなし。寇至らば、戰ふ有るのみ。何ぞ必ずしも擾々として來りて我に告げんや。我亦何ぞ必ずしも擾々として往いて之を援けんや。帝の意蓋し亦此の如きのみ。但將卒備はるといへども、未だ食せずして能く戰ふ者はあらざるなり。故に曰く、「農時を廢するなかれ。且つ耕し且つ戰へ」と。夫れ戰ひて耕すなからしめば、何の資か以て戰はん。耕して戰ふなくとも、亦何ぞ國に損あらんや。故に寇に虚あり、實あり。而して國に損なく、益あり。故に曰く、帝の言以て百世の法と爲す可き也と。帝は徒に之を言ひ給はず。當時の寇は實に出で、而して筑前守防戰して大捷せり。その効驗此の如し。然りといへども、當時能くこの言を爲し、この効を成す所以のものは、又その本有り。本とは何ぞや。曰く權柄を收め、紀綱を振ひ、勤儉を躬し、賢能を擧げ、宗廟生民を以て心となしたまへるをいふ。

馴至―自然に至る所

宗廟―祖先の廟

文恬武熙―世太平にして文官武官共に安逸

風魚の警―來寇の警報

用專擅、權勢を貪るは則ち同じ。豈に皆不學無術の故か。その門望滋盛、子孫上を僭し、君を蔑するに至る如きは、勢の馴至にして、その得て知る所に非ずといへども、之を貽す所以のもの有るなからざらんや。

○宇多天皇

賴襄曰く、宇多の英主たるや、その權柄を攬り、紀綱を振ひ、勤儉を躬らし、賢能を擧げ、宗廟生民を以て心と爲し給ふ。天智、桓武の業を接ぐ所以のもの、必ずしも論ぜざるなり。獨その邊防を處分するを觀て、以てその他を知るに足れり。宰府數寇警を奏す。詔して曰く、「兵故を以て農時を失するなかれ。且つ防ぎ且つ耕せ」と。大なるかな言や。以て百世の法と爲すべきなり。大凡太平の世、四海虞無し。文恬武熙、一たび風魚の警あれば、上下相驚き、奔走警告、將吏を差し、糧仗を運び、國內之がために騷擾す。而も寇何者、來る何の由たるかは、或は未だ之を知らざるなり。東より來れば則ち東に奔せ、西より來れば則ち西に奔し、來者の虛實未だ確たらずして、奔者は已に罷極す。彼を以て虛と爲して、我が防を廢し。而して實なり、その力支ふべからず。彼を以て實と爲して、

察識—察知
紈袴子—貴族の子
血食せず—宗廟に祭られず

光より易きが如くなるべきなり。而も其實は難しと爲す。光の昌邑に於ける、己の意を以て、當に立つべからざる者を立つ。故に輒く立て、輒く廢して、一歳を出でず。何ぞその易きや。基經の陽成に於ける、則ち先皇の嫡嗣なるを以て、立てざるを得ず。己其外舅たれば、之を廢するは其利に非ず。而して之を廢するは、廢せざるを得ざればなり。八歳にして立ち、之を輔すること七年、其之を爲すの難きや知るべし。光孝は親王を以て省卿たり。宣帝の民間に在りしと異なれり。然れどもその疎遠にして著はれざるは略同じ。光は丙吉の奏記を以て始めて之を知り、而して基經は則ち豫めその當に立つべきを察識したりき。光は太后ありて之が主と爲り、張安世ありて之と謀る。基經は己に仰稟する所なく。共に議する所の公卿は、源融、源多の如き、概ね皆紈袴子なり。是その器識光に勝るあるにあらずば、何ぞ能く此を辨ぜん。光は一宣帝を立るのみ。基經は又宇多を定策す。亦所謂當に立つべきの者なり。光は外孫女を昭帝に薦め、又女を宣に納るゝを計り、妻の邪謀を掩ひ、死して血食せず、宣の德を累はせり。而して基經はこの事無く、能く功名を保ちて、君臣兩ながら美なり　その純ら社稷のためにして私のためにせざる、亦光に勝れるものあり。基經の光に勝るや果せり。然りといへども、その自

終止ず——一生涯身につきまとふ

門望—家柄

○廢立當を得たり

霍光—後漢の各臣、昌邑王を廢して宣帝を擁立す

社稷—國家

し易く、治し難し、以て天喜、寛治に至り、猶尙ほ梗きを爲す。而して東國の武人、數功を彼に立つる者、終に朝廷の大患を爲すこと、疝癖の人と終始するが如し。而して對症の藥、用ふる毎に効を得るもの、亦終に害を貽し毒を遺すなり。

○陽成天皇（其二）

賴襄曰く、國朝太子を廢するあれども。未だ天子を廢するあらず。天子を廢するは藤原基經より始る。而して當時異議なく、後世之を稱するは何ぞや。其門望の比なきに由るか、其父の勢に籍るか、抑もその器略神識、中外を壓服するか。三者皆然り。然も焉より大なるものあり。曰く、廢する所、當に廢すべき者たり、立つる所、當に立つべき者たるなり。當に立つべき者を立て、而して當に廢すべき者を廢す。三者無しといふとも、天下將に之に服せんとす。況や三者あり、籍りて之を行ふをや。巨船大帆を以て、順風壯潮に乘ずるが如し。誰か能く之を禦がんや。基經必ずしも古霍光といふ者ありしを知らじ。而も能く光の爲す所を爲しぬ。豈に大臣の社稷を慮る者暗合する所あるにあらざらんや。而して吾基經を以て光に勝れりと爲す。夫れ光は基經の資望に及ばざる者、則ち基經の此擧や、宜しく

○治邊の良醫

ずといへども、而もその患狀を聞きて、病の因る所を察知す。曰く「是此に因るのみ。某方を以て之を治せば愈えん」と。故に症に劇變ありといへども、夷然として驚かず。庸醫の色を動かし措を失するが如きにあらざるなり。藤原保則の如きは、豈に治邊の良醫に非ずや。その威を先にし、恩を後にすと曰ふは、攻めざれば則ち補未だ施すべからざればなり。未叛の邑里を撫慰するは、元氣を扶けて、以て疾勢を壓するなり。請ひて庸調を復し、夷俘を賑給する者は、則ち將に病後を息めんとするものにして、病の因、實に此に在ればなり。故に病各因あり、病者又强弱あり。一方を守る可らず。是を以て兩備を治するには緩を以てし、奥羽を治するには嚴を以てせり。治は人を愈すを期す。必ずしも功を己に專にせず、他醫この症に慣るゝ者あれば、引きて以て我が治を助くべし。是を以て小野春風を薦めて、以てその事を同くす。而して二人の効を奏する所以のものは、實に藤原基經に由る。基經は其なほ病家の醫を擇みて之に委任するごときか。然りといへども、その保則を賞せず、前守を罰せざるは、病愈えて而して醫に謝せざるなり。良庸を同視せば、後に疾あるも、誰か力を効す者ぞや。蓋し奥羽の亂は、寶龜より此に至りて、凡そ三次。皆守宰撫御を失し、民夷困窮するに因る。病の因は同じ　而して東北隅、毎に叛

土毛—土地の產米

警急—事變

するに中國の甲冑を以てすべし」と。是邊民の困を濟ふも、その實亦內地の弊を濟ふなり。蓋しその土毛に因りて、その土兵を用ふれば、土兵の百は、徵發の萬に當り、土毛の升は漕轉の斛に當る。唯に以て內地を擾さゞるのみならざるなり。宰帥の松浦二郷、殷阜にして奇產多きを以て、徒に郡司に委して、外國の利と爲さんよりは、若かず之を縣官に收め、吏を置き貢を賦し、兼ねて肥前縣官に任ぜしめんと請ふに至りては、是又邊利を內地に收めんと欲するなり。然り而して廷議許して之を試ること二年、先づ息耗を明にす。則ち利を興して害を招くを慮るゝなり。獲る所失ふ所を償はざるを恐るゝなり。亦識ありと謂つべし。之を要するに、古の朝廷は邊事を重んず。故に大小の吏、心を盡し、智を効すこと此の如し。後世災異ありといへども、略意を加へず。警急あるに及び、乃ち繹騷を爲し、內外皆擾れ、その費貲られず。卽ち收利の策、驗せずして許し、獲るなきに終る。嗚呼、何ぞ古を以て師と爲さゞるや。

○陽成天皇（其一）

賴襄曰く、國の亂ある、譬へば人の疾あるが若し。之を良醫に謀るに、未だその脈を診せ

綜理—すべをさむる

○古の朝廷は邊事を重んず

あらざるなり。而してその各口傳以て格と爲し、式と爲すものは、大抵彼を抑へ、此を揚げ、各自ら驕傲す。又自ら侈大にして、無益の費を爲す者あり。烏ぞ訣者の言に因り、遂に以て典要と成すに非らざるを知らんや。

○清和天皇（其二）

賴襄曰く、國朝古より邊防を重んじ、太宰鎭守の二府、最も要地と爲し、才勇を選みて焉に任ず。任に當る者、皆備禦の略を盡し、その綜理の微密なる、後世の及ぶ所にあらざるなり。然れどもその要は邊事を以て內地を擾さゞるに在るのみ。是より先、按察使東邊の兵糧每に東國に課し、杼軸空竭せるを以て、阪東の官稻を以て、陸奥の廨に充て、陸奥の廨を以て官庫に留收し、公私兩つながら便せんことを請ふ。是に至りて、宰帥又舊、西海六國の米を漕して、對馬の年糧と爲し、覆沒する者多きを以て、請ひて漕を停め、その民を發して、壹岐の田を營せしめ、之を對馬に輸し、壹岐の税を止め、之を六國に課す。彼此兩つながら便なり。他なし、皆內地を擾さゞるを計るなり。故にこの後、出羽守も亦奏請する所あり。曰く、「無用の卒、部內を騷動し、勅を待つの處、還亘害を致す。宜しく奧羽の逃民を檢出し、給

○廣く言路を開いて僅に一言を得たり

宗社—宗廟社稷

獻替—進言可を進め否を廢するの意也

官及び諸生を表薦し、下僧綱に及ぶ。廣く言路を開けりと謂ふ可し。而して纔に伊豫守の一言を得たり。言ふ所は諸王の支給を裁減するのみ。噫、當時天下の弊事、此を舍てて言ふ可き無きか。王室の運日に消し、外家の勢日に長ずる、漢の五侯を爵し、黄霧四塞せるの時の如きなり。一言此に及ばしめば、饒へ救ふ能はざるも、猶ほ戚黨の心を察して、天下の憤を洩らすに足れり。而乃ち之を助けて虐を爲すは何ぞや。前王亦宗籍に係る者に非ずや。その心と爲す所を推せば、此を以て藤原氏に媚び、以て昇進を冀ふに過ぎざるのみ。豈に夫の匡杜の類に非ずや。蓋し朝野に滿つる、皆この輩の鄙夫なり。則ち人主誰と與にか其宗社を保たん。悲いかな。然りといへども、當時皆求言の虚文たるを知りて、爭ひて切要に非ざるの事を言ふ。故に史載する所なし。獨この言を載する者は、蓋し外家此を得て、喜びて以て宗室を剪削するの資と爲せるのみ。吾是に因りて之を思ふ、國朝の律令、天長以前に定まるものは、百世易ふ可らざるなり。格と式とに至りては、世に隨ひて損益し、或は一時の獻替に因りて歷世の沿革を成すものあり。貞觀延喜以下の式は、往々にして宗親を抑へ、輔相を揚ぐ。所謂禮の末造にして、未だ盡く信ず可らざる者に非らざるを得んや。武門封建の政に至りては、復一定王朝の制の如きものあるに

供承補塞—上意を受けて不足をおぎなふ

直名—廉直の名

が宮中の細娛のみ、何ぞ害天下に及ぶあらん」と。殊に知らず、人主好む所あれば、則ちその下必ず之を供承補塞せんと計る有り。求めずして至り、その從りて出づる所を知らざらしむ。終に吏困し民窮り、起ちて賊と爲らしむるを致す、亦その勢のみ。文德の禁網を密にする、蓋し亦之を濟ふに意あり。能吏を識拔し、民政を規畫する、頗る稱述す可し。而も好んで小惠を目前に行うて、耳目の及ばざる所は如何爲るかを知らざるなり。自らその本を治めて紀綱を振ふ能はず。則ち胥以て溺るゝのみ。本とは何ぞや。曰く、剛健政を勤むるなり。仁明壽四十一、文德は三十二、その年を永くせざるは、亦勤めざるの效せるなり。

○淸和天皇（其一）

賴襄曰く、漢の匡衡、杜欽、谷永の徒、王氏擅政の時に當り、務めて人主の過失を言ひ、以て直名を售り、而してその實外家に黨附す。後世之を鄙とす。淸和立ちて外祖政を攝して以來、毎歲霖雨地震、九年の間、日十二食す。之を致す所以は、識者を待ちて而して知らざるなり。此に至りて、朝臣に詔して、政事を論ぜしめ、而して藤原良相、又外

察に傷る—明察に過ぐる

○權を外戚に委す守文の君—先祖の業を受けて立ちたる君

賴襄曰く、吾仁明、文徳の二紀を讀むに、暴虐の行あるにあらず、而して吏民凋弊し、數く赦令を行ふも、而も盜賊漸く滋きは何ぞや。紀に稱す、仁明嘗て巡視して獄を過ぎ、「誰が家なるか」と問ふ。右大臣良房從ふ。對て曰く、「獄なり」と。帝憫然盡くその囚を放つと。我が古聖王は往々にして親ら囚徒を錄したりき。今人君にして囚獄の何物たるを知らず、且つ勑して惡人を釋す。豈法と爲す可けんや。世此を以て仁明の君たるを譽む。無識者の見のみ。紀又稱す、文徳心を政事に垂れ、禁網漸く密にして、善く人の姦を知り、頗る察に傷ると。然るに頻に視朝を廢し、權を外戚に委す。則ちその心を垂るゝ所のものは何の政ぞ。而して察する所は何の姦か。人君に貴ぶ所のものは、剛なり、健なり。剛ならざれば、則ち懦、健ならざれば、則ち懈。紀綱日に壞れ、民輕しく法を犯す所以、怪むに足らざるなり。古より守文の君は、深宮に生れ、婦人の手に長じ、坐ながら成業を享け、その當然なるを謂ふ。肯て勵精して政を勤めず、外は威嚴ありて內は懦怠、外廷の公卿を見るを憚りて、好みて內に居り、祖宗の天下を他人に委して省みざる者、比々皆是なり。二君の世の如き、其亦然るのみ。他日三善淸行謂ふ、「仁明奢靡を好み、後房の飾、雕鏤綺組朝製夕改して府帑爲めに虛しく、賦斂滋起る」と。帝の意を推すに必ず曰はん、「是我

超拜—順序を經ずして上官に任ず
髫齔—幼少
○仁明私を繼嗣の際に用ひたり

立て太子と爲す。七年にして、良房を超拜して太政大臣と爲し、帶劍して殿に上らしむ。その明年文德夭す。而して髫齔の天子立つ。外祖の政を攝する、亦何ぞ速なるや。而後王室の事、復說く可らず。夫れ大臣に孤を托する、何の世にかこれ無からん。當に天下の英賢を用ふべし。何ぞ必ずしも外戚に賴らんや。是亦私心なるのみ。論者以爲らく、王室の衰は、文德幼主を以て嗣と爲るに由ると。余は則ち曰く、仁明の私を繼嗣の際に用ふるに由るのみと。文德の時に至りては、則ち藤原氏の勢已に成れり。然らざれば、文德何を以て敢て愛する所の長子を立てずして、生甫九月の嬰兒を立てんや。源常、源信の如きに至りては、竝に嵯峨の子なるを以て、位、良房と抗す。一たび異議を發せしめば、天子將に倚りて以て重きを爲さんとす。乃ち甘んじて之に附和し、以てその勢を成す。何ぞ宗室大臣に取らんや。豈亦己良房の舅たるを以てして之を私するか。その後平淸盛の官爵を暴進するも、後白河の愛子を立てんと欲せしに由る。而して當時の朝臣、平氏に連姻する者焉に黨す。その情同じきなり。

○文德天皇

推奪—或は讓り或は奪ふ

伴橘—伴健岑橘逸勢

登遐—崩御

廢る—發はるとあるべきか

立てて儲貳と爲し、庚寅の難あるに及びて、乃ち之を廢し、敢て易ふるにその子を以てせずして、その弟を以てし、然る後その子に及ぶは是なり。その子に至れば、則ち以て已むべし。亦敢てその子を立てずして、その姪を立つるは何ぞや。この際に當り、その文懿美なりといへども、而もその情矯飾なからず。夫れ父子相承くるは、常道なり、公義なり。叔禪姪立、遞に相推奪す。豈に常と爲す可けんや。仁明誠にその子を立てんと欲せんか。淳和の再三辭するに當り、何ぞ明白に稟受せざる。而して必ず二上皇の死を待つ。私心と謂ふべきなり。仁明の文德を生むは、藤原氏に出づ。生れて十四にして淳和崩ず。また二年、嵯峨不豫、橘氏公の右大將を罷め、藤原良房を以て之に代へ、四日にして嵯峨崩ず。翌日之を葬り、その明、伴橘の獄起る。噫、何ぞその速なるや。獄詞傳ふる所に據れば、則ち伴橘不軌を爲せりと。而も悉く信ず可らざるなり。その二上皇登遐して、太子安きを得ずと曰ふに至りては、則ち當時の情已に廢る。太子初め遜を請ひて得ず、流涕大息す。その國を受くるに及び、曰く、「吾この事あるを知る久し」と。則ち仁明の心掩ふべからざるなり。良房は新太子の母の兄なり。故に仁明引きて以て之が羽翼と爲し、又良房の女を東宮に納る。帝崩じ、文德立つの月、清和生る。生れて九月、

のは、此がための故なり。後漢の梁竇に及び、外戚を以て大將軍錄尙書事となる。亦その遺意なり。而して弊言ふに勝ふ可らず。國朝といへども、文德以後に至りては、則ち宰執皆外戚之を爲す。左右大臣大將を備へ、皆その子弟を以て之に充つ。而して列朝の紀綱、一廢して復せず、その才あると否とを問はざるなり。況やその武功あるを望まんや。武事は以て源平二氏に委し、又その品流を別ち、昇殿を許さゞるに至る。噫、何ぞそれ古と懸絕せるや。夫れ文屋及び良岑、淸原の如きは、皆王孫にして姓を賜ふ者なり。外戚と竝ぶは、固より其宜しきなり。而して何ぞ獨り源平氏に怪まんや。

品流—家柄

○仁明天皇

賴襄曰く、國家盛衰の機は、每に繼續の際に由る。深く察せざるべからざるなり。繼續の事たる大にして、而も言ひ難きなり。愛憎その中に主とし、而して黨援その外に乘ず。大利の在る所は大禍の伏する所なり。斷ずるに公道を以てせずして、而して私を挾み、術を用ひ、自らその志を濟したりと謂ふ。而して適大姦の地を爲す者、往々にして然り。桓武、嵯峨を器とし、平城をして位を禪らしめたるは、蓋しその遺志に出づ。是の故に平城の子を

地を爲す—自己の地位をつくる

○才望を視て人を登用す

○淳和天皇（其二）

賴襄曰く、光仁、桓武大業を中興し、平城、嵯峨、淳和相繼ぎて成を守る。王政の盛、日の天に中するが如し。蓋し天智の統、始めてこの時に復す。而してその遺範亦大に此に成る。故に紀綱制令、皆以て前に光きて、後に垂るゝに足る。宰輔を置くが如き、最もその大なるものなり。是の時に當り、大臣必ずしも左右を備へず。右大臣を以て左大將を兼ぬる者あり。則ち中大納言を以て右大將を兼ぬる者、之と竝べり。藤原氏已に外戚と爲り。而も他姓の人を以て之に間ふ。唯その才と望とを是視る。戚屬を必ずとせざるなり。唯其實と績とを是責む。官位名號を必ずとせざるなり。而してその官又必ずしも文と武とを分たざるなり。坂上田村、文屋綿麻呂、皆將帥を以て、功を邊陲に樹て、還れば則ち鎧冑を釋き、衣冠を襲ふ。未だ數年ならずして、皆政府に入り、機務に與聞す。豈、國の大事必ず親歷者を須ちて、以て廟議を決するにあらずや。昔西漢の法、軍功を以て列侯たる者に非ざれば、以て宰相と爲さず。周勃、亞夫、申屠嘉の類是れなり。武帝の横を以て、衞霍、李廣利を侯とせんと欲するも、まづ之を出して邊帥と爲さざるを得ざりしも

○宰輔民事を習知す

民を漁し—民より酷くとり立て

の業を墜さゞるや。當時の宰輔、多くは國守に出で、皆民事を習知す。亦その効にあらずや。中世以後は則ち然らず。公卿その門地に矜り、國守を下視して、之を疎外す。貪廉を一視して、激勸する所なし。己或はその面を見ず。況や人主をして之を引見せしむるをや。況や擢んでて以て己と比肩せしむるをや。國守なる者は、位賤く、官卑く、祿薄くして任重き者なり。任重くして祿薄ければ、則ち民を漁し易し。官卑く、位賤しければ、則ち君に望み難し。君以て法律の外に勤勉優裕する有り、然る後以てその廉を責むべく、而して異才の士出づ。否らざれば、則ち是之を貪に驅るなり。中世以後貪守の常に多き所以なり。その後に至るに及び、吏の卑賤、祿薄なる者を用ひて、以て自ら代ふ。則ち其貪益甚し。而してその般阜の地、所謂莊なるものは、多く公卿の占むる所と爲り、自ら其吏を遣し、或はその地方の豪族に付して、之を代宰せしむ。而して王政漸く復す可らず。輓近に至り、武門の民を宰する者を目して代官と曰ふ。この名を存するのみ。而してその卑賤且つ祿薄、君に望み難くして、民を漁し易き者、國司に什倍せり。而して封建勢を成し、郡國犬牙することなほ漢の制のごとし。則ち民の善治を被らんと欲するも難し。安ぞ冬嗣、安世の意を用ひて、少しく之を救ふを得ん。

つ。之を絶てば、則ち復還るの道なし。何ぞ姑く之を緩くし、その還るべきを俟ちて、徐に取るに若かんや。後世の民を治むる者は、徒に之を呵責罵詈するを知るのみ。吾未だその果して國に利あるを知らざるなり。

○淳和天皇（其一）

頼襄曰く、我が朝の國司あるは、猶漢の二千石あるがごときなり。漢宣言へるあり、「吾と共に民を治むるは、それ唯良二千石か」と。漢に郡あり、國あり。國は之を君相に委す。二千石の能く制する所にあらざるなり。我が朝の如きは、一王六十六人と共に四海を治む。その任の重き、如何と爲すか。故に藤原冬嗣曰く、「廉能を妙簡して、守介に任じ、その新に除する者には、特に引見を賜ひ、治方を勸諭し、拘るに法律を以てせず、著績者を擢んで、以て公卿の闕を補はん」と。良岑安世は則ち曰く、「國司任に堪ふる者は、多く得難し。一良守を得ば、數國を兼帶し、殷阜の地を擇み、二守の祿を竝給せしめ、まづ之を一國に試み、治否を明驗せん」と皆有識の言なり。必らずしも漢宣の故を按ずるに非らず。而も之と暗合するものなり。而して淳和悉く之を嘉納す。宜なるかな、其桓武中興

二千石—郡司

妙簡—精擇除する—敍任する

但强を抑へ弱を扶け、その稱貸の權を上に奪ふ。此に奪ひ、彼に予ふるは、その貧富相濟ふを要し、民を恤むに歸するを要するなり。その意をして民を、恤むに在らずして、特に權を奪ふに在らしめば、則ち亦安石の富戸を破るもの、民據る處を失す。唯その意民を恤むに在り。是を以てその實を檢覈する、周密此の如し。その下を肥し、その中を肥すを欲せざるなり。況やその上を肥すをや。上虚名を售らず、而して下實惠を被る。是之を實を貴ぶと謂ふ。古曰く「富を爲せば仁ならず、仁を爲せば富まず」と。民をして惠を被らしめば、則ち國利する所なし。利する所あれば則ち民惠を被らず。二者終に竝行すべからざるか。曰く、然らず。國の民あるは、猶ほ園の蔬菜を種え、圃の梨、栗、棗、柹を栽うるがごときなり。その幾百株、幾百根にして、幾許の利を得べきやを計りて、之を種う。幸にして遂に長ず。采るべく、擷むべし。その計る所と相當れば可なり。或は病蠱に逢ひて隕落し、勞して獲る無きや、則ち怒りて之を掘蹶斬伐せんか。抑更にその根を培ひ、その枯萎を救ひ、以て後年の收を望まんか。故に曰く、國と民とは相須ちて存するものなりと。故に貸してその還るを責めざるは、還るの道を生ずる所以なり。今夫れ金を人に貸すあり。その人還す能はざるや、則ち之を呵責催督す。呵責催督して獲ざれば、則ち罵詈して之を絕

○國と民とは相須ちて存す

册―記錄

結保―組合を立てて

て、名を貴ばず。名を貴ぶは、則ち民に益なく。實を貴ぶは則ち國に利あり。國と民とは相須ちて存するものなり。天智賦役を定め、その朝に當り、大水に因りて租を免ず。天武諸國の民產を定めて三等と爲し、中戶以下、貸稅を許せり。是よりその後、賑貸除免の政、列朝の册に絕えず。天武の朝、諸國をして負債に息を收むる莫からしめ、元明の朝、諸國に大稅三年を貸し、その利を收むるなからしめ、又「前の賑貸は、小民を濟ふがためなり。國郡司長因緣して姦利を爲す者は、重罪を以て論ぜよ」と詔し、平城に至るに及び、豪戶民に貸し、倍息を收むるを以て、乃ち正稅を貸して、乏絕を濟ひ、窮民を實錄して、結保之を給し、亡者は保內に之を塡し、情、愛憎に涉り、弱を退け、強を進め、及び未納を塡補し、兼て私債を收むる者は罪に處せしむ。嵯峨の朝に至り、則ち使を諸國に遣し、富豪の貯蓄を錄して、窮民に借貸せしめ、秋成を俟ちて、數に依り之を償はしむ。その明年、詔して畿內七道の民租の未納者を蠲く。夫れ賑と曰ひ、貸と曰ふは、名の美なるものなり。その實官利を規り、民窮を恤むにあらざらしむるや、民その德を被らず。適以て之が怨を招くに足る。宋の王安石爲す所の如き是れのみ。國朝の政の如きは、此を以て民を恤むのみ。且つ夫れ、民產の均しからざるは、當時といへども免る能はざる所なり。

事を更る—經驗ありて事に習熟す

相市する—利害を以て相接する

適上皇の變あるに會するのみ。故に田村の重きは大將に在りて、大納言に在らず。上皇の平城に遷らんとするや、田村と藤原冬嗣とを以て造營使と爲すは、是臨時に命ずる所にして、上皇之を收用せんと欲せしにはあらざるなり。假令收用せんと欲するも、田村の事を更るを以て、必ずその成らざるを見る。何ぞ遽にその狂謀を助けんや。然らざるは、文屋綿麻呂、仲成黨を以て收捕せられ、田村その用ふべきを薦めて嫌はず。嵯峨卽ち之に聽き、之と事を共にせしめて疑はざる、是その情を知る可きなり。前史傳ふる所の如きは、殆ど中世以後、君臣相市するの意を以て之を揣るのみ。唯嵯峨の君たるを知らざるのみならず、又田村の臣たるを知らざるなり。この君や、臣や、皆後世の法と爲る者なり。襄以て辨ぜざる可らず。世亦藏人を以て嵯峨の置く所と爲し、後世人主の、事を傳宣の臣に委するは、嵯峨之が弊端を爲すなりとす。襄曰く、此亦平城在院の時に始まる、嵯峨に始まるにあらざるなり。

○嵯峨天皇（其二）

賴襄曰く、政に名美にして實稱はざるものあり、察せざる可らざるなり。政は實を貴び

れ、遽にその爵を進めて大納言と爲す、故に田村力を效し難を濟ふと。襄曰く然らず。審し是の如くば、則ち帝の爲す所、崇德の遽に源爲朝に藏人を授くると何ぞ異らん。爲朝なりといへども、命を聞きて益怒る。況や田村たる者をや。帝の事急なるに當り、此を以て我を餌するなりと知り、寧ぞ肯て欣然として之を受けんや。夫れ明主の才賢を用ふる平昔に在り。加ふるに恩禮を以てし、付するに職位を以てす。その相感孚するや素有り。是を以て難に臨み、苟も免れず、以て大事を濟すあり。緩なれば則ち之を舍て、急なれば則ち之を用ふるは、是庸主の爲す所のみ。臣の庸なる者も、猶ほ此を以て驅るべからず、烏ぞ天下の豪傑を使ふ可けんや。果して以て使ふべくば、則ちその人は豪傑に非ざるなり。何を以てか事を濟さん。桓武の時に當り、田村東夷を平げし功を以て、擢でられて近衞中將と爲る。桓武崩ずるに及び、平城を扶けて殿を下り、東廂に遷る。蓋し遺託を以て、嗣王を扶け、以て衆心を定む。既に大臣の任に當れり。已にして中納言に進み、中衞大將と爲る。中衞の任は、昔より重任と爲せり。左右近衞を定立するに及び、田村と內麻呂と、竝びて大將と爲る。嵯峨立つに及び、故の如し。內麻呂已に右大臣と爲り、而して田村猶ほ中納言たり。資望敵せず。故に進めて大納言と爲す。固よりその所なり。而して

駢拇—指の二本相連なる病
贅疣—こぶいぼ
懿親—父子兄弟の美しき親み
惡左府—左大臣頼長
前史—水鏡

なり。その營宮開邊の如きは已むを得ざるものなり。夫れ已むを得るもの何の代にかこれ無からん。故常に拘りて、以て去る可らずと爲すは、人の駢拇贅疣有るが如し。割て之を去るも、未だ必ずしも性命を傷けざるなり。而も怯夫之を護りて以て身を終ふ。故に駢拇贅疣は、勇者にあらざれば、能く之を決する莫し。無益の費、無用の官は、英主にあらざれば、能く之を省く莫し。一の無益者を省けば、則ち天下物力の一分を息む。日積月累、乃ち綽然として裕あり。裕あるの本を以て、以て天下に臨む。天下何事か成すべからざらん。宜なるかな、帝の能く前代擧ぐる能はざる所を擧ぐるや。故に吾桓武の業を贊する、その擧に於てせずして、その廢に於てす。廢するは擧ぐる所以なればなり。

○嵯峨天皇（其一）

頼襄曰く、平城は猶ほ崇德のごときなり。而して嵯峨の之を處置するや、その懿親を全くす。後白河と年を同くして語るべからざるなり。然りといへども、藤原仲成名位惡左府に及ばず。坂上田村三朝の名臣を以て、源義朝、平淸盛の才を兼ね、而して帝これを用ひたり。朝を終へずして事平らぐ所以なり。前史に稱す、帝、田村の平城の用を爲さんことを恐

庸主—凡庸の主君

○擧ぐろ所よりも廢する所多し

暴殄—あらして絶ち滅す

鰓々然—恐るる皃

ぞや。王者の恩は小惠に在らず、天下の利害は民の便安と否とを顧るのみ。是庸主の畏憚する所にして、英主の斷じて顧みざる所なり。明年改元して、造宮、勅旨の二省、法花、鑄錢の兩司を省き、之を內藏に隷し、その二年には、百官の賀正を罷め、私に寺を建るを禁じ、その九年には、三關を廢して、その糧仗を國府に併せ、その十二年には、攝津職を改めて國司と爲し、その十六年には、筑前國司を罷めて、太宰府に隷す。而して最後に藤原緒繼の言に因りて、造宮職を廢し、陸奧の兵役を停む。夫れ帝は如何なる君たるぞや。無前の宮城を營み、未收の版圖を闢けり。その精神氣力の前代人主に百倍するや知るべし。而してその他の爲す所を觀るに、凡そ天下の事に於いて、擧ぐる所少くして廢する所多し。嗚呼、治體に明なりと謂ふべきなり。蓋し國家の患は、每に物力の不給を病む。人主たる者は、天下の物を收めて、而して之を天下に支配する者なり。以て己の有と爲して、而して之を暴殄する者、之を昏主と謂ふ。言ふに足らざるなり。その次はその不給を知りて、之を奈何ともする無きなり。鰓々然として之を議し、或は尺寸の利を增さんことを計り、而して終に事を成す無し。左支右吾、敢て爲す所あらざる者、今古一なり。天下の費は、已むを得ざるものあり。已むを得て已まざるものあり。帝の廢する所は已むを得るもの

廟算―廟堂のはかりごと

奸濫―職務を惡用す

趙充國の屯田の議、漢宣に用ひられしがごときなり。當時の廟算爽はず、諸將を督責し、萬里を明見する、已に宣帝の及ぶ所におらず。而して良將を得て之に委任するに至りては、又未だ嘗てその肘を掣せず。必ずしも魏相の如き者、辨じて之を獲るを待たざるなり。夫れ唯明なり、是を以て能く任ず。後世の人主暗にして善く疑ひ、既に小人の欺く所となり、敗を蔽ひて勝となし、損を飾りて益と爲し、而して又有識の計を用ふる能はず。烏ぞ天下の得失を語るに足らんや。

○桓武天皇（其二）

賴襄曰く、桓武位に卽きて未だ百日ならずして、卽ち詔を下して員外官を罷む。國司の奸濫なる者は、任未だ滿たずといへども貶降す。夫れ國司の奸は毒國内に被る。一人を黜けて、而して一國悅ぶ。猶ほ說有るがごときなり。員外の官を罷むれば、必ず失職の怨を招く。常情を以て之を觀るに、始めて宇内に臨む、宜しく恩德を布き、人心を收むべし。故に古今人主の位に卽くや、往々にして大赦と改元との竝出するは例なり。今此の如きの令を下すは、人情の樂まざる所、而して桓武首として之を行ひ、汲々として及ばざるが如きは何

要扼—要所

往く者は—往くを樂む者はの意

○無食の民を納めて耕墾せしむ

正額の士民—公民

河套を取り、受降に城くが如し。蓋しその廣莫理め難きを以て、必ず要扼の地を得て、城柵を置き、糧仗を貯へ、然る後兵民依據有り、而して夷虜控制すべし。計の得たるものと謂ふべきなり。膽澤に城き、東國の浮浪四千を配して之を戍るに及びては、則ち最も計を得たるなり。何となれば、この城未だ始より之れ有らざるものなれば、則ち之を守るの兵も亦未だ始より之れ有らざるなり。然るに既に已に城を築く。兵の以て之を守る無かるべからず。之を守るに民丁を以てすれば、民丁未だ必ずしも往くを樂まず。往く者は浮浪のみ。浮浪の民に於ける、未だ始より有らざる如き者なり。未だ始より之れ有らざるの人を以て、未だ始より之れ有らざるの城を守る。國必ずしも騷擾せずして、民以て業に就くを得べし。今その處置を詳にせずといへども、蓋し無食の民を招聚して、以て荒地に塡し、之に耕墾を勸めて、各糧食を具へしむ。苟も然れば、則ち是四千人土著の兵を得たるなり。土著の四千は、以て徵發の四萬に當るに足る。夷酋を震懾せしめ、その來降を致しゝ所以なり。後世の邊を開く者、已に地の利を得て之に據らず、守るに正額の士民を以てし、給するに正額の財粟を以てし、徒にその內を擾敝して、而してその外に獲る所償ふ能はざるなり。豈計の失せるものにあらずや。桓武のこの計、坂上田村に出づ。猶ほ

○兵官皆農に本づく

徒に身庸を免れ、天府に歸せず。自今三關邊要を除く外は、國の大小に隨ひて額と爲し、殷富なる百姓を點じ、才弓馬に堪ふる者は、專ら武藝を習はして、徴發に應ぜしめ、その羸弱なるは皆農業に就かしめん」と。是冗兵を汰するの議なり。皆鑿々然として誦法すべし。能く賑恤を不足の時に行ふ所以なり。或は以て、後世人稠く、戶倍し、地闢け、田多く、當時と異りと爲せり。噫、是徒に都邑郊甸を觀て然るのみ。古の所謂田地戶口は、皆鄙野を謂ふなり。是古今同じきものなり。若し夫れ古今同じからざるものは兵なり。兵民の判るゝ、是時に漸す。然して武門の强梗を致せしは勢なり。その勢極るに及び、終に封建を成し、兵冗といへども汰すべからず。而るを況んや官をや。然りといへども、苟も兵と官との皆農に本づくを知りて、而してその冗の弊たるを見んか、時に以て之を疏理振刷する有り、その本末甚だ相稱はざるに至らしめざれば、則ち善く國を慮る者と謂ふべきのみ。

○桓武天皇（其一）

賴襄曰く、國朝の王化、西より東に漸す。陸奥の州、壤地廣莫、民夷雜居す。中古出羽を割置し、別に官司を署す。而してその力を得るは、多賀、膽澤の二城を築くに在り。漢唐

洗濯磨淬―奮起勉勵

常平―常平倉

○冗官を省き、冗兵を汰す

賴襄曰く、光仁中興の政、日の昇るが如し。天地淸明、以て百官萬姓をして、洗濯磨淬以て上意に副はんことを求めしむるに足る。帝の厲精にして、自强息まざるにあらずば、曷ぞ能く此の如くならん。而して何の弊か革むべからざらんや。中立自全の大臣を黜けて、その兵權を收め、代ふるに忠鯁を以てす。驕縱制し難きの中宮を廢し、倂せてその所生を廢し、更に賢明を立てて、國本立てり。常平を置き、穀貴を濟ひ、官を省き、兵を汰し、將を選び、甲を錬り、糧を儲へ、邊を防ぎ、功勞を賞して、退懦を罰す。その擧動處置、較次第有り。以て後世の法と爲すべし。夫れ前朝彫弊の餘を承け、上下共に困む。當に利を罔し、國を富ますを以て、務と爲すべきなり。而して史見る所なし。見る所のものは、數田租を免し、邊民を給復するなり。是何を以て然るか。吾嘗てその朝議を讀むに、曰く、「制令の日、官員を限置して、職務滯らず。今や官衆事殷、蠶食者衆くして、穀帛生じ難く、而して之を用ひて節せず、一歲登らざれば、便ち菜色あり。昔は人稠く田少くして、而も儲蓄あり。今は地闢け、戶減じて、而して足らざるを患ふ。節用と糜費とに由るのみ。當今の急は、事を省き、役を息め、竝に官員を省き、上下同心、唯農を是務めば、則ち國用足りて、廉恥行はれん」と。是冗官を省く議なり。又曰く、「諸國の兵士、頗る羸弱多し。

恬然―よろこぶ

れば成す能はず。況や其の事の艱難危疑なるに當りて、不公不誠を以て之に處せば、才略智勇有りといへども、安ぞ能く濟すあらんや。百川の事を處するに觀て、以て見る可し。孝謙疾有り。人あり曰く、能く之を治せんと。而も郤けて進めしめず。嗣續を議するに及び、大臣の意、他に屬する所あり。而も顧みず、直ちに遺旨を矯め、百官を會して詔を宣す。此の如くならざれば、則ち機會を失するなり。明決の才能く大事を濟すと謂ふ可し。然りといへども、その爲す所、抗悍自用に幾からずや。而も立談の頃、能く危を轉じて安と爲し、中外恬然たるものは何ぞや。人心孝謙を去りて、明主を得んことを思ひ、光仁に屬望す。而して百川因りて之を定むるのみ。桓武の事亦然り。是之を公なり誠なりと謂ふ。公且つ誠なれば則ち人心服し、人心服すれば則ち天意從ふ。故に曰く、藤原氏の隆を王室に比するは天道なりと。天道視るべからざるも、人心を以て之を視る。或は傳ふ、百川桓武を定むるの際、醜怪言ふべからざるものありと。吾斷じて以て野人の語と爲すのみ。何を以て之を證す。曰く、その人心に非ざるを以てなり。

○光仁天皇

○藤原氏隆を王室に比するは天道なり

天衢—日月星辰の軌道

奕葉專擅—代々わがまま

○稱德孝謙天皇（其三）

賴襄曰く、宜なるかな、藤原氏の隆を王室に比するや。我が王家一たび皇極に危く、再び孝謙に傾く。而して之を匡正する者は皆藤原氏なり。鎌足微りせば、天智有りといへども、誰か之を翼戴せん。百川微りせば、光仁、桓武有りといへども、誰かその策を定めんや。その後又基經ありて、光孝、宇多立つを得たり。この五君は皆大業を光復し、澤後世に浹し。之を中宗高宗と謂ひて、上神武に接するも愧づる無き者たり。而も藤原氏援けて之を立つ。赤日を捧げて、之を天衢に上せ、雲霧を排して、山川草木に衣被するが如し。その功、豈偉ならずや。功有れば、斯に報有り。宜なるかな、その王室と隆を比するや。乃ち天道なり。世徒らにその中世以後の奕葉專擅なるを見て、而して之を憎疾するは、過てり。夫れ藤原氏をして、その前の功無くして、獨その後の罪有らしむるのみならば、則ち天道無しと謂ふも可ならん。夫れその權を專にするや、外戚の親に倚るにあらずや。この五君の如きは、則ち概ねその出にあらず。而もその殷々此に運謀効力するは、豈その心宗社を以て憂と爲し、公且つ誠なるものにあらざらんや。天下の事、公且つ誠にあらざ

僭竊―身分を超えたる不都合の行爲

矜式し―いましめただし

後乘たり。合掌膜拜、以て萬衆の觀に當りて恥ぢざるなり。吉備眞備儒學を以て寵を兩朝に受け、位大臣に至り、稱して帝師と爲せり。玄昉の宮闈を濁亂するも、而も之を熟視するのみ。仲滿の驕橫、道鏡の僭竊、而も聞知せざるが如く、相率ゐて拜賀し、仰ぎて法王となして恥ぢざるなり。この二人者の爲す所を觀て、以てその他を推すべし。景雲の元、大學に釋奠し、その二年孝子貞婦を旌表し、その三年百官道鏡に西宮に朝す。噫、釋奠の禮は何の禮か。旌表の典は何の典か。而して眞備は則ち道行はるゝと爲すか。故に講禮、講學、儼然士大夫と稱し、而して氣節なければ、則ちその國に益なきや此の如し。夫れ赫々たる天朝、祖宗百世の天下を以てして、之を一比丘に傳へんと欲す。誰かその不可を知らざらん。而も敢て言ふ者莫きは何ぞや、曰く禍を惧るゝなり。是の時に當りて、一人あり之を言ふ。是その一身を捐てて、以て祖宗の天下を存するなり。淸麻呂これのみ。故に曰く、士の氣節は天下國家に關係すと。天下國家を有つ者は、此を養ひて以て倚賴を爲さゞる可からざるなり。光仁天皇の位に卽くに及び、首として淸麻呂を召還し、その本官に復す。是士大夫を矜式し、天下の向ふ所を定むるなり。務むる所を知ると謂ふべし。天下百年、諸兄、眞備の如き者無かるべく、一日も淸麻呂の如き者無かるべからず。

擧げて、輙ち克つ能はず。幸にして仲滿前に斃れ、道鏡後に敗れ、而して孝謙亦病を以て崩ず。豈宗廟の靈有りて爾るにあらずや。百川、永手、廢興の際に運謀定策し、頗る狄仁傑、張柬之の風あり。而して復武三思の患を貽さず。光仁、桓武の中興、明皇の業に愧ぢず。而してその天寶の衰なし。豈にそれ君臣の才、竝に唐氏に過ぐる有るか、抑亦祖宗の德澤紀綱、逈かに唐業に別なるなり。

○稱德孝謙天皇（其二）

賴襄曰く、士に貴ぶ所は、その氣節有るを以てなり。氣節無きは士に非ざるなり。士の氣節有るや、獨以てその一身を立るのみならず、以て國家を維持し、天下の安危を定むるに足る。國の士氣有るや、猶家の柱あり、舟の檝あるがごときなり。舟、檝無ければ則ち覆り、家、柱無ければ則ち傾き、國、士氣無ければ則ち亡ぶ。吾和氣淸麻呂の事に觀て、以て之を知る有り。神龜寶字の際、朝廷の士、氣節無しと謂ふべし。橘諸兄華冑を以て、位正一位を極めき。聖武の婦言に惑溺し、無益の興造を事とするも、その一言之を匡救するを聞かざるなり。帝の盧舍那佛を慶するや、皇后、皇太子と、儀衞を備へて往く。諸兄

德澤紀綱—仁德政治

○士の氣節能く國家を維持す

惑溺—おぼれまどふ

備を指して諜賊と爲すは、宋の秦檜の類の如し。未だその是否を知るべからざるなり。

○稱德孝謙天皇（其一）

宮闈—女儀の在すところ、光明后
○豐富の業衰ふ
則天—則天武后

賴襄曰く、聖武宮闈の勸を聽き、府庫の藏を糜し、生民の膏血を寺塔佛像に塗りて甘心す。繼ぐに孝謙の縱恣を以てし、位に居る皆久し。六帝豐富の業、是に於いてして衰ふ。譬へば民家の儉を行ひて、富を致し、而して驕逸の子孫に逢ひ、頓にその產を落すが若し。之を積むこと山を築くが如く、而して之を喪ふこと毛を燎くが如し。是古今の通患なり。嘆ずるに勝ふべけんや。吾嘗て竊に謂らく、聖武の君たる、其猶ほ唐の高宗のごときか。その婦を制する能はざるなり。その婦橫といへども、未だ則天たるに至らず。而して孰れかその女の代りて之を爲すを知らんや。異姓にあらずといへども、而も其宗室を忌み、之を剪除するは、則ち同じ。嗣皇を立てて、旋て之を廢放するは則ち同じ。官名を變更するは、則ち同じ。酷刑を以て威を立て、海內を彫弊するは、則ち同じ。悍且つ淫なるは、則ち同じ。道鏡は薛懷義の如く、仲滿は張昌宗の如し。而して勢力は皆之に過ぐ。權を怙み、亂を作し、言ふに勝ふべからざるに至る。橘奈良麻呂、藤原良繼、李敬業の事を

衰邁耄耋―老衰して

戚畹―天子の外戚、藤原氏をいふ

を待たずして知るなり。橘諸兄身大臣と爲りて、而して匡救する能はざるは深く責るに足らず。獨怪む、二親王久しく輔儲の任に居る、その未だ立たざるに及び、必ずその不君の質を睹たりしならん。何ぞ元正に白して、昏を廢し、明を立てざる。二親王の資望を以てして、焉ぞ爲すべからざるあらんや。其不君なるを睹る能はざるか、不明なり。その不君を睹て、廢立を決する能はざるか、不斷なり。豈其衰邁耄耋爲すある能はざるか。抑〻勢の不可なるものあり。何ぞや。帝は藤原氏の出なり。鎌足の動は社稷に在り。不比等四朝に歷事し、身二后を生み、朝廷之を崇寵し、太政大臣に拜して、帝の大援と爲さんと欲するに至る。これ搖すべからざる所以なり。烏ぞ長屋王の賢なる、嘗て易儲を擬し、戚畹に諱まれて、讒間之に入るにあらざるを知らんや。故に兵を將ゐて其の第を圍み、就きて窮治する者は、皆不比等の子なり。而して二親王敢て爲に別白せず、その事情見るべきなり。玄昉の姦は天下の切齒する所、故に抗表して兵を擧げ、之を誅除せんことを請ふ者有るに至る。而して帝省せず。帝の柔暗といへども、而も亦中より之が援を爲すあるに由るのみ。是君權漸く下移する所以にして、文德、淸和を待て然るにあらず。藤原廣嗣の兵を擧ぐるが如きに至りては、妻の事に激する、明の吳三桂の事に類す。而して玄昉眞

を以て、五位以上及び庶民の、力營辨に堪ふる者は、瓦を以て葺かしむ。嗚呼、その風俗の奢らざるや此の如し。後世の金銀を貴び、穀粟を賤み、上下常に給せざるを苦みて、而して農民肩を息むるの日無きもの、その故知る可きなり。

○聖武天皇

頼襄曰く、天武、文武を生み、文武聖武を生む。當に相繼ぎて位に卽くべし。而して持統、元明、元正、女主を以て、更に其間を彌縫するものは、蓋し幼主政事を親して、臣民を馭すべからず、威權或は下移するを恐るればなり。文武旣に大寶に膺り、政闕失無し。聖武の太子たる、舍人、新田部二親王、並に祖叔父を以て之を輔佐し、稍政を聽くに習ひ、然る後元正之に位を禪る。豈その已に負荷に堪ふと謂ふにあらずや。然るに位に卽きて未だ周月ならず、輒ち巡遊を事とす。是時に當り、太白數々晝見はれ、蝦夷叛き、九國の兵を發して之を伐ち、將帥未だ復命せず、而して車駕復南す。災異を消す所以のものは、讀經度僧のみ。長屋王の獄、蒼卒に發し、讞せずして決し、能くその由を審にする莫し。僧玄昉兩后宮に出入し、醜聲外に聞ゆ。而も或は誰何するなし。則ち帝の不君柔暗なる、智者

太白―明星

○不君を睹て匡救するものなし

○民ありてこゝに君あり

應副—上命に應じて其の意に副はんとす

のは、時に令を出して、之を除免す。懃懇此の如きもの、徒に恩を垂れて以てその心を結ぶのみにあらず。この如くならざれば、則ち民力薄し。民力薄ければ、則ち國本弱し、その本を強くせんと欲する者は、必ず培ひて之に沃ぎ、猶ほその或は斃まんことを恐る。根有りて斯に枝有り、民有りて、斯に君有り。列聖の爲す所、亦此に察するのみ。後世は則ち然らず、以て君は本なり、民は末なりと爲し、務めて之を培克し、その膏血を浚ひて、以て自ら殖し、その欲を輔くる者、之を能吏と謂ひ、呵責鞭韃、以て應副を求む。流亡歳に多く、田土歳に蕪し、目前の升合を補ひて、後日の億萬を損す。國以て貧弱、自ら保つ能はざるに至る。則ち誰の咎ぞや。故に曰く、君の民を保つは自ら保つ所以なりと。抑後世の君といへども、民を保つを欲せざるにあらず、國用足らざるを奈ともする無きなり。故に民を保たんと欲する者は、必ず自ら倹す。特に自ら倹するのみならず、此を以て人を率ふ。上下倶に給する所以なり。列聖の時に當り、民を勸めて諸穀を課種し、蔬菜の類に至るまで、曲盡せざる莫し。而して交易の用は、則ち錢に止る。後世の汲々として金銀幣を造る如きにあらざるなり。而して未だ嘗てその之を用ひて、或は滯り且つ乏しきを聞かず。能く然る所以のものは何ぞや。聖武の初年、京師士民の板屋草舍、營し難く、破れ易き

○權柄漸下移す

るがごときなり。孝謙の僧道鏡に於けるが如きは、論ぜずして可なり。文德に至り、以て藤原良房に授く。その後帝戚たる者、往々其任を猥りにし、之に居て疑はず、然して後宗祖の制、一變せり。再變して武門政に干るに至り、主將にしてこの官に係る者あり。世以て罕事と爲し、以て是藤原氏にあらざれば拜せざるものと爲し、藤原氏の拜する、已に古にあらざるを知らざるなり。噫、世變此に至る。浩嘆に勝ふべけんや。

○元正天皇

言語―言路とあるべき歟

班々然―次第判然たること

賴襄曰く、天智畫一の政、天武以還、持統、文武、元明、元正を經て、之を或は更る無し。その舊に率由して、倍之を修治し、牧宰を課し、姦利を禁じ、言語を通じ、軍政を明にし、度量を正し、律令を覈す。その策に記するもの、班々然として按ず可きなり。而してその大旨は民を保つに在るのみ。民の君に於ける、なほ水の魚に於ける、土の木に於けるごときなり。此有れば則ち活き、此無ければ則ち死す。故に民を保つは、自ら保つ所以なり。國朝の租税を定むる、已に二十に一を取るより輕し。而も列朝の政、水有れば、必ず缺減じ、旱有れば、必ず蠲き、疾疫興作軍旅有れば、必ず之を給復す。その逋租積缺、十數年の前に在るも

耆德宗室—年老いて德望ある皇族

辨髦—飾り物の意

舊銜—舊き官吏の位階

友と高市と、竝びに皇子を以て太政大臣と爲り、日たる淺し。權を人臣に委せざる、その意一なり。文武に至るに及び、乃ち知太政官事の目を定め、親王を以て、之を爲さしめ、位、左右大臣の上に在り。是よりその後、耆德宗室更にその任に膺り、以て聖武の初に至る。朝廷淸明、綱紀畢く張り、權姦國を壞るの事ある無し。此時に當り、朝議祖宗の意を斟酌し、立てて至當の制と爲す。後世の法と爲すべきものなり。夫れ太政大臣の名は、大友、高市に見え、前後無き所、蓋し以て國儲を定むる漸と爲すのみ。常に置く可きの官にあらざるなり。何となれば則ち人臣天子を夾輔して、專ら太政を管すべからず。人臣にして太政を管するは、是天子を弁髦にするなり。故に特に之を親王に屬して、敢て官名を立てず、知太政官事と稱するは、是儲王と曰ふが如きなり。而して官廳の事を與知するのみ、實にその官に任ずるにあらざるなり。實に其官に任ずる者は、則ち左右大臣有り、仍ほ之を分てり。而して其下に辨官あり、納言あり、外記、判事あり、體統相屬し、管轄して上り。而して天子これを臨決す。人主の勢を奪みて、權柄の下移を防ぐ所以なり。人主深くこゝに察せず、藤原不比等の外舅たるを以て、寵するに太政大臣を以てせんと欲す。幸にして敢て拜せず。是猶ほ唐朝臣の敢て尙書令に拜せず、以て太宗の舊銜を避く

晉王其病床に詣りて左右を徹し間もなく太祖崩ず、其間疑はしきものありし故事

偏重―かたより

迫るに足る。而して決機赴會、毎に先制する所と爲りしは、眞に建文の類のみ。太弟の南する、已に放虎の目あり。迫るも亦起り、迫らざるも亦起る。然もその迫るに因りて、以て衆心を激す、已むを得ざるものの如し。その吭を扼し、その背を拊す。その兵機に敏なる、啻に燕棣に過ぐるのみならず、しかも難定まるに及び、獨大臣數人を斬り、その餘を問はず。則ち永樂瓜蔓抄の比に非ず。宜なるかな、能く天智の緒を纘ぎ、天下の望を失はざることや。その前制を修明し、心を武備に用ひ、親王諸臣をして、官、文武となく、務めて軍事を習はしむるに至りては、後世文武途を分ち、國勢偏枯の弊を逆睹するものの如し。嗚呼、是天武の武たる所か。

○文武天皇

賴襄曰く、國朝初め大臣あり。尋ぎて大連を置き、竝に軍國の政を聞く。蓋しその權を分ち、偏重無からしむるなり。蘇我氏外戚を以て大臣と爲り、政を擅にす。而して物部氏大連に官たり。之と抗爭して、物部氏敗れ、而して蘇我氏弑逆を行ふるに至るは、則ち權分たざればのみ。その後厩戸と中大兄と、竝びに太子を以て朝政を管し、多く年所を經たり。大

不豫—御惱

燭影斧聲—宋の大祖大漸の際其弟

頼襄曰く、天武の天智に於けるは、なほ宋の太宗の太祖に於けるが如し。而してその大友に於けるや、なほ明の成祖の建文に於けるが如きなり。凡そ書記の錄する所、子を以て父を書す。必ず隱して證せず、曲を以て直と爲すものあり。盡く信ず可らざるのみ。吾特に天智の早く儲貳を定めず、太弟と太子とを分位疑似せしむるを怪しむ。壬申の禍を速く所以か。然りといへども、天智の智を以てして、豈に此を慮らざるあらんや。之が事情を察するに、言ひ難きものあり。蓋し天武と天智と、同じく皇極の所出たり、烏ぞ杜太后の兄弟相及ばしむる如き者ある無きを知らんや。天智の時に在りて、幸あれば、必ず從ひ、大號令あれば、必ず頒たしむ。異日皇子を以て大政を知らしめ、その久しく中外の望を屬するや知るべし。唯然り、是を以て年少の大友を立つるをかたしとし、大友の年廿四に及び、乃ち以て太政大臣と爲せり。蓋しその名望、太弟に敵するに足るを待ちて、然る後立てて太子と爲さんと欲し、しかもその俄に不豫となるを圖らざりき。則ち太弟を召して、後事を屬せざる能はず。而して諸臣已にその旨を知る。蘇我安が私に太弟を戒むる所以にして、太弟披剃の請あるや、その燭影斧聲の禍無かりしは幸なり。大友已に立ちて太子と爲り、數大臣と詛盟して、その太弟を防備すること周なり。然るに適以てその起を

刻剝―きびしく租稅を取立つ

考課易置―成績を調べて置きかへる

にあり。これ我が邦固有の美を失はざるなり。後王の模倣に過ぐる、文縟太甚しく、刻剝に務む。則ち祖宗法を立るの意に達せずして、武門の治、民反りて之を便とするもの、未だ必らずしも此に由らずんばあらず。然りといへども、武治はその簡ありて、その廉なし。王政に如かざる所以なり。蓋し神武以還、國に造あり、縣に首あり、盡く朝廷選みて之を命ずといへども、或はその舊望に因り、その職を世襲にする者、往々にして然り。天智に至るに及び、蕩して之を廓し、盡く之を郡縣にし、國司を置き、考課易置、權を朝廷に收む。蓋し天子六十六人の吏を精選して、以て萬民を治め、民の爲に吏を置く。吏の爲めに民を屬するに非ざるなり。然りといへども、その後、國司更代あり、而して郡の大小領、仍或は望族を以て之を爲す。關東兵を用ふるに及び、大名小名の目あり。亦その地方の豪族、人丁を出す者多し。而して鎌倉守護地頭を創め、その類を用ひてこれに充て、終に封建の形を成し、天智の制焉に泯ぶ、是古今の大勢なり。而して氏族を貴ぶものは、國俗に由る。明王の制といへども、終に之に能く勝つ莫かりしか。

○天武天皇

曠世の度―大なる度量
○中央集權の實を擧ぐ
溢―溢美ほめすぎたる言

の際に佑くるにあらざるを知らんや。舊事の記厩戸の手に出づ、蓋し亦事實を錯亂し、以て自便に資する者あり。察せざる可らざるなり。

○孝德天皇

賴襄曰く、國朝の建、神武に創り、崇神、景行に開け、而して應神、仁德に成る。その後德衰へ、加ふるに雄略、武烈の酷虐を以てす。敏達、用明に至り、大權下に移り、姦臣國を專らにす。天智微りせば、王業或は熄むに幾かりき。天智宗室の中に奮ひ、謀を運らし、機を決し、親ら大姦を黼坐の下に斃し、卽ち天位に登る。天下の望む所にして、退讓遷延、兩朝を歷。曠世の度あるにあらざるよりは、何ぞ能く此の如くならんや。而して制度を裁定し、天地を經緯し、以て萬世の太平を開く。蓋し武王の烈を以てして、周公の才を兼ぬ。稱して中宗と曰ふ、溢にあらざるなり。大凡國朝簡質を以て民を治む。上下心を同じうし、國一人の如し。これ國勢四外を威する所以なり。隋氏に通ずるに及び、質を變じて文となし、殆どその故を失す。天智に至るに及び、百度大に定り、後世改むる莫し。大抵李唐の制に取る。而して唐氏に勝る所以のものは、曰く、吏を立つる簡にして、民に取ること廉なる

三綱―天地人
九法―洪範九疇也天下を治する九目の大法
媲―竝べ行ふ

の君の佛說に惑ひて、以て亂亡を致す者、皆是なり。吾邦未だ彼が如きに至らざるも、酷だ背たるものあり。夫れ人臣の弑逆を行ふは、開闢以還無き所、天地の大變と謂ふべし。而して之を過去の報に誘す。三綱淪みて、九法斁るゝに幾し。厩戸智慧人に過絕し、姑く太子と爲り、以て人望を屬す。その志異日位に卽き、天下を擅にするに在り。而して馬子の勢に倚る。馬子大連と相軋り、之を除きて自ら逞しくせんと欲し、亦太子に倚り、以てその姦を濟す。而して皆佛說に藉り、遂に誦咒典禮に媲し、堂塔膏血を塗るを致す。王業の衰ふる、大端此に在り。三善淸行の言ふ所、以て驗すべし。然りといへども、淸行特にその費を言ふのみ。その是非を顚倒し、善惡を混淆する、洪水猛獸の害より烈しきを知らず。姦雄の人、每に之を藉りて以てその心を解く。下りて北條、足利の禪敎を崇ぶに及ぶも、この旨を宗とするにあらざるはなし。我が邦君臣の義、萬國に度越す。而して西竺の說之を壞り、之を土灰砂塵に歸して止まんとす。而して其端を開きし者は厩戸と馬子となり。慨するに勝ふ可けんや。千載の下、獨織田氏、斷然惑はず、祖宗の國を匡正する者に庶幾かりき。是を以て今の佛說は、愚夫愚婦に行はれ、而して人の上たる者の之を信ずるは、古昔の太甚しきが如きに至らず。是我邦の幸なり。焉ぞ祖宗之を冥々

氣既に闢け、凡百の民用彼に須つなし。而して仍ほ前代の故を襲ふ。則ち得る所少くして失ふ所多し。任那を復し、百濟を扶くるは、既富の家にして猶ほ舊屬の小戸を經紀するが如し。その事義ありといへども、その志般なりといへども、内自ら罷敝して彼に益なし。故に曰く、概論すべからざるなりと。然りといへども、その初に當りてや、府を任那に置き、三韓を臂使し、百濟の主を易置する奕碁の如く然り。何ぞ其盛なるや。而して何を脩めてか、以て之を致せし。曰く、上下同心、國一人の如くして外國を處置すれば、その心を服するに足る、是のみ。嗚呼後の國を有つ者、必らずしもその盛を冀はざるべく、當に之を致す所以を學ぶべきなり。

○崇峻天皇

○佛説の害

賴襄曰く、儒學と佛説と、皆外國より來るもの、擇ぶ無きなり。而して佛説一たび吾國に入るや、之を好み、之を崇び、以て君父に易ふる者あり。何ぞや。儒學は人倫を叙し、平易喜ぶ可きものなし。その文、外來といへども、而もその實、固より我に在り。佛説の新異にして宏濶誇大、人聽を聳すに足るに如かざればなり。吾嘗て三韓の史を讀む。そ

○三韓の得失
不世の功—世に多くあらざる手柄
外府—外國にある倉庫

んや。

○繼體天皇

賴襄曰く、國朝の三韓を服する、洵に不世の功なり。然るに爾後我が務と爲す所以のもの三韓に在り。貢を闕けば、則ち責めざるを得ず。責めて服せざれば、則ち伐たざるを得ず。騎虎の勢の如し中にして下るべからず。是を以て上古の史は、三韓の事半に居る。其時に當り、蓋し將卒奔命に疲れ、農民糧餉に困み、國内を敝して、以て外夷を事とせる、知るべきなり。是豈計の得たるものと爲さんや。この故に日羅の敏達帝に答ふるや、内外の本末を論じ、戰守の得失を言ふ、此に見るあるのみ。然りといへども、之を時勢に揆るに、槩論すべからざるものあり。神功、應神の際に當り、吾が國風氣未だ全く開けず、士女金帛の豐備、或は三韓に及ばず。而して兵卒の勇悍は則ち啻にこれに過ぐるのみならず。故に吾我が兵卒を用ひて彼の金帛を收むれば、收むる所多くして用ふる所寡し。已にその貢獻を納れ、又その人丁を役す。故に百濟を稱して内官家と爲すもの、猶は我が外府と日ふがごときなり。是の時に當り、失ふ所少くして得る多し。その後に至るに及び、我が風

希旨の臣―君の意を迎へ機嫌をとる臣

羽父―名は翬、その事蹟左傳巻一隱公の條に詳也

し。下りて武門に至りては、一興一廢、此に由らざる者なし。大なるかな言や。徳ある者言あり、その言に因りて以てその徳を知るべし。稚郎子の位を譲るや、亦其徳天下の望を屬するを知る。然して之を譲るは可なり。而かも譲を以て身を殺すに至りては、斷髪文身の泰伯に過ぐ。已に甚しきを爲す者と謂つべし。遂に後世をして疑をその間に容れしむるを致す。以爲らく、或は希旨の臣、羽父の魯隱に請ふ如き者ありと。而して抱きて慟する、又宋太宗の徳昭を哭するに類すと。豈仁徳の兄弟に處する、又未だその善を盡さざるものあるか。惜むに勝ふべけんや。世仁徳の仁を知るのみ。帝の時に當り、戸田の高麗使者に接し、弓力を以てその心を折服せる若きあり、田道の新羅を討じて、堅を避け、瑕を攻むる若きあり。仁者の勇、以て將帥をして夷狄を馭せしむるに足ること、又以て見るべきのみ。帝の徳禹の卑宮惡服に過ぎて、而して湯の聲色を邇けざるに及ばず。文王の無逸ありて、其寡妻に儀るなし。閨門の脩らざる、子孫視て倣ふ。故に繼續の際仲皇子の亂あり。允恭、安康の際、亦云に危ふかりき。反正の智、雄略の武、僅に以て、その難を靖んずるに足れり。而して雄略の任那を失ふ、亦好色に由れり。夫れ仁徳の徳を以てして、而も一愼まざれば、則ち禍を後嗣に貽すこと此の如し。況や仁徳に及ばざる者をや。戒めざるべけ

なり」と。國學者と稱する者あり、斥けて之を外にし、曰く「是我の道にあらざるなり」と。皆非なり。道豈彼此あらんや。之を載するに文を以てすること、彼較我より舊し。彼來りて之を貢し、我取りて之を用ふ。釀冶織縫の工と何ぞ異らん。載籍は織縫釀冶なり。而して仁義は蠶なり、桑なり、麴、米、銅、鐵なり。麴、米、銅、鐵、蠶、桑を以て、彼より來るとなす者は儒者の見なり。織縫釀冶を廢せんと欲する者は國學者の說なり。故に曰く、皆非なり。夫れ道は一なり。則ち學も亦一なり。寧ろ所謂國と云ふものあらんや。陋なるかな。且つ夫れ先王已に取りて之を用ひ、著して令典となしたり。而して敢て之を非議す。是先王の典を議する者、幸にして誅を免るゝのみ。

○仁德天皇

○民富めば君富む

賴襄曰く、仁德の仁たる所以知る可きのみ。仁德の言に曰く、「天は民の爲めに君を立つ。君自ら儉にして、以て民を養ふ。民富めば、則ち君富む」と。大なるかな言や。是我が列聖の傳ふる所にして、而して之を帝に發し、範を萬孫に貽す所以なり。六經訓ふる所、百史傳ふる所、豈此に倘ふるあらんや。是よりその後、之に循ふ者は安く、之に違ふ者は危ふ

暴白—事態明白なるをいふ

○道に國疆なし

一里—同じ村里

中天皇の稱は、已に民望の屬する所を見る。庶兄の變に乘じ、自立を圖るありといへども、未だ幾くならずして誅夷に就く。攝政數十年、中外異議なし。その事の暴白、當時人心を厭かしめたるを知る可し。而して何ぞ必ずしも疑を千載の下に容れんや。

○應神天皇

賴襄曰く、道は一のみ。道の天下に在るや、猶ほ日月のごとし。日月は天下の日月なり、一國の私用する所にあらず。道も亦然り。父子、君臣、夫婦、國としてこれ無きはなし。而して慈、孝、忠、義、別ありて雜らず、皆自然に存して、人作に待つあることあらざるなり。我が邦列聖、民を保つこと子の如く、堯舜禹湯に讓らず。その風俗君を尊み、上を親み、相愛し、相養ふ、又唐虞三代の民に過ぐるあり。則ち經籍なしといへども、その道は固より具に在り、特に未だ名けて之を敎へ、仁と曰ひ、義と曰ふものあらざるのみ。譬へば人家の若し。同じく是一里なり、而して之に居る舊あり、新あり、某巷陌、某井溝、皆名目あり、記するに帳籍を以てす。新者必ず舊者に問ひて之を知る。舊者曰く「是吾が巷陌、井溝なり」と、可ならん乎。今天下の仁義なり、儒者指して之を私して曰く「是漢の道

舍近撃遠—近き熊襲を捨てゝ遠き新羅を撃つ
沮喪—勇氣を失ふ

前志に記す、仲哀崩ずるの際、曖昧なる者多し。後世の讀者、疑を神功皇后に容るゝを免れずと云ふ。頼襄曰く、是疑を容れざるもの、吾深く其前後の事跡を會して、斷じて其疑を容れざるを知るなり。夫熊襲は久しく西偏に雄長たり、景行と日本武との前後討伐を以てして、而もその蟠根餘孽終に拔く可らざるものは、蓋し新羅の後援を爲すに倚ればなり。當時諸大臣にして事に更るゝ、武内の如き者は、必ず舍近撃遠の策を建てたる者あらん。皇后籌略あるを以て軍に從ひ、議に與り、亦その策を右く。而して仲哀鋭意誅鋤、聽かずして親戰し、敗衄創を病み、創劇しうして終に崩ず。皇后、諸軍沮喪し、賊來りて之に乘じ、大事の至らんことを恐る。是を以て腹心と密に謀り、喪を祕して發せず、大連を留めて行宮を守ること、天子の在狀の如くし、溝を深うし、壘を高うし、相持して戰はず、而して兵を潛めて急發し、以て遂に前策を行ひ、直ちに巢窟を擣き、その倚據を奪ふ。然して後熊襲果して攻めずして下りぬ。特に海波を踰み、未知の地に赴くは、衆情の疑懼する所なり。故に多方之を神明に託して曰く、「神我に告ぐるに寶玉の國を以てす。帝從はず。故に暴かに殞せり。當に相與に勉往して之を取るべし」と。皆從兵を鼓舞する語のみ。史氏從ひてその事を實にして、皇張誇大し、而して後人察せず。紛紜を致す所以なり。胎

之を……終ふ—其結果……となりたり

虚任遙領—只其任を帶び地を領するのみにて、自ら往きて治らず、介(すけ)掾(じよう)等をして之を治めしむるをいふ

に賞を論せず。之を大權下に移り、國勢一變、長く古に復せざるに終ふ。歎ずるに勝ふべけんや。景行の皇子を美濃に封ずるに至りては、又皇族を以て東海を管領す。亦深意の存するあるなり。夫れ未服の國、その土沃にして兵強きを以て、收めて我が資と爲さざるべからず。而して之を牧宰に任ず可らず。亦その能く任ふる所にあらざる也。是に於いて宗室を封建して、自ら之を經紀せしめ、その力以て當時を鎭撫して、異日に藩屛たるに足らしめ、以て内外輕重の勢を制す。大計を知ると謂つべし。中古、郡縣制を成し、親王を以て國守に任ずといへども、その人皆婦人の手に生長し、粹姿弱質、足地を履まず。皆虚任遙領介掾を遣はし、代り往かしむるのみ。是を以て本支益弱く、天子孤立し、朝廷大臣をして忌憚する所なからしむるは、未だ必ず此に由らずんばあらず。獨後醍醐、諸皇子を以て將帥に充てたるは、景行の遺志を得たり。而して諸皇子亦雄勇任に勝へたる者ありき然れども終に古に復する能はざりし者は、豈その時已に爲す可らざりしか。抑天子躬勤勞を親し、克く終始ある景行の如くなる能はざりしなり。

○仲哀天皇

靖難戡亂—禍亂を平定す
○兵權上にあり
責む—責任を負はしむ

○景行天皇

賴襄曰く、我が朝武を以て國を立つ。神武以還、數十世を經、時に變故ありといへども靖難戡亂、頃刻にして辨じ、天下搖がざるもの、兵權上に在り、綱維挈ぐべきを以ての故にあらずや。然れども皆內變に係る。その外叛ある、始めて景行に見はると云ふ。蓋し神武能く中土を肇造ずといへども、東西諸道號令未だ周からず、崇神より已に漸く將に命じて四出せしむ。此に至り熊襲を治するや、則ち親將として之を伐つ。何となればその事大なればなり。その事大なれば、則ちその用兵も亦大なり。大兵の權は之を臣下に委す可からざるなり。賊の再燃するに及び、再び兵を動かすを難しとするや、則ち皇子を遣はして代り往かしむ。その愼むや此の如し。故に東國を巡察するに至りても、初め大臣を遣はすといへども、經略の任に至りては、亦之を皇子に任ず。その意以て見るべきのみ。後世に至るに及び、兵戎の事、之を有司に委ね、公卿といへども亦甚だ之を恤へず。況や天子に於いてをや。深宮に高拱して曰く、「賊何ぞ能く爲さんや」と。甚しきは則ち將帥の面をも識らざるなり。而してその軀を殞し、賊を夷ぐるを責む。捷を奏するに及び、又時

資位—資格位置

戚畹—外戚たるの縁故

配し—妃となり

武の慮、唐の高祖に勝れり。是を以て綏靖は太宗の慙なし。綏靖運謀決機能く大難を濟ふといへども、抑々亦神武の早く之が處置を爲したるの致す所なり。狹穂彦、身帝戚と爲り、敢て反逆を圖る。蓋し亦以て之を致したるあり。崇神の將を四道に遣るや、大彦命首に居る。乃ち皇后の父なり。豈その戚親に賴りて、委するに兵權を以てせるか。狹穂彦の資位考ふべからずといへども、しかも權力ある者にあらざるよりは、何ぞ遽にこの非望を萌さんや。その後蘇我馬子の若きは、乃ち狹穂彦の志ある者なり。藤原氏に至るに及び、世々戚畹を藉り、專恣極まれり。而して未だ嘗て反逆を謀るに至らざるものは、名分大に定り、往昔に異るありといへども、而も亦躬兵權を握らざるが故のみ。鑒みざるべけんや。皇后の皇子を抱きて質と爲すに至りては、兄の死を免れしめんと計りしに過ぎざるのみ。而して質を還して倶に斃る。その心悲むべしといへども、之を要するに、至尊に配し、天下に母たる者の當に爲すべき所にあらず。幸にして垂仁惑はず、玉石共に焚かしめて恤まざりき。それをして惑ひて斷ずる能はざらしめば、叛臣將にその計を得んとす。亦危からずや。

卜部兼倶―所謂唯一神道の創始者

○立后建儲を重んず

覬覦―うかがひのぞく

に敬するは、民に務むるに如くなきなり、世の神道と稱する者、悠繆荒誕、しかも民に益するなし。皆崇神の罪人なり。吾嘗て稱す。王業衰へて神道興ると。何ぞや、則ち是祖宗の事なり。王政の盛時に當り、誰か敢て之を口舌に騰せて、以て私說を樹てんや。之を口舌に騰せて以て私說を樹つる者は、卜部兼倶の足利義尙に敎ふるに始まる。噫、彼何等の時と爲すか。宜なるかな、この忌憚なき者を出だせるや。

○垂仁天皇

賴襄曰く、神武より一傳して、手研耳の事あり。十傳して狹穗彥の反あり。皆變の大なるもの、その得失の際、後王の當に鑒むべき所なり。大凡人事繼續より重きは莫し。而して繼續は婚姻に原す、二者禍福の由りて分るゝ所なり。匹夫の家且つ然り。況や國及び天下を有つ者をや。此に愼まずんば、以て先業を持して、億兆を保つ莫きなり。所以に前史を修する者、立后建儲の事に於いて、必ず謹みて之を書す。夫れ綏靖の儲貳たる、既に先皇在世の時に定れり。則ち手研耳庶兄を以て功伐ありといへども、固より覬覦を容れず。否らざれば、則ち兄弟相殺し、玄武門蹀血の禍と何を以て異らんや。唯夫れ神

鴻荒—未開の世
軒羲—黄帝軒轅氏、太昊伏羲氏

肇國の號—崇神帝「はつくにしらすすめらみこと」と號し奉る

○崇神天皇

賴襄曰く、鴻荒の事、和漢同然、置きて論ぜずして可なり。然りと雖も、祖宗の源始する所、亦臣子の知らざるべからざるものにして、漢人の軒羲を語る如きにあらざるなり。蓋し大日孁貴の德窺測すべからずと雖も、之を神器に徵すれば、得て言ふべきものあるが如し。夫れ鏡は明なり、劍は武なり、而して玉璽は仁なり、信なり。仁、信、明、武、天に繼ぎ、民に君たる道盡く。故に以て子孫に遺して曰く、「これを視ることなほ我を視るがごとくせよ國祚の隆、當に天壤と窮無かるべし」と。その言の後に驗あるに因りて、以てその德の前に基けるを知るべきのみ。吾聞く、大廟の神庫に充る者、耕織の具を首となすと。此に因りて之を觀るに、それなほ后稷のごときか。玄孫に至るに及び、跡を西土に發し、整旅東征す。文武の業と異なるなし。而して垂統千葉、一姓替らず、以て彼の八百載を眇視するに足る。其德果して測るべからざるなり。夫れ前王の神器に親むと、崇神の褻瀆を防ぐと、その意一なり。而して崇神勵精民を治め、肇國の號を虛くせず。眞に善く祖德を繼ぐ者と謂ふ可きか。孔子曰く「民の義を務め、鬼神を敬して之を遠ざく」と。故に神

禍根—原本禍根に作る、禍は禍の誤なるべし、而して禍は禍と同字なるを以て、他所の禍に作るもの亦皆禍に改めたり

銓—選任

黜陟の法—官吏進退の法

し、宮外の兵を典る者は、乃ち勳舊を用ひ、内衛と相制す。なほ彼の漢の郡國兵を以て宮を衛り、京輔兵を以て城を衛るがごとく、唐の元從禁軍をして出でて渭南に屯せしむるがごとし。業を創め統を垂るゝ者の爲す所符節を合すが如し。亦以て明達の一端を見るべし。後世の庸主、每に親疎に因り、私に形迹を存し、天下の心を服して、禍患の萠を制する能はず、皆此に達せざる者なり。或曰ふ、「神武封建を以て制となし、天智に至りて之を革む」と、襄曰く、然らずと。吾神武東征の議を見るに、言ふあり。曰く、「四方未だ我が治に歸せず、遂に邑に首あり、縣に君あり、以て相凌轢せしむ」と。此の如きもの神武の患ふる所にして、而して征して之を蕩一したる所以なり。然る後之が首長を命じ、新に銓したる者あり、その故に因りて之を用ひたる者あり。大和を以て之を推すに、その他皆然らん。然りと雖も、政天造に任じ、甚だ明制なきや知る可きなり。而してその後漸く旣に弛廢因襲せり。故に天智脩めて之を釐め、大に司牧の制を定め、黜陟の法を考課す。蓋し神武の志を成し、以て範を百王に貽すものなり。然らざれば、天智の英武を以てすといへども、祖宗の制を革め、開國以還旣成の勢を變じ、人國を滅し、人世を絶つ、その幾千萬なるを知らざる。是一朝にして能くす可けんや。曰く能はざるなり。

山陽史論

日本政記論文

○神武天皇

頼襄曰く、我王國の基を成すや、深く且遠しと謂ふべきか。神武より以前は、得て知るなし。蓋し神明の胤を以て、累葉積德、西偏に在りといへども、遐邇望を屬して、而して之を此に發するのみ。抑々草昧の世、雄長碁峙の時に當り、能く一擧して海内を定む、海内帖然、以て千萬年の業を開く。天錫の勇智、羣倫に首出するにあらざるよりは、烏ぞ能くかくの如くならんや。諡して神武と曰ふ、允なり。舊志稱す、帝の德明達豁如、帝新に諸縣を得て、之が首長を署するや、皆疇昔の兵を抗し刃を反する者、仍て之を用ひ、變更する所なし。その恩に感じて、力を民に效し、民亦之を便安とする、知るべきなり。且つ夫れ敵師の家嗣を以てして、既にその降を納るれば、則ち之に干戈を授け、委するに環衛の任を以てして疑はず。所謂赤心を人の腹中に推すものにあらずや。然りといへども、郊畿を總領

○反刃者を用ひて天下を治む

環衛の任—御所を繞りて警衛する役目

篤緜々。癸卯夏五月。不起而死。宜卿之舅朝景衡氏愍其志不就。乃使門生續成全書。嗟我今年近七十。亦既老矣。豈圖徒感先主之奇遇。更傷亡子之蚤逝。百憂所集。成此一書。人生處世。卒至于此。亦何忍言。享保甲辰春二月壬申。源君美。

讀史餘論 終

右三冊は正徳二年春夏の間座を賜はりて古今を論じ申せし時の講章の草本なり。

源　君　美

此本書は懐にせしものなるが故に、字細にして見えわかちがたかりしを、新川の平元成、やゝ字大きく見るに、便あるやうに寫せるを、亡息宜卿それによりてうつせし程に、功終らずして身終りぬ。よりて家僮して補寫せしめ、そのとし享保八年十一月十一日にうつし終りぬ。

文廟篤恭仁厚。雅尙儒術。初自潛邸。日命文士。分講經史。祁寒大暑。未嘗有廢。二十餘年之間。事如出乎一日。及嗣位。春秋已高。深知時政得失。民心向背。若臣美。空疏叨辱延對。至于治亂安危之要。周悉討論。繼燭見跋。語猶未盡。臣竊懼。庸淺寡聞。未習國體。進對之間。言乖典籍。辭理失所。不副好問之盛意。無裨風化之萬一。每暇日。旋閱經史。開列古義。仍參之時事及近代本朝典故可資論思者。雖裨官小史。皆卽疏記。積累日久。遂成三小册。新川平元成前世侍講也。壬寅之春。共談一時盛事。偶及是書。書原係國語。字勢極細。若不可讀。元成因請繕寫。書字稍大。便于省覽。季子宜卿亦欲寫一本。以爲之副。及其功半。忽遭寒疾。委

少く云々｜一本「少く抑へらるゝ事になりしは誠に謂ある事なるべし」

此一事により｜一本「此事によりて」

にも衰世ありし事なり。是を賴みて天下の政事を行はれし事、口惜しきことにあらずや。四つには、この人の代より、武家の官途以の外に高くなりたり。當代に至り少く抑へられし事なりしに、謂ある事なるべし。五つには、この人の代より、宮室を飾る事以の外壯麗になりたり。此一事により凡百の翫器などまで、殊の外奢靡に至れり。是も當代に至りてやゝ儉に從ひ給ひしと見えたれど、その禮節あらざれば國の財を虛く耗す事多きか。六つには、當家の風は忠信を心とし儉素を尙ぶ事なるに、太閤家の人々譜第の人々の中に雜はり、往々に三河の風うせて、彼家の風の如くに成れる歟。心得有るべき事にや。是僞と矜との二つを申すなり。

この外當代に出來し法の末代に議すべき事は、耶蘇の事に起りて宗門といふ事を以て政事の要とせらるゝ事、その時に當りては夷狄を以て夷狄を治むるともいふべし。今に於ては如何あるべき。

世だに傳へられざりしかば、何ぞ又論ずるに足るべき。只今の世迄その遺風の世の害をなす事のみある、最も議すべき事にや。一つには此人天下の田を丈量するに、古法を變じて三百歩を一町とす。古の說に三百六十歩を以て一町とする事、一歩を以て一夫一日の食として、一町一年の食分にあつといふ。然るをかくつゞめられしに、（按ずるに、古法六尺を歩とす。豐臣の時六尺五寸を歩とせられしなり。）又當代六尺の繩を用ひられしかば、古の三百歩の中にして六十歩を失へり。民いかで竊せざらん。されどこの法再び古に復せん事、井田の一度變じて復し難きが如くなるべし。思ふにこの人の丈量せられしは、昔の如く或は一國一郡一莊をあたへんには、六十六州の地猶たらず思ひて、かくは計られしにやと思ふなり。二つには、この人軍法に因て一錢切といふ事を始めらる。たとへ一錢を盜めるにも死刑にあつ。刑罪既に重くなりしかば、重罪の輩をば或は切腹或は斬罪獄門にかく。磔火あぶりなどいふ刑できたり。死は共に一つなり。凶惡をなさん者いかでか死する樣の異同を問ふべき。かゝりしかば國に大辟の者常にたえず。百年の今殘に勝ち殺を捨つべきの時に及びても猶刑の重き、議せらるべき事にや。三つには、この人の世よりや、信を結ぶに誓紙といふ事を用ひらる。是異朝

毛利と和して急に師をかへされし振舞など、誠に英雄の擧にして、氣一世を蓋ふと云ふべし。されど明智を討ちしは信孝の功少からず。然るを自らの功と稱せられし事謂なし。宿老等相議して信長の國を分ちその孫を立てしなど、平世には然るべき事に似たれど、この時信孝の心に快からず。柴田が如き不和なりし事、故なしとは云ひがたし。凡て織田家の風俗自らの武勇に誇りてその權を爭ふ所ありしかば、群議更に一決せずして事終に敗れたり。秀吉の黨秀信の幼と信雄の愚闇なるを利し、柴田は信孝の英氣あるに心あり。然れども信孝の黨は北陸にありて助を千里に求め、秀吉の黨は皆々境を連ねて相並ぶ。しかも要害の地を扼して北敵を待ちて岐阜を攻む。柴田が兵を出せしに及んでは、速に兵を廻してまづ是を敗りしかば、信孝を斃すの事孤豚よりもやすかりき。その後又信雄を滅さんとせしに、神祖の助け給ふが故に、その志ならずして和平にはなりたれど、後に信雄を退けし心を以て見る時は、其本謀推して知るべし。柴田既に亡び信孝弑せられしに及んで、やがてその國々を我に組せし人々に割き與へしかば、自らその下風に從ひ得たりき。丹羽長秀が自殺せしなど、彼が爲にうられし事を恥ぢしとぞ覺ゆる。されどその天報に因て、その家二

自ら云々―一本「自らかの下風に從ふ事を得たりき」

には、信長既に奥の地まで平げしにやと思ひ、又家人等が悉く九國の故家の名を稱し受領せし官を、東國のもの馬鷹など商ふが歸るさの物語に聞き及びたらんには、信長既に九國の地を併せられしにやと思ふべし。されば西國の人々へは東國の馬鷹を贈り、東方の人々へは異國の産物を贈るなどせられし。是まづ先聲を以て人を畏服せんとの謀にて有りしなり。是も亦鬼頬を扮して小兒を劫すに異ならずや。秀吉の朝鮮を討たれし事、是に似たる事侍るなり。

○秀吉天下の事

この人匹夫より起り天下を掌にし給ひしかば、世の人是を稱するなり。かゝる事我朝にては希なりしかど、異朝にはそのためし少からず。但し時の運に乘ぜられしによれるか。その故は、この時亂臣賊子天下に首をならべて、たゞ勇材詐謀ある人のみ尙ぶ事を知りて、仁義忠孝などいふ事は曾て知らざる時にあひ給ひしかば、時の運に乘ずる事を得給ひしなり。されば信長大恩の下に身を起して、その兵威を假りて自ら中國の鎭衞となり、兵既に強く國既に富めり。明智が信長を弑せしを聞きて、

まさしき伯心ありて伯功を立てし人は秀吉にやおはすべき。この人は毎レ事信長の故智を用ひられしかど、速に功の成らん事を思はれしにや、信長の如くに故家の大小名悉くに討ち滅さんとはせられず。兵威に服せしをばその儘に國郡を與へられき。ひとり相摸の北條をのみ終に亡されき。さればその功も速に驗ありぬ。島津、北條に贈られし書、皆々勅旨の由を稱せらる。全く是天子を挾むの事なり。されどこの時誰かは天子の令をつゝしむ事を知るべき。その故に島津、北條更にその旨には應ぜざりき。思ふに鬼面を粧ふて小兒を怖すが如くにて、かたはらいたき事どもなり。いかで我が神祖の神武をもつて天下を服し給ひしには及ぶべき。信長自ら大納言の大將になりて、子息信忠を秋田城介に任じ、その家人秀吉を筑前守、河尻與兵衛を肥前守、塙九郎左衛門を原田備中守、梁田左衛門太郎を別喜左近將監に任ず。世の人信長西を一統せらるべきとの志を示さるゝなど申すか　某思ふ所は然らず。これらを以てその詐術を見るべき事にや。その代には戰國の最中なれば、東西路塞りて往來たやすからず。當時の事傳聞に因りてたゞ其大略を知るのみなりき。先子息秋田城介に任ぜし事を、四國九國中國の者共京堺の商賈等が便に傳へ聞きたらん

驩虞—歡娯に同じ、孟子に「覇者之民驩虞如也、王者之民皞如也」しむ。
皞々—廣大自得の貌

たる故にて、賢を賢とし親を親とするは魯の君子多きいはれなり。伯者の民の驩虞、王者の民の皞々などいへるも、かゝるいはれなるべし。この事のいはれは、小牧の戰に池田が首獲し時、信雄永井が功を賞せんと有りしを、神祖のこたへ給ひし所にてよく〳〵わきまへ知るべき事か。神祖の慮を思ふに、後漢の光武に似させ給ふ所有りて、宋の太祖には超えさせ給ひし所侍るか。伯は長なりと見えたれば、諸侯の長となりて天子を挾んで令を發する人をいひしなるべし。是は國富み兵強きにあらざればあたはず。されば管仲が齊桓を輔けしも、其術を用ひしとみえたり。ただし其功をなす故は、多くは詐力を用ひ仁義を假れるとぞ見えたる。賴朝の天下をしられしは、その心を論ずれば伯術に出でたれど、當時の事の如きは、長たるべきの諸侯なし。尊氏の如きも專ら天下を挾んで天下に令せられしかば、伯者の事にも似たれど、その代の大名皆々自らに功ある者に國郡を割き與へられし所なれば、古の伯者の如きにもあらず。信長はもと幕府にも陪臣にておはせしが、一時に公方を翼戴して、其功既に成れるに及びて是をば忌みて、直に天子を挾んで天下に令せんとせられしに、その功半途にして終りぬ。所謂伯を圖らんとして功ならざるなり。

兵を起せし—「兵」字一本に據りて補ふ
斗筲の人—器量の小さき人
伯—覇の意

も多くは大名にて、國郡をも傳へ領せる人々なれば、世の人彼識鑑を稱する事一往の謂あるに似たり。されどこの中柴田佐々二人のみ、信長うせ給ひし後に、その子息等の爲に家をも身をも亡しき。それより外の人々、皆秀吉を助けてその子孫滅せし人にあらずや。柴田佐々といへども、その志誠に忠節を思ひて兵を起せしにや覺束なし。その故は、柴田はもと信長の弟武藏守の家人なりしが、信長に志を通じてその主うしなはせし人にて、佐々は後に秀吉に降りて終に誅せられき。秀吉の擧げ用ひられし人々は淺野、福島、兩加藤、さてその餘は五奉行の輩なり。淺野等の事は暫く置きぬ。五奉行の如きはいはゆる斗筲の人、かぞふるにたらざる所なり。たゞよく英雄を駕馭するの才おはせしなどはいふべしや。それもその世に聞えし人々眞正の英雄にはあらず。君も臣も所謂亂世の姦雄にてありしなり。いかで我が神祖の將士の皆是れ忠臣義士なるが如くには有るべき。然るによく世にいひもてはやす事は、信長秀吉は國郡多く功ある者に割きあたへられしを聞き傳へて、我が神祖のしかおはせざりしを、彼の人々に及び給はぬと思ふ者どものいひおきしを、世に傳ふるなり。我が神祖深謀遠慮おはしませし事をばいかで知るべき。功を貴ぶは齊の伯

かば―一本「かど」

れ二つ。其國四通の地にして京師に近く、かつ足利殿數十代の餘光をかりて起られしかば、威名天下に及ぶ。是三つ。秀吉其孤子を欺きて國をば奪ばれしかば、その組みせし人々皆是信長の舊臣たれば、さすがにその子孫を絶ん事も不ㇾ叶。況てや我が神祖秀吉に代り給ひ、舊好を忘れ給はざりしかば、今にその子孫國郡をも領せらる。是れ四つ。すべて應仁よりこの方の亂に、この人のあらざりし天下の衆を驅りて、我が神祖の掌握に歸せしむるにあらずば、いかで今日の泰平をば致さるべき。それのみならず、今日國郡を多く領せし大名といはるゝ程の人、皆是れ信長の下に身を起さざるはなし。是れ五つ。かゝる事によりて一時に志を得て、今に子孫のたえざるにや。

世には信長秀吉識ㇾ人の鑒おはせしと申す歟。某が思ふ所は然らず。秀吉識ㇾ人の鑒大きに信長には及ばれず。信長の識り給ひし所も皆是れ眞才にはあらざりき。秀吉光秀共に天下を知れる人なりと申すか。自ら光秀が爲に殺され、その孫は秀吉の爲に滅さる。豈に人を知り給ふとはいふべき。かつ丹羽、柴田、瀧川、佐々、前田、池田、堀、森、黑田、山内の類、皆々信長の卒伍の中より擧げ用ひられし所なり。其子孫今

伊勢の國司の子となしてその一族を滅し、舍弟信包三男信孝等を長野神戸の養子としてその所領を奪ひ、我妹を嫁して淺井を亡し、我が娘を嫁して岡崎殿を讒殺し、武田が兵をゆるくせんとて、その子源三郎勝長を與へらる。父子兄弟の倫理既に絶えし人なり。その主と仰ぎし義昭を遂ひ、林佐渡守、伊賀伊賀守、佐久間右衛門尉が如き年頃功勞莫大なりし者共、皆々舊怨を修めて是を流しすつ。是光秀が逆謀のよりて起りし所なり。是れ又君臣の義をしられざる所なり。ましてや義輝を殺せし賊を討たれんと揚言して、初に義繼久秀が降るをうけ、且へ國郡を割き與へらる。近江の佐々木、越前の朝倉等の兵力たらずして義昭を助けざりしかば、さして賊臣と稱して是を討ちほろぼす。刑賞二つながらあたらざるに似たり。

世かく凶逆の人の暫くその志を得て、しかもその後絶えざる事、その謂有るべし。世に傳ふる所は、此人小松内府重盛の後なりなどいふか。その事實ならんには、彼内府の餘慶ともいふべし。是一つ。應仁の亂後世の人戰鬪を好みて、民力日々に疲れ、國財日々に乏しかりしに、備後守信秀沃饒の地に據りて富强の術を行ひ、耕戰を事とし、兵財共に饒なりしに、信長其業をつぎ、英雄の士を得て百戰の功をたつ。こ

世の人―「世」字一本に據りて補ふ

其餘阿波の三好、松永、美濃の齋藤、播州の別所、近江の淺井、和田、荒木が如き猶多かり。すべてこの人天性殘忍にして詐力を以て志を得られき。されば其終を善せられざりしこと、自ら取れる所なり。不幸にはあらず。

信長天下に威名ありし事は義昭を奉ぜられしによれり。但しその志を得し後、義昭を廢せんと思はれし事は明かなるが、義昭を京都に入られし後、やがて禁裏を修造して、公家の人々の絶たる家を起さる。且は義昭を諫められし十七條の第一に、御參內之儀、光源院殿御無沙汰に付、累ねて無御冥加次第候。依之當御代年々無懈怠様にと、御入洛の剋より申上之處に、早被思召忘、近年御退轉無物體存候事と載せられたり。すべてはこの諫書、義昭の爲に忠盡されしとは見えず。義昭の惡を世にあらはさんとの謀とみえし。されば義昭も其怒に堪へずして兵を擧げらる。是則天子を挾んで天下に令すべきの機既に顯れしにあらずや。秀吉その故智を用ひて朝威を借り私家を營まれき。されば信長の義昭を扶持し、秀吉の信忠の男岐阜殿を翼戴せられし、皆是暫時の詐謀にしてその名を假らん爲なるべし。

凡は信長初に我母を欺きてその弟を殺し、父の跡を悉く併せとり、その後我子して

六家―一本「六家老」

因幡守―此下に一本「が子」二字あり

三奉行といふあり。因幡守、藤左衛門、彈正忠といふ。皆織田とぞ名乘りける。彈正忠は後に備後守といふ。是信長の父なり。信長が祖は月巖と申せしが、その子五人、備後守與二郎、孫三郎、四郎二郎、右衛門尉是なり。信長二男にて、兄弟凡て十一人までありき。信長十六の時父信秀は死す。其跡を分領し、因幡守彦五郎を紿き殺して清洲の城を奪ひ取て住す。（信秀那古野をきづきて信長を置き自らは古渡と云所に有しなり。）その明年舍弟勘十郎信行を欺き殺して、父の遺領悉く并せ取り、（弘治三年）伊勢守が家を亡して巖倉の城をとる。二十六歲の時、今川義元と戰ひて彼を討たれしかば、武威既にさかりに成りて、尾張の國を悉く平げて、程なく美濃國をも併せらる。その後義昭將軍に賴まれ參らせて、終に天下の事をしられたり。されどその領せられし所は、畿內五州、東海は伊賀、伊勢、志摩、尾張、甲斐。東山は美濃、飛驒、信濃、上野。北陸は若狹、越前、加賀、能登、越中、山陰は丹波、丹後、但馬、因幡、山陽は播磨、備前、備中。南海は紀伊國に至りて二十八州ばかりもや有るべき。かゝりしかば、古より聞えし人々の家族、この人の爲に滅されし事あげて數ふべからず。先づ足利殿の御事は不レ及レ申、伊勢國司の一族、佐々木六角、若狹甲斐の武田兩流、飛驒國司朝倉、是等は皆累代世に聞えし大名也。

○信長論
其一つ—此下に一本「は」字あり
武衞—斯波家

按ずるに、始め元龜元年、大阪の事起りしより、この年に至りて十一年にて事定り、信長の兵威を以て是を亡す事かなはず。終に勅諭を得て事平ぐ。是よりさき尾州長島の一族起りて、四年にして勝つことを得たり。されば信長の舍兄津田大隅守信廣、舍弟半左衞門尉秀成、從弟津田市助信成、氏家常陸介入道卜全、林新三郎を始として、討たるゝ者數をしらず。柴田勝家、伊賀伊賀守等疵を蒙れり。是よりさき加賀の富樫介が家も一向宗の爲に亡びぬ。越前の朝倉も加州一向の族に苦む事度々に及び、近くは我神祖も此事によりて國殆ど危かりき。されば御代の始に東西に分ち給ひて、少しく其勢を抑へ給ひしかど、尺寸の地を領せずして二流猶國君の富に敵す。最も心得あるべき事にや。

十年三月、甲斐國を平げて、武田勝頼（三十七。）信勝（十六）父子をうつ。六月朔日、明智日向守光秀が爲に弑せらる。（四十九。）信忠二條の御所にて自殺。（二十八。）

按ずるに、足利殿の管領の其一つ武衞は尾張、越前、遠江等の守護にて有りけり。其内尾張八郡を分ちて、下四郡は織田大和守司どりて、主の武衞と共に清洲の城にあり。上四郡は織田伊勢守信安司どりて、巖倉の城にあり。（織田は斯波六家の一なり。）大和守の下に

はし、長慶が毒せるに及びて、義長を毒殺し、冬康を讒殺し、遂に義繼と共に公方義輝を弑し奉る。然るに信長義昭を奉じて賊臣を誅すと聲言し、遂に義繼久秀が降を受けて國郡を割き與へ、義昭をば逐ひ出して、彼等をば罪を問はず、義繼はつひにその臣の爲に殺され、松永かさねて叛きしによりて是を誅す。彼等二人が亡びし事、その罪には非ず。信長逆臣をひきゐて義昭に忠ありといひ、義昭又彼等が罪を不問、共に天を戴かざる仇を以て御家人と稱せらる。かく名教の亂れし事、誠に亂世にては有りけり。かゝる世の習はしなりしかば、君を弑し父を弑しても、戰に臨みて勇のあるをのみ貴ぶ事にて有りし程に、信長もやがて光秀に弑せられ、子息信孝も秀吉に弑せられ、信雄も秀吉にかたむけられ給ひき。あさましかりし事どもなり。

松永討れし月、秀吉に播摩を與ふ。秀吉中國を皆賜はるべしと望みしかど許されず。やがて但馬國を平げしかば、中國の事を許されき。六年、荒木攝津守村重攝州にて叛きしを討ち平げ、七年、丹波平ぐ。八年、播州平ぐ。ことし大阪の門跡光佐勅旨によりて和平して、紀州雜賀にうつる。

のためにほろぼさる。

按ずるに、三好もと小笠原長清が二男孫二郎長房が後なり。阿波守護となりて、始めて信州より移り、三好といふ所に住せしかば三好と名乘たり。是長房八代の孫信濃守義長が代の事なりとぞ。足利殿の代となりて、細川四國を領しければ、その下に屬し、三好二郎左衛門尉之長持元に從て早世し、その子太郎左衛門之慶（勝元政元に屬す。）その子筑前守長輝入道希雲、その子下總守長秀、その子薩摩守元長入道海雲、其長子修理大夫長慶、二男豐後守之虎（元康とも。）入道實休、三男安宅木攝津守冬康、四男十河民部少輔一存、五男野口冬長といふ。淡州の安宅木、野口、阿波の一宮、井澤讃州の十河、皆是三好の一族なり。長慶が子義長死せしかば、十河一存が子を世嗣とす。是左京大夫義繼なり。宗三入道といひしは、長輝が五男にて、初は神五郎政長といふ。その嫡男下野守定清釣竿齋と號し、二男因幡守一任入道して爲三といふ。又海雲が弟日向守政房、山城守康長入道笑巖と云ふあり。凡三好嫡流は希雲、長秀、海雲、長慶、義繼五代世に顯はる。その餘は宗三、笑巖、實休等世のしれるところなり。松永は（京の西岡の人。）長慶が家人にて當時の奸雄なりしが、初め長慶を助けて名を天下に顯

かしこにて　―に字一本に據りて補ふ

人多羅尾丹後守、同常陸介、沼左京、義繼を弑して信長に降る。四年十一月、北畠具教父子三人を殺し信意を幽ふ。初め信長北伊勢八郡を攻めとり、永祿十一年、神戸下總守と和平し、三男信孝十一歲なりしを彼家の養子となし、その年又舍弟三十郎を長野の家督とし、神戸藏人が妹聟となして、長野上野介信包と名のらす。かくて國中の士をかたらひ、國司具教大河内の城を攻め、やがて和議を講じ、同十二年に、二男信雄（十二）を信雅（具教の子。）の女に配して家督となし、天正四年十一月二十五日に、たばかりて具教竝に二男長野御所、三男式部少輔及び三歲と一歲とに成りし男子と、坂内兵庫頭（國司の壻。）又大河内一族、坂内一族（皆國司の一類なり。）その外北畠の一族十三人こゝかしこにて殺し、信雅をば命助けて捕へおく。北畠の家、親房の三男顯能より顯泰、滿雅、教具、政具、村親、晴具、具教、信雅凡て九世二百四十四年にして一時に亡びぬ。（此時具教四十九歲。信雅二十五歲。信雄は十九歲なり。）五年の春、紀州平ぐ。十月、大和信貴の城をせめ落す。久秀久通自殺。初め三好義繼と共に畠山高政を滅し、信長畠山を助け來りしかば、久秀志貴にいり、久通は多門に入りて籠りしが、天正元年の春、多門の城を獻りて父子倶に降れり。此年、大阪の城を攻めんとて天王寺に陣せしが、志貴の城に引き返し、本願寺竝に雜賀の者どもをかたらひて信長にそむきしかば、信忠

氏綱に屬し、氏綱管領となりしかど、天下の大權悉く長慶が掌握におつ。かくて晴元をば攝州普門寺にとらへ、氏綱をも淀城に移し、陪臣國命を執りしかど、又その家人松永が姦謀によりてその子弟を失ひき。其子義繼義輝を弑し參らせしに、山城守日向守爲三入道等その逆節を憤り義榮を迎へしに、信長義昭を奉じて主とせしかば、義榮四國に遁れて卒せらる。又程なく義昭も信長の爲に逐れて、足利の家亡びぬ。後又義繼も其家人に殺され、松永信長に敗られて自殺す。されば足利殿の家は管領の爲に弱められて、終に陪臣の爲に滅びぬ。細川が家もその家臣に逼られて、又陪臣に威福を恣にせらる。偖その逆威を振ひし三好も松永も又從て亡びし事、誠に是爾より出て爾にかへるの理とぞ見えたる。

○信長治世の事　天正元年より同十年まで。

天正元年八月、信長越前に向ひ、朝倉義景を滅し、遂に江州に至りて淺井長政其父久政下野の守。を討平げ、佐々木義弼右衛門督。が鯰江の城を攻め落しければ、義弼落ち行き、佐々木が家も亡びぬ。十一月、河内に向ひ畠山高政が逆臣等を討ちしに、三好左京大夫義繼が家

みゆ。藝州にてうせられし由を申すなり。又秀吉の關白となられし事、義昭の猶子として將軍とならんと謀られしに、その族姓を賤みて許されざりしかば、菊亭の晴季と謀りて關白にはなられしといふ。この事を義昭のおろかにおはせりと申せど、われはしかは思はず。

初め尊氏將軍となり給ひしよりこの人迄、凡て十五世、歷年二百三十九年にして滅びぬ。尊氏直義不快にして、終に直義毒殺せられ、義詮は其庶兄直冬、その同母弟基氏と不快にして、直冬又父と弟とに向ひ合戰す。義持義嗣を殺し、義敎義昭を殺し、又持氏父子をも殺して、我身又逆臣の爲に弑せらる。義政義視は兄弟にて、義殖義澄從兄弟にて世を爭ひ、義晴義榮再從兄弟にて又相爭ふ。是れ又人倫の理なきに似たり。就中武威殊の外に衰へし事は、應仁の亂に山名細川が爭より起りて、義政義視兄弟の間不快なりしより、その後義視の子を嗣とせられしに、政元是を廢し義澄をたつ。程なく政元被弑て後澄元高國相爭ひ、澄元死せし後、高國義晴を立てて主とし、義植阿州に奔りて卒しぬ。晴元三好と共に義榮を奉じ高國と戰止まず。高國終に三好に討たれ、その子氏綱又晴元と戰ふ。後も晴元長慶不快にして、長慶

相續のこと等を沙汰す。

按ずるに、是又豪傑の擧といふべし。

三年六月、畠山高政、家人宮城兵庫が爲に高屋の城に被レ弑。一說に、この年三好義繼松永父子相謀り、家人して高屋の城に居しむ。信長攻しかば城おつ。義繼河州若江の城に入、久秀は和州志貴の城に、久通は多門の城にいる。○安土記には、畠山との戰にて、信長畠山を助くと云。天正元年正月、信長十七個條を記して義昭を諫む。二月、義昭、武田は遠州に向ひ、朝倉淺井江州に向ひ、信長事ある隙を窺ひ、信長を討つことを謀らる。かくて石山堅田に要害を構へらる。信長兵して悉く敗る。三月上洛。義昭和を請ひ給ひしかば、四月歸國。七月、義昭、日野大納言、高倉宰相永相伊勢伊勢守、三淵大和守をして二條の城を守らせ、自ら宇治の眞木の島にこもれり。信長頓て入洛して、七日の事。二條を攻んとしければ、留主の人々降參す。十七日、都を立ち、十八日、眞木の島を攻め破り、義昭をば秀吉して河内若江の城に送り遣す。

按ずるに、義昭此後毛利輝元を賴りて備後鞆に住す。その年月竝にその由いまだ詳ならず。信長毛利との戰是より始れるか。公卿補任を見るに、天正三年、義昭三十九歲、在國の由見ゆ。さらば三年に備後に下向せられしにや。又十六年在二大阪一正月十三日落髮。同日准三后宣下。法名道慶、號二昌山一慶長二年八月二十一日薨。六十一歲。號二靈陽院一と

て僧徒を鏖にす。安土記に。去年野田福島落城に及びしに、朝倉淺井坂本口へ向ふ。京都に亂れ入らん事を思ひ計りて、かしこをすてて引き返し朝倉淺井と戰ふ時、今度山門の衆徒一味せば、我分國にある山門領元の如く還附すべし。されど出家の身として彼をすてて我に組みし難くば、たゞ何れをも助くべからず。若しこの兩條に違ひなば、根本中堂を始て山王廿一社僧房經卷悉く燒はらふべしとありしかど、是に從はず。この年その言の如くに火を放ちしかば、僧徒等にげ走るを追つめ〳〵首をきる。この外美女少童數を知らず生捕りて、彼等は助け給ふべしといひしかど赦さず。數千の屍山上山下にみつ。やがて坂本に城を構へ明智に賜ふ。

按ずるに、中世より叡岳の僧徒兵仗を帶し、やゝもすれば朝家を刧し奉る。代々の帝王將相畏れて彼が申す旨に任せられしかば、その殘害すこぶる佛氏の所爲にあらず。然るに信長その破戒無律を怒りて、終にその山を燒き亡しぬ。その事は殘忍なりと雖も、永く叡僧の兇惡を除けり。是又天下に功あることの一つなるべし。

この年、信長内裏を造り、三年にして功成れり。その上御調物末代に闕乏なからんために、洛中の商賈に金銀を預けて、毎月その息利を貢獻すべしと約し、既に滅びし公家衆

しゆゑなりとぞ聞えし。九月、國司の諸城おちて和を講じ、信長の二男信雄を壻として（信意の女に嫁す。）國を譲らる。元龜元年、信長越前に向ふ。（世には義昭を救ひ申さゞりしを罪してなりと云ども、朝倉記をみるに七年義昭上洛の時、朝倉にも上洛すべしと御教書を下されしに、是は信長の計ひなりとて、義景是に應ぜざりし故とぞ見ゆ。）是よりさき三月、信長京に來る。此時神祖もきたり給へり。三好義繼、和田惟政、松永久秀等も皆來れりといふ。かくて朝倉を討たれん事を申されしとなり。信長の兵手筒山、金ヶ崎等の城をおとせしに、淺井備前守長政が兵起ると聞えて、信長は引き返す。この時神祖跡より軍を收め給へり。六月、再び信長兵を出して戰ふ。神祖は朝倉の兵を敗り給ひしかば淺井も敗る。七月、三好山城守等が兵攝州に起る。義昭加勢を乞ひしかば、八月、信長上洛して攝州に向ふ。畠山高政、三好義繼、和田、松永等が兵來り會す。九月、義昭も攝州に向ふ。信長天王寺の陣をさりて中島に陣し、野田福島兩城を攻めんとす。大阪門跡光佐三好と謀を合せ兵を發し、朝倉淺井が兵叡山に陣して、信長の將森三左衛門可成をうつ。（宇佐山にあり。）信長かくと聞きて、義昭を倶して江州に向ひ、畠山、三好、和田、松永をとゞめて攝州の敵にあつ。義昭は三井寺に陣し、信長は宇佐山に入りて、兵して山門の敵を防ぐ。かくて義昭の仰せによりて、信長義景和議成りて兩方陣を開く。二年、信長叡山の僧朝倉淺井に同意せる事を憤りて、九月山を燒き

安土日記—一に信長記といふ、信長の右筆たりし太田和泉守牛一が信長一生の事を記せる書

藤孝等と相議して、高屋の城に河内半國を畠山高政に、若江の城と河内半國を三好義繼に、芥川の城を和田伊賀守惟政に、伊丹の城を伊丹兵庫頭に、池田の城を池田筑後守勝政に、大和一國を松永久秀に、山城勝立寺の城を細川藤高にあたへて歸洛。

按ずるに、信長のこの擧更に心得られず。義輝をうちし逆賊の降を容れて、且賞するに國郡を以てす。さらば此度の軍は何の爲の事なりしにや。

義昭、十一年十月十八日、將軍に任ず。（左中將従四位の上。）十一月、近衞關白前久武命に違ひ停職。十二月、三好山城守泉州にて兵を起し、義繼が家原の城をおとす。（按ずるに、三好譜に康長政勝としるして、其官をしるさず。安土日記に三好三人衆と記して、山城守日向守爲三とあり。又譜に長房政康といふあり。思ふに康長は山城守なり。日向守を政康としるせり。政勝は爲三なるべし。系圖には因幡守一任入道爲三と見えたり。又下野守入道釣閑齋あり。此兄弟は宗三の子とみえたり。長房と有は下野守が事か。）十二年正月、山城守日向守泉州を出て京にいり、東福寺に陣す。義昭本國寺にうつる。三好和田は池田伊丹に牒し合せて義昭を殺さんとす。三好兵を分て本國寺を攻む。桂川の邊にて義繼惟政と戰ふ。（六日の事なり。）義繼池田が兵敗れしかど伊丹が戰利を得しかば、山城守兵を収め引き返す。信長變を聞きて上洛し、二條の御所を造りて義昭を移し置き、五月歸國す。木下藤吉、村井春長を留めて京を警衞せり。八月、信長伊勢に向ひ、北畠具敎父子を大河内の城に圍む。承禎と心を合せ信長の上洛をさへぎらんとせ

しまし、二十一日に敦賀を御立ちありて、一乘の安養寺にいり給ふ。義景奔走いふばかりなし。十一年正月、義繼は義榮の命によりて、山城の津田の城にうつる。義榮、十一年二月、征夷大將軍になさる。勅使普門寺に下向。（此時義榮五十八歳なり。）三月、義昭執奏して義景が母を二位に叙す。四月、二條關白晴良公義昭を弔はんとて下向。義景饗應の儀ありて、五月歸洛。六月の末、義景嫡子阿若丸俄に死す。かくては義景を賴みて上洛も叶ひ難しとて、信長を賴まるべきよしなり。義景再三止め申せしかど、七月のすゑ一乘ヶ谷を立ち給ふ。義景御送りに參るべしとありしかど、この程の愁へに心地よからざりければ、多くの兵を御供に參らせて、近江の境に至る。信長よりの迎の者餘湖の莊まで來りて御供せしかば、義景の兵は歸れり。義昭やがて岐阜に入らる。八月、信長江州に向ひ承禎に使して、三好追討の事を議す。承禎不レ許。九月、承禎が箕作和田等の城をおとす。承禎父子觀音寺城をすてて奔る、江州の諸城皆おつ。義昭江州守山に至る。やがて義昭信長と共に入洛。（義昭は淸水寺。信長は東福寺。）九月、攝州に向ふ。細川六郎（眞之とあり。）三好の者ども（長房とあり。）義榮を供して四國に趣く。（一說に、此月京にて義榮腫物にて死すと有。不審。）攝州悉く平ぎしかば、十月初、義昭信長軍を班して芥川城にいる。三好左京大夫義繼、松永彈正忠等來り降る。信長、久秀、

給ひしが云々―一本「給ひしかど分內狹くして」

を助け來る。久秀高政戰ふ事度々に及び和を乞ふ。義繼が高屋の城にあるが故也。かくてこの月、長慶が死せし事を披露す。義榮阿州を出で淡路に渡る。篠原豐前守長房先陣し、久秀が城ども攻め落して、使を參らせしかば、九月、義榮攝州に渡りて越水の城に入る。十二月、同國普門寺の城にうつる。やがて從五位下左馬頭に任ず。十年三月、義繼ひそかに高屋の城を出で久秀が陣に奔る。四月、久秀義繼を倶して多門の城に移る。義繼やがて畿內の兵を催して山城守康長等を討たんとす。五月、康長和州に向ひ東大寺に陣す。十月十日、久秀東大寺をやく。康長敗れて奔る。この年、義昭越前へうつらる。義輝の御事ののち、義昭は近江國甲賀郡和田和泉守秀盛が家にのがれ、それより同國矢島鄕に移り、九年（永祿）の秋までおはしけるに、佐々木承禎三好退治叶ひ難きよしを申し、剩へ心變ると聞へしかば、若狹の武田大膳大夫義統を賴みて彼國に趣き給ひしが、內狹くして御本意をなさせ申す事叶ふべからず。朝倉は緣者なればとて、大館治部大夫晴忠を以て御賴あり。義景畏れて朝倉孫八郎景鏡を迎に參らす。頓て式部少輔になされて、九月晦日、若狹を立て敦賀の城に移らる。「此年は雪深くなりぬ。春を待ちて一乘谷へ迎へ入れ申さん」といひしに、明る十年三月、加賀の一揆起りしかば、十月迄は敦賀にお は

安藝——原本「安藝」を脱す、今一本に據りて補ふ

公家——一本「公方」

爲に毒殺せらるといふ。長慶二男義繼を世嗣とす。（義繼實は十河一存が子。）十二月、細川右京大夫氏綱淀城にて卒す。此年、里見義弘父子、北條氏康氏政父子と武州國府臺に戰ひて里見敗る。毛利元就雲州富田の城を落し尼子晴久降る。弘治二年よりことしまで七年が程戰ひて、毛利終に勝ちぬ。是より毛利十州（安藝、周防、長門、備中、備後、因幡、伯耆、出雲、隱岐、石見、）を併せ領し、豐後の大友、備後の浮田と戰ふ事止ず。七年五月四日、松永久秀阿州飯盛の城にきたり、冬康逆意あるよしを長慶につぐ。九日、長慶冬康をよぶ。十二日、飯盛に來れるを殺す。七月、長慶死す。（七十二。）祕して喪を發せず。此年、信長美濃を攻めとり、齋藤龍興が一族を滅して、尾州淸洲より岐阜の城（濃州）に移り住む。八年五月十九日、三好左京大夫義繼並に松永彈正忠が子右衞門佐久通等、公家の御所を圍む。義輝自ら防ぎ戰ひて、遂に火を放ちて自殺す。（三十。）將軍の弟一乘院門主覺慶、鹿苑寺周暠をはかりよびて殺さんとす。周暠討たる。覺慶は春日山を越えて近江に奔り、佐々木義賢入道承禎によりて歸俗し義昭と號す。かくて三好山城守康長等は、松永が異心有ることを知りて隙ありしを、義繼ひそかに諫めしかば、義繼松長と心を同じくすることを察して、義繼を高屋の城に捕へぬ。松永かくときゝ、畠山高政と心を合せ康長等を討たんとす。九年正月、阿州の兵康長等

紋を賜はる。後に陸奥守になさる。五月、今川治部大夫義元尾州桶狹間にて、織田上總介信長にうたる。六月、長慶高政不快の事出來て戰ひしが、高政利なくして降る。四年、長慶上洛、正旦を賀し、（正月三日。）義長も相繼ぎて參賀す。（正月四日）二月、長慶が家にて御成の事を申す。義輝許し給ひしかば、義長父に代りて假屋形を作り、三月晦日に將軍入御。細川氏綱も來り賀す。四月、晴元力盡きて和を乞ふ。長慶許して攝州普門寺に移しおく。（一說に、永祿元年、義輝三好と和し給ひし時、晴元を芥川に捕ふ。年經て死すといふ。）畠山高政は佐々木義堅に謀を通じ長慶を伐たんとす。大和紀伊の兵是に隨ふ。長慶兵を和泉國にさしむけ是と戰はしむ。この年の春、上杉輝虎小田原に攻め入る。去年より近衞關白前嗣公を越後に迎へて小田原へも倶し參らす。關東の侍背く者多かりしかば頓て歸國す。九月、武田と川中島に戰ふ。（前嗣公は來年歸洛、前久と名を改らる。）五年三月、三好實休（去冬阿州より尼ケ崎に移りきたる。）高政と泉州久米田に戰ひ敗れて自殺、三好が兵悉く潰ゆ。高政が兵盛になりしかば三好が諸城皆降る。安宅攝津守冬康も岸和田の城を去りて淡路に退き、五月、四國の勢を催して兵庫に渡り、義長久秀等と兵を合せ、阿州に進み高政と戰ひて是をやぶる。高政が兵討るゝ者多し。佐々木筒井戰はずして引き退く。六年三月、細川晴元攝州にて卒す。（二十五。）八月、三好義長攝州芥川城に死す。松永久秀が

よりてなり。七月、將軍晴元を京に召す。晴元が軍勢皆入洛す。八月、長慶大兵を引きて入洛し、將軍堀川の御所を攻めんとす。義藤山門に奔る。一說に、晴元と共に丹波へ落。十餘日の後歸洛せりと。二十三年二月、義藤改二名義輝一。長慶丹波に向て波多野が諸城を落す。又淡州に渡り兵を催し播州に向ふ。弘治元年正月、播磨の國人等降る。この年、毛利元就陶入道全姜をうつ。元就義隆が爲に陶と戰ふ事年を經て、ことし十一月遂に是をうち亡し、長門周防を平ぐ。三年九月、後奈良崩ず。在位三十一年。六十二。正親町院踐祚。四十二。永祿元年五月、義輝晴元朽木より坂本に進發。長慶越水の城より京にいり、所々に要害を構へて芥川に歸る。一說、ことし朽木沒落して、九月に坂本より進發すといふ。○芥川には義長在城。この月九日、長慶の將松永等白川にて義輝の兵と戰ふ。義輝の將細川持堅に討るゝ者百餘人。十日、將軍如意ヶ嶽に陣す。佐々木義堅來り助く。長慶が兵進み攻めんとす。義堅和を請ふ。三好が將等越水に其由をつぐ。長慶が諸弟の兵悉く會す、和議成る。十一月、義輝將軍山の陣をさり相國寺に入る。長慶來り謁す。十二月、義輝二條本國寺に移る。二年、長尾景虎入洛して將軍に見參。この年、長慶畠山高政を助けて、彼に背きし家人等をうつ。高政は畠山右兵衞の督基國が三男修理の大夫滿則が曾孫たり。又高政と議して細川氏綱を淀城に移し住ましむ。三年正月、卽位。毛利元就御料を獻ず。大膳大夫になされ、菊桐の御

るに、風逆にして大寧寺へ漕戻り、死に隨ふ者纔に十人と云ふ。義隆歌の師飛鳥井大納言雅俊、堯刑和尚、有職日野大納言資宣、廣橋大納言兼秀、郢曲持明院中納言基親、衣紋冷泉入道、管絃東儀因播、岡兵部、禪學紫野玉堂、儒書外記淸三位官務伊治等なり。舞猿樂犬追物計にて、弓馬の道うとくして、家の老若この事を歎きつゝ、「無益の百家出頭なり。當家の武士はすたりなん」とつぶやくことかぎりなかりし。

二十一年正月、長慶が申すによりて義藤歸洛あり。晴元入道して不ㇾ來。（堅田より出奔す。）二月、細川二郎氏綱阿州より上洛。三月、右京大夫に任ず。是より三好細川に代りて天下の權をとれり。長慶は洛中畿内南海の事を掌りて攝州に陣して、その家人松永彈正忠久秀を京に居らしむ。この年、上杉管領憲政北條氏康がために上野平井城を落され、越後國にのがる。その子龍若丸は生捕れて殺さる。是よりさき天文七年、扇ヶ谷の上杉五郎朝定（修理の大夫朝興の子。）は氏綱（北條）に打ち敗られ、ことし山内も氏康に滅さる。兵部少輔房顯が代享德三年より古河殿と戰始りて、顯定、憲房、憲寛、憲政五世に傳へて、この年天文二十一年迄九十八年にして亡びたり。（古河殿は成氏の曾孫左兵衞督晴氏の時也。）二十二年二月、三好之虎（豐後守實休。）その主細川持隆を弑す。是は持隆が世嗣員之晴元と謀を通じて、之虎をはかると聞えしに

義隆記云々ー以下十八行、原本になし一本に據りて補ふ

の天主教傳りしといふ。

義隆記には、陶尾張守隆房、美作守通麟入道が養子なり。相良遠江守武任善書の人にて、右筆の事より出頭して權をとれり。隆房が子なかりしかば、己が子を養子にたてしめんとす。隆房用ひず。是より讒をかまへて、隆房が所領三千貫の地南都東大寺の舊領ありしを還補し給へとすゝむ。その時かれが愁訴を申し始めしかば、三人謀を合せて、天文十九年九月十九日武任を討たんとす。義隆是を聞きて、兵を集めて陶に事の由を問ふに、其事なき由を陳じけれども、武任は其夜出家して筑前にはしる。義隆のいかり不ㇾ止ければ、陶も富田へ十一月の始に在鄕せり。義隆大友と謀りて陶誅せらるべしときこえて、二十三四日より山口騷動し、二十八日兵ども集り、杉内藤も同じく反すときゝて、義隆驚きけり。兵をも持し者一人も出頭せしことなければ、大將と爲りて出づべき人もなく、評定一決せずして、其日未時ばかりに法泉寺に引き籠る。要害に據らんとせしに、隨へる三千の兵夜に入りて悉く陶に屬す。二十九日、陶杉内藤が兵五千法泉寺をかこむ。二條殿調和ありて、義隆世を御曹司に讓らるべしとあれども不ㇾ聽。晦日、二條殿義隆父子長州岩永へ奔んとす

ふさぐ―一本「ふせぐ」

年春、長慶入洛すべしと聞えて、前將軍如意ヶ嶽に城を構ふ。三月、義晴新城に移らんとて坂本を出で、病急にして穴太山中に留り、五月、遂に江州穴太にて薨ず。四十　義藤比叡の辻寶泉寺に移り、晴元定頼警衞す。

義輝初名は義藤、治世十六年。十九のとし家を嗣ぐ。その年天文十九年。十一月、長慶入洛して、東山阿彌陀峰に陣す。兵を分ち三井寺に陣し、大津を燒きて京境をふさぐ。義藤は寶泉寺をさりて朽木に移る。二十年正月、長慶京にいる。二月、兵を分ち江州志賀の晴元が陣をうつ。大に利あり。此年八月、大内が家人陶尾張守晴賢反して周防山口に向ひしかば、義隆やぶれて石見の吉見正頼を憑むとて落ち行くを追ひて、九月、長門の深川大寧寺にて自殺。四十五歳なり。この時二條前關白尹房、三條前左大臣公頼、左中將藤原良豐等も殺され給ひ、中納言藤原基頼、右兵衞督藤原親世は髮をおろしてにげ去る。義隆在世の日、中國八州より御料の白銀千貫目づつ毎年獻ぜらる。然るにその家人の爲に失はれしかば、陶追討の勅頻りなりしかど、將軍も三好もたやすく討つこと叶ふべしとも見えず。されど陶も勅勘をおそれ、義隆の甥大友新太郎義統が弟右京大夫義長を立て大内の嗣とす。この時大明勘合の印うせて、日本大明の往來やみしより、西番

尹時—一本「尹村」

此年—原「廿年」に作る今一本に據りて改む

一籠城—一本「一藏城」以下皆同じ

九年十月、細川氏綱（氏綱は高國の子なり。實は右馬の頭尹時が長男。）泉州堺を圍む。晴元城に據りて防ぐ。城中討るゝ者六百餘人。阿州に使して長慶が加勢をこふ。長慶此時十九歲、持隆が兵を主りて隣國に名を顯せしが故なり。長慶はその父海雲を殺されし恨あれば、晴元助くべしとも思はざりしに、舍弟越後守（實休）諫めしによりて、自ら兵を引きて兵庫に渡り、越水の城に入る。神五郎政長入道宗三（長輝入道喜雲が第五子。）是を迎ふ。宗三と共に氏綱が軍勢と戰ふ事度々に及ぶ。十五年十二月、義晴其子義藤を倶して坂本に赴き、日吉神主樹下が家にして義藤元服。（この時細川三好が亂にて京都騷がしかりしかば、こゝにて行はる。）管領代として佐々木六角彈正少弼定頼四品に叙し、加冠の役たり。二十日、義藤將軍に任じ、（正五位の下左馬の頭。）義晴は右大將に任ず。十六年七月、晴元上洛。晴元氏綱（細川）が兵河内にて相戰ふ。（一說、此年三月、晴元並に三好一族京によせんとする故に、將軍父子北白河の城にこもる。四月、晴元四國勢を率ゐて東山に陣し、北白河邊に放火して攝州へ歸る。七月入洛、相國寺に陣す。佐々木定頼は晴元が舅なれば、晴元に組して北白河を攻む。將軍父子城を燒て坂本に奔る。晴元罪赦されて坂本に參り見參すといふ。）十七年十月、長慶宗三父子と快からず。（宗三攝州一籠の城に在り。勝政復並の城にあり。○宗三は昔元長を讒殺せしと云、又此度長慶逆謀ありと晴元に申せしによれりと云也。）十八年三月、長慶遊佐河内守長敎と兵を合せて宗三をうつ。晴元京を出て攝州にきたり、多田一籠城に入る。佐々木定頼も晴元を助く。六月、長慶宗三と戰ふ。宗三うちまけて江口にて自殺す、晴元丹州に奔る。佐々木が兵戰はずして退く。將軍父子亂を避けて東坂本に奔る。十九

田豐三入道恕閑（眞里谷三河守也。）同國の原次郎と爭論の事あり。原は千葉が一族にて家人なり。千葉彼に加勢しければ、武田勝つことを得ず。謀をめぐらし義明を奥より迎へとりて主としければ、上總下總安房の國人等馳せ集り、その勢國に振ひし程に、三年の内に原遂にうちまけぬ。義明やがて彼が御弓の城に移りしかば、御弓の御所といふ。義明いかにもして關東をうちしたがへ、鎌倉の跡を起さばやと思ふ。このをりふし、北條氏綱（早雲の子。）伊豆相摸をうち從へ、上杉と武藏の國を爭ひしに、古河殿かれに結び上杉を滅して、數代の恨を散ぜんとや思はれけん、彼が娘を子息晴氏の室とせられき。（晴氏は高基の子。）かくて義明の兵威次第に強くなりて、古河殿は御爲もよからじと聞えて、晴氏は氏綱が加勢を乞うて義明を滅さんとせられしかど、氏綱上杉と戰ふ最中なれば、彼も御弓に使者を參らせ、其下風に從ひけり。かくてことし天文六年十月、氏綱御弓に迎ふべしと聞きて、義明舍弟基頼竝御曹司を始めとして、安房の里見（義弘）が軍勢を催して、鴻臺に打ち出で小田原の勢をかけやぶり、味方を待ちて居たりしを、三浦の城代横江神助ねらひよりて射ける矢に中り馬より落ちしを、松田彌三郎首を取りたり。義弘が陣も敗れて引き返す。逸見山城入道深手おひながら御弓に返りて、義明をばおとしけり。（按ずるに、喜連川御所の祖頼純は義明の子といふか。思ふに基頼の子なるべし。）

古河殿は―一本「古河殿の」

義明をば―一本「義明の若君をば」

三十一歳―一本「三十歳」

破り―一本「破りぬ」

その後晴元京に赴き、義晴を朽木より迎へて管領となり、右京大夫と名のる。（一説に、天文元年義晴を迎へ管領となり、其後海雲を殺せしといふ。）八月、大阪の門徒兵を起す。五年二月、即位の禮行はる。（文永六年、後奈良三十一歳にて践祚有りしかば、この年まで十一年大禮行はれずといふ。）今度の料は大内介義隆（義興の子。）調進せり。六月、中納言藤原兼秀敕使にて周防に下向、左京大夫義興を太宰少貳に補せらる。七月、叡山の衆徒大に起り、京中に亂れ入り、放火して日蓮宗をうつ。洛中大半燒けたり。是は日蓮宗門徒を破りし後、事の外に驕りしかば、叡山の僧惡みて征せしなり。八月、三宅出羽守國村其主高國が子晴國を殺す。是は近年大阪の門徒兵勢張りて屢々利を得しかば、晴國彼等に謀を通じて兵を起さんとす。晴元が將かくと聞きて、先大阪を攻めしに戰利ありて、こゝかしこうち破り、又國村かくては謀成りがたしと思ひて、晴元を殺し罪を遁れんとせしともいひ、又己が志を立てんとせしを、晴國許さゞりしかば殺せしともいふ。この年大阪の門徒大に起りて畿内所々に戰ふ。六年十月、御弓御所右兵衛佐義明北條氏綱が爲にうたる。初め古河成氏の子左馬頭政氏（家つぎて古河にあり。）三男あり。長子は高基、二子は義明、三子は基頼といふ。かの父子兄弟不快の事ありて、義明は奥に下る。政氏は高基に家讓りて關宿の城にありて享祿四年七月卒す。（政氏高基父子の合戰は永正四年の事なり。其故如何なることにや詳ならず。）其頃上總國の守護武

十三歳―一本「十一歳」

の戰ありて伊丹死す。伊丹は三好が縁者たれば、三好の者ども是を救はんと京より兵を發すと聞きて、柳本は枚方に奔る。晴元彼に援兵を遣す。元長是を恨みて阿州に歸る。晴元柳本して兵を掌どらしむ。伊丹の城をおとせり。三年の冬、晴元前非を悔いて元長をよぶ。晴元の弟持隆も元長と共に兵を聚む。（元長阿州に歸りしをりうかゞひて、高國兵を起せし故なり。）十一月、高國攝州に渡り晴元が兵をうつ。晴元が將藥師寺やぶれて降れり。四年の春、元長攝州に渡りて晴元を助く。六月、元長高國と天王寺の邊にて大に戰ひ、高國敗れて尼ヶ崎に奔る。元長をして追ひて戰ふ。高國脫せざる事を知りて廣德寺に入りて自殺す。（按ずるに、高國管領たる事十一年。一說に、民家に隱れ大なる壺の中に在るを見出して殺すといふ。）天文元年正月三好が一族京にて柳本彈正が子甚四郎を殺す。是は伊丹の讐を報ゆるなり。晴元大に怒りしかば、元長入道して罪を謝す。（薩摩守海雲なり。）義榮竝に持隆等異見せしかど、晴元不レ聽。六月二十二日、終に海雲を殺す。（六十八。）入道が妻三人の子を携へ阿州に遁る。（この時長慶は十三歳なりと云。）二年二月、一向門徒泉州堺をうつ。晴元の戰利なくして淡路に奔る。門徒堺に入りて住す。三月、門徒伊丹を攻む。木津長政京の日蓮宗を催して是を救ふ。門徒等敗れて死する者多し。四月、晴元阿州の兵を卒して兵庫に歸り、池田の城に入り、諸將して堺に向はしむ。門徒大阪に築いて守る。五月、大阪を攻む。門徒降る。

晴元―原本「晴之」に作る今一本によりて改む

若し又義維の子たらんには、義維といひしは、義植の弟か、義澄の弟かにてありしなるべし。

大永六年、高國讒を信じて、家人香西四郎左衛門光重を殺しければ、其一族皆叛く。この時に乘じて元長兵を阿州に起して、攝州に渡り泉州に至る。高國將軍の仰せを承りて、越前の朝倉、若狹の武田、江州の六角京極等の兵を召す。七年二月、三好が兵と京にて合戰利あらず。三月、元長自ら義榮晴元に從て堺に至りしかば、兵勢大に張り、高國が諸城皆おち、伊丹一城殘れり。高國兵をして伊丹を援ひ、自らは東寺に陣す。元長丹波の波多野孫右衛門、河内の遊佐河内守と謀を通じ、四國の兵を召して高國を攻めんとす。（この時波多野は但馬丹波の兵一萬二千。遊佐は畠山が兵を引き來る。波多野は香西が兄といふ。）高國元長と和を講ず。享祿元年正月、和既に成りしかば、佐々木、京極、朝倉等の兵皆々歸國す。高國元長が僞り和せし事を聞きて伊勢に奔る。北畠植親を頼みしかど不レ許。江州に行て佐々木高頼を頼むにも不レ許。越前に行きて朝倉を頼むも許さねば、北海を渡りて出雲に行き、尼子を頼みしに是も不レ許。終に備前にゆきて浦上掃部頭をたのむ。是により義晴も京を落ちて江州に奔る。朽木民部少輔植綱がもとにあり。晴元は堺にあり。二年、山崎に於て柳本彈正（香西が弟。）伊丹彈三郎、私

讀史餘論　卷十二

○室町家代々將軍の事　下

義晴は義澄の子。一説に、義植の猶子と云。治世三十年。細川右京大夫高國播州より迎へ、大永元年六月入洛。十二月、義植の官職を停めて、義晴任二將軍一。十一歲。高國管領たり。入道して道永と號し、又常植といふ。三年四月、義植阿州撫養にて薨ず。五十八。子孫今にあり。平島と號す。諸將相議して義榮を嗣とす。

三好家譜に、この時諸將は義持の弟義國を立んとするに、三好元長義榮を立つと見ゆ。大系圖には、義榮といふは、義晴の弟義維の子としるせり。何れも不審。義持の弟に義國といふ人なし。縱令これありとも、この時まで存生たるべきにもあらず。又義榮の父義維といふ人義晴の弟たらんには、この時義晴さへ十一歲なれば、その弟は猶幼かるべきに、子のあらんやうもなし。その上三好記を見るに、義榮永祿十一年に五十八歲と見えたり。されば大永三年には十三歲なり。誰人の子なりしにや。

二十六歳—一本「二十九歳」

戰ひ始る。初め政元子なかりしかば、故の管領右京大夫頼元が二男右馬頭滿國が曾孫民部少輔政春が男高國を養ひ、又九條殿の末子澄之を養ひしかど、會々政元が心に不レ叶。さてこそ澄元をも養ひてけれ。されば高國と初より澄元とは間快からず。澄元義興が歸國をきゝて、阿州より兵を發し高國と戰ふ。高國やぶれて江州に奔る。再び兵を引きて上洛す。是は義植澄元と心を合せ高國をうたんとし給ふよし聞えしが故なり。（義植のかくありしは、高國やう〳〵逆節ありしによりてなり。）澄元播州に奔り、三好之長京師曇花院にて擒となる。この年六月、澄元阿州にて卒す。（廿六歳。）舍弟晴元を嗣とす。大永元年三月二十三日、當今即位。是公家武家共に衰へし故、踐祚よりこの方二十餘年を經るまで大禮延引。三條逍遙院入道の計ひにて本願寺より御即位料を調進せしかば禮行はる。此賞に本願寺代々門跡に准ぜらる。同月二十五日、義植京を落ちて淡路の國へおもむく。是を島公方といふ。（復職の後十四年に及ぶ。）此年七月元長囚を免れて阿州に歸る。

つれ〲　一本「連に」

五月、三好長輝入道喜雲阿州より攝州へ渡り、細川佐々木が兵と共に義興と戰ひ、打ちまけて父子三人京の百萬遍の寺にて自殺す。六月、義尹入洛。七月再任二將軍一、大内介管領となる。六年十月二十六日の夜半、盗幕府にいる。義尹自ら防ぎ戰ひ九瘡を蒙る。同月、兵を江州へさしむく。七年二月、京勢敗る。同月、上杉顯定家人長尾爲景が爲に越後にて死す。（五十七。）この人十四歳にて越後より鎌倉へ赴き、關東を領する事四十餘年。子なくして古河成氏の子顯定と憲實が孫憲房を養子とす。八年八月、前將軍義澄江州岳山にて薨ず。（三十二。）法住院殿と申す。この月、細川右馬助政賢（勝元の叔父右馬入道持賢が孫。）四國東國の勢を催し京を攻めんとす。義尹義興丹波に奔る。政賢京に入る。義尹兵を集めて歸洛、舟岡山にて合戰、政賢敗死す。九年、義興叙二從三位一。軍功によりてなり。十年三月、義尹江州に向ひ軍敗れ、五月歸京。名を義植と改む。十三年、北條早雲三浦介導（陸奥守。）その子新井惡次郎義意（彈正少弼。）を亡し、兵威強くなりて、兩上杉やうやく衰ふ。十五年八月、大内左京大夫義興職を辭して歸國。（在京十餘年。）公家武家の事を執行ひしかば財盡きて歸るといふ。この頃公家武家同じく衰微、京師あれはてぬ。公家の人々義興を頼みてつれ〲彼國へ赴くあり。又國々の大名を頼みて下向の人々もあり。十七年、細川澄元と高國と

數十年―一本「十餘年」

せ、上皇終に陣中に崩じ給ひき。かくて數十年の間は細川ひとへに公方の御方の如くなれば、勝元死し山名も死せし後、代々管領の家たる故、その子政元父につぎし也。政元管領とならざりし時、義豐と心を合せて政長をうち、主の公方義村を捕へ、義政の約せし旨有りとて義通を伊豆より迎へ、さてこそ管領にはなりけれ。その時義村不君たれば是を廢し、義政の約せし如く義通を立つと世には申せしかど、實は義村政長を失ひ、援立の功を以て管領たらんとの詐謀なり。本意の如く管領たる事十五年、威福を擅にせしかど、おのれも又逆臣の爲に殺され、こゝにおいて勝元が血緣絶えて、政元が跡大きに亂れ、澄元澄之兩人相爭ひし事、政元が義政の跡を亂りしに少しも違はず。遂にはその家を滅しき。天の報應尤もあきらかならずや。

義尹重職。明義村也。文龜元年、官職を停めらる。是義澄政元が請によりしなるべし。周防にある事十六年、明應二年より。大内介を賴み名を義尹と改む。永正五年正月、義興京の亂を聞きて義尹を取りたてゝ、九州中國の兵を催して上洛すと聞えしかば、管領細川右京大夫澄元阿波へ奔る。將軍義澄江洲へ奔りて佐々木を賴む。四月、義尹義興和泉の境に至る。

義視―一本「義就」

心おかせ―一本「心をよせ」

上皇―此上一本「主上」の二字あり

按ずるに、勝元始め子なくして、舅山名入道が子を養ひ、實子政元生れしかば、養子を僧となせしより、山名と心よからず。山名義政の御臺所に賴まれ義尙を保護し、澁川、畠山が家督を爭はしめて世を亂る。是義視は勝元が輔佐する所なれば、まづ勝元が黨をさりて後、勝元をも亡し義視を謀らんとの事と見えし。さて政長が義視にたしなめられし時、勝元忍びて是を救はず。世には義政の旨を重じて彼を助けずといへどもしかはあらじ。その時は義政義視共に山名入道が陣におはしければ、忍びて時を待ちしなり。政長が兵敗れて、義就家をしりたりしかば、山名が黨の志を得ておこたりし隙を窺ひ、やがて義政義視を己が陣にとりたり。されども義視は初より己が輔佐する所なれば、義政の疑あらん事を察しければ、はかりて義視をば伊勢へ奔らしむ。猶義政山名に心おかせ給ひしかば、やがて上皇をとりて陣中に置き參らせ、もし義政違變あらば、天子を挾んで戰んとせしなり。その後義視を伊勢より迎へしに、又雜說有りしかば、義視を再び山名が陣へ奔らしめ、義政義視兄弟の爭の如くになしたてゝ山名と相戰ふ。是れ皆君の爲にせし所にあらず。己と山名と私の戰に、主を劫してその陣にとらへ置きしなり。それのみならず、兩帝をとり參ら

澄之——一本「澄元」

たり。九年九月、後土御門院崩。五十九。在位三十六年。亂世の最中にて御葬の料なく、四十日餘内裡の黒戸に置き參らせ、十一月葬る。後柏原院踐祚。先帝太子。三十七歳。永正元年十月、山内の上杉顯定と扇ヶ谷の上杉朝良と河越にて戰ふ。二年和睦す。この時北條早雲その子氏綱父子武州へ出で、その威關東に振ひしかば、兩上杉相共に北條を防ぎ戰ふ。四年六月二十三日の夜、細川右京大夫政元其下のために被殺。四十二。是は政元の家人香西又六といふ者反謀ありて、政元が右筆戸倉といふ者に賂ひてうかゞはしむ。政元愛宕精進の爲めとて、今夕浴室に入りしを戸倉殺せり。近習に波々伯部といふ者出て合ひしを、是をも一刀さしてにげ去る。波々伯部は死なず。政元外法を脩して子なし。下屋形讃岐守元勝が子六郎澄元を養子とす。系圖には、讃岐の守義春が子とあり。○細川が家四國を領せしに、頼之より以來嫡流は管領たれば、在京して上屋形といふ。頼之が弟左近の將監詮春が後は讃州に在國せり。阿波の守滿之が後は阿州に在國せり。是を下屋形といふ。澄元義澄を奉じて江州に奔る。香西等相議して、政元初め九條關白尚經末子を養ひ、九郎澄之と名乘せしを取り立て、嵐山に城を構へこもる。七月、澄之兵を引きて上洛。三好筑前守長輝等兵を發して、攝州より上り京にいる。八月、香西と戰ふ。波波伯部先がけして遂に戸倉をうつ。香西矢に中り死し、その黨破れ、九郎澄之殺され、洛中靜謐。澄元管領となる。十六歳。是より三好あらはる。

いはれ―此下脫字あるか

も理なり。實に天のなせる禍にはあらず。自なせる孽ののがるべからずといふべし。然るを今の人尤に傚ふの戒を知らずして、たゞその風俗を思ひしたふ事、いかなるいはれや、心得がたし。

義村は今出川入道大納言源義視が子なり。前職四年、再任十四年。義政につぎて後、明應元年八月、兵を帥て江州の六角高頼をうちて三井寺に陣す。高頼甲賀山にのがる。義村歸京。二年三月、河内にむかひ、畠山上總介義豐を討つ。管領畠山左衞門督政長したがふ。（按ずるに、義豐は義就が子なり。政長義就は兄弟の列なれば、義豐が爲には伯父の列なり。義就は今年卒せしと云。）四月、義村正覺寺に陣す。義豐は譽田に陣し、ひそかに細川が家人三好二郎左衞門之長に通じて細川が加勢を乞ふ。之慶（之長が子。）主人右京大夫政元を勸めて義豐を同ぜしむ。義豐正覺寺を攻むるに及びて、政元是を助けて同じく攻む。畠山政長うたれ、其子尾張守尚順は紀州に走り、義村とらはれたり。かくて政元伊豆國より政知の男義道を迎へて主とす。其年六月、義村潛にのがれて越中に赴き、それより又周防にゆき、大內がもとによる。

義澄初の名義通、改二義高一。堀越殿の男。政元が爲に被レ立。在職十四年。（于レ時十五。）明應三年、伊勢新九郎入二相州一取二小田原城一。六年九月、古河成氏卒す。（六十四。）其子政氏立。左馬頭

牙儈〻商人のさいとり

敗るといふべし。四つには、茶事を好み給ひて、古畫古器を多く聚め給ひて、今の世にも東山殿の御物なりといふ者はその價殊に貴し。かゝる事は閑人散士の聊か平生を娛むには左もこそあらめど、其流弊は難レ得の物を求めんとし、有用の財を盡して、士大夫の如きも牙儈の事に習ひて廉潔の風を敗る。五つには、この時驕奢の餘、天下の財既に盡きはてしかば、刀劍の價を定めらる。その價の高下を以て、奉公の淺深に從ひその賞に充て行はれし。その習はし今に殘りて、君上に奉る物にも先其價を論ずるに至れり。いと淺ましき事とぞ覺ゆる。是等の五つを初て、後代の人奢侈を好む心生じ、國家の財を費し、士君子の風俗を敗る事、彼の治世四十九年がうちに出來て二百餘載の今に及べり。書の五子之歌に、內作二色荒一、外作二禽荒一、甘レ酒嗜レ音、峻レ宇雕レ墻、有レ一二于此一、未レ或レ不レ亡と見え、伊訓には、敢有下恒二舞于宮一酣中歌于室上。時謂二巫風一。敢有下殉二于貨色一恒中于遊畋上。時謂二淫風一。敢有下侮二聖言一逆二忠直一遠二耆德一比中頑童上。時謂二亂風一。惟茲三風十愆、卿士有レ一二于身一家必喪、邦君有レ一二于身一國必亡と見えし。誠なる哉、是等の事身に一つありてだに、家をも國をも亡しつべし。ましてやこの公方には一つとして殘る所もなくおはしければ、世の亂れし

蠹害―害毒

不訾―無量

祖東國に移らせ給ひし初、世の人は鎌倉をこそ御座所となさるべけれと思ひしに、左はなくてこの所に都城を定め給ひ、永世の業を開かれし神謀のほど、是又前古に超絶し給ひし御事なり。誠にこの所は文事武備兼ね全からんには、百代といふとも動きなかるべき地勢にては有るなり。

今の世、國の蠹害をなす事の東山殿の時より始れる事どもいくらもあり。此後何れの世にかこの流弊を改らるゝ善政はおはすべき。一つには、この公方は宮室を治め園池を廣め給ふ事を好み給ひき。今も東山に銀閣などの遺跡有るにて知りぬ。さればば後來これらの事好める人、皆彼世の事を思ひしたひて是に倣ひしかば、民力を殫し國財を費す事多かり。二つには、この人萬の物に過奢を好み奇物を翫び給ひしかば、その世の工皆心力を盡して造り出せる翫器多く、今も東山殿の時のなりといひぬれば、世の寶とするもの少からず。是れ富貴の人の侈奢の心を開く媒となる事多し。三つには、この人天性心匠おはせしが故に、萬の事に物ずきといふ事出來しかば、今に至るまで好事の人物ことに古式をいとひ、我巧智を用ひて新奇を競ひぬ。凡古禮の廢れゆくと不訾の財を費すとは皆此物ずきといふ事より起れり。尤も風俗を

畏れて—一本「多く」

この心得を知り給ひしと見えし。昔源平の兩家相ならびて朝の御かためにおはせし時、弓馬の術いづれまさりおとりはあらず。保元平治の亂に平氏の勳功有りし事、源氏の人とは猶まさり給へり。然るにわづか二十餘年が程に、その武事殊の外に衰へ、源氏の起るに及びて、たつあしもなくかけ敗られ給ひし事、その家運の盡ぬべき時至れりとはいへども、平家の人々この年月都の内に住み給ひ、公家の人々と朝夕に親みならひ、武勇の事いつとなくうち忘られしに因ればなり。賴朝この事を遠からぬ鑑とおもひ給ひしにこそ、六十餘州が中に殊にすぐれて用」武の國と申すなる武藏相摸の間に居をしめ給ひき。されば遙に世をへだてゝ、高時入道が亡びし日までも、武事においては見る所ある事ども侍りき。その後基氏の代に又鎌倉をたもち給ひしかば、この所は後人の議する所にあらねど、今の代の天下の如く、人畏れて物盛りならんには、猶よからぬ所もありぬと覺ゆ。その後は織田殿近江の安土を御座所とせられしが、幾程なくて失はれ給ひしかば論ずるに及ばず。太閤秀吉初は聚樂に住して伏見に移り給ひ、又大阪の城を構へて、子孫萬世の御座所と思ひ給ひしと見えしかど、彼の地も武家の住み給ふべき所とも思はれぬ事ども多し。然るに我神

子――一本「末子」

所にや――一本「所も侍るにや」

程に、その後は常々京鎌倉の間快からず。義教遂に鎌倉を滅されしかど、東國の者ども數世の舊主を慕ひ、京の御下知をも受けず。又持氏の子古河殿をとり立て主となし參らせしより、東國先づ亂れて、足利殿の代を終るまで遂に靜ならず。されど義詮不器におはせしかば、尊氏直義相議して、其藩屛を立ておかれし事、一義なしともいひがたし。事勢いかにともすべからずとは是なり。二つには、幕府を京に開かれし事なり。義詮よりこのかた、代々の將軍、都の中に生長し給ひしかば、歌鞠管絃の遊にのみ日を送り給ひ、物ごとに華美を好み給ひ、武備ことの外に弛みしかば、稍もすれば強臣の爲に劫され給ひ、世も又隨て亡びぬ。されど足利の世の初には、南帝吉野に渡らせ給ひし程に、自ら北朝の御固めの爲に、都の內に幕府を開かれしなるべし。是又如何にともすべからざるものなり。抑々建都の事は甚仔細あるよしを申し傳へ侍り。我朝には平安城は誠に王者の都にては有りけり。有德の君にあらずしては一日も保ち給ふまじき地勢にて侍り。されば何れの代の戰にても、京方一日も支へしといふ事をば不」聞、されど桓武帝此京を定め給ひしよりこのかた千五百年が程、動なき帝都也。異朝の洛城によく似たる所にや。其後賴朝の大將は先

従ひよろ―一本「従ひより給ふ」

十一―一本「二十一」

は譜代の家を立てられし、かへすぐ〳〵も大きなる誤といふべし。(この事足利殿の代の初より有し事なり。)應仁の亂のよりて起るところなり。漢文帝の時賈誼が諫め申せしも、近くは明の建文帝の世の亂も、このことにて有りしなり。後漢の光武趙宋の太祖は能くこのことを心得給ひて、功臣藩鎭の權を收めたまひき。譬へば虎に翼を付くることのごとし。翼なからんだに、その爪牙の利畏るべし。ましてやそれに翼をつけたらんに、いかでか飛びて人を食はざらんや。このいはれをば近代織田、豐臣のごときもゆめ〳〵知りたまはざりしに、我神祖のみ能く心得させたまひし御事、誠に千古に卓越し給ひぬ。萬代の後までも從ひよるべき御事にや。昔北條が家九代まで保ちしも、この心得の有りしとは見ゆれど、そのなせし有樣は皆々詐力に出たれば論ずるにたらず。この外に室町家開國の初に大きに誤りて、その代の末の亂も又是によりしこと二條あり。されどもその事勢をはかるに、如何にともすべからざる所なり。その一つには關東八州の事を基氏に分ち與へられしことなり。その後義滿の世、氏滿に奥兩國を與へられしかば、鎌倉殿管領の國既に十一ヶ國、その數は少かりしかど、土地の闊く兵馬の強き、恐らくは日本半國に敵すべし。されば義詮の代より鎌倉を疑ひし

定策國老…唐の文宗の時以後宦官專横を極め皇帝の廢置その掌握にあり定策國老門生天子の稱あり定策は試驗の及落を史する也門生は受驗生也

驕逸—驕奢逸樂

朝不二必然一。弘仁以往、少納言及侍從爲二近習宣傳之職一。而此御宇初置二當所一、と見えし。是等の記せる所を以て見るに、室町殿の代伊勢が家司る所は、則ち本朝の藏人、異朝の內侍の職なり。貞親が代に至りて、威福の權彼が掌におちて、勢益々驕横にて、彼の明皇の世に高力士が省二決章奏一進二退將相一せしが如くなりき。甚しくしては義政の御父母なりなど自稱するに至る事、かの唐末の定策國老、門生天子の禍に異らず。異朝の宦侍といふ者は、もとこれ刑餘掃除の人にて、士流なほ是を鄙む事をしれり。この貞親が如きはしからず。桓武平氏の流にて、弓馬の業を家にし、代代の公方に近侍せし者なれば、その禍異朝の宦侍よりは猶甚しかりき。かゝる職掌の者出來て、謀議に與り威福を恣にする事、治世にてはなき事にて侍り。これ驕逸の主賢士大夫を見ることを憚りたまふ時に、近習の人してその宣傳の職を司どらしめらるゝより事起りしなり。この流弊遂に天下を覆すわざはひに至ることを知られんには、東漢の末、唐の衰へし代のことなど併せ按ずべき事なり。我神祖かゝることをよく鑑みたまひしにや、國初にはかゝる職をば置かれざりき。凡はまた義滿の時管領四職等を定められしに、天下の大名を引きすぐりて、その職に任じ、殊に

竝に—一本「辨」

供御—御食事

うれへ文の箱といふものを置れたりければ、あやしの民百姓まで申文をもて參りてこの箱に納る。史外記竝に少納言など次第に取り上げて是をよみ申し、群臣も各是を評定し、主上まのあたり勅定を下さる。うれへもし左右にあれば卽ち問はる。申文多くして事の外に日たけぬれば、やがてその座にて供御を參らす。諸卿も御膳をおろして各是を食ふ。その政もししはてぬれば、その後ぞ舞樂御遊などもありける。君の御心には、民の愁を聞召して御斷あるより外の大事なかりけり。嵯峨天皇より此かたすたれにけり。この君事の外に放逸にて、政を御心にいれ給はず。されどもその儀式は猶ありけり。五位の藏人二人をさして御椅子の傍にすゑて愁をきかしめ、群議を聞しめてのちに、聞召して成敗せさせ給ひけり。是今の職事の始なり。嵯峨の別業などへ常におはしましける故に、御暇なくして、みづから朝政にあはせ給はざりけるなりとみえたり。又職原抄藏人所の下を考るに、嵯峨天皇の御宇弘仁年中初置ㇾ之。模ニ異朝侍中內侍等職一歟。彼侍中尤爲ニ重任一。內侍者官者之任也。或有ニ卑ㇾ之代、或有ニ貴ㇾ之時。古來官者知ㇾ事先賢之所ㇾ誇也。唐玄宗以ニ內侍高力士一爲ニ一品將軍一。爾降內侍執ニ文武之柄一、遂亡ニ唐祚一。依ㇾ之執政之官太惡ニ官者一。本

親元日記—寛正六年の日記

しは皆伊勢守貞親なり。貞親が事、記に見えし所詳かなり。且別記にも、貞親は御所様の御父なり。新造を御母とぞ申し奉る。是程の遠慮なしなれば、天下の御大事可二出來一事を顧ずとは記せり。伊勢の系圖竝に小田原にてしるされし舊記を見るに、室町殿御父分たるよし見えたり。その餘のものに支證なきか。但し應永五年、義滿武家の三職七頭を定められし時、伊勢守貞行を以て奏者とせられき。貞行が子伊勢守貞國、貞國が子從四位下伊勢守貞親なり。その嫡子兵庫助貞宗、のちに備中守、また伊勢守に任じき。是は金仙寺といひて、世に重く思ひし人にて、その父には似ぬ人にて有りし。貞親は文明五年正月、五十七歳にて卒せしよしなれば、應仁の前後は五十歳許にもや有るべき。親元日記などを見るにも、彼が當時の權勢管領職事も及ぶ所にあらず。初め義滿奏者の職を置かれし事、既に誤るにや。思ふにこの職は朝家の藏人の職掌によく似たる事とぞ覺ゆ。藏人といふ職むかしはなかりしを、嵯峨の御時より置かれしなり。續古事談を見るに、昔平城の御時までは、この國にもあさ政し給ひけり。その儀式、未だほの〴〵の程に、主上出て南面におはします。群臣百僚各座に接す。四方の訴人さうなく内裏へ參り集て、高き机の上に

變じ、勝元も猶子を僧とせしかば、宗全と壻しうとの中らひあしく、畠山も養子の後に實子生れしより其家亂れき。公方も管領も猶子して後志の變ぜし事、共に同じく、山名伊勢が人の家を或は助け或は傾けんとせし事又共に同じ。されば世の至て重き事、人の世繼の事ほど大切なるはなし。北條が鎌倉殿の嗣を絶えしこと、其後天子の皇統を亂りて王室を弱め、攝家の支流を分ちてその勢をそぎしも、皆是れ世嗣の事にあらざるはなし。孔子春秋を筆削し給ひし初に、魯の隱公元年に始められしも、繼嗣の事より國亂れしが故なり。禮記にもこの事を論じ給へり。されば異朝にも、世嗣の事を殊に重くしはべり。我朝の古も、令の中に繼嗣令を撰みおかれ、近くは我神祖天下の法式を定め給ひしにも、此事を返々仰せおかれし。是れ全く人臣の家のみにはあらず、人君の御事にかゝれるなり。東山殿の御跡の事、則これによりて重ねて亂れしなり。闇主自ら邦家を覆へし給ふも、奸臣世を亂らんずるも、必ず繼統の事に起るなれば、よく〳〵心得あるべき事なり。

義政の時、天下の政二つに出し由、應仁記にしるせし所、後醍醐中興の政破れし事の如し。是皆御臺所香樹院、春日局など内奏によるといへども、その事を執り行ひ

御方―此下に一本「人」字あり
宗全方云々―一本「宗全方人たりし後には」

し給ふ事も有りぬべし。然るに兵亂の中に成長し給ひ、世をしろしめされし事纔にてうせ給ひぬ。よからぬ東山殿は世をしり給ふ事久しかりし程に、天下終に亂れしなり。天のその邦家を亡さんとし給ふ時には、善者有りといへどもいかにともすべきやうなき者とこそ見えたれ。譬へば殷に三仁あれど紂王世を亡し給ふが如し。又義政の代に天下亂れしこと、その根本は驕奢に起れりと雖、ことの端となりしは義敎弑せらるゝによれり。その故は滿祐が逆罪によりて、義量の御時に討手を向られしに、山名入道が一族功ありしかば、其賞殊に多かりき。然るに此入道天性はらあしく、おごりぬる氣有りて、畠山が家を亂り、赤松が家の絶えん事を謀りて、遂にその壻勝元と不快にして、今出川殿を世に立て參らせんと、御臺所の御方申せしなり。この人嘉吉の功なくば、いかでかくまで世を亂る程の勢は有るべき。さて又畠山斯波各家督を爭ひし事、亂の端となりし第一なり。畠山が事は初め政長を勝元が贔屓にて宗全方の人たり。後には宗全又義就に荷擔して是を立んとす。斯波が事、先には家老甲斐内縁によりて望みしかば、貞親是を用ひて義敏を退け、終には新造の申すにつきて貞親又義廉を退く。又この時義政猶子して後實子出來しかば、初の志

樵談治要—政道の要を記せる書▲一條の太閤は兼良

かにも溫順の人にてまし〳〵き。されど一日も位におはしまさゞれば、その德澤の世に及ぶといふ事もなし。義尙將軍は、凡て室町代々の內にはすぐれ給へる人主にておはしき。思ふにその性質の美のみにもあらず、父將軍の不德にて世を亂り給ひしに、大きに懲りさせ給ひしが故なり。自らの德をも修め給ひ、十一歲の御時より文學を好み給ひて、和歌をも嗜み給ひ、弓馬の藝を習ひて、書法をも學び給ひき。されば小槻宿禰雅久して論語を講ぜしめ、卜部兼倶に日本紀を講ぜしめられ、花御所の厩の前にて犬追物を御覽ずる事度々なりき。十五歲にて父に代り、天下の政務をしり給ふ。十六歲の七月、一條の太閤に望みて、樵談治要を撰ませ申され、十九歲の二月、詩歌の會を催され、二十二歲の時、大將拜賀の參內おはせしに、其禮にならひ給ひし由、世にも申し傳へ侍り。二十三歲の時、六角高賴を親ら討ち給ひ、甲賀に遁れ去りしを猶うたれんとて、鈎の里に陣し給ひし、其軍中にも孝經を講じさせ、春秋左氏傳を講じさせて聞召されしが、つひにその陣中にうせ給ひぬ。されば文事を好み給ひしのみにあらず、武事にも堪へ給ひし所おはせしと見えき。この人世にまします事年久しく、又善き人して政を輔佐し參らせば、若くは室町殿の代中興

るべし」と仰せられし。誠に深き神慮ありと覺ゆるなり。又天下亂んとては、驕奢の主出て、しかも天下に臨み給ふ事年久しき者と見えたり。義滿の治世四十一年。この時天下やゝ定りて、武家の禮式も備れるやうに、世には申し傳ふれども、この代に世の憂へ苦み、諸大名の恨み憤れる事最も多かりき。これたゞ上一人の驕奢によれる所なり。されど室町殿の代のさかりなる時なれば、動きなく世をも保ち給へり。その後義教治世は十四年なりしかど、天下以の外に苦み、この人今暫く世にましまさば、この代に天下は亂ぬべし。赤松がためにうせ給ひしは、室町殿の猶世を累ね給ふべきことの幸にて、しばしが程も世の亂おそかりしは、又其代の民の大幸にて有りしなり。さて義政の治世四十九年。この時に至りて天下の亂は出來しかど、その事の起りは皆々義滿に萠して義教に長じけるなり。況や四十九年が程驕奢を恣にし給ひ、天下の大名も下民も苦み窮りしかば、室町殿終に亡びしなり。猶もその代の内に亡びうせ給はざりし事は、世に英雄の人もなく、一つには天下久しく將軍の威に服せしいはれある故なり。（此いはれにつき仔細あるべし。）大學に雖レ有二善者一亦無レ如二之何一矣とみえし事、さもある事なり。今出川殿の御事は、その代のものどもに見えし所、い

九ヶ月―九ヶ度の誤にや

夏の世云々―書の湯誓に曰く、時日害喪、予及レ女偕亡、これ夏の民が桀王を憎みたる言なり

○足利氏論（一）

の御代となりて一年に十二ヶ月なされける。然るを當御代となりて、倉役の臨時繁く、かかりしかば、大嘗會のありし霜月には臨時九ヶ月、臘月にて八ヶ度なり。また彼の借錢を破らんとて、前代未聞の徳政といふ事をいひ出して、この御代に十三度まで行はれければ、倉方も地下方も皆絶えはてゝ、夏の世の民の、此日いづくんぞ亡びん、我爾と倶に亡びんといひしが如し。もしこの間近臣の中に君を思ふ忠臣あらば、などか諫め奉らざらんや。然るに天下破ればやぶれよ、世間亡びば亡びよ、猶いやましに懸取りて、他より一段美をみがくやうに振廻んとする無道は、是猿犬の前表なるべし。

按ずるに、天下やゝ定りぬるに及びては、驕侈必ず生ずる事にや。記のしるす所を見るに、室町家の政亂れし事、既に義滿の代に萠し、義教の代に長じ、義政の時に至りて極れるなり。倉役といへるは、富商富民にかけて錢かり給へるなるべし。かく國用の不足するといふ事は、皆是れ上一人の驕侈によれり。その流弊下民に歸して、怨苦せし所の禍、終に又上一人に歸するものなり。天下の亂といふ物は、そのよる所端多しといへども、その根本は天下の財つきて、民窮り大名貧しくなれるより事起るなり。我神祖府庫の金銀を御覽じて、「この金銀半にならん時に天下やゝ亂

五番―此上に原書四番を闕く

嚴麗―極めて華美

鹿苑院殿―義滿

普廣院殿―義敎

者、御政道の不政の事をかなしみ、密々に諫言をつゞりて一紙の狀を捧げしに、義政大きに怒り給ひ、「諫むる所に一つとして道に當らずといふ事はなけれども、その司にあらずして、法を行ひ諫言を納るゝ條、狼藉是に過る事あるべからず」とて、所領を沒收して追ひ出さる。○亂前の公家武家都鄙遠境の人民、憂悲苦惱せし因緣は、義政曾て人の費に乘ずる事をしり給はず、心恣にもたせ給ひて、仁政を下し給はざる故に、もし五六年に一度あらん御晴さへ、諸家ゆゝしき大儀ぞかし、然るに五年の中に九ケ度まで執り行はれしこそ悲しけれ。一番に將軍の大將拜賀、二番に寬正五年三月、河原猿樂、三番に同年七月、後土御門院御卽位、五番に同八月八幡上卿、六番に同九月春日御社參、七番に同年二月大嘗會、八番に文正元年三月、伊勢御參宮、九番に花の幸。是によりて諸家の大營、萬民の費、言語の不」及ところ也。○又花御所の甍、珠玉をみがき金銀をちりばむ。その費六十萬緡。竝に高倉御所義政の御母御臺所のちに入り給ふ腰障子一間の價二萬錢なり。是を以てその嚴麗をも計るべし。○是を以て諸國の土民百姓等に課役をかけ段錢棟別を色々の樣をかへて譴責すれば、國々の名主百姓は耕作をし得ず、田畠を捨て乞食して、足に任せてもだへゆく。鹿苑院殿の御時は倉役四季にかゝりけん、普廣院殿

伊勢新九郎―北條早雲
迄の―一本「の」字無し
論人―起訴者

勢新九郎京より駿河へ下向し、今川に屬すといふ。延徳元年長享元年より中間一年を隔つ。三月二十六日、將軍從一位内大臣源義凞鈎の里の陣中に薨ず。二十五。在職十七年なり。義政嗣なければ義視と和す。四月、義視美濃より歸洛落飾。その子義村を義政養ふ。二年正月七日、前將軍從一位左大臣准三后義政薨ず。五十六。治世四十九年なり。七月、義村將軍宣下廿五参議從四位下中將たり。三年正月七日、入道大納言源義視薨ず。五十三。四月、從三位左兵衞の督源政知伊豆國に卒す。五十七。此人うせられし事、一説に茶々丸御曹司に殺されしともいふ。應仁記に義政天下の成敗を管領に任せず、たゞ御臺所香樹院春日局などいうて、理非をも辨へず、公事をもしり給はぬ青女房、僧比丘尼達の計ひにて、酒宴婬樂のまぎれに申し沙汰せられしかば、只今迄の贔屓につのりて、論人に申し與ふべき所領をも、又賄賂にふけり、訴人に理をつけ、又奉行所より本主安堵を賜はれば、御臺所より恩賞を彼行。如此錯亂せし間、畠山両家も去る文安元年甲子より今年應仁元年丁亥までに纔か二十四年の中に、兩家互に勘當を蒙る事三ヶ度、赦免せらるゝ事も三ヶ度なり。これを見るに何の不義もなく、又何の忠もなし。又武衞の家に義敏義廉、纔に十年の中改動せらるゝ二度なり。是皆伊勢守貞親吹擧の下より出て、色を好み婬著せし故なり。○その頃江州鹽津の住人熊谷といへる奉公の

四十二―一本「四十四」

山名、一色被ㇾ參、畠山左衛門の佐下向。大内新介降り、武衛土岐下國して、洛中靜謐。御所樣御悅にぞなりけると云々。五年三月十九日、山名右衛門督持豐入道宗全卒す。七十 五月十一日、細川右京大夫勝元卒す。四十四。應仁元年より是まで七年の戰、勝負未ㇾ決して兩方の大將病死す。されどその餘黨猶洛中に戰陣す。十二月、義尙元服、征夷將軍正五位下左中將たり。時に九歲。畠山政長管領たり。七ヶ日にて止職。同義統管領す。九年十一月、山名方の大名皆々京を去りて歸國。義視は美濃へ赴く。統岐もとより山名方たりき。洛中靜謐し、畠山政長又管領となる。應仁よりこの年まで十一年に及ぶ。是より諸大名在國して近國を押領し、武家の威衰ふ。十年成氏顯定と和睦し、古河へ歸る。顯定は山内の家をつぎ、上野平井城に在りて八州を管領す。扇ヶ谷の修理大夫定正が臣太田道眞が子道灌武州に在り。この父子が謀にて、在國の兵山内を背きて扇ヶ谷に隨ふ者多し。是より兩上杉戰に及ぶ。同十一年十一月義尙十五歲、判始評定始。是より義政は東山の東求堂にありて、古器古畫を翫び、年月を送り、北山の金閣に准へて銀閣を作らる。此時義政四十二。十七年、古河成氏和を義政父子に乞うて赦さる。十八年、勝元が子細川右京大夫政元管領たり。此年、顯定が謀にて、太田道灌定正に殺さる。是より扇ヶ谷衰ふ。長享元年九月、佐々木六角高賴上洛せず。義尙親征。高賴甲賀山に奔る。義尙鈎の里に陣す。この年伊

よし謀ると聞えしかば、義政も疑ひ給ふと聞ゆ。勝元その疑を解んため、義視を叡山に上らしむ。（應仁別記に、十一月五日、義視上洛。十三日の夜、雨中に登山としるせり。）やがて宗全が陣に迎へ主君とす。（十一月二十五日。）是より將軍兄弟國を爭はれし如くになりぬ。文明元年、近江に六角龜壽丸山名方にて起りぬ。大內の留主二尾加賀守は主に叛き細川に屬す。この隙に少貳嘉頼が子教頼對馬より出て、筑前の本領を取返し九州亂る。二年七月、一條關白兼良辭退。時に六十九歲。相傳の書悉く兵火にやく。その後奈良へ蟄居。その子前關白教房は兵庫へ下り、その孫房家土佐に下る。その後赤松勢播磨より上りしに、兼良の孫殺さる。その時兼良、

とても死ぬる命をいかで武士の家に生れぬ事ぞくやしき

十二月、後花園上皇室町殿にて崩ず。（五十二。）三年正月、悲田寺に葬る。五月義政越前を朝倉孝景に給ふ。越前は斯波領しけるを、家老甲斐兵亂のまぎれに主を殺し國を奪ひしを、朝倉是をうつ。その後武衞の子孫浪人して關東へ赴く。尾張も武衞の國なりしを、家老織田奪へり。（大系圖に、義廉は應仁の時朝敵に同じ。これは義良を家督とす。義良は義淳の子、後に義寛と改むと見えたり。この人殺されしにや。）この年、古河の成氏、上杉顯定に古河をおとされて千葉へおつ。四年洛中の戰猶やまず。義政の仰せによりて能登の畠山（義澄）細川に降り、北國路開けて兵粮多く東陣に聚る。山名方の輩降る者多し。（應仁別記に、

二十三日―一本「二十二日」
應仁別記―應仁亂の事を記せる書
御引―一本「御贔屓」
其方樣もの―一本「其外の者」

構へぬ。五月二十四日、山名方一色左京大夫が構、御倉の正實が屋形を、勝元方成眞院うち入りて陣取たり。明くれば二十六日、兩陣相分れて矢軍を始めたり。此日勝元出仕して、御旗竿を申し下して、四足門に御旗をたつ。○細川方、勝元（攝津、丹波、土佐、讃岐）讃岐守政之（阿波、三河。）備中守（備中）淡路守（淡路）和泉守護（和泉）斯波義敏、畠山政長（紀伊、河内、越中。）京極大膳大夫持清（隱岐、出雲、飛騨、近江。）赤松二郎（播磨、備前、美作。）富樫介（加賀）武田大膳大夫國信（安藝、若狹。）凡二十二州の兵十六萬餘人。○山名方、宗全（但馬、播磨、備後。）相摸守入道（伯耆、備前。）因幡守護（因幡）修理大夫（美作、石見。）斯波義廉（越前、尾張、遠江。）畠山義就（大和、河内、紀伊。）修理大夫義純（能登）一色左京太夫義直（丹後、伊勢、土佐。）土岐左京大夫成頼（美濃）六角四郎高頼、大内新介政弘（周防、長門、豐前、筑前、安藝、石見。）河野（伊豫）凡二十七州十一萬六千餘人。かくて六月より日々に戰ふ事止まず。洛中洛外悉く兵燹。八月、勝元主上上皇を花御所へ迎へ參らす。是は義政山名に心を通じ給ふと聞えしかば、主上上皇を翼戴せんとの謀なり。（八月廿三日也。）この月、義視伊勢國司北畠中納言教具が館に奔る。（應仁別記を按ずるに、義視五月二十五日より義政と一所にあり。八月廿日、細川が屋形へ招ず。義政此事を尋られしに、御所樣子には山名を御引あれば、この御所を頼入たると計答ふ。廿二日に義視より使して、一所におはさん事は勝元申支ふる故に、延引の由なりしに、等閑なき事肝要なり。たゞ其御所にと義政より仰せられしかど、廿三日に戌の刻ばかり、御所を出て伊勢に下られしと見えたり。）二年正月より三月迄、東西の陣洛中にて戰へば、其方樣ものども國々にて相戰ふ。四月、勝元義視を迎ふ。十月歸洛。然るに義視を勝元が君とせん

主上御幸―一本「行幸御幸」
參りしかど―一本「參りしが」
左馬頭持堅―一本「右馬頭持賢」

に政長と戰はんとす。政長御靈の森に退く。是れ細川が要害に近ければ、その合力を思ふ故なり。宗全やがて室町殿へ主上御幸をなす。この日又勝元へ御使有りしかど承伏せず。義視より細川民部少輔教春を使となさる。教春身の暇申して參りしかど、勝元も政長に合力すべからざるよしを領掌す。落書に、

春くれば又うち返す畠山なほいさかひの種を蒔くらん

かくて十八日の卯時より終日戰ひくらし、政長は勝元が助けざりしかば、その夜落ち行く。この時政長討死のよし申せしなり。

古具足御靈まできて尾張殿細川ぎれをたのむはかなさ

細川は墨俣川と名のれかし尾張そこなふ川とこそきけ

かゝりしかば、洛中暫く靜謐して、山名畠山が驕奢最も甚し。かくて勝元が叔父左馬頭持堅入道内々勝元を勸めければ、宗全と軍起らんと聞えしかば、今出川殿細川山名が方に行き給ひて、和睦の儀を仰せらる。勝元が謀にて、赤松二郎が舊臣等播磨備前にうち入り、勢州へは土岐世保五郎政康うちいり、尾張遠江へは義敏が舊臣等打入、若狹今富の莊へは武田下向して、一色が家人を追ひ出す。宗全が方人憤りて、屋形々々に要害を

にょかりぬと思ひて、姉の尼安清院して御臺所へ毎日申しければ、やがて出仕の事御ゆるしあり。文正二年十二月二十五日に、上洛して出仕す。其あした彼が旅宿の千本の地藏院の門扉に落書す。

右衛門佐いたゞくものが二つあり山名が足と御所の盃

明れば應仁元年正月朔日、管領畠山左衛門督垸飯を勤む。二日は恒例にて、管領へ御成始たるべし。しかるに明日の御成思召仔細あれば後日を期せらるべしとあり。政長「四五年の間、八ヶ度の大儀の御晴して奉公他に異なり。別の御感こそなからめ、此後は如何なる事ぞ」と周章す。義就は政長屋形を追放して取らんとす。政長が方にも矢倉掻楯かきて是をまつ。例の如く十五日山名が垸飯事訖りて、夜半ばかりに今出川殿へ參り、室町殿へ入れ參らせ、義就上洛の上は萬里小路の館へ移らんとするに、勝元政長に力を合す。且は上意に背き、且は叛逆を企つるか、上使を以て政長に合力の事を止めらるべきよし室町殿へ申しければ、やがて上使ありけれども勝元承伏せず。遂に「諸家の輩政長義就に合力すべからず、たゞ相手むかひに勝負を決すべし」とあり。山名「此程晝夜四日迄歎き申せしに、此御下知はいかにや」といひしに、義就「御下知尤も願ふ所なり」とて、十八日

此後―一本「此仰」
義就は云々―一本「義就は政長追出して屋形を取らむとす」

わかめ—若妻、若布

今出川殿—義長をいふ

して—一本「こそ」

の悤劇甚し。その時の落書に、

　義敏は二見の浦の蜑なれや伊勢のわかめをたのむばかりぞ

　空蟬のうつゝなき世に出でずともつくし義敏入りて居よかし

今出川殿は、義廉御汲引のよしいひ沙汰せし程に、御兄弟不快のやうにありしかば、義視勝元が家に竊にわたり給ふ。又貞親がもとへは、天下を亂る張行によつて細川山名上意を得て、討手をさしむくとしらせければ、四月六日の夜、貞親父子並に新造、西堂、近江路にかゝりておつ。義敏も同日北國に落ち行く。九日に諸大名連判にて貞親が積惡を訴へ、誅せられざらんには皆々出仕を止むべしと望みしかば、貞親追放の仰せあり。

　貞親は近江のうらの鮒なれやめにまかれてぞ口にいりける

　くみおきし竹の力の強ければ破れかねたるしぶかはごかな

蔭涼をも誅すべしと望みしかば、是も請ふ所に任せられ、十一日に今出川殿へ日野内府を使として告文を送らる。同心の氣色なかりしに、一色伊豫守諫めしかば歸座ありき。さても畠山義就は日野内府北小路殿を頼み、御臺所へ歎き申せしかど、御赦されもなかりしに、宗全入道去る嶽山の戰にて彼が武勇を見てければ、彼をみかたとせば當家の爲

給ひて——一本「給はゞ」

三職——三人の管頭、斯波、細川、畠山

六年——一本「五六年」

明巖——一本「明意」

分國——己が支配に屬せる國

ければ、義視世を知り給ひて勝元その權を執りぬべし。いかにもして義視をはからんとてこの事に應ぜしとなり。

明る文正四年四月、斯波右兵衛督義廉右兵衛佐義敏爭論の事あり。是よりさき、斯波の總領千代德早世長祿三年の事か。して子なし。大野修理大夫が長子義敏をよつぎとして、三職の座におく。程なく甲斐、朝倉、織田等の家人と不快にて有りけり。伊勢守貞親が妻は甲斐が妹なりしかば、貞親によりて訴へしに、やがて澁川治部少輔義廉を立て給うて右兵衛督に任ぜられ、義敏を退けらる。筑紫に下りて大内左京權大夫教弘を頼みて有りしが、六年の後に、義敏が妻の妹貞親が妾となりて、新造と名づけて寵愛不」淺、その妾貞親をして取りなさしめ、義政が息松王丸を鹿苑の蔭涼軒貞蘂西堂の弟子となし、西堂して義敏赦免の事を歎けり。貞親が子兵庫助貞宗諫め止めしかば、貞親かれをへだて思ひしに、程なく義敏赦されて、寛正六年冬上洛して、十二月二十九日に、父修理大夫入道明巖と共に御所へ參る。この年の夏の頃、義敏を斯波の家督になされしかば、義廉しうとの宗全と議せしに、入道やがて分國の兵を召し集む。義廉も尾張、越前、遠江の勢を召して屋形に櫓を上げ、搔楯をかきて待つ。諸大名も皆國々より兵を召し上す。洛中

讀史餘論　卷十一

○室町家代々將軍の事　中

寛正元年九月、畠山右衛門佐義就又義政の命に背き、河内へ退き若江の城に據る。尾張守政長して攻めらる。義就、嶽山金胎寺に城守して戰ふ事やまず。三年四月、義政、細川、山名、武田、佐々木等すべて二十餘州の兵をして政長を助けらる。金胎寺陷る。四年四月、嶽山陷る。義就高野山に奔る。政長是をせむ。義就ひそかに吉野山に遁る。十二月、政長上洛。後土御門院寛正五年八月、政長管領たり。この年十一月、義政弟淨土寺の門主義尋を歸洛せしめ、從五位下左馬頭義視と名のらせ、天下を讓らんと約し、細川勝元をその執事とす。（義政は廿九歳。義視は廿二歳。）六年十一月、義政男子を生む。（是即ち義尚。）御臺所（義尚の母。裏松贈內大臣重政の女。）竊に山名宗全を賴みて、その男を世にたてんことをはかる。宗全是に應ず。

按ずるに、勝元は宗全が聟なり。勝元初子なくして宗全が子を養ふ。その後實子生れしかば養子をば僧とせり。宗全心よからず。又赤松二郎が家を立てん事を恨みて

按ずるに、後醍醐南山へ遷幸ありしより、五十五年にて南北御合體。その後五十年には南帝ふたゝび吉野に起り給ひ、其後十五年にて討たれ給ひぬ。すべて南朝百二十年にしてほろび給ひき。

命じて和睦せしめ、同入洛。南朝記には、この度政長義政の命に背きしかば、義就兵を催して河州に向ひ、六月二十六日、譽田道明寺河原にて戦ひけると云々。王代一覽には、義就河州より出で、大和片岡の邊を抄む。義政呼返し政長と和せしむとみゆ。長祿元年九月二十六日、義政弟香嚴院を歸俗させ、二十三。左馬頭政知と名のらせ、關東の主とす。されども東國の兵多く成氏に志ありしかば、政知は伊豆國堀越に住す。山内扇ヶ谷皆是を仰ぐ。王代一覽には、寛正二年十月の事とし、左兵衛督とあり。二年六月二十七日の夜、南帝高福院殿崩御。神璽歸洛。南朝記傳に、滿祐が家人石見太郎三條内大臣實量に仕へしが、赤松が家絶えし事を歎きて、尊氏圓心を父と頼まるゝ由の文書等をも見せしかば、「いかにもして嘉吉の逆罪を免るゝ事や有るべき」とありしに、「南帝をうちて神璽を再び朝に獻じて罪を贖ふべし」といふ。内府かくと奏し、武家にも仰せられしによりて赦さる。赤松一族眞島、衣笠並に中村彈正等と相議し、十餘人南帝に仕へん事を請ひしかばゆるさる。此夜中村忍び入りて南帝をうち奉る。手負ひ給ひながら十津河に遷幸。終に崩御なり。中村討たれしかど、眞島、衣笠等神璽をば奪ひ得て、都に歸りて大内に奉る。義政やがて滿祐が弟義雅が子に性存法師といひし、それが子一松丸とて五歳なりしを召し出し、赤松二郎政則と號して、富樫入道安高が跡加賀半國を賜ふ。宗全憤りて石見をば闇打にして殺せり。應仁別記には三條殿に仕へしは石見太郎左衛門の尉、南帝を討ち奉りしは中村太郎四郎と云者なり、石見がうたれしは、三條殿にて幸若舞ありて人々群集して歸るさに、辻切のやうに討たれしとみゆ。

記にて一一本「しろには」既に一此下一本「伊勢にて討だれたらんには敎祐また伊勢へ行く可からず心得がたき事なれば」の三十四字あり

の家人長尾と成氏戰始りて、關東大に亂る。康正元年正月、武州立河原合戰。府中合戰。この時成氏敗る。三月二十六日、德本卒す。四月、山名赤松播州にて戰ひ、五月、赤松備前にて自殺す。山名罪ゆるされ、上洛して威を恣にす。

按ずるに、應仁別記には、この時彥二郎は伊勢へゆき北畠を賴みしかど、叶はずして自殺すとみゆ。南朝記には、滿祐誅せられし時、敎祐は伊勢にて誅せらると記し、其後文安の記に、敎祐伊勢にて誅せらるとしるせり。是一人の事をまづしるし、後に記せしと見えたり。さてこの所の記にて彥五郎が事ばかりにて、彥二郎が事は見えず。王代一覽には、父と同じ年に伊勢へ下りて自害したるは敎康と見えて、十九歳といふ。左馬介が殺されし所は、いづくにて殺されしとも不レ記、又其名をも不レ記。この度の事をば彥五郎則尙ばかり記せり。敎康既に、王代一覽に、左馬助が死所を詳にせざる歟。

六月、京より上杉房顯、定政等に仰せて鎌倉をせむ。成氏敗れて落ち行く。十月岡部ヶ原にて合戰。上杉打ち勝つ。十一月、羽繼原合戰。上杉敗る。分陪合戰。上杉うち勝つ。上杉武州五十子に陣す。康正二年の夏、畠山政長、義就河州萓振に於て合戰。義政二人に

怱劇―甚だ騒がし
二十三日―一本「二十二日」
任ぜられ―此下一本「許され」の三字あり
成久―一本「成之」
應仁記―應仁の亂の顛末を記せるもの

べきよし約せり。後義就出生せしかば、是に家讓らんとせし間、兄弟不快にて終に爭論となり、政長は德本が家を出て、細川勝元が宅にゆく。その家人は山名宗全が家に遣す。八月、德本が家人皆山名が宅に赴き政長に屬せり。洛中怱劇。二十一日の夜、德本は伯父滿則（修理大夫が事か。）が家にゆく。義就は山名相摸守（之敎）が宅に來れども入れざるによりて、遊佐河内守國助が家に入る。二十三日の夜、國助が宅放火。義就國助河内におつ。（一說に伊賀に落つと云ふ。）二十八日、德本建仁寺の西來院に蟄居し、政長に家繼がしむ。勝元最負に依りてなり。德本が一族諫めしかど、德本用ひざれば、父子一族七人腹切て死す。（按ずるに畠山が家やけし事、皆宗全が計ひなりとぞ。）辭世に、[illegible]

かばねをば東の山にのこせども名は西方にありあけの月

十一月二日、義政兵を徵す。山名を討たれんとの爲なり。管領勝元頻りに諫しかば、宗全が訴ふに任せられ、（是は今度畠山が家の事、宗全が所爲也とて誅せられんとなり。）宗全は但馬に退き、息男伊豫守は在京す。（勝元も其家人礒ケ谷今度の張本なりとて誅せしとぞ。）十二月、宗全勘氣を蒙りしを以て、細川讚岐守成久赤松彦五郎則尙（則尙は滿祐が甥也といふ。さらば滿祐が弟義雅が息なるべし。南朝記には彦五郎則尙と記し、下には赤松祐之同五郎則尙としるし、應仁記には彦二郎彦五郎とばかり有りて、其名は載せず。）が舊領の事を歎きしかば、赦されて播州に赴く。この月鎌倉にて、上杉右京亮憲忠殺さる。二十二。これより上杉

部類—一本「部」字なし
南方部類—一本「討南方宮部類」
御子—一本「御弟子」
持憲—一本「持富」

冬於紀伊國南方部類其頸京進。自畠山殿被執進之。相當年始、御敵之頭至來。爲後珍重。仍爲其今日、上下の人々被進御太刀者也。二十三日之下に、件宮、去年十二月二十二日、於紀伊國隱謀露顯の間奉討之云々。二十七日の下に、この首圓滿院門主令還俗。於紀伊國北山云所有隱謀企之間、畠山左衛門入道仰國人等、去年十二月二十二日、於紀伊國奉討之、南朝護性院部類云々。

按に諸門跡系圖に、行悟南朝後龜山院の皇子後圓滿院宮僧正、圓悟は南朝五常院宮の御子、號圓滿院と云々。康富記にいはゆる護性院は、即ち門跡系圖に所謂五常院なるべし。その部類ともしるし、又前門主とも記したれば、この度討たれ給ひしは行悟僧正なるべし。然らば南朝記に、南帝の太子二人おはしますと記せしは、この時高福院殿と行悟とおはせしなるべし。

八月、赤松左馬助教祐（満祐の二男）朝鮮より歸りて、家起さんとして誅せらる。寶徳二年四月、鎌倉の成氏上杉憲忠不快にて、成氏江島にうつり、濱にて合戰。八月和議成りて成氏歸座。享徳三年四月、畠山尾張守政長と、伊豫守義就と管領左衛門督持國入道徳本が家督を爭ふ。初め徳本が子なかりしかば、弟尾張守持富が子政長を猶子として、總領とす

持氏の子―此下一本に「永壽王を立つ、初持氏自殺、春王安王いけどられて殺さる、末子」二十六字あり

地―一本「城」

康富記―中原康富の日記にして、應永八年より康正元年に及べり

く、南軍勝にのる。細川出羽守戰ひて城落ちしかば、南兵紀州に赴く。二年正月、江州の佐佐木大膳大夫入道崇體父子故ありて自殺。佐々木五郎飯高山に籠る。三年八月、飯高を攻め落す。五郎自殺。九月、畠山家老游佐兵庫助等紀州に向ひ、南兵と戰ひうち破る。四年富樫二郎畠山方。伯父富樫入道安高細川方。と加州の守護職を論じ、半國を分つ。八月、鎌倉持氏の子永壽王をば信濃の住人大井越前守持光かくし置けり。元服して左衞門佐成氏といふ。是義成の名を給りしといふ。上杉安房守憲實は持氏を亡し、その後出家して豆州に有りしを、かさねて京の催促とて結城をも攻めし事を恥ぢて、德丹淸藏とて二人の子出家せさせて、引き連れて西の方に遁れて、應仁元年、周防國にて死したり。伊豆に一子を捨て置きしが、成長して龍若丸といひけり。かくて上杉の家人等相議り、長尾左衞門入道昌賢等京都に請ひて、永壽王を鎌倉殿と仰ぎ、龍若を右京亮憲忠と名のらせて執事となす。十二月、游佐等又兵を聚めて湯淺の地をおとす。南帝の宮竝に楠二郎をうつ。五年正月、大臣以下御所に參賀す。義成左馬頭になさる。南方退治の賞なり。同二十七日、懸南帝の太子竝楠首。康富記、文安元年八月六日の下に、南方宮方於大和吉野奥被擧御旗之由、自熊野本宮注進。上野宮御部類歟。按ずるに、上野の宮とは成良親王の事を指すか。五年正月の下、十日、舊

義勝九歳にて元服、正五位下左中將、將軍宣下あり。嘉吉三年七月二十二日薨ず。（十歳。治世三年）落馬によりてなり。（或は一色が蠱ともいふ。）辭世に、

咲きてこそ人もさかりはみるべきにあなうらやまし朝顔の花

義成つぐ。（八歳なり。後に義政と改む。治世四十九年なり。）同二十八日、播州の浪人等滿祐が甥赤松三郎則重を立て兵を起す。山名宗全討ち平ぐ。（按ずるに、則重は滿祐が甥にあらず。從弟か。）九月二十三日の夜、南兵吉野十津河、河内紀伊の國人等、南帝（尊成）を助けまゐらせ、三百餘の勢二手になり、一人は楠二郎大將にて、大内に入りて清涼殿に入り、一手は大和の越智大將にて、局町より攻め入り放火す。帝は近衞前殿下の第に潛幸。南兵三種の神器を取りて、内侍所の唐櫃は、東門の警固佐々木黑田判官に取り返へさる。神璽は吉野に送る。寶劍は札を付けて淸水寺の御堂にすつ。さて南兵は比叡山の中堂にこもる。二十五日、京勢竝に山徒中堂を攻む。楠、越智戰死し、南帝御自害あり。（長慶院と申す。）これは日野東洞院一品有親の鄕導の由聞えて誅せらる。その子參議右大辨資親はその事を知らざれども、流罪と稱して誅せらる。文安元年八月、南帝の太子二人のうち、一人は吉野の奥に神璽を保ち給ひ、國人南方の新皇と仰ぐ。一人は和泉、河内、大和の浪人を從がへて八幡に籠り給ふ。畠山軍勢を遣はし攻めしかど、利な

て、いかで長子の外を悉く僧とはせられし、心得難き事ならずや。思ふに羹に懲りて膾をふくの謂なるべし。義教の事論ずるに及ばずといへども、代の始に南帝と盟約に違ひて、諸國の官軍こゝかしこに起り、更に安からず。鎌倉を滅して持氏父子二人をころし、兵連りて後又其子二人を殺し、舍弟義昭僧正をもころし、讒を信じ、たやすく一色世保等南方討手の大將をも殺して、叛く者常に絶ゆる事なく、天下の人薄氷を踏むが如くなりし由、其代のものに見えたり。且は滿祐に弑せられしなど、自ら其死を招かれしなり。この滿祐といふ者、義持の時にも、持貞に所領多くさき與へんとせられしを恨みて叛きしことあり。義教の代となりても、その女を殺し給ひしを憤りて、國に奔り兵を起し、戰の後力盡きて降りき。幾程なく又彼が所領を分ち奪んとせられしかど、その家に入りて猿樂酒宴して遊ばれし事、抑々いかなる心にや。これひとへに驕侈の餘に、人を人とも思はれず、當時何ものか我旨に違ふべきなど思ひ侮られしより、かゝる事出來しなり。その代に一人も其事諫め止る人なかりしを、よく驕甚しく、謂ゆる人をして物いひて敢て怒らざらしめられしものとぞ見えたる。

其代のもの—當時の書籍

なかりしを—一本「なかりしも」

人をして—阿房宮賦に「使天下之人不敢言而敢怒」

られしをかたはら痛く思はれしより起りしなり。さらば義教うせ給ひ、室町殿の家は事なかりしかど、東國の亂は遂に是より起れるなり。満家が罪輕かるべからず。但し石淸水の神の敎に從ふといひなせしも、満家が詐謀にて、持氏の憤りを慰めんとの爲なりしも知るべからず。

初め尊氏直義兄弟末年快からず、戰ひに及ぶ事度々にして、直義遂に尊氏の爲に毒殺せられき。其後義詮庶兄直冬と戰ひ、基氏が忠厚なりしをも深く疑ひきらへり。義詮の子たゞ二人、義満、満詮のみなり。満詮事故なく終りしかど、その四子をば悉く僧とせらる。義満の子七人、義嗣を殊に愛せられしかば、義持の憤り深くして終に殺さる。その餘の弟悉く僧とせられき。是れ皆尊氏の兄弟、義詮の兄弟の事に懲りて、みづからの兄弟從兄弟九人ながら皆々僧となせしなり。さればその身死せんとして家繼がすべき人なく、一度桑門に入りし人して家つがしむ。本朝の習俗、僧法師をば長袖などいひ名づけて、士類には齒せず。しかれば上には從ふやうにはあれど、下には心服する者なかりしなり。義敎の子義政の弟も、又皆僧となしたり。世繼の事によりて終に兄弟心よからず。その家法不友不弟いと淺まし。且は天下の富をも

あり。此等の内其器に當れる人有りぬべきにや。又湘山星移錄を見るに、義持息なかりしかば、關東の重書御重代まで渡し申されしと見えたり。さらば義持かねてより持氏を世嗣とせんと思はれしにや。滿家たらん者、よろしく人々の才を撰む事、忠仁公の光孝帝を諸皇子の中より撰み出されしが如くにあるべき事歟。然るに神に聽きて定めし事、譬へば庸醫の藥袋を手にして藥師號をとなへ、手をはなち其盤上に落ちし藥袋の藥をあつめて一方を立てしといふ諺に似たり。義教の惡德天下既に亂れんとせしを見るに、石淸水の神いかでかゝる人をして、一日も天下に君として、萬民を苦しましめむとはし給ふべき。神として知る事あらば必ず然あらじ。もしその神なからんには、人事を盡す事なくして神に聽きしこと、尤も愚なる事とやいふべき。されば義教の弑せられし事は、足利殿の家の爲、並に當時天下の人民の爲には、大なる幸にてあるなり。此人今暫しがほど世におはせたりせば、必ず足利殿の世は亡びうせぬべし。これを以て思ふに、滿家が罪ひとり愚昧といふのみにはあらず。持氏の兵を構へて遂に其身も亡び、關東の逆亂これより止む事なかりしも、一つには義持かねて契られし所にたがひ、二つには義教の桑門の身として武家の棟梁にな

國中に——一本「圍中は」

九月——一本「九日」

大山口——一本「山口」

○義教論

赤松伊豆守貞村、武田大膳大夫信貫は追手より、山名左衛門督持豐、同修理大夫教清、同相摸守教之搦手より向ふ。九月、滿祐追手の陣に逆寄して蟹坂に戰ひ、京勢やぶる。重ねて白旗城を攻めんとす。細川は滿祐に親しかりしかば、先陣に向ひ、國中に他の勢をまじえず攻め入る。九月、山名大山口を過ぎて播州に入り、滿祐が蠣山の城を攻めおとす。同十日、滿祐自殺。教祐並に一族おち去る。教康は後に勢州にて自殺。（國司を頼みしかどいれざる故なり。）左馬助は朝鮮へゆく。十七日、播磨を山名持豐に、美作を教清に、備前を教之に賜ふ。（教清は修理の大夫義理が孫なり。）この時に少貳嘉賴催促に應ぜず。大内教之に仰せて攻めしむ。嘉賴戰破れ對馬におつ。大内遂に少貳が領地をとれり。明德に山名氏淸うたれ、堺の戰に大内義弘討たれしより、兩家少し衰へたりしが、これより兩家又起れり。

按ずるに、はじめ義持薨ぜられし時、嗣を議せられしに、畠山滿家石淸水にて御鬮に任せし事前に記しぬ。義滿の子七人ありき。長は義持、二男は大納言義嗣、已に義持に殺さる。三男は義圓僧正、卽義教なり。四男は梵光院准后法尊、五男は大覺寺准后義昭、後に義教に殺さる。六男は相國寺永隆、七男は梶井義承僧正なり。その年長ぜるを以てせば、義教四弟の前にあり。もしその人を撰まば義滿の子猶四人

二十日―一本「此日」
生し―一本「多く生し」
殺す―一本「弑す」
鵜羽―一本「鵜飼」
敎庸―一本「敎康」
かふむる―一本「かふむれる」

二十四日、義敎赤松滿祐が爲に弑せらる。（四十八歲。）義敎赤松伊豆守貞村が童の時寵愛し給ひしより、成人の後も愛猶深くして、滿祐が所領備前、播磨、美作を分ち與へんとす。二十日に滿祐が館へ入り給ふべしとかねてより仰せあり。是は滿祐が庭の池中に鴨の子生しを見給ふべしとなり。此日滿祐が二男、「今日の御入りは庭御覽の事にはあらず。貞村に所領賜はらん爲なりと聞ゆ」とつぐ。滿祐憤りて、渥美、中村、浦上等三百人所々に隱しおく。卯時に入りたまひ、猿樂酒宴の半に、まづ厩の馬を放ち、是を捕んとて門を閉ぢて伏兵起る。渥美屛風の後より出て將軍を殺す。（此よりさきに、公方小座敷にて二寸許の人形出て鵜の羽の能をせしが鵜の羽のとき難起る。此時祐滿の子彥二郎敎庸と一族左馬介進みて義敎の手をとる。渥美後へより首を給はるといふ。）座中伺候の人々驚き騷ぎ、或は討たれ、或は同士討數をしらず。京極加賀入道道統、山名中務大輔熙貴命を殞す。斯波左兵衛督義廉、大內刑部少輔持世垣を越えてにげたり。滿祐討手を待ちて一矢射て自害せんと待ちしに、諸人あわて騷ぎて時を移す。滿祐父子三百餘騎攝津中島の所領に赴き、こゝにて將軍の首を崇禪寺に葬る。その後播州に赴く。七月二十一日、大內持世卒す。疵かうむる故なり。八月畠山左衛門尉持國義勝を立て家をつぎ、從五位下に叙す。（時に八歲）幼にして未だ將軍の宣下なし。（持國と持世相議せしといふは誤なり。）この月奏して滿祐追討の綸旨を成れ、二十六日、細川讃岐守持常、

れしを怪み、都より尋ねられし落人必ずこの人なるべしとおもふ。其時僧正菊池へつかはせし狀を、農人奪ひ取りて見るに歌あり。

花いかにわれをあたしと思ふらん常にかはらぬことしなりけり

やまかげの花こそいまは咲きそめし都はすゑとおもひやるべし

いよ〳〵怪みて、十三日にこれをせむ。僧正も法橋もうたれぬ。僧正辭世に、

あたなりとおもひし花の齡さへうらやましくもあすをしるかな

この月二十三日、義教伊勢參宮。大雨ふり、ものゝけ多し。輿に入れられし劍、髭切 あやまりてこともなり。草津にて是をみつけて、飯尾肥前守をかへして誠の劍を召すに、水口にて是を奉る。此度伊勢參詣の事は、國司もし義昭をかくし逆心あるにやと疑ひ、もし然らばみづから國司を討たんとの爲なり。五月、義昭の首上洛す。面に疵多くして疑はし。僧正の近習の童に見せしに、「僧正の御首ならんには、先年奥齒二つ落ちしそのあと有るべし」と泣々いひしに、果して齒なかりしかば疑をなさず。又結城も去る四月十六日におちて、氏朝持朝父子自害、竝に兵數千人皆討死す。春王、安王捕はれ、十七日に古河もおち、五月四日に首ども上洛。十六日に濃州垂井にて春王十五安王十二きらる。六月

十六日——一本「六日」

教貞—一本「教具」
申せしは—一本「申されしは」
年比に—一本「年比の」
仰せて—一本「仰せらるゝ」
わうす—和白

に武藏、上野、越後、信濃等の大兵結城を圍みせむ。此時故の伊勢の國司滿雅の嫡子中將顯雅大河内の城にあり。二男少將教貞多氣の城にあり。將軍頻りに和睦をとゝのへてしたしみ、世保が伊勢守護職を止めて國司にあたふ。是は關東靜ならず、この時宮方起りなば大事なり、一統の後は國司の一族皆誅すべしと思ひて、かく謀られしといふ。九月義教異腹の弟大覺寺の門主大僧正義昭出奔。此人は慈悲深くして人の崇敬おほかたならず、南帝寛成親王。とも親み深し。南帝に勸め申せしは、「將軍かく威をふるひ驕をきはめ、天下盡く困窮す。願くは君を世に立て參らせ萬民の苦を救ふべし。五畿内の宮方年頃に恨あり、關東又大にみだれぬ。九州の菊池大村を催さんに、彼是御勢の不足あらじ。天下の反覆この時なり」とて、南帝に申して竊に勅使して、菊池に仰せて旨あり。菊池答へ申しけるは、「結城來年堅固ならば、來年の末には必ず天下反覆すべし」となり。これによりて南帝舊臣等を催さる。義昭僧正は病と稱して長髮す。久しく出仕を止め給ふ事心得ずとて、義教討手を向んとす。僧正坊官大和法橋一人を倶しておちらる。其形を圖して國々を尋ね、彼をうちなば敵御方をいはず、賞は望によるべしとなり。嘉吉元年三月、僧正薩摩に至り、民家に入り休み給ふ。からうすわうす等の農具を見て、其名を農人に問は

出家。義久に家譲らん事を請ふ。憲實このよしを京都へ訴ふ。義教きかず。七日、上杉憲實父子、一色直兼自殺。其郎從憲實が爲に誅せらるゝ者多し。十年二月、持氏滿貞（滿兼の弟篠川殿。）自殺。（持氏四十二歳なりき。）二十八日、義久自殺。（十歳）憲實かの父子の命をこふ事數十度。事叶はず。是によりて自殺す。人是を止めしかば出家し、豆州國淸寺に閑居す。長棟庵といふ。十二年正月、持氏の餘黨一色伊豫守鎌倉をさりて、相州今泉の城にこもる。管領淸方兵をして攻む。持氏の子春王、安王日光山にしのび、この月山を出て結城中務大輔氏朝が城に入る。野田右馬介古河に籠る。吉見希慶上州に起る。鎌倉方是をせむ。四月、兵庫頭淸方等結城に向ふ。五月朔日、京より持房を下し憲實をも催す。一色左京大夫義貫（系圖には、修理の大夫滿範が子修理の大夫義範に作る。）當時越智を攻めて和州三輪にあり。將軍の近く召つかはれし小辨といふ女、一色南帝に志あるよしを讒しけるに、實否をも糺さず、武田信榮に仰せて陣中にて誅す。一族三百人自殺。（義貫が厲將軍の愛子に祟をなすといふ。）又細川讃岐守に仰せて、土岐世保持頼を和州多武峯にてうつ。持頼戰破れて自殺。（一色世保同じく越智を討ちし大將なり。）七月、一色伊豫守武州にて須賀土佐守が城をおとし、その後上杉と戰うて破れ奔る。信濃の大井越前守源持光永壽丸（持氏の四男。）を取立て笛吹峠に起る。上杉兵してうつ。此月二十九日より、京勢竝

十四日—以下三十四字一本に無し
爲房—一本「持房」
白井城—此上一本「上州」の二字あり

月、高鳥合戰。四月、持氏上杉陸奥守憲直に仰せて、村上が加勢と稱して武州本一揆の兵を催す。これは憲實を誅せん爲と聞ゆ。憲實驚きて、七歳の男子を七月二十五日上野へつかはす。八月十三日、持氏憲實が家へゆき和睦す。十年五月、大和一揆起り、吉野の官軍所々に起る。越智なほ高鳥にあり。一色左京大夫義貫、世保刑部大輔持頼を大將としてこれをうつ。六月、持氏の子賢王丸若宮元服、義久と名づく。憲實例の如く京の諱を望まるべしと數諫むれどもきかず。かれが參賀の時誅せらるべしと聞きて、病と稱して參らず。八月十四日、上州に赴く。十五日、持氏一宮時永を上野へさしむけ、十六日みづから武州府中に進發。二十八日、京都の勢和州に向ひ、多武峰をやき、高鳥の城をおとす。越智やぶる。九月、義教綸旨を請ひ御教書をそへて、上杉中務少輔爲房を大將として關東にさしむく。九月十日、筥根合戰。京方うちまけ、寺尾、熊谷等討死。さる四日より上杉憲實も白井の城をたち、十九日、武州分陪に陣す。持氏の軍兵心を變じて是に從ふ者多し。二十七日、京勢足柄を越えて早川尻に至る。鎌倉方戰やぶる。十月三日、鎌倉の留主三浦介時高三浦へのがる。十七日、三浦兵大藏ヶ谷に放火。十一月一日、三浦介鎌倉にいる。義久おつ。梁田、石塚、河津等留り戰ひて死す。二日持氏降る。五日

反謀―一本「謀反」

山徒―比叡山の僧徒

憲直―一本「憲實」

ておはせしなどと敬ひ思ふ事、よく義といふ事の明かならぬ俗にはなりたるなり。
永享三年二月、將軍伊勢參宮。四月、高野參詣。供奉の大名二十三人。このついでに南方巡見。八月、赤松滿祐をめしこむ。その故は、義敎近習の女房三人罪ありて殺す、其中に滿祐が女あり、是を恨みて反謀ある由聞えし故也。滿祐竊に播磨に奔る。九月、富士見物として駿河國に下向。十日今川範政館にて歌會あり。その後歸路。十一日。十月、京勢和州にむかひ、越智伊豫守維通をうつ。十二月、赤松をうちて降す。五年正月、豐後の大友中務少輔叛く。大内持盛、河野通久向ひて合戰。刑部大輔通久討死す、三月、小早川又太郎して修理權大夫持盛をたすけ、大友を討たしむ。十月、山門の衆徒そむく。坂本志賀に城守、山名持豐してせむ。十一月十三日より、十二月中戰やまず。六年正月、山徒降る。七年、山徒竝に五山の僧數十人殺さる。九月、京勢越智をうつ。八年、畠山方河内守護代遊佐兵庫助を大將として越智をせむ。越智南軍を催し高鳥に城守。城險にしておちず。十一月、信濃小笠原大膳大夫、村上中務大輔と戰ふ。村上加勢を鎌倉にこふ。持氏これに應ず。上杉憲實諫めて、小笠原は京都御家人なり。私にうちがたしといふ。持氏悦ばずといへども加勢をばやらず。これより持氏憲實快からず。九年三

勘進―考證して奏上すること

にもおとり給ふべからず。此世には朝廷の人々多くは義を思ひ節を守り給ひしにや、公卿以上南山へ參られし人々二十餘人に及べり。その下は猶多かり。ことに戰場にして命を殞せし人々も少からず。さればある人いひしは、その代に義をも節をも知りし人々は皆南に奔りて、北朝の臣たらんことを深く恥ぢにき。其餘北朝に殘りとどまりし人々は皆恥なきの人なりといひき。さもありけめとこそ思はるゝなり。それが中、二條の良基は光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松五朝の帝師たり。その家これを以て榮とせりと申し侍る歟。某が思ふ所は、かほどの辱はあるべからざるにや。その身既に後醍醐の朝に仕へし人の、北朝の臣となりて關白に任じ、義詮の崇光院を廢し南帝をむかへ奉りし時、百僚をひきゐて吉野殿に參り、光嚴以下三帝吉野にとらはれ給ひしかば、又北に奔りて後光嚴御即位の日又關白し、剰へ此時に三種の神器を皆南方へ渡しぬれば、御即位の事いかにと傾け申す人々もありしに、「寶劍には尊氏を用ひられ、神璽には良基を用ひらるべし」と申されしかば、踐祚の儀行はれしなども申すにや。且武家の故實なども此家より勘進せられしとかや。其事よく五代の馮道がふるまひに似たるなり。かゝる人をも博學宏才におはして代々の帝師に

あるや—一本「ある哉」
捧首鼠竄—こそ〳〵逃ぐる姿
近衞殿—經忠

ありし人の、その君をば陪臣義時が爲に流しすて奉らせ、又それが計ひのまゝに、後の朝に仕へて攝政せらる。凡そ此等の人々のふるまひ、いかで大臣の義ありとは申さるべき。思ふによく恥しらざる人々にてありけり。是を譬ふに、只五代の時の大臣によく似たる事にてあるや。中世よりこのかた、喪亂の際、節に臨み義を思ひ、力を竭し死を致すはたゞ武人のみなり。世すこしも穩になりぬれば、尊位厚祿に居て武人をば奴隷雜人の如くに思ひなし、世亂れし時には捧首鼠竄して一人も身を挺んでて忠を致す者なきは、公家と僧徒のみなり。誠に國の蠹害とは此輩をぞいふべき。されば天道は天に代て功を立つる人にむくい給ふ理なれば、其後武家世を知り給ふ事、其故ある事ぞと覺え侍る。然るに建武の亂出來し初に、近衞殿は北朝にしても關白になされしかど、それを捨て最初に南朝に參られき。其餘大臣にては吉田内大臣從一位藤定房なり。攝家の人々にては、二條師基も參りたまひ、後には關白し給ひき。二十一年が程隔たりて後、延文二年に一條の内嗣も參り給ひき。就中近衞殿、一條殿は共に嫡子にておはせし人々のかく有りし事、誠に其家祖に愧ぢ給はぬとこそ申すべけれ。家祖とは大織冠昭宣公等をさすなり。殊には北畠源大納言親房父子の忠功、古の大臣

むすぼふられたる―緣ある

慰め―一本「義仲をなだめ」

急難を救ひ參らせんとせし人もなし。幸に淸盛がはからひにて、院をも帝をも奪ひ參らせ、兵を起して逆賊をうち平げたればこそ、二帝御恙もわたらせ給はね、其後又淸盛が驕惡を恣にせし時、關白基房を始て皆々それが威におそれ、一人の大臣朝家を鎭定せしものなし。程なく木曾都にうち入りせしかば、平家西海へおちゆき、帝も同じく都を出で給ひしに、攝政基通平家にもむすぼふられたる人なりしかど、帝を捨てまゐらせ都におちとゞまり、後鳥羽院の攝政にはなられき。幾程なく法皇義仲を討たれんとて僧法師かり聚め、遂に義仲が爲に幽はれ給ひしに、法皇を諫め止めまゐらせしにもあらず、又義仲を鎭められしにもあらず。前關白基房のやう〳〵に慰められしにこそ、帝位も御恙なかりき。さて承久の亂は、九條の廢帝の攝政道家、後鳥羽院を諫め申されし事もなく、又帝をすくひ參らせし事もなし。たゞしこの人は鎌倉の賴經の父なれば、義時がふるまひを惡しとは思はれざりしにや。その後義時三帝を或は流し、或は廢し奉り、後堀河を立てまゐらせしに、近衞家實義時がはからひにて攝政せらる。此人はかの基通が子にて、土御門院の御時の攝政にて、その後關白となり、順德院の御時にもとのまゝに關白たりき。されば二代の攝關にて

堀内殿―原本「堀田殿」とあり

ありしは―一本「ありしかば」

間の事見えざれば、いかにとも定め難し。然れどもかく思ふ事は、經家のこと補任に見えし所、貞治三年より康應元年の薨年まで、散位の中に載せて從三位とばかり有りて、其餘昇進の事もなし。この人朝に仕へられれば、四十四年の間一官一階をも進み給はぬ事や有るべき、是南朝にも又仕へられざりし事の支證とやすべき。さらば經忠の南朝をも去り給ひし事、何れの頃にやあらん。貞和五年の正月、高師直吉野に攻め入りて、南帝賀名生に遁れ給ひし頃にや有るべき。もし然らずば觀應二年南帝義詮と御和睦ありて、都に還らせ給ふべしとて、八幡まで出でさせ給ひし頃の事にや。又こゝに堀内殿と見えしを、大系圖には堀川殿と、何れかよしとすべき。是又他の所見なし。

抑も王家衰へ給ひし後、兵革起りし始、保元よりこのかた、平治の亂壽永、承久さて其後は元弘建武のみだれを大なりとす。保元の時關白忠通内裡に參られき。これは舍弟頼長新院の御方の謀主にて、忠通と不快なりしかば、事勢かくあらずしてかなふべからず。平治に信頼院内を脅し參らせしに、關白基實わづかに十六歳にてありしはいふに及ばず、その父の忠通を初め其餘の大臣、一人の奇策を出して君上の

公卿補任—叙任の時日を記せる書

二年の春、和泉、河内、紀伊の南軍も皆降る。近衛左大臣初めて南帝を離れ、みづからを立て紀州に赴き、堀内殿と稱し、南軍の餘類をかたらひ給ひしに、從ふ者多し。

公卿補任竝に南朝記傳を按ずるに、後醍醐南山へ入らせ給ひ、光明院即位。建武四年四月五日に、近衛關白左大臣從一位藤原經忠吉野の宮に奔り給ひ、明年（南は延元四年。北は暦應二年。）南帝崩じ給ひ、後村上院即位の日、南朝の關白に任じ給ふ。その後十四年、南帝義詮の請申によりて御和睦ありし明る年（南正平七年。北文和元年。）八月十三日に、五十一歳にて薨じ給へり。その子經家と申せしも、五十九歳にて、康應元年にうせ給ひしよし、公卿補任に見えたり。經家の失せ給ひし事も、後龜山院武家と御和睦ありし年よりは三年前の事なり。大系圖にも補任にも、經家の子の事はしるさず。今こゝに見えし所、永享二年といふは、經忠薨後よりは七十八年に當り、經家のうせ給ひしよりは四十一年なり。然るに近衛左大臣殿と見えしはいぶかし。思ふに初といふ字の下のての字、にの字を誂り寫せしにや。もしくは是經忠公初めに南朝をさりて紀州に赴き、みづから門戸を起し給ひ、その子孫の今又南帝の舊臣を聚め給ふといふ事にや。南朝記の第二卷闕けたれば、南朝興國元年より（北暦應三年。）正平二十二年迄（北貞治六年。）二十七年が

南帝——一本「南軍」

帝の太子を翼戴し奉らず。又四年にして後小松讓位の日、義持前盟に背きて稱光院を立て參らせしかば、南帝憤を含み諸國に兵をあぐ。この時義持南軍と相和するに、この次の御位には南帝の太子を立てまゐらすべしと約せしかば兵解けぬ。その後十六年にて稱光院崩じ給ひ、御位をつがるべき御子もなく、後小松の上皇にも又御子なし。この時においては義教よろしく南帝の太子を立て申すべき事にあらずや。さらば義滿義持の盟約も違はず、南朝の舊臣の憤も散じ、(三)且は建武以來八十餘年が程に戰死せし南朝義士の忠魂寃魄をも慰しつべし。豈忠厚の至りにあらざらんや。それに腹あしく南帝の統を絕え、棄てまゐらせし事こそうたてけれ。是を譬ふるに、秦の張儀が商於六百里の地を獻ぜんと楚の懷王を欺き、遂に武關の會によりて楚王を執へて歸れるが如し。但しそれは欺きて地を少しく與へ、(四)もしは王を執へしのみなり。義滿、義持、義教等の南帝を欺き參らせし事は、三種の神器を奪ふが爲なれば、穿窬の盜の如しともいふべきにや。いかで天下の主たる者のしわざなるべき。されどかく彼等が爲に欺れ給ひしといふ事も、皆後醍醐院の御餘殃たれば、みだりがはしく彼の人々をも恨むまじき事にや。

給ひ―一本「給ふ」

常盤木や木寺の梢つみ捨てよ世をつぐ竹の園は伏見に

さらばとて伏見殿の御子に定まれりといふ。この歌かゝれし物は、今も世の寶など申して傳ふるものあれば、さも有りしにや。心得られず。

南朝記に、この時南帝の宮御位御望みあれど、叶ひがたき事を歎き思召して、吉田の從一位守房以下御供にて御座を他所に移させ給ひ、南方の輩彌恨を含む。十二日、宮は寛成伊勢國に行啓ありて、國司北畠兵を催し、又吉野にも官軍旗を擧ぐ。永享元年、將軍元服。畠山加冠。參議に任じ、將軍宣下、諱を義敎と改め、權大納言從三位になさる。是初て參内院參の時の事。七月、南軍越智、十市、久世、萬年等吉野よりうちいで、所々にて合戰。畠山持國是をうつ。伊勢國司滿雅の討手には、仁木一色等をさしむく。土岐世保刑部少輔持賴大將たり。國司戰敗れて討たる。南帝の宮京と御和睦ありて、嵯峨に送らせ給ひ御出家の後、萬壽寺に入り給ひ、御法名覺理。後長慶院と申し奉る。滿雅の子顯雅も降れり。

按ずるに、義滿初め南北を和せし日に、盟約せられし所は、持明院殿大覺寺殿兩流昔の如く互に御位を知らせらるべしとにて、三種の神器を北朝に渡され、南帝の太子寛成親王を東宮に立てらる。この後十七年を經て義滿薨じ、つひに盟約の如く南

ありしが―一本「ありしかば」
つけて―一本「て」字無し
給ひて―一本「給ひき」
永く―一本「永々」

廢しまゐらす。此時南帝光嚴、光明、崇光三院をとり參らせて吉野へ還幸ありしが、義詮又崇光同母の御弟を北朝の君になし參らす。是後光嚴院の御事なり。その後六年を經て、三院をば都に返し參らせられき。義滿の世に至りて後圓融院踐祚の日、崇光院の第一の宮榮仁親王を位につけてまゐらすべしと議せられしに、細川賴之後光嚴院をひき參らせければ、其御子御位に定り給ひて、崇光院は持明院殿の嫡流なりしにかゝりしかば、後光嚴と御兄弟の間も快からず。この時崇光院伏見に坐しければ伏見殿と申す。伏見殿既に崩じ給ひ、榮仁の御時には御領も滅し、應永二十三年に榮仁もうせ給ひ、貞成其跡を繼ぎていよ〳〵衰へ給ふ。後小松の上皇の仰せにて無品親王の宣下ありしをも、稱光院の御憤深かりしかば、やがて出家し給ひて道欽と申せしが、その御子此度御卽位をしり給へば、この後は永く持明院殿の御嫡流にて、崇光院の御末正統とはならせ給へり。南朝記に、大德寺の一休と聞えしは、實は後小松の皇子なり。されど賤しき腹にやどり給ひしかば、人臣の子となされて僧とは成り給へる也。稱光院の御世繼の事を議せられし時に、一休に問はしめて定め申さるべしとて院宣有りしに、和尙言葉はなく一首の和歌をば獻ず。

の伊雑浦に兵起る。兵をして討ち平ぐ。三十四年五月、赤松左京大夫滿祐同越後守持貞爭論のことあり。赤松が一族攝津、播磨、備前、美作、因幡五ヶ國を領す。滿祐は則祐が嫡流にて、持貞は則祐が兄の貞範の孫なれども庶流なり。されど持貞は義持の寵臣なれば、三州を賜はる。滿祐憤りて己が館に火をかけて播磨に歸り、白旗の城にこもる。義持怒りて細川持元山名滿熙に仰せて討たんとす。十月、諸大名一味して持貞が驕奢無禮の事を訴ふ。持貞異議に不レ及自害し、滿祐赦されて十二月十七日歸洛す。正長元年正月、義持不例。嗣の事評定あり。或は連枝の僧中を還俗せしめんか。三人あり。或は持氏然るべきか。いづれをわきがたきにより、管領畠山左衛門督滿家入道道端石淸水にて鬮をとるに、義持同母の弟青蓮院義圓大僧正に定まる。既にして十八日に將軍從一位内大臣義持薨ず。四十三。十九日に、義圓青蓮院をさり、三月十二日歸洛。左馬頭從五位下になされ、義宣と名のる。三十五。七月二十日、稱光帝崩ず。二十七。皇子ましまさず。この帝魔法を行ひ常に潔齋し給ふと云ふ。院にも後小松。皇子おはしまさず。是によりて帝いまだ崩ぜざりし時に、七月十二日。義宣伏見に使して、道欽の御子を迎へ、院に申して御養子とせらる。二十九日に踐祚。花園と申す是なり。

按ずるに、義詮觀應二年に南帝後村上院を迎へ降られし日に、北朝の君崇光院を

三月—一本に無し
うち—一本「うつ」
義持—一本「義持再」

日雪下の御坊にて滿隆、持仲、禪秀、憲方、憲春、快尊等皆自害す。十七日、持氏鎌倉に歸る。岩松殘黨を催して、舞木宮内丞と戰ふ。五月、岩松をいけどり、閏五月誅す。子息宗純は落ちぬ。（後新田の岩松三河の守と云ふ是也。）憲基再び管領たり。（この後禪秀に組せし輩こゝかしこに起りしかど皆討る。）二十五年正月二十四日、義嗣を殺す。（二十五。）後に贈二從一位一。五月十日、權大納言滿詮卒す。（小川殿。五十七。）贈二左大臣從一位一。是故の將軍の弟當將軍の叔父贈大臣の例歟。二十九年十月一日、日ありて雙出二南方一長德寺殿惡黨を催さる。佐竹上總介持氏に叛く。閏十月、鎌倉比企ヶ谷にて合戰。佐竹うち負けて自害す。又常陸國小栗五郎滿重叛く。持氏上杉小山して追討せしむ。三十年三月、源義量將軍に任ず。（年十七。）四月、長德寺殿うたる。五月、持氏小栗退治の爲、下野の結城に至る。八月城落つ。小栗宇都宮、右馬頭持綱と共に落ち行くをうち、（この餘組せし者共皆誅せらる。）京都より小栗追討の多勢駿河まで來り、城落つると聞きて歸る。持氏武藏府中まで歸る。こゝに留りて驕恣の事あり。是によりて京都と快からず。三十一年三月、京より服西堂を使として府中に至らしむ。四月十二日、南帝後龜山院崩御。五月、服西堂上京。九月、又府中に來り、持氏をさまぐ〜諫めて京鎌倉和睦。十一月、持氏歸二鎌倉一。三十二年二月二十四日、將軍參議正四位下義量頓死。（十九。）義持政務をつかさどる。九月、志摩

やぶる―一本「やぶり」
一揆―一本「一族」

大納言たり。即日出家。法名道繩。一説に義嗣出家してにげさるともいふ。是は道義在世の日、將軍を廢して義嗣を立てんとせしに、その事ならずして薨ぜらる。義嗣はいなき事に思ひ、今關東の亂を悅び、滿隆禪秀に通じて京都を傾けんとせし事あらはれしが故なり。十二月二日の夜、持氏の叔父滿隆、新御堂殿。持氏の弟持仲、滿隆の猶子。御所といふ。犬懸入道禪秀の一家竝に同意の輩旗をあぐ。三日、持氏微行して憲基が佐介の館に至る。同六日、持氏扇ヶ谷の上杉彈正少弼氏定を大將として戰ふといへども、禪秀が方に諸國の勢馳せ加はり、既に十一萬餘。散々に攻めしかば、持氏戰ひ敗れて、夜にいり駿河國に落ちゆき、追ひくる敵の爲に討たるゝ者多し。日を經て瀨名に赴き、今川範忠を賴み、氏定は藤澤の道場にて自害す。持氏豆州國淸寺に有りと聞きて、敗軍の士かしこに集る。狩野介禪秀にくみせしかば、國淸寺を攻めやぶる。入道が嫡子伊豆守憲方持仲に從ひて武藏國に向ひ、持氏御方南一揆、江戶豐島竝に二階堂等と戰ひ、うち負けて鎌倉に歸る。禪秀が堺岩松治部大輔持國上野に起りて力を合す。義持此由を聞き今川竝に葛山に御敎書を被成。二十四年正月朔日、滿隆、持仲、竝に禪秀等武藏國に向ひ、五日に世谷ヶ原に戰ひてかち、九日に戰ひて破れ歸る。是は岩松が、驕甚しくて皆人心はからぬ故なり。持氏、今川、大森、葛山、鎌倉を攻む。禪秀うちまけ、二十

懸田―一本「園田」

たしむ。向井小島の兩城落ちて尹綱うたる。二十年八月、稱光院卽位。（後小松の皇子。時に十二歲。）この時伏見殿も南帝の太子も御位の事を望み給ひしかど、武家實仁を立て申せしによりて、伊勢國司竝に大和、紀伊、河內、陸奧の宮方一同に訴ふる旨あり。御卽位事成りしかば悉く謀叛すといふ。十二月、奧の宮方伊達松犬丸懸田播磨守等大佛の城にこもる。持氏畠山修理大夫國詮に（二本松にあり。）命じて攻め落す。二十一年九月、伊勢國司滿雅御卽位の事にて兵をあぐ。關一黨、神戶、峯、國府、鹿伏兎等也。大和、伊賀、志摩の兵悉く馳せ集る。北畠俊泰のみ京にくみす。二十二年の春、滿雅俊泰が坂內の城を攻めとる。（俊泰は京にあり。）兵をして木造、阿射賀、多氣、大河內、坂內、玉丸等の城を守らしむ。義持土岐左京大夫持益を大將として、北畠中納言俊泰等をして討たしむ。寄手城々をおとして、國司のこもる阿射賀を圍む。城堅くしてぬけず。九月、南帝の太子重ねて御卽位有るべき由にて事平ぐ。この年四月、鎌倉の家老上杉氏憲持氏と隙出來て、二十六日より籠居す。上杉安房守憲基管領たり。氏憲入道禪秀竊に同意の輩を催し南方の亂を待て兵を起さんとす。七月に至りて、關東の兵鎌倉に馳せ集る。二十日に歸國すべきよしを持氏より下知す。二十三年七月中旬より八州の兵鎌倉に集る。十月晦日、大納言義嗣を林光院におしこむ。（義持の代となりて中納言に任じ、其明年

其愛子を云云ー一本「其愛子をして死にいたらしらめる」

それに同じ。小人は恵を懐ひ土を懐ふ習なれば、いかにもして祿厚く家富んと思ひ願ふは世のつねなり。されど纔に六十餘州の地を、或は十ヶ國或は五ヶ國七ヶ國づつ合せ領せしかば、その餘功有る者にあたふべき地とてもなく、義政將軍の代に至りて、太刀刀又は書畫器物に價を定めてそれを以て賞せられし。天下の人爭か利に赴かざらん。かゝる深謀遠慮なき事いかでか稱するにたらん。豐臣太閤も六十六州悉くに割きあたへ、今はせんかたなくて、朝鮮をも奪ひ取らんと思ひ寄せて、遂に世の亂を引起し、その家をも滅されき。且は義滿幼子を愛し長子を惡み、身死して程なくその愛子を死を得ざらしめらる。あさましかりし事どもなり。凡そ此人驕恣の性にて信義なき人におはしき。その代にありし今川貞世入道が論ぜし所、尤も其病に當れりとこそおぼゆれ。

義持は應永元年十二月、九歳にて元服して、正五位下左中將になされ、征夷大將軍を讓られ、二十三歳の時、道義薨じ政を親らし、治世二十一年なり。應永十七年、鎌倉の滿兼卒す。三十四。〇一說に三十六とも云ふ。その子持氏つぐ。この月新田貞方義宗の子。を捕へ、侍所千葉介をして七里ヶ濱にて斬る。十八年七月、飛驒國司姉小路參議尹綱を京極加賀守高數して討

僭竊―分に過ぎたる行をすること

原本無二通字一。今補レ之。

受くる時は、その實は君臣たりといへども、その名は共に王臣たり。その臣豈我を尊ぶの實あらんや。義滿の世叛臣常に絕へざりしは、その不德の致す所と雖も、且は又其君を敬ふの實なきによれり。その上身既に人臣たり。然るに王朝の臣を召し仕へて、是を名付けて昵近とし、御家禮とすといへども、僭竊の罪豈萬代の譏をのがれんや。世態既に變じぬれば、その變によりて一代の禮を制すべし。是れ卽ち變通するの義なるべし。もしこの人をして不學無術ならざらましかば、この時漢家本朝古今の事制を講究して、その名號をたて、天子に下る事一等にして、王朝の公卿大夫士の外は、六十餘州の人民悉くその臣下たるべきの制あらば、今代に至るとも遵用に便有るべし。又武家の禮式を定められしなどいふ事は、漢家一代の禮も叔孫通が議せしまゝなれば、今更議するに不レ及。三職七頭を定められし類は尤も是弊政也。是つひに僭竊の臣を唱ふ所にして、この人の子孫それが爲に弱められし事世に知る所の如し。功ある者に國多くさき與へられし事是れ一つ、世俗の者の稱する所にて、國を計る者の尤も畏るゝ所也。近代にも豐臣太閤を今に至る迄人の稱しいふは唯この一事なり。古の人、赦を論じて、小人の幸君子の不幸といひし事あり。この事又

尤も信を失ひし人といふべし。天下の主たらん者、信に止る事なくんば、何を以て稱すべき。又太政大臣に上り日本國王に封ぜられし類も、たゞ人などの其勳勞によりて官加階したらんこそ誠に光榮ともいふべけれ。當時此人の權勢を以て、何を望みてかその心の如くならざるべき。されば世に傳ふる如きも、この人三十七歲の時この官を望み申されしに、平清盛が外、武家この官に任ぜられし例なし、いかにや有るべきとありしを、大に怒りて、さらば公家の御領を押へ自ら國王と成りて細川畠山等を攝家淸華に准せんと、謀られしかば、やがて勅許有りしなども申すなり。孔子曰、名不レ正則言不レ順、言不レ順則事不レ成と。又名レ之必可レ言也。言レ之必可レ行也。君子於二其言一無レ所レ苟而已矣、と見ゆ。夫所レ謂大臣とは人臣にして君に仕ふの官なり。その官ある時は必その職掌あり。是を名レ之可レ言言レ之可レ行とは申すなり。王朝既に衰へ、武家天下をしろしめして、天子を立て世の共主となされしより、その名人臣なりといへども、その實ある所はその名に反せり。我既に王官を受けて王事に從はずして、我に事ふる者は我事に從ふべしと令せんに、下たる者豈その心に服せんや。且へ我受くる所は王官なり。我臣の受くる所も王官なり。君臣ともに王官を

て鎭西をも靖めたり。朝家を重んじて武家の禮を定む。室町家の盛なるこの時を最とす。然れども天下唯其威に服してその德を稱せず。是故に親しき一族鎌倉の氏滿滿兼常に世を謀るの志あり。山名大內が亂天下危きに至れり。終に彼らをうち滅せしは天の幸といふべし。土岐康行、山名時義が子息等、讒人の申すに任せて猥りに反人に擬して彼を討つ。されば天下の人安き心なかりしかば、山名大內が亂も出來し也。然れ共今に將軍家の目出度例に此人を稱するには、いはれある事なり。一つにはこの人の世より南北暫く一統す。後代其武威を稱す。二つには此人太政大臣に歷上り、死して後太上皇の尊號迄を贈らる、武家の光榮を生ぜし事こゝに始る事を稱す。三つには本朝の事のみにあらず、大明の帝より日本國王に封崇せられ、その名譽外國に及ぶ。四つには武家の禮式を定めて永く幕府の例となる。五つには或は三職七頭を定め或は功ある者に國々多くさきあたへられければ、その恩惠の廣きことを稱す。然ども所謂南北一統といふ事誠に一統せしにはあらず。もしその盟約の如く持明院殿大覺寺殿の御末をかはる〴〵に帝位につけ申されなば、この後の亂れもあるべからず。然るに唯一旦の詐謀に出でし所にして、終にその約の如くならざる、

來らしむとなり。義滿驚き、其九月兩僧を歸さる。八年、義滿明帝に使を奉り、黄金千兩及び器物等を獻ず。九年二月、建文帝書を賜ひ、日本國王道義と稱し給ひ、十年十一月、成祖書を賜ふて卽位を告ぐ。十一年にも使來れり。倭又この年壹岐對馬の海賊彼國の邊を侵せしを、道義捕へて平げられしが故に勅書を賜ふなり。この後は例して將軍家を日本國王に封ぜられき。十五年三月、北山へ行幸。道義法服を著し數珠をもち、義嗣を携へて、門下に出て迎へ奉る。十餘日御滯留、管絃和歌の會あり。其座次、御製の次に沙門道義、其次に源義嗣其次關白藤原經嗣（一條）以下なり。義嗣左馬頭に任じ、正五位下に叙し、又從四位下に昇られ、左中將になさる。此度義持は京都の留守たり。（于時從一位の大納言たり。○一說に、この會は偏に義持が威名を重くせんがためなり。）四月、近衞左府良嗣關白に任じ、忠嗣と改む。是れ義嗣を避けしなるべし。同月、義嗣內裏にて元服、その儀親王に准じ、參議從三位たり。中將如元。（于時十五歲。）五月、前征夷大將軍太政大臣從一位准三宮義滿入道道義薨ず。（五十一。）太上天皇の尊號を贈らる。（義持固辭して不受ともいふ。）十二月、大明の成祖より義持に慰詔を賜ひ、道義を弔ひ祭文を作り、恭獻王と諡す。

按ずるに、義滿幼くして父祖に繼ぎ、南征西征して終に南北を一統し、自ら西討し

入道――一本「入洛」に

按ずるに、大內と滿兼との事、諸家の說詳ならざる歟。難太平記に據るときは、大內が兵を擧げしは滿兼の仰せと稱し、諸家へも滿兼の御敎書を下して勢を催せしなるべし。大友歸國の時、義弘貞世にいひし言葉に、「今在京仕りて見及ぶごときは、諸大名御一族達の事更に心にくゝ不レ存也」と見ゆ。されば今度管領職事など定められしを、かたはらいたくも思ひ、天下義滿の政をうとみし時なれば、鎌倉殿を主になし參らせんと、出て兵を起せしなるべし。かくて大內滅びしかば、上杉東西和睦を申し行ひ無事にはなりしなり。

九年二月、鎌倉滿兼の弟滿貞陸奧の管領として篠川の城に下向す。此時伊達大膳大夫政宗入道叛く。鎌倉より上杉右衞門佐氏憲向ひて、五月二十一日、戰ひて破れ、其後軍勢馳せ加はり、政宗うちまけて九月五日に降參。十年四月二十五日、新田義隆(義治の子。)筥根山中に隱れ居りしを、安藤隼人して底倉の湯にて討つ。十三年の夏大明の使來り、義滿を日本國王に封じて冠服等を賜はる。是より永和の始、絕海、汝霖を明朝へ遣す。太祖に見えて歸れり。應安六年六月、大明の使僧仲猷、無逸、鎭西より入道、嵯峨に置く。これは大明より三度まで使賜はりしに、筑紫にて菊地に留められて京に至らず。故に兩僧を

思ひたつ—一本「思召立」

休めん—一本「休められる」

申すげなる—一本「申しける」

天下たゞ—一本「天下の天下たる道を」

て、子供が事は上意に依て追て相計るべし、もし猶京都の御助なくば、今天下の爲とて鎌倉殿思召立つ事、御當家御運長久といひ、萬人安堵なすべきやと思ひなりしなり。京都より遠州に討手下る事必定と聞えし頃、關東にも御和睦の事上杉かたく申し行ふと聞えしかば、偖は鎌倉殿の天下の爲に思ひたつ事はなかりけると存ぜしなり。又曰、今度鎌倉殿思召立ちける事は、當御所の御政道餘りに人ごとに傾き申す間、終に天下無益の人出來て天下を奪はゞ、御當家滅びん事を歎き思召して、他人に取られんよりはとて御發起ありて、只天下萬民の爲の御謀叛と普く聞えしかば、あはれ誠に當御所も悉く御意を飜へし給ひて、一向善政とばかり思召さずとも、この間の殊に過つる御惡行御無道を少しやめたまひて、人の歎をも休めんには、なにしかは今鎌倉殿も思召すべき。是程人ごとに恨み申すぞと見え申すげなるだにも、御運もつよく御威勢いかめしくわたらせ給ふに、まして御政道の少しもわたらせ給はゞ、誰人かは鎌倉殿にも心寄せ申し語はれ申すべき。今も御怖畏によりて樣々の御祈禱もしげく、關東御調伏などとかや聞き申す事も多かるを、何の調伏も御祈もうち捨てさせ給うて、天下たゞ少しなりとも思召されんに、殊更天道も佛神の御心にも叶はせ給ふべきにと、愚なる心には存するぞかし。

富樫、河野、伊勢の國司の兵都合三萬騎泉州に向ふ。二十九日の卯時より戰はじまり、夜半に至り力盡きて互に退く。この時北畠左少將滿泰討死す、土岐詮直、池田秋政等尾州より起りて美濃に至り、土岐美濃守賴益に破られて長森の城に籠り、山名滿氏丹波の八田の莊より起りて（十二月七日なり。）戰ふ。十二月二十八日、堺の城の四邊を燒きはらひてせめいり、義弘畠山尾張守滿家に討たる。菊池も攻めやぶられ九國に落ち行き、楠も破られぬ。義弘が子新介持盛降る。この時より畠山基國河内紀伊を領し、細川に攝津和泉を賜ふ。この年七月、鎌倉滿兼謀叛の聞あり。十一月二十一日、武州府中に打ち出で、高安寺に陣して又足利の莊に進發す。明くれば七年三月五日、足利の莊より鎌倉に歸る、義滿と和睦あるべしと、上杉中務少輔朝宗入道禪助頻りに申せしが故なり。（南朝紀傳に見えし所此の如し。）難太平記に曰く、大内和泉に攻め上りし時、我等野心の事懸ても不レ存。まして關東より一言も一紙も仰せ蒙りし事なかりき。只大内申し行はれけるにや、諸方の人竝の御敎書とて持ち參りしかば、卽時に上覽に及びしかば、更に別心なかりしを、遠江國にて子供家人等關東に心寄せ申す故に遲參のよし人の申しけるにや、疑ひ思召すと内々承り及びしかば、九州に身一人海賊船を以て遣さるべしと有りし上意不審に存じて、國に下りて我身は隱居し

創業垂統—業を創め家系を永く傳ふること

正秀—原本「方秀」とあり一本によりて改む

（京極は佐々木道譽が後なり。）關東にても是に倣ひ、鎌倉管領をば將軍とも御所ともいひ、家老上杉を管領といひ、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須をば屋形といふ。

按ずるに、義滿この擧、朝家の五攝家七清華などいふに倣ふといふ。攝家出來しは朝家の衰へし始めにて、其家五つに別れしは、攝家又衰へしはじめなり。義滿かの衰世の政に倣ふ事、眞に不學無術の行なり。武家の衰へし事も是より始まれり。凡てこの人驕侈にして、やゝもすれば王朝の禮を僭竊して無知妄作、事の當否を計らず。父祖の餘烈を振ひ家を起しぬれど、創業垂統の深謀遠慮なかりし事惜むべし。

六年の冬、大內亂あり。十月十三日に、大內左京大夫義弘泉州堺につき、平井新左衞門をして案內を申す。この人野心の聞えありて、青蓮院坊官伊豫法眼して召せども、故ありと申して參らず。和泉、紀伊、筑紫、中國の兵堺の城にみつ。南方の楠正秀（三郎左衞門、左馬頭正儀の子。）百餘騎にて馳せ加はる。菊池肥前守も堺の浦に來る。尾張の土岐宮內少輔詮直、池田周防守秋政、山名故陸奥守が子滿氏も同意たりと聞ゆ。是義滿繼海和尚をして義弘をなだむれ共從はず。十一月八日、義滿東寺に至り、十四日八幡にすゝみ、管領畠山基國、斯波、細川、山名兄弟、京極、赤松、吉良、石堂、吉見、澁川、一色、今川、土岐、佐々木、武田、小笠原、

讀史餘論　巻十

○室町家代々將軍の事

應永二年、新田方小山若犬丸征討の爲、鎌倉の氏滿二月二十八日古河に至り、小山出で戰ひて敗す。三月滿幸誅せらる。出家しぬれど明德の亂の張本たる故赦されず。三年春、大友修理大夫吉弘、右馬頭を殺す。大友を都に召して籠居せしむ。小笠原長秀、今川範忠、伊勢貞行に仰せて定ニ武家儀式一。按ずるに、王代の記に、ことし今川止職の事を記しぬれど、難太平記に、大友赦免の後に大内が方便にて、貞世止職と見えたり。さらば應永四年の冬か五年の事なるべし。四年の秋、少貳入道宗間菊池肥前守が兵起り、千葉大村是にくみす。大内義弘並に弟伊豫守弘勝、六郎盛見是をうつ。伊豫守討死す。冬十一月、大友赦されて歸國す。一說に、大内功を恃みて驕りければ、小貳菊池密旨をうけて大内を討りしなり。大内の逆謀こゝに萠すといふは非なり。五年五月八日、畠山基國管領たり。法名德元。武家三職七頭を定む。三職は斯波、細川、畠山、執事の別當。七頭は山名、一色、土岐、赤松、京極、上杉、伊勢。その中に山名、一色、赤松、京極は京の奉行、侍所の別當。是を四職といふ。奏者は伊勢守貞行なり、又武田小笠原二人は弓馬の禮式奉行たり。又兩吉良、今川、澁川、武者頭たり。

理をせめ、泉州雨山、土丸等の城をおとす。十八日、滿幸因州靑屋莊にて遁世。二十五日、義理藤代の城を落つ。二十六日、中務大輔氏冬降る。二十八日、義理父子三人出家、勢州に奔る。三月二日、細川武藏守入道常久卒す。六十四。郎從三島入道常頓殉死す。六月、氏淸に屬せし軍千劍破にこもり、畠山入道と戰ひて敗れぬ。十月、大內介義弘南朝に通じて、兩朝御和睦の事を奏す。持明院殿大覺寺殿兩流かはる〴〵御治世有るべし、まづ御和睦有て三種神器を北朝へ御渡しあり、南朝の太子を春宮に立て奉らんとなり。事調りて十五日に御合體。十二月二日、南帝太子還幸ありて大覺寺殿に入り給ふ。小倉殿とも嵯峨殿とも。公家武家の臣供奉。三日、神器入內、南帝に太上天皇の尊號を參らせ、太子寬成春宮に立ち給ふ。吉野御領もとの如し。吉野十津川。南帝の新院御落飾。延元二年よりこの年迄五十六年にて南北一統なり。伊勢國司顯泰も所領本の如し。按ずるに、此頃畠山河內を領して千劍破を攻落しければ、楠正勝は十津川の邊に流浪し、その弟正元はひそかに京に入て將軍をねらひしに、あらはれて殺さる。南方いよいよ衰へて和泉河內の和田楠が一族畠山大內か家人となるもの多かりしかば、南北和談とゝのへりといふ。

明徳記—明徳元年足利義滿が氏清滿幸等の反亂を平げたるを記せる書

民部少輔滿氏等落ち去る。山名が兵八百七十九人うたる。御方にも百六十人討たる。〇明徳記に、山名が子宮田左馬の介二男七郎とあり。按ずるに、難太平記に、山名修理大夫時氏常に申せしは、「我が子孫は疑なく朝敵に成ぬべし。その故は、我は建武より以降は、當御代の御蔭にて人と成ぬれど、元弘より以前は、たゞ民百姓の如くにて、上野の山市といふ所に侍りしかば、渡世の悲しさも身の程も知りにき。又は軍の難儀をも思ひ知りにき。されば御代の御恩のかたじけなき事をも知り、世のたゞずまひもたとへ辨へたるだに、今は動すればおろそかに思ひたり。人をもいやしく思ふにて知りぬ。子供が世となりては、君の御恩をも親の恩をも不ㇾ知、己をのみ先じて過分にのみ成り行くべき程に、我意に任せたる故に、御不審を蒙るべきなり」と、子息どもの聞く所にて申しき。案の如く御敵になりしかば、昔人は個樣の大姿をば心得けるにや。されば此人一文不通なりしか共、よく申しけるにこそ。三年元中九年正月四日、山名が領國を此度の賞に分たる。山城を畠山基國、丹波を細川頼之。丹後を一色滿範、美作を赤松義則、和泉紀伊を大内義弘、出雲隱岐を佐々木高範、但馬を山名時熙、伯耆を山名氏幸、若狹今富の莊を一色詮範に賜ふ。山名の亂聞えて鎌倉の氏滿、正月四日首途あり。事平ぐと聞えしかば、鎌倉に歸らる。奥兩國の國司を氏滿に賜ふ。二月、大内義弘紀州へ赴き、山名義

やと存ず。いかに申すとも長く御許あるまじきにて候はゞ、一日も早く下向仕るべし」と申せしに、「かれら上意を背くより既に討手を下さるゝ上は、いかに歎き申すとも許容有るべからず。不日に發向すべし」とありしかば、「此上は」とて馳せ向ふ。時長うたれ時熙氏幸落ち去る。氏淸但馬國を賜ひ、滿幸伯耆を討ちしたがへ、隱岐國を合せて賜はりたり。細川常久は四國よりおし渡りて備中國を討ち平ぐ。二年六月、常久上洛して再び管領となる。（一説之が弟にて養子たりし、頼元管領ともいふ。）十月、山名氏淸が宇治の別業にして紅葉御覽有るべきよしを申しければ、十一日に入り給ふべしとなり。この程時熙氏幸歎き申すによりて、宇治にてかれが罪許し、氏淸に和睦なさせんと謀り給ふ由、氏淸が婭にて聟なる滿幸知らせければ、氏淸俄に病すと申して淀にありて參らず。義滿宇治より空く還る。十一月、滿幸が出雲の守護職を止めらる。是は仙洞の御領を押領せし罪によりてなり、時熙氏幸が罪を赦さる。氏淸南帝に申し、都を攻む事をこふ。錦の御旗を賜はる。義滿氏淸を召す。罪なきよし告文參らす。十二月二十三日、山名宮内少輔氏冬都をさる。二十四日、義理を召にしたがはず。氏淸八幡山に陣す。義滿諸將を召す。二十九日、氏淸淀に至り、滿幸谷堂に陣す。晦日、氏淸滿幸京都に攻め入り、戰破れ氏淸討たる。（四十八。）滿幸竝に氏淸が子左馬介時淸、

衰へず―一本「衰へぬ」

ば、將軍を討ちて天下の憂苦を救はんとて上洛の志あり。義滿上杉刑部大輔憲春書を賜ひしかば、憲春頻に諫めしかど、氏滿用ひられず、憲春諫めかねて自害しぬ。氏滿その志を感じて上洛を止む。五月、上杉中務入道禪助下野にむかひ男體の城を攻め落せり。東西既にかくの如くなれば、南軍勢衰へ、近國の中には河内に和田、楠、橋本、福塚、宇佐美、神宮寺、八尾等、紀州に湯淺、山本、恩地、贄川、貴志、野上等、大和に三輪、眞木、宇野、酒邊、佐和、秋山等わづかにのこりぬ。伊勢國司はいまだ勢衰へず。伊勢、大和宇多郡。伊賀名張郡。志摩二郡などを領せり。明徳元年の元中七年春、山名畠山と和田楠と河州の落合にて合戰、楠敗す。土岐大膳大夫康行が罪を許さる。山名陸奥守氏淸播磨守滿幸して、山名伊豫守時長、宮内少輔時熙右馬頭氏幸をうつ。是は去年九州下向の時、故伊豫守時義但馬國堀崎に在りて下知を背くにより、誅せんと思ひ給ひしかど、九州發向につきてその沙汰なかりしに、五月五日時義卒す。その子息等なほ過分のふるまひあるのみにあらず。父祖の罪は子孫に報うべしとて、氏淸に討手を承る。氏淸「一家のもの退治の事、偏に當家衰微の基なり。さりながら上意なれば辭するに所なきか。急ぎ馳せ下りて誅伐仕るべし。但し彼等若し歎き申す事も候べし。その時御免あらんには、氏淸罷向はざる先に敎訓して召上せば

て、康行が從弟土岐左京大夫頼益して康行を討たしめ、明る康應元年元中六年。二月、軍勢をあまた遣す。康行落ちて、頼益に美濃の守護を、斯波義重に尾州を、一色詮範に勢州を賜ふ。三月四日、義滿九州におもむく。これは鎮西の宮泰成親王並に菊池肥前守をうたるべしとなり。上杉彈正少弼朝房を京の留守とし、山名義理兄弟に畠山基國をば南方を鎮めしめ、一色詮範、仁木滿長には伊勢國司、北畠右大將顯泰を鎮めしむ。是よりさき國司伊賀伊勢數郡を討したがへらる。細川、武田、小笠原、宇都宮等伊豫に赴き、土居、得能、金居、高市、村上と戰ひ打勝ち、河野刑部大輔通直うたれしかば、諸軍備中の水島に赴く。四月、菊池肥前守長門國に出て戰ひ、利を失ふ。七月より八月大雨。九月、菊池降る。細川頼之入道常久備州にありて九國の成敗をつかさどり、十月歸洛。按ずるに、一說に、これより十六年の前、應安七年三月、義滿西征。細川頼之、斯波義將、畠山義源、仁木、今川、土岐佐々木等の大名三十九人、軍勢十萬騎にて、山名師氏、赤松一族先陣たり。四月義滿藝州に至り。先陣長門に至る。菊池と戰て先陣敗れければ、細川讃守義之が四國勢つゞきて攻めしかば、島津伊東降り、菊池破れ、將軍の宮を俱して宰府に陣す。原田、秋月等皆これより叛く。菊池筑後の高良山に陣す。義滿宰府に至る。細川、山名、赤松等菊池としば〳〵戰ひ、菊池降て肥後に歸る。義滿日向を伊東に、筑前肥前を少貳に、豐後を大友に、長門豐前を大内義弘に賜ふ。筑後、肥後、肥前の内には菊池が兵處々に城をかまへて守る。十月歸洛なりともいふ。この年の春、鎌倉に濃州の亂聞えしかば、上杉憲方入道道合三月十日に豆州三島まで出陣せり。康行おちぬと聞きて三島に逗留せり。此をりふし故ありて氏滿將軍と心よからず。氏滿は東國にて十一ヶ國をしたがへ勢あり。義滿の政務を天下苦みしか

降參す、遂に誅せらる。二年閏正月、南軍起り、楠泉州土丸城に籠る。山名義理せむ。同右馬助氏賴戰死しければ、土丸竝に紀丹藤代の兩城おちて、楠一族六人郎從百四十人討たる。氏淸土丸を守る。義理藤代を守る。このとし十二月、後小松卽位。（六歲。後圓融の太子也。）三年正月、蹈歌節會に義滿內辨たり。（時に從一位左大臣右大將。）十六日に、奬學淳和兩院の別當氏の長者たり。（兩院別當氏の長者は、鳥羽の勅にて久我代々輔任たるを、是より武家連綿。）六月准三后たり。至德二年（南朝の元中元年）六月、關東の宮方小山若犬丸古河にて合戰して敗る。嘉慶二年（元中五年）春、義滿高野詣。この時紀州に南軍多し。もし起らば征伐せんとなり。楠正秀少々河內國まで出しかど、山名氏淸に打ち敗らる。七月、關東の宮方小田原據㆓下野男體城㆒。此秋義滿駿河に下向。今川上總介泰範が館にて富士の歌を詠ず。八月歸洛。此月、土岐刑部大夫康行、其弟島田伊豫守滿貞と合戰す。其故は去年十二月、美濃國の土岐大膳大夫入道賴康死して、其息康行に美濃 尾張、伊勢の守護を命ぜらる。滿貞は兄が代官にて在京せしが、總領にたゝん事を謀り義滿に訴ふ。從弟の宮內少輔詮直反謀あり。康行それが舅たれば一味す。「某その緣座にあはんことを存ずれば告げ申す」と云々。義滿やがて詮直を勘當し、滿貞に尾張を賜ふ。滿貞尾張におもむきしを、詮直黑田口にむかへて戰ふ。康行兵をして詮直を助く。義滿かくときゝ

義滿—一本其上「十二月」

院の正統たれば崇光第一の宮（栄仁親王）御卽位有るべしと評議ありしかど、頼之後光厳第一の宮をたて申せしによりて、崇光後光厳不和といふ。同五年三月、九州の探題今川伊豫入道貞世、大内左京權大夫義弘、筑州世振山に陣す。菊池肥前守松浦黨以下、これをせむ。今川方奥山、井伊、笠寺等討たれしかど、寄手うちまけて引き退く。（王代一覧には、應安四年に了俊下向とあり。南朝紀傳には、慶安五年に下向、それより四年め永和元年菊池と戰ありとしるせり。）永和四年、（南朝の天授四年）義滿花亭にうつる、室町殿と稱す。」冬十月、南帝唐橋肥後守經泰に勅して兵を催し、大和紀伊の國に起る。義滿東寺に陣し、頼之頼元山名赤松して八幡山を攻め落す。楠千劍破に據りて敗軍の士を集め、和田和泉守正武は土丸の城に據りて戰ひ、力盡きて城陷る。頼之に和泉、山名修理大夫義理に紀伊の守護を賜ふ。康曆元年（天授五年）六月、斯波右兵衞督義將管領たり。細川頼之阿波國に退く。（三代記には、應安四年五月丹波の川國へ退くとあり。ことしより九年前の事也。又此時洛中騷動。細川頼之を四國へ退ひ、頼元等は勘氣と云云。このとし九月頼之誅せらるべしと御敎書ありしが、赦されて四國を給ふと見えたり。）二年五月十六日、總州裳原の小山下野守義政宇都宮右馬頭基綱と戰ひて基綱戰死す。明年、鎌倉の氏滿小山をせむ。この事にて信州の宮方皆叛き、高坂高宗ばかりのこる。宗良親王南方に奔り、河内國山田に住み給うて新葉集を撰ばる。永德元年、（南朝の弘和元年。）氏滿十二州の兵を催し、上杉安房守を大將として小山を攻む。氏滿武州府中に陣す。九月、義政

花營三代記―足利義滿義持義量二代の記事
左近―一本「右近」
櫻雲記―南朝の記錄
三代記―花營三代記

氏淸に下知して戰はしむ。又宇都宮氏綱を紀州に遣して戰はしむ。夏五月紀州の軍强くして宇都宮敗す。その後畠山むかひて宇都宮と共に戰ひ南軍を敗る。七月紀州にて宇都宮下野守氏綱卒す。（系圖に、伊豫守南鈴菴祥綱と號す。公綱の子。）花營三代記に、應安二年正月二日。楠左兵衞督正儀可參御方之由申、被成御敎書。三月十六日、爲楠合力赤松光範入道南方に向ふ。十八日、細川右馬助賴光以下むかふ。二十日、楠引退天王寺。二十三日、引退榎並。赤松入道も自天王寺同引退。四月二日、楠正儀上洛。（同夜管領に對面す。）三日の夜、楠御所に對面。二十二日、楠下向河内。應安三年十一月、和田以下寄楠要害合戰、頭九上洛。四年五月、細川右馬助南征。八月、山名、石堂、一色、佐々木、赤松等南征。十三日、南方宮方打出於楠要害。越中左近大夫將監殿飛驒國司舍弟二人以下百餘人、或降參、或生捕之由注進之。櫻雲記に、建德元年（應安三年）十二月、南朝の和田以下勅に應じて楠が要害を攻む。（楠正儀武家に降る故なり。）細川賴之大勢をひきゐて楠を援く。南兵敗れて退く。賴之山名氏淸を河内にとゞめて歸洛。正儀は南朝に叛き武家に降りしかど、その一族は正成正行が遺訓を守りて、南朝に志をつくせり。（按ずるに、賴之河内に向ひし事、南朝紀櫻雲記同じく建德元年としるす。たゞ月の違ひしなり。南朝記に楠叛きし事みえず。三代記櫻雲記同じく其事をしるして、三代記ことにつまびらかなり。不審なり。）應安四年三月、後圓融院卽位、（南朝記には應安七年と。）時に十四歲なり。此時持明

經て後義詮上洛。師冬も又亂起りて甲斐國におちてうせぬ。尊氏直義和睦の時相議して、基氏を鎌倉に置きて、東八ヶ國の管領とす。畠山國淸入道道誓執事たり。道誓謀叛の後、上杉憲顯を執事とす。これ上杉が東國に執事たる始なり。されど東國未だ靜ならずして基氏は卒せられき。すべて關東の事くはしく記せるものなければ詳ならぬ歟。

義滿十一歳にて家を繼ぎ、治世四十一年。（其うち十四年は息義持に職を讓り、出家にて政務ありき。）この人家繼ぎし明年應安二年（南朝正平二十四年。）三月十一日、南朝の後村上崩御。（四十二。）在位三十一年也。太子凞成親王受禪、後龜山院是也。此年二月、義滿の弟左馬頭滿詮（十一）武州本田の陣に下向。（これは鎌倉の金王丸氏滿いまだ幼ければ、東國軍事のためなるべし。）十月三日に歸京。東兵信州に發向して、大河原の城を攻む。（此城に宗良親王います。）この頃賴之南朝に奏して、古の如く持明院殿大覺寺殿かはる〴〵御治世にて、三種の神器北朝へ御渡しあり、南北御和睦御上洛あらば、公家武家本領もとの如く、並に官位相違あらじと再三申せしかど、南朝の公卿並に桃井等是をきかず和睦破る。（此時南方の御領は、河内、大和、和泉、紀伊、伊賀、伊勢、志摩、飛彈、信濃、上野、越後、伊豫、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩二十個國也。北國に征東將軍宗良親王、西國に征西將軍懷良親王、伊勢に北畠の國司あり。）南朝記傳に、建德元年の（北朝應安三年。）春、細川賴之軍勢を催し、河内に向ひて楠をせむ。左馬頭正儀城に籠りて防ぐ。賴之山名

後、美作五ヶ國の守護を許さる。（はじめ文和元年に叛き、貞治三年に降る。凡十三年なり。）周防大内介も武家に從ふ。又鎌倉にて上杉民部大輔憲顯を執事とせられしに、宇都宮の芳賀禪可入道上杉と不快にて謀叛す。基氏自是れをうち破らる。その頃道譽並に諸大名等、今の執事足利義將が父（斯波とも武衛とも）高經入道道朝を讒しければ、道朝は越前へ赴く。討手向ひしに道朝病死しければ、義將降りぬ。其後貞治六年四月、左馬頭基氏二十八歳にて卒す。其子息氏滿父につぐ。其九月義詮不例にて政務を義滿にゆづり、細川頼之を四國より召して執事とし、武藏守に任じ管領と號す。（是管領の始。）一說に、道朝沒落の後道譽執事たるべきと聞えしに、基氏の勸められし故に、頼之執事となれりともいふ。十二月七日、義詮卒す。（三十八歳）左大臣從一位を贈らる。（正二位前の大納言にて卒せらる。）

按ずるに、義詮はじめ上洛の日より、奔走常にやすき年なく、南兵はいふに及ばず、山名、細川、仁木、足利等の一族相繼ぎて叛けり。是等皆其上たる人のしわざに習ひて、その主に叛くなどいふ事、世の常の事と思へるが故なり。されど是等が叛きし事、一つには義詮不智にして佐々木佐渡入道道譽を寵任せしが故なり。又關東の事、はじめ義詮鎌倉におはせし日、高播磨守師冬執事して、東國の宮方と戰ふ事年を

しかば――一本「しが」

力弱くしてみづから立ち難し。其外には皆々武家と不快の者共、一旦南に屬し、おのれおのれが憤を散ぜんとのみ思ひし輩なりしかば、竟に其功成らざりし也。義詮治世十年父に繼れし初、九州にて菊地が軍強くなりて南軍も又振ひき。山名もいまだ降らず。其中鎌倉殿の家老畠山國清入道道誓が謀にて、關東にて新田義興を討ち、其後道誓東兵を催し、上洛して南兵と戰ひ、赤坂などの城を落し、武威又盛になりしに、故の執事仁木頼章が弟仁木義長を滅さんとて、道誓竝に今の執事細川相摸守清氏等兵を起せしかば、義長義詮を劫して二人を追討の御教書を賜はりしかど、事成らずして義長は伊勢へおつ。この便を得て南軍又起りしかば、道誓も關東へ歸る。又清氏と道譽と佐々木互に權を爭ひしかば、清氏謀叛のよしにいひなされて遂に南に屬し、楠正儀と京に攻め入りしかば、義詮都を落ち給ひ、清氏阿波へ赴きて、四國をうち從へんとしたりけれども、細川右馬頭頼之と讚州にて戰ひて討たれき。關東にても諸大名畠山道誓が罪惡を訴へしによりて、畠山叛きて豆州修禪寺に籠りしが、年經て河内へおちきて、南に屬せんと望みしかど、勅許なかりしかば、是も行方知らずなりき。山名は伯耆よりうち出で、美作國にて赤松と戰ひ、又中國にて戰ふ事度々にて、程過ぎて降りしかば、因幡、伯耆、丹波、丹

みづから云云―一本「みづから正しからざりし故に人を正す事云云」

り、尊氏と不快になりて、終に師直兄弟うたれ、政務の事につき尊氏とも義詮とも不快にて、ふたゝびまで直義都をさりて、終に父子兄弟の戰となりて、直義薩埵山の戰にうち負けて降參し、幾ほどなくて死して跡絶えぬ。是積惡の餘殃たるべし。その後又時氏父子高經等尊氏父子に叛き、直冬を大將とし、又父子兄弟の軍始れり。此人初め兵を舉げしよりこのかた二十六年の間、一日も干戈動かぬ日といふ事もなく、天下終に定る事を得ずして、君臣父子兄弟互に相爭ひし事古今ためしなき事なり。すべてはみづから正しからざる故なり。且人を正す事かなはざりしによれるなり。されどこの人遂に武家の棟梁となられし事は、公家の政務のことの外に武家の世におとれる事を士民能く知りぬれば、誰にもおはせ、武家の代を興し給はん人を君とし參せんと、天下の思ひしたひしに、幸にこの人朝敵となられし故に、その名をば惡むといへどもその實はしたへり。それにやがて持明院殿を取り立て參らせしかば、その嫌もなきが如くになりぬ。かくまで亂れし武家の世を、南帝の一統し給ふ事かなはざりしは、新田の氏族こそ身にかゝりし敵なれば、いかにもして足利殿をうちほろぼしてんとおもはれし。其餘は忠を存し義を知れる者なきにしもあらねど、其兵

の諡なしとの故なり。六年にて還り給ふ。三年四月二十九日、征夷大將軍正二位大納言源尊氏卒す。五十四。贈從一位左大臣。

按ずるに、尊氏初に累代の親昵を捨て、公家に屬し其家を起し、程なく公家に背きて天下を亂れり。公家の微功に報ぜられし處尤も厚きに過ぎたれ共、もとよりわが家の爲を謀りて公家の爲に起せる軍ならねば、終には公家に背き參らせん事は、かねて思ひ設けられし所なるべし。されば公家に背き大塔宮を殺し、その後恒良、成良等の親王を殺しまゐらせしなど、皆是れ直義の姦謀に出て尊氏の本意にはあらず されば尊氏は中前代の時下向せし後、勅使に應じて上洛せんとせられしを、直義に諫め止められし日より、當家の事をも天下の事をも皆直義にゆづりて、その身は口入なかりし由申すなり。さもありなん歟。大かたこの人はその器度寛やかにおはせし事は每レ事に見えたり。詐謀は直義には及び給はざりしにや、軍の術はるかにまさり給へりと見えし。初め師直兄弟がみだれは、尊氏天下の事をいろひ給はず、直義の政務なりしを師直等傾け申し、それに直義實子出來て、義詮は愚におはせしかば、おのづから讒人も便を得しと見えし。かくて直義師直兄弟を誅せんとはかられしよ

師氏―其下一本「な」字あり

屬し―一本「屬す」

南帝吉野へ還幸、義詮歸京、北朝の天子は南方へ捕はれ給へば、義詮崇光院の御同腹の弟彌仁を天子とす。是れ後光嚴院なり。十五 八月踐祚。九月、文和と改元。三種の神器なくして即位なり。文和二年、山名時氏其子師氏義詮に叛きて南方へ參る。是佐々木道譽が無禮を憤りて、師氏勸めて、父子伯耆へ歸りて兵を擧げしなり。五月、伯耆をたちて、六月、南軍と京に入る。義詮敗れて帝をともなひ坂本へ落ち、東國へ赴き、美濃垂井を皇居とし諸國の兵を催す。山名勢盡きて伯耆へ歸る。義詮帝を奉じて歸京。三年春義興義治河村の城を去りて義治は越後へゆく。東國靜りしかば、尊氏畠山國淸を基氏の家老とし歸洛。仁木左京大夫賴章を武家執事とす。義詮を播磨へやりて勢を催し山名を討たんとす。山名直冬迎へて大將とす。この時直冬は九州の輩背きしかば藝防の間にありしなり。直冬南朝へ屬し、尊氏と父子の戰始る。越前の足利高經越中の桃井直常も直冬に屬す。按ずるに、山名は八幡の戰に功ありしかば、先年賜はりていまだ知行せざりし若狹の國今積をもとのまゝに賜ふべきよしを、佐渡の判官道譽につきて望みしに、道譽遂に對面もせざりしを憤れるなり。高經は鬼切丸を尊氏より望まれしを惜みて、燒失せし由を申せしによりて、義貞うちしかどさまでの賞もなく、面目を失ふ事度々に及ぶを恨みて、去比高倉殿にも屬し、今又直冬につきしなり。四年正平十年正月、尊氏帝と共に江州に奔る、直冬、時氏、高經、直常入洛。二年三月、兩軍相戰ふ事度度にて、南軍粮盡きしかば各歸國。その後義詮の招によりて高經は武家へ屬し、延文二年、正平十二年光嚴、光明、崇光三院を都に還さる。是は茨宮即位の上は留めまゐらせて、そ

られると
も」
光明―一本
此下に「崇
光」の二字
なし
尊氏、疑當レ
作二基氏一。下
同。
十二日―一
本「十一日」
待ちつけば
―一本「往
つけば

幸。二十日官軍京都へおしよす。細川讃岐守七條大宮にて戰死、義詮江州に走る。二十一日、光嚴、光明、崇光竝に東宮貞仁を取參らせ、吉野の奥賀名生へうつさる。この月十五日に武藏守義宗上州にて兵を揚げ、十六日、國中を平げ、同日武州に越え、十八日、鎌倉に攻め入る。尊氏武州狩野川に引きこもる。太平記には、義宗武州小手差原にて戰ひて尊氏敗られ、武州石濱に引き退く。義興義治は鎌倉に打ち入り、義宗は笛吹峠に陣せしを、二十五日に將軍おしよせ戰ひて破りしかば、笛吹峠へ引き上る。その夜越後に落つ。義興義治も義宗打ち負けて尊氏鎌倉に向ふと聞きて、三月四日に國府津山の奥に引き籠る。三月十二日、義詮近江四十九院を立て、十五日、京に向ひ戰ふ。八幡の皇居を遠攻にする事五十餘日、八幡の糧盡きしかば、五月十一日の夜、大和路へ行幸なる。路次にて武家方の者共こゝかしこにて留め參らせんとしけれども、事故なく吉野へ還幸。此時義宗は四月二十七日に越後をたちて、七千にて越中に著き、桃井三千馳せ加り一萬になりて能登へ向ひ、吉良石堂も四月二十七日、駿河をたちて路次の勢を催し、五月十一日、美濃の垂井に著く。信濃の宮も同日信濃を御たちあり。土居、得能も兵船七百艇にて海上より攻め上りしに、今四五日を待ちつけば八幡陷りしなり。北朝の觀應三年（南朝正平七年なり）

中先代—北條氏
大御所—尊氏
大休寺殿—直義
寶篋院殿—義詮
兩御所—尊氏直義
坊門殿—義詮
おき—一本「なし」
此談—一本「此說」
此時—一本「此歲」
毒殺せしなども—一本「毒殺せ

降參し、正月六日の夜鎌倉に歸る。難太平記に、中先代の時天下をも御當家をも讓り申し給ひし事を大御所は忘れ給はず、唯いかにも大休寺殿より寶篋院殿へうつくしく天下を讓り申させ給へかしとの御方便故に、攝州井出の戰の時も、師直師泰討れしも咎め給はず。又由比山の合戰の後、上杉民部大輔憲顯伊豆山に引き分れて落ち行きしも、大御所は咎め給はず。又御合體いとゞ定まりき。それにつき兩御所竊に御談合有けるにや、「京都の坊門殿はいかに申させ給ふとも御改させ給ひがたし。然れば終に天下を保たせ給ひ難かるべし。譬へ御政道少し違ふ事あり共、關東大名等一同せば日本の守護たるべし。然れば又、此御兄弟の中に鎌倉殿を置き申されて、京都の御守目におき申されてめでたかるべし」と御内談ありて、坂東八ヶ國をば光王御料基氏に讓り申されて、「御子々孫々坊門殿の御代々の守たれ」とくれ〴〵申し置かせ給ひしとなり。此談に依ば基氏關東の守護たる事は此時に定りしなり。此時觀應二年二月二十六日、禪門卒す、四十七歲也。或は毒殺せしなどもいふ。此時義詮謀りて吉野殿に降る。南朝の帝勅許ありしかば、北朝觀應二年十一月七日に、義詮崇光院を廢し奉り、南朝の正平六年と稱す。園太曆十一月五日の記に、將軍必定心底不審に有之。然而賢息道譽妙善等張行如此云々。正平七年閏二月、南帝住吉へ行幸。其より八幡へ行

時―一本「事」
越中―一本「越前」
相山―一本「相八山」
陣どられしなり―一本「陣どらしむ」
二十日(分註)―一本「四日」
後攻―一本「後詰」

残らず討れてけり。かくて二十八日に尊氏都に歸り給ひ、義詮も丹波より上洛し、直義も八幡より歸り給ひけり。是より先二十五日に直義の子五歳なるが八幡にて死す。三人やがて會合ありて一獻の禮あれどもたがひの言少く無興氣にて歸られたり。この後政務の時相互問答ありて、直義禪門、政務に落著歟。將軍は佐々木道譽を討るべしとて進發。義詮は播州に進發。東寺にて相逢ふ。禪門に可」尋之由音通の事有りしかば、七月晦日の夜、直義京を落ちて越中に赴く。八月十八日、尊氏近江の鏡宿に陣して禪門を征伐あらんとす。禪門は石堂畠山桃井を大將として相山に陣どられしなり。七日なり。九月八日は相山合戰、禪門方越前へ退く。畠山阿波將監は兄弟和睦、義詮政務の事を執りしかど禪門許さず。國淸將軍へ參る。是より將軍へ參る者多かりしかば、越前にはたまるべからずとて、十月十八日、禪門北陸道を經て鎌倉に下る。一說に十一月二十日といふ。十月二十三日、將軍鎌倉に下向、義詮は在京。十一月晦日、將軍薩埵山に陣す、禪門宇都宮が薩埵の後攻せんとすると聞きて軍勢をむけ、自は薩埵山に向ふ。十二月二十七日、宇都宮所々の戰にうち勝ちて薩埵山の後攻す。禪門の兵潰て伊豆の國府に奔る。仁木義長攻めければ禪門北條に落つ。こゝにもたまりかねて伊豆の御山へ退き、いづちへも落ち行くか自害有るべきやとありしに、又た和睦の事ありて

十三日—一本「十二日」

饗場命三字恐有訛謬

執事—師直をいふ

供す—一本「供奉す」

國東國の勢を催して軍あるべしとて、明る日の朝十六日丹波路を西へ落ち、義詮には仁木頼章、義長等を附けて丹波の井原石龕にとゞめ、將軍は書寫坂本に陣を取らる。師泰もこゝに來りあふ。八幡よりは石堂右馬權頭頼房を大將にて書寫坂本へ向けらる。師泰が多勢加はると聞えて、石堂は播磨の光明寺に陣を取りて八幡の加勢を乞ふ。二月三日、將軍書寫坂本を立ちて石堂に向はれしが、城堅く見えたれば、將軍は引尾に、師直は泣尾に陣して矢軍す。かくて八幡の加勢來るよしを聞きて、まづ其勢をやぶらば敵悉く敗しぬべしとて、光明寺を棄てて、二月十三日、兵庫の湊川へ馳せ向はる。同十七日、小清水の戰に利を失ひ、松岡の城に籠り、味方悉く落行くと聞き給ひて、將軍を始て高家の一族七人、宗徒の侍二十三人、既に自害せんとし給ひしに、饗場命鶴丸合體の事調ひし由を告來りしかば、とかく評定有りしに、執事兄弟降參出家の議に落著しけり。されど猶子播磨守師冬は鎌倉殿の執事にて東國に勢あり、事の體誠に難儀ならば、兵庫より船に乘りて鎌倉に下らんと兄弟約諾せしが、東國にも亂起りて、師冬甲斐國へ落ちしが、遂に自害しけりと、二十五日の夜半に聞えてけり。此上はとて兄弟入道して降參になりて出づ。二十七日に將軍上洛し給へば師直兄弟供す。武庫川を過る程にて一族

國人―一本「國中」

十一月―一本「十二月」

勢―一本「兵」

少貳頼尚はいかゞ思ひけん聟君となす。石見の住人三角入道直冬に應じて國人をうち隨ふると聞えて、師泰六月二十日に發向。かゝる所に九國二島直冬に屬すと聞えしかば、師直將軍を勸め征伐せしむ。十月二十八日、發向あるべしと聞えし前の夜、直義逐電、是は師直がこよひ竊に討ち參らせて、西國に向ふべしと計ふと聞えしが故なり。師直は「さがし參らせて後に御發向有るべし」といひしに、將軍は用ひ給はず發向なしき。（是圓太暦の說なり。太平記には師直をして發向と見ゆ。）直義は大和へ赴き越智伊賀守を頼みておはせしが、吉野殿へ降參せられたり。（十一月の事。）かくて直義に屬する勢數を知らず。京におはせし義詮早馬を立て、將軍のまします備前の福岡へ告げらる。尊氏「師泰にも早く引き返すべし」と下知せらる。師直彼が來るを待ち給ふ事も日數經しとて、やがて福岡を立ちて上洛あり。直義は勢の著ぬ内に京を攻め落すべしとて、觀應二年正月七日、八幡に陣を取る。越中の桃井右馬頭直常も東坂本に著く。義詮の勢日々に落ちうせしかば、尊氏と一所になりて戰あらんとて、正月十五日、西國の方へ落らる。桂河を渡り向明神を南へうち過るほどにて、將軍師直に行き逢ひ、桃井が勢と戰ひて利あり。桃井大岳に陣取れば將軍父子は都に入る。この夜京勢大半八幡の勢に加はりぬれば、かくては都に叶ふべからず、西國の方へ退き、中

註〕一本「五百餘」
抖擻—行脚
桑門—僧
申沙汰す—一本「沙汰し申す」

所に入る。十三日の卯時、師直其子武藏五郎師夏等將軍の第を圍む。「上杉畠山二人を給らん」といひたり。直義の申されし旨に任せ、「今よりは左兵衞督殿に政道いろはせ給ふ事あらじ。上杉畠山をば流さるべし。妙吉侍者はもとより抖擻桑門の徒たり。生捕に所なし。よろしく尋ね沙汰すべし」と有りしかば、無事になりたり。直冬も鞆におはせしを、師直近國の地頭御家人等討ち奉れといひしかば押寄す。からうじて九州へ落ち行く。將軍は箱根竹下の時より天下の事は直義に讓られしに、今は直義の口入に及ぶべからず、關東より左馬頭義詮を急ぎ上洛せしめて政道あり、師直諸事を申し沙汰すべきに定り、十月四日に鎌倉を立つ。二十二日に入洛あり。二十六日、三條坊門高倉直義の家へ移り、政務執行の沙汰始あり。直義は細川兵部大夫顯氏の錦小路堀川の家に移らる。師直師泰かくては始終憤を止められじとて、竊に失ふべしと聞えければ、その疑を散ぜん爲、世に望なく身を捨られし心を知らせんとにや、十二月八日出家す。于時四十二。（四十一とも四十六共いふ。）上杉伊豆守重能、畠山大藏少輔直宗は同じく越前に流されしが、二人共に十二月末つ方に、師直が爲に配所にて殺されたり。明る年二月改元あり、觀應といふ。（南朝正平五年）直冬を討つべきよし御教書ありしかど、是は師直が所爲と知りてければ、うつ人もなく、

衰―一本此上に「勢」字あり
四條―一本此上に「正月」の二字あり
進めて―此下に一本「河内に向ひ」
園太暦―太政大臣藤原公賢の記録
かれを返して―一本「かれ等を國に返して」
五萬餘（分

せしといふこと一定ならんには、興國二年の九月なるべし。貞和三年南朝正平二年六月、直義男子をまうく。その後東國の官兵も次第に衰へぬ。貞和四年南朝の正平三年。八月に、楠正行兵を河内に起す。京勢利を失ふ事度々に及ぶ。十二月、武藏守師直、越後守師泰、四國、中國、東海、東山二十餘州の兵を率して向ふ。同五年、正平四年四條繩手の戰に正行討れしかば、それより、師直兵を進めて、吉野に攻入りければ、南帝は賀名生にのがれ給ひぬ。師泰河内に向ひ楠正儀と戰へば、師直は京に歸る。四月、宮内大輔直冬西國の探題になさる。これは尊氏の忍びて、一夜かよひし越後局が腹に出來しなり。相摸の東勝寺の喝食なるを男になして京へ上す。玄慧申しければ直義對面し、去年五月、紀州の宮方起りし時、右兵衛佐になされて大將を賜はりしが靜謐しけり。此度直義のはからひにて備前迄下せしといふ。園太暦には、長門に發向、彼國にて八ヶ國の成敗を掌るとあり。八月、直義師直を殺さんと謀りしに、事あらはれ、師直弟の河内國石川河原に陣せしを迎ふ。多勢にて九日酉時許りに京に歸る。十一日の夕に、圓心則祐等師直が宅に行きしに、師直かれを返して、「直冬の備前より上らんを防ぐべし」といふ。十二日の宵より洛中騷動、直義、師直の家に軍勢馳せ集る。直義へ參る者七千餘。師直へ屬せし者五萬餘。尊氏三條殿へ使して、「一所におはすべし」と有りしかば、直義將軍の近衞東洞院の御

五十三―一本「五十二」

興國元年―原本「三年」とあり一本により改む

を承りて―一本「となりて」

を集めて勢州に赴く。八月二十八日、北朝改元。尊氏上首十一人を超えて、正二位大納言征夷大將軍、直義は從四位上左兵衛督兼相摸守征東將軍となる。九月十一日、東國下向の船豆州御崎にて風にあひ悉く覆沒す。親王顯信の船は勢州篠島へ吹き戻し、親房の船は常陸の内海につき、尊澄親王、尊良親王の御子一品の宮の船は遠州白羽の湊に、是より井伊が城へ。花園宮懷良親王の御船は四國につく。是より鎭西へ御下向あるべしとなり。八月九日帝不豫同十五日、義良親王十二踐祚。十六日帝崩す。五十三。十月、後村上卽位。親房常陸より神皇正統記を獻ず。按ずるに、此時宮方に志ある人々は、大和、河内、紀伊、伊賀、伊勢、美濃、尾張、遠江、越前、越中、越後、信濃、上野、武藏、出雲、伯耆、備後、備中、安藝、石見、播磨、伊豫、淡路、常陸、陸奥二十五個國に充滿す。曆應三年南朝興國元年春二月、親房常陸小田の城より職原抄を獻る。五日顯信奥州の國司となり白川の城につく。義助は去年の冬新帝よりの勅を受けて黑丸の城を攻落したり。高經富樫城におつ。其後京勢多く下りて杣山城も落され、美濃の根尾城に籠りしを土岐が爲に落され、郎等七十三人を倶して竊に吉野殿に參る。臨時の宣下ありて一級を加られ、當參の一族相隨ふ兵迄、或は官位を進められ、或は恩賞を給はる。南朝紀傳には、信濃へ赴き、それより美濃へおち、伊勢を經て吉野へ來ると見ゆ。四國の路開けしと聞て、刑部卿義助は四國西國の大將を承りて、四月二日吉野を立ちて、二十三日に伊豫に著く。幾程なく五月四日、國府にて俄に病死せり。南朝紀傳に、義助吉野へ來る事は興國元年九月十八日としるさる。然ば五月死

一宮―尊良親王―恒良親王

山に入りて、金ヶ崎の寄手を拂ふ謀を廻さんとて、二月の末に城を忍び出づ。瓜生悦びて後詰の事を謀りし内城落ちて、一宮、義顯は自害す。春宮をば船にて落し申せしを生捕る。四月五日、關白左大臣經忠吉野に來る。同十六日、經忠の弟基嗣北朝の關白たり。同月、義貞杣山より起る。九月、義良親王、顯家西征。南朝の延元三年、（北朝の曆應元年十月改元。）西征の官兵は、去年十二月十三日、上野利根川合戰。十六日、武州安保原合戰。二十四日、鎌倉所々合戰。此年正月、美濃國青野合戰。二月、義貞陷二府中一、高經奔二於足羽城一。十四日、伊勢の雲津、河俣、川口所々の戰に官軍利を得て、二十八日、奈良合戰に京勢利あり。義良親王吉野へ入らせ給ひ、顯家は河内へ向ひ、顯信八幡に陣す。五月二十二日、和州堺の浦合戰。官軍敗し顯家討死す。（廿一）七月十一日、八幡糧つきて官軍退く。閏七月二日、足羽合戰。義貞討死。同十三日、恒良遭レ害。（十五）二十一日、成良遭レ害。（十六）是よりさき、義貞黑丸を落さんとて向ひ、足羽の城を攻めしむ。官軍利なく、義貞兄弟河合の莊に陣して大兵を集め、七ヶ所の敵城に向ひ、自らは藤島の城に向はんとて、纔か五十餘騎にて徼行せしを、細川出羽守、鹿草彥太郎藤島の後詰せんとて打ち出でしに行きあひ、矢に當りて死す。同月二十五日、義良、尊澄親王竝に宮々、一品入道、親房、顯信以下結城道忠東兵

御出――一本「出御」
事ぞと――一本「事にぞ」
なりけり――一本「なれりければ」
舍弟――一本「兄弟」
失て――「失ひて」

息義顯をば越後へ還し、義助をば杣山の城へ遣す。十二月二十一日の夜、帝吉野へ潜幸。源親房伊勢へ奔る。梅松論に、この上は京中に御敵出づべしとて、急に東寺へ警固を遣されしに、將軍宗徒の人々に御對面有りて、「このあひだ君花山院に御座の故に、警固申す事その期なし。武家の煩、迷惑の處、今に御出は大儀の中に吉事なり。定めて潛に畿内の中に御座あるべきか。御進退を叡慮に任せられて自然に落著せば、然るべき事なり」とて有りしかば、人々不思議の事ぞと申し合ひける。延元二年（北朝建武四年）正月、右大臣公賢、大納言師基、中納言實任吉野に來る。三月、中納言惟繼、大藏卿菅原在氏、左大辨宰相淸忠吉野に來る。同六日金ヶ崎陷る。尊良親王並に新田義顯自害す。太平記を按ずるに、去年義助義顯敦賀より杣山に行きしに、足利尾張守高經が催しにて、瓜生判官保心變りしければ、その弟義鑑房に義助が息式部大夫義治を預けて、義助義顯は敦賀へ歸る。纔十六騎にて金ヶ崎へ入る。斯くて敵は金ヶ崎の城を攻むる事、年を經て春になりけり、瓜生が舍弟等義治を大將にして松山に旗を擧ぐ。兄の判官も金ヶ崎の攻衆にて有りしが、たばかりて城に歸れり。かくて金ヶ崎の後詰せんとて越前の府にて戰ふ。瓜生利を失ひて、里見伊賀守を初て、瓜生の兄弟甥の七郎討たる。金ヶ崎にてかくと聞きて、義貞義助等杣

及びぬ―一本「及ぶ」
尊氏が―一本「が」字なし
なさんには―一本「なされんには」

讀史餘論　卷九

○足利殿北朝の主を建られし事　並に室町家代々將軍の事

八月十五日、光明院御卽位。十六歳。十月十日に帝都に還幸。是よりさき尊氏竊に使を參らせ、「去年より讒口の爲に勅勘を蒙りしに、義貞義助事を逆鱗によせて、日頃の憤を散ぜんとする故に、やむ事を得ずしてこの亂天下に及びぬ。尊氏が讒におちて罪蒙りし事を憐み給ひて還幸をなさんには、供奉の諸卿降參の輩悉く本官本領を復し、天下の成敗を公家に任せ申すべし」とて、告文を奉りしかば、都へ御出有るべきに極りて、九日の朝ひそかに山門を御出あるべき時に臨みて、堀口美濃守貞滿馳せ參りて、一族百六十三人、郎從七千六百人、朝の御爲尊氏と戰ひて、命をおとせし條々をなげき申せしかば、義貞兄弟を召され、東宮中務親王恒良十三歳。並に尊良親王を彼の兄弟に屬せられて越前に下されて、帝は都へ御出ありしを、花山の殿におしこめて、供奉の武士共は悉く大名へ預けられたり。義貞は敦賀に著きて東宮、一宮を守りまゐらせて、其身は金ヶ崎に、子

官軍京勢山へむかふ。官軍難儀に及ぶ。十日に光嚴院重祚あり。二十日合戰。晦日、官軍京を攻めて利を失ふ。七月十三日、義貞京を攻めて敗す。長年討死す。

申請ふ——一本「申請て」

だ崩御ならざるうち、なされし院宣をもちきたれりと見ゆ。尊氏其五日の日に嚴島を立つと云々。梅松論の說なれば、去る正月晦日、尊氏京軍にうちまけ筑紫へ下られし時、備後の鞆にて持明院殿の勅使賢俊來れるなり。異本太平記を考ふるに、二月八日に兵庫を落ち、十三日に多々良濱につきしとみえたり。さらば兵庫を落ちし時、院宣を申し請ふ、鞆に至られし日に勅使下るべきにあらず。思ふに九州より登るとて鞆に至られし時に、賢俊來會せしなるべし。但し錦の御旗をさすべしと、諸國のみかたに觸られし事は、「未だ院宣は下らねども、既に持明院殿へ院宣を申し請ひし上は、味方を勇ますべしとて、「推して錦の御旗を用ひよ」とは申されしなるべし。これ臨時の謀に出でしと見えたり。

かくて大江田式部大輔直義のために備中福山をおとされ、義助は三石をうちすてゝ播磨へひく。義貞は播州加古川にて備前美作の勢を待ちうけて、兵庫へ引き退き陣どらる。この由を奏せられしかば、楠を兵庫へ下されて、義貞に力合すべしとなり。五月二十五日、湊川の戰に楠兄弟討死す、官軍都に歸る。二十九日、帝山門へ遷幸。同日、尊氏都に入る。建武の曆を用ひ、後伏見の第二の皇子豐仁親王を位につけ申さんとす。光明 六月二日、

左衛門佐―一本「左衛門督」

常陸も―一本「常陸にも」

とて、四國へは細川一族、播磨には赤松、備前には尾張左衛門佐氏頼を大將にて、三石の城に兵をとゞめ、備中は今川、安藝には桃井、周防には大内、長門には厚東等と定めて、宗像大宮司が館に著き給ひしに、小貳入道妙恵、子息太郎頼尙等みかたに參る。其後菊池掃部助武敏宮方にて、少貳が城を攻めて妙恵討たれしかど、多々良濱の戰に菊池うちまけて松浦河田は降參す。菊池も城をおとされて深山にのがれ、八代の城も落ち、阿蘇の大宮司が兄弟、秋月備中守等は自害しければ、九州こと〴〵く尊氏に屬し、又陸奧、常陸も朝敵起れりと聞ゆ。まづ東國を鎭めらるべしとて、顯家を鎭守府將軍として被」下、義貞には十六ヶ國の管領をゆるされ、尊氏追討の宣旨をなさる。義貞播磨に向ひ、義助備前にむかふ。尊氏は赤松、尾張難儀の由を聞きて、九國には一色入道、仁木右馬助、松浦の黨竝に國人等をとゞめて、四月三日宰府を立つ。五月五日、備後の鞆につきて、ここにて軍評定ありて、少貳頼尙が異見によりて、尊氏は船、直義は陸に上らるべきに定まる。

按ずるに、太平記には、この時五月二日、尊氏嚴島へ詣で、三日參籠ありし結願の日に、三寶院僧正賢俊京より下りて、後伏見院さる四月六日に崩じ給ひしが、未

大將軍―舊暦にていふ方角の神、この神の居る方に向へば萬事凶なりといふ
退く―一本「退て」

め、弓箭の用意をもなされて、重ねて上洛あらん歟。凡合戰には旗を本とす。官軍は錦の御旗を先だつ。御方は是に對する旗なければ朝敵に似たり。所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代亡びし後さだめて叡慮も心よからじ。急ぎて院宣を申し下されて、錦の御旗を先だてらるべきなり。去年御方利を失ひしは、大將軍西方に有りし故に、それに向ひ給ひしかば、毎度の戰利なかりし。されど御運によりて御上洛は相違なし。今西國より攻め上らば、洛中の敵は大將軍にむかふべし。かた〴〵御本意を達せらるべし」と、再三忠言を盡し申しける程に、夜半ばかりに瀨川の御陣を退く。十二日卯刻兵庫に入り給ふ。直義は立ち歸りて摩耶の麓に御座ありて、いかにも都に向ひて命を捨つべき御所存なりしを、將軍御問答頻りに有りて、兵庫に御歸りあり。酉時ばかりより船どもに乘り始め、戌時ばかりに御座船をいださる。備後の鞆に御著ある所に、三寶院の僧正賢俊勅使として持明院殿より下さる。是によりて人々いさみあへり。「今は朝敵の儀有るべからず」とて、「錦の御旗を擧ぐべきよし國々の大將に仰せ遣はされけるこそめでたけれ。（按ずるに、此說の如くなれば、持明院殿を北朝の主となせしは赤松圓心が謀なり。）二月二十九日改元、延元と號す。義貞左中將になされ、義助右衛門佐になさる。さても尊氏は筑紫下向の時、京都より討手下らば防ぐべし

兵艘―一本「兵船五百餘艘」

州に著きて、佐々木氏賴が觀音城をおとす。十六日、園城寺の合戰、官軍利ありしかど、にぐるを追ふて敗らる。二十七日八日九日合戰。尊氏遂に利なくして丹波へ奔る。二月二日、山より還幸、花山院に入御。五日、顯家義貞攝州に向ふ。十三日、櫻山合戰。尊氏直義魚の御堂にて既に自害せんとす。細川卿の律師諫めて九州に赴く。梅松論に、晦日の夜半に合戰始りて、味方敗れて、其日の夕に丹波の篠村に御陣を召さる。二月朔日、猶都に攻め入るべき沙汰ありしかど、退きて功をなすは武略の道なりとて、細川の人々赤松以下西國の輩を案内者として、先御陣を兵庫の島に移さるべしとて、同二月三日に御著ある所に、先度の御敎書によりて、周防の大内、長門の厚東、兵艘にて參りければ、兵庫この新手にて都へ攻入るべしとて、二月十日、兵庫を立ち給ひしに、楠和泉河内の勢を率ゐて西宮濱にて終日戰ひて、いかゞ思ひけん、夜に入りて正成引き退く。十一日、細川の人大將にて、周防長門の勢攻め上るに、義貞瀨川河原にてかけ合ひて戰ふ。細川和氏の弟賴春深手負ふ。互に陣を支へて人馬の息をつがせける。その夜深て圓心ひそかに將軍の御前に參り申しけるは、「たとへこの陣を敗りて都に攻め入るとも、味方つかれて大功成りがたし。しばらく御陣を西國へうつされ、軍勢の氣をもつがせ馬をも休

辰の一點に新田の脇屋を大將にて足柄明神の南の野に控へしに、味方の先陣山を下りて野山にうち上り、小坂の下にてかけ合ひ戰ひしに、敵堪へずして引き退くを、勝に乘りて三十餘里追ひつめて、藍澤原にて數百人を討ち取る。翌十二日、京勢駿河に引きしりぞく。

按ずるに、此說もつとも實錄と見えし。さらば太平記に、尊氏髻を切りて建長寺に入りしを、直義鎌倉に歸りて上杉伊豆守重能と謀りて、つくり綸旨かきて引き出せしとあるは、尊氏は勅に背かざりしかど、直義の詐謀なりといはんためにつくれる辭なり。

味方は竹下佐野山、伊豆の國府三ヶ日の合戰にうち勝ち、今日十三日に兩大將一手になりて、府中より車返、浮島ヶ原に至るまで陣を取らずといふ所なし。十四日、御逗留ありける議に云ふ、「是より兩大將鎌倉に御歸り有りて關東を御沙汰あるべし」又一議に、「たとへ關東を全うし給ふとも、海道京都の合戰大事なり。しかし只一手にて御立ちあるべし」と有りければ、同十五日、海道に向ひ給ふと云々。延元元年（足利家にては建武三年なり。）正月十日、尊氏都に入り、帝は叡山へ遷幸。內裏兵火のために燒かる。十二日、義良親王、北畠顯家江

頭殿—直義

定めらる—一本「定められ」

如くに、奏狀奉りてすなはち打ち立ちしなり。

同十一月二十七日、矢矧合戰。十二月五日、手越河原の合戰。皆東兵利なくして箱根に引き退く。同十二日、箱根、竹下等の戰官軍利を失ひて引き退ぞく。梅松論に、さるほどに直義は箱根山に引き籠り、水飲をほりきりて要害として御座ありけるに、仁木、細川、師直、師泰等以下一人當千の輩陣を取る。將軍は先日勅使下向の時歸洛あるべしとて、御參なき事御本意にあらざれば、深く歎き思召されて、「今度の事條々御所存にあらず」とて、政務を直義に御讓あり。按ずるに、難太平記に、中先代の時、箱根山よりして、天下をも當家をもゆづり給ひしとあるは此の事なり。細川源藏人賴春竝に近習兩三輩ばかりにて、竊に淨光明寺に御座ありし程に、海道の合戰難儀たるよし聞し召して、「頭殿命を隕されば我ありても無益なり」。たゞし違勅は心中において更に思召ず。先立ちて諸軍勢をば向けられしかど、御遠慮ありけん、小山、結城、長沼が一族をば惜み止めらる。その勢二千餘騎を先陣と定めらる。十二月八日鎌倉を御立あり。按ずるに手越敗軍の後なり。諸人箱根の御陣に加はりて御合戰あるべきにやと思ひしに、將軍謀仰せけるは、「我水飲にいたり、其敵支ふるばかりにて利なかるべし。箱根山を越えて合戰せば、敵驚き騷がん所を敗らん事案の內なり」とて、十日の夜、竹下路夜をこめて明くるをまち、

逆節─節操を無視する

餘なり。中間九十日ばかりもやあるべき。このうち兵部卿親王の御事の聞えざりしは、いかなる御事にや。やがて勅使を下されしよし、梅松論の說の如くなるべし。保曆間記の如くなれば、義貞の奏狀にも及ばず、又上野を此時義貞に賜りしといふも誤なり。延元元年二月、尊氏を筑紫へ追ひ落せし功によりて、左中將に任ぜられき。又梅松論に、義貞下向と聞えて、上野を上杉に充て行はれしと云も文飾の辭なり。義貞十一月十九日に追討の宣旨を賜はり、即日發向。同二十五日に矢矧合戰なり。此事鎌倉に聞えて、上杉上野へ下り、義貞の一族の代官等上洛するなどいふは符合せぬにや。太平記の說の如くにて事情にかなへり。たとへ義貞追討の宣蒙られしと風聞あればとて、その領國をおし取らんは豈逆節にあらざらんや。梅松の作者尊氏の爲に非を飾りぬれども、遂にその辭を得ざりしと見えし。思ふに尊氏鎌倉へ入られしのち、勅使して召されしかども、急に參るべき由を申して上らず。其內におして將軍と稱し、又は東國の中を武士の軍賞に行ひしなど聞えし後に、奏狀を捧げられしなるべし。又太平記には義貞下向と聞えて東兵發せし由なれど、これも符合せず。十一月十日餘りに、奏狀京師に至り、去月二十五日に矢矧合戰なれば、正統記の說の

武一作レ兵

織綺—機をおること

中前代—北條時行

月日と記さる。正統記に、東國はしづまりにけれど、尊氏望む所達せずして謀叛を起すよし聞えしが、建武二年十一月十日餘りにや、義貞を追討すべき奏狀を奉る。すなはちうち上りければ京中騒動す。保暦間記に、尊氏直義海道所々の合戰に打ち勝ちて諸人降參す。然るに故大塔宮の御方人臣下の内にやありけん、尊氏謀叛の志あるよし讒し申して、義貞を招きて種々のからたひをなして、左中將に申し成して、上野は尊氏が分國なり、の説誤也義貞に申しあてけり。尊氏上洛せば道にて討つべきよしを義貞に仰す。さて尊氏を召さる。「關東勢をば直義につけおき、一身急ぎ馳せ參ずべし」と云々。尊氏　勅定に應じて上洛する所に、京都より内々この事を告げし人もありけるにや、直義も東國の士も不審に思ひて留にければ、尊氏上洛せず。梅松論に、今度尊氏直義に供奉の人々には、信濃常陸の關所を充て行はるゝ所に、義貞討手を給はりて下向のよし聞えし間、まづ義貞が分國上野守護職を上杉武庫禪門に任ぜられ、用意のために國に下る。かゝりし程に、京都伺候の親類代官共は急ぎ都へ上り。關東に忠を存ずる人は、又京都より逃げ下る間、海道上下の輩俄に織綺のごとし。

按ずるに、中前代滅びしは八月十九日なり。尊氏の奏狀を捧げられしは十一月十日

御武略によれり。然るに頻年京に御座ありし時、公家並に義貞の隱謀度々に及べども、御運によりて今に安全なり。たま〳〵大敵の中を遁れて關東に御座然るべし」と、かたくいさめ御申しありけるによりて、御上洛を止られき。

按ずるに、正統記、保曆間記、太平記、共に尊氏下向の事を望みし時に、征夷將軍並に總追捕使を望みしを許されたりし由なり。梅松論には、下向の事をゆるされざりしやうに記したるは、これは潤飾の辭なり。尊氏が請ふ所のかなはざるを憤りて下りしを、かく公家の御過あるやうにかきしものなり。

南朝記傳に、冬十一月十八日、尊氏細川阿波守和氏を以て奏狀を捧ぐ。同十九日一の宮尊良親王並に新田義貞に節度を賜ふ。太平記には、尊氏勅約の上なればとて、未だ宣旨をも不ㇾ被ㇾ下、おして征夷將軍と稱して、東八ヶ國管領の事勅許なればとて、先新田一族の拜領したる東國の所領共を、悉く此度の軍功の輩にあて行ふ。かくて尊氏關東を平げし後、隱謀あるよし聞えて、追伐の宣旨を下さるべきにて有りしに、親房、公明頻に諫め申されて、法勝寺の慧鎭上人を下され、「事のやうを尋ね究めらるべし」とて、既に關東へ下らんとせらし日、尊氏細川阿波守して奏狀をさゝぐ。按ずるに、奏狀には建武二年十月日とあり。義貞の奏狀には、十一

御申―一本「御申渡」

及べども―一本「及ぶと云へども」

ありしに―一本「ありしが」

大御所―尊氏

下御所―直義

さる。これのみならず御諱の字を下さる。梅松論に、關東合戰の事先だちて京都へ申されしによりて、將軍御奏聞ありけるは、直義無勢にして防ぎ戰ふべき智略なきによりて、海道に引き退く由その聞えあれば、暇を給はりて合力を加ふべき旨、御申度々に及べども勅許なき間、所詮私にあらず天下の御爲のよしを申しすてて、八月二日、京都を御立あり。此頃公家を叛きし人々其數を知らずありしに、皆喜悅の眉を開きて御供申しけり。三河矢矧にて京都鎌倉兩大將御對面あり、關東に御下向。遠江の橋本佐夜の中山、駿河の高橋繩手、箱根山、相摸川、片瀬川より鎌倉にいたるまで七ヶ度の戰にうち勝ちて、八月十九日、鎌倉に攻め入り給ふに、兇徒悉く自害す。去程に將軍御兄弟鎌倉にうち入り、二階堂別當に御座ありしかば、京都より供奉の輩は勳功の賞にあづかることを悅び、又前代與力の輩は死刑流刑を宥められし程に、いかにも忠節を致さん事を思はぬ者ぞなかりける。京よりは人々親類を使者として賀し申さる。又勅使中院藏人頭中將具光關東に下り、「今度東國速に平ぎし事叡感再三なり。但し軍兵の賞においては、京にて綸旨を以て行はるべし。まづ早々歸洛あるべし」となり。大御所は「急に參るべし」と御申しありける所に、下御所、「御上洛然るべからず。其故は高時亡びて天下一統せし事、併

られしなりき―一本「られしまてなり」

原本脱二餘字一。今補レ之。

にうづもれて世にも知る人なかりしかば、帝には猶聞きも及び給はざりし。されど其功殊に大なりしかば、父子兄弟是も四ヶ國の守護を賜はりしかど、その官位は尊氏には及ぶべからず。從四位上左兵衛督にて播磨守を兼ねられしなりき。かくその代に大功といはれし人々の功を議せられしだに、誤多しと見えたれば、ましてその餘小功の輩の忠否明ならざりし事、太平記等にしるせるが如くなるべし。さらばなど世亂れずしてあるべき。

建武二年春三月、西園寺大納言公宗謀叛して誅せらる。五月二十一日、出羽の住人國司葉室宰相光顯を殺す。名越太郎時兼北國に起り、相摸二郎時行は信濃國に起りて鎌倉にむかふ。直義のさしむけし軍勢無レ利して敵攻め入りしかば、直義成良親王を伴ひまゐらせ、七月二十三日、鎌倉を落つ。八月二日、尊氏兇徒退治のために出京。正統記に、建武乙亥の秋の頃高時が餘類謀叛起して鎌倉に入りぬ。直義は成良親王を引連れ申して、三河國まで遁れにき。尊氏は申し請ひて東國に向ひけるが、征夷將軍竝に諸國の總追捕使を望みければ、征東將軍になされて悉くは許されず。太平記には、征夷將軍竝に東八ヶ國の管領を望む。征夷使の事は關東靜謐の忠によるべし。東八ヶ國管領の事は許

保元の亂にも官軍に屬して、一方の大將にて有りけり。その子上總介義兼は、實は八郎爲朝の子にてありしとも申すなり。賴朝にも親しく、又北條にも親しかりしほどに、源氏の一族の中には賴もしくや思ひ給ひけん、平家の兵を防がんための大將とも成されき。かくて世の覺えもよかりしかば、受領なども執し申されけり。その子義氏は時政が外孫なりしかば、彼が家に殊に親しく、承久の時にも一方の大將になされき。其子泰氏は泰時が外孫。その子賴氏は泰時が孫女にて、時氏が娘の腹に生る。其子家時又時茂が外孫にて、其子貞氏も時氏が外孫たり。この貞氏のみ上杉が（三郎賴重）聟となりしかば、尊氏直義のみ北條が外孫にはあらず。かく代々北條に親しく且は源氏の末葉なりしかば、この度も一方の大將にはさゝれたり。されば帝も年頃この人々の事をば、さる者なりとしろしめされしが、一方の大將にて登ると聞えしに、御方に參るべきよしを船上に申されし程に、いかにたのもしくも悅ばしくも思召されたりけん。義貞の如きも同じ源氏の流にて、殊にこの人の祖新田義重入道上西と申すは、足利の祖義康の爲には兄なれば、八幡殿の男義國の流には嫡家にておはせしかど、賴朝不快の事おはしければ、其代にはあらはれし人々もあらず、上野國

巳本作レ方。今改レ之。

たとへ船上におはしますとも、鎌倉いまだ滅びず、六波羅いまだ敗れざらんには、行在尤も危かりなん。名和乘輿を迎へて是を守りまゐらせざらんには、たとへ鎌倉亡びたりとも、誰が爲にかその功をも奏すべき。然はあれど窮鳥懷に入れば獵者もこれを憐むといへり。まして況んや萬乘の天子御頼みあらんには、凡人たらん者いかで身を以て守り參せざるべき。その功大なるに似たれど、その事は成し難しとも思はれず。天子既に海外に遷され給ひて、武威殊の外に張りし日に、都の外遠からぬ境に兵を起せし事は、その功長年に及ばざるが如くなれども、その事はなし難しとやいふべき。尊氏の功は稱すべき所なきにや。東兵久しく正成が爲に苦められ、赤松が兵あらたに起り、天子船上にうつり給ひて、官兵都に赴き、事以の外に難儀たるよし聞え、且は高時がふるまひ已に滅びぬべき時至る事をまのあたり見及ばれければ、年頃の志事成りぬべきをりを待ち得ぬと思ひしかば、官兵に屬すべき由を申されしかど、六波羅の亡びし日とても、仕出したる程の戰功もあらざりき。然るにこの人を賞せらるゝに第一の功を以てせられし事、心得ぬ事なり。されど又その謂ある事もありき。その故は、この人の祖陸奥判官義康と聞えしは、義家の孫にて

あたひぬる—一本「たびぬる」

巨魁—頭梁

おし直して粉飾を加ふるに異らず。その覆へらん事日をさして待つべし。然るに民の肩いまだ安からざるに大内をたてられんとし、まづ宦官、媵妾、伎能、法師の類に所領賜りて、軍功ありし者に分け賜ふといふ事もなく、たま〳〵あたひぬるをやがて召し返さるゝの類、たゞ是其亂を招き給ふ所なり。且は又かゝる時の急務刑賞二つにしくはなし。恩をたて威をたつ、この二つにあらずして叶ふべからず。小功の輩はいふに及ばず。先賞せられし大功の人々、その功の多少を論ぜられし所悉くその所を得ざりき。今試にその功を議せんに、護良親王の功は申すに及ばず。但し是は正しき御父のためなればさもあるべしや。功臣においては正成を以て第一とすべし。その故は、はじめ笠置おちて天子西州に蒙塵ありし時にあたりて、六十六州のうちたゞ此一人その節を改めずして、わづかの小勢を以て東國の大軍と戰ふ事年を經しほどに、武家に背く輩も彼是出來しなり。この人かく王家の御爲に勳勞なからましかば、新田、足利、赤松等の人々も其志を立つる事叶ふべからず。さてその次は義貞の功最も大なり。是れその巨魁を亡せしが故なり。さてその次は赤松名和いづれをか上としいづれをか下とすべき。赤松が功に非ずば、六波羅はやぶれじ。帝

○建武中興論

と成さばやと思はれし事を、宮はとく御覽じつけられしかば、速に討ち給ふべしと思召されしかど、御許なかりしを、とかくためらひ給ふ内に、尊氏やがて其叔母して准后にさゝへ申せしを、帝つひにまどひ給へり。

又按ずるに、中興の初政悉く議するに足らず。世の常の時だに、中興の業は創業よりは猶かたくやあるべき。譬へば創業はあらたに家つくるが如く、造立の功そこばくなりといへども、その功をなし得ぬれば、その家數百年をも保つべし。大廈の破れ傾きしをもとの如くに修造せんとする事は、最も大儀の事なり。鄙しき諺に角直さんとて其牛殺せりといふ類、誠によき喩なるべし。初め攝關の人々の權をほしいまゝにして朝廷の禮衰へしを、後三條院の御位の後、幾程なく昔にかへされし事は、未だその衰へ甚しからぬほどなればなり。譬へば小破の時にやがて修造せる屋舍の如し。賴朝天下の權を分ち、北條九代うちつゞきて世を知りし後は、六十餘州の武士その勢を張りて、その威をほしきまゝにしたりき。それをいかで今無功の人々の下に、手を束ね膝をかゞむべき。それにたゞ世の常の如く、古朝家の未だ衰へざりし代の如くになしかへされんとし給ひし事は、基傾き破れしを、やがて

○尊氏論
（一）越階—飛び越して官位の昇進すること

先吉良上總禪門貞義に仰せ合はされしに、御返事にいふ。今までは遲くこそ存じつれ。この事關東御立の時より內々上杉兵庫入道は申し勸めけるにや。家時貞氏この兩御所の御遺意を、大方殿の上杉ばかりに仰せ聞かされけるとかや。是によりて殊更この人骨を折りて河原合戰に討死しけると云々。

按ずるに、梅松論、保暦間記の說、皆々武家の爲に潤飾せしものなり。尊氏越階して從三位にのぼり、參議になされ、三ヶ國の守護をたまふ。いかでさせる恩賞もなきといふべき。太平記には、尊氏宮を讒せしよしをのせたり。されば保暦間記の說、建武元年といふより以下は、則ち尊氏の讒說の趣しかありしと見ゆ。又此宮はじめより尊氏を叛臣と御覽じて、征伐あるべしと思召されし事、もつとも其いはれある事と見えたり。難太平記の說によれば、尊氏武家の代を奪はんと思はれし事年久し。たゞに尊氏直義兄弟かく思ひ給ひしのみにあらず、家時貞氏の代よりその志は有りしかど、便なかりしかばさてのみ過ぎき。尊氏の宮方に參られしは、但其勢を假れるのみにて、朝家の御爲に義兵を擧げられしにはあらず。かくて天下のありさま思はざる外に、公家一統の代となりしかば、いかにもして故右大將家の如く武家の代

聞えけん―一本「聞えけり」

難太平記―太平記の誤謬を正せる書

給へ―一本「給ふ」

兩御所―尊氏直義

支證―證據

けて、我御宮（道親房が妹の腹）二歳になり給ふを位につけ奉りて、尊氏以下さるべき武士を討ちて、天下をわがまゝにせんと思ひ立ち給ふ。この事いかゞして聞えけん、主上驚かせ給ひ、宮を十月晦日内裏にて捕へ奉りて、直義が鎌倉にありしに預け置かれ、彼の御方の武士多く誅せられけり。

今川貞世が難太平記に曰く、義家の御置文に、我七代の孫に我生れ變りて、天下を取るべしと仰せられしは、家時の御代にあたりたり。猶も時不ㇾ來事を知し召しければにや、八幡大菩薩に禱りたまひて、「わが命を約めて、三代の内に天下を取らしめ給へ」とて、御腹を切り給ひしなり。その時の御自筆の御置文に仔細は見えしなり。正しく兩御所の御前にて、故殿も（範國入道心省。）我等なども拜見申したりしなり。「今天下を取る事唯この發願なりけり」と兩御所も仰せありしなり。又いはく、元弘に御上洛の時、不思議の事ありけり。三河國八橋に御著のとき、御前無人數の夕に、白衣著たる女一人參りていふ、「御子孫惡事なくば七代守り申すべし。その支證には、每度合戰に出で給ふ時、雨風を以て示し申すべし」と云うて、夢の如くに失せにけり。それよりしてひしと御謀叛の事思召し定めて、上杉兵庫入道を（兵庫の頭藤憲房。尊氏兄弟の外舅。）御使として、

尊氏の—一本「尊氏は」
なりしかど—一本「なかりしかど」
さしもの—一本「の」字なし
上は—一本「上に」

宮大將にて尊氏の御所へ寄せらるべしと聞えて、武將の御勢御所の四面を警固し、餘る軍勢二條大路に充滿して、事の體大儀に及びしほどに、當日無爲になりけれども、尊氏憤り申されければ、まつたく叡慮にあらず、宮の張行の趣なりしとて、十月二十二日の夜御參内のついでをもて、武者所に居籠奉り、翌朝常磐井殿へ遷し奉り、武家の輩警固し奉り、宮の御内の輩をば、武者の番衆かねて勅命を蒙りて數十人召し預けられ、同十一月、宮をば細川陸奥守顯氏請ひとりて關東へ御下向あり。宮の御謀叛眞實は叡慮にてありしかど、御とがを宮に讓り給ひしかば、宮は武家よりも君の恨めしくわたらせ給ふと御獨言ありしとも承はる。保暦間記に、尊氏昇殿官途はなりしかど、させる恩賞もなし。その故は、大塔宮さゝへ申させ給ひけり。「尊氏兵權を執らばむかしの賴朝にかはるべからず。このついでに誅罸せらるべし」と申されけるを、帝さしもの軍忠の人なりとて其儀なし。彼の宮種々の謀を廻らし、尊氏を討たんとす。其頃畿内西國の武士楠など申す者は皆彼の宮の御方なりければ、便宜あらば尊氏討たんとせしかど、東國の武士多く尊氏方なりし上は、譜代の武勇なれば輒くも討たれず、將軍にさへなさるべしと聞ゆ。建武元年、宮世の心にまかせぬ事を安からず覺して、天下をみだり給ひ、御位を退

内奏に―一本「内奏より」

左馬頭殿―直義

を付けられ、又決斷所にて本主安堵を給はれば、内奏にその地を別人の賞に行はる。かかりしに程所領一ヶ所に四五人給主付きて、國々の動亂やむ時なし。又日比は武威に誇り本所をなみせし武士ども、いつしか諸庭の奉公人となり、或は香車の後にはしり、或は青侍の前に跪く。世の盛衰時の轉變、なげくべからぬ習とは知りながら、今の如くにて公家一統の天下ならんには、諸國の地頭御家人は皆奴婢雜人の如くにてあるべし。あはれいかなる不思議も出來て、武家四海の權を執る世の中に又なれかしと思ふ人のみ多かりけり。○梅松論に、京都の聖斷に恨を含む時分、下の御前左馬頭殿鎌倉に御座ありければ、東國の輩これに歸服して、京都には應ぜざりしかば、一統の御本意今においては更にその益なしと思召され、武家は又公家に恨を含みて、賴朝卿の如く天下を專にせん事をいそがしく思へり。故に公家武家水火の爭にして、元弘三年も暮れにけり。建武元年、元三節會以下の儀式は昔にかへる體なりしかど、世の中人の心も調はず、よろづ物さわがしく見えしに、大塔宮、義貞、正成、長年、潛に叡慮をうけ、うちたつ事度々に及べども、尊氏につきし軍勢數を知らず、合戰難儀なるべきにて、既に軍あるべき日、まづ事を延さんために、無爲の體にて北山殿へ臨時の行幸度々に及ぶ。六月七日、大塔

元弘三年八月三日より、軍勢恩賞の沙汰あるべしとて、洞院左衛門督實世を上卿に定めらる。諸國の軍勢功狀を捧げて恩を望む輩數を知らず。實に忠ある人は功を恃みて諛はず、忠なき者は奥に媚び竈に求めて上聞を掠めし間、數月の間に僅二十餘人の賞を行はれしかど、事正路にあらずして、やがて召し返され、萬里小路中納言藤房を上卿となされ、忠否を糺して申しあたへんとせられしに、内奏によりて朝敵なりしも安堵を賜はり、忠なき者も五個所十個所の所領を賜ふ。藤房諫を納れかねて、病と稱して辭す。その後九條民部卿光經を上卿となさる。諸大將にその手の忠否を尋ね究めて申しあたへんとしけるに、相摸入道の一跡は内裡供御料所に置かれ、四郎左近大夫入道の跡をば兵部卿親王へ、大佛陸奥守跡をば准后の御料に、この外相州の一族關東家風の輩が領をば郢曲の妓女、蹴鞠伎藝の者共、衞府の諸司、官女、官僧等に一跡二跡を合せて内奏より申し賜はりしかば、六十餘州のうちに、立錐ばかりの地も軍兵に可行闕所はなし。光經もせんすべなくて年月をおくらる。又雜訴の沙汰の爲に、郁芳門左右のわきに決斷所を建て、その議定の人には才學優長の卿相雲客、記傳明法外記官の人を三番に分ち、一月に六個度の沙汰の日を定めらる。或ば内奏より訴へ勅許を蒙れば、決斷所にて論人に理

奥に媚び云云―論語に與其媚於奥寧媚於竈とあり
郢曲―今様風の俗曲
一本無下官字
或は―一本「されど」
訴へ―一本「訴人」

梅松論—南北朝時代の事を記せる書

程—一本「體」

裁許—裁斷許可

宥めらる—一本「宥められ」

直義に遠江、新田左馬助義貞に上野、播磨、子息義顯に越後、兵部少輔義助に駿河、楠判官に攝津、河内、名和伯耆守に因幡、伯耆、その外公家武家に二個國三個國を賜はる。忠顯などには三個國給はりき。赤松圓心には佐用莊一所を賜はり、播磨の守護職は程なく召し返さる。三月十一日、萬里小路藤房卿出家せり。梅松論に、元弘三年天下一統せしかば、いつしか諸國に國司守護を定め、卿相雲客各その階位に登りし程、實にめでたかりし御聖斷の趣、五畿七道八番に分れ、卿相を以て頭人として、新決所と號して新に作らる。是は先代引付の沙汰のたつ所なり。太平記にいはゆる雜訴のためなり。大議においては記錄所にて裁許あり。又窪所と號して、土佐守兼光、太田大夫判官親光、富部大舍人頭、三河守師直等を衆中として、御出ありて聞召す。昔の如く武者所を置かれ、新田の人々を以て頭人として、諸家の輩を結番せられ、古の興廢を改めて、「今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」と、新なる勅裁漸聞えけり。記錄所決斷所を置かるれども、近臣臨時に內奏を經て非義を申し行ふ間、綸言朝に變じ夕に改り、諸人の浮沈反掌のごとし。或は先代滅亡の時逃れくる輩、又高時の一族等被官の外は、寛宥の儀を以て死罪を宥めらる。又天下一同の法を以て安堵の綸旨を下さるといへども、所帶を召るゝ輩恨を含む。太平記には、

絲田――一本「孫田」

讀史餘論　卷八

○後醍醐帝中興御政務の事

元弘三年（關東には正慶二年）六月七日、御歸洛。年號並に御方せし公家の官位もとの如し。先年配流の宮方並に公家武家僧徒國々より上洛。七月二十三日、護良親王御入洛、任二征夷將軍一。十月十日、北畠顯家（時に參議右近中將）を陸奥守になしてつかはさる。義良親王（後村上なり。時に六歳。）奥へわたり給ふ。結城上野入道道忠後見す。十二月二十八日、成良親王（十一歳）鎌倉に御下向あり。足利左馬頭直義（兼相摸守。）執權たり。建武元年正月、大内裏を造らる。（高倉の院安元三年大内燒たり。こゝに至りて百五十六年。）安藝周防を料國に寄せられ、日本國の地頭御家人の所領得分二十分一を懸課せらる。此時初て紙錢を作らる。（是我朝交鈔の始。）三月、本間澁谷、鎌倉を襲ひて敗す。筑紫に規矩絲田兵を起し、河内に兵起りて飯盛山に籠り、伊豫に赤橋が兵起りて、立烏帽子の峯にこもる。程なく飯盛は楠がために敗られ、立烏帽子は土居得能にやぶられ、筑紫は大友小貳に破られ、その後まづ大功を賞せらる。足利治部大輔に武藏、常陸、下總、左馬頭

○五山―建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙の五寺
流離―さまよふ

五山とて大なる寺どもあまた作り、その外國々に寺を作る事數を知らず。國の寶大きに費え、盗賊巷に充ちぬ。尊氏は夢窓國師といふ僧にたぶらかされて天龍寺を建てて、あるにもあらぬ事多かりき。武將の身としてかゝる道に惑ひては、國を治むること難かるべし。寺作るこゝろざしありなば、まづ四海にみてる流離の民をすくふ謀こそあらまほしけれ。

現—一作レ理
從類眷屬—一族の者
ありしと—一本—「ありしかど」

や」といふ。「一字の伽藍を建立しぬれば、治世安民、後生善所、子孫繁昌の功德あり」といふ。泰時、「佛法と神道聖法とは何れか優劣ある」僧答へて、「神道聖法は佛法には及び難し。」泰時笑ひて、一師道にくらければ萬弟道にまどふとは、かゝる事にぞ有るべき。我國の宗廟太神宮は、小社を茅葺にしてわたらせ給へども、御惠は秋津洲に充つ。和僧の心こそ正しからね。功の大小によらず、志道に協ふ時は求めざるに善緣ありと勸めなばよかりなん。我を賺して伽藍建てよといふは、大に過れるにこそ。今伽藍を建てなばその費大にして國の煩なるべし。これ安民の便ならず、民を苦むるなるべし。現世安穩とは、何をかいふべき。世を治め從類眷屬をはごくむこそ、現世安穩とはすべき。子孫善ならば祈らずとも榮え、惡あらば祈るとも亡びなまし。我家業だによく知る事はかたし。況や我道ならぬ事をや。聖賢の道神道の意の深長なる、いかでか知り盡すべき。一天の主萬乘の君も渇仰し給へる佛道なればあししとは申しがたし。和僧鎌倉にあらば政の妨ともなり、淺智の人家業を失ふ媒ともなりなん」とて、鎌倉を追ひ出しけり。その後鎌倉の僧これに畏れて、人を誑かさず。泰時かゝる賢才ありしと、時賴が代に建長寺を建てしより、鎌倉中に

とれり―一本「とりし」
餘薫―遺德
人も―一本其下「なく」
ふかく―一本「よく」
十二年―一本「十三年」

く權を執る事は、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、はからざる家業を始て、兵馬の權を執れり。ためし稀なる事にや。されど殊なる才德も聞えず、又大名の下にほこる心や有りけん。中二とせばかりぞありて身まかりしかど、彼泰時相續ぎて德政を先とし、法式を固くす。己が分を量るのみならず、親族竝にあらゆる武士までも戒しめ、高官位を望むものなかりき。其政ついでのまゝに衰へ、終に亡びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てる事こそ彼が餘薫なれば、恨る所なしといひつべし。およそ保元平治よりこのかたのみだりがはしきに、頼朝といふ人も泰時といふ者なからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし。此いはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ武備のかちにけると思へるは誤なり。泰時が昔を思ふには、深く誠ある所ありけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど、固くしける法のまゝに行ひければ、及ばずながら世をも累ねしにこそ。按ずるに、泰時その異母弟政村に怨なく、父の所領をこと〳〵く諸弟に分ちあたへ、執權十二年の後、わづかに従五位下に叙しぬ。四條の院崩御ののち、皇統ましまさざりしに、土御門の院の皇子後嵯峨の院を立まゐらす。又其の主君頼經を敬ひ、成敗式目をさだむ。○太田道灌が說に、泰時執權の時、僧ありて、「公もし善心あらば一伽藍を建て給へ」といふ。泰時、「建立の事も有りなん。その功德はいかに

帝位―一本「帝室」
器度―器量
○泰時論

悪前に論ぜしが如し。されど天下の武士彼を仰ぎし事は、義時承久の亂後に、多くの闕所を悉く軍功ありし輩に分ち與へて、おのれ一所をも領せざりし一事にやあるべき。泰時が賢なる事いふに及ばず。（猶くはしく下に見ゆ。）さてその嫡孫經時執權の程久しからず、その人稱すべき事もなく、又そしるべき事もなし。たゞ將軍頼經の職を讓り落飾ありしを、經時が計ひのやうに申せど、いかゞあるべき。その弟時頼が事は、その悖逆不智既に前にしるしぬ。時宗又持明院殿と大覺寺殿と兩流かはる〴〵御位しろしめさるべしとて帝位を亂り、其主を逐ひ、（宗尊）其兄を討つ。（時輔）これら皆人倫の理なし。たゞ大元の兵頻に我國に寇せしを、おのれ鎌倉にありながらこれを破る。この一條その器度おもひはかるべし。貞時が事又前に論じぬ。世の人時頼をならべ稱することは、諸國に巡察使を下せし一事のみなり。高時が事に至りては、論ずるに足らず。

正統記にいはく、大方泰時心正しく、政すなほにして、人をはぐくみ、物におごらず、公家の御事をおもくし、本所の煩を止しかば、風の前に塵なくして、天の下則ちしづまりき。年代を累ねし事、偏に泰時が力とも申し傳ふめる。陪臣として久し

も武家に叛く。承久以來武士の北條にそむく事の始なり。正中元年、土岐頼員が事あり。二年、資朝俊基下向の事あり。この年十月、前將軍惟康薨ず。（六十一）嘉暦元年三月、高時入道す。（二十四）崇鑑と號す。舍弟左近大夫泰家に職を讓るべしとありしに、長崎高資きかず。泰家入道して惠性といふ。北條守時維貞執權となりて、高時が旨を承りて事を行ふ。二年十月、維時卒す。元德二年六月、茂時執權たり。（煕時が子。）九月、高資が逆威甚しきにより。高時竊にその一族高頼して誅せんとせしが事あらはれ、高頼奥へ流されて、高資が權彌盛なり。元弘元年八月、帝笠置に行幸。九月、笠置陷る。帝を取りまゐらせ、正慶元年三月、隱岐へ御幸。五月、楠正成が兵起り、八月、赤松が兵起り、二年五月七日、京陷る。仲時時益討たれ、二十二日、高時等義貞の爲に滅さる。當職十一年、その後七年、（三十一歳）守邦將軍同日入道して七月卒す。（三十三歳）

按ずるに、北條九代とは、時政、義時、泰時、時氏、經時、その弟時頼、時宗、貞時、高時をいふなり。されどもし執權の世次を以ていはゞ、時氏父に先ちて死したり。九代にはあらず。もし血統をもていはゞ經時時頼兄弟なり。共にこれ一世にして、九代にあらず、實は八代なりしを、いかで九代とは申すにや。その中時政義時父子が姦

○貞時論

孫なり（分註）——一本「子なり」

といふ。執權當職十八年、剃髮の後十年、合せて二十八年なり。嫡子高時九歳なれば、宗宣と熈時と連署執權たり。（熈時は時頼が孫、貞時がむこなり。）貞時が内管領長崎入道圓喜と高時が舅秋田城介時顯と遺言をうけて高時を輔佐す。（圓喜は賴綱が甥、光綱が子。時顯は泰盛が弟、顯盛が孫）

按ずるに、世人貞時が善政を稱す。されども十四歳にて父につぎ、十五歳にて外祖外舅を殺し。（泰盛　宗景）其主を逐ふ事二人、（惟康　久明）帝位を廢する事二代。（後宇多　後伏見）その威を恣にして東宮をたて給ふことも皆かれが心に任せらる。國家既に善政を稱すといへども、かれが代干戈頻りにうごく。（泰盛、果圓、吉見、宗方、前後四個度なり。）たゞ一事の稱すべきは、諸國に使を廻らして民間の疾苦を訪ひし事のみにや。

正和元年六月、宗宣死し、熈時一判、圓喜時顯やゝ威をふるふ。四年、熈時死し、基時貞顯執權たり。（基時は業時が孫。貞顯は義時が玄孫。金澤實時が孫なり。）五年、高時十四にて執權となる。基時辭す。文保元年三月、高時相摸守。（十五）二年、關東より花園をおろして、後醍醐をたつ。元亨二年、奧の安東五郎叛す。これは又太郎といふ一族と、いさゝか爭論の事ありしに、圓喜耄してその職を嫡子高資にゆづり、高資驕りて高時をないがしろにせし頃なれば、兩方より賂を取りてしかも私ありしを五郎憤れるなり。又攝州の渡邊、紀州の安田、大和の越智など

知らざりしが―一本「知らざりしかば」

なり―一本に無し

も飯沼も誅せられ、宗綱も佐渡へ流され、その後召返して管領たらしめしが、又罪有りて上總へ流されき。四年十一月、三河守範頼の玄孫吉見孫太郎義世叛謀の聞えありて、鎌倉にて誅せらる。五年、貞時國々へ使を遣し、守護の善惡、民間の疾苦を問ふ。是より年ごとに遣す。又その使のゆくさきにて惡事あるを、貞時知らざりしが、出羽の羽黑の山伏來りて直訴せしにて、使の惡事を糺明して、罪に行はるゝ使百人餘なり。その後諸國よく治りて、人皆善政を稱す。正安三年正月、貞時使をつかはして、後伏見院をおろして後二條を位に卽く。八月、貞時入道す。崇演といふ。その壻師時に讓職。（師時は時頼が孫。）又時村は政村が子にて長者たれば、師時に副へて執權加判せしむ。嘉元三年正月宗方（時頼が孫。駿河守なり。）時村を殺す。是は師時時村二人貞時が名代にて執權せしに、宗方師時と權を爭ふ。まづ時村を殺して、師時を謀るべしとて、久明將軍の仰せなりと稱して、兵をあつめて時村を夜討にす。（于時時村六十四。）貞時怒りて陸奥守宗宣と宇都宮貞綱して宗方をうち、その同類をも殺し、宗宣を師時に副へて加判せしむ、德治三年（卽ち延慶元年。）七月、貞時が計ひにて久明親王を逐ひ出し、その子守邦親王を主とす。久明在位二十年。（三十四。）守邦纔に七歳なり。應長元年九月、師時頓死す。（三十七。）十月二十六日、貞時卒す。（四十一。）最勝園寺

泰盛宗景以下の一族並にその同類皆誅せらる。これを霜月の騷動といふ。この後頼綱一人にて權を執り、薙染して果圓といふ。

按ずるに、泰盛が祖父高野入道覺地、三浦が一族を讒し殺して、子孫のために謀りしに、その孫の代に一家ほろぶ。又果圓泰盛をうしなひしが、その後又おのれも誅せられぬ。天の報應かくの如く明らかなり。

十年六月、業時剃髮。貞時宣時を加判とす。（宣時は時房が孫。）正應元年、貞時がはからひにて、後宇多をおろしまゐらせて伏見卽位あり。二年九月、鎌倉騷動し、將軍惟康親王俄に上洛。さる八月十五日、鶴ヶ岡放生會までは、貞時宣時供奉して渴仰せしが、俄に網代輿さかさまによせて逐ひ出せり。（在職二十四年。二十六歲なりき。）貞時後深草（本院）の御子當今の御弟久明親王を迎へまゐらせ、十月惟康の娘を久明（十六歲。）の御息所となす。永仁元年三月、貞時初て北條兼時を六波羅より筑紫へ遣し、鎭西の探題とし、長門の探題を置きて、西國中國の事を掌り、夷賊のおさへとす、（兼時は時頼が孫。建治九年に六波羅たり。）四月、鎌倉大地震。壓死一萬人に及ぶ。この頃果圓恣に威をふるひ、二男飯沼判官も父におとらず。時人飯沼殿といひ、又安房守に任ず。果圓驕の餘りに、飯沼を將軍にせんと謀る。果圓が長子宗綱かくと告げしかば、頼綱入道

れて仰せらるゝ旨ありしに、武家別儀なければ事定りぬといふ。（宗尊在職十五年。）鎌倉にはその子惟康纔に三歳なりしを主とす。五年十二月、蒙古の牒、宰府に來る。七年正月北條時茂卒す。（三十。）八年十月、長時が子義宗上洛して北に任ず。九年二月十五日、鎌倉の早馬六波羅の北の方義宗が許に來り、義宗俄に南の方へよせて、時輔をうつ。是時宗が兄にて、弟に家督せられ逆心ありし由あらはれし故なり。鎌倉にても北條公時教時等緣座にて殺さる。（是を二月の騒動といふ。）十年五月、政村卒す。（六十九歲。義時の四男。）義政加判たり。（重時四男。）十一年三月、蒙古襲ひ來る。七月宗尊薨ず。（三十三。）建治三年五月、義政加判を辭す。これより時宗一判たり。四年、蒙古の阿剌罕、范文虎等大に襲ひ來る。六年、業時加判たらしむ。（重時が五男。）七年四月四日、時宗病によりて入道す。道果と號す。この日卒す。（三十四。）寶光寺といふ。執權二十一年。嫡子左馬權頭貞時十四にて家督。その外祖秋田城介泰盛陸奥守に任じ威を恣にす。時國六波羅にて逆心有りとてよび下し、常陸へ流し遂に殺す。（建治元年に南方たり。時房が曾孫なり。）八年二月、貞時相摸守たり。其內管領平左衞門尉賴綱、泰盛と快からず。泰盛が子宗景驕侈の餘、曾祖景盛は賴朝のゆかりありとて、源氏と改め稱す。賴綱かれが氏改むる事將軍の志あるにやといひしかば、貞時もさも思ひし歟、又實に異心ありしにや、十一月、

姫君―一本に無し

卿一作レ將

文永元年八月、長時卒す。三十五。左馬頭時宗執權たり。相摸守に任ず。時頼の長男式部丞時輔は在京して、時茂と長時が弟。兩六波羅たり。時宗家督の後は、政村長時これを輔佐しき。時宗が舅秋田城介泰盛も權勢ありき。三年三月晦日、御所の和歌の會あり。四月二十二日、御惱によりて松殿僧正良基驗者として護身あるべきよし御沙汰におよぶ。六月十九日、時宗が第にて祕せる沙汰あり。左京大夫政村、越後守實時、城介泰盛が外會する者なし。この日良基御所を出て逐電。後に高野に入り斷食して死す。二十三日酉時、俄に御息所姫君山内殿に入り給ひ、若宮は時宗が第に入り給ふ。人々時宗が家に馳せ集る。鎌倉中騷動。二十六日、近國の御家人等馳せきたる事夥し。七月一日、近國の御家人或は關をやぶり、或は道を廻りて來る者多し。三日の巳時、甲士旗をあげ、東西に馳せ廻り、時宗が門外をうかゞひ、次に政所の南大路にて、一同にときをあぐ。少卿入道心蓮、信濃判官入道行閑、時宗が使として御所に往來兩三度。昵近の輩皆々御所を出て、殘りつかふる者纔に五人。四日午時また騷動。戌時將軍家は越後入道勝圓が佐介の宅にうつりたまふ。女房の輿を用ふ。是は歸洛の御首途なり。二十日、入洛。時に二十七か。按ずるに、宗尊の時宗をはかられしによりてなり。歸京の後、後嵯峨上皇も御對面なく、中御門左少辨經任を下さ

異字下一本有二國字一

○時頼論
峯殿―道家
開く―一本「開いて」

建長五年十一月、時頼建長寺を建て供養す。導師は宋の僧道隆たり。蘭渓と號す。大覺禪師是なり。異僧のきたるこれを始とす。康元元年三月、重時辭職、その弟政村を以て執權とす。十一月、時頼辭職。在職十一年。武藏守長時執權たり。長時は重時の子。時頼落飾。山の内に退居、最明寺と號す。三十歳。文應元年二月、故近衛兼經公の息女下向。時頼が猶子として宗尊に嫁す。二十歳。宗尊は二十一歳歟。七月、僧日蓮時頼に對面。弘長元年十一月。陸奥入道重時卒。六十四。極樂寺と號す。是赤橋の祖なり。二年十一月二十八日、僧範宴死す。親鸞是なり。九十一。三年十一月二十二日、相摸入道時頼卒す。三十七。二男時宗十三にて家督せり。

按ずるに、時頼兄につぎて權を掌り、始にその主を逐ひ、經頼其後三浦の一族を謀りて終に滅し、重ねて又その主を逐ふ。嗣頼峯殿の薨去をも世の人關東の籌策を疑ひ、ほどなく舊主二人共に相繼ぎて卒せられし、疑なきにあらず。かくて後嵯峨上皇の皇子を關東の主となし、攝家の息女を己が子となして御息所となす。長子を捨てて幼子をもてよつぎとなし、死して後その家亂れし、これらを以て觀る時は、彼を泰時と竝べ稱する事心得られず。それのみにあらず、はじめて異國の僧を迎へ禪窟を開く。今に世の費をなす。後世賢明とする事、吾その故を知らず。

が三男、泰時が弟。京都より下向。時頼が招きしに依りてなり。是より兩執權たり。重時は陸奥守になり時頼は相摸守に任ず。その後建長三年十二月二十六日、了行法師、矢作左衞門尉、長次郎左衞門尉久連等を捕ふ。謀反によりてなり。二十七日、叛人を誅す。近國の御家人等馳せ參る事夥し。皆々返さる。四年二月二十日、和泉前司行方、武藤左衞門景頼上洛す。これ上皇第一宮を申して將軍とせんが爲めなり。二十一日、法性寺の禪定殿下道家なり。薨ず。奥州相州以下群參。彼の薨御の事有レ説等、武家可レ有ニ籌策一之期也云々。四月一日、後嵯峨上皇第一宮一品中務卿親王宗尊御下向。十三ともいひ十一ともいふ。三日に頼嗣歸洛。治世八年なり。中二年隔てて同七年八月、頼經卒す。三十九。十月、頼嗣卒す。十八。按ずるに、宗尊は親王たりしが故、公卿殿上人二三輩近侍して、儀式嚴重前代に超えたりといふ。

按ずるに、三浦光村が死期に申せしも、道家公内々の仰せありし由なり。これ關東を謀られし由聞ゆといへども、頼經の父頼嗣の祖たれば、その儘にてありしが、了行が事發覺せしかば、道家自殺し給ひしか。又武家よりはからひしにや。頼嗣を急に逐ひ出せしも了行が事より起れりと見えし。但しこれらもいかなる謀計にや。いぶかし。

宗たる|一本「宗徒の」
巳刻|一本に無し
禪定殿下|道家をいふ
則|一本「則於思企」
後日思合する|一本「後日に思合せらる」
駿河前司殿|義村をいふ
給ひて|一本「給ふ」

らせ、六郎時定を大將とす。(時定は舍弟なり。)毛利藏人大夫入道西阿も御所に參らんとせしを、その妻に(泰村が妹なり。)諫められて、泰村が陣に馳せくはゝる。時頼これを聞きて、午時に御所に參り、北風南にかはりしかば泰村が南隣に火を放つ。泰村光村等法華堂にゆきて、賴朝の影前にて自殺す。宗たる輩二百七十六人、都合五百餘人なり。この中御所の番帳をゆるされしもの二百六十人、此外緣座にて罪せらるゝ者擧て數ふべからず。京都への狀に、「若狹前司泰村能登前司光村以下舍弟一家之輩、今日巳刻已射出箭之間、被誅罸候訖んぬ」と云々。法華堂承仕法師天井よりうかゞひし事書に、光村云「入道賴經の時、任禪定殿下內々仰旨、則可執武家之權。しかるを若州の猶豫によりて後悔有餘」とて、みづから顏を削り、「猶見知らるべしや」といふ。其血御影を穢す。又御堂を燒んとするを泰村制止す。泰村云、「義明以來四代の功をおもひ、又北條外戚として內外をたすけし事を思はれば、一往の讒によりて多年のなじみをわすれてかくあるべしや。定めて後日おもひ合する事あるべし。但し故駿河前司殿他門の人々を多く死罪に申し行ひ、それらの子孫を亡し給ひて罪報の果す所歟。今死に臨みてさわがしく北條殿を恨むべからず」と云々。泰村以下の妻兒等は命をたすけて諸國に預けらる。七月、北條相摸守重時(時義)

して見せしに厩侍に積みおく所の鎧匣百二三十合歟のよしを還り申せしかば、時頼が用心いよ〳〵きびしく、二日、近國の御家人等時頼が家に馳せ集りて旗をあぐ。三日、泰村が南庭に落書あり。檜の板にしるせり。その詞に、「この程世間のさわぐ事何故とかしらで候。御邊うたれ給ふべき事なり。とひまゐらせて御心得のために申候」泰村使して、「某に於て野心あらず、世の申し沙汰するによりて、國々の郎從等きたり集れり。さだめて讒口のもとゐ歟。御不審あらば早く追返すべし。もし他人の上の事ならんには、衆力に非ずば御大事を支ふべからず。進退貴命に隨ふべし」といひしに、時頼「敢て疑ひ申す事なし」と答ふ。四日、御家人竝に時頼の祇候人等退散すべきよし觸れらる。五日曉より、鎌倉中いよ〳〵物騷、時頼萬年馬入道を使として、「郎從等をしづむべし」と泰村にいひおくり、次に平左衞門入道盛阿に誓紙もたせ、異心あらざるよしをいひけり。泰村殊に悦び、盛阿座をたちて泰村猶座にありしうち、その妻湯漬をすゝめて安堵を賀す。高野入道覺地かくと聞きて、「このゝち泰村が氏族ひとり驕侈なるべし。その時彼に對揚かなふまじ。たゞこの時に雌雄を決せよ」とて、父子一族泰村が家に馳せ向ひてかぶらを飛ばす。泰村大に驚きて防ぎ戰ふ。盛阿馳せ歸りてかくといふ。時頼この上はとて、實時して御所守

しらで候―一本「しられに候」に字疑ふべし

とひ―一本「思ひ」

萬年馬入道―一本「馬年入道」是時頼高野入道と議してかれを誅せしなりその奸計畏るべし

獨歩—專橫
甲冑の如きを—一本「甲冑を」
のさを—一本「旗棹」

十五日巳刻、日暈あり。六月十八日流星あり。二十一日、鶴ヶ岡の鳥居の前に札をたつ。曰く、若狹前司泰村獨歩之餘、依レ背ニ嚴命一、可レ被レ加ニ誅罰一之由有ニ其沙汰一、能々可レ有ニ謹愼一云々。このほど時頼輕服ありて泰村が家にあり　二十七日、かの一族輩集し、夜に入りて鎧腹巻を粧ふ音聞えしかば、このほど告げ申す人多けれども、信用あらざりしかば、忽ちに符合すと思ひあはせて、五郎四郎といふ者一人に太刀もたせて家に歸る。泰村内々に陳謝に及ぶ。二十八日、夜に入りて、三浦の者どもの家々に人をつかはし見せしむるに、面々に兵具を調へおき、安房上總等の領地より船にて甲冑の如きをはこぶ由を申す。二十九日三浦五郎左衛門尉、時頼がもとに來り、「去る十一日、津輕の濱に大魚流れ來る。偏如ニ死人一。先日由比ヶ濱水紅なりし事、魚の死せし故か。其頃奥の浦々の水も紅なり。この事文治五年泰衡が時、建仁三年左金吾の事、建保元年義盛が事有りし由勘へ申す」と云々。六月一日、時頼近江四郎左衛門尉氏信を泰村が許に遣す。その旨を知る人なし。泰村「此間世上の物騷偏似ニ一身之愁一。其故は兄弟他門にこえ、己正五位下たり。其外一族多帶ニ官位一、剰へ守護職數ヶ國、莊園數百町をつかさどる。榮運極りぬ。讒人の愼なきにあらず」といふ。その侍に弓征矢鎧の唐櫃のさを數十本あり。郎從友野太郎

これ上洛―一本「御上洛の」
飛字上、或脫二群字一
鼻つかしむ―勘當せしむ
季―一本「澆季」

倉中大に騷動。已に辻々をかたむ。面々御所に參り、時頼が方にゆく。二十五日、時頼が宅警衞きびしく、卯時御使として、但馬前司定員來れども入れず。越後守光時（義時が孫。朝時が子。）御所にありしが、今曉出奔、髮を剃りてその髮を時頼に贈る。これは光時頼經に近習せしが、時頼を討たんと謀る事發覺せしによるといふ。光時の弟尾張守時章、備前守時長、右近大夫將監時兼等も野心なしと聞ゆ。午以後又羣參の士旗をあぐ。今日遠江修理亮時幸病によりて出家。六月一日、時幸卒す。十三日、光時伊豆國に流され、二十七日に、頼經越後守時盛が佐介の第に入る。これ上洛門出の儀なり。七月十一日、入道將軍頼經上洛。二十八日入洛。八月一日に、供奉の人を歸さる。能登前司光村落涙に堪へず、これ二十餘年昵近の人なり。（按ずるに、光時が事によりて、時頼急に其主を逐ふか。）寶治元年（即寬元元年。）正月二十九日、羽蟻羣飛。三十日星流る。三月十一日、由比ヶ濱の潮血の如し。十二日流星あり。十六日、鎌倉中騷動す。十七日、黃蝶飛ぶ。四月四日、秋田城介景盛入道覺地東より來り、つねに時頼が許にきたりて長居す。十一日に、子息義景を諷し、孫九郎泰盛を鼻つかしむ。これ三浦の輩當時に秀で傍若無人なり、世既に季になりなば、我子孫かれらに對揚に足るべからず、思慮有るべき事なるに、義景泰盛等怠りて武備なき事、奇怪のよしと云々。二

二十二日―一本「二十三日」

め、義時を助けて承久の謀主たり。この人當時の望みありしかば、時政が一幡を殺せし時も、かれを假りて自らをなし、およそ義時が奸詐を恣にする、常にかれをかりて私を營みき。さればこの人ひとり朝家に背きしのみにあらず、頼朝にもそむきたり。その柔佞多智、これも又義時が亞なるべし。玉海に、頼朝廣元に委ぬるに腹心を以てす、恐らくは獅子身中の蟲なりとのたまひし事、先見の明ありといふべし。

二年七月十一日、二位尼平政子薨。六十九。貞永元年五月、泰時撰定式目。泰時二男時實高橋某に殺さる。十六 高橋捕はれて誅せらる。三年六月、泰時卒す。六十二。執權十九年。嫡孫左近將監經時職をつぐ。橘子修理亮時氏は、寛喜元年六月、廿九にて卒す。經時は時氏の子。寛元二年四月、頼經の子頼嗣六歳にて元服。將軍に任ぜらる。從五位上右少將たり。頼經二歳にて下向。九歳にて將軍たり。十八年にて讓らる。天變の愼によるといふ。按ずるに、去年十二月二十九日午の時、白虹貫日。此事によりて頼經種々の祈禱の事ありき。一説に、實は北條威を恣にせんとて幼主をたてしとも云ふ。三年七月、頼經落飾。二十一歳か。この月經時の妹檜皮姫を頼嗣の室とす。頼嗣七歳。女子十六歳。四年四月十九日、經時病危急。職を其弟左近將監時頼に讓り落飾。閏四月朔日、武藏の守經時卒す。三十三。執權五年。同月十八日亥時より、鎌倉中騷動、甲士羣集す。二十日近國の御家人等群參。五月二十二日寅時、城介義景の家中並に甘繩の邊騷動。二十四日、鎌

て、「光家等謀あらはれぬ。但し卿相以上關東の沙汰に及びがたし。義時が後室と光宗等をば流罪たるべし。餘黨は罪科に及ぶべからず」とて、二十三日、實雅を上洛せしむ。伊賀四郎左衞門尉朝行、六郎左衞門尉光重、式部太郎宗義、伊賀左衞門太郎光盛等これにしたがふ。二十九日に、伊賀式部丞光宗政所執事職をとゞめ、五十二ヶ所の所領をめしはなし、外叔隱岐入道行西に預けらる。二十二日に百日の佛事ありて二十九日に義時が後室の尼伊豆國北條に下して籠居せしめ、實雅は越前に、光宗は信濃に流され、其弟朝行光重等は京よりすぐに鎭西に流されて事定る。九月五日、義時遺領を男女の子にわかつ。かねて泰時二位尼に申し請ひし所也。嫡子分すくなかりしかば、いかにと有りしに、「泰時執權の身、領所等の事はあながちに望みなし。たゞ舍弟等を顧みるべき事なり」といひしに、二位尼しきりに感涙を流したまひき。嘉祿元年六月、正四位下前陸奥守大膳大夫大江廣元卒す。八十三。中納言匡房の曾孫なり。四代の幕府に仕へて、參政五十年、子孫多し。上田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河、長井、那波、毛利、海東、水谷等の祖なり。

○廣元論

按ずるに、廣元累世王家の臣として賴朝をたすけ、六十州をしてその掌握に歸せし

申切る——一本「申さる」
なき歟——一本「なきが」

日の明る日、十七日。近江の輩馳せ集り、この夕大にさわがし。子時に二位尼駿河局ばかり具して、義村がもとにゆき、「このほど世しづかならず。政村光宗等、汝の家に往來頻りなりと聞ゆ。何事ぞや。泰時を謀れるにや。この人の功にあらずんば、承久の亂に關東今日なからまし。されば義時が世嗣この人にあらずば誰かはあるべき。政村と汝と父子の如し。誰か疑なかるべき。無事の樣をはからふべし」といふ。義村しらざるよしを申しければ、「政村を扶持せんか、和平の計を廻らさん歟、たゞいま申し切るべし」とありしかば、義村、四郎殿は全く異心なき歟。光家等申す事あり。制止を加ふべきよしを誓ひしかば、二位尼還り給ひぬ。明日義村泰時がもとにゆき、光家等を制止せしよしを陳ず。「泰時さらに政村が爲に害心なし。いかで阿黨を存せんや」とて、喜びし色も驚きし色もなし。四十九日の佛事の夜、三十日。鎌倉中さわがしく、旗をなびかし鎧著しものはせちがひしかど、曉がたにはしづまれり。明くれば閏七月一日、二位尼若君をぐして泰時が家に入り、義村に使して世を鎭むべしと申せしのち、昨夜の騷動殊に驚き思ふ所なりとて、義村をめして、「我いま若君を倶して泰時時房一所にあり。義村も各別なるべからず」とてとゞめおかれ、その餘宿老等悉く召し集む。八月に廣元が老病にふせしを召し

の親によりて用明の皇弟穴穂部皇子及び守屋の大連を殺し、そののち終に崇峻を殺し參らせしよりこのかた、かゝる類もなく、義時が罪惡はなほ馬子に軼えたり。

義時の死後二七日に、泰時、時房鎌倉に歸る。この時兩人共に在京。中一日をへだてて泰時二位尼に見參、將軍御後見を命ぜらる。先是廣元と議してこの事楚忽たらん歟とありしに、廣元入道、「のべて今日に及ぶ猶遲し。世の安危、人の疑懼、治定有るべき事なり。早くその沙汰あるべし」といひしが故なり。義時死せし後、泰時舍弟等討つべしとて下向すとて、四郎政村が邊ものさわがし。政村が母は伊賀守朝光が女なり。故に伊賀式部丞光家兄弟政村を後見として、宰相中將實雅を將軍とせんと謀れり。この實雅は義時當腹の女壻なればなり。泰時にかくと告げ知らする人あれど、「不實たるべし。要人の外は參るべからず」とて、ものさびしくて有りけり。二十九日、時房が男掃部助時盛、泰時が男武藏太郎時氏を上洛せしむ。「物騷がしき折ふしいかに」と二人ながら申せしを、「京師は猶人の疑あるべし。早く警衞せよ」とて遣す。七月四日、三七日の佛事あり。五日の夜鎌倉中物騷にて、光宗兄弟義村が家に往來し、又義時後室のもとにて此事變ずまじとの盟ありと、ある女房告げしに、泰時、「かれら兄弟變ずべからずとの契約尤神妙なり」といひけり。五七

夙夜する事｜一本「夙夜する事五年」

侍｜一・一本「傍」

○義時論

彌陀を唱へて怠らず。外縛の印を結び、念佛十遍の後終る。順次往生といふべし。保曆間記には、近習の小侍のために刺し殺されしと見ゆ。一説に、近侍に深見三郎といふものあり。始め彼が父數ヶ所の地頭たりしに、罪ありて殺さる。その三人の子は流されき。年經て赦されて、長子三郎近侍となる。父の罪をも贖ひ、又弟をも召仕はれん事を思ひて、夙夜する事に及びしかど、一所をも賜はず。又弟をも赦さざりしかば恨みて、その病に乘じて刺したるを、互理平太といふもの七十餘歳なるが、侍にありて推し隔しかどかなはず。義時は刺されぬ。深見をば互理うちけりともいふ。

按ずるに、本朝古今第一等の小人義時にしくはなし。三帝二王子を流し、一帝を廢しまゐらせ、賴家並にその子二人、（禪師君公曉、）又賴朝の子一人、（意法坊生親むすめの腹に出來しを殺せしといふ事、承久記に見ゆ。）賴朝の弟一人、（全成）姪一人、（河野冠者）それが中、公曉をして實朝を殺させしありさま、その姦計おそるべし。景時、義盛を殺せし事前に論じき。かれいかでかその死を得べき。東鑑の記せし所信ずべからず。順次往生の類皆是文飾のことばたる事明なり。保曆の記さもあるべしや。されど義時が奸計を遂げし事も外戚の勢に倚りし故なり。譬へば王莽元后の力をかりて、遂に漢鼎を移せしが如く、本朝にしては蘇我馬子元舅

讀史餘論　卷七

○北條代々天下の權を司る事

二月十三日、信濃守行光上洛。六條宮、冷泉宮のうちをよつぎの事を申す。十五日、河野法橋全成の子冠者時元（時政が女の腹に出生す。）多勢をひきゐて駿河國に城郭を構へて、東國を管領すべきよしを企つと聞えて、十九日に二位尼の仰せとして、金窪兵衛尉行親等の討手をさしむく。時元自殺す。承久記には、河野冠者は手づきよき源氏なれば、是こそ鎌倉殿にもなり給はんずらめとのゝしりあへり。義時此事傳へ聞きて、「何條さる事のあるべき」とて、討手をつかはし攻められけり。身にあやまる事なけれども陳ずるに及ばねば、散散に戰ひて自害して失せぬと云々。（これによらば、東鑑の記する所もおぼつかなし。）七月十九日、七條左府道家の子三寅丸下向あり。（二歲）中一年を隔て、承久の亂あり。（承久三年。）

承久の亂後、二年をへだてゝ、元仁元年六月十三日、義時死す。（六十二歲、執權廿年。）東鑑に、日比脚氣の上霍亂にて彌〻危急なりしかば、若君に申して今朝寅時に出家して死す。昨朝より

來一作レ越

くみしを、定景首を斬りたり。承久記には、其後公暁とて所々にて多く討たれしが、實すくなし。一說に若宮の後を西の御門へ來るとて山より落ちしを、西御門の小屋の上に懸りたるに、家主盜人とて打殺す。その夜犬どもくひしかば、朝に見れども身體たしかならず。二十八日葬る時、公氏に賜りし一髮を以て首にかゆ。愚管抄には公曉のすてし首を葬ると云々。

しを、仲章「かならず秉燭にてする事なり」とて、戌時と定む。公氏御鬢に候せしに、みづから鬢の髪一すぢを拔きて、かたみにせよとて賜はる。又庭の梅を見て、

　いでていなば主なき宿となりぬとも軒ばの梅よ春を忘るな

と詠じて、南門を出られしに、鳩しきりに鳴き、車より下り給ふに、細太刀の柄の車の手形に入りしを知らで打ち折らる。仲章くるしからじとて、木を結びそへて進らす。初め宮寺の樓門に入り給ひし時、義時夢の如くに、白犬の傍に見えしと覺えて心神みだれ御劍を仲章に讓り、伊賀四郎一人を倶して退出す。神拜終りて退出し給ひし時、石階の下にて公曉がために討たれ、仲章も斬られてけり。公曉實朝の首を手にもちながら後見の備中阿闍梨が雪の下北ヶ谷の坊にて物くひて、乳母子の彌源太兵衞尉して義村に將軍たらんことを申し合さる。是は子息泰村いまだ駒若丸とて、その門弟の中なりしが故なり。義村、「まづ來らせ給ふべし。御迎を參らせん」とて使を返し、義時にかくと告ぐ。「左右なく誅すべし」と下知しければ、一族を招きて評定す。阿闍梨たゞ人にあらずとて、長尾新六定景を討手とす。黑皮威の甲著て、雜賀次郎以下郎從五人倶してかの坊に行く。公曉は迎へ遲しとて、鶴ヶ岡の後の峯に上りて、義村が家に至らんとせしにゆきあひ、雜賀

になりて、かの寺に住れしなり。十月十一日、公曉を鶴ヶ岡の別當職とす。又宿願のよしにて、今日以後一千日宮寺に籠居と云々。承久記に、この二三年御所中に化物あり。女の姿にてゆきあふ。足早く身輕く行方を見る人なし。今こそ此人とは知れけれ。六年六月二十七日申の刻に、鶴ヶ岡にて大將拜賀の儀あり。七月八日直衣始ありて、鶴ヶ岡に參らる。義時路次は供奉せず、宮寺にて參會し、その夜の夢に、藥師十二神將の內戌神を見るに、「今年の拜賀は無事なり。明年の拜賀の時供奉すべからず」といひしかば、明る九日に大倉鄕南山の間に一堂を建てゝ藥師を安置す。泰時時房等、「この年の大禮に御家人土民財を費して、その愁やまざるに、然るべからざるの事歟」といひしかど、義時用ひず。（この事義時後にいひしを東鑑に記せし歟。もし時々に初よりかくいひ沙汰したらんには、公曉にをしへし所なり。）十二月二日、功成て供養の事あり。此日京にて實朝を右大臣に任ぜらる。七年正月二十七日に拜賀あり。（この日雪の深さ二尺餘）出立の時、廣元入道參りて、「覺阿成人ののち涙の面にうかむ事を知らず。然るに今落涙に禁へず。これたゞ事にあらず。仔細あるべし。東大寺供養の日右大將家御出の例に任せ、御束帶の下に腹卷をさめるべし」とて、唐綾威のきせながを參らせしに、文章博士仲章、「大臣大將に昇る人未だ其式あらず」といひしかば、これもやめらる。廣元頻に「晝にてあらばや」といひ

承る―一本「蒙る」

御使とし―一本其下に「て」字あり

實朝その死期の迫りぬるを見て、宋に入りて禍を免れんとせしかどそれも叶はず

その儀なければ心に存ずる計なり。今かゝる仰せを承る事尤も大幸なり。臣量己受職と見えたり。今は先君の跡を繼ぎ給ふばかりなり。させる勳功もましまさず、諸國を管領し給ふのみにあらず、中納言の中將に上り給ふ。攝關の子弟にあらずして、凡人においては此儀あるべからず。いかで嬰害積殃のふたつを遁れ給はん。早く御使とし申し試むべし」といひて、二十日に廣元かくと申す。「御子孫の繁榮をねがひ給はゞ、當官を辭してたゞ征夷將軍として、高年に及びて大將を兼ね給ふべき歟」と申す、實朝、「諫め申すところ悅びぬ。されど源氏の正統此時に縮り畢りぬ。子孫相繼ぐべからず。あくまでに官職を帶し、家名を擧んとおもふのみなり」とありしかば、廣元辭なくして退出して、義時にかくといふ。十一月二十四日、先身の住所育王山を拜せんため、宋に渡らんとて唐船を作らる、供奉の輩六十餘人を定めらる。朝光奉行す。義時泰時頻に諫めしかど用ひられず。五年四月十七日、和卿が造れる唐船功成り、數百人をして由比ヶ濱にうかべて見給ふ。午より申に至れども浮む事なし。この所のありさま唐船の出入すべき海浦にあらずとて、空しく沙頭に朽ちぬ。六月二十日、公曉の阿闍梨園城寺より下著。二位尼の仰せにて鶴ヶ岡の別當の闕に補せんとのためなり。この一兩年は明王院の僧正公胤の弟子

是は言を託してその忠魂を慰られしなり
陳和卿―宋人

物の松明の如くなるありき。健保二年十一月十三日、和田土屋の餘類京にて頼家の子禪師といひしを取立るよし聞えて、廣元が在京の家人かの一條の北の邊の旅亭を襲ひしに、禪師自害し餘黨逃げ去る。三年正月六日、入道遠江守從五位下平時政北條にて死す。七十八。腫物を患ひてなり。十二月二十五日、俄に佛事あり。行勇律師導師たり。これ實朝昨夜義盛以下御前に群参すと夢みられし故なり。四年六月八日、陳和卿來る。是は東大寺の佛像を造れる者なり。かの寺供養の日、頼朝には謁せず。實朝權化の再誕の由申して謁見を請ひしといふ。十五日、實朝に見参して三拜し涕泣す。いはく、「君は宋國育王の長老の後身、我はその門弟の後身たり」と。去る建暦元年六月三日丑時の夢に、高僧一人を見る。その僧のいひし所又如此。敢て辭にも出さゞりしに、六年の後、和卿が申す所に符合せりとて、信仰の外他なし。九月十八日、（實朝大將を望みし時。）義時、廣元を招きて、「右大將家は官位の事宣下あれど、つねに辭し給ひき。是佳運を後胤に及ばしめんとの事なり。今三十にも滿ち給はず、御昇進はなはだ速なり。御家人等も面々の補任を望む、過分といふべし。義時かたぶけ申すも、還て其譴を蒙るべし。おこと、など申し給はぬ」といふ。廣元、「日頃この事を存ずといへども、右大將家の御時は事毎に御下問あり。當時

き。思ふに義盛が兵實朝の密旨を受けしより起りしにやと疑へるなり。されば義時やがて御判を申し請ひて彼等を召す。かれらも御判を見て召には應じたり。義盛が志遂げざりしは、義時は實朝を挾み、義盛はそれに向ひて戰ひしが故なり。義盛もかねてその事を思はざるにはあらずと見えし。されば義時廣元等が許に賓客會合せしをうかゞひて、速に兵を發し、まづ義時が家を攻め、御所の四面を圍みて、實朝を先陣にとり參らせんと謀りしなり。それに親しき一族にて北門を守るべしと約せし義村、胤義心變りしければ、義時御所に入る事を得て、實朝をもとり得ざりき。これは義盛が不運にあらず。實朝の不幸なり。されば實朝も彼が忠謀を思ひ給ひしと見えて、其年の十二月自ら壽福寺に詣て、義盛があと弔はれしなど見えたり。又義村胤義一族をすて盟に背きて、義時にくみしけれど、胤義まづ義時を恨みて身を亡し、義村が子泰村又義時が曾孫時頼がために殺されたり。天の報應誤らずといふべし。

八月十八日の子時、實朝南面に出づ。燈消え人定まり月に對して獨詠せしに、丑時ばかりに青女一人前庭を走り過ぐ。頻に問ひしかど名乘らず。門外に至るころほひに、光

○義盛論

結番—交代して詰めること

宿老—よく故事に通ぜる者

東鑑を按ずるに、去々年建暦元年十二月、義盛が上總國司擧任の申狀を還し給ふべき由、廣元にいひし事、上の御はからひを輕んずる事の由を記す。されど明る年の正月より、彼の子息等頻りに恩寵を受け、その六月義盛が家に入り給ひしに、倭漢將軍の影十二鋪を奉る。八月、伊賀前司朝光と義盛は北面三間所に候すべし。かしこは近習の壯士を選び結番せしめらるゝ所なれど、かの兩人宿老たるが故、古き物語を聞召さん爲に加へらる。その後この年二月、子息等竝に胤長が叛謀ありと聞えしに子息等は罪赦され、胤長竝に餘黨等皆々配流せらる。胤長が屋地はじめは賜はるべしと聞えしに、後は義時に賜はり、義盛この事を憤りて出仕を止む。その孫の朝盛も引籠りしが、出家の心つきて御暇乞のために出仕せしに、數ヶ所の地頭職を賜はり、其後出家せしをやがて召されしなど見えたり。かれこれをあはせ見るに、實朝かれ等父子をばたのもしきものに思ひ給ひしを、義時疑猜してかれが勢を沮みしなり。義盛が兵起せし、偏に其君の爲を謀りしなり。決定叛謀にはあらず。或は實朝の密旨を受けしにやといふ人あり。世の人もしか思へばこそ同意の人々も多くその時に臨みても曾我河村のものども疑ひしと見ゆ。抑これら何事をか疑ふべ

ず。御教書に御判して召されしかば參る。又千葉介成胤一族倶して參る。御書を近國に下されて兵を召さる。義時廣元連署の上御判を載せられき。やがて多勢を濱の手にむけらる。義盛御所を襲んとしけれども、大路〳〵塞りしかば、由比ヶ濱竝に若宮大路にて戰ひ時を移す。土屋大學助義淸、古郡左衞門尉保忠、朝比奈三郎義秀三騎轡を竝べて戰ふに、味方追ひ散さるゝこと度々に及ぶ。泰時小代八郎行平を使として、「多勢の賴あれども凶徒やぶれがたし。かさねて賢慮を廻らさるべし」といひしかば、實賴大に驚く。かゝる所に、義淸流矢のために討たれ、和田四郎左衞門尉義直三十七も討たれ、その後義盛六十七五郎兵衞尉義重三十四六郎兵衞尉義信二十八七郎秀盛十五四人も討たれぬ。義秀海濱に出で、その勢五百騎船六艘にとり乘て、安房國に赴く。新左衞門尉常盛四十二新兵衞入道朝盛、古郡左衞門尉、山内千二郎左衞門尉、岡崎余一左衞門尉、横山右馬允六人は行方知れず。後に常盛父子、古郡は自害し、その餘は捕はれて誅せらる。討ち取る所横山の人々卅人、土屋の人々十人、山内の人々二十人、毛利の人々十人、鎌倉の人々十三人、其餘三十三人、凡百五十人。和田の父子十三人也。生捕二十七人。小者郎等をば除之。首數二百三十四。味方討たれし御家人五十人。手負千餘人。

郎右衛門尉胤義兄弟義盛と盟ひて北門を警固すべしといひ合せしが、忽ちに心を變じて義時がもとに行き、義盛すでに發兵のよしをつぐ。義時圍碁の會せしが、驚く色なく、しづかに目算を加へて後、折烏帽子を立帽子に改め、水干著て御所に參る。義盛今日兵を起すべしとは思ひよらざりしかば、御所の警衛もなし。二位尼竝に御臺をば北門より鶴ヶ岡別當の坊に入れまゐらす。申刻に義盛百五十の兵を三つにわけ、御所の南門と西北の兩門を圍み、義時が家を攻む。義時が留守の兵防ぎ戰ひ、討たるゝもの多し。酉時遂に御所の四面を圍みて、義秀總門を破り、南庭に亂れ入る。籠る所の御家人等、剰へ火を放ちしかば、屋舍悉く燒け出ぬ。實朝法華堂にのがる。義時廣元御供す。義秀に向ふ者たすかる者あらず。その中に高井三郎兵衛尉重茂、義秀とくみしが遂に討たれき。足利三郎義氏は鎧の袖引き切られて免かる。曉に及び義盛が兵戰疲れて、前濱の邊に退く。相摸修理亮泰時、足利義氏等勝に乘じて戰ふ。三日小雨降りて、義盛が兵糧を絕ち馬疲る。寅時許に横山右馬允時兼一族の兵を倶して腰越にいたる。簑笠ぬぎすてゝ義盛に馳せくはゝり、彼是三千騎になりて、御家人等を追ひ討つ。辰時、曾我、中村、二宮、河村の人々武藏の大路稻村ヶ崎に馳せ集る。法華堂より召しけれども、疑ひて左右なく參ら

決せるか—一本「決せり」

ひつきて俱し歸る。義盛對面して憤をはらしつ。やがて黑衣のまゝにて參る。召しにしたがへばなり。二十四日、義盛年頃歸依の僧伊勢の人尊道坊あり。人恠しむ。是はまことは太神宮祈請の事ある故なりとて、鎌倉中ことにもの騷がし。二十七日、宮内兵衞尉公氏御使として、義盛が家にかむひ、用意の事あるの聞えあれば、その實否を尋ねらる。侍入りて案内せしに、暫くして義盛出て寢所より侍に來るとて、造會を飛び越ゆる時、烏帽子ぬけ落つ。義盛年來の勳功を語りて、さらに謀叛の心なきよし申す。辭終りて、子息等以下の勇士列座して兵具をとゝのへ置けり。公氏此よしを申しければ、義時在鎌倉の御家人等を御所に召す。義盛が謀叛已に決せるか。たゞし未だ甲冑をば著せられず。晩かた刑部丞忠季を御使にて、「世をはかるべき聞えありて驚き給ふ所なり。まづ蜂起をやめて恩義を待つべしとなり。義盛上において恨みを存ぜず。義時が所爲傍若無人の間、仔細を尋ね承らんため發向せんと、近日若輩等ひそかに群議する歟。義盛諫むれども一切に拘らず、既に同心し訖んぬ。この上は力に及ばず」と申す。五月二日、筑後左衞門尉朝重、義盛が隣家たり。義盛が家に軍兵は馳集るを見て、廣元が許に告ぐ。をりふし酒宴して人多く座にありしに、廣元獨座を立ちて御所に參る。三浦平六左衞門の尉義村、九

五條局に就きて愁ひ申す。故將軍の御時より、一族の領所收公の後他人に仰せられず。彼の地宿直伺候の便あり。賜るべしと云々。忽ちに達しければ、殊に喜悦の思ひをなせり。四月二日、義時胤長が屋地を賜はり、行親忠家に分つ。義盛が代官を逐ひ出したり。七日、女房等を召され御酒宴の時、山内左衞門尉、筑後四郎兵衞尉等、屏中門の砌を徘徊せしを、簾中より見給ひて、緣に召され盃酒を賜ひ、「二人ともに命をおとす事近からん歟。一人は御敵、一人は御所にあるべし」と仰せければ、二人怖畏の氣ありて、盃を懷にして早く出づ。十五日、和田新兵衞尉朝盛は寵臣にして、（常盛が子）其等倫なし。義盛が籠居せしによりて、かれも引き籠りて淨邊僧都に佛道の要旨を受け、今夕出家せんと思ひしかば御所に參る。實朝月に對して歌の御會ありて、女房數輩さぶらひしに、朝盛參りて和歌を奉る。御感度々なりき。この程出仕なかりし事など申す。實朝數ヶ所の地頭職を一紙に載せて手づから賜ふ。朝盛退出してすぐに僧都の許に行き入道し、實阿彌陀佛と號して都をさしてのぼる。郎等二人小童一人供す。義盛驚き尋ねしに、一通の書あり。一族と共に君を射るべからず、又君に隨ひて父祖に敵すべからずして無爲に入らん、との事を載す。義盛大に怒り、四郎左衞門尉義直して追ひとどむ。駿河國手越にて追

あり。又二十五日に、囚人澁河刑部六郎兼守明朝誅せらるべしと聞きて、十首の歌よみて荏柄の神に込む。工藤藤三祐高去夜參籠し今朝退出すとて、彼歌を取りて參らせしかば、感じ給ひて、その罪を宥めらる。二十七日、叛人等多くは配流。三月二日、親平建橋にかくれ居しよし聞えて、工藤十郎して召されしに、親平工藤竝に郎從數人を斬りて逐電す。八日、鎌倉兵起の由國々に聞えて、馳せ集るもの數を知らず。義盛この時上總の伊北の莊にありしが馳せ集り、今日參上御對面、そのついでに累日の戰功を陳べて、子息義直義重が事を愁ふ。今更御感ありて、父の勲勞によりて二人が罪を赦さる。九日義盛一族九十八人を具して參上。胤長が事を申謝せんことを陳ぶ。廣元申つぎたり。胤長はこの事の張本たれば赦されず。預人金窪兵衞尉行親が手より、山城判官行村が方に召し渡され、禁遏すべきよし義時仰せを傳へて、胤長を面縛して一族の前を渡して受け取らしむ。十九日、胤長陸奥の岩瀬郡に流さる。十九日の夜、庚申を守らるべしとて御會あるに、夜半に及びて甲兵五十ばかり義盛が館の邊に徘徊す。これは横山右馬允時兼、義盛が許にきたれるなり。伊賀守朝光申し止めしかば、御用心の間勝會を止らる。二十五日、胤長の屋地荏柄の前にあり。御所に近ければ人々これを望む。今日義盛

親平は源滿快の子、滿國の後

遇ふ事度々なり。十三日は賴朝の忌日とて、法華堂に參りつゝ、

草も木も靡きし秋の霜消てむなしく苔をはらふ山風

建曆三年癸酉二月十五日、千葉介成胤、信濃國住人青栗七郎の弟阿靜房安念を捕へて義時に送る。是は叛人の中使たり。十六日彼法師が白狀にて、叛人等所々にて生捕らる。その中和田四郎左衞門尉義直、同六郎兵衞尉義重、同平太胤長等、その餘信濃、下總の御家人等張本百三十餘人、伴類二百人に及ぶといふ。國々に仰せてその身を召進ずべき由を沙汰せらる。されば信濃國の住人泉小二郎親平去々年より謀叛し、故の左衞門督殿の息、尾張中務丞養君を大將軍として、義時を討るべしとて一味せし輩なり。囚人の中園田七郎成朝、十八日の夜預り人の家を遁れ出で、祈禱の僧敬音が坊に向ひて日比の事を述ぶ。坊がいはく、「叛逆の罪のがるべからず。一旦のがれ出るとも、安堵の事終に叶ふべからず。はやく出家あるべし」といふ。成朝、「與力の事勿論なり。古の名將其難を遁れしあり。もし素懷を遂げなば所存なきにあらず。就中年來受領の志あり。いかで頭おろすべし」とて、數盃の後逐電すといふ。實朝このよしを尋ねられしに、僧ありし事ども申せしかば、受領所望の志の事感じ給ひて、「早く尋ね出すべし。恩赦有るべし」と仰せ

いかにとや―一本「と」字無し

登壇受戒―戒壇院にて戒律を授かること

朝の遺誡をうけてその孤に二心なし、かれを失ひし事は、實朝の羽翼をそぐべきが爲なり。稻毛重成も又時政が女婿なり。されどかれ等が妻或は死し、或は後妻の生める所にあらず。時政かれらを見る事、愛女の婿を見るが如くにあらず。この後八月十日、宇都宮彌三郎賴綱謀叛の事ありとて、既に討手を定められしに、かれ出家して自ら義時が許に馳來りて陳謝しければ事止みぬ。彼も又時政が婿なり。もしくはかれも時政に同意のよし聞えしにや。もし時政をしてその志を得せしめば、その子孫の如きもその死をのがれじ。さらば賴家父子の事、かれいかにとや思ふべき。

十二月二日、賴家の子善哉、二位尼のはからひにて、鶴ケ岡別當尊曉の弟子として、今日彼の本坊にわたらる。元久三年六月十六日、善哉著袴。十月二十日、實朝の猶子とせらる。二位尼の計ひなり。承元四年庚午十一月二十一日、駿河國建福寺の鎭守馬鳴大明神小兒に託して、酉の年可㆓合戰㆒之由を示さる。占あるべしと沙汰ありしに、實朝、「二十一日の曉合戰の事を夢みしに、今この告を得たり、虚夢にあらず。占ふべからず」といひて、彼の社に太刀を納めらる。同五年九月二十二日、禪師公曉。登壇受戒のため上洛。實朝供の侍五人を添へらる、猶子たるが故なり。十月、鴨長明雅經の擧にて下向。實朝に

平九郎胤義、天野七郎政景等して實朝を迎へて義時が家に入る。時政が召集めし御家人等皆義時が許に向ひて、實朝を守護しければ、（實朝此時十二歳。）この日丑時ばかりに時政入道してけり。（六十八歳）明れば二十日辰時、時政入道伊豆國の北條に下向す。同二十六日、右衛門權佐朝雅京都にて討たる。佐々木三郎兵衛尉盛綱、後藤左衛門尉基清等戰功あり

按ずるに、朝雅（伊賀源氏。）新羅三郎義光に出づ。父義信、義朝の平治の難に隨ひ、頼朝の起るに及びて一族の上首たり。朝雅父に代りて武藏守に任ず。時政、牧御方が生める女を以てかれが妻とし、これを愛する事諸婿に超ゆ。京師の守護の長として右衛門佐從五位下、昇殿を許さる。かれも頼義の後胤たれば鎌倉殿と尊卑なしといひしかば、時政も惑ひけりといふ。時政後妻にまどひ世を亂らんとせし事、一朝一夕の故にはあるべからず。頼家の病急なるに臨でその男を失ひ、また頼家をも殺せし事、實朝がために計るにはあらず。はじめ一幡を失ひし時、僅に十日がほど又實朝をも謀らんとす。もし一幡失せしことその外祖の故なりといはんには、實朝を謀りしはこれ誰が故ぞや。又重忠を殺せし事、かれ時政が女婿たりといへども、その人忠直にして、かつその武勇天下に雙なし、時政が姦謀にくみせんものにあらず、又頼

僻本作レ勝、今改レ之、

季重討たれぬ。是三浦義村かさねて思慮を廻らし、たばかりて討ちしなり。重忠が討たれし事は、重成法師が謀りしによりてなり。牧御方が申せし旨によりて、時政かの入道にかくといひしかば、忽ちに親族の好を變じて、鎌倉に兵起りぬと、おのが子を重忠が許に遣して、路次にてかれを討ちしなり。人々悲歎せずといふ事なし。

按ずるに、時政又稻毛を殺して、重忠を殺せし罪を彼に嫁す。始め仁田を殺して能員を討ちし罪を嫁せし事、ますます信ならずや。

閏七月十九日、時政俄に出家す。初め頼家を出家せしめ實朝をよつぎとせし日、（去年九月十日の事なり。）二位尼の許より時政が館にわたらる。阿波局同輿にまゐる。泰時（江馬太郎。）義村等輿寄に參れり。幾程なく阿波局二位尼にまゐりて、（十五日の事。）若君遠州の御亭にましまさむ事、然るべからず。つらつら牧御方の體を見るに、事をかしきその中に害心をさしはさめり。御傅母に頼みがたし。定めて僻事出來たらん歟」といひしかば、かねて思ひし所なりとて、政村（江馬四郎）義村朝光等して迎へ取らる。時政周章大かたならず。駿河局して是を謝す。かくてこのほど牧御方が計ひにて、朝雅を立てゝ將軍とし、實朝をうしなふべしと聞ゆ。このほど實朝時政が許におはせしかば、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、三浦兵衛尉義村、

遠元母——一本「遠元女」

じめて馳せ向ひ、武州二俣川にして重忠に行きあふ。重忠は十九日に小衾郡菅屋の館を出でて今こゝに來る。弟長野三郎重淸信濃に在り。其弟同六郎重宗は奥にあり。相隨ふ者は二男小二郎重秀、郎從本田次郎近常、榛澤六郎成淸已下百三十四騎、鶴が峯の下に陣す。こゝにて今朝重保討たれて討手既に向ふと聞く。本田榛澤「聞く所の如くならんには、討手已に多勢なり。敵すべからず。早く本所に引返して待つべし」といふ。重忠、「然るべからず。重保討たれし上は本所に歸るに及ばず。景時其館を出て途中にて討たる。暫時の命を惜むに似たり。かねてはまた陰謀あるに似たりき。是後車の戒なり」とて歸らず。かくて安達景盛先陣に進みきたる。主從七騎。重忠小二郎して戰はしむ。みかた多く討たれて勝負いまだ決せず、申刻に及びて、愛甲三郎季隆が矢に下りて重忠終にうたる。四十二歲。重秀並に郎從等自害しぬ。二十三歲。母は右衛門の尉遠元の母。重忠が前妻死しけるにや。二十三日、未時義時以下歸り參りしに、時政戰の事を問ふ。義時、「重忠が舍弟親族大略他方にあり。相隨ふ所の兵百餘輩。さらば謀叛の事すでにそらごとなり。もし讒口の爲に誅戮にあひしにや。その首を見さふらひしに、年頃の事思ひ出されて悲淚に堪へず候ひき」といふ。時政更に辭なし。酉時許に鎌倉中又騷動す。稻毛入道並に子息小二郎重政、榛谷四郎重朝、その子太郎重季、次郎

遠州―時政

從類を率て參れり。彼といひ此といひ、人これを怪しむ。五月三日、仰によりて群參の輩大半歸國す。六月二十日、畠山六郎重保武藏より參る。これ稻毛がはからひとぞ。二十一日、牧御方おのが娘の夫朝雅が重保がために、惡口せられしを憤りて、重忠父子を討たるべきよしを望む。時政此由義時、時房二人にいひしかば、彼等聞きて、「重忠治承より以來忠直を專にせしかば、賴朝其志を鑒み給ひ、後胤を護りまゐらすべきよし御遺言ありしなり。すぎし頃賴家の御方にありながら、能員が兵をやぶらる。これ父子の禮を重んずるが故なり。(重忠は時政が婿。)然るに今何事かありて叛謀あるべき。度々の勳功を棄てゝ楚忽に誅戮あらんには、定めて後悔あるべき歟。事の實否を糺明ありてその沙汰あるべしといひしかば、時政辭なくして座を立ちぬ。二人共家に歸りしに、備前守時親牧御方が使として義時が許に來り、「重忠が謀叛發覺す。君の御ため世のため遠州に漏らし申せしを、御身かれに代りて申し披かる。これ繼母の故をもて我を讒者とし給ふにや」といひしかば、「この上は御心にあるべし」と答ふ。二十二日、鎌倉中騷しく軍兵馳せちがふ。是は謀叛の輩を討つべしとて、佐久間太郎等重保が家を圍む。重保よく戰ひしかど、多勢に敵しがたくて主從討たる。又重忠參上すと聞ゆ。路次にて誅すべしとて、義時等をは

勘發―譴責

章或作レ業

二位。建保元年二月、正二位。四年六月、權中納言。七月、左近衛中將。六年正月、權大納言。三月、左近衛大將。十月、內大臣。十二月、右大臣。承久元年正月二十七日、被レ弑。（二十八歳。）

賴家伊豆國に至り、二位尼實朝に文して、幽棲徒然に堪へず。日比近習せしものゝ參る事を許さるべし、又安達右衛門尉景盛を申し請けて勘發を加ふべしと申さる。所望の條條然るべからず。其上この後書を通ぜらるべからずと云々。使は三浦義村たり。義村歸り參りて、彼閑居の體をつぶさに申せしかば、二位殿歎き給ひぬ。實朝世のはじめ十一月十九日に、關東分國竝に相摸、伊豆等百姓の當年の貢を減ず。是御代始たれば、民戸を休められん爲なりとぞ。元久元年正月十二日、御讀書始。（孝經）相摸權守仲章爲侍讀。（是より恒例となりし也。）六月十八日、賴家卒。（三十三歳、時に實朝僅に十一也。）十月、坊門前大納言信淸の女を御臺所にむかへんとて、御迎の武士等上洛。（按ずるに、時政能員に懲り、外戚の勢權なからしめん爲に、公家より御臺所を迎へしなるべし。）十一月四日、京の守護武藏前司朝雅が家にて酒宴ありしに、亭主と畠山六郎重保と爭論の事ありしを、會合の輩これを和せしむ。二年四月十一日、鎌倉中靜ならず。近國の輩群參して、兵具をとゝのふる由聞ゆ。又稻毛三郎重成入道日比蟄居して武藏にあり。近ごろ時政是を呼びしかば、

みだる事のかなふべき。能員がうたれし日、その黨類のすくなきを見て、かれが微勢なるを知り、その微勢なるをもて能員が蓄へし謀あるべからざる事をます〳〵知りぬ。

又按ずるに、この度の亂によりて、頼朝の失せられし樣、玉海に見えし所など疑はし。朝政を紊さずして身まかる事をうらめしと思ひ給はる程ならば、いかでわが家の事沙汰しおかれざらん。たとへ頼家事故なくて世を保つ事年久しくあらんには、實朝いかにはからふべき事にや。此等の事は尤遺誡有るべきことなり。廣元善信等が如きも承り置くべき事ならずや。かゝる沙汰の聞えざる事は、そのうせられしやう、世にいひ傳ふる事の如く明ならぬにもありしにや。但し遺誡のありしかど是を用ふる人なかりしにや。（頼朝うせられし時、實朝既に七歳なりき。○又按ずるに、頼朝畠山の重忠に後を託せられしよしは、東鑑重忠戰死の下に見ゆ。）

實朝は頼朝第二子、建仁三年九月、爲二關東長者一叙二從五位下征夷大將軍一。（十歳）十月、右兵衛佐。元久元年正月、從五位上。三月、右近衛少將。同二年正月、叙二正五位下兼加賀介一、任二右近衛權中將一。建永元年二月、從四位下。承元元年正月、從四位上。同二年十二月、正四位下。三年四月、從三位。建曆元年正月、正三位兼美作權守。二年十二月、從

によれる也。かくいふ事は、古聖人の禮には、子を立てずして孫を立つと見えたり。さらばたとへ頼家父に先だちて失せ、頼朝後にうせらるゝとも、一幡を立てゝ世嗣とすべき事にや。まして頼家正嫡にて世を治むる事五年、其子その跡を繼ぐべき事、禮において正しとぞいふべき。されどこの時時政外祖の權勢ある事年久くして、能員かれに比量すべからず。もし一幡して家つがせたらんには、中々世の人の猜疑起りて家安からじ。もし頼朝の親戚の時政と共に、その後事を託せられしありて、世の倚頼たらん人ありなんには、古の禮の如きも行はれぬべし。又國を分ちしだにかゝるみだれあり。ましてや實朝にのみ讓りあたへなば、能員いかでその憤に堪ふべきともいふ事ありぬべけれど、しかはあらず。たとへこの時のみだれなくとも、この定の如くならんには、必ず世はみだるべし。時政もその事を思ひしにや、東國の地頭職を一幡にはゆづらせし。その故は、東國は皆時政が年比したしき輩多し。能員はかる事ありとも、いかで舊好を忘るべきと思ひしが故なり。されどすでにその御家人と定れる上は、その中に志あるものなどなかるべき。さらば其禍殊に深かりぬべし。實朝既にその君と定りなんには、能員が微力いかで一臂を振ひて世を

志のもの——頼家に黨する者

も、當時その使承りし親家、いかでその由を申さで有るべき。時政頼家の怒にあひて其罪を忠常に嫁して討ちしなり。かくて頼家をば欺きしかど、世の人を欺く可らざれば、かく披露せしを、そのまゝに記して、北條が地をなせし文辭なり。されば頼家の慍猶甚しかりしかば、世におはさんには、御志のものも出來ぬべしと思ひしかば、二位尼勸めて入道させ、また廣元と相議りしに、「鎌倉中におはさんこと然るべからず」と申すよしなどいひて、伊豆國に遷し、遂にこれをころし、世には病にて失られしと披露せしかど、おのづからその死せしさま知る人ありしかば、彼子息等恨をふくみしも理なり。時政まこと頼朝の託せし所に背かざらんには、頼家の非器なるを知らば、それを廢して實朝して家つがせたらんは、古の社稷貴戚の臣などいふものにはづる所あらじ。まして頼家の病の危に臨みしをや、本朝にその例も多かる事なれば、實朝してその跡を知らせて、一幡をもて實朝のよつぎと定めたらましかば、その禍かほどまでにはあらじ。時政がこののち又、實朝をも失なはんと謀りしなど引き合せて、その詐謀のほどはかり知られぬ。すべてかゝる禍の貽れることも、頼朝親しき一族を猜み疑ひて、ひたすらにその妻の黨を頼とせられし

朝を殺して、頼朝の子孫つひに絶えたり。されば其禍根皆こゝに萠せり。よく〳〵其罪を論ずべき事にや。時政が姦智、天下をわかち譲るが亂本たる事を知らざらんや。頼家が病にくるしみて人事を省せざる隙に乘じ、二位尼を欺誑して、頼家が命を矯めてかくははかれり。されば頼家病の間にかくと聞きて、其怒に堪ず、例のかろがろしく躁しき本性なれば、「我病癒んを待ちてこの事沙汰すべし」などいひしを、二位尼心うき事に思ひて、時政に告げしなるべし。時政やがて廣元と議せしかど、かれもその詐謀を知りしかば、その事にあづからず。然るを又時政己が家に呼びて、時移るまで相對してかへせり。この人故將軍の代より東方の倚頼なりしかば、かれも又謀を同くせし由を、二位尼にも思はせ、世の人にも信ぜしめんが爲なり。されば對面やゝ久しとばかり見えて、事を議せしとも聞えず、況や宗長その座に在しをや。又能員、頼家の後、分ち譲らんと二位殿時政等申し定めしを憤れるは一定なるべし。時政を討たんとはいふべからず、名越に行きしありさま、更に異謀あるものにあらず。また頼家の忠常に仰せて時政を討たれんとせしも心得ず。まさしく時政がために判官討ちしものに、かゝる大事を命ぜらるべしや。たとへさる事ありと

收公せらる—免職せらる

○時政論竝に能員討れし論

尉忠久も大隅、薩摩、日向等の守護職を收公せらる。同五日、頼家の病少しく心地よくて若君能員等が事を聞きて、その憤に堪ず、時政を誅すべき由、和田義盛、仁田忠常に仰す。堀藤次親家御使たり。義盛深く思慮して、彼の御書を時政に見せしかば、時政やがて御使をとらへ、工藤小次郎行光して斬らせければ、頼家いよ〳〵やすからぬ事に思ひ給へり。六日の晩つ方、時政仁田を名越の館に召して、能員追討の賞を行はれんとす。忠常が參りし後、日暮れしかども罷り出でず。舍人の男怪みて馬引て歸れり。舍弟五郎、六郎等、忠常が時政追討の仰を承りし事あらはれて、既に討たれにけりと思ひて、義時が許におしよす。義時は二位殿に參りて家に在らず。家人等防ぎ戰ひしほどに、五郎は討たれぬ。六郎臺所に亂入りて火を放ちしかば、これを見て御家人等馳せあつまる。忠常は名越を出て家に歸るに、このよしを途中にて聞きしかば、今は命をすつべしとて、御所に參れる所に、景廉が爲に討たれぬ。七日に頼家出家す。二位尼の計ひと聞えし。二十一日、時政、廣元相議して、二十九日、頼家を伊豆國修禪寺に下向せしむ。

按ずるに、比企判官が討たれし事、悉く皆時政が詐謀に出でたり。頼家の長子亂兵の中に殺され、頼家又これによりて弑せられ、頼家の第二子その仇を報いん爲に實

「家子郎等等に物具させて俱せらるべし」といふもあり。能員、其事ゆめ〳〵然るべからずとて行く。時政甲冑し、中野四郎、市河別當五郎に弓箭を帶せしめて、兩方の小門に置く。かれら善射たるがゆゑ。蓮景忠常は腹巻著て西南の脇戶の內にあり。能員平禮に白の水干の葛袴著て黑き馬に乘り、郎從二人、雜色五人俱して門に入る。廊の沓脫に上り妻戶を通り北面に參らんとせしを、蓮景、忠常造合の邊に立向ひ能員が左右の手を取り、山の本に引き据ゑて首を斬る。下人等歸りてかくと云しかば、一族郎從一幡殿の御館小御所といふ。に引き籠りたり。未時ばかりに二位尼の仰せを受けて、彼等を追討あるべしとて兵をさし向く。能員が子比企三郎、同四郎、同五郎を始として、一族郎等命を捨てゝ戰ひしかば、寄手の兵多く疵を蒙りて引き退く。畠山二郎重忠入りかはりて攻め戰ひしに破られて、御館に火をかけ、皆々若君の前にて自害しければ、一幡殿もうせ給ふ。能員が嫡子餘一兵衛尉は女の姿を假りて落ち行くを、加藤次景廉討ち取りぬ。夜に入りて澁川刑部丞を誅す。能員が舅たればなり。明れば三日、其餘黨をさがし求めて、或は流し、或は誅し、その妻妾竝に二歲の男子をば、ゆかりに就きて義盛に預けられて、安房國へ流さる。四日に小笠原彌太郎、中野五郎、細野兵衛尉等を禁獄す。これ能員が外孫たり。この時島津左衛門

廣元其議に與らざるは時政が詐謀を知る故なり、承久の時廣元謀主たり、兵を知らざる人にあらず

うたるに—一本「うたれんに」

宿願—久しき前よりの願

は能員を討たるべきもの歟」といひしに、廣元、「某、故將軍の御時より御政道をたすくるの號あれども、兵法に於ては是非を辨へず。誅戮の事においては御心にあるべし」とぞ答ける。時政座を立ちて歸るに、天野民部入道蓮景、仁田四郎忠常供にあり。荏柄の社前にて馬を扣へて彼等に向ひ、「能員謀叛せり。今日これを誅しなん。人々討手たるべし」といふ。蓮景、「兵を起し給ふに及ばず。御前に召して討たるに、彼老翁何事かあらん」といふ。家に歸りて又廣元を招く。廣元思慮の氣色ありしかどゆき向ふ。家人等多く供せんとせしを、思ふ所ありとて皆とゞめ置きて、飯富源太宗長ばかりを倶す。路次にて竊に宗長にいひしは、「世のありさまもつとも怖畏すべし。重事は今朝既に議せられき。然るに又某を招かるゝ事心得ず。もし不慮の事あらんには、汝まづ我を害すべし」とて名越に至る。時政對面やゝ久し。この間宗長廣元が後に候して座を去らず。午時ばかりに廣元退出す。時政藥師の像を供養すべしとて、桑上律師を導師とす。尼御臺も結緣のため入り給ふべしと聞ゆ。時政工藤五郎して能員が許に、「宿願によりて佛像供養の儀あり。來り給ふべし。且はそのついでに雜事を談じ申すべし」といひやる。「早く豫參すべし」と答へしかば工藤は歸る。能員が子息親族諫めて、「左右なく行き向ふべからず」といふもあり、

樂行はれしに、神巫女にかゝり給ひて、「今年の中關東に事あるべし。若君家督を繼ぐべからず。岸上の樹その根すでに枯る。人々これを知らずしてしかも梢を恃みよる」とのたまふ。この年六月、伊豆の奥狩に、和田平太胤長を伊東が崎の洞に入れ、それより富士の狩くらして、仁田四郎忠常を人穴に入れらる。同き二十三日、八田知家に仰せて河野法橋全成を下野國に討つ。（頼家の叔父、時政の婿也。東鑑に出づ。ことし五月謀反の聞えありし故に、生捕て常陸の國に流されしが殺されしなり。系圖に、建保中北條義時命金窪右衛門等誅すと見ゆ。）七月二十日、俄に病惱の事ありて、既に危く見えし程に、八月二十日、關西三十八ヶ國の地頭職を舍弟千幡に、（十歳）關東二十八ヶ國の地頭並に總守護職を長子一幡（六歳）に讓らるべしとありき。九月二日、能員その娘（頼家の妾、一幡の母。もとは若狭局といふ。）を以て、「家督の外地頭職を分たるゝこと、威權二つに分れて爭ひ出來ん事疑ふべからず。子のため弟のため靜謐の御計ひに似たれど、亂を招く基なり。時政が一族世にあらんには、家督の世を奪はれんこと、又以て異議あらじ」といひしかば、頼家驚き能員を枕元にめして、時政を討たるべきよしを仰す。二位尼障子を隔てこのよしを聞きて、女房して時政を尋ねられしに、「佛事を修する事ありて名越に歸れり」と聞えしかば、このよしを書きて女して送られしに、道にておひつきて參らす。時政しばし思案して、廣元がもとに行きてその由をかたりて、「この上

潦水—にはたづみ、雨水

時連は義時の弟時房也大佛の祖、賴家の外舅たり、修理大夫相摸守

芳躅—めでたき先例

建仁二年六月二十五日、二位尼御所に入り給ふ。御鞠の會日比の事なりしかど、行景等上足の藝を見給はざりしが故とぞ聞えし。その夕雨そゝぎて上下遺恨の事に思ひしに、やがて晴れてけり。潦水猶煩をなしけるに、壹岐判官知康（かねてより求れる也。）直垂帷等を解きてその水を取る。人々興を催せり。申時に御鞠始り、員三百六十にて、晩つ方にこと訖んぬ。東北の兵の御所にして勸杯あり。舞女微妙召されて舞曲あり。知康鼓の役に候す。酒半過ぎて知康銚子を取りて、酒を北條五郎時連に勸む。知康酒狂の餘、「北條五郎は容儀といひ進退といひ拔群といひつべし。然るに實名ははなはだ下劣なり。時連の連の字は錢を貫くの義歟。貫之は歌仙たれば、その芳躅を問ひ給ふ歟。かた〴〵然るべからず」といひしかば、賴家「早く名改めよ」と仰せければ、「承りぬ」とぞ申しける。二十六日、二位尼御所に歸り給ひしが、昨日の儀、興あるに似たれども、知康が振舞甚だ以て奇怪なり、伊豫守義仲法住寺殿を攻められて、卿相雲客恥辱に及ばれし事、その源は知康が凶害に起り、又義經朝臣に同意して關東を謀れり、先人殊に憤り給ひて、解官追放せらるべき由を奏し給ひき、然るに彼先非を忘れて昵近を許さるゝ事、亡君の御本意に背けりとて心よからず。三年正月二日、若君一幡殿鶴ヶ岡に奉幣ありて神馬二匹を引かれ、御神

ほどは——一本「ほどを」

（野兵衛の尉。）二番（中野五郎。工藤十郎。）三番（比企彌四郎。木曾源太。）その月二十二日、御鞠の會ありて、人々多く見證に候せり。（この時頼家深く蹴鞠を好む。）その中に江馬太郎泰時、竊に中野五郎能成に語りて、「蹴鞠は幽玄の藝なり、御賞翫の條庶幾する所なり。さりながら去八月の大風に、鶴ヶ岡の宮門顚倒、國土饑饉を憂ひしをりふし、都より放遊の輩を召下さる。（紀の内所行景を上皇より下されしなり。）「去る二十日の變異よのつねの事ならず。（廿日深更に月星の如き者天より降る。）尤も驚き思召さるべき事なり。司天等に尋ねられ、變異ならずんば、かゝる御遊にも及ばん歟。貴客は昵近の人なり。事の次をもつて諫め申さるべき事ならずや」といひしに、甘心の氣色ありしかど、言には發せず。十月二日の夜、觀淸法眼竊に泰時が許に來り、近習能成に仰せられし事つぶさに御聽に達せしに、父祖をさし置き諷諫申さるゝの條、御氣色に違ふの由、慥に御形勢にあらはれき。此上は御所勞と稱して、暫く御在國あらん歟。さき〴〵他人の上を見るに、御氣色あながち旬月を經ず。たゞ一旦の御事なり」といふ。泰時、「全く諷諫を申すにはあらず。意の及ぶ所いさゝか近習の人に相談りしばかりなり。罪科に處せられんには在國によるべからず。但し急事ありてこの曉は北條に下向すべし。構へて今の告に就きて出るにはあらず。御推察のほどは恥しく存ず」とて、旅具（簑笠まで）をめし出して見せられき。（これ領せし地、風に損ぜしなどを賑さんためなり。）

ども弓箭の勝負を決せば、また郡國の亂を招くに似たりといひし事、深謀遠慮ありといふべし。廣元十日を過るまでその事を披露せざりしは、思慮なきにあらじ。その心、もし今彼等が申狀によりて、景時を罪せられば、これらの訴やむ事あるべからず、さらんに於ては國家黨人の禍に堪へざるべし。されど事既にかくの如く、衆怒當るべて、景時して謝せしめんと思ひしなるべし。彼等が怒のおこたらんを待ちからず。時政執柄の上首として敢てこれを決せず。景時西奔の日に至りて忽に討手をさし向く、その姦計おそるべし。その心に思ふ所、大名が申狀によりて是を誅せば、刑殺の權これ下より出るなり。必ず一罪を得てこれを誅すべしといふにあるか。されば彼が去るに任せてこれを問はず。來るによりて是を追ひ、その進退をきはめて叛かしむ。ひとり刑殺その下より出るを思ふのみにもあらじ、必ず彼を死地に置かん事を思ひしなり。もし然らざらんには、彼はじめ鎌倉を去りしに及びて、速にその罪狀を按じ、その舊功を議し、その死を宥め、父子悉く流刑に處せらるべき事にあらずや。もし命を受けざらんには、その時に是を誅せられん事はいふに及ばず。

正治三年（即建仁元年なり。）九月十八日、犬の（犬獵）飼日を定めて、毎日結番せしめらる。一番（小笠原彌太郞。）細

治字可レ疑

○殺景時論
義村―一本「義時」
羽林―官兵

がし得て、三十三人が首を路頭にかく。初景時落つと聞えて、時政廣元相議して討手の軍兵を差されしかど、既に討たれしかば、發向に及ばず。景時兼て、「駿河國の内吉香小次郎は第一の勇士なり、もし上洛の日、彼男が家の前を過ざらんには怖畏あるべからず」といひしが、果して吉香がために討たれぬ。その後小山左衛門尉、和田、畠山以下群集して雜談のをりふし、澁谷次郎、「景時近邊の橋を引きて支ふべかりしに、左右なく逐電し、途中にて討たれし事、かねての自稱に違へり」といふ。重忠、「こと楚忽に起り、樋を掘り橋を引くのはかりごと難レ治歟」といひしに、安藤右馬大夫祐宗（文覺を虜にせし人。）「畠山殿は唯大名のはからひなり。橋を引き城を構ふる事は知り給はざるにや。近邊の小屋を橋の上に毀ちかけて火をかけんに仔細あらじ」といふ。又「小山左衛門尉の弟五郎宗政は、年來當家の武勇宗政にありと自讃せしに、今度景時が威におそれて、訴狀に判形を加へられず、その名を落さるゝ事、これを恥づべし。向後發言なかるべし」といひき。

按ずるに、景時が讒諂、その罪死にあたれり。之に加ふるに反謀を以てするをや。大名等がこれを訴へし事、君側の惡を掃はんとするの謂なきにあらず。義村が、その積惡定めて羽林に歸し奉るべし、世のため君のため討ぜずんばあるべからず、然れ

加判―連判

孤騎―一本「孤崎」

いふ。義村、義盛、蓮西等を招きて相謀り、二十八日に大名六十六人鶴ヶ岡の廻廊に集り、景時が年比の積惡を訴ふる狀書かせ、一味の事改變あらじと誓ふ。朝光が兄小山五郎宗政は、姓名をば載せけれど加判に及ばず。廣元に就きて奉らんとて、義盛、義村持ちむかふ。十一月十日、義盛、廣元が未だ披露せざりしを怒りしかば、十二日廣元これを參す。やがて景時に下されて、是非を陳ずべしとありしに、十三日、子息親類等を具して相州一宮に下向す。三郎兵衛景茂ばかりとゞまる。十二月九日に景時鎌倉に歸る。十八日、景時鎌倉を追ひ出され、その家を破却せらる。明れば正治二年正月二十八日の夜、景時潛に一宮を出づ。（此間城郭を構ひしが落けるなり。）明れば二十日亥の時ばかり、駿阿國淸見ヶ關にいたる。ほとりの的射て歸らんとせしに行き會ひ、怪しと見しかば箭射かけて、蘆原小次郎、工藤八郎、三澤小二郎、飯田五郎等追ひかく。景時孤騎にて返し合せて戰ふ。飯田等二人討たる。吉香小二郎、澁河次郎、船越三郎、矢部小二郎馳せ加はりて、梶原三郎兵衛景茂（三十四）と戰ひて互に討たる。六郎景國、七郎景宗、八郎景則、九郎景連等散々に戰ふ。當國の御家人馳せ集り、彼の兄弟四人討たれぬ。景時幷に景季（三十九。）平次左衛門尉景高（三十六。）うしろの山に引きて戰ひしが、討たれし後死骸はありて首を得ず。二十一日に山中よりその首をさ

起請文―誓書

倉中の騷動、人是を恐怖せずといふ者なし。廣元いはく、「かゝる事先規なきにもあらず。鳥羽院の御寵じの祇園女御は、源仲宗が妻なるを召されて、後に仲宗を隱岐國には流されし」と云々。二十日も二位殿盛長が宅に逗留ありて、「野心あらざるよしの起請文を景盛に參らせよ」とて歸り給ひ、その狀を頼家に參らせられしついでに、海内の守を忘れ政道に倦みて民の愁を知り給はず、聲色を好みて人の謗を顧み給はず、召仕はるゝ者賢才にあらずして多く邪佞の輩なり。いかに況や源氏の人々は故殿の御一族、北條は我親戚なり。されば頼朝頻に芳情を施し、座右に招き給ひき。然るに彼の人々に優賞なく、剰へ皆實名を呼び給へば、各々恨み參らする由、その聞えあり。詮ずる所よく〳〵用意せしめ給ふべきよし、佐々木三郎兵衞入道御使たり。十月二十五日、結城七郎朝光御前の侍にて、夢想の告ありとて、頼朝のために人別一萬反の念佛を進め、「忠臣二君に事へずといふ。我は故殿の厚恩を蒙る身なり。うせ給ひし時御遺言の事ありしかば出家せず。後悔一つにあらず。且は今世上を見るに薄氷を履む如し」といひき。この人頼朝の近侍無雙なりしかば、その懷舊を感じて、聞く人涙を流しけり。景時かの朝光が申せし所を以て讒しける由、阿波局といふ女房二十七日に知らせしかば、朝光、義村が許に行きてかくと

面本作レ向今改レ之

之由。東鑑 七月十日、三河國より飛脚來りて、室平四郎重廣といふもの強竊の盜人を率て路次往來の人を煩すときこえて、十六日に、安達彌九郎景盛してこれを追討せしむ。景盛日比使節の事をかたく辭す。これは去春の頃、京より美女を招じけるが、片時の別をも愁ふる故なるべし。されど彼國は父の奉行の國なれば、遁れがたくてうち立つ。二十日の夜更け月出でし頃、中野五郎能盛をして景盛が妾女を取りて、小笠原彌太郎が家に据置かれ、二十六日の夜、北面の御所に召して、今より爰にさぶらふべしとなり。八月十八日、景盛歸る。重廣等逃げうせて行方を知らざる由を申す。景盛彼女の事によりて恨み申す由を讒する者ありしかば、小笠原彌太郎、和田三郎、比企三郎、中野五郎、細野四郎等に仰せて、景盛を誅せらるべしとて、晩に及で小笠原旗を上げて藤九郎入道蓮西が甘繩の家に向ふ。鎌倉中の士先をあらそふ。二位尼盛長が宅に行きて、工藤小次郎を使として、「大將失せ給ひ、程なく姫君又早世し、悲歎一人にあらざるに、戰を好み給ふ事、亂世の源なり。就レ中景盛は賴朝殊に憐み給ひしものなれば、罪科あらんには我早く尋ね成敗すべし。その故を尋ね問はずして討ち給はゞ、定て後悔あるべきか。もし猶かれを討たるべくんば、我先その箭に當るべし」とありしかば、しぶ〳〵兵をとゞめらる。鎌

讀史餘論　巻六

五當作レ四

○源頼朝父子三代の事　下

頼家十八歳にて家を繼ぐ。時に正五位下左近衞少將兼讚岐權介たり。家つぎし時轉ニ任左近衞中將一。同二年正月、從四位上。十月、從三位左衞門督。建仁二年八月、從二位に叙し、征夷大將軍に任ず。（時に廿一歳なり。家つぎし四年月なり。）同三年職をゆづりて落飾、その明年（元久元年七月）卒す、（廿三）治世僅に五年。

初頼朝の代、北條時政、義時幷に廣元、善信、親能、（在京。）三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道蓮西、足立左衞門尉遠元、梶原景時、民部大夫行政等談合して成敗をはからふ。（東鑑に、）頼朝うせられし年の四月、（頼朝正月に卒す）梶原景時、右京進仲業等が奉行にて政所に書せしは、小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等從類者、於ニ鎌倉中一縱雖レ被ニ狼藉一、甲乙人敢不レ可レ令ニ敵對一。若於レ有ニ違犯一聞レ之輩上者、爲ニ罪科一。慥可ニ尋注進交名一之旨、可レ觸ニ廻村里一之由、且彼五人之外、非ニ別仰一者、諸人輒不レ可レ有レ參ニ昇御前一

多かり。世の人たゞにその武功をのみ知りて、その功の成れる所以を知らず。されどまたその人極めて殘忍の性ありて猜疑の心深く、その子孫を保せんことを謀るがために、親しき兄弟一族を多く殺し、わが妻黨に倚りてその孤を託し、遂にそれが爲にその後を滅されき。天の報應あやまらずといへども、抑又みづから作れるの孽なり。按ずるに、範頼義經は弟なり。義廣行家は叔父なり。義仲及び行家の子の光家は從兄弟なり。義經の子は姪なり。義仲の子義高は從子にして又むこなり。およそ八人歟。

よわみ一 一本「よわめ」

き。一院稀有にして都に殘り留らせたまひ、平氏四宮を都にのこし置きまゐらせしは、御裳濯川の流もとより絶えさせたまふまじき御事なれば、然るべき天の御はからひなるべし。しかるに頼朝常に自その勳勞に募りて、朝家を脅し制しまゐらせ、誠に天の功を攘めりとやいふべき。但し世の頼朝を議する人、その六十餘州總追捕使を給はり、守護地頭職を補せられし事を申する。その時にあたりて天下の亂始めて平ぎ、先亡の餘類猶國々に充ちて、これに加ふるに又義經行家の事あり。其代に守護地頭など置く事のなからましかば、天下の亂止の時あるべからず。頼朝初に此の事を奏し請はれし、あへて王家の威をよわみ、自らの權を専にせんとにはあらず。されば貞永の式目を見るに、その初に當時の守護地頭を戒むるに、敢て國司領家の煩をなすべからずといふこと數條を載す。この事によりて朝廷の威日々に衰へ、武家の權ます〳〵熾になりし、皆是その法の後の弊へしなり。頼朝の初意にはあらず。初頼朝既に敗れし士卒を聚め、東國士民の心を得て、兵威日々に熾りに、天下遂にその武功に服せし事、その祖先の餘烈のみにもあらず、自ら英雄の資ありて、その人を得てその事をたすけしむ。その濟時の策に於ては、廣元、善信等が功最も

に歸るまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩も休りぬ。上下堵を安くし、東より西より其德に服せり。又云く、凡そ保元平治より此かたの世の塵がはしきに、賴朝といふ人なく、泰時といふ者なからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし。

按ずるに、正統記のいへる所は、孔子管仲が仁をゆるし給ひし義なるべし。賴朝のはじめ軍起せし事、王を勤め民を救はんとの心にはあらず。平氏の罪惡貫盈、天下の豪傑あらそひ起りしにあたりて、高材逸足終に其鹿を得たりし也。初兵を起せしより義仲を撃しに及で數年が間、未だ一騎を發して西に向ひ、罪を問ひし事ありしとも見えず。且は普天の下率土の濱、誰人か王臣にあらず、いづちか王土にあらざる。賴朝のうち滅せし所、おしとりて領せし所抑々これ誰が臣にして誰が土なりぞや。義仲を討ちしことだま〳〵その暴亂の日にあひ、平氏を亡せし事たま〳〵その兵威摧けし時にあひ、その師名あるに似て、その功を成す事も速なるに似たるなり。平氏都を落ちし時、もしその謀の如く、一院をも同じく御幸なし參らせ、義仲が賴朝と軍起りし日に、またその謀の如く、一院をとり參らせ西海に赴きなば、賴朝の起せる軍、いかなる名を以て義仲をも討ち、如何なる辭を以て平氏を討つべ

○賴朝論（二）
貫盈—充滿

貞永式目―貞永元年に清原教隆等が治承より元弘に至る間の式目五十一條を輯めたるもの

鑑文治元年十二月二十一日、諸國莊園下地、關東一向可令領掌給云々。前稱地頭者、多分平家人也。是非朝恩。或平家領内其號補置之、或國司領家爲私芳志定補其莊園又今違背本主命之時者改替之。而平家零落之刻、依爲彼家人知行之跡被入沒官畢。仍施芳恩。本領主空手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷其思云々。貞永式目第三條云、（第一は神社、第二は佛事。）右大將家御時所被定置者、大番催促、謀反、殺害人等事也。而至近年、分補代官於郡鄕、充課公事於莊保、非國司而妨國務、非地頭而貪地利。所行之企甚以無道也。兼又所々下司莊官以下、假其名於御家人、對捍國司領家下知云々。如此之輩、可勤守護所役之由、縱雖望申、一切不可加催。早任大將家御時例、大番役竝謀叛、殺害之外、可令停止守護之沙汰。若背此式目、相交自餘事者、被改所帶職、可補穩便之輩也。（此下三條、皆守護人の不法を禁ぜしなり。）文治五年閏四月晦日、義經自殺。九月三日、泰衡走死。建久元年十一月、上洛。四年八月殺範頼。六年二月、上洛。九年十二月、落馬。土御門院正治元年正月十三日卒。（五十三歳。治承四年より二十年、文治元年よりは十五年なり。）正統記にいはく、白河鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがた漸々衰へ、後白河の御時兵革起りて姦臣世を亂る。天下の民殆ど塗炭におちにき。頼朝一臂を揮つて其亂を平げたり。王室はふるき

ものは――一本「ものぞ」

法に背く民なくして、國司の行跡を考へて賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき。その中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又かくのごとし。その外官田職田とてあるも、皆官爵を賜はりて、その所の正税を受くるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但大功のものは、今の莊などとて傳ふる如く、國司にいろはれずして傳へける。中古となりて莊園多く立てられ、不輸の所出來しより亂國とはなれり。後三條院の御世にこの弊を聞せ給ひて、記錄所を置れて、國々の莊公の文書をめして多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より新立の地彌々多くなりて、國々の知る所百が一になりぬ。後樣には國司に赴く事さへなくて、その人にもあらぬ目代を差して國を治めしかば、爭でか亂國とならざらん。況や文治の始、國に守護職を補し、莊園鄉保に地頭を置かれしより此かたは、更に古の姿といふこともなし。政道を行はるゝ道悉く絕え果てにき。

又いはく、平氏滅亡せしかば、天下本の如く君の御まゝなるべきかと覺えしに、賴朝勳功まことにためしなかりければ、自らも權を恣にす。君も又打任せられにければ、王家の權はいよ〳〵衰へにき。諸國に守護を置て國司の威を抑へしかば、吏務といふ事名ばかりになりぬ。あらゆる莊園鄉保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。東

斷養―薪を採り飯をたく賤人

不輸の地―租税を納めざる地

正統記に、人を選み用ひられし日は、まづ徳行を盡す。徳行同じければ勞効あるを採る。又格條には、朝に斷養たれども夕に公卿に至るといふことの侍るも、徳行才用によせて不次に用ひらるべき心なり。寛弘よりあなたには、（一條の年號）まことに才賢なれば、種姓に拘らず將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、その中に才もありて職にかなひぬべき人を選ばれける。世の末にみだりがはしかるべき事を戒めらるゝにやありけん。七個國の受領を經て合格して、公文といふこと勘へぬれば、參議に任ずと申しならはしたり。（是攝家自家をいとなむ謀なり。よきにはあらじ。）あまり譜第をのみ採られても、賢才の出でこぬ端なれば、上古に及びがたき事を恨むる族もあれど、昔のまゝにてはいよ〳〵みだれぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。（此論いかゞ。）但し才も賢く徳顯はにして登用せられんに、人の譏あるまじき程の器ならば、今とても必ず譜第によるまじき事とぞ覺え侍る。次に功田といふは、昔は功の品に隨ひて、大、上、中、下の四つの功を立て、田を分ち給ひき。其數皆定れり。大功は世々に絶えず、その下つ方は或は三世に傳へ、孫子につたへ、身に止まるもあり。天下を治るといふ事は、國郡を專にせずして、その事となく不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ。國に守あり郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に、

鷸蚌の弊―兩者の爭ひて共に疲れたること

內府、誅之江州篠原。八月、久經、國平帶院廳下文赴鎭西。十六日、義經任伊豫守兼院厩別當、特勅衛京師。九月、梶原景季を遣し、備前前司行家を誅すべしと義經に命ず。十月、使土佐房襲義經。二十五日、使小山朝政、結城朝光五十餘人赴京。二十九日、賴朝西征。十一月三日、義經行家出京。五日、東兵入京。八日、賴朝還師。二十五日、時政入洛。二十八日、時政請諸國守護、地頭不論權門勢家莊公可充兵粮米。二十九日勅許。此日賴朝定驛。十二月六日、兼實へ獻狀請地頭職。二十一日勅許。是年、西海二十六州に勇士を撰み遣して分臨たらしむ。二年三月一日、使賴朝爲總追捕使並地頭。（此時知行の國々は相摸、武藏、伊豆、駿河、上總、信濃、越後、豐後等九州。）

按ずるに、賴朝の初志は、平氏義仲行家等と戰ふの間、東國を討ちしたがへ、そのち鷸蚌の弊に乘じて世の亂逆を治め、さて始より討ちしたがへし國々を勸賞に申し請うて、奧の秀衡が奧羽を押領せしやうにてあらんと思ひしにや。然るに義經行家の事起りしによりて、廣元が策を用ひて守護地頭職を望みて、天下を併せて握中にせしなるべし、又賴朝政のはじめに江廣元、善康信、康俊等の儒士をもて政所の沙汰人とせられし事、尤も心得ありぬべし。

狼藉―亂暴

盛衰記に（分註）―此下脫文あるべし

平内府―宗盛

後鳥羽元暦元年正月、遣範賴義經討義仲。義仲敗死。二月七日、一谷城陷。十八日命京都守護且命景時、實平遣使守播、美、備前中後五州。三月一日、下下文於鎭西九國住人。九日宣旨にいはく、武士等征賊に事よせて狼藉あり。賴朝仔細を訪ひて言上すべしと。八日に板垣三郎兼信、土肥實平等西海に向ひて討平氏。四月殺義高。六月範賴三河守。賴朝不聽義經任官。六月、義經下向して謝讒。（此とし三月景時東歸讒せしが故也と云々。盛衰記に、）七月、賴朝奏上皇以勅義經西征。八月義經左衞門少尉檢非違使、賞一谷之功。賴朝不悅。罷義經之西征而遣範賴。範賴發鎌倉。九月義經從五位下。十月、院内昇殿。文治元年二月、義經西征。屋島陷。三月四日、賴朝使大膳大夫久經、近藤國平鎭在洛武士狼藉。二十四日、平氏亡。四月十二日、賴朝命範賴在九州沙汰。沒官領徵義經還。賴朝從二位。十五日、關東御家人不蒙内擧拜衞府所司者二十三人、收本領且可處斬罪之旨、注文を京師に遣す。二十九日、田代信綱に使して、義經自立の儀を企て、侍等に私の恩を施す事不當也。向後賴朝に忠ある者不可隨義經と相觸るべしと云々。五月七日、使龜井六郎獻誓文。十五日、義經以平内府到酒匂驛。北條して迎之。義經をば鎌倉へ入れず。六月九日、附義經還

天の方云々—詩の大雅に、天之方蹶、無二然泄々一とあり泄々—怠緩悦從の貌なり

庭本作レ場

武上疑脫二使字一

百四十五年の間、兵革動く事凡十二度なり。神武卽位の年より朱雀の天慶元年迄、千五百六十四年の間には、兵革の事僅に十四度歟。天の方に蹶く時に、しかく泄々する事なしといふ事誠なるかな。

○源頼朝父子三代の事　上

頼朝三十四歳にて、高倉治承四年八月起レ兵。戰不レ利奔二房州一。九月赴二上總一入二下總一。十月、經二武州一入二鎌倉一。率二廿萬兵一越二足柄山一。與二大庭景親一戰敗レ之、進到二駿州賀島一。聞二平軍潰一而留。武田太郎信義守二駿州一、安田三郎義定守二遠州一而還二鎌倉一。十一月、擊二佐竹冠者秀義一斬レ之。十二月、遷二鎌倉新第一。出仕之侍三百十一人。安德養和元年閏二月、淸盛薨。此月、重衡率二千餘騎一東征。頼朝與二叔父志田三郎一戰敗レ之。三月、行家等率二尾參兵一、與二平氏一戰二墨俣川一敗績。八月、伊勢守淸綱、上總介忠淸、館太郎貞保東征、屯二兵於江州一。九月、頼朝遣二三浦、葛西一討二足利太郎俊綱一斬レ之。十月、維盛東征。十一月、頼朝遣二足利義兼、九郎義經、土肥二郎實平、土屋三郎宗遠、和田小太郎義盛一禦二平軍於遠州一。佐々木秀義與二維盛一屯二江州一出レ師無レ期。且行家在二尾州一可二以支一平軍一。故東軍不レ

れんとす。保元の時に上皇南都の衆徒を催したまひ、治承の時に高倉の宮三井寺の僧をたのみ、後白河山僧を頼みて義仲を討れんとし、後醍醐兩度まで山門を頼み給ひし事の如き。そののち應仁の亂後、山僧はいふに及ばず、法華一向の徒、高野根來の僧等やゝもすれば兵威をふるひ、又甚しくしては、一向の徒、加賀の富樫介を亡し、織田殿の兵威盛なる、遂にかれを摧く事かなひ給はず。されど此人の代に叡山の兵器を燒き、根來の寺をやきほろぼされて、數百年の禍を除かれしは、尤その功大なりといふべし。たゞ一向の一宗今に其禍根絶えぬとも見えず。後世また國の憂をもなさんものは、この一つのみぞ殘れる。

その後十五年にて、崇德の大治四年三月、山陽、南海賊起る。備前守平忠盛に院宣を下され、これを討つ。忠盛は貞盛が孫、正盛が子。

そののち二十六年にて、保元の亂出來たり。前に見えたればこゝにはしるさず。

その後二年をへだてゝ平治の亂あり。これも同じ。

そののち二十一年にて、高倉宮の御事ありて、天下亂る。それより六年を經て平家亡びたり。高倉の御事は高倉治承四年。平家亡びしは後鳥羽文治元年。

按ずるに、天慶二年、將門純友が亂起りしより、文治元年の春、平家亡びし迄、二

三月—一本「三年」
王綱解紐—王政紊亂

兩氏の兵權を解んと思ひ給はば、これを解くべき道豈なからざらんや。（後漢の光武の功臣の兵權をとかれし、宋太祖の杯酒の間に兵權を解かれしの類のごときなり。）そのよりて來る所を究めずして、たゞにこれを制せられしは、兩氏憤を御の媒にあらずや、是二つ。併せてこれを論ずるに、天下終に武家の世となれる事は、そのよるところ藤氏外戚の權を專にせしによれりとぞ見えたる。

その後三月過ぎて、白河の永久元年、比叡山と興福寺と爭論す。興福寺朝家を恨みて、春日の神木を振りて、數千人栗栖山に來り、都に入らんとす。勅使を遣されしかど不」用、爲義を遣さる。（十八の時）大衆敗られて歸る。その勸賞に左衞門尉になさる。

按ずるに、白河法皇、「朕が心にかなはぬは雙六の賽、山法師」と仰せられしといふなり。この比は山僧のみにもあらず、三井興福の僧徒等も、やゝもすれば兵革を動して朝威を蔑如せしと見えし。其事の始は、後朱雀の長暦三年の春、山徒等關白賴通を恨みて兵起せしに始れる歟。是又執柄權を恣にし、皇威既に衰へしによれるなり。古は僧徒兵器をかくす事は、もつとも國の重禁にてありしなり。しかるにかく濫がはしくなれること、いはゆる王綱解」紐の一端なり。この後やゝもすれば僧徒兵を動して世を亂り、甚しくしては保元より後には、僧徒の兵を假りて征伐の事を行は

餘烈―遺勳

門葉―一族

世讐の思をなせり。まして保元、平治のみだれを經て、平氏權勢を恣にし、源氏その跡をこと〴〵く削られしに於てをや。その中東國の輩皆源氏に心をよせし事は、初め賴信、賴義父子、忠恒を討ちしより次來、賴義、義家の二代、奧前後の戰二十餘年を歷て、その手に屬せしかば、自らその從類の思をなせしもの是多し。賴朝つひに天下の權を分たれしこと、皆是累代の餘烈によりてなり。その事のよしを考ふるに、ひとへに天慶の亂によれり。この亂のよりて來れる所は、執柄の人々、朝家の權を奪ひて、皇威日々に薄く、是に加ふるに武備も又弛みしが故なり。はじめ將門、純友が相謀りしに、皇統なれば將門は帝位を知り、藤氏の裔なれば純友は執柄たるべしなど相約せしと聞えしも、その尤に傚ひしものにあらずや、是一つ。外戚の權を專にせしより、執柄の職をもて我家の物となして、自是をその子弟に讓るに至れり。されば朝廷にあらゆる卿相、皆々その門葉にあらずといふ事なし。悉く皆その譜第をもて其官其職をしりしかば、彼將帥の職も又その譜第をもて任ぜしほどに、遂にいはゆる世官世族となる。されば又それに屬せし兵も、又譜第の屬兵となりしかば、鳥羽の比ほひ源平に屬すべからずと、頻に制符を下されしなり。源平

ず。たゞし天下を取るべしといひ置れしことに心得あるべし。朝家を傾けまゐらせんとの謂にはあらじ。須らくは當時の事勢によりて思ひはかるべし。當時天下の權久しく執柄の家にあり。その權を奪ひて我が後に與ふべしとの義にてあるべき。果して三世ののち頼朝其權を分つことを得て、足利殿ふたゝび天下の君と仰がれ、三たび今代世をしろしめさる。その遺言空しからずとやいふべき。又清和の皇統は陽成にて絶えたりしに、頼朝より此かた武家世をしろしめされし人々、皆是その皇胤なり。天意のほど計りがたき事にや。

又按ずるに、正統記に鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬ずる事をとゞむべしといふ制符たび〳〵ありき。源平久しく武を取りて仕へしかども、事ある時は宣旨を賜はりて諸國の兵を召具しけるに、近代となりて頓て肩を入るやから多くなりしによりて、この制符は下されきと云々。抑々源氏武をとりし事經基に始りて、平氏武を取りしことは貞盛に始る。皆これ天慶の亂の時に始れり。そののち平氏に逆亂の臣あれば、源氏に仰せてこれを討たる。頼信、忠常を討たれしごとき。源氏に違勅の者あれば、平氏に仰せてこれを討たる。義親の時に正盛が討ちし如き。されば源平私の仇敵にあらずといへども、自

督忠文が中路より還りしだに、なほ勸賞あるべしや否の朝議ありき。その時秀鄕貞盛が功を賞せられし事、わづかに四位五位になされしと雖も、これらは將帥の命を承りて討せしにはあらず。況や又その本秩わづかに六位の輩なれば、かほどの賞も猶不次の賞といふべし。且は又共に鎭守將軍になされ、功田多く賜はり、兩國の守を兼ぜしめられき。經基將門純友が亂に東西の軍事に勞し、賴信の代に年を經て平がざりし忠恒を日あらずして攻め降し、賴義十二年がほど東事に從ひ、白頭にして遂にその功を奏し、義家又十年を經て武衡、家衡を平ぐ。然るにこの人々その位四品に過ず。わづかに昇殿をゆるさるゝを以てその面目とせり。常に攝關の家に伺候してその家僕に肩を比ぶ。抑々經基は淸和二世の王たり。その子孫王家を出で未だ遠からず。たとへ卿相の列に加はりぬとも、他家の比例にあらじ。ましてや義家武衡家衡を平げし時、官符を賜るべきよしを望みしに、私の敵たるよし聞ゆとてゆるされず。その事さらに心得ぬ事に非ずや。私の戰鬪に任國を凋弊せしむる事十年に及ばゞ、などその罪刑を定められざる。すでに其罪にあらずんば、これ其功などなかるべき。是等の事につきて義家の寃を深く含まれし事、その故なしといふべから

義光は三十三歲なり。

その後十六年にて源義親の事あり。義親は義家の嫡子。系圖に、康和二年、匡房卿が訴によりて流罪。按ずるに、匡房は堀河の承德二年九月太宰の權の帥。康和四年六月任終りて歸京。さらば義親流罪のころはひは匡房任中の事なり。古事談に、前對馬守義親、康和五年十二月二十八日、依二筥崎宮訴一配二流隱岐國一。然而不レ赴二配所一、經二廻出雲國一、殺二害當國目代一。家保卿任。依二此事一被レ下二追討之宣旨一。嘉承三年即天仁元年。正月六日、被レ誅。同二十九日、梟二首右獄樹一。按、堀河院は嘉承二年七月崩す。此年平の正盛を下され、鳥羽卽位の明年天仁元年正月うたる。義親討たれし年の二月七日、義家の二男右兵衛權佐義忠其叔父義光のために殺さる。鹿島三郎といふものしてころせしなり。然るを義綱のわざなりと聞えて、義綱大に怒り、近江國甲賀山にこもる。義親の男爲義院宣を蒙り爲義孫にて義家につぐ。義綱は爲義が大叔父にてしかもしうとなり。追討す。時に十歲なり。保元物語には十四と云々。義綱降りしかば佐渡に流さる。一說に見レ誅。このとし八月十八日、義家卒す。六十七歲。この年義家その子二人茲に舍弟に一人を先だつ。

難太平記に、義家の御置文に、我七代の孫に生れかはりて天下を取るべしとみえし由を載す。按ずるに、中世には將帥の命を承りてその功を奏しぬれば、その勤勞を報ゆるにかならず卿相の位を以てす。大野東人が藤廣嗣を討ち、大伴駿河麿、藤原の小黑丸、坂上田村麿、文屋綿麿等が東夷を討ちし類これなり。天慶の夏に、參議右衛門の

○武門起源論

難太平記―今川了俊の著にして太平記の誤を正せる書

大系圖—尊卑分脈に本づきて諸家の系譜を増補集成せる者、西道智の編

按ずるに、後三年の記に　清衡は亘理權大夫經清が子なり。經清誅せられし後、その妻武貞にそひて家衡を生む。されば清衡と家衡とは異父同母兄弟なりと云々。然らば眞衡家衡とは同父兄弟にて、二人ともに清衡とは異父兄弟たる歟。武衡が事かの記にみえず。思ふにこれも武則武貞が子弟たるべし。王代一覽に、武衡は家衡が兄のよし見ゆ。いかなる據にや覺束なし。彼記には、永保三年の事までを記して、中間七年の事脱して、寛治五年より事を記したり。すべてこの軍のことさだかならざる歟。大系圖、清衡が下に、後三年合戰の濫觴この仁なり。異父同母の弟清原家衡が爭論とはこの事なりと云々。さらば永保三年の後眞衡うせて、その跡を清衡家衡又相爭ひ、家衡國宣に隨はざりしかば軍起りしにや。

かくて寛治五年九月、義家數萬騎をひきゐて金澤の柵をせめ、十一月十四日の夜城陷りて、武衡家衡を生捕て頸をきり、國解を奉りて、「武衡、家衡が謀叛已に貞任、宗任に過ぎたり。私の力を以てたま〳〵討ち平ぐる事を得たり。早く追討の官符を賜はりて、首を京へ獻ぜん」と申せども、私の敵たるよしきこゆ。官符を賜はらば勸賞行はるべし、仍て官符なるべからざるよし定り、首を道にすてゝ空しく京に上る。按ずるに、永保二年より寛治五年に至て十年におよぶ。時に義家五十三歲、

寺—三井寺
山—比叡山
山下或有門字

求兵於武則。秋七月、武則率子弟萬餘人而來。八月十七日、陷小松柵。九月五日、與貞任戰于磐井郡大敗之。七日、破衣河關拔大麻生、野瀨原二柵。十一日、陷鳥海柵、又拔鶴脛、比與鳥二柵。十五日、圍厨川、嫗戸二柵。十七日賴義焚柵。貞任出戰見虜而死。疵を崇るが故なり。貞任が弟重任と子千世童子を斬る。十二年にして平ぎしなり。時に賴義六十八歲。永保二年十一月三日、八十八歲にて卒す。六年二月十六日、獻貞任、經淸、重任首三級於京師。二十五日、賴義正四位下伊豫守、義家從四位下出羽守、義綱右衛門尉、淸原武則從五位下鎭守府將軍。獻首使者藤季俊右馬允、物部長賴陸奧大目。

其後二十年にて、後三年の事起る。是よりさき白河院の永保元年三月、興福寺の僧多武峰の奴といさかひて僧討たれしかば、衆徒峰をやきやぶる。六月三井寺、山と不和にして合戰し、寺悉くやかる。明る二年より奥の事起る。奥の六郡に淸原眞衡といふものあり。故の鎭守府將軍武則が孫にて、荒川太郎武貞が子なり。眞衡富有の奢過分の行迹にて、一族ながら郎從となりし出羽國の住人吉彦秀武恨る事ありて軍起る。地火爐ついての事に起る。同三年、源義家陸奥守になされ俄に下向す。はじめは淸衡家衡兄弟秀武にくみしてけるが、その後武衡は家衡にくみして義家に叛き、淸衡秀武は義家に屬してけり。

忠常病死。即斬其首獻于京師。六月十六日、入洛。已降之間、其首還賜從類。その後七年にて山徒の亂あり。後朱雀の長曆三年、山徒賴通に奉狀して、明尊は智證の門流なり。（去年の冬明尊を天台座主とす。）慈覺の派にあらず。座主に任ずべからずといふ「いづれの門流ならんにも、其人によるべし」といはれしかば、山徒怒りて大勢賴通の館に來り、嗷訴して其門柱をきる。賴通怒りて平直方して禦がしむ。山徒と相戰ひ死傷のもの多し。（これ山徒嗷訴のはじめ歟。）その後十年にて、安倍賴時が事起る。關白賴通宇治平等院を建つるの年、後冷泉永承五年、賴時叛きたり。（大郡の司、始に名は賴良。忠賴が孫、忠良が子。）陸奧守藤原登任これを討ちてやぶらる。賴義は長元の間、父賴信に隨ひて平忠常を討ちて功あり。小一條院の判官代となれり。院の御狩に從ひ、弱弓をもて猛獸をたふす、上野守平直方、その將器あるを知りて壻とす。判官代の勞によりて相摸守となり、坂東の士大半爲門客。上洛數年の後此撰に當れり。（東國之士屬源氏者服賴信、賴義父子也。）賴義到任。俄有赦令。賴時降。賴義任終之日、賴時亦叛。（賴時の子貞任罪あるを召しけるによりて也。）今年新司聽國亂而辭。更重任賴義遂征伐之事。而國用飢饉、糧食不給、大兵散而不集。官軍不利。天喜五年九月、賴時中流矢死。康平五年春、賴義任終。拜高階經重爲國守。揚鞭而來。無幾歸洛。是以國內隨前司指揮也。朝議紛紜之間、賴義屢

扶桑略記―僧皇圓の著にして、今傳はれる者は神功皇后より堀河帝に至る間のみ

宇治拾遺物語―世に宇治大納言隆國の著といふ、古今の異聞を錄せり

按ずるに、其後秀鄕貞盛鎭守將軍に任ぜし也。

其後四十一年にして、一條の長德元年、下野守平維衡、平致賴と東國にて戰ふ。議二其罪一、致賴を流二隱岐一。（維衡は貞盛が四男。致賴と再從兄弟。）

その後二十八年にして、後一條の長元元年、平忠常叛く。忠常は葛原の孫高望王の五男村岡五郎良文の子。（千葉の祖。）是年まづ肥後守高階成章、藤原時遠、平爲行等合戰せんとす。その罪をさだめらる。その四月前上總介平忠常下總の國にて叛く。檢非違使平直方（義家が外祖。時政が四代の祖。）中原成道をして東海、東山の兵を發して討つ。二年十二月、成道無レ効徵還。三年三月、安房守藤光業弃レ國而還。是忠常を恐れてなり。九月、忠常兵威熾にして直方亦無レ功徵還。甲斐守源賴信に坂東の兵をつけて征せしむ。四年四月、忠常降る。扶桑略記に、前追討使平直方、不レ遂二其功一、空以歸洛。源賴信下二向任所一之日、可レ討二忠常一之由有レ勅。（按二系圖一、直方爲二上總介一。）宇治拾遺に、河內守賴信、上野守にてありし時、平忠恒を討つ。海の淺所を知りて渡る。四五騎ばかり先陣しければ、五百騎ばかり馬の太腹にたちて渡る。（海を渡す事藤戶を始とするは非歟。）この渡をば只三人しりたり。忠恒周章して名簿をかきて文挿にはさみ、小船に郞等一人のせて迎降と云々。扶桑略記に、賴信隨身參上候處、於二美濃國山縣郡一、

合下當有戰字

四日大戰于辛島。將門中貞盛箭。秀郷獲首。斬百九十七級。將門八十三日にて亡びしなり。○按正統記承平五年二月、將門起兵、天慶三年二月滅歷四個年云々。於是征東諸將自中路歸。此時於清見ケ關軍監淸原滋藤詠杜荀鶴句。三月九日、秀郷從四位下。元六位。功田永傳子孫。追兼任下野、武藏兩國守。貞盛從五位下右馬助。經基從五位下兼太宰少貳。此時小野宮左大臣實賴曰、疑勿質。九條右大臣師輔曰、刑疑勿質、賞疑許之と。左府の議によりて忠文には賞なし。忠文東征の日六十三歳。村上の天曆元年六月、七十五歳にて卒す。贈中納言云々。純友追討記に純友爲海賊魁首。南海、山陽之間望風而降。聞將門反、而擬上道。東西二京連夜放火。十二月下旬天慶元年。備前守子高奔于京。純友使文元追之。廿六日、及攝州兎原郡相戰。獲子高、斷耳鼻、奪其妻子而去。下固關使於諸國、諭純友、叙從五位下。純友寇讃州。介藤國風兵敗奔淡路。經二月募兵還府。左少將小野好古爲長官、源經基爲次官、右衛門尉藤慶幸爲判官、右衛門志大藏春實爲主典、征之到播讃等國、造二百艦入賊地。先是賊次將藤恒利降于國風。國風以恒利爲郷導、擊賊敗之。賊入太宰府。府兵大敗。虜掠殆盡。好古自陸路、慶幸、春實自海路、五月與賊合博多津。春實袒身亂髮陷陣。恒利、遠方乘之。賊軍亂欲乘船而戰。官兵焚賊船。賊敗死者數百人、溺死不知計。純友乘輕舸奔豫州。警固使橘遠保虜之。純友死於獄中。

使―檢非違使

ねぶられじ―一本「ねぶらじ」

此分註疑當レ在二下甲斐守源頼信之下一

日郎從を倶せざる事尤口惜き事なり」。この將門は天下に大事を引出すべきものなりといふと云々。正統記を見るに、將門久しく執政（忠平。）の家に仕り、使の宣旨を望みしに不許なるが故に、東國に下りて叛せしといふ。（按ずるに、將門忠平の息への狀大略相同じ。）將門誅害日記に、天慶二年十一月二十一日、常陸大掾國香を殺し、（伯父なり。即ち貞盛の父。）國中をやきて、二十九日豐田郡鎌輪宿に還り、長官詔使を幽し、武藏守興世王が議によりて諸國を併せんとし、十二月十一日入二下野一國守以下降。十五日入二上野一國司を追却して、此日除目を行ふ。かくて武藏相摸國を巡る、是よりさき建二都於下總國猿島郡石井鄕一置二文武百官一。三年正月十一日、詔二東海、東山一討二將門一二月八日、參議修理大夫兼右衛門督藤忠文を征夷大將軍とし、（この人近衛の將たりし時、直夜ごとに寮の御馬を引きよせて枕にたつ。芻を喰ふ音をきゝてねぶられじとのこと也き。）刑部大輔忠舒、（忠文が弟。）右京亮藤國幹、大監物平清基、散位就國、源經基爲二副將軍一（經基は武藏より上りて將門が反狀を告られき。此人右大臣源能有のむこにて、弓馬の藝を傳へられしといふ。）下總權少掾平公連、藤遠方等をして討二將門一。江談に、此時朝議欲下以二藤元方一爲中大將軍上。元方聞レ之曰、大將軍所レ言、一事以上國家莫レ不レ致レ用。若拜二大將軍一者、必請二貞信公息一人一爲レ副。因レ是議止。（按源の頼信は大納言元方の外孫。）是月一日、下野押領使藤秀卿、常陸掾平貞盛等、四千餘兵、（一云一萬九千人。）戰二於下野國一敗レ之。十三日、襲二將門營一。將門逃二島廣山一焚二其營一。十

從三位中納言の大將になされたり。かくその頃まで世の亂ありしに臨んで、その任にあたれる人々を撰ばれ、出でては將帥の任にあたり、亂平ぎ功成りぬれば、又入りて卿相の位につらなれり。（古佐美は大納言正三位、田村麿は大納言大將正三位、綿麿は從三位中納言に至りしの類なり。）後世の如く文武その職を異にせられしが如くにはあらず。是より後王綱紐をとき柄臣權を專にせられしより、將帥の任殊に輕く、卿相の官に至れる人なく、且は文武の職世官世族となりしかば、朝廷の威日々に衰へ、功臣遂に兵馬の權を掌り、天下の大勢一たび變じて古にかへる事を得べからざる代にはなりしなり。

○中世以來將帥の任世官世族となりし事

六十二代朱雀の天慶二年十一月、平將門藤純友が亂出來たり。（嵯峨の弘仁五年より帝王は九代、凡百二十四年の後なり。）將門は陸奥鎭守府將軍從五位下平良將の嫡子なり。（桓武の子葛原、其子高見王、その子高望王、始て賜平姓、良將はその二男なり。）伊豫掾藤原純友は太宰少貳良範が子なり。（長良の子左大辨遠經、其子良範なり。）二人はじめ洛にありしとき、叡山にのぼりて相約し、兵を起せしといふ。古事談に、將門謁仁和寺式部卿宮。（宇多の御子敦實親王也。）郎等五六人を俱したり。平貞盛も參りて、將門が門を出るに行き逢ふ。（貞盛は將門の從兄。）貞盛申す「今

尤、諸本作㆑是、今改㆑之

たれしに、終に利なくして召還へさる。九年大伴弟麿を征東大使となされ、坂上田村麿等を副として討たれしに、田村麿の功最も多かりしかば、十六年に征夷大將軍にはなされたり。二十年にまた陸奧の夷高丸といひしが駿河國淸見ヶ關まで攻め上りしに、田村麿これを討ち敗り、北るを追ひて陸奧の神樂岡といふ所に至りて斬りてければ、陸奧ことぐ〳〵に平ぐ。東夷皇化に順はざりし事は古にも聞えしかど、この頃の如く頻りに叛き亂れし事は未だあらず。皇化既に遠きに及ばざるしるしとやいふべき。日本武尊の東征の後、六百六十餘年にて東夷叛き、これにいたりて五たびそむく。

その後八年を隔てゝ、五十二代嵯峨弘仁元年九月、帝の御兄平城太上皇、寵姬藥子それが兄藤原仲成等が勸め申せしによりて、御位を復し給ふべき御心おはして、近國の兵をめされ、東國の方に御幸あるべしと聞えければ、帝大納言大將坂上田村麿に勅して防ぎとゞめまゐらすべしとありしに、田村麿が請によりて參議文屋綿麿を副將軍となさる。やがてこゝかしこの道を塞ぎて、仲成を生どり流刑に處せらるべしと聞えしが斬られてけり。藥子も自ら藥を飮みてうせしかば事平ぎぬ。天武ののち兩帝世を爭ひ給ふ事の第二ヶ度なり。五年の夏、文屋綿麿を征夷將軍になさる。その冬陸奧の夷叛きしをやがて討ち平ぐ。その後綿麿

「まで」―一本「にて」

御世嗣を受けつがせ給ひて帝位にましませし御事なり。且は天智の崩じ給ひしやうも怪しき傳へも侍れば、世の申し傳ふる所信じがたくや侍らん。されば天武は一旦御軍にうちかたせ給ひて、世をしろしめされしかど、その後は僅か七代百餘年が程まで、その玄孫稱德の女主にて遂に絶えさせ給ひ、天智の御後は御孫光仁の世をしらせ給ひしより、今に絶えさせ給はねば、天の有道にくみし給ふ所明らけしとも申すべし。後代に及びて兩主御位を爭ひ給ひし事のはじめなれば、王德稍衰へて風俗既に澆しとこそ申すべけれ。

その後八十年を經て、四十五代聖武の天平十二年、太宰少貳藤廣嗣叛く。むかし武埴安彥が叛きし後、帝王三十四代、星霜九百二十七年を經て、人臣の叛きまゐらせ、干戈を邦内に動かされし事の始なるべし。（世には守屋連がみだれを叛臣のやうに申し傳ふれど、是は馬子の大臣と相爭ひし軍なれば、よのつね叛臣の例には比量しがたくや侍らん。）このとき大野東人を大將とし紀飯麿を副將となして討ち平げらる。この勳功によりてぞ二階を越て從三位を東人に授けらる。（是將帥を命ぜられ、又功を賞せられし事の始か。）この後三十六年を經て、三十九代光仁の寶龜六年、陸奧の夷叛き、鎭守府の將軍大伴の駿河麿して討たる。その功を賞して勳三等を授けられ、十年に又叛きし時、參議藤原小黑麿を討ち平げしかば正三位を授けらる。この後九年を經て、桓武の延曆七年陸奧の夷叛く。參議紀古佐美を征東大將軍として討

部、一作ㇾ倍、日本紀作ㇾ陪

らんとて—原本「らんにて」

戎旅—軍

ぬ。これより後、三韓そむきてこれを討しめられし事ども、代々にありしかど、是はみな〳〵海外の事なればこゝにしるさず。

其後天子二十三代、年は四百五十三年をへだてゝ、三十八代齊明の御時蝦夷しば〳〵叛しき。阿部臣阿部、引田臣比羅夫などして討たしめられしに、蝦夷つひに順ひ、肅愼といふ國まで討ちしたがふ。この御代に百濟大唐のために滅さると聞えて、かれを救ひ給はらんとて、帝みづから土佐國朝倉の宮に幸まし〳〵て、軍の事を謀り給ひしに、遂に行宮にして崩じ給ひき。初め神武東征し給ひしよりこのかた、代は三十八代、年は千二百二十五年が程は、國中に皇化に隨ひまゐらせぬものある時は、天子みづからこれを征し、或は皇子して是を討たしめらる。その中神功、齊明の如きは女主にておはしませしかど、皆親らこれを征せられき。但し三韓、蝦夷、肅愼等の如き海外の事にありしかば、多くは將軍して討たれしなり。神功、齊明の御時の事も海外の事にあづかりしかど、これは親征し給ひし所なれば、こゝに申し侍るなり。戎旅は國の大事なれば、古には是を重くし愼み給ひし御事と見えし。後代の如くに坐ながら將帥に命じて、これを討たしめられし事の如くにはあらず。

第四十代天武天皇の御兄天智の御世嗣大友、天皇に叛き給ひて戰はせ給ひし事は、よのつね征討の例には同じかるべからず。大友の御軍利なくして、天武世を奪ひえさせ給ひしかば、世には大友のその君に叛かせ給ひし如くに申し傳ふる歟。まさしく大友は天智の

古事記—我國最古の史、神代より推古帝までの事を記せり、太安萬侶の撰

こそ—一本「ぞ」

京を襲はんとせしを、彦國葺及び五十狹芹彦命に命じて討ち平げられし事も侍り。（これ叛臣を征討ありしはじめ歟。）この後百六十七年にして、第十二代景行十二年、筑紫の熊襲叛きて、帝自らこれを征し給ひ、八年を歴て遂に平げ給ふ。（これ熊襲叛きしはじめか。）二十七年に熊襲又叛きしかば、日本武尊をして征せられしに、やがて討ち平げさせ給ひき。その後四十年夏東夷叛く事ありしかば、又尊をしてこれを討たしめられしに、是もやがて平ぎぬ。（東夷叛く事の始歟。）其後八十餘年にして熊襲又叛く。（こゝにおいて熊襲三たび叛きし也。）第十四代の仲哀の二年に、皇后と共に自征し給ふ。八年を經て、代をしろしめす事九年にあたりし年の二月、筑紫の行宮に崩じ給ふ。神功皇后、吉備臣の祖鴨別をして討たしめられしかば、熊襲も遂に滅びぬ。それよりすぐに皇后みづから新羅を討ち給ひしに、これもやがて從ひまゐらす。かくて皇后御軍を還され、筑紫に至り給ひてぞ、應神は生れ給ひき。（このとし十月生れ給ふべき期にあたり給ひしかど、皇后の御禱にて十二月筑紫の伊覩の郡にて生れ給ふと云。）仲哀の崩じ給ひしやうも定かならず。應神の生れ給ひし事も、そのうむが月におくれさせ給ひしなど、疑はしく思召されけるにや、長子にておはしませし麛坂、忍熊二人の王子軍起してふせぎ戰ひ給ひしに、王子の軍利なくして、二人ながら失はれ給ひ

金革—戰爭

日本書紀—六國史の第一にして神代より持統帝までの事を紀せり、舍人親王の撰

讀史餘論　卷五

○上古征伐自二天子一出事

神武日向より起り給ひ、筑紫の國を平げ、安藝の國に渡り、吉備の國を經て、遂に大倭の國を討ち平げ、畝傍の山を開き、橿原宮にして帝位に卽き給ひしよりこのかた、十年にて帝業成れり。九世およそ五百六十九年が程は、金革の事聞えず。上世民淳にして俗厚く、皇化の被ふ所自から穩なりしが故にぞ有るべき。但し世遠く人亡びて、史策の載するところ自から闕漏ありけんも知るべからず。

第十世崇神の十年九月、大彥命北陸武渟川別東海吉備津彥西道丹波道主丹波等に命じて四方の國々に遣はし、敎を受けざるものをば兵を擧げて討たしめらる。是後世將軍の始なりと申す歟。然れどもその代に將軍などいふ名號有りしにはあらず。日本書紀にしるされし所は、後代史作られし時潤飾の詞と見えたり。崇神の時、今の文字我國にいまだ傳らず。古事記にみえし所も將軍などいふ事は見えず。此頃はやゝ皇化に順はぬもの有りけるにこそ。此年武埴安彥といふもの叛きまゐらせて帝

事―一本「かど」

つかさどりし事、さすが古の姿世に残りしかば、後醍醐の兵起させ給ひし時に及んで、猶王命に應ずるもの多かりき。そののち南山に遁れ給ひし後も、猶六十餘州が内三分が一つは天下に王まします事を知りき。南朝既に亡び給ひし後は、天下の人皇家あることをしらず。豐臣の太閤の代の初、皇家の威を假りまゐらせて天下を掌にすべしと思ひて、毎事勅詔を稱せられしかど、誰かはそれに應ぜしものある。その中、かれに靡き從ひしものどもは、たゞその兵力を恐れしが故なり。更に皇家に服せしにはあらず。かく王家の衰へ給ひし事のよしを按ずるに、はじめ文德の幼子をもて儲位にたて給ひしより起りて、終には院中の御政務に及んで、その威權をあはせて武家に假し與へさせ給ひしに事なりぬ。さらば一日二日に萬機ありといふこと、もつともよく心得らるべき事にや

猶從はざりける—一本「又かくぞありける」

思ひし—一本此下に「也」字あり

なども—一本「などとも」

王朝—一本「天朝」

を御身にしたがへさせ給ひしかば、時の關白近衞左大臣經忠をはじめて、光明院の御代のはじめ建武四年四月なり忠をも存じ義をも知れる朝臣多くは南朝に赴き仕へられき。北朝にては經忠の從弟前の内府基嗣を關白とす。これ今の近衞の祖なり。武家の輩も猶從はざりける。されば足利殿の代となりても、猶從はざりし國々猶多かりき。後龜山の初め南朝の御領、河内、大和、和泉、紀伊、伊賀、伊勢、志摩、飛驒、信濃、上野、越後、伊豫、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩等二十州におよぶ。然れども終に運祚のひらけ給ふ事なかりしば、皆是創業の御不德によりて、天の與し給はぬなるべし。北朝は只足利殿の君に背きまゐらせられて、臣として天下を爭ひ給ふ事を、さすが心の中に恐れ給ひ、且はその戰に毎度利なかりしによりて、勸め申す者ども有りしかば、やがて光明院を君として、南北兩帝の御爭の如くにも取り計らはれしなり。されば心ある人々は、北朝に仕ふる事を恥かしきことに思ひし。太平記等の物語にも、持明院殿は大果報の人にて、將軍より天子を給はらせ給ひしなどと、世の人いひもてはやしけると見えたり。さらば北朝は全く足利殿自の爲にたてておきまゐらせられし所にて、正しく皇統とも申しがたければ、或は僞主僞朝などもその代にはいひしとぞ見えたる。そのかみ鎌倉殿天下の事を行はれしかど、猶王朝の命はおよぶ所もありき。義時が代に廢立を恣にしけるより、陪臣として國命を

高陽院――一本「高福院」

を北朝と申せしなり。されば重祚の後、天下の一統三年にだにみたずして南北に分れ、そののち吉野殿にましますこと四年にして、延元四年（北朝にては暦應二年）八月十六日に崩じ給ふ。（御とし五十三）

後村上院位をつがせ給ひて、在位三十三年。建德二年（北朝後光嚴の應安四年義滿將軍の時なり。）三月崩じ給ひぬ。

後龜山院卽位まし〳〵、在位十九年にて、北朝後小松院の明德三年（義滿將軍の頃也）閏十月、南北御和睦にて、ありし世の如く持明院殿と大覺寺殿とかはる〴〵御治世あるべしとて、南帝御入洛にて大覺寺殿に入らせ給ひ、三種の神器を北朝へ渡されき。（南北分立五十六年）この後又かねてのあらましにたがひて、大覺寺殿の御流代をしろしめされざりしかば、南方の人々憤りて軍起りしかど、南軍終に利なくして、後花園院の長祿二年六月、後龜山の御子南帝高陽院うたれ給ひしかば、こゝにて南帝の皇統は絶えしなり。（明德三年よりこゝに至るまで六十七年。前後合せて南朝百廿餘年がほど也。）

按ずるに、後醍醐不德にておはしけれども、北條が代の亡ぶべき時にあはせ給ひしかば、しばしが程は中興の業を起させ給ひしかど、やがて又天下みだれて、つひに南山にのがれ給ひき。されどもまさしく萬乘の尊位を踐せ給ひし御事にて、三種の神器

共主―一本「其主」

波羅に入り給ひぬ。在位十三年、時に四十九歲。

光嚴院、元弘元年十月卽位、十九 後二條の孫、邦良の子康仁を東宮とす。

按ずるに、龜山の御後にて後醍醐かくましませしに、後二條の御孫を東宮に立て申しけるは、武家なほ義の厚きとやいはまし。

明くれば、正慶元年三月、後醍醐隱岐へ遷幸。此帝僅に在位二年にして、正慶二年の五月、北條ほろび、八代にして百五十四年。後醍醐重祚あり。

○後醍醐復位の事 八變

元弘三年 正慶二年 六月、皇位を復し給ひ、その明年を建武と號す。二年八月、源尊氏叛しぬ。三年八月、尊氏光嚴の御弟光明院を立てゝ共主とす。十月に、後醍醐尊氏が軍門に降り給ひて、叡山を御下りありしを、花山院にとらへまゐらす。

○南北分立の事 九變

建武三年十二月に、後醍醐吉野へ奔り給ひき。是より吉野殿を南朝といひ、武家の共主

匡弼の器―大臣たる才

後こそ云―一本云「後にぞ思ひしられけり」

の章房は無二の拜趨年積り、恐らくは匡弼の器たりしかば、恩寵も淺からざりしに付きて、これぞ叡旨をも重くし、公儀をも背くまじきものと思召され、年來の叡念をある時あらはされて、關東征伐の事を仰せ出されしに、章房身を顧みず義を貽さず、眞實の諫言を奉りければ、不臣梟惡を挾み、偏頗漏脫の事あるべき器にあらざれども、叡慮に一味し奉らざりし事を深く怖れ給ひて、近臣成輔朝臣に仰せ談ぜられしかば、かの名譽の惡黨に緣をさぐり祿をあたへて、竊に章房をうかゞはせければにや、果してこの事を達せり。されば彼が橫死も天下大變の端として、朝議より出けると、後こそ粗聞えけれ。

按ずるに、これ等の事によりて帝の御心を觀るに、帝業遂に全からざりし事むべなり。

此月、帝東大寺、興福寺、延暦寺へ行幸、かの僧徒等をかたらひ關東をはかり給ふ。五月、僧圓觀、文觀、忠圓等捕はれて東行流刑。日野資朝佐渡にて殺され、七月、俊基再び關東にめしよせられて殺さる。元弘元年八月、關東の使二人上洛。これ帝竝に尊雲法親王を流し參らせんためなり。帝笠置に行幸。九月、笠置陷り、帝蒙塵、路にてとらはれて六

よしなき―一本「ないだき」
敍賞―一本「叙賞」
ことなれば―一本「こへければ」

し、白襖の著籠に帶劒し、小八葉の車にて、未明に彼の在所へぞ寄せたりける。是非なく彼屋をとりまき、屋の内をさがしけるに一人も見えず。又本人他行の家とも見えず。塗籠まで打破り、板敷の下までさがしけれども一人もなし。力なく歸らんとする處に、心早きもの走り返りて、薦天井構へたるを見上げたるに、人の衣裳のつま少し見えければ、まづ長刀にて天井をはね破るに、人こそかくれ居たりけれ。すでに見付られぬと思ひて、太刀拔きて男一人をどり下らんとしける處を下しもたてず、長刀にて腹わきを刺す。さされながら飛び下りけるを、よせ合せ搦めんとしけれど、名譽の手きゝなれば、手おひ足立たねども、散々に切りはらひて、寄附べくもあらざりしを、郎從一人うしろより、太刀取り直し、小脇を刺す。刺されてひるむ所を、廳の下部彥武といふ者組みふす。此男初の勢にも似ず、事の外によわりければ、やがて押へて首をとる。この章房は一道の儒宗、當職の廷尉として、義を正し理を斷りければ、もし檢斷訴訟の由來によりて、妄に鬱憤よしなき怨念を結ぶ人やありけん。又は旦暮の拜趨敍賞他にことなれば、若權をそねみ祿を奪んとにやありけん。本人も親昵もかねて宿敵をさとらねば、傍輩等倫の怨望一端もなかりき。しかるに彼災害萬人の疑ひ淺からず。爰に退きて仔細を尋ぬるに、こ

常樂記—永仁より應永に至る間の智識高僧の死亡の年月を記せる書
中家—中原家
法曹—法律家
釐務—つとめ
東北—一本「東南」
かれらは—一本「かれらが」

れりといはん歟。されど帝徳の御累とぞ申すべき。

嘉暦元年三月、東宮の邦良薨ず。廿四 七月、後伏見上皇の第一の子光嚴院の御事を東宮に立つ。十四 元帝の御子は多かりしかど、東宮立坊は關東よりの計ひなれば、御心にまかせられず。元德二年四月朔日、中原章房盜のためにころさる。常樂記には、大判官房章とあり。異本太平記に、章房淸水寺に詣で下向の時、西の大門にて八幡をふし拜みしに、小雨ふりけるに、簑笠に脛巾したるもの一人後を過ぎると見えしが、太刀を拔きて章房が首を討落して、坂を下り行く。下人四五人、あれやとて主の持せし太刀を拔きて逐ひしかど、後影だに見えずなりたり。この章房は中家一流の棟梁、法曹一道の碩儒、しかも四朝に仕へて一家の世譽を得たり。殊に當代無雙の恩澤に浴し、夙夜無二の拜趨を致し、すべて釐務の斷獄、朝儀の裁斷、君臣の顧問を得しかば、皇家の輔弼たりしに、かゝる殃災の出來し事、朝の愁歎、道の衰微なり。子息章兼、章信等嫌疑を正し仇敵を索むるに、いかにしてか聞き出しけん、東山の雲居寺の南の間の東北のかどの岸の上に一字あり。瀬尾兵衛太郎竝に、同鄕房といふ者なり。名譽の惡黨かくれなき者なり。然るにかれらは殺害疑ひなしときゝ定めければ、章兼は折節病牀にふして行き向はず。舍弟章信廳の下部十四五人、郎從下人三十餘人具

叡謀―一本「叡慮」

しとぞ。（高時が世の初なり。）

後醍醐は後宇多の第二の子、三十一歳にて受禪。後宇多法皇院中にて御政務あり。三月後二條の子邦良親王を東宮に立つ。元亨二年の夏、法皇より大納言藤定房を御使にて、「政を當今に任せられ閑居あるべし」と關東へ仰せ遣はさる。武家異議なかりしかば、大覺寺殿へ移り給ふ。正中元年六月、後宇多法皇崩ず。（五十八）九月、土岐頼員、多治見國長等帝の密詔を受けて、鎌倉を計るのよし聞え、六波羅より兵を遣はしてこれを討つ。二年五月、日野中納言資朝、日野右少辨俊基捕はれて東行す。帝の近臣にて密詔を受けしよし聞えしによりてなり。七月、萬里小路大納言宣房をして告文を高時に賜はる。資朝佐渡國へ流され、俊基は許されて歸り、朝廷無事になりたり。

按ずるに、高倉院嚴島御幸の時、淸盛入道誓詞を賜はるよしをいひ傳ふ。これは入道逆威を恣にして強ひ申したるなり。そののち龜山、後宇多、關東に告文を賜はりしは、淺原が事により、世の浮說を仰せ開かれんために、萬乘の尊を屈して陪臣にむかひ誓はせ給ふ。こゝに至りて王威地におちたり。このたび後醍醐又告文を下されしこと、しばらく關東の疑ひを解かしめて、御宿意をはたされんための叡謀によ

後伏見は伏見の第一子、十一歳にて受禪。この時後深草、龜山、後宇多、伏見、上皇四人まします。八月、後宇多の第一の御子を東宮に立つ。帝の再從兄弟、十四歳になり給ふ。在位三年にて、正安三年正月、鎌倉より この時執權は貞時なり 隱岐前司時淸、山城前司行貞上洛しておろしまゐらせ、東宮へ御位を讓らる。時に十歳なり

後二條は後宇多の第一の子、十七歳にて受禪。八月、伏見の第二の子を東宮に立つ。五歳 龜山法皇と後宇多上皇と院中にて御政務。伏見、後伏見の御代には、參り仕ふる人も稀なりしに、又移り變れり。在位六年餘にて、德治三年八月崩ず。廿四

花園は伏見院の第二の子、十二歳にて卽位。伏見上皇院中にて御政務あり。九月、後宇多法皇の第二の子を東宮に立つ。廿二 正統記に、儲君の定めありしに、後二條の一の御子邦良親王居給ふべきかと聞えしに、思召故ありとて、この親王を太子に立て給ふ。彼の一の御子幼くましませば、猶子の儀にて傳へさせ給ふべし。もし邦良親王早世の御事あらば、此御末繼體たるべしとぞしるし置かせましま〳〵ける。邦良幼年にまします故、關東に龜山の法皇仰られ定められしなり。 在位十一年にて、文保二年二月、東宮に讓らる。この時帝は二十二歳、東宮は三十二歳になり給へば、後宇多法皇をはじめ、その方ざまの人待ちかね申さるべきよしにて、關東より計ひ申せ

といふ事ども―一本「などいふ事も」
東―一本「關東」
のちは―一本「のちぞ」

條宰相中將實盛も召捕はれぬ。三條の家に傳りて鯰尾とかやいふ刀にて、かの淺原自害したるといふ事ども出來て、中院も知ろし召したるなどいふ聞えありて、心うくいみじき樣にいひ扱ふ。中宮の御兄權大夫公衡、一院の御前にて、「この事は禪林寺殿 龜山 の御心合たるなるべし。さてなだらかにもおはしまさば、勝る事や出來ん。院をまづ六波羅に移し奉らるべき事にこそ」など、彼の承久の例も引き出づべく申し給へば、「いかでかさまではあらん。實ならぬ事をも人はよくいひなすものなり。故院のなき御影にもおぼさん事こそいみじけれ」と涙ぐみて宣ふを、心弱くおはしますやと見奉て、なほ内よりの仰せなど嚴しき事ども聞ゆれば、中院も新院も思し驚く。いとあわたゞしき樣になりぬれば、如何はせんとて、しろしめさぬよし誓ひたる御消息など東へ遣はされて後は、事しづまりにける。さて長月の初つかた中院御髪おろさせ給ふ。九月中の院四十一にて御落飾、禪林寺殿といふ。今の南禪寺は即ち院の皇居なり。

按ずるに、この時中院鎌倉へ移し申すべしなどいふ事もありしにや。稱名寺の山陰に龜山の御座ありし跡なりなどいふ所あり。その御儲のために、御所造られんといひし事もありしにや。

永仁六年、讓位、三十四 在位十一年、持明院殿とも申すなり。

増鏡―後鳥羽より後醍醐に至る間の事を記せり

およる―一本「おはす」

かく程―一本「かく」の二字無し

出しけり―一本「出して」

に乗りながら九重の中へ馳せ入りて、上にのぼりて、女孺が局の口に立て、「やゝ」といふものを見上たれば、たけ高きおそろしげなる男の、赤地の錦の鎧直垂に、緋縅の鎧著て「帝は何處におよるぞ」と問ふ。「夜の御殿に」といらふれば、「いづくぞ」と又問ふ。「南殿より東北の隅」と教ふれば、南ざまへ歩み行く間に、女孺内に參りて權大納言、典侍殿、新内侍殿などにかたる。上は中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋に忍びてにげさせ給ひ、春日殿へ女房のやうにて入らせ給ふ。東宮をば中宮の御方の按察殿いだき參らせて、常盤井殿へ徒歩にて逃ぐ。この男辛じて夜の御殿へ尋ね參りたれども、大方人もなし。中宮の御方の侍の長景政といふもの名乘り參りて戰ふ。かく程に二條京極の篝五千餘騎にて馳せまゐりて、ときをつくるに、合する聲わづかに聞えければ、心安くて内に參る。御殿どもの格子引きかなぐりて亂入るに、叶はじと思ひて、夜の御殿の御茵の上にて自害しぬ。太郎なりける男は南殿の御帳の中にて自害しぬ。弟の十九になりけるは、大床子の縁の下に伏して、よるものゝ足をきり〳〵しけれども、さすが數多して搦めんとすれば、かなはで自害するとても、腸をば皆くり出しけり。手にぞもたりける。その儘ながら何れも六波羅へかきつゞけて出しけり。この事次第に六波羅にて尋沙汰する程に、三

「棄捐」所見—此下に一本「と」字あり

けからぬ—一本「よからぬ」

今—一本「と」

おほく—一本「たゞし」

保曆間記—後白河帝保元元年より光明帝曆應元年に至る百八十年間の事を記せり

殿關東に仰せつかはされしなど見えしは、正統記にいへる、その後御心もゆかずあしざまなる事さへ出來て踐祚ありきといひし事なるべし。これよりさき後嵯峨の崩後に、後深草、龜山御爭の時に、大宮院殿の仰せられしによれば、龜山一流繼體たるべし。今又持明院殿の仰せによれば、後嵯峨の御心然るにあらず。關東の輩いかにとも申しさだめがたきによりて、さらば兩皇の御流をかはるがはるすゑ申さんと相謀りしなるべし。おほく持明院殿より關東へ遣はされし後嵯峨の御遺狀、崩後の十數年の後に出でしなど心得られず。關東の輩も不審しき事にも思ひしなるべけれど世を疑しく思ひし程なれば、然るべき事の出來しと思ひて、さらば兩皇の御流かはるがはるすゑ申さんとはかりしなるべし。

この年九月、鎌倉の將軍惟康俄に上洛にて、（後嵯峨の第一の子宗尊より二代まで關東の君たりき。）後深草の御子久明親王（當今の御弟。）を鎌倉にむかへて君とす。（この時天子も鎌倉殿も、皆後深草の御子なり。鎌倉の執權は貞時、宣時なり。）三年三月四日に、紫宸殿の獅子狛犬中よりわれたり。人皆あやしみしに、十日の事なるに、天いまだ明けざるに、甲斐源氏の末（保曆間記には、小笠原の一族といふ。）淺原八郎爲頼といふもの禁闕を侵すことあり。これによりて中院（龜山）新院（後宇多）告文を關東へつかはさる。增鏡に、九日、右衞門陣より、武士三四人馬

せろものにして、小島法師の作
○兩統迭立の起源を論ず
爰に―此上に一本「されば中院の御讓位もやがて新院受繼せ給ひける、是に依て本院の御方は旣に皇位の御競望を斷ぜられ御愁吟を含みむなしく年月をのみ過されおはしけり」の文あり
棄損―一本

意にあらざる所見、宸翰の御遺狀等を、内々關東へ遣はされて、愁ひ仰せられしかば、その時武家承り抜きけるにより、やがて正應伏見の年號。登極の御事をば持明院殿に執らし申しけるなり。

按ずるに、伏見院を東宮に立てられしは、時宗が計にてありしなり。本院悦び給ひ、新院の御心もとけ、本院と御中よくなりしかば、大宮院殿も悦び給ふ。この後は讓位、卽位、立坊みな關東の計ひなりといふ說あり。正統記の說の如くにて然るべきか。時宗が計ひにて東宮に立てられんには、本院は悦び給ふとも新院の御心には喜び給ふべからず。但し關東より申す旨ありしかば、龜山悌順の義を思召よりけるか。又後嵯峨いかなる御事によりて、繼體をば龜山と思ひ定めけるにや。もし後深草は不孝にましく〳〵、龜山は御愛子にて有りし故なりしか。これより兩院相爭ひ給ひて、つひに天下南北に分れ、龜山の皇統は絕えたり。はからぬ御事にや。

又按ずるに、後宇多讓位の時、僅に二十一歲なれば、龜山も殘り多く思し召し、主上も御本意ならねども、後深草の本院待ちかね給ふべしと、關東より奏し申せば、御心のまゝならず讓位ありけるといふ說あり。異本太平記に所ㇾ謂、弘安の末に持明院

給ひき―原「給へき」一本により改む
正流―一本「正統」
異本太平記―太平記は南北朝時代の戰亂を記

つかはされければ、事定り、禁中にて政務せさせ給ふ。（龜山この時天子にて自ら政を聽給ひしなり。）後嵯峨繼體をば龜山と思召し定めければ、後深草の御流いかゞと覺えしを、（このごろ本院は御出家の御こゝろざし有といふ。）龜山悌順の義思召けるにや、伏見院を御猶子にして東宮にすゑ給ふ。弘安四年正月、蒙古入寇の事あり。十年十月、譲位。（廿一）在位十三年。

伏見院は後深草院の第二子。十一歳にて東宮に立ち給ひ、二十三歳にて受禪。後深草院の院中にて御政務あり。この時太上皇三人あり。後深草を一の院とも本院ともいひ、龜山を中の院といひ、後宇多を新院といふ。正應二年四月、帝の第一子胤仁（後伏見の御事）東宮にたつ。正統記に、龜山此君を（伏見）東宮にすゑ給ふ。其後御心もゆかずあしざまなる事さへ出來て踐祚ありき。東宮にさへこの天皇の御子居給ひき。關東の輩も（貞時、宣時をさすなるべし。）龜山の正流をうけ給へる事を知り侍りしかど、近頃となりて世を疑しく思ひければにや、兩皇（後深草、龜山。）の御流をかはるゞゝすゑ申さんと相はからひけるとなん。異本太平記に、故院の叡旨更に御嫡流本院の御子孫登極の事を止め申され、中院の御一流をのみ將來皇統たるべしとは定め申されけり。武家も年來は如此に存じ定奉りき。爰に弘安の末つ方、持明院殿より、故院の叡旨全く御正嫡の當流を棄損申され、後代の御登極を止め申さるゝ御素

紹運圖―皇胤紹運錄にして皇家の御系圖

に任じて、たゞ自その望族門地に矜る。恥なきの甚しきなり。王室の衰へしこと、たゞ名敎のやぶれによれりと、北畠准后のいひけん事誠に然り。

帝在位十三年にて、正元元年十一月讓位。（時に十七。）

龜山院は後嵯峨の第三子とも第六子ともいふ。紹運圖によれば、第四子後深草の同母弟なり。十一歲にて踐祚あり。弘長三年十一月、時賴卒す。（三十七。）是よりさき後深草の建長七年十一月、三十歲の時入道して、長時に職をゆづれり、文永九年二月、後嵯峨崩ず。（五十三。）院中にて政をしろしめすこと二十餘年なり。文永十一年正月、讓位。（廿六歲。）

後宇多は龜山の第二の子、後嵯峨とり養ひ、文永五年八月、太子に立つ。（二歲）十一年正月、受禪。（八歲）この時後深草を本院といひ、龜山を新院といふ。龜山院中にて政を聽き給ふ。十月、本院の子熙仁（伏見の院の御事）を東宮に立つ。（十一歲。帝より二歲の兄といふ。）正統記に龜山の院を繼體と思召しおきてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ。（後宇多なり。）後深草の御子もさきだちて生れ給ひしかども、引き越されましにき。（伏見の御事。）後嵯峨かくれ給ひて後、（文永九年）兄弟の御爭はせ給ふ事ありければ、（おもふに院中御政務の事歟。）關東より（時宗歟。）母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院（後嵯峨の御事）の御素意は、當今に（龜山）まします由を仰せ

○藤原氏論
相業—天子を輔佐する宰相のしごと
純臣—忠良なる臣
泰甚—事の極端なるを云ふ
表率—手本

按ずるに、良房、基經の相業議すべからず、社稷の臣といひつべし。雖ㇾ然光孝、宇多の君たる、菅公、廣相が臣たる、猶その權を奪はん事を欲す。蓋是防ㇾ微杜ㇾ漸の深計遠慮也。忠平が純臣たりし外、實頼が後柄臣九世、皆是外戚の威を恃み、朝廷の權を弄す。後三條その權を抑へ給ふ。寔に英明の主なり。院中政衰へ、兵革屢起りしにおよびて、藤氏の大臣その危を救ひ顚を扶しもの一人もなし。保元の亂に忠通朝家にあり。その弟頼長と不和なるが故なりと雖も、其職に恥ずといふべし。平治に基實關白たりしかど、十六の童子、論ずるにたらず。平氏西奔の日、基通不ㇾ從ㇾ駕而還。法皇の恩寵を思ふによるといへども、身已に朝廷の大臣たり。いかで捧首鼠竄して生を苟くもすべき。義仲が法皇を幽せし日、基房その間に彌縫して泰甚を去りし、濟ㇾ時の才なきにしもあらず。頼朝守護地頭を請ひしに、兼實これを執奏す。遠見深識なしとすべし。承久の亂に家實寸策なくして、又新帝の攝政となる。その恥なき事五代の臣の如し。そののち後醍醐南狩の日に至りて、經忠最初に南に來れり。大臣の義に恥ず。これらの外、北朝に留り仕へし輩、共に君臣の大義を語るべからず。抑いはゆる攝政關白は大臣の表率たり。然るにかく忠なく義なき輩、累世その職

はからひしや―一本「はからひにや」

れし事こゝにはじまる。二年四月、頼經その子頼嗣に將軍を讓る。在職十八年、廿七 頼嗣六歳なり。四年正月、讓位。七十 在位四年。後深草は後嵯峨の第二子、母は西園寺太政大臣實氏の女、大宮院殿なり。卽位の時四歳。上皇の御政務なり。關白良實、父の道家と不快によりて職を罷められて、其弟實經攝政たり。是一條殿の祖なり。三月、經時病によりて、執權を弟時頼にゆづる。閏四月に卒す。七月、頼經歸洛。寶治元年正月、實經罷められて近衞兼經又攝政たり。建長四年二月、時頼、重時を遣して、上皇の一宮宗尊親王を迎ふ。これ前將軍頼經京にて世をみだらんとの企あるよし聞えしによりてなり。此月道家薨ず。六十一 この人頼經の父なれば、うせ給ひし事、關東のはからひしやといふ說あり。二條家の說には、道家北條を恨み世をみださんとせしを、良實つねに諫められしかば、父子睦じからざりしといふ。四月、宗尊親王下向。十三とも又十一共 同月、頼嗣歸洛。十三歳 治八 十月、近衞兼經攝政を辭し、その弟左大臣兼平攝政たり。これ鷹司殿の祖なり。初め道家の長子敎實九條殿を相續し、二子良實二條殿といひ、三子實經一條殿といふ。今又近衞分れて鷹司となる。これより五攝家と稱す。執柄家の權を分たんため、時頼かく計ひし所なるべし。

この後は攝家の事を論ずるに及ばねば略し畢んぬ。その故は藤氏の權これよりつひにおとろへしが故なり。

有りし―一本「有りて」

薫、原本作〻黨、今改〻之

なれば―一本「なれ」

しこと偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として久しく權を執る事は、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、計らざる家業を始めて、兵馬の權を執りし、ためし稀なる事にや。されど殊なる才德は聞えず。又大名の下に誇る心や有りけん、中二年ばかりぞ有りし身死しかど、彼泰時相續いで德政を先とし法式をかたくす。己が分を計るのみならず、親族竝にあらゆる武士までも戒めて、高き官位を望む者なかりき。その政ついでのまゝに衰へ終に亡びぬるは、天命の終る姿なり。七代までたもてるこそ彼が餘薫なれば、恨むる所なしといひつべし。およそ保元平治より此かたのみだりがはしきに、頼朝といふ人もなく、泰時といふものなからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし。このいはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ武備のかちにけると思へるは過なり。泰時がむかしを思ふには、よく誠ある所ありけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法の儘に行ひければ、及ばずながら世をも累ねしにこそ。遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て將來の鑒誡とせらるべきなり。此年六月十五日、泰時卒す。六十 經時つぐ。泰時が孫なり。寛元元年六月、中宮皇子誕生。西園寺右大臣實氏外祖の勢を得て、道家、良實父子と共に朝政を執る。西園寺の家を起さ

ず。六十三。仁治三年正月、帝崩ず。二十泉涌寺に葬る。この事の始。在位十年。

後嵯峨院は土御門院第二子、母は宰相中將通宗の女なり。承久の亂に二歳なるを土御門大納言源通方外戚の親にて養ひまゐらす。十八歳の御時通方もかくれければ、祖母承明門院の許におはします。四條俄に崩じて御子も御連枝もなし。順德院未だ佐渡にましまし、その御子忠成京にまします。道家の外孫なれば、これを立て申されんとて關東へ議せられしに、泰時秋田城介義景してこの帝を立てまゐらす。城介「京著以前忠成たゝせ給はゞ如何すべきや」といひしに、「汝を遣す上は何の憚かある。たゞおろして土御門院の御子をたて參らせよ」といひしかば、城介急ぎ上洛して、承明門院の御所に參りて泰時が旨を申す。順德の母修明門院も道家も大に驚きしかど、力及ばず。同月二十日、踐祚。二十三歳。左大臣良實關白となる。道家が二子。二條殿の祖なり。正統記に、泰時はからひ申してこの君をすゑ奉る。誠に天命なり、正理なり。土御門院御兄にて、御心ばえもをよしく、孝行も淺く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて計ひ申しけるも理なり。大方泰時心正しく政すなほにして、人をはぐくみ、物におごらず、公家の御事を重くし、本所の煩を止めしかば、風の前に塵なくして天が下則ち靜りき。かくて年代を重ね

人もこの宮たゞせ給ふべしと思はれしよし、平家物語にも見えたり。かつは又東西の帝御兄弟にてましく〳〵、後鳥羽は殊に御弟なり。御兄にむかひて世を爭ひ給ふやうなるも、名正しとはいふべからず。かくその始めの正しからざるが故に、その末いかでかは治るべき。

後堀河は高倉の孫、二宮守貞の子なり。義時帝位につけ參らせ、十歳御父守貞に尊號を上り、後れは後高倉院と申す。家實を攝政とす。今迄の攝政道家は、鎌倉の賴經の父なれど、順德の舅たればその職をとゞむ。貞應二年、太上天皇崩ず。十月、家實攝政を辭して關白たり。元仁元年六月、義時死す。六十二。泰時家をつぐ。これより後、武家の事は下にみえたれば之れを略す。嘉祿元年七月、二位尼薨ず。六十九。二年、賴經將軍宣下。安貞二年十二月、近衛家實關白を罷めて、九條前攝政道家關白たり。寛喜三年七月、道家其嫡子左大臣教實に關白をゆづる。十月、土御門院崩ず。三十七。貞永元年十一月、讓位。二十二。在位十一年。

四條は後堀河の子、母は道家の女、藻壁門院なり。二歳にて卽位、教實攝政たり。道家は帝の外祖にて鎌倉の賴經にも父なり。攝政殿も其子也。西園寺相國公經はその舅なり。朝權皆この人にあり。天福元年、近衛前關白基通薨ず。七十四。文暦元年五月、廢帝崩ず。十七。八月、後堀河崩ず。廿三。嘉禎元年三月、攝政教實薨ず。廿六歳。道家再び攝政たり。三月二日、道家其婿近衛左大臣兼經に攝政をゆづる。延應元年二月、後鳥羽崩

○後鳥羽帝論
事がら―一本なし

皆法皇の勅裁なり。私にぬすめりとて定めがたし。後室その跡を計ひ、義時久しく彼が權を執りて人望に背かざりしかば、下に釁ありとはいふべからず。一往の謂ばかりにて追討せられんは、上の御咎とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには比量せられがたし。かゝれば時の至らず天のゆるさぬ事は疑なし。たゞし下の上を刻するはきはめたる非道なり。終にはなどか皇化に順はざるべき。先まことの德政を行はれ、朝威をたれ、かれを刻するばかりの道ありて、その上の事とぞ覺え侍る。

謹んで按ずるに、後鳥羽院天下の君たらせ給ふべき器にあらず。共に德政を語るべからず。思ふに初め後白河の君を擇み給ひしやう、事がら輕々しき御事なり。高倉の御子を立てられんとならば、長を立つるは定まれる事なれば、三宮をや立て給ふべき。治れる代にも幼主を立てられんは、尤心得あるべきことなり。まして亂の中なれば、一歲も年長じ給ひしをこそ立て給ふべけれ。自らになづかせ給ひしとてやがて立てられしは、事の外に帝位を輕く思召しけるさまなり。且以仁親王のみづからの御爲に天下の兵を召され、事ならずして討たれさせ給ひし事を思召されなば、など木曾の宮をば立て給はざりし。これは猶御歲も長じさせ給ひたるらめ。平家の人

惑ふ—一本「まよふ」

堵を—一本「堵に」
上天にも—一本「上天よも」

かひ給ひ、閏十月十日に阿波國へうつり給ふとあり。されば始は土佐と申し定めしが、阿波へ移しまゐらせしなるべし。初め只そのまゝにましますべしと申せしに、御心より移され給ひしと見えし。年經て阿波へ移り給ひしといふはいぶかし。正統記に、さても其世の亂を思ふに、誠に末の世には惑ふ心もありぬべし。又下の上を凌ぐ端とも成りぬべし。そのいはれをよく辨へらるべき事に侍り。賴朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君として安からず思召けるも理なり。況やその蹤絕えて、後室の尼上、陪臣の義時が世になりぬれば、彼蹤を削りて御心の儘にせらるべしと云ふも、一往の謂なきにあらず。然れども白河、鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがたやう〱衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂る。天下の民殆んど塗炭に落ちにき。賴朝一臂を揮てその亂を平げたり。王室はふるきにかへるまでなかりしかど、九年の塵も斂り萬民の肩も息まりぬ。上下堵を安じ、東より西より其德に服せしかば、賴朝なくなりても叛く者ありとは聞えず。これにまさるほどの德政なくして、いかでたやすく覆るべき。たとひ又失はれぬべくとも、民安からずば上天にもくみし給はじ。次に王者の軍といふは、咎あるを討じて釁なきをばほろぼさず。賴朝高官に上り守護の職を賜ふ。是

したり―一本「せり」
年代記―皇年代略記なり

可レ及二狼戻一之由可レ下二知東士一者。十六日、時房泰時六波羅に入る。是兩六波羅の始なり。凡今度の戰殘黨多ければ、疑刑可レ從レ輕とて、死を宥めらるゝもの多し。佐々木中務入道經蓮は院中の謀主たり。兵敗れて鷲尾にありと聞えて、泰時使して死する事なかれといひつかはす。經蓮、これ死をすゝむる使なり、はづかしき事なりとて自殺す。未だ死なざるを輿にのせて六波羅に來りしに、泰時本意に背きしよしをいひしかば、眼を見ひらき心地よげにて死す。二十四日、二十五日に、張本の公卿竝に北面の侍法師等十一人を渡さる。七月六日、一院を四辻仙洞より鳥羽殿にうつし、八日に落飾。此日、持明院宮を御卽位なし申すべき由とて、九日に踐祚。先帝は卽位登壇もなく軍やぶれ、外舅攝政道家の九條の第へ遁れ給ふ。在位七十七日。日嗣には加へ參らせず。元服もなくて十七にてかくれ給ふ。九條廢帝と申しき。十三日に一院は隱岐國へ、（四十二歳。○六十三にて崩。）二十日に新院は佐渡國へ、（廿五歳。○四十六にて崩。）二十四日に六條宮は但馬國へ、（後鳥羽の第三子雅仁親王。）二十五日に、冷泉宮は備前國へ、（第四子賴仁親王。）閏十月十日、中院は土佐國へ、（廿九歳。○三十七にて崩。）御幸なしまゐらす。東鑑を按ずるに、土御門院は叡慮より起りて忽ちに南海に幸あるよしをしるし、土佐國の下に阿波國にうつすと分註したり。年代記には此十月一日に土佐にむ

株下、一本有㆓瀬字㆒

にて防ぐべし。尾張河には九瀬あればとて、官兵を分ち遣はさる。官兵一萬七千五百餘騎、六月晦日（東鑑には三日とあり。）都を立つ。五日、東軍尾州一宮に至り兵を分つ。この日山道よりむかひし兵に破られて、大井戸の官兵引き退き、六日、豆戸の官兵破れて、株川、洲俣、市脇等の官兵つひえ走る。八日、秀康等入洛、敗狀を奏せしかば、宇治勢多に兵をむけられ、一院、中院、新院等叡山に御幸。此日鎌倉にて義時が釜殿に雷震して一人を殺す。義時懼れて廣元をよびて、泰時等上洛せば朝家を傾け奉らんものなり。然るにこの怪あることもし運命のしゞまる所なり。今度の次第、その是非天の決斷を仰ぐべし、怖畏の限にあらず。就中この事關東の佳例歟。文治五年東征の時、雷㆓震于奥州之陣㆒といふ。卜筮せしめしに、最吉の由陰陽道皆一同に申す。九日に山僧等が力にて東軍に當り難きよしを奏せしかば、十日、三院又高陽院に還御。十三日、宇治勢多合戰。十四日、官兵皆敗る。此時佐々木四郎左衛門尉信綱、子息太郎重綱、宇治川の先陣せし事あり。十五日、大夫史國宗を勅使にて泰時が陣にむかふ。辰時樋口河原にて相逢ふ。泰時馬より下る。從兵五千餘のうち院宣讀むべき者を尋ねしに、武州の住人藤田三郎を撰び出して讀ましむ。今度合戰不㆑出㆓叡慮㆒。謀臣等所㆓申行㆒也。於㆑今者任㆓申請㆒可㆑被㆓宣下㆒。於㆓洛中㆒不㆑

實信下、一本分ニ註四萬二字」

兄弟引き分け上せ留らるゝ謀こそおそろしけれ。二十五日までに東國の兵こと〴〵く打ちたつ。東海道の大將は相摸守時房、武藏守泰時、足利武藏前司義氏、三浦駿河前司義村、千葉介胤經。十萬 東山道の大將は武田五郎信光、小笠原次郎長淸、小山左衛門尉朝長、結城左衛門尉朝光。五萬 北陸道の大將は式部丞朝時、結城七郎朝廣、佐々木太郎實信、都合十九萬騎也。二十七日に勅使押松を還す。はじめ鎌倉に至りし時、胤義が使にて事顯はれて尋ねられしかば、葛西ヶ谷に隱れ居しを、頓て尋ね出されて、院宣ども燒きすてられ、囚れゐたりしを、義時召し出して、「汝歸り參りて申さんは、義時不義なくして違勅の身と罷成候上は、とかう申すに及ばず。軍御好なれば舍弟時房、子にて候泰時、朝時等を始めて十九萬餘騎を參らせ候。これ等に軍させて御見物あるべし。猶あき思召候はずば、三郎重時、四郎政村、これらを先として二十萬騎を相具し、義時も急ぎ參らんずるにて候と申せ」とて追ひ出せり。この日午時に鎌倉を出でて、六月一日午時に賀陽院へ走りつき、泣泣仔細を申す。人々興をさませる體なりしに、一院、「よし〳〵、物ないひそ。武士ども上らんあとに、義時が首をば取りて參らする者あらんずる」と仰せけり。かくて宇治勢多ひかるべしや、尾張河へや向らるべしとありしに、尾張河破れたらん時こそ、宇治勢多

上總下、一有二下總字一

廣元善信二老文臣有二輔弼之功一

懈緩―怠惰

議を二位殿に申されしに、「西上せざらにんは官軍を敗り難かるべし。武藏の兵を待ちて速に上洛せしめよ」とありしかば、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相摸、武藏、安房、上總、常陸、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、十五州歟。等の兵を徵す。二十一日重ねて評議す。是は住所を離れ官軍に向ひ左右なく上洛、思惟あるべき歟の由異議あるが故なり。廣元又いはく、「上洛定るの後日を經るにより異議又起れり。武藏の兵を待たるゝ事も猶僻案なり。日を重ねば武藏の國衆も漸く案じ定めて變心あるべし。只今夜中武州一身なりとも鞭を揚げらるれば、東國の武士こと〴〵く雲の龍に從ふ如くなるべし」といふ。義時もかくは思ひしかど、たゞし大夫屬入道善信宿老にて、此ほど老病危急の間籠居せるを、二位殿召して仰せ合はされしに、「關東の安否この時に至極せり。群議をよく〳〵廻さるべし。たゞし凡慮の及ぶ所は、兵を發せられんこととしかるべしと思ふに、日數を經らるゝ事懈緩と申すべし。大將一人まづ進發あるべき歟」といふ。義時聞きて廣元、善信が議同じきを悅び、泰時に下知しければ、泰時今夜門出して稻瀨河の藤澤左衛門尉淸近が家に宿す。二十二日、泰時十八騎にて打ち立つ。式部丞朝時も北道の大將にて打ち立つ。二十三日、宿老等は上洛に及ばざる由にて止まる。承久記に、親上ればば子は留り、子上れば親留る。父子

狎松――一本「押松」
使下――一本「下」字なし

番にて在京せしに仰せ合はさる。胤義も義時に心よからねば領掌す。五月十四日、一の宮高陽院に渡り給ひ、西園寺の右大將公經並に其子中納言實氏を弓場殿に召し籠められ、（關東親昵の故に。）伊賀判官光季を召す。（京都の守護にて、義時が妻の弟なり。）參らざりしかば、胤義秀康等を以てその家を圍み攻む。光季並にその子壽王冠者光綱（十四）戰死。その後中納言光親承つて諸國へ院宣を下さる。關東へは狎松といふ者御使なり。胤義も使下して兄をすゝむ。狎松足はやきを以て撰ばる。秀康が所從なり。同月十九日午時に、兩使鎌倉に著く。義村弟の使を追ひ返して、その狀を義時に示す。二位殿の御堂の御所にて陰陽道の輩卜筮あり。關東可ㇾ屬二太平一の占あり。諸士群集の後、二位殿秋田城介景盛して仰せに、（承久記には自ら宣ふと。）「皆心を一つにして承れ、これ最期の言葉なり」とて、「京方に參らんとも、又留りて御方に候て奉公仕らんとも、只今たしかに申しきれ」とありしかば、皆々一同に御方たらんよしを領掌せり。（此の時、頼朝の恩によりて諸侍昔にかはりくるしまざるよしを申されき。）此日ぐれに、義時が宅にて一族並に老者會議す。意見とり〲なれど、大略は足柄、箱根の道をふさぎて待軍あるべきのよしなりしに、廣元入道覺阿、群議の趣しかるべけれども、關東の諸士一心ならずんば、關を守り日をわたる事還て敗北の因ならん歟。運を天に任せ早く兵を京師に發せらるべしといふ。義時この兩

當大臣殿―實朝を指す

調伏―怨敵を降伏せしむる祈禱

事に起れるにはあらず。賴朝薨ぜし後より、關東を滅さんことは、年頃御心のうちに思召しよられしと見えたり。されば自ら武事を習ひ給ひ、西面の侍等を召し加へられ、實朝の代に至りて關東御呪咀の事ども多かり。承久記にも、當大臣殿の官位をも除目ごとに望みにも過ぎてなされけり。是は官打にせんためとて、三條白河の橋に關東調伏の堂を建てゝ、最勝四天王院と名付らる。されば大臣程なくうたれ給ひしかば、白河の水のおそれもありとて、急ぎ毀たれにけりなどもしるせり。實朝死せし時に、關東の長久を祈れる陰陽師數人その職をやめられ、且は二位殿の皇子を申し請ひられしを勅許なかりしなど、かねての御志この頃に決しけるとは知られぬ。かくて承久三年四月二十六日、順德讓位於東宮。（時に順德廿五歳、東宮は四歳、のちに九條廢帝といふ。）正統記、承久三年の春の頃より、上皇思召したつ事ありければ、俄に讓國し給ふ。順德御身をかろめて合戰の事をも一つ御心にせさせ給はん御謀にや、關白家實を罷めて、左大臣道家攝政たり。此後鳥羽を一院共本院とも申し、土御門を中院とし、（土御門在位十一年。）順德を本院と申す。後鳥羽、順德は御心を一つにして關東を追討の事を議せられしに、土御門院は諫め止め給ひしなり。（承久記には、德大寺の大臣諫め止められしことあり、右大臣公繼なるべし。）かくて一院、北面能登守秀康に仰せて、三浦駿河前司義村が弟平九郎判官胤義、當時大

承久記―承久の亂の事を記せり

不用下、恐脱二是二ヶ條分註一

讀史餘論　卷四

○北條九代陪臣にて國命を執りし事

付　皇統分れ幷攝家五流となる事　七變

承久記に、義時 勅に背きし事の起りは、信州の住人仁科二郎平盛遠が子十四と十五になるを倶して熊野へ詣でしに、一宮の御參詣の時に御覽じ尋ねられて、二人の童西面に召仕はる。盛遠面目の思をなして、これも同じく參る。義時聞きて、關東御恩の者ゆるされなく院中の奉公不二心得一とて、關東御恩の二個所を收む。院宣を下され還し與ふべしとあれど、不レ用。是一ヶ條。攝州長江、倉橋の兩莊は、院中に召仕はるゝ白拍子龜菊に賜はりたり。その地頭等領家を忽諸にしければ、龜菊憤り、改易すべしと仰せ下さる。義時、地頭職の事上古にはなかりしを、頼朝平家追討の賞に申し賜はる。かの追討六ヶ年が間、國々の地頭人等父子兄弟郎從を討たれし勳功によりて分ち與へし所を、させる科なくして、今義時が計ひにて改易せんすべなしとて、これをも不レ用。一院いよ〳〵憤り給ひて、國々の兵を事によせて召されしなり。正統記の論を按ずるに、此亂は盛遠、龜菊が

んためなり。かくて承久三年の夏に及びて、所謂承久の亂起りぬ。

たせ給ひ、前太政大臣頼實、二位僧都尊長等鎚をうつ。その柄に菊を銘ぜらる。四年十一月、帝傳位於太弟。（時に帝十六歳、順徳十四歳なり。）上皇東宮を愛し給ひ、家實頼實とはかりて帝をばおろし奉らる。家實關白たり。上皇は本院とも一院とも申し、土御門を新院と申す。順徳は後鳥羽の第三子。承久元年正月二十七日の夜に源實朝の事あり。（治承よりこゝに至りて四十年。）二月二位殿信濃守藤行光を使として、雅成、頼仁二皇弟をえらみて鎌倉の主とすべきよしを申さる。これよりさき二位殿上洛の時、二位局兼子（頼實の妻。）と約し給ひしは、實朝もし子なくば、皇子一人を養ひまゐらせて、鎌倉の主とせんといひしが故なり。行光しきりに望み申し、又義時等連署の狀を奉りて望みしに、もし然らば天下に二君あるなりとて、上皇許し給はず。閏月、義時はかりて實朝の後室をして、（坊門内大臣信淸の女。）左大臣道家の季子を世繼とせんことを請はしむ。故中納言能保の妻は頼朝の女兄なり。その生みし女子攝政良經に嫁して道家をうみしなり。外戚につきて、道家の子は源義朝には外玄孫なり。六月、勅許あり。六月、三寅丸下向。七月、大内の守護右馬權頭源頼茂（源三位頼政の孫。）その子下野守頼氏上皇の命に背きしかば、西面の士に仰せて誅せらる。頼氏いけどられ、頼茂等從類と共に仁壽殿に入りて、大内に火をかけて自殺す。朝廷の重器多くやけぬ。（これも上皇源氏の一族を失はれ

うゆ――一本「うゑ」

新古今集――勅撰二十一代集の第八にして、藤原通具の撰

弘道長寛治師通。の例を追ひ、上巳曲水宴を行ふべしとす。上皇も臨幸あるべきにて、京極の第を修造し、山をつき木をうゆ。池水を湛へて巳字の流を通じ、住吉の松を分ち移す。三月、攝政太政大臣從一位良經盜のために殺さる。卅八歳。この事或は上皇、其鎌倉と親しく、又その才藝をいみてころし給ふとも、或は定家倭歌のおのれに敵し給ふをもつてなりとも、菅爲長新古今の序を作らざることを恨みし故なりともいへど、愚管抄によりて見れば、頼實と兼子とが謀に出しなり。上皇はしろしめされしや否は詳ならず。その盜遂にあらはれざるは、當時頼實兼子の威をおそれし故なるべし。されば上皇も嚴しく尋ね求め給はざりしなり。良經の女入内なかりし事、頼實兼子夫婦がしわざなることを憤り給ひ、かれらは又上皇の御覺えによりて、やゝもすれば攝政殿をかたぶけ申せしより事起れるなり。左大臣家實攝政、其父前關白内大臣基通賜ニ隨身兵仗ヲ。九條の流衰へて、近衛の流又盛なり。十二月、前太政大臣頼實賜ニ隨身兵仗ヲ。承元元年二月、僧源空讃岐に流され　その弟子安樂、住蓮を誅す。愚管抄に、源空が徒勸」人稱、念」佛則不」妨」犯」女食」肉云々。四月前關白從一位太政大臣兼實薨ず。九條殿の祖、後法住寺關白といひ　又月輪殿といふ。六十二歳。二年、この頃より上皇鍛冶を好み給ひ、十三人の番鍛冶を定めらる。自らもう

妻の兼子ー一本になし

五殿下あり。未曾有の事なりと。三年正月、權大納言藤宗頼卒す。その妻は承明門院の母範子が妹にて、卿三位兼子といふ。外戚につきて上皇につかへて權を專にす。宗頼それが勢によりて身を起せり。宗頼死せしのち、妻の兼子幾程なく上皇に奏して、前太政大臣頼實が妻たらん事を望みけり。頼實宮中の權を執らんことを思ひて悦びてむかへたり。これより頼實院中の政にあづかる。九月、實朝將軍に任ず。元久元年春の頃、北面の士猶少しとて西面の士をおき、武事をこのみ給ひ、七月、宇治に狩し給ひ、留り給ふこと數日、親ら御衣を脱で水に嬉れ給ふ。（この頃より關東をはかり給ふ御心ありしとぞ。）二年四月、頼實が女麗子を女御とす。これは頼實が前妻藤隆子が生みし所なり。そののち兼子を娶りて隆子をば出しき。兼子麗子を帝の御成長の後入內せしめんと思ひて、おのれが子ならねども養ひたり頼實既に相國を辭しけるが、再び朝權を執るべしと思ひ、妻の兼子によりて左大臣に任ぜられん事を上皇に請ひけれども、「相國たりし人の降りて左大臣たらんことといはれなし」とて許し給はず。今春帝御元服ありて、攝政良經の女を女御に參らせんとす。頼實兼子をしておのれが女の事を密に申しければ、麗子入內せり。上皇良經には東宮（順徳）即位を待ちてその女をば后になさるべしとて、麗子をば女御になさる。建永元年二月、良經寬

ば、文覺頓て謀叛を起されしが、忽ちに漏れ聞えて、宿所二條猪熊なる所に、官人どもあまたつけられて、八十に餘りて搦め捕て、終に隱岐國へ流されけり。都を出るとて、「是ほど老の波に立て明日を知らぬ身を、たとへ勅勘なればとて、都の邊にも置かずして、はる〴〵隱岐國まで流されける毬杖冠者こそ安からね。いか様にも我流さるゝ國へむかへとらんずるものを」と、をどり上り〳〵てぞ申しける。その後かの國へ遷され給ひし時、文覺が亡靈あれておそろしき事ども多かりけり。常は御前へ參り御物語ども申しけるとぞ。維盛の子六代禪師座事見誅。（十二にて僧となり三十餘にて死す。）二年四月、立守成（順德院の御事。）爲皇太弟、源の通親を傅とす。守成の母藤重子上皇の寵深かりしかば、守成も又鍾愛諸皇子にこゆ。通親上皇の御心をさとりて勸めなし、その傅となりて彌權をます。建仁二年正月、兼實薙染。十月、正二位内大臣源通親薨ず。（久我）愚管抄に、通親が妻二位局範子死してのち、承明門院も宮中を退き給ふ。通親つねに參れり。その實子にあらざれば私通せりとも、又人にはかられしともいひき。十二月、基通攝政をやめて、左大臣良經代れり。愚管抄に、古者前官執柄存する者少なり。此頃は基房を入道殿下といひ、其子師家を小殿下といひ、基通を近衞殿下といひ、兼實を九條殿下といひ、良經を當殿下といふ。同時

松殿の流―藤原基房の系統

（能圓は法勝寺の執行なり。八條二位殿の兄。始後鳥羽を四の宮と申せし日、能圓が養君たりき。刑部卿範兼の女範子、初能圓に嫁して承明門院をうみ、通親に通じて入内せしめ、能圓死して終に通親が妻たり。）關白基通を攝政とす。頼朝讓位の事を聞て大に驚き、又は疑ふ。十月基通賜二内舍人隨身一。基通蟄居年を經しに、兼實職を罷められしのち又あらはる。皆通親がはからひなり。これより近衞、九條の兩流たがひに攝關たり。この時基房、師家猶おはしけれども、松殿の流は衰ふ。正治元年正月十三日、頼朝卒す。（五十三歳。）愚管抄に、頼朝病中書を兼實に贈りて、このとし入洛して朝儀を正さんと思ひしに、不幸にして此に至る、命なりといふ。頼家十八歳にて後をつぎ、外祖時政これを輔く。四月、高雄の文覺隱岐國へ流さる。平家物語に、後鳥羽院御遊をのみ旨とせさせおはします。政道は一向卿の局（即通親が妻範子。）のまゝなりければ、人の憂歎もやまず。呉王劍客を好みしかば、天下に疵を蒙るもの絕えず、楚王細腰を愛せしかば、宮中にうゑて死する女おほかりき。上の好むことには下は從ふ習なれば、世の危き有樣を見ては、心ある人のなげき悲しまぬはなかりけり。中にも二の宮と申すは、（守貞親王。後の高倉の院なり。）正道を專とせさせ給ひ、御學問おこたらせ給はねば、文覺はおそろしき聖にて、いろふまじき事をのみいろひ給へり。いかにもしてこの君を位につけ奉らばやと思はれけれども、頼朝のおはしける程は思ひもたゝれず。かくて頼朝うせ給ひしか

も中宮の事を專にして、播摩備前の國務を領して新に大莊を營みしを、兼實頼朝と謀りてこれをとゞめらる。されば兼實を恨みて承仁、通親と黨してけり。帝の遊宴を好みて兼實を憚り給ふを見て、隙に乘じてこれを讒し、進奏の事頼朝悦びずと稱しては帝の心をおそれしめ、帝悦びずと稱しては頼朝につぐ。兼實が上表を悦びその職をやめ、基通をすすめてこれに代らしめたり。猶も兼實を流刑に申しすゝめしかど、その罪なければ帝ゆるし給はず。されどその詐をばさとり給はず。中宮も兼實の關白をやめられしかば、宮中を出て八條院にうつり、僧正慈圓も天台座主をやめられて承仁法親王を以てこれに代ふ。八年七月、頼朝の女死す。初め兼實の奏によりて女御の宣ありしに、俄に兼實停職を聞て遲滯のうちに死しき。頼朝詳かに通親が謀を聞て、「猶少女あり。來年入洛して女御に備ふべし。且攝關をかへられし事その沙汰あるべし」といひしかば、人皆是を懼る。九年正月十一日、讓位於爲仁。土御門の御事。通親帝の朝務に倦み宴樂を恣にせんと思ひ給ふを知りて、その女の生みし所を立てゝ權を專にせんがために、ひそかに勸參らせし所なり。上皇十九歳。帝四歳。土御門院は後鳥羽の第一子、母は承明門院、內大臣通親の女、實は法印能圓が女なり。

陷り」一本「陷れ」

日、大木戸をやぶり國衡をうち、連戰皆利を得て、二十一日、平泉を陷り、九月三日、泰衡が首を得たり。（三十五。）九月九日、陣ヶ岡にて七月十九日に下さるゝ口宣、院宣等至れり。十一月三日、鎌倉に歸る。これより六十六州悉く頼朝の掌どれる所となれり。建久元年十一月、頼朝上洛。（大納言の大將たり。）二年十二月、兼實關白となる。三年三月、後白河法皇崩ず、（六十七。）在位三年ののち、二條、六條、高倉、安德、後鳥羽まで五朝の間、院中にて政務を聽給ふこと三十四年。保元の亂後、信頼、淸盛、義仲等がために苦み給ひしが、頼朝のために推戴かれて安樂に終り給へり。されど皇威の衰へ天下終に武家に歸せし事はこゝに始る。七月帝始て政を親らす。頼朝を征夷大將軍とす。六年二月、頼朝上洛。東大寺供養のためなり。政子、頼家同じく入洛。七年十一月、兼實上表。內大臣基通關白たり。（三度か。）初め兼實が長女入內して中宮たりしかど、皇子誕生なかりしかば、頼朝の女を入內せしめんとせられき。時に權大納言源通親帝の乳母三位局（藤範子。）と通じて、相謀りて己が女を入しかば、帝これを愛して、頼朝の女入內あらんことをきらひ給ひしかば、密かに奏してその事をやむ。承仁法親王は帝の叔父にて帝と睦じく、日々に宮中に入りて丹後局（榮子）と密通し給ふ。この丹後局といふは、後白河法皇の寵女とてありしかば、法皇かくれたまひて

今も―原本「とも」とあり一本によりて改む

や。かくて忠衡が義經を助けて奔らしめしをきゝて討ちしなるべし。頼朝も疑ふ所ありしかば、頻りに泰衡を討つべしと望み申せし歟。世に傳ふる事の如くならんには、忠衡が討れしも、義經の討たれしよりさき百日に近し。忠衡既に討れし上は、義經の死ちかきにある事、智者を待たずして明らかなり。義經手を束ねて死に就くべき人にあらず。不審の事なり。今も蝦夷の地に義經の家の跡あり。又夷人飲食に必ずまつる。そのいはゆるヲキクルミといふは卽ち義經の事にて、義經後には奥へゆきしなどいひ傳へしともいふなり。晦日、頼朝大庭平太景能が故老たるをもて相議して曰く、「奥州征伐の事、天聽を伺ふに今に勅許なく、御家人等を召し集めし事いかゞ有るべき」とありしに、景能すみやかに應じて、「軍中聞㆓將軍之令㆒、不㆑聞㆓天子之詔㆒」といへり。既に奏聞を被㆑經のうへは、あながち勅許を待つに及ぶべからず。かつ泰衡は累代御家人の遺跡をうけつぎしものなり、綸旨を下されずとも誅罰あらんこと何事か有るべき。集れる兵士數日を費す事却て人の煩なり。早く發向あるべし」といふ。頼朝大に悦びて鞍馬を賜ふ。七月十二日定めて宣旨を下されん歟、軍士すでに集り日を經るの間、官使を下されんには遲滞すべし、能保に仰せて彼飛脚して賜はるべしと奏して、十九日に出㆑師。八月八日、石那坂に戰ひ、九

計會す一時になる

大將軍として國務せしむべしといひて死すといふ。五年閏四月晦日、義經、民部少輔藤基成衣河館に自殺す。泰衡数百騎にて襲ひしかば、まづ妻をころし廿一子を殺して（女子四歳。）自害しぬ。（三十一歳。）五月二十二日申の時、奥州の飛脚來る。六月十三日、泰衡の使新田冠者高平、義經の首を持ち來る。義盛、景時腰越に出でむかひて實檢す。（黑漆の櫃に入れ酒にひたす。）觀者皆涙を拭ふと云々。（義經死後四十三日。）二十四日、泰衡日ごろ義經を隠し置きし科、已に反逆にすぎたり。これを征すべきよしを下知す。此日、京師より能保が狀來り、奥州追討の事内々申されし處、沙汰を經らる。關東の鬱陶默止がたしといへども、義經既に討たれぬ、今年大神宮上棟、大佛寺の造營、彼是計會す。追討の事猶豫あるべしとなり。二十五日、なほ追討の宣旨を賜はるべしと申す。二十六日、泰衡誅忠衡。（廿三）義經に同意するの間、宣下の旨あるによれり。（義經が死後五十五日。）按ずるに此とし二月、忠衡討たれしといふ。東鑑にみえし所は六月二十六日の事なり。思ふに、東鑑の說しかるべき歟。世に傳ふ、この時義經死なずと。思ふに忠衡がもとに遁れしなるべし。且つ義經已に自殺して館に火を放ちしともいふ歟、泰衡が獻ぜし首眞なるにはあらじ。泰衡も始は義經すでに死しぬと思ひしにその首を得ざれば、似たるものの首きりて酒にひたし、日數歷てのちに鎌倉に送れるに

例有限、正税以下國役本家の雜事若對捍を致し、若懈怠を致さば殊に誡を加へ、其妨なく法に任せて沙汰いたすべしと云々。此年頼朝撰勇士分監西海二十六ヶ國、十七日、頼朝が請によりて、廷臣多く見任を解却せり。二年三月朔日、頼朝に勅して六十六州の總追捕使となし、諸國各地頭職を置かしむ。時政に七ヶ國を賜ひしかど、堅く辭して受けず。關東知行の國は相摸、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豐後等九箇國。十二日内大臣基通を免じて、右大臣兼實を攝政とし、氏長者、賜隨身兵仗、聽牛車。此月時政歸鎌倉、武士卅餘人を京にとゞめ、左馬頭藤能保をして京を守らしむ。これより能保が威やゝ盛なり。頼朝の姉聟。五月、能保兵をして行家を和泉國にて討つ。その子光家もうたる。三年三月、基通再賜隨身兵仗。頼朝、義經は秀衡が許にありと聞きて、使を馳せて奏す。この秀衡義經をたすけて反逆のよしをまうせしなり。かくて廳下文を奥州に下さる。頼朝又雜色を遣す。秀衡異心なきよしを申す。雜色の申す所は既に用意の事ある歟と云々。又この事を京に申す。十月二十九日、從五位上鎭守府將軍陸奥守藤秀衡平泉の館に卒す。秀衡、父基衡につぎて陸奥、出羽を領する事三十年、後妻の子泰衡を嫡子にせんとす。錦戸太郎國衡、泰衡と心よからず。秀衡死せんとする時に、泰衡が母をもて國衡が妻とし、中なほらせ、泰衡、國衡、泉三郎忠衡、本吉冠者隆衡等に誓はしめ、義經を

原本土作㆑公、非

遣すに—一本「に」字なし

値過—遭遇

におそるゝ所あらじ。早く申請し給ふべし」といひしかば、頼朝大に悦びけり。十一月二十五日、北條時政入洛。この日また行家義經を尋ね索むべきよし宣下。二十八日の夜、時政師中納言經房に就て、補任の諸國平均に、守護、地頭、權門、勢家の莊土を論せず、兵粮米段別五升を充課すべきよしを申す。二十九日、早く申請にまかせ御沙汰あるべしと仰せ下さる。即日定㆓驛法㆒不㆑論㆓權門勢家之所領㆒課㆓往來之兵粮㆒と云々。十二月六日に、頼朝、行家義經同意の廷臣の罪科に處せらるべきよしを申し請ひ、又右大臣兼實に狀を獻ず。その大略、はじめ平氏都を落ちしのち、畿内近國の武士の狼藉を停めんため久經國平二人の使を差上せて、院宣を賜て事を行ふべしと申せしに、彼國々大略沙汰し鎭めしかば、重ねて別の仰せをうけて鎭西四國に下し遣すに、然るに義經九國の地頭を賜り、行家四國の地頭を賜り、既に下向の處に、風浪のために從軍ことごとく覆沒す、かれを尋ね求めしむる間、國々莊々門々戸々山々寺々定て狼藉の事候はん歟。今においては諸國莊園平均に地頭職を尋ね沙汰すべく候なり。これ身の利潤を思ふにあらず。土民もしくは梟悪の意ありて、謀反の輩に値遇し、もしくは脇々の武士に就て事を左右によせ奇怪をあらはさん歟。その用意なからんには、向後四度計なるべき歟。但し其後先

曩跡—祖先の由緒ある所

澆季—世のすゑ

○鎌倉殿分ニ掌天下之權ニ事 六變

賴朝十四歳の時二條院の永暦元年三月豆州に流され、高倉院の治承四年八月三十四歳にて兵を起し、杉山の戰に利なくして房州に遁る。九月、上總、下總をしたがへ、十月に武藏を經て鎌倉に入る。はじめ賴朝房州に有りしとき、藤九郎盛長をして千葉常胤をかたらひしに、常胤、盛長に就て申せしは、「當時の御居所要害の地にあらず。又御曩跡にあらず。速に相摸國鎌倉に出給ふべし」と勸めしによりて、終に鎌倉に住せられしなり。（はじめ賴義東征の日、鶴ケ岡を勸請し、義家これを修し、義朝龜ケ谷に住せしかば曩跡とはいひしなり。）かくて賴朝、行家義經を討つべしとて黃瀨河までうち出で、そののち鎌倉に歸りし時、（十一月十日に鎌倉に歸る。十二日の事なり。○賴朝鎌倉に歸りし後、平の時政に兵をつけて入洛せしめ、京を守らしむ、）今度は關東の重事たれば、沙汰の始終の趣を思ひ煩はれしに、因幡前司廣元謀に申せしは、「世已に澆季にして梟惡の者尤時を得たり。天下に反逆の輩あらん事更に絶ゆべからず、東海道のうちには、かくてましませば靜謐たるべけれど、姦濫さだめて他方に起らん歟。それを鎭めんために、每度東國の兵を發せられん事、人々の煩なり、國の費なり。このついでをもて諸國に御沙汰を交へ、國衙莊園ごとに、守護地頭を補せられれば、あながち

起請文—誓書

恃みき—一本「き」字なし

愿—謹愼

に及びて、義經讚岐に向ひし時、渡邊にて風あらく浪高きに眞先に船を出す。●大藏の卿泰經これを諫めしに、義經、殊に存念あり、一陣において命をすてんと思ふといひき。その志、若しこの度の軍に勝つことを得ずんば最初に討死すべし、若し勝つことを得ば頼朝が心もやはらぎなんと思ひしにあらずや。かくまでに頼朝がために心を盡しぬれど、頼朝更によしと思ふ心もなく、平氏ほろびし日、すみやかにその兵權を奪ひて召還す。この後數通の起請文を以て二心なきよしを申せしかども更に許さず、遂に討手をさしむけたり。この時義經自ら首刎ねてその年比の志をあらはさんはいざしらず。その餘は自ら死を救ふの謀を出さんにはしかじ。義經院宣を申し請ひし事、止むことを得ざるに出たり。其志の如きはあはれむべし。ある人又思へらく、義經その志驕りて勇を恃みき。自らその禍をとれり、且つ加ふるに景時が讒を以てすといふ。これも又頼朝に黨するの說なり。範頼が愿にして怯なるも遂に死を免れず。その死せし時誰かかれを讒せし。思ふにたゞ頼朝が如きものの弟たらん事最も難しといふべけれ。

平氏滅びし後にこれを推すにたやすからんことを謀れり。頼朝自ら朝に二心ある故に、朝に志あるものを忌めるなり、義經己が弟なりといへども、當時すでに朝臣に列して京師の鎭護たり。然るにこれを輦轂の下に襲殺さんとす。これあに臣たるもののしわざならんや。上皇の暗弱なるを利して、行家義經が事を以てこれをおびやかし參らするに、木曾と平氏を滅すの功あるに誇れり。始めに平氏の兵威を摧きしは、義仲が功なり。終に平氏を亡せしは義經が功多しといひつべし。義仲を誅せし事は法住寺殿をせめ參らせし罪を問ひしにあらず。東軍の京に入りし時、たまくかれが凶惡の日にあひしなり。頼朝朝の御ためにかれを討ちしといふはいつはれるなり。或は思へらく、義經終に頼朝に反きたり、さらば頼朝の彼を誅せんとせし事、理ともいふべしと云ふ。然るにはあらず。義經はじめより頼朝に二心なし。たゞ頼朝の姦計ある事を知らず。いにしへ頼光、頼親、頼信が如く、義家、義綱、義光が如く、兄弟共に朝の御まもりたるべしとのみ思ひて、頼朝の代官として義仲をうち平氏をやぶりし後、京師を守護して院中に伺候せり。然るを頼朝不快の氣色ありしかば、いかにもしてその心をとらんと思ひき。されば範頼平氏を破る事のかなはざる

○頼朝論（二）

原本方作ㇾ間、雙作ㇾ變。非。

義經事偏爲二天魔所一ㇾ爲歟。彼所ㇾ請爲ㇾ避二當時之難一、一旦雖ㇾ似ㇾ有二勅許一、曾非二叡慮之所一ㇾ與。頼朝報云、行家、義經謀反事、爲二天魔所一ㇾ爲之由被二仰下一、甚無ㇾ謂事候。天魔者爲二佛法一成ㇾ妨、於二人倫一致ㇾ煩者也。頼朝降二伏數多之朝敵一、奉ㇾ任二世務一。於ㇾ君之忠何忽變。反逆非ㇾ指二叡慮一被ㇾ下二院宣一哉。云二行家一云二義經一、不二召取一之間、諸國衰弊、人民滅亡歟。仍日本第一大天狗者更非二他者一歟。

按ずるに、頼朝、行家義經を誅せんとする事甚いはれなし。初め頼朝鎌倉に入りしより、既に自家を經營するの志あり。されば東國の豪家を故なく誅滅し、又義廣と戰ひ、義仲を討たんとせしの類、悉く皆己に害あらんことをはかればなり。平氏の暴逆を誅せんよしを稱すといへども、兵を擧げて四年が間一騎をして西せしめず、富士河の戰も彼來れるが故に應ぜしものなり。西征の師とは見えず。東國の郡郷ほしきまゝに押領して己に功あるものに割きあたふ。いかで是を朝憲を重くすといふべき。義仲をうちしも、かれすでに京に入りて平氏を追落し、朝賞に預かりしを惡みしが故なり。然るに義經その心を得ずして、院中に伺候して朝賞にあづかる、且つその兵を用るの方天下に雙なかりしかば、もつとも頼朝が忌み思ふ所なり。されば頼朝常に彼が兵權を奪ひてその勢を孤にして、

關東に仰せらるべし、賴朝定てその憤なからん歟のよし治定して宣下す。上卿は左大臣經宗たり。二十二日に、土佐房破れし事關東に聞ゆ。賴朝まづ南御堂の供養を行ひ、二十五日に勇士等をつかはし、尾張美濃に至りて、足近、洲俣の渡を兩國の住人に守らせ、入洛して義經行家を討つべしと下知し、二十九日、自ら鎌倉をたち、東海、東山、北陸の兵を催促す。平家物語、盛衰記には、この時範賴を上せしとなり。東鑑には、小山朝政、結城朝光等五十餘人を上す。十一月一日、駿河國黃瀨河に陣し、京都の事を伺ふ。三日、義經行家院參して後西行す。義經九州地頭、行家四國地頭。その勢二百騎ばかりといふ。義經行家、法皇を奉じて西海に赴かんとして、畿外諸國の兵を聚むれ共皆服せず。故に四國西海の地頭を請ひしとなり。五日に關東より發遣の武士入洛。賴朝忿怒の趣まづ左大臣經宗に申す。今日河尻に至るの處に、攝津源氏多田藏人行綱、豐島冠者等戰て打ち破らる。然れども義經の兵も落ちうせて、殘るもの多からず。六日、行家義經の船、大物の浦にて覆へる。七日、義經都を出でし事黃瀨河に聞ゆ。今度の事宣旨といひ、廳の下文といひ、逆徒の申請に任ぜらるゝ、何事にか度々の勳功をすてらるゝやのよし、賴朝頻に鬱怒す。八日、大和守重弘、一品房昌寬等を都に遣す。鬱憤のよしを申さるゝ所なり。十日、還鎌倉。十一日、賴朝が鬱怒を聞召しおどろきて、義經行家追討の院宣を畿內近國の國司にくださる。十五日、大藏卿泰經の狀鎌倉に至る。行家

退散、不可驚思食者。件張本者土佐房云々。東鑑、此時右大臣兼實意見殊被盡理、皆是關東引汲之詞也。內大臣基通不被申分明之儀、左大臣經宗早可被宣下之由申切、帥中納言經房再三傾申之云々。按ずるに、東鑑所記少異。而詳注于下。十月十三日、義經潛に院參して申す。「行家關東に叛きて兵を起さんとす。その故は賴朝かれを誅せんとする由を聞て、如何なる故ありて罪なき叔父を殺すべきやの旨鬱陶するによりてなり。義經これを制すといへども承引なし。又義經が如きも、平家をほろぼし世を靜謐に屬せしむ。豈大功といふべからざらんや。しかるに賴朝その功を思はず、計ひあつる所の所領悉く改變し、剩へ誅滅のよし結構す。その難をのがれんため行家に同意し訖んぬ。この上は賴朝追討の官符を賜るべし。勅許なからんには二人共に自殺すべし」と云々。よく行家が鬱陶をなだむべきよしを仰せ下さる。十七日、昌俊六十餘騎にて義經の宅を襲ふ。家人等西河の邊に逍遙するの間無勢なり。忠信を相具して門を開きかけ出て戰ふ。行家うしろよりたすけ來りて防ぎ戰ふの間、土佐房等退散す。義經院參して無爲のよしを奏す。十八日、昨日義經言上の事議定あるに、當時義經の外警衞の士なし、もし濫行あらんには誰かこれを防ぐべき、今の難を遁れ給はんため、先宣下ありて、追て仔細を

使廳―檢非違使廳

今日に―一本「に」字なし

難治―一本「難遊」

るに、兼實は官高うしてかつ帝家の外戚たり、使廳に附すべからずといふ。法皇、頼朝義經を憚りて、再び勅問ありしに、兼實これを決し難しと申されしかば、法皇御心よからず。彼首を使廳につけて獄門に懸けられき。八月四日、頼朝佐々木定綱をして近江の兵を具し、前備前守行家を討たしむ。十四日、義經兼伊豫守院厩別當たり。京師を守護すべき由を宣下あり。（今日改元あり。今日に除目とは百錬抄に見ゆ。東鑑には十七日の事なりと見ゆ。行家時に西國にあり。）此月、法皇義朝の墓に勅使（左少辨藤兼忠。）ありて、内大臣正二位を贈らる。（平家物語。）九月、頼朝梶原源太左衛門尉景季を京師に遣し、義經を伺はしむ。（九月二日にたちて十月六日に歸れり。）義經に命ずるに行家を討つべしといふを以てす。（この時義經病して灸治數所なり。平癒ののちみづから行家をば追討すべきよしを稱す。）此月、範頼自二西海一入洛。十月二日、頼朝土佐房昌俊に八十三騎をつけて義經を討たしむ。この日鎌倉をたつ。行程九箇日に定めらる。百錬抄に、十月十七日、今日被レ下二源二品追討宣旨一。廷尉義經雖レ申レ斷、上皇都無二御承引一、而再三申レ之難レ治之間、忽有二公卿僉議一。大内兩府以下諸卿多參入。各申云、平家、義仲等之時事、雖レ不レ起二於叡慮一隨二彼等申請一被レ下二件宣旨一。今又如レ此。不レ可レ有二異議一者。仍宣下。今夜子刻許、義經宅（六條堀河。）軍兵自二四方一攻寄、有二夜討之企一。義經忽合戰。襲來勇士皆悉逃散。此間院中騷動、四門等被レ閉。義經進レ使云、奇怪之輩皆

兵革―軍

按檢―檢査

左衛門少尉、檢非違使たり。頼朝不快にて義經を西海に向はしめず、京都を守らしめ、（これよりさき、頼朝院に申して、義經をして平家をうたしめんとしき。）範頼をさしむく。九月、義經叙從五位下。十月、院内昇殿を許さる。頼朝彌々心よからず。文治元年二月十六日、義經西征。十七日渡海。十八日陷屋島。三月二十四日、義經與平軍戰長州壇浦敗之、先帝沒海、平氏悉殲。西海皆平。頼朝命範頼留鎭九州、徵義經還。四月二十二日、基通加茂詣。法皇御見物。按ずるに、去年十二月十六日、基通春日詣、時人曰く、「兵革うちつゞき、神鏡いまだ御歸洛なく、鑾輿又加ふるに、かゝる大營をなす事時を知らず」と。二十六日、神鏡神璽入洛。二十七日、頼朝叙從二位。玉海に、頼朝の賞を議せしめらる。清盛叙正三位凶例也。頼政叙從三位はかろしとて、正四位下より三位を歷ずして二位になされしなり。五月、義經頼朝に使して（亀井六郎。）誓紙を遣し、因幡守廣元に就て寃を訴へしかど、頼朝不答。その後義經、宗盛父子をゐて東行腰越に至る。鎌倉に入る事をゆるさず。六月、義經宗盛父子をゐて歸洛。（盛衰記、平家物語長門本には、義經鎌倉に入てたゞ一たび對面すと。東鑑、平家物語にはしからず。）宗盛父子を近江篠原にてきらる。玉海に、義經篠原にありて、大藏卿高階泰經に就て奏して曰く、「かの父子をこゝにて誅すべし。その首檢非違使に附けて按檢せられんや。但し路頭にすつべしや」と、法皇此事を議せしめらる

非器―器量の乏しきなり

保元の亂後、しばしがほど善政を行はれしは、皆これ信西が計ひ申せし所なり。それもかれが才略いみじきを知りて任用せられしといふにはあらじ。御乳母の夫なれば、それが申す旨に任せられしなるべし。俊憲ひとり帝の非器を知れるのみにあらず、崇德院も文にもあらず武にもあらと仰せられし由、保元物語にも見えたり。

義仲破れし後二十二日、師家の攝政を止めて、基通再び攝政氏長者たり。是又法皇の御意なり。二十九日に東軍京を立ち、二月五日の夜、義經三草山の兵を破り、七日に一谷を陷る。このごろ法皇、松殿基房に御使ありて、「去年基通職を止められし時、右大臣兼實を擧げずして、十二歲の童子師家を攝政とし、朝を輕んじ私を營み、義仲に黨し朕が西幸を勸む。朕もし西せば今日あらむや」と仰せられしかば、基房陳ずるに辭なし。平氏攝州に至りし日、勢振ふと聞えて內應の人々多し。一谷敗と聞えて、これらの輩皆おそる。兼實一人義仲に黨せず平家に通じたりければ、賴朝之を聞きて、中原親能に向ひて、朝政を正さんには右府をして當職たらしむべしといひしを、親能ひそかに中納言雅賴に語る。雅賴又兼實に告げしよし玉海に出づ。三月二十七日、賴朝正四位下。秀鄉自㆓六位㆒叙㆓四位㆒例也。四月、賴朝、義仲の子義高を殺す。六月、範賴任㆓三河守㆒。八月、義經

○後鳥羽帝論

とへに頼朝が地をなさんとせしかど、遂にその辭を得ざりしと見えし。又玉海に、淸原賴業ひそかに兼實に申せしは、「わかき時信西竝にその子俊憲とむつまじ。法皇その時御在位の頃なり。俊憲申せしは、今上は暗主なり。治國の量あらず。晉の惠帝八王に挾れて兵亂やむことなかりしが如くなるべき歟と。果してその言の如し。誰か先見の明を感ぜざるべき」といひしとなり。按ずるに、この院始め今宮と申せし時は、鳥羽院、美福門院を愛し給ひて、近衞院を位につけ申されしかば、宮をばおしこめおかれき。その後女院の崇德をねたみ給ひし故に、思の外にこの院は卽位あり。されど二年ばかりのうちに保元の亂ありき。その後いくほどなくて、寵任し給ひし信賴がためにとらはれ給ひて平治の亂あり。その後又二條院と御心よからざりし故に、嫡孫の六條をおろし給はん料に、淸盛を頻りに擢任し給ひ、かれが權を恣にするに及びて、よからぬ輕薄の輩とはかりて平氏を滅さんとして、遂に兩度までとらはれ給ひ、今又知康が如き輕薄の者の讒し申す旨によりて、義仲が大功をすてゝ忽に誅し給はんとしてとらはれ給ふ。すべて寵臣功臣の爲に捕はれ給ふ事、前後四度なり。その後やゝもすれば頼朝におびやかされて、遂に天下の權を奪はれ給へり。

日も、己が主とせし人に黨する事もなかりしなど、悉く皆義に當れりといふべし。ただ法住寺殿をせめし一事のみ罪ありといへども、それも知康がために讒せられ、法皇既に御誅罸あるべきにて、手に屬せし兵ども悉く馳せ參りしかば、その憤に堪へざるが故なり。この事死を救ふの策にて、君側をはらふの擧ともいふべし。されば大方は義仲最後の軍なるべしともいひ、また憎し、その皷め、擊破りてすてよなどともいひしなり。そののち松殿の仰せに從ひ院をも出しまゐらせ、闕官の人々をも出せし類、理知らぬ男にはあらず。賴朝の義仲を討たれし事、更にその謂なしといふべし。始め私の軍せんとせしも心得られず。そののち秀衡になされしといふ院宣を、木曾が謀なりなどいひしも心得ず。この度兄弟に兵つけて上せしも、法住寺殿の事ありしを聞きてその罪を問ひしにはあらず。義仲法住寺殿をやきし時すでに東軍は熱田に至れりと見えし。賴朝の心ひとへに自らを營むがためにあるなり。平家物語盛衰記等に見えし所も、木曾が田舍人なりし由と法住寺殿をやきしとの事のみ見えて、その餘の罪は聞えず。法住寺殿を燒し事は先に論ぜり。田舍人の禮にならはぬこと、いかでかその功を掩ふべき。これらの記、鎌倉の代に記せし所なれば、ひ

憎し—一本「憎き」

盛衰記—源平盛衰記にして源平時代の事を記せり

職原抄—北畠親房の著にして古來官制の沿革を記せる書

○義仲論

曆元年正月十日、義仲兼征夷大將軍。東鑑云、鎭守府宣下者、坂上中興以後至藤範季。安元三年。七十度、征夷僅兩度也。桓武延曆十六年十一月、坂上田村丸、朱雀の天慶三年正月、藤忠文。爾來皇家二十二代、二百四十五年。職原抄云、征夷者始於日本武尊。已往東征人或爲按察使、或爲鎭守將軍。文屋綿丸以來有征夷將軍之號。平城嵯峨の戰の日、平城以綿丸爲征夷使。愚按、田村麿、忠文皆稱征夷將軍。征夷號久以中絕。義仲任征夷將軍、其後賴朝任之。爾來連綿。按征夷之名自日本武始、征夷將軍之號自綿丸始。爾來以義仲爲中興。二十日、東軍與義仲戰于京師、義仲及義廣敗死。

按ずるに、義仲はじめ高倉宮の令旨を奉じて兵を擧げしに、宮の御事ありしかど、その御子の僧となり給ひしを取立、還俗なしまゐらせ主となす。又伯父の義廣に賴まれしを、賴朝恨みて私の軍せんとせしに、我愛子の十三なるを出して中和ぎしなど、君父の義を知れりといふべし。北國度々の戰にうちかち、都にむかひし時も、山僧と故なき軍せんこと然るべからずとて、覺明が策を用ひて速に京に入る。すべて平家の兵を破りて都を追ひおとせし事、ことゞゝく義仲が功なり。賴朝四年がほど東國を併せ吞みて、自らの事を營みしが如くにはあらず。法皇天子を擇び給ひし

所なるべし。そののち義仲は北陸を攻め上りて遂に都に入りしなり。十一月十九日、義仲攻二法住寺一幽二法皇於五條內裏一遷二帝於閑院一。これは源氏の兵京中にみちくて、洛外にて田をかりて秣とし、資財等を奪ふと聞えて、院より壹岐判官知康を御使にて制すべき由を仰せ下されしに、知康その御答をもきかず、馳せ歸りて義仲をば討たるべしと讒せしを、さらばとて山々寺々の僧を召し集めて、義仲を討たるべしとありしかば、木曾に屬せし畿內の兵皆々院に參り、五萬の兵纔に七千になりたり。院中に參る兵二萬。知康大將を承る。義仲やがて法住寺殿に寄せて火箭を射かけたれば、官兵皆潰ゆ。法皇のち給ふをとりて、五條の內裏へ入れまゐらす。帝をも閑院の殿へ行幸なり。義仲が手にうつ所六百三十餘人といふ。二十三日義仲四十九人の官職をとゞむ。この時賴朝舍弟等に六萬の兵をつけて、義仲うてとて遣しけるに、かくと聞きて尾州の熱田の邊に陣をとゞむ。義仲平氏へ使して、上洛あるべしといひ遣せしに、知盛の議によりて、義仲に降參すべしと答へらる。義仲又したがはず。松殿入道殿下の意見によりて、とゞめし人々の官を復し、殿下の子師家の十二歲。從二位中納言なるを內大臣とし攝政たらしめ、十二月十日に法皇を出し申せしかば、大膳大夫成忠が宿所六條の西洞院へ幸なりぬ。元

なり―一本「なす」
三十―一本「四十」
松殿―藤原基房

あると聞えし—一本「ありと聞えし」

東鑑—鎌倉府の日記

と聞えしほどに、自ら備中に向ひて勝いくさし、都の留守行家、院のきり人にてあると聞えしかば歸る。行家播磨に下り、室山合戰して平家にやぶられしと見ゆ。玉海には、十一月義仲守洛、行家發兵於播州。頼朝就廳官中原泰定奏曰、聞藤秀衡賜院宣討頼朝。恐是非叡旨。義仲矯制也。以其院宣轉寫至關東。乃寫呈焉。法皇大驚。按ずるに、これ頼朝の詐謀、法皇、義仲君臣の際を離間せんとするにあり。又義仲を討んとするに辭なきが故なり。かつはまた法皇を脅制せんとの爲なるべし。東鑑を按ずるに、淸盛薨ぜし養和元年閏二月、頼朝その伯父志田三郎先生義廣と戰ふことあり。義廣戰まけて義仲によれり。その三月、院中にて議定ありて、武田太郎信義に仰せて、頼朝追討の廳の御下文を被下べしとの事、京より大夫屬入道三善善信告げたりしかば、頼朝信義を疑ふの間、信義誓紙を捧げてそのことなきよしを申せり。中一年を隔てゝ、壽永二年の頃、信義頼朝につぐ、義仲越後を破り、頼朝にしたがはず、平氏と緣を結びて頼朝を謀ると。これは信義が女を志水冠者義高に嫁せんとせしを、義仲許さざりしが故に、かくは讒せしなり。こゝにおいて頼朝、義仲と戰はんとす。義仲、志田義廣を討ちて出すべきやうもなし。さらばとて義高を鎌倉に遣はして頼朝と和したり。これは平家こそ朝敵たれ。頼朝と軍せんやうはあらずとの事なりき。頼朝その長女をして義高が妻とす。これかねて相定めせし

尊成下、一本分ニ註四宮二字ー。

には、攝政基通艶容あるを、法皇常に愛し給ひしかば、基通平家に親しかりしかど、とり奉て西海に赴んとはかりし事を告げ參らせられしかば、竊に鞍馬に御幸、廿四日。その後叡山に登り給ふ。宗盛等法皇うせ給ひしかば、力なく主上をとり奉り都をおつ。廿八日。かくて法皇御歸洛。義仲は勢多より、行家は宇治より都に入る。法皇使を下されて頼朝も召しけれども不レ答。八月五日法皇尊成を卽位せしむ。これよりさき、平家は福原にもたまらず筑紫へおつ。これより二帝あり。安德をば先帝と申しき。

○この時高倉の皇子安德の外、二の宮は西海に在す。三の宮と四の宮と洛にあり。三の宮時に五歳なり。此外以仁王の子木曾の宮おはしき。

後鳥羽院は、高倉の第四子、四歳にて卽位。基通攝政元の如し。この時前關白基房密かに法皇に請ふて、その子師家を攝政とせんとす。世人は右大臣兼實その任にあたれりといひしかど、法皇もとより基通を愛し、かつは平家の密謀を告げ申せしにより、その難をのがれ給ふ故なり。十日に義仲を左馬頭に任じ越後を賜ひ、朝日將軍とす。行家備後守になさる。義仲、行家、國をきらひしかば、義仲は伊豫守、行家は備前守になさる。この外源氏十餘人受領、檢非違使、衞府尉になさる。十月、頼朝欲レ討ニ義仲一、發レ兵到ニ遠州一、聽ニ藤秀衡出ニ師於白河關一而還。平家物語に、木曾は平氏筑紫を奔り歸りて讃州屋島に止り、山陽、南海十四國を徇へしと聞きて兵を遣はす。備中の水島にてまけ軍す

玉海―月輪關白藤兼實の日記
紫宸―一本「殿」字あり
霤下―あまだれの落つる所。

等なり。源行家尾張に到ると聞えて、知盛、惟盛をさしむく。逗留して皆進まず。閏八月、淸盛薨。六十四歳。此夜、西八條の第火。宗盛奉レ還ニ法皇於法住寺一。三月、重衡、惟盛敗ニ行家兵於尾張墨俣川一。卿公義圓戰死。義經の同母兄。六月、平助長出レ師、俄死。七月、宗盛令ニ肥後守貞能討ニ鎭西兵一。八月、勅ニ陸奥守藤秀衡一討ニ源頼朝一。秀衡不レ受レ命。壽永元年九月、城長茂任ニ越後守一。助長の弟。與ニ義仲一戰敗。二年四月、平維盛、通盛爲ニ大將軍一、忠度經正、淸房、知教爲ニ副將軍一、討ニ義仲一。五月、平軍大敗還。十萬の兵わづかに生還二萬人。副將軍知教戰死せり。淸盛の季子。七月、義仲叡山に陣す。宗盛等奉ニ主上一奔ニ福原一。七月十四日、貞能討ニ鎭西一平レ之而歸。二十五日に都おちといふ。又平族の中知盛ばかり都にて死すべしと諫めしなり。義仲は以仁の御子を乳母の子讃岐守重秀が僧になし北國へ奔りしを、還俗せしめて主にせんとて、具して上洛す。木曾宮還俗。宮のちにのよりの宮と申す。按ずるに、義仲寨ニ近江路一入レ洛とせしなり。山に上りしにはあらざるか。又初義仲越前の府に至て議す。江州を經て都に入らんに、山僧もし拒んか、彼と戰んことせんなしといふ。覺明謀て、山僧等と合謀りて東坂本に陣して、楯の六郎親忠覺明等六千の兵山に上りしなり。玉海に、是月の朔、帝御ニ紫宸一、誤墜ニ于南階霤下一。又有レ牛升ニ小板敷上一。又狐糞ニ御床上一。愚管抄に、この時法皇新熊野にます。藤原範季潛に奏して、源氏既に江州に至れり。六波羅驚きさわぎぬ、東北の兵軍事に長ぜり、平氏の敵すべきにあらず、君もしのがれ給はんにはこの時なり、といひしかば、鞍馬に至り給ふ。玉海

薨―一本「崩」

讀史餘論　卷三

○上皇御政務之事 五變下

安德は高倉の子、母は淸盛が女、建禮門院といふ。三歲にて受禪。淸盛夫婦准三后の宣旨を蒙る。關白基通攝政たり。法皇は鳥羽殿にとらはれ、高倉の上皇は新院と申せしかど、政務をいとひ給はず。攝政も名のみにて、天下の事こと〴〵く淸盛が心のまゝなり。三月、新院嚴島へ御幸。この時淸盛上皇に誓紙をかゝせ參らせしといふ。四月、源賴政ひそかに以仁親王を勸めまゐらせ、平家を亡ぼさんとはかる。法皇の第二子にて新院異腹の兄なり。五月事覺れて、淸盛やがて知盛をして討たしむ。親王中ニ流矢一而死。三十歲。賴政自殺。七十五歲。仲綱、兼綱は戰死。六月、淸盛遷ニ都於攝州福原一。復幽ニ法皇於福原御所一。以仁親王の事によりてなり。又賴政が事によりて諸國の源氏悉く殺さるべしと沙汰す。八月、賴朝擧ニ兵於豆州一。三十四。十月、義仲擧ニ兵於信州一。この月、淸盛が下せし兵富士河にて潰ゆ。維盛大將軍。忠度副將軍。十二月、淸盛復ニ京師一。養和元年正月、高倉院薨。廿一。二月、淸盛命ニ城助長一爲ニ越後守一討ニ義仲一。西海南海兵起。西國に緒方、伊豫に河野、紀州に熊野の別當

愚管抄―上古より貞應までの雜史

管絃―音樂

思ふかう―一本「思樣」

年十一月、安德生。十二月、立春宮。三年八月、平重盛薨。四十三歳。十一月、淸盛使宗盛圍法住寺、幽法皇於鳥羽離宮、流關白基房于備前、太政大臣師長于尾張、削按察大納言源資方等四十三人官爵、以二位中將基通任內大臣、爲關白。廿歳。○基實の子、淸盛の婿。愚管抄無文才爲執柄、自基通始。四年二月、讓位於春宮。廿歳。在位十二年。正統記に、淸盛惡行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ひ、遜位の事有りしも、世をいとはせましける故とぞ。御心ばへもめでたく、孝行の御志深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。平家物語に、主上ことなる御恙も渡らせ給はざりしを、おしおろし奉りて、春宮踐祚あり。これぞ入道相國よろづ思ふかうなるが致す所なり。高倉の主德ありし事どもはかの物語に見ゆ。

乘合――一本「取合」

百錬抄――大治より正元に至る間の雜事を記せるもの

捕へり――一本「へ」字なし

高倉は後白河の第三子、母は贈左大臣平時信の女、建春門院といふ。八歳にて卽位。基房攝政たり。後白河天下を知り給ふ事元の如し。正統記に、清盛權を專にせし事は、殊更この御代の事なり。按ずるに、清盛が妻平時子は、建春門院の女兄なり。故に平氏ますます勢を得しなり。又建春門院の兄大納言平時忠は、主上にも院にも平家にも皆親ありし故權柄を執れり。時人これを平關白といひき。この年十一月、清盛依病薙染。五十一歳。嘉應二年春、豆州狩野介茂光が訴によりて、源爲朝追討の院宣を下され、四月爲朝の大島の宅をせむ。爲朝自殺。三十三歳 十月平重盛第二子資盛、松殿攝政基房と乘合の事あり。承安元年正月、帝元服。十一 清盛の女德子入內。女御とす。五十 二年二月、德子中宮となる。十二月、基房攝政を辭して關白となる。百錬抄、嘉應二年九月、上皇幸福原。爲覽宋人也。承安元年七月、清盛進羊五頭麝一頭於上皇。三年三月、宋人有貢。相國入道可遣返牒之由被定仰。安元二年七月、六條院崩ず。十三歳。同月建春門院崩ず。治承元年の春、後白河法皇別當新大納言藤成親、西光法師等と東山鹿谷に會して平家をはかる。五月の末事覺れて、六月清盛、成親、西光等を捕へり。西光竝に其子加賀前司師高、其弟師經をきりて成親を流す。その子成經、平康賴、俊寛等、事に座せられて流さる。二

憲仁下、一本分ニ註高倉院の御事六字。

孽子—庶子

わがしとも愚なり。仁安元年七月、基實薨ず。廿四 その弟左大臣基房攝政たり。十月、後白河上皇その第三子憲仁親王を春宮にたつ。これ主上の叔父なり。主上三歳。春宮六歳。二年二月、平清盛爲ニ太政大臣、二條の應保元年中納言。六條の永萬元年大納言、仁安元年に内大臣、それよりすぐに太政大臣。從一位、隨身兵仗を賜り輦車を聽さる。時に五十歲。五月辭表。八月賜ニ官符、以ニ播磨、肥前、肥後之郡鄕ニ爲ニ功田。三年二月、上皇廢ニ帝以ニ春宮ニ爲ニ帝。帝を新院といふ。わづかに五歲。在位三年。正統記に、上皇世をしらせ給ひしに、二條の帝もとより快らぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事ありき。御元服などもなくして、十三歲にて世を早くしまし〳〵き。

按ずるに、上皇清盛を頻に擢任せられし事は、その愛子憲仁を立てんと思ひ給ひし故に、その力を借らんとの御事なるべし。この事、鳥羽の崇德を廢して近衞を立てられしよりは猶僻事なるべし。孫を立つるといふ事古の禮なり。是一つ。叔父をして姪の太子に立てられしこと最逆なり。是二つ。鳥羽院は崇德の我子にあらざることを知り給ひし故ともいふべし。これは正しき嫡孫なり。而も既に帝位をふみ給ひしを、孽子を以てとりかへられし事。是三つ。且はまだ元服もなく廢せられしなどいふ事は、古今にその例なき事歟。

臨深淵履薄氷―不安心、危く思ふこと

皇の間快からず。この事によりて經宗、惟方罪せられしが、平治物語の如くなれば、信頼が亂は主上の御旨なりといひし事にや。また信西が子息等流刑の事歟。平家物語二代の后の下に、永曆應保の頃よりして（二條の年號。）院の近習の者をば内より御戒あり、内の近習の者をば院より戒めらるゝ間、上下おそれおのゝきてやすき心もせず、たゞ臨深淵履薄氷が如く、主上、上皇父子の御間、何事の御隔かあるなれども、思の外の事共多かりけり。應保二年、富家入道相國忠實薨ず。（八十四歲。）知足院の關白といふ是なり。三年二月、前の攝政忠通薨ず。（六十八歲。）法性寺殿と云ふ。（鳥羽より當代まで四十餘年、攝政關白たりき。）永萬元年三月、源爲朝豆州大島より鬼島に赴きしといふ。六月帝病ありて讓位。七月崩ず。（廿三歲。）在位七年。

六條は二條の子、母は大藏大輔紀兼盛が女。受禪のとき二歲。攝政は關白基實。後白河上皇政を聽きたまひき。平家物語に、一の宮の二歲にならせ給ふを、太子に立て給ふべきと聞えしほどに、六月二十五日、俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。頓てその夜受禪ありしかば、天下何となうあわてたるさまなり。本朝童帝の例を尋ぬるに、淸和天皇九歲にて讓を受けさせ給ひ、外祖忠仁公幼主を扶持し給へり。是ぞ攝政の始めなる。鳥羽院五歲、近衞院三歲、かれをこそいつしかなれと申せしに、是は二歲にならせ給ふ。先例なし。物さ

李輔國—唐玄宗帝の相
李林甫
明皇—玄宗帝
我領—一本「家領」

盛正三位に叙し、（三木になさると云々。）子息兄弟皆々國賜はる。信西が子十二人は召し返さるべきにその事なし。これは元の如く召しつかはれんには、信頼同心の事天聽に達せん事をおそれて、經宗惟方が申しすゝめし所なりとぞ。院は顯長の宿所に御座ありしが、二月二十日頃、（仁和寺より出給へども、三條殿やけて御所になさるべきの所なかりしかば、八條堀河皇后の大夫顯長の宿所によせしなり。）清盛を召して、「主上幼ければ、これほどの御計ひあるべしとも覺えず。（按ずるに、御棧敷を板を以てうちつけしなり。李輔國が明皇を西内に幽へし事のごとくなるをいかり給ふなり。）經宗、惟方がしわざと思召す。囚め參らせよ」とありしかば、召捕へて參らす。死刑に定りしを、忠通申し宥められて流さる。正統記に、かくてしばし靜まりしに、主上、上皇御中あしくて、帝の外舅大納言經宗、御乳母の子別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛に仰せて召捕へられ、配所に遣はさる。これより淸盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣に上り、その子大臣大將になり、剩へ兄弟左右の大將に竝べり。天下の諸國半過るまで我領となし、官位は多く一門家僕に塞げたり。王室の權更になきが如くになりぬ。按ずるに、この年帝藤原多子を召して后に立てらる。これは近衞院の后なり。その美なる事を帝聞召して、その父右大臣公能に敕して召さる。この事然るべからずと上皇も思召し、群臣諫めしかど聽き給はず。二代の后といふこれなり。時に帝十八、后は二十三なり。これより主上、上

の字下、一本有二紅の二字一

中より弓五十出したり。別當湛增二十騎を遣し、湯淺宗重三十騎にて來る。かれこれ百騎にて返る。義平三千にて安倍野に待つと聞きて、四國へ渡らんといふを、重盛諫めて家貞と共に勸めて歸る。その後信西が子ども流罪。（嫡子新宰相俊憲、播磨中將成憲、これは清盛のむこなり、後に櫻町の中納言といふ。權右中辨貞憲、美濃少將長憲。信濃守正憲等なり。僧俗ともに男子十二人、女子五人ありしなり。）二十三日、內裏にては、六波羅より寄するとて騷ぐ。六波羅にても十日より日々に待つ。二十六日の夜、上皇密に仁和寺にはしる。（藏人右少辨成頼御供なり。）帝も六波羅に奔る。（經宗・惟方御供なり。）信頼かくと聞きて驚て六波羅を攻むべしとせしに、二十七日清盛內裏に押寄す。源氏の兵これを擊破りて六波羅によす。源頼政心がはりし、源氏利なくして義朝東に奔る。信頼道にて捨てられ、降參して斬らる。上皇信頼が死刑を宥められん事を請ひ給ひしかど叶はず。義朝青墓より尾州野間へ下向、長田忠宗が家に入る。明る永曆元年正月三日に忠宗が爲に討たる。（三十三歲。）義平は父と議して山道より攻め上るべしとて飛驒に下りしに、多勢となる。義朝討たれしと聞えて兵散ず。都に上り清盛をねらひしがあらはれ、難波二郎經遠三百餘騎にて旅館を圍みしを、擊破りて石山の邊に隱れしを、難波三郎經房が郎等捕へてのぼる。首きられたり。（正月十八日の事。時に二十歲。）二月九日、頼朝關東にて捕はる。池の尼の請によりて豆州に流さる。常盤が腹三人は助けらる。この功によりて清

三木―參議
なし―一本「なり」
所あり―一本「所なり」

て馳せ上り、今日の除目にあひしに、「勢を賜りて安倍野に出むかひ、清盛父子を討ちて後に給るべし」とて辭す。信頼ゆるさず。信西は九日午時に白虹貫ㇾ日を見て、今夕御所に夜討入るべしと知りて、奏せんために院參せしに、御遊の中にて、子息等も御前にありしかば、女房に申し置き、家に歸り、妻の二位に「子供にも知らせよ」といひ、郎等四人倶して奈良へ奔るとて、信樂の峯にて、忠臣君に代るといふ事を思ひ出して、十日の朝、右衛門尉成景を都に返し見せしに、舍人武澤が來るにあひて變をきゝ、入道は春日山の奥へ行きしといひて引き返しかくといふ。入道生きながら穴に埋めらる。出雲前司光康五十騎にて追かけ、かの月毛の馬と武澤といふ舍人を見つけて、尋ね問ひてほり出すに、いまだ息ある首きりて、十四日に獄門にかく。正統記に、信西も才學あり、心賢しかりけれど、己が非を知り未萠の禍を防ぐまでの知分や缺けたりけん、信頼が非をば諫め申しけれど、我子どもは顯職顯官に上り、近衛の中將などにさへなし、三木以上に上るもあり。かくて失せにしかば、是も天道に違ふ所ありとは疑なし。十日の朝六波羅よりたでし早馬、切目王子にて追ひ付く。清盛「まづ熊野に參らんや」といふを、重盛諫めて引き返す。兵具なしといへば、筑後守家貞長櫃五十合より、鎧五十、矢五十、腰竹の

安祿山云々—唐玄宗の寵臣後叛く

すれども、大將を經ざる臣のみあり。執柄の息、英才の輩もこの職を先途とす。信頼などが身を以て大將をけがさば、いよ〳〵驕を極めて暴逆の臣となり、天のために亡されんこと、いかで不便には思召されざらん」と諫めしかど、げにもと思召す御色なかりしかば、信西唐の安祿山が圖三卷をかゝしめて獻ぜしかど、猶實にもと思召す事なし。信頼かくと聞きて、常に所勞と稱し引きこもりて、馬のり弓ひき、はや足、力持など一向に武藝を習ひ、信西を滅さんためとぞ聞えし。信頼その子信親を淸盛が壻になして相謀らはんと思ひしが、彼は太宰大貳になされ、大國あまたたまはりて恨あらじ。義朝こそ保元の功大にして賞の輕を恨べけれと思ひ、日比懇に語ひ、帝の外戚新大納言經宗、御乳母の子別當惟方等にむつびたり。正統記に、淸盛は信西が緣者と成りて事の外に召し仕はる。信西淸盛を滅して世を恣にせんとはかる。この年十二月四日、平淸盛その子左衛門佐重盛と熊野に詣しあとにて、義朝と相謀り、九日子時に義朝五百騎をひきゐ、信頼院の御所へ參り、上皇を大内の一本の御書所にとらへ、帝を黑戸の御所におきまゐらせ、三條殿をやき、信西が西洞院の宅をもやき、其子ども闕官せしめ、御方の兵に除目を行ふ。信頼は朝餉の間にありてみづから大臣大將たりといふ。義平は母方の祖父三浦介が許にありしが、朝騷がしき事ありと聞き

君相共に童幼、古今未レ聞

除目―任官

じ。はじめ勸めしところたゞ智をきはめ給へとこそ見えたれ、德を修め給へとはいはざりき。ひとり賴長の身うしなひしのみにあらず、信西が終をよくせざりしも、たゞ才を以て學とせし謬によれる歟。

亂後、帝、後三條の例によりて記錄所を建て、自ら政をきゝ、御乳母の夫少納言入道を寵任して大內を造られ、（白河の後、始て造らる。）洛中をも掃きよめて、古の盛時にたちかへり、在位三年にて讓位。（三十二歲。○これより後の事、下に詳なり。）

二條院は後白河の第一子、母は大炊御門の贈太政大臣經實の女なり。保元三年八月受禪。（十六歲。）忠通辭二關白一、其子基實爲二關白一。（十六歲。）天下の事は後白河聽き給ひ、信西いよ〳〵任用せらる。（以下平治物語）平治元年十二月、信賴義朝の亂起れり。（保元亂後二年を隔つ。）權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤信賴は、中關白道隆の後なりしが、父祖は諸國の受領を經て、老後從三位にいたりき。然るにこの人後白河上皇に寵任せられ、二十七歲にて中納言右衛門督になる。なほ大將を望み申せしを、上皇信西に議せられしかば、「この事ゆめ〳〵しかるべからず。君の御政は司召を以て先とす。叙位除目に僻事出來ぬれば、上天の意に背き、下民の謗をうけて、世の亂るゝ端なり。漢家、本朝その例これ多し。三公には列

邪執—迷信
蒙りて—破りての誤歟

鑽仰—歸依

ばや」と申せしを、始はゆるし給はざりしを、やう〳〵に申してゆるされ、出家して少納言入道信西といふ。（此事鳥羽の御時にや。）その出家の心つきし時、頼長未だ（廿歳の時。）若かりしに、院にて參會し、「己は出家の暇申して法師になるべし。それにいたましき事一つあり。才智身に餘りぬる者は遂に不運なると人の申して、學文を懶くせんこと悲しきなり。君は攝籙の家に生れ前途頼あり。必ず學文才智を究めて而も人臣の位をきはめ給ひ、おのれ故人のおこたらん邪執を蒙りてたべ」と申しければ、その顏をつく〴〵と守りて涙ぐみ、詞はなくてうなづき給ひけり。後四年を經て、頼長の（廿四の時。）病をとふ事ありしに、臥しながら龜卜と蓍莖との事を論ぜしに、左府龜卜深しとて、事の外に論じあがりて、入道遂に負けぬ。さて入道、「今は御才智既に朝にあまり給ひたり。御學文入るべからず。若猶せさせ給はゞ、一定御身の祟となるべし」と申して退出せり。この事を自讚して日記にも記しおかれき。保元物語に、弟子を見る事師に若ずといふ事あり。これ御學文をやめ申すにあらじ、才智に誇り給ふ所をぞ誡め參らせけん。まづ御心誠に心ありて美しき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何かすべて内外の鑽仰たゞ一心のためなり。

按ずるに、此物語に評せし所はしかなり。されど通憲がかくいひし所はしかはあら

が父と弟とを斬らんことをはかり、義朝又朝命を辭しかねて父と弟とを斬る。後白河其兄と爭ひてこれを流し、その功臣等をして其父子兄弟をきらしむ。いひつべし、父父たらず子子たらず、兄兄たらず弟弟たらず、夫夫たらず婦婦たらず、君君たらず臣臣たらずと。北畠の准后のいはゆる名敎のやぶれ、一言以て蔽へりといふべし。その兄忠通が詩歌手迹に巧なるをば、朝家の要事にあらずと思へり。五常を正しくして賞罰をわかち、政務をたゞして善惡をたゞ

頼長は忠實の愛子にて、信西に學びたり。その兄忠通が詩歌手迹に巧なるをば、朝家の要事にあらずと思へり。五常を正しくして賞罰をわかち、政務をたゞして善惡をたゞしければ、時人惡左府といひておそれき。眞實は心うるはしく、舍人、牛飼等の道理をたてゝ申しわくる事をも後悔し、陣にて公事の時、外記官史を諫められしにも、過らぬ由を申抜けば、怠狀をかきて賜へり。これを辭すれば、「一の上の怠狀を以下の臣下取傳ふる事、家の面目ならずや」と仰せけり。かの信西といふは、左大臣武智麻呂の遠孫にて、後白河上皇の御乳母紀伊の二位が夫なり。此人南家の儒胤たれど、儒業をばつたへず、若きより諸道兼學して、九流百家に至るまで、當代無雙の宏才博覽たり。はじめは日向守通憲とて、御前にてなにとなく召遣れしが、ある時、首きられんとする相あるを自ら相して、出家のいとま申す時、「日向入道とよばれんはうたてしく候。少納言をゆるし給はら

北畠准后―正統記の著者

怠狀―謝罪書

一の上―左大臣

眞王政也三代之後所レ未レ聞

用或作レ備

免する—一本「産る」

聚應して—多數の婦人を集めて

れて、帝王二十六代年紀三百四十七年絶たる死刑を申し行ひけるこそうたてけれ。就中義朝に父を斬らせられしこと、前代未聞の義なり。且は朝家の御あやまり、且はその身の不覺なり。孟子に、舜天子たり、瞽瞍人をころす事あらんを、皐陶とらへたらば、舜はいかゞし給ふべきといふに、位を弃て父を負うて去るべしとあり。義朝實にたすけんと思はんに、などかその道なかるべき。恩賞を賜ふに申しかふるとも、假令我身をすつるとも、いかで是を救はざらん。誠に義にそむける故にや、無雙の大忠せしかども、殊なる勸賞もなく、けつく幾程もなくして、身を亡しけるこそ淺ましけれ。正統記の評是に同じ。又云ふ、保元平治よりこのかた天下みだれて、武用盛に王位輕くなりぬ。いまだ泰平の世に歸らざるは名行のやぶれぞかし。

按ずるに、白河その義女に私し、その妊めるをもて孫婦とし、その免するを待て軈て天位を嗣がしむ。鳥羽また聚應して多くの男女を生ましめたり。その子なにの罪かある。其母を寵して其子をにくみ、かつはまた艶妻に惑ひて幼子をたつ。崇德また其假父を恨みて同母の弟をせめ、忠實大臣として故なく幼子を愛し、賴長長を凌がんとし、忠通又その弟と氏長者をあらそひ、清盛その叔父從兄弟を斬て、義朝

御連枝—御兄弟

中陰—人の死後四十九日間の稱

信西不レ保ニ其身ニ正坐レ此

二日にいけどる。（湯屋にありし所にて。）違期かつは勇士たる故に流刑。九月知足院の入道相國忠實も頼長同意のよしにて流罪の沙汰ありしに、忠通訴へしかばその事なく、父子始て和睦せり。（八月頼長の三子皆流さる。爲長雲州、師長土州、教長常州。）二十三日、院は讃岐へ流さる。（八年の後、長寛二年八月六日に崩ず。四十六歳。）この日清盛義朝合戰すとて、白赤の旗さして、武士洛中を東西す。敕使を以て兩方を御尋ねありしに、跡方もなき事の由を奏す。保元物語に曰く、總て今度の合戰は前代未聞と申すにや。主上、上皇、御連枝なり。關白、左府も御兄弟。武士の大將爲義、義朝父子なり。この兵亂の源もたゞ故院（鳥羽）后（美福）の御勸によりて、不義の御受禪どもありしゆゑなり。七月十九日、源平七十餘人誅せられき。中院左大臣政貞、大宮大納言伊通等議し申しけるは、嵯峨の御時、左兵衞督仲成誅せられしより以來、死罪を止めらるゝによりて、一條の御時、内大臣伊周、中納言隆家の花山院を射たりし罪既に斬刑に當るよし、法家の輩申しけれども遠流に宥らる。今改めて死刑を行はるべきにあらず。就中故院の御中陰なり。かた〴〵宥めらるべき由を申さる。信西内々申しけるは、「此議不レ可レ然。多くの兇徒を國々に分ち遣はされんは、定めて兵亂の基たるべし。非常の理は人主專にせよといふ事あり。重ねて僻事出で來らば、後悔なんぞ益あらん」と申しければ、皆斬られたり。弘仁に仲成誅せら

勸賞—褒美

せしを、帝御入輿ありき。白河殿より武者所親久をして内裏を窺はしめて、敵來ると聞えしかば、爲朝その謀行れざることを憤りければ、藏人になさる。猶怒りて不レ拜。十一日寅時ばかりに軍始り、夜明けて義朝奏して火を放たん事を奏す。信西承りてゆるさる。やがて火を放つ。辰時、新院、頼長出奔。北白河にて頼長中ニ流矢一。新院爲義を召具し如意山に入りて武士等を散じ給ふ。爲義、忠政三井寺の方に行く。新院は知足院の傍の僧坊に入りて薙染。忠實は新院の軍利なしと聞きて橋を引き宇治南都へ出奔。頼長も南都に赴き、舌を喰ひ切りて死す。新院その後御室へ入り給ひしをとり奉る。十一日、夜に入りて忠通關白元のごとく氏長者たり。子時ばかりに勸賞あり。安藝守淸盛は播磨守、下野守義朝は左馬權頭。「義朝むかし左馬助たり。今權頭たらんこと面目にあらず」といひしかば、頭になさる。重仁は出家。淸盛をして爲義を求む。爲義東國に赴きしが、忽に病で父子相失して義朝が許に來る。忠政も淸盛が方に來れるを、奏して父子五人を誅す。（これ日比叔姪不快の上、爲義きらせん謀なりといふ。）「爲義をもきるべし」と勅ありしを、義朝二度まで訴へしを、「淸盛既に叔をきる。姪猶レ子といへり。豈父に異ならんや」と怒らせ給へば、鎌田次郎政淸をして斬らせたり。義朝弟九人皆斬らる。爲朝一人遁れたり。近江の和田に隱れるしを、九月

清盛その時は安藝守、是は信西密謀を獻ぜしなるべし

信西の議賴長と大に異なり

信西爲㆓清盛之地㆒

參るべし」と仰せ下されしによりて、清盛子弟引具して參りたり。新院は鳥羽の田中殿より、白河の前齋院の御所へ御幸ありて、義朝の父爲義、その子四郎左衞門尉賴賢、掃部助賴仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎭西八郎爲朝、九郎爲仲等六人を具してまゐる。清盛の叔父平右馬助忠政父子もまゐれり。賴長も宇治より白河殿にまゐらる。凡兵一千餘騎。これよりさき、內裏には關白忠通參內して賴長を流刑に申し行ふ。これ謀反發覺の事あればなり。馳せ集る兵一千七百餘騎。新院齋院御所より北殿へ遷り給ふ。軍議の時、爲朝內裏を燒くべしと奏す。賴長不ㇾ聽。內裏は高松殿にて分內狹しとて、俄に東三條殿へ遷幸。そののち義朝を召して軍議あり。義朝奏して曰く、「清盛等をとゞめて內裏を護り、自ら兵を率ゐて夜討にすべし」と申す。（これ南都の衆徒一千餘、明朝新院へ參ると聞えければなり。）少納言入道奏す。「臣が家の事猶くらし。況んや武事をや。一向義朝が計ひたるべし。先んずる時は人を制す後にする時は人に制せらるゝといへば、今夜の發向尤なり。清盛を止め守らん事も然るべからず。武士皆罷り向ふべし。早く兇徒を討じて逆鱗をやすめば、まづ日比申す所の昇殿において疑ふべからず」といふ。義朝、「戰の場に臨んでなんぞ餘命を存ぜん。只今昇殿して死後の思出に仕るべし」とて、おして階上に昇りしを、信西「こはいかに」と制

高松院を春宮の御息所と定めらる。それは春宮の姨。保元物語に、後白河即位の後、忠通、「世淳素にかへるべくば、關白の辭表おさまるか　又内覽氏長者關白に付らるゝか、兩樣共に天裁にあり」と頻りに申させ給ひけり。按ずるに、頼長内覽をとゞめらる、氏長者はもとの如し。されば頼長新院の一の宮重仁親王を位に卽け奉り、天下の事を執行せばやと思ひ、常に新院に參りてとのゐありけり。保元元年七月二日、鳥羽崩じて後、ある夜新院、「昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり。孝德の子多かりしかど位につき給ひ、仁明は嵯峨の第二子たれど、淳和の子をさしおきて祚をふむ。花山は一條にさきだち、三條は後朱雀にすゝむ。我先帝の太子に生れ帝位を辱くす。上皇の尊號につらなるべくば、重仁こそ位に卽くべきに、文にもあらず武にもあらぬ四宮に超えられて、父子共に愁にしづむ。然れども鳥羽おはしますほどは力なく二年を過しぬ。今は我天下を奪はん事、なにの憚かあるべき」と仰せければ　頼長「しかるべし」とすゝめ申す。内裏にも此由聞えて兵をめす。源義朝、義康等の源氏等召に應ず。鳥羽もこの亂れあるべしと思召されしにや、美福門院へ遺戒ありて、内裏にめさるべき武士の姓名記しおかる。重仁親王は故の刑部卿忠盛が養君にて　清盛はその乳母の子たりしかば、御遺戒にはもれしを、美福門院の謀にて、「故院御遺戒に任せて

きわらせ―一本「まさらせ」

兵仗氏長者内覽の宣下。これ父忠實行ふ所なり。攝關ならび長者幷に内覽の宣これをはじめとす。久壽二年七月二十三日崩ず。十七 在位十四年。

後白河は鳥羽の第四子、崇德の同母弟なり。二十九歳卽位。忠通關白たり。古事談に、八條の院近衞の同母女弟暲子内親王。をや女帝にすゑ奉る。又二條院の今の宮後白河。の小宮とてましけるをやつけ奉るべきなど沙汰ありけるに、法性寺殿、忠通。「今宮の后腹に御座するをおきて、いかで異議あるべき」と議し給ひしかば受禪。保元物語に、新院この時を得て我身こそ位かへりつかずとも、重仁親王は一定今度はつかせ給はんと待うけおはしまし、天下の諸人も皆かく存ぜし處に、思の外に美福門院の御計にて、後白河院その時おしこめられておはせしを御位につけ給ひしかば、高も賤も思の外の事におもひけり。この四の宮も新院と御一腹にて、女院の御ためには共に御まゝ子なれども、重仁の位につかせ給はんことを猶猜み給ひて、後白河をもてなし參らせ給ひて、法皇にも内々申させ給ひしなり。その故は、近衞の世を早くし給ふこと、新院呪咀し給ふとなん思召けり。これに依て新院の御恨一しほきわらせ給ふもことわりなり。この時四の宮雅仁をたてゝ、その子守仁二條院。を春宮とし、暲子内親王を春宮の養母として八條女院と尊號し、皇后ならて院號の始。暲子同母の女弟

續世繼ヒ―一本「保元二年帝南狩至ニ于讚州一長寬二年崩ニ于讚州ニ（四十六歲）詳なる事は下に見ゆ」の三十二字あり
ましける―一本下に「に」字あり
渡り―一本「渡し」
御猶子―御養子

はおはしましながら、世を心にもまかせ給はで、院の御まゝなれば、安き事もかなはせ給はずおはしましける。春宮（近衛）に位讓らせ給ふ。その日辰時より上達部樣々のつかさづかさ參り集るに、帝より鳥羽上皇に度々御使ありて、藏人の中務少輔師能かはるぐ參り、又六位の藏人御書捧げつゝ參る程に、日暮方にぞ神璽寶劍など春宮の御前へ、上達部引つゞきて渡り給ひける。（此帝後に讚岐へわたり崩じ給ふ事、下に見ゆ。）保元物語に、先帝ことなる御恙もわたり給はぬに、おしおろし給ひしこそ淺ましけれ。古事談に、待賢門院は白河院御猶子の義にて、入內なり。その間法皇密通し給ふ。人皆これを知る。崇德院は白河御胤子と云々。鳥羽院もその由を知召して、叔父子とぞ申さしめ給ふ。これによりて大略不快にてやましめ給ふ。鳥羽院最後にも惟方（時に廷尉佐。）をめして、「汝ばかりぞと思ひて仰せらるゝなり。閉眼ののち、御遺言の旨候とて、かけ廻り入れ奉らざれ」と宣ふ。

近衛院、鳥羽第八子、三歲にて卽位。關白忠通攝政す。此時鳥羽を一院と申し、崇德を新院といふ。天養二年八月、待賢門院崩。久安六年正月元服。（十二）此月、左大臣賴長が女入內（實は德大寺中納言藤公能女。○皇后といふ。）六月、攝政忠通が女入內。（中宮）帝中宮には親く、皇后には疎かりしかば、忠通賴長兄弟の間彌々不和。九月、忠通氏長者。十二月、關白。仁平元年正月、賴長隨身

かへし――一本「供し」
など――一本「ほど」
までぞ――一本「ぞ」なし
みてれける――一本「みだれける」
白河院は――一本「白河院の」
なりけり――一本「はなかりけり」

薙染。三十九歳。續世繼に、御年四十にだにみたせ給はねども、年頃の御本意も又つゝしみの年にて、年頃は御隨身なども止め給ひて供せさせ給はねども、寶莊嚴院造らせ給うて供養し給ふに、兵仗かへし給はらせ給うて、めづらしく太上天皇の御ふるまひなり。打つゞき八幡賀茂など御幸ありて、三月十日に鳥羽殿にて御ぐしおろさせ給ふ。五十日御佛事とてせさせ給ふなど、大路にありく犬や、木積てありく車牛などまで養はせ給ひ、御堂の池どものいをにも、庭の雀鴉などかはせ給ふ。山々寺々の僧にゆあむし御布施などはいひしらず。たゞの節も、かやうの御功德は常の御いとなみなり。人の奉る物、多くは僧の布施になん成りける。おはしますあたり數多の御所共には、いひしらぬ綾、錦、唐綾、唐絹、樣々の寶物、所もなきまでぞ置てられけるを、御布施にせさせ給へば、來ん世の御功德いかばかりか侍らん。白河院はおはします所きら〳〵しくはきのごひて、只うちの見參とて、紙や紙に書きたる文の每日に參らするばかりを、御厨子に取り置かせ給うて、さらぬものは御邊に見ゆる物なりけり。まして裁縫はぬものなどは、御前に取出さるゝ事なくて、かたしはぶきせさせ給てう、たゞ一所おはしまして、近習の上下をとり〴〵召使ひおはしましける。その年十二月七日讓位。廿三歳。續世繼に、帝ふるき事ども起さんの御志

憚―一本「隙」

この制符は下されき。果して今迄の亂世の基なれば、いひがひなき事に成りにけり。又白河鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがたやう〱衰ふ。（詳には武家の下にあらはすべし。）

崇徳院は鳥羽第一の子、母は待賢門院なり。（大納言公實の女を白河養てひ入内。）保安四年正月受禪。（五歳。）關白忠通攝政たり。この時曾祖白河を本院といひ、鳥羽を新院といひき。大治三年待賢門院の御願とて、圓勝寺をたつ。四年七月、白河の法皇崩ず。（七十七歳。）この後は鳥羽上皇政を聽給ふ。（廿七歳。）白河世にませし時は待賢門院寵ありて男女の子あまた生む。（男五人。女一人。）白河崩後鳥羽憚る所なく、前關白忠實が女入内。高陽院といふ。（子はなし。）三木藤長實が女を召て女御とす。美福門院といふ。一時女院三人ある中にも、美福門院專レ寵して鳥羽の政怠る。天承元年十二月、故關白忠實上皇に謁す。これは白河と憚ありしにや、退居十二年にて始て出仕す。既に致仕したれど、此後政にあづかり、嫡子關白忠通と不和にて、二子頼長を愛する事甚し。（時に頼長十二歳。これ保元の亂本。）長永元年正月、忠實内覽の宣。三月、鳥羽上皇得長壽院を造り、三十三間堂をたつ。平忠盛奉行。但馬國を賜りて昇殿をゆるさる。（この人白河の時寵臣たり。）五年五月、近衛生る。（美福門院うめる所なり。）當今崇徳の養子となし、八月立二太子一。（中間わづかに二月か。これ保元の亂本。）六年二月、忠實聽二輦車一。六月、准三后賜二隨身兵仗一。十月薙染。（六十二歳。）永治元年、鳥羽上皇

ふみて—一本「ふくらみて」

制符—天子の命令詔書

て立太子、五歳にて卽位。右大臣藤忠實攝政、十一歳にて元服。永久元年正月。忠實關白。保安二年二月、忠實辭關白。四十四。三月、忠通關白。廿五歳。富家殿。在位十六年にて讓位。廿一歳。政事は白河の上皇より出づ。白河の崩後、此帝の政務廿四年。五十四歳にて崩ず。白河をば本院といひ、鳥羽をば新院といふ。白河花宴、保安三年二月の間。鳥羽五十の御賀仁平二年二月七日。などいふ、この御時の事なり。正統記に、この帝の時に裝束こはくなり、烏帽子の額などいふ事も出來ぬ。花園の有仁大臣と仰せ合されし。續世繼、花園大臣の傳に、白河の第三宮輔仁親王の一男。源姓を賜ふ。白河の御養子たり。この大將殿は殊の外に衣紋をこのみ給へり。袍の長短などこまやかに調へて、その道にすぐれ給へり。昔は奴袴中ふみて、烏帽子もこはく塗る事なかりき。この頃よりさび烏帽子、きらめき烏帽子など、折々かはりて侍る。白河院は御裝束に參る人ひきつくろひ申せば、さいなみ給ひき。鳥羽院この大臣こまかに沙汰し給ひ、肩當、腰當、烏帽子とゞめ、冠とゞめせぬ人なし。冠、烏帽子のしり雲をうがちたれば、さらずば落ちぬべし。衣紋の雜色といひて、藏人になりしもこの御家の人なり。院中にて政きき給ひし事は、代を逐て下にしるす。正統記に、鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をとゞむべしといふ制符度々ありき。源平久しく武を取りて仕へしかども、事ある時は宣旨を賜りて諸國の兵を召具しけるに、近代となりて頓て肩をいるゝやから多くなりしによりて、

玄言—一本「某謹」
還望—一本「還座」
ふかくて—一本「て」なし
郢曲—俗の音曲
いたはりて—一本「いつはり」
獻ぜり—一本「獻れり」

申す。中文五六通になりて院たち給ふを、見ぬかほにて、祭主大中臣玄言、申ニ請天裁ー事と讀みければ、大神宮の訴かなとて還望し給ふ。それを力にのこらず奏せしとなり。帝歌をこのみ給ふ事深くて、世に聞えし人に、源俊頼、藤基俊、周防内侍、伊勢大輔などいふものあり。堀河百首、又堀河院艶書合などいふも、この時の事なり。帝又笛を吹かせ給ひ、郢曲に長じ給ふ。田樂の張行、この時の事なり。

按ずるに、この時に至りて文學漸く衰へたり。大江匡房中納言になされ、太宰帥に任ぜしこと、この御時なれど、これは白河法皇の御心なるべし。奧三年の戰、源義親の事あり。

鳥羽は堀河第一の子、母は閑院大納言實季が女なり。續古事談に、堀河院皇子おそく出來給ひしかば、白河歎き給ひて、鳥羽の御母后は入内なり、懷姙の後かの母坊門尼上、賀茂にこもりて男子を祈り給ひし時の夢に、明神衣の袖に居給ひてもの宣ひ、「男子を生むべし、其卷きたる物を取れ」とありしを見て、驚きて卷をさぐられしに、造りたる龍あり、それを取りて勞りて鳥羽院に獻ぜり。かの衣は御正體とて、四條坊門の別宮をばかの尼上つくれり。又女一人參りて女房に申していはく、「はらみ給ふは王子なり。めでたくおはしますべし。右の御尻に痣おはしますべし」といふ。實季出であはんとせしに、彼の女はうせたり。生れ給ひしに、誠に右の御尻に痣おはしましけり。帝うまれて八月に

元旦に朝拝─一本「元三小朝拝」
さる夜─一本「其夜」
時に之を─一本「時範」按職事補任勘解由次官平時範歟寛治四年六月五日補、承徳二年七月九日任ニ因幡守
集めて─一本「集りて」

から書きて、次の日職事に賜はる。一通り細に聞召す事だにありがたきに、重ねて御覧じてさまでの御沙汰、いとやん事なきことなり。すべて人の公事勤むる程などをも御心に御覧じ定めけるにや、追儺の出仕に故障申さる公卿、元旦に朝拝に參りたるを、悉く追入れられ、「さる夜まで所勞あらんものの、いかで一夜の内に直るべき。偽れる事なり」と仰せけり。白河院は聞召て、「きくともきかじ」と仰せられけり。あまりの事なりと思召けるにや。又ある時の逍遙に、序かくべき人なし。大業藏人國資無才のものにて人不許。五位の藏人時に之をかきけり。其日、帝人々に連句せさせ給ひしに、「國資も末句いへ」と仰せければ、「今日私の衰日なり、憚あり」と申す。殿上の曆をめして御覧ずるに巳日なり。「巳日の衰日未だなき事なり。いかで君を欺く。連句いはぬ程の者いかでか博士に成るべき」と仰せられけり。昔も無才の博士はあるものなりけり。按ずるに、卿相の詩作らぬはじめ、消息かゝぬ始も、この朝の人なり。又無才の博士あり。すべて本朝の文運、この時より衰へたり。又ある人柑子の木を獻じたるを御庭にうゑられて愛し給ひければ、藏人瀧口集めて、木枯さじとて家を造りおほへり。坊門左大辨爲隆これを見て、「あれは何事ぞ。さる事やあるべき」とて、御倉の小舍人を召して、散々にこぼたせしかば、木程なく枯たり。いかにもと仰せられず。この爲隆、白河院に事を奏しける時に、題目殊の外重りて、うるさげに思召たるを、此次でに申文あるかぎり奏しはてんと、思ひしらず顔にて

六齋日―八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日の稱、鬼神勢力を得て人命を奪ふ悪日

闕怠―怠惰

如此―一本「如此候」

いふ事もあれば、法親王もなどかなからんとて、法親王になされしなり。又金泥一切經をうつさる。この事の始めなり。又殺生を禁じ、獵具など持ちしものも罪せらる。殿上の臺盤も六齋日にかはる事なし。古事談に、加藤大夫成家不レ拘二嚴制一鷹を使ふよし聞えて、使廳に仰せてめす。早速參洛。門前に自鷹をすゑ、下人二人も同じ。「制禁數年に及ぶに、いかゞ存じて猶鷹をば使ふ。すでに朝敵にあらずや」となり。申していはく、「宿にも今一二鷹候。下人候はで相具せず。某は刑部卿殿相傳の家人なり。女御所供御料に、毎日鮮鳥をあてられ、闕怠あらば可レ處二重科一となり。源氏平氏の習、重科とは刎首なり。獵の道には、獲る日も獲ぬ日もあり。必定首を刎らるべし。命惜しさに如レ此」と申す。「さるしれものをば可二追放一」と仰せ出さる。

堀河院は白河第二子。第一敦文早世。三井賴豪が事なり。母は右大臣源顯房の女を關白師實の子としてまゐらせしなり。八歳にて受禪。此日まづ立太子。應徳三年十一月也。師實攝政す。寛治四年に關白。嘉保元年、その子師通關白。後二條殿と申せし。在位二十一年。二十九歳にて嘉應二年七月崩ず。續古事談に堀河院は末代の賢主なり。天下の雜務を殊に御心に入れ給ひ、職事の奏せし申文を御夜居に又細に御覽じて、所々にはさみ紙して、「此事尋ぬべし」「この事重ねて問ふべし」など、手づ

院宣—上皇の勅
廳の下文—檢非違使廳の命令
末—一本下に「字」あり
賜ふ—一本「賜る」

すがたは一變するにや。執柄世を行はれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣、廳の下文を重くせられしによりて、在位の君又位にそなはり給へるばかりなり。世の末になれるすがたなるべきにや。又城南鳥羽に離宮を建て、土木の功大に起る。昔はおり位の君は朱雀院にいます。これを後院とも、冷然院ともいふ。この帝はかの所々にはまさで、白河より後には鳥羽殿を以て御座の本所と定められたり。院中の禮も是より始れるなり。續世繼に、後二條大臣(師通なり。)こそ、「おり位の帝の門に車たつるやうやはある」とのたまひし。それかくれたまうて後は、すこしも息音たつる人やは侍りし。正統記に、この帝白河に法勝寺をたて、九重塔など昔の御願寺にこえ、(永保三年。)この後代々に打つゞき御願寺建てられ、造寺熾盛の謗あり。造作のため諸國重任などいふ事多くなり、受領の功課も正しからず、封戸荘園多く寄せられて諸國の費となる。(續よつぎを按ずるに、後三條は五壇の御修法にも、國やそこなはれぬらんと仰せられ、圓宗寺をもこちたく造り給はず。)法勝寺を建てられし年の二月、仁和寺御室性信を二品に叙す。皇子僧となり位を賜ふこと、これにはじまる。(性信もとは師明といふ。三條の四子。大御室といふこれなり。)按ずるに、帝八男あり。六人は僧となす。その中第三子覺行法親王と申せしは、法親王の始なり。續世繼に、後二條の大臣師通出家の後、例なきよしを申されしに、内親王と

後拾遺—二十一代集の第四、藤通俊撰、金葉集は同第五源俊頼の撰、續本朝秀句は詩集

脱屣—一本「脱履」讓位の意

藤通俊、顯季、源俊頼、詩には藤實政、敦光、詩歌には匡房、詩歌管絃には源經信等あり。後拾遺、金葉集もこの時撰ばれ、續本朝秀句も撰ばせらる。續世繼に、御弓なども上手にておはしましけるにや、池の鳥を射たりしかば、故院のむづがらせ給ひしなど仰せられける。又この帝は御心ばへたけくもやさしくもおはしましけるさまは、後三條院に似參らせ給へり。かくて在位十四年にて、堀河に位を傳へ給ひ、院中にて政をしろしめさる。（卅四にて傳位。政務五十六年にて、七十七の時崩ず。）保元物語に、白河重祚の心ざしましまして、出家ありしかど、法名をばつかせ給はず。天武の例を思召けるにや。重祚の御志深かりける。それ叶はねば院中にて御政務ある事、すべて道理にも背き、王者の法にも違へり。正統記に、孝謙脱屣の後、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど、たしかならず。峨嵯、清和、宇多もたゞ讓りてのかせ給ふ。圓融の御時はやう〳〵しらせ給ふことも有りしにや。院の御前にて、攝政兼家承りて源時仲を、三木になされしを、小野宮實資の大臣は傾け申されし。されば上皇ましませど、主上幼き時は偏に執政の政なりき。後三條踐祚の時、賴通卽ち關白をやめて宇治にこもり、弟教通關白たりしかど、その權もなし。ましてこの御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職に具りたるばかりなり。されど是よりふるき

四韻の詩—律詩

讀史餘論　卷二

○上皇御政務之事　五變　上

白河は、後三條の第一子、母は中納言藤公成の女を大納言能信養うて、後三條春宮の時に御息所に參らせしなり。白河十七にして春宮に立ち、二十歲にて受禪、二十一歲より政を親らし給ふ。關白は敎通たり。承保元年二月、前の關白賴通薨ず。八十三。二年九月、關白敎通薨ず。八十歲。十月、左大臣師實を關白とす。續世繼に、此帝人のつかさなどなさせ給ふこと容易くし給はず。六條修理大夫顯季世の覺えあれども、宰相にはならず。御氣色とりしに、「それもものかくうへの事なり」と仰せらる。正統記に、顯季は院の御乳母の夫なり。又顯季中納言よるの關白などいひしも、「辨になさんと思ふに、詩作らではいかゞならん。四韻の詩作るものこそ辨にはなれ」と仰せければ、驚きて好みき。古事談に、太政大臣藤伊通二條院に參らせられし草紙に、不作詩人至卿相事始源顯信、不書消息人至卿相事始藤俊忠としるされたり。按ずるに、二人が事、堀河の時なり。古事談に、帝曰、「我是文王也。不必以稽古大才謂文王。我抽賞匡房、非尊文道乎。尊文道則謂文王也。」この時人才おほく出たり。歌には

帝有剛明之才而不及天智

賢主なり。本朝運拙くて早く以て崩御なり」といふ。ある人夢に、異國のそこなはれしを直さんとて、この國をば去り給ふと見しとなり。白河位をつぎて親ら政し給ひし事は、下に詳かなり。

呉王を諫めし時の譬、説苑に見えたり、白龍化して魚となり漁人豫且といふ者の網にかゝる、白龍之を天帝に訴ふ、帝龍の魚服せるを責つて豫且を罪せず

名對―一本「名對面」かどある―氣の利きたる

ずば科不レ重」と申す。その日の定文は隆綱執筆にて、「雖レ有二飲羽之名一、未レ見二首丘之實一」と記しけるを御覽じて、「隆國が宰相中將を過分に思ひしはゆゝしき僻事なりけり。天照大神、正八幡宮いかゞ思召けん」と仰せられて近侍をゆるされ、今はとて三男四位少將俊明を罪せられんと思召の時、忽に內裏燒亡、帝腰輿に駕して出でんとし給ふに、雜人南庭に入りてその隙なく、安座し給ふことなくて立せ給ふに、俊明頗る遲參してその有樣を見奉り、自ら弓を執りて走り廻り、雜人をうち退けしかば安座し給ふ。その時仰せに、「今日俊明が力によりて恥を見ず。是運未レ盡が故なり」とて、三人皆近臣となりて、肩を比する人なし。續世繼に、此時帝南殿に出で給ひしに誰も參らず。見知り給はぬ者すくやかに走廻りて神鏡出し、右近陣に御輿尋ね出して、階によせてのせ奉りければ、「おのれは誰」とありしに、「左少辨正家」と申す。「辨官ならば近く侍へ」とあり。正家、匡房一雙の博士なるに、匡房は朝夕に參り、正家は御覽じも知られざるに、官を具して名對申せし、折につけていとかどある心なり。大極殿前朝にやけて十年を經しに、即位の後つくり始め給ひ、延久三年八月落成。四年十二月讓位。在位四年。白河延久五年五月崩ず。四十一歳。古事談、賴通時に出家して宇治にあり。帝の崩を聞て、食をとゞめ箸をすてゝ歎息し、「末代の

小蔀—殿上六間にありて主上殿をみそなはす所

豫且之密網—伍子胥が

を訴へ申すを、やすからず思召しけり。古事談に、實政學士より甲斐國守に拜し赴任の時、春宮御餞別に、州民縱爲二甘棠詠一、莫レ忘多年風月遊、わすれずばおなじ空とは月を見よほどは雲井にめぐりあふまで。○實政白河の承曆四年、三木左大辨從三位。應德二年前三木正三位にて、太宰の大貳となり、堀河の寛治二年、八幡宮訴によりて豆州へ流され、七年に七十五歳なり。その後即位ありて、實政左中辨を望み申しけるに、文章博士兼播磨守。露ばかりも理なき事をばすまじきに、いかでかゝる事をば申すぞ　正左中辨に始めてならん事、あるまじきよし仰せけり。職原抄に、名家譜第任レ之。多者先補二五位藏人一乃任レ辨也。藏人帶レ之頗清撰也。近衛中少將中有二才名一之人選任。或兼レ之。又爲二規模一矣。又中少辨之間、權官一人必任レ之。仍謂二之七辨一云々。資仲中納言のその時藏人なりしが、「かさねて實政申す事侍り。木津の渡の事を一日にて思ひしり侍らん」と奏しければ、帝沈思の體にて、「此理天照大神に申し請ん」とて左中辨に加られたるなり。つぎのあしたの陪膳は隆方が番なりしを、それに向ひて「え物くはじ」と仰せられて、内にて供御は參りけり。隆方終に辨を辭してこもれり。宇治大納言源隆國は、先朝の寵臣にて、春宮には無禮の事どもあり。即位の後、彼子息等に事のついで罪科あるべしと思召す時に、權中納言隆俊殿上伺候の體を小蔀より窺ひ見給ふに、威儀容貌政事幷に當時無雙なり。「若し彼なからんには、朝のため不レ可レ然」と、二男宰相中將隆綱を見給ふに、齋宮寮の申せし狐を射殺すの罪ありやなしやとの陣定に、帥大納言經信、「白龍魚服、懸二豫且之密網一」とばかりうちいひてゐられたり。又ある人、「射たりといふとも、その狐正しく死にたるを見

張—この下一本「を」を加ふ

宣命—詔命を記したるもの

の重くおそろしき事は帝外祖などの事なり、我は何と思はん」とて揮レ鬚て仰せければ、教通座を立ちて出るとて、「藤氏の上達部皆罷立て。春日大明神の御威は今日うせ果ぬる」と大音にいひければ、氏の公卿一人も殘らず退出す。帝これを聞召て、關白竝に藤氏諸卿を召し返されて、南圓堂の成功を許さる。古事談に、宇治殿平等院を建てられて、宇治邊多く寺領に打ち入れらる。帝、いかで恣にさる事あるや、檢注すべしとて、官使を向けらる。賴通これを聞て、平等院門前に錦の平張打ちて、種々の儲ども用意して官使をまつ。官使恐れて不二參向一止みぬ。續古事談、續世繼等に、帝宸筆の宣旨を大神宮へ獻られんとて、匡房御前にありしに讀みきかせ給ふ。其辭に、我即位の後、一事として僻事せずといふ事をかき給へり。匡房、「此御辭いかゞ侍るらん」と申しければ、事の外に怒り給ひ、「何事を思出してかくはいふぞ」と問ひ給ひたり。「實政に常陸介隆方を超えさせられし事はいかに」と申しければ、さる事ありと思召し出たる樣にて、色なほり給ひ、讀みもはてず、宣命を持ちて内に入り給ひき。此事は、始め帝春宮の時、春日の使に春宮の學士實政が向ひしに、隆方は辨にて下る。和泉木津にて實政まづ儲けて渡らんとせし船をおし妨げて、「侍讀する者なにに急ぐぞ」などいふ。（實政は春宮の學士にて、老者たればなり。）實政なく〳〵この事

さて―一本「まで」
えうまじか―一本「うなり」
外金物―車の外部に金物を打ちて裝飾とするを云ふ

冷泉崩後もとめ出し、教通關白の時獻ず。立坊二十餘年さてやみき。今は止られずと申せしに、「神璽寶劍えうまじかりしかど、二十餘年過ぎにき。何か苦しからん」とて止め給ひき。その後程なく二條内裏の火に燒けて、刀ばかり殘りたりしに、柄鞘を造りて進られたるなり。又云、堀河の左府（頼通の弟頼宗なり。）三木の時、前の齋院をとりこめて家におく。後冷泉は宇治殿に憚り給ひて問ひ給はざりしを、帝が春宮におはして殊の外憤り給ひて、「あはれ吾一人が妹にてもなきものを」と仰せられ、即位の後追こめ給ふ。（不解「所帶」）延久の間召仕はれず。白河の御時召し出されて、大納言ともなされしなり。又云、後冷泉の季過奢、上官の車外金物を用ふ。この帝の代始八幡の行幸に鳳輦を停めて、見物の車の外金物をぬかせられたり。中の金物は御覽ぜざりしかばぬかれず。故に今に用ふるなり。賀茂の行幸の日、外金物車一輛もなし。又云、この帝犬をにくませ給ひ、内裏のやせ犬を取りすてよと藏人に仰せければ、犬をにくませ給ふとて、京より始めて諸國にて殺す。聞召し驚きければ又殺さず。續古事談に、帝春宮の時、天下の政をよく／＼聞き給ひ、即位の後、さま／＼の善政を行ひ給ふ。その中諸國重任の功といふこと、ながく停止せられしに、興福寺の南圓堂を造りしに、國の重任を關白教通枉て申す事度々に及び、帝怒りて、「攝政

昭宣公―基経の諡

御事仰せられし時は、御返事申さしめ給はず、不受の色あり。（後冷泉には男なし。齋院にて尊子内親王と申せし一人ありき。）按ずるに、時に帝十二歳にて東宮に立つ。能信を以て東宮の大夫とす。同月十八日、後朱雀崩じ給へども、東宮既に定れば動きなし。東宮にある事二十五年、靜に學び給ふ。大江匡房御師範たり。（退居せしを召出されしなり。）續古事談に、「後三條の院はいかほどの學生ぞ」と問ひしに、匡房思ひまうけしやうに、「佐國程やおはしけん」といふを、長方卿は聞きて泣けり。正統記に、帝、坊の時より、頼通三代の執政にて、五十餘年權を專にせし事をあしざまに思召ときこえて、隙出來てあやぶみ思召すほどの事あり。即位の日（于時帝三十五歳）頼通關白を辭して宇治に退居。その弟教道（二條）關白たれど、事の外に威權なし。帝詩歌の御製も多く世に傳ふるあり。後冷泉の季に、世の中あれて民間の愁ありき。帝四月即位ありしに、秋のをさめにも及ばぬに世の中なほりけり。始て記錄所を置て、國々の衰をなほされたり。延喜天曆以來には誠にかしこき御事なり。この時より執柄の權抑へられて、君みづから政をしり給ふ事に歸る。古事談に、大嘗會の時の冕は應神の物なり。後三條院の御頭にめでたくあはせ給ひしを御自讚と云々。續古事談に、東宮御護刀壺切は、昭宣公の物なり。延喜儲君の時奉らる。自ㇾ是代々の東宮にわたる。この帝の時後冷泉よりわたされず。後

無辜の者多く罪に處し、又冷泉を下して圓融を立てられしの類、姦邪の人といふべし。兼通の世嗣なかりし事、前中書王兼明の權を奪ひ、且はわが弟兼家をしひて、冷泉圓融兄弟の間をあしくし、三條を危めんとせし類、是又姦邪の人なり。道隆の嗣微なりしも、其子伊周、隆家が不忠の罪によれるなるべし。町尻殿の嗣なき事も、花山院をすかしおろして、其の功につのりて、父大入道殿に恨を含み、居喪いささか悲傷の色なき類、不忠不孝の人なり。天の報應あやまらずといふべし。

○後三條院攝家の權を抑へ給ひし事　四變

帝は後朱雀第二の子、母は陽明門院とて、三條の皇女なり。續世繼に、後朱雀寛德二年正月十六日、位を後冷泉に讓り給ふ時、（病によりて。）大納言能信（關白賴通の弟なり。）二の宮尊仁をば儲になし給ふかと申す。帝この次の東宮たるべしと仰せらる。然らば早く御定あるべしと申すに、帝、東宮のさたは遲からざるよし、關白賴通申せば、重ねてその沙汰あるべしと仰せけり。能信さらば今日の中に仰せ出されしかるべしと申せしによりて、卽ち決定したり。古事談に、帝、新帝（後冷泉。）竝に新東宮（後三條の御事。）御事を宇治殿（賴通）に被仰置の處、春宮

小野宮	實頼	關白二年（冷泉康保四年至安和元年。）攝政二年（圓融即位より天祿元年まで。）
一條	伊尹	攝政三年（天祿元年より至三年。）
堀河	兼通	關白六年（天祿三年より至貞元二年。）
三條	賴忠	關白十年（天元元年より花山寛和二年に至る。）
東三條大入道	兼家	攝政六年（一條即位より正暦元年まで。）
中關白	道隆	攝政三年（正暦元年至三年。）關白三年（正暦四年より至長德元年。）
町尻粟田	道兼	關白二月（一條長德元年四月至五月。）或曰七日。
御堂入道	道長	内覽二十一年（長德二年より三條長和五年まで。）
宇治	賴通	攝政四年（後一條寛仁元年至四年。）關白四十九年（寛仁元年より後冷泉治暦四年迄。）

凡そ十二代百四十九年。實頼以後は九代百九年。按ずるに、冷泉狂疾ありて遜位。ここにおいて同母弟圓融繼位。そののち冷泉、圓融の子かはる〴〵帝位につきたり。後一條の後は圓融の皇統のみ嗣位にて、冷泉の帝胤は絶えたり。

又按ずるに、小野宮殿の嗣絶し事は、藤原忠文が寃鬼による由をいひ傳ふれど、村上の詔を矯て爲平をすて、圓融をもて冷泉の東宮とし、西宮殿をしひて流刑して、

崩ず。（廿九）

後朱雀は一條の第三子にて、後一條の同母弟なり。九歳にして東宮二十八歳にて受禪。外舅頼通關白たり。長曆三年三月、山門衆徒頼通に書を呈し、明尊は（去年の冬の座主。）智證の門流也。非慈覺派、不可任座主といふ。頼通不聽。山徒憤怒、伐頼通門柱。使平直方禦之、死傷者多。長久元年九月神鏡やけたり。在位九年にして崩ず。（卅七）正統記に、天皇賢明なれど、執柄恣權せし故、政迹聞えず。無念なる事にや。

後冷泉は後朱雀第一の子、母は道長の第四女。十三にて東宮。二十一歳にて寬德二年正月受禪。外舅頼通爲關白。永承六年、安倍頼時反。使源頼義爲陸奥守兼鎭守府將軍伐之。康平五年冬、討平之。（凡十二年。）在位二十三年崩ず。（四十四。）

良房　攝政五年（清和貞觀元年至五年。）中間十三年攝政なし。（貞觀五年より十八年に至る。）

基經　攝政四年（陽成元慶元年至四年。）關白十一年。（元慶四年より光孝宇多を經て寬平二年迄。）中間四十年攝關なし。（宇多寬平三年後延喜一代無攝關。）

忠平　攝政十一年（朱雀承平元年至天慶四年。）關白九年（天慶四年より村上天曆三年に至る。）中間十九年攝關なし。（天曆三年の後おかれず。）

御夢―一本「御ぞう」

（生なり。定子は伊周の妹。）長和五年正月受禪。（九歳）外祖道長攝政す。この日三條の長子敦明を東宮とす。（此帝東宮の時、傳の大納言砂金を懷にしける事、續古事談に見ゆ。）寛仁元年三月、道長讓攝政於嫡子頼通。（廿六。公卿補任には道長内覽廿一年、正統記には、三條の御時にや關白、後一條の御代の始攝政と見えたり。）この年五月、三條上皇崩。八月、東宮敦明東宮をのがる。皇弟敦良を東宮とす。（帝同母弟なり。）敦明を小一條院と申す。此のち冷泉の統は絶たり。三條の子八人ありしかど敦良を立てたり。大鏡に、粟田殿花山院をすかしおろし奉り、左衞門督小一條院をすかしおろし奉り給へり。帝東宮のあたりちかづかでありぬべき御夢といふこと出來にしぞかし。

按ずるに、左衞門督といふは、粟田殿の第二子兼隆なり。この兼隆が長女敦明の弟敦平の親王の室とす。かゝる故に敦明をすかしおろせしにや。（林氏は道長父子の謀にやといふ。）又按ずるに、道長三條の子を立てざるは、彼帝在位の時より君臣の間隙あるが故なるべし。

二年正月、元服。（十一）三月、道長納女爲女御。（帝の姨。）三年三月、道長薙染。（五十四。）入道殿といふ。十二月、頼通辭攝政爲關白。四年、道長造法成寺。（これより御堂殿と云。）萬壽元年三月、京師多强盜。四年、道長薨。（六十二。）三代の間恣權三十餘年。一條、三條、後一條竝に東宮共にその女壻也。長元元年六月、上總介平忠常反。四年四月、甲斐守頼信平之。九年四月帝

顯密の僧―顯教と密教との僧侶

給ふたり―一本「給ひたり」

任、疑信誤

水當作レ大

水鏡―中山忠親の著、大鏡の前を補ひて神武より仁明までの史實を記せる假名歴史

たる人多かりき。されば帝もわれ人を得たる事は延喜天暦にまされりと自贊させ給ひける。林氏が説に、兼明親王の子源伊陟獻二菟裘賦一。叙云、君昏臣諛、無レ處二于愬一。賦云、扶桑豈无レ影乎。浮雲掩而乍昏。叢蘭豈不レ芳乎。秋風吹而先敗。帝自書レ之藏二篋笥一。崩後道長見レ之破棄焉。古事談には、帝範の去讒篇の叢蘭頗茂、秋風敗レ之。王者顯明、讒人蔽レ之と遊ばされしを、道長わが事を思召てかゝしめ給ふたりとて破りしとなり。伊陟獻レ賦事、古事談には村上の時と記せり。

三條は冷泉第二の子、母は兼家の女なり。一條卽位の日東宮に立つ。十一歳。寛弘八年六月受禪。卅六 道長執政たり。帝目を患て傳位。在位五年。四十一。○寛仁元年五月崩ず、四十二歳。古事談に、道長請ふ事あり、不レ聽。道長退出す。敦儀親王召しかへさる。親王たちながら勅喚のよしを稱す。道長歸奏曰、「如レ此生宮達立二板敷上一召二執柄人一乎。」經任卿說云、不レ歸二罵親王一直出云々。

後一條は一條第二の子、母は道長の女なり。三條卽位の日東宮とす。四歳 水鏡云、一條院御惱のをり仰せられけるは、「須らくは次第のまゝに一の御子を春宮とすべけれど、後見すべき人なきにより思ひかけず。さればこの宮をば立て奉るなり」と。一の御子とは敦康なり。これは道隆の女定子皇后の所

續世繼―一名今鏡、大鏡の後をつぎたる假名歴史

られしに、道隆かくれてやがて弟道兼なられぬ。七日といひしにあへなくうせられぬ。又云ふ、道長大納言にておはせしが、內覽の宣旨を蒙りて、右大臣までいたられしかど、延喜天暦の昔を思召けるにや、關白はやめられき。（正統記によれば、道長は一條の時に關白にはあらず。續世繼には關白たりしと見ゆ。）七月、道長爲右大臣。（これより道長朝政を恣にす。）二年正月、伊周流さる。伊周は道隆の子にて嫡流なれども、道長に超られしを恨み、且は又花山の法皇を射たりし罪によりて、道長姉の女院へ申してかく行ひしなり。三年、伊周歸る。これは伊周が妹の皇后誕皇子故なり。（長子敦康親王うまれ給ひしなり。）八月、源滿仲卒す。（八十一。）長保元年、道長が女彰子入內、藤壺の女御といふ。そののち中宮定子崩じ、彰子爲中宮。（これを上東門院と申せしなり。）寛弘五年、伊周を准大臣賜封戸。これを儀同三司といふ。八年六月十三日、帝病。傳位於東宮居貞。（三條院の御事。）二十二日崩。（三十二歲。）在位二十五年。續古事談に、帝寒夜に御衣を脱せられしよし、上東門院の仰せありし由見ゆ。古事談に、源國盛越前の守に任ぜしとき、藤爲時女房に就て上表す。其辭に曰く。苦學寒夜、紅淚沾袖、除目春朝、蒼天在眼。帝覽之、不食而臥涕泣。道長聽之、忽召國盛上辭表、以爲時任越前守。國盛家中涕泣。國盛自是鬱々、及秋任播磨の守、遂卒。正統記に、此御代にはさるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、すぐれ

薙染―剃髪
居喪―喪中

八月、兼家が二條京極の第成る。源頼光獻駒三十匹。永祚元年六月、前關白頼忠薨。(六十六歳。)封駿河公、謚廉義公。正暦元年正月、帝元服。(十一)五月、兼家因病薙染、號東三條大入道。讓攝政於嫡子道隆。以兼家爲准三后。(執政出家のはじめ。)七月二日薨。(六十二。)病中出家。故無謚。捨宅爲寺、號法興院。(攝家院號の始。兼家攝政六年。)

按ずるに、冷泉以後天子院號たり。今兼家薨じて院號を稱する、尤も以て僭上といひつべし。

十月、梅壺皇太后爲尼。號東三條院。(皇后院號のはじめ。)五年、使源滿政、平惟時、源頼親、源頼信等分捕群盜。古事談に、頼信は町尻殿の家人なり。常欲爲其主殺中關白。頼光止之曰、「殺得不定。一、雖殺得、汝主爲關白不定。二、雖爲關白而事露則事汝主不定。三云々。」長徳元年三月、道隆因病薙染、奏請其子伊周爲假關白。既而薨。(四十一歳。)四月、右大臣道兼爲關白。五月八日薨。十一日、道兼弟道長左大將を關白とす。是女院の心なりといふ。大鏡に、道兼花山をすかしおろせし功によりて、父のわれに關白を讓らざるを恨み、居喪の時悲の體なかりしと見ゆ。正統記には、道隆病ありて、其子内大臣伊周しばらく相代りて内覽せられしが、相續して關白たるべしと存ぜ

按ずるに、道兼の妹一人は冷泉の女御にて、花山の弟三條の母なり。一人は圓融の后にて一條の母なり。されば花山世をすて給はゞ、我女弟のうみし皇子立ち給ふべし、さらば帝の外舅となりなんとの事なるべし。古事談に、粟田殿五ヶ月の内、五位の少辨より正三位中納言に至るとある事按ずべし。江談、惟成の辨（惟成後帝と共に出家す。）任意行叙位之下云、此帝卽位之日、於大極殿高座上犯馬内侍之間、惟成驚五佩及御冠鈴聲。持參叙位之申文。帝以手還之間、任意行叙位云々。又云、帝禁女房幷下女等袴。又一條の時、長德二年正月、花山の法皇、鷹司（恒德公爲光。）の四君（弘徽殿女御の女弟なり。）へゆきて歸るを、中關白道隆の子伊周、其弟中納言隆家と謀て、これを射て腋にあつ。これは伊周四君の姉三の君に通じけるが、法皇かれにや通じ給ふと疑ありしによりてなり。法皇恥ぢていはざりしかど、事あらはれて、伊周筑紫に流さる。これらの事によりて觀れば、帝の不德をしる。

一條は圓融院の長子、母は梅壺の女御、卽ち兼家の女なり。花山卽位の日東宮に立つ。（五歳）花山遜位の日、兼家速に參内して、東宮を位につかしめて、（七歳）自ら攝政となる。（この時に賴忠關白を辭せしなるべし。關白十年なり。）この時冷泉を太上皇といひ、圓融、花山共に法皇といふ。（三上皇あるなり。）永延二年

そゝなかし―一本「そそのかし」

けうしは―一本「けしうは」

位於太子師貞。（花山院の御事。○帝の姪なり。帝時に廿六歳。在位十五年。）

花山は冷泉の第一子、母は懐子、攝政伊尹の女にて、圓融受禪の日に二歳にて太子に立つ。永觀二年八月卽位す。（十七歳。○按ずるに、一條帝は時に六歳なり。）賴忠爲關白。（この時冷泉圓融兄弟共に上皇にてまします。）寛和元年、弘徽殿の女御卒す。（藤爲光の女。）帝卽位の後、關白賴忠の女爲平親王の女大納言藤朝光の女三人をめして女御とす。又大納言藤爲光が女恒子を弘徽殿に納れて、寵すること殊に甚しかりしに、卒せしかば、悲傷も又甚し。二年六月二十二日、貞觀殿の北門より出で、花山寺に入りて落飾。（十九歳。）在位二年。（寛弘五年二月八日崩ず。四十一歳。）正統記に、粟田の關白（道兼也。兼家の第二子。）の藏人の辨と聞えし比、そゝなかし申てけるとぞ。古事談に、弘徽殿の女御薨ぜられし時、帝御悲歎の處、町尻殿（卽粟田の關白なり。）世間無常法の文を記して見せまゐらせ、御出家を勸め申し、もろともに出家御供すべしとなり。出御の時、女御の手車とりに還り入られんとありしに、道兼、「劍璽既に東宮にわたりぬ。（一條なり。）今は叶ひ候はじ」と申されたり。御落飾の時「大臣にかはらぬ姿今一度みえて歸り參るべしと」て遂電ありしかば、「我をはかるなりけり」とて涕泣し給ふ。又云ふ、花山御出家の時、天下騷動。大入道殿仰にいふ、「けうしはあらじ、よく求めよ」とてさわがしめ給はず。

の心あるが故なるべし。さらばこの事は村上始めに過りて、實頼その過りを重ねしなり。

實頼攝政、隨身兵仗、牛車、内覽の宣旨あり。（時に七十。）天祿元年五月薨ず。（七十一歳。）贈正一位、封尾張公、諡淸愼公。（關白攝政共に二年づつ。）帝の外舅右大臣伊尹攝政。三年四月、源高明歸京。十一月、太政大臣伊尹薨。（四十九歳。）贈正一位、封三河公、諡謙德公。（攝政三年。）伊尹弟兼通内大臣に任じ、（もとは中納言。）關白たり。（天延二年二月太政大臣。）貞元元年五月、宮殿災。六月より至七月地震。帝、后在兼通堀河第。（后は兼通の女。）二年、兼通奏以左大臣源兼明（高明が兄。）爲親王、任中務卿。陽尊之奪其職。十月、兼通因病而讓關白於從弟頼忠。（家頼の子。）奏、我弟兼家女、受寵於冷泉上皇而誕子。（三條。）故有復帝位之志。請貶（大納言大將。）爲治部卿。復請處流死之刑。帝不許。（これは兼通三木たりし時に兼家中納言に任じ、兼通中納言の時兼家大納言たりしを憤りて、頼忠と相議して兼家を害せんとせし心なり。）天元元年八月、兼家の女詮子を梅壺に入る。是よりさき兼通が女中宮たる故に、他家の女の入内を許さず。去年兼通薨じければなり。詮子やがて一條帝を生めり。四年七月、帝不豫。詔叡山慈惠聽輦車、爲大僧正。（行基以後二百餘年。）十月還新宮。五年十一月十七日、宮殿災。遷堀河院。永觀元年二月、命檢非違使、捕京畿猥帶弓箭兵仗者。二年、帝傳

のみ申しめれ—一本「のみこそ申すめれ」
長く—一本「事も長し」

諡なし。正統記に、この帝より天皇の號を申さず。又宇多より後諡を奉らず。遺詔ありて國忌、山陵を置れざる事は君父の賢道なれど、尊號をとゞめらるゝ事は臣子の義にあらず。神武以來の御號も皆後代の定なり。持統、元明よりこのかた、遜位或は出家の君も諡を奉り、天皇とのみ申しめれ。中古先賢の義なれども心を得ぬ事にて侍るなり。圓融は冷泉の同母弟。安和二年九月卽位す。十一歲。大鏡に、この帝東宮にたゝせ給ふほどは、いと聞きにくゝいみじき事どもこそ侍れ。是は皆人のしろしめしたる事なれば、長くとゞめ侍りぬ。

按ずるに、大鏡にいふ所は、爲平を立てずして圓融を太子とし、又た源高明を流せし類をさすなるべし。初め村上その長子廣平をすてゝ、劇に冷泉の生れて三月に滿ざるを太子とせし事、尤も過れりといふべし。且は冷泉の狂疾あるをそのまゝに太子として位を傳へられしも、過れるなるべし。次に村上崩じてのち、實頼爲平をすてゝ圓融を太弟とせし事は、爲平も帝の同母弟なりといへども、源高明が女その妃たれば、爲平もし傳位ならば、高明のために藤氏の權を奪るべしと思ひしが故なり。高明終に罪せられしも、世人實頼がこの擧を議するもの多きが故に、自疑懼

られし—一本「られて」

れし。これより朝政衰ふ。時に卌九。康保四年五月に崩じ給ふ。四十二歲。在位二十一年なりき。かくて冷泉院踐祚。五月 於凝華舍。十八歲。從舅左大臣實賴爲關白。古事談に、紫宸殿にして即位あり。十月 大極殿にて此事を行はれば、定めてみぐるしからん歟との事なり。小野宮殿の高名は此事也と云々。江談、續古事談等に、帝抽神劍開神璽の事あり。大鏡に、此帝に元方のものゝけおはしましてあさましかりしと。按ずるに、村上の長子廣平は元方の女の生める所なり。それをさしおきて、帝を以て嗣とせられし故にや。江談に曰く、天慶征討使、朝議欲以元方爲大將軍。元方聞之曰、「大將軍所言、一事以上、國家莫不致用。若致拜大將軍者、必請貞信公息一人爲副。」因茲寢此議。この一事を以て見るに、元方剛直の氣ありし人なり。安和二年三月、左馬助源滿仲、武藏介藤善時告ぐ、中務少輔源繁延反す。これは左大臣源高明 延喜第十六子。號西宮。がはかりごとにて、帝を廢し、その婿爲平を 先帝愛子。即位せしめんとの事なりといふ。太政大臣實賴、右大臣師尹奏して、高明を太宰權帥になし、剃髮せしめていだす。繁延、僧蓮茂等をとらへて窮問するに、藤千晴も 秀郷が子。與黨のよしにて、これを捕へて皆々流刑。高明が家を燒く。或は滿仲が讒といふ。このとし八月帝傳位於皇弟。在位三年。この後四十二年を經て、一條院の寬弘八年十月崩。壽六十二。 これより以後、天子皆院號にて

漳州―支那福建省に在り
木恭靖―白石の師木下順菴、恭靖は其諡、

至らん所には松を生ずべし」とあり。良種右近馬場に行き向ひて、朝日寺の住僧等に相議するほどに、一夜に松數千本生じて忽に林をなす。（事見二天滿天神託宣記、並北野緣起等一）琉球記云、封王第十代の王尙元が時に、古米村の林氏大夫といふもの、常に

いづくにも梅さへあらばわれとしれ心つくしに外なたづねそ

といふ歌を吟じて神を祭る。後入唐船の上使たり。漳州の梅花海にて船覆り、船中の百工皆溺死す。林氏ひとり梅枝に取りつきて活し、他船に乗りて歸り、遂に天滿宮を建つ。

先師木恭靖いはく、菅公外戚の權を抑んとの志ありしかば、藤氏の子弟のこれを譏したるなるべしと云々。

○冷泉以後八代の間、攝家の人々權を專にせられし事

付　天子院號始めの事　三變

冷泉院は村上の第二子。母は中宮安子、右大臣師輔の女なり。天曆四年五月生れて、七月立二太子一。（中間一月。）按ずるに、村上九男あり。長は廣平親王、（藤原の元方が女の所生。）冷泉、圓融、（共に藤氏の出なり。）具平。（代明親王の女の所生。）爲平は四男なれども、源高明の聟故立てられずと云々。始め村上在位久しく、康保元年四月中宮藤安子崩じ、その妹登子を迎へて寵す。これは帝の兄重明親王の室なり。中宮へ參られし時に帝通ぜり。今は重明も薨じ、中宮も崩じ給ひければ、迎へ入れら

北野緣起—北野天滿宮の由來記にして卽ち菅公一生の傳記

厭術—まじなひ

しに、かねて悟りて、菅氏に災をのがれ給ふべきよしを申したれど、沙汰なくて此事出來にき。北野緣起に、其頃帝の御身近く召しつかはれ給ふ人々に、源光卿藤定國卿菅根朝臣、諸共に僞りて勅宣と稱し申し構へ、博士どもに色々の珍寶を與へて冥衆を祭り、皇城の八方に厭術の雜寶を埋め給ひけり。一說、延喜の弟齋世親王は公の婿なれば、この人を立んとの事ありと讒せしともいふ。延喜元年辛酉正月元日、日蝕。その二十五日、菅公左遷。晦日の夜、上皇諫め給はんとて參らせ給ひしかど、宮門に入れず。菅根がわざといふなり。二月朔日、空しく還御。此日菅公都を出づ。齋世も出家なり。此年十二月上皇造㆓御室㆒。或云、上皇築㆓雙岡㆒隔㆓京師㆒云々。三年二十五日公薨。五十九歲。九年時平薨。十年旱。十三年右大臣源光薨。十四年正月京師火。六月大水。十六年三月大風雨。十七年大旱。二十二年旱。延長元年文彥太子薨。復㆓菅公官位㆒。七年洪水。八年六月二十六日、雷震㆓淸涼殿㆒。大納言藤淸貫、右中辨平希世等數輩震死。帝遷㆓常寧殿㆒、召㆓僧尊意㆒加㆓持聖體㆒。九月二十九日帝崩。朱雀天慶四年八月、僧道賢見㆓菅公於金峰㆒。賢改日藏。○事出㆓道賢上人冥途記㆒。天慶五年七月、西京七條坊門女子文子といふものに公託して、右近馬場に止る。事見㆓北野緣起㆒。村上の天曆元年六月、北野に移すといふ。村上の天曆九年三月十二日、近江比良社禰宜神主良種子太郎丸とて七歲なるに神託して、「我

下仁明、恐文德之誤

續古事談―著者不詳、古事談の續編

內覽―太政官より文書を奏下する前に內見する役

事と一本と字。

菅家は是善の子なり。一説に天子の御子と。然らば仁明の御子にや。仁明諱は道康、公諱は道眞といへばなり。儒家より起りて、宇多の時に頻に登庸し、大納言右大將たり。公極諫直言の事多し。相工の相せし事あり。又續古事談寛平の時、菅公諫め申されし事、漢人の諫を奉るに異ならず。ある時殺生禁斷ありし次の年、君自ら鷹狩し給ひしを、「今年は鳥獸何の謬あれば、忽にこれを狩り給ふ」とあれば、止り給ひたり。總てかやうの器量を御覽じられしにや、纔に九ヶ年の間に、讃岐守より、右大臣、內覽までに至り給へり。一説に宇多ひそかに菅家をめして傳位の事を議せらる、公諫めて申しとゞめらる。其後又この事を議せられしかば、「急ぎその事あるべし、時延なば他の妨あるものなり」とありし。されば延喜卽位の日、「菅公は當今の忠臣なり」と上皇仰せられしともいふ。この事不審。正統記に、丁巳の年卽位。戊午に改元。時平菅氏兩人、上皇の勅をうけて輔佐し申されき。後に左右大臣に任じて、共に萬機を內覽せられけるとぞ。右相は年もたけ、才も賢くて天下の望なり。左相は譜代の器なりければ棄てられ難し。ある時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相にまかせらるべしと云ふ沙汰ありて、既に召し仰せ給ひけるを、右相堅くのがれ申されてやみぬ。その事世に漏れにけるにや、左相憤を含み、樣々の讒をもうけて、終にかたぶけ奉りしことこそ淺ましけれ。善相公淸行朝臣は、此事未だきざさざり

保元物語｜著者未詳保元の兵亂の記事なり

三公｜太政大臣、左大臣、右大臣

○天慶の亂を論ず

大和物語｜著者未詳、種々の歌物語を書き集めたる者

村上天皇六年八月崩、三十歲。○保元物語に、朱雀、母后の勸めにて讓位ありしかど、後悔ありて、重祚の事を諸神に祈り、伊勢へも公卿勅使ありき。

村上は醍醐の第十四子、天慶九年四月二十八日卽位。二十一歲。天曆元年四月、實頼左大臣左大將、師輔右大臣右大將。其父忠平關白太政大臣にて、父子三人三公たり。三年正月、忠平致仕。實頼、師輔執政たり。八月、忠平薨。七十歲。贈正一位、封信濃公、謚貞信公。攝政二十一年、關白九年。この後十九年の間攝關を置かれず。

謹按、朱雀の初東南亂るゝ事、延喜の政衰へし上、外戚の權を專にせしによる歟。又朱雀に男なかりしかば、同母弟を以て太子とせり。傳位のはやかりし事は、災變のしきりなるによれる歟。

大鏡宇多の下に、この帝のたゞ人になり給ふほどなん覺束なし。よくも覺え侍らず。又醍醐の下に、寛平九年七月三日に位につかせ給ふ。御歲十三。やがて今宵よるのおとゞより俄に御かうぶり奉りて、さし出おはしましたりける。御手づからわざと人の申すはまことにやと云々。大和物語に、宇多禪位ののち、跡を滅してのがれ給ひし事をのせられたり。橘良利一人供奉せしよし。按ずるに、上皇崩年六十五、傳位の日三十一歲なり。

ふて諂僞と論じ給ふ事あり、後廣相御夢に見えて三金笏を授けしとなり

三人（注）―一本「二人」

大鏡―文德より後一條に至る百七十餘年間の歷史にして、藤原爲業の著なり

北野―菅公の靈

成明下、一分ニ註村上天皇の御事七字

醍醐帝に。十三歳。母は中納言藤高藤の女。上皇勅して時平廿七菅家に五十四。相並で行ふ政を。菅家は大納言大將たり。昌泰元年二月、時平左大臣左大將如く元の、菅家右大臣右大將如く元の。菅家辭表すれども不許さ。延喜元年正月二十五日徙し菅家を、以源光を爲す右大臣と。三年二月二十五日、菅家薨ず。四年、立て保明を爲す太子と。二歳 母は時平の女弟。穩子 九年四月、時平薨ず。卅九歳。贈る正一位太政大臣を。十三年三月源光薨ず。六十九歳 十四年七月、忠平右大臣。延長元年三月、太子薨ず。諡す文彦と。二年、忠平左大臣。帝の外舅藤定方右大臣。八年九月二十二日、帝大漸。傳ふ位を於寛明に。朱雀天皇の御事。二十九日崩ず。四十六歳 在位三十三年。攝關なし。

朱雀は醍醐の第十一子。按ずるに、延喜に皇子廿人あり。太子克明早世、二子保明も早世、朱雀(十一子)村上(十四子)この三人は、基經の女の所生なり。○大鏡に朱雀の下に、この帝生れさせ給ひては、御格子もまゐらず、よるひる火をともして、御帳の内にて三とせまでおほし奉らせ給ひき。北野にをぢ申させ給ひてかくありしぞかし。この帝生れおはしまさずば、藤氏の榮いとかうしもおはしまさざらまし。いみじきをりふし生れさせ給へりしぞかし。○三歳にして立つ太子に。延長十三年。八歳踐祚。忠平攝政す。承平六年六月、南海賊起る。純友 天慶二年十一月、平將門反す。三年二月、將門伏す誅に。四年六月、南海の賊平ぐ。此年十一月忠平還し政を爲る關白と。九年讓り位を皇太子成明に、遷る朱雀院に。廿四歳 在位十六年。

大漸—崩御

十訓抄云、藤佐世が言により基經厩馬をはなつ、廣相が罪になされしかば厲となれり。贈中納言は此事によれり、菅公時にかれを救

○宇多・醍醐・村上三代攝關を置れざる事　付菅丞相の事

光孝在位三年にして崩、五十八歳。第三子宇多卽位。母は桓武の子仲野親王の女、班子女王と云ひしなり。仁和三年八月二十六日、光孝大漸の日、基經等勸て立太子。二十一歳 宇多踐祚の初、十一月二十一日、詔曰、萬機巨細皆關白於太政大臣。二十六日、基經上表辭。閏十一月詔曰、社稷之臣、非朕之臣。宜以阿衡之任爲卿之任。四年二月二十二日、勅基經准三后、賜年官年爵、如忠仁公故事。五月九日、基經上表曰、未知阿衡之任如關白何。仍持疑久矣。伏聞、左大臣、明經博士等勘令申云、阿衡之任可無典職者。以可無典職、知阿衡爲貴、以臣比擬、非所克堪耶。勅曰、左大辨橘廣相作詔曰、宜以阿衡之任爲卿之任。而尙持疑不肯視事。天下之務皆壅滯。於是、使明經紀傳之士勘申云、阿衡是殷世三公官名。三公坐而論道、無所典職。然而朕本意欲關白萬機、賴其輔導。廣相所草、已乖朕意。自今以後、輔行衆務、總百官、應奏之事、應下之事、必先諮稟。朕將垂拱仰成。寛平元年十一月、基經に乘腰輿出入宮中。源融に乘輦ことを聽す。三年正月、基經薨。五十六歳 贈正一位、封越前公、謚昭宣公。公卿補任によれば、元慶四年より寛平二年まで關白十一年の間也。帝在位十年。寛平九年七月三日傳位於醍

小松帝―光孝帝なり
たこそ―一本「たゞ」なし
三代實錄―清和陽成光孝三代の實錄にして藤原時平菅原道眞等の撰に係る
垂拱―無爲

行き巡りつゝ、事の體を見給ふに、他の親王たちは騷ぎあひて、或裝束し、或圓坐取て奔走せられしに、小松帝の御許に參られしに、破れたる簾の內に、緣破れたる疊におはしまして、髻二俣に取て、傾動の氣おはしまさざりしかば、「この親王をこそ帝位には卽給はめ」とて、御輿をよせたりと云ふ。三代實錄に、嘉祥二年、渤海大使王文矩、望見帝在諸親王中、謂所親曰、「この公子有至貴之相。其登天位必矣。」〇古事談に、帝在藩の日、多く町人の物を借り用ひ給ひしかば、卽位の後、參內してせめ申しければ、納殿物をもて返し與へらると。〇正統記に、踐祚の始、攝政を改めて關白とす。これ我朝關白の始なり（宣帝の詔に、萬機之政猶關白於光の語にとる。）按ずるに、この二月二十三日卽位。五月九日勅令博士等勘奏太政大臣有職掌否、竝當大唐何官。（源融奉勅、令文章博士菅道眞、善淵永貞、大藏善行等議。）六月五日詔す、應奏應下之事、必先諮稟、朕將垂拱仰成云々。

廢立の事、四十六代孝謙上皇廢淡路帝して重祚の後、此度を始とす。又關白の事は、帝止むことを得ざるに出でたる歟。はじめ博士等に議せしめられしとき、太政大臣職掌あるべからずと申さば、基經が權を抑んとの御事歟。又按ずるに、當代の老臣、悉く關白或は內覽の臣の如くなる歟。不審。

天長上皇の離宮、今の西院。或は云ふ、橘太后の宮。○江次第に、學館院者、橘氏諸兄公右大臣申二立之一。

良房救二源信一事、正統記にくはし。大納言伴の善男、有レ寵而欲レ任二大臣一。しかれども王公の闕なかりしかば、左大臣信をうしなひて其闕にならんとおもひ、應天門をやきて、左大臣世をみだらん謀なりと申す。清和帝おどろき、右大臣良相に詔して、すでに誅せらるべしとありしに、良房かくと聞て、烏帽子直衣のまゝにて、白晝に騎馬にて馳參じて申しなだむ。そののち善男が謀顯はれて流されたり。

○關白竝廢立始の事 二變

貞觀十八年、淸和廿六歲。傳二位於太子一。陽成以二外舅右大臣基經一爲二攝政一。陽成の母は長良の女、二條の后是なり。元慶三年、上皇薙染。四年、遷二丹波水尾山一。十二月崩。三十一歲。一說に、此年十一月八日。以二基經一爲二關白一。公卿補任には攝政四年と。八年二月四日、基經廢二陽成帝一。十七歲。源融これを難ぜしに、藤原諸葛握レ劍曰、「誰違二太政大臣之言一」といひしかばこと決すともいふ。又古事談には、この事の評定の時、融左大臣望二帝位一之志ありて、「皇親を求められば融にも侍は」とありしに、基經、「皇胤たりといふとも、すでに賜レ姓たゞ人にて仕へられし人、卽位の例如何にや」といひしかば、融の言なかりしとも見ゆ。かくて基經相二諸皇子一、建二光孝帝一。帝は仁明第三の子。時に一品式部卿親王、御年五十五歲なり。○古事談に、基經親王たちの許へ

古事談ー著者不詳古來の傳說を雜記せる書

融にもー一本「に」字なし

保衡――攝政の意

西宮記――醍醐天皇の皇子源高明の著

江次第――江家次第、大江匡房の著

拾芥――拾芥抄、藤原實凞の著

天安元年二月、右大臣良房爲太政大臣、（大友、高市、押勝、道鏡以後初度也。）帶劍を聽さる。これ源信が諫によりて、良房の心を慰むため歟。その十一月弘法に贈大僧正。これその弟子眞濟が請によるといふ。惟ふに眞濟をして惟高が事を祈らるゝが故か。その十二月、惟高元服、授四品。明くる二年八月天皇崩ず。三十二歳なり。（惟高十五歳。）惟仁九歳にて踐祚。外祖良房攝政す。（實録を按ずるに、帝倉卒有不豫之事、言語不通と云云。又良房攝政たるべきよしの遺詔のことも見えず。）

異朝の例。堯の時舜攝政。殷の時伊尹保衡。周の時周公旦。漢の時霍光。本朝の例。應神の時神功后。推古の時厩戸。齊明の時中の大兄。元明の時皇女淨足姬の尊。（すなはち元正の御事なり。）

貞觀六年正月、帝元服、良房還政、（攝政五年。）白河に閑居す。十三年二月、帝御紫宸殿視政、四月加良房食祿賜隨身兵仗、准三后。（准三后の始。）十四年九月、良房薨ず。年六十九。贈正一位、封美濃公、謚忠仁公。（中間十三年攝政なし。）この後源融藤基經執政たり。初め閑院左大臣冬嗣歎藤氏之衰、子孫親族の學を勸んために建勸學院、（大學東西の曹司ありて、菅江二家これを掌る。その南にあれば南曹といふ。）氏の長者管領して、興福寺及氏社の事を司る。良房が後この一流に傳り掌る。〇西宮記に獎學院以元慶五年中納言在原行平卿庶幾勸學院之例所建立也。〇江次第に、應和二年閏十二月、源氏王卿大納言高明以下、申請當院學生准勸學院例。〇拾芥に、淳和院

虚器を擁せられ―實なきをいふ

一本、惟仁下分ニ註清和天皇の御事七字ニ江談―江談抄大江匡房の著

をもて世嗣となされしによれりとは存ずるなり。尊氏天下の權を恣にせられし事も、後醍醐中興の政正しからず、天下の武士、武家の代を慕ひしによれるなり。尊氏より下は、朝家はたゞ虚器を擁せられしまゝにて、天下は全く武家の代とはなりたるなり。

○本朝幼主並攝政始付藤氏家學を建る事 一變

文德帝は仁明の太子なり。母は左大臣藤冬嗣の女、(冬嗣は鎌足の五代の孫なり。)五條の后といふ。嘉祥三年三月仁明崩ず。四月文德卽位す。卽位より五日にあたりて淸和生る。母は右大臣藤良房の女、染殿の后是なり。(良房は冬嗣の二男にて文德の外舅。)始文德に三子あり。長は惟高、(文德卽位の時七歲なり。)次は惟條。二人共に紀名虎が女の生る所なり。三は惟彦といふ。滋野貞主が女の生る所なり。然るに文德第四子惟仁を太子とす。卽ち卽位の年の十一月、惟仁生れて纔に九月なり。かゝる例いまだあらず。大納言源信を皇太子の傅とす。(信は帝の叔父。)

○江談に云ふ、帝有下讓二位於惟高一之志上。憚二良房一不レ果。或祈レ神又修二祕法一。眞濟爲二惟高一祈焉。眞雅爲二惟仁一祈焉。按ずるに、この事亦見二于國史一。但し信諫め止めしなり。齊衡三年十一月帝新に殿を作り、庭上にてみづから天を祭る事あり。これ江談に所レ謂祈レ神の事歟。

鎌倉殿―鎌倉幕府の將軍源頼朝以下を指す
蒙塵―都の外に逋れ給ふ
○武家の起源を論ず

三十八年の間は、鎌倉殿天下兵馬の權を分掌せらる。六變 後堀河、四條、後嵯峨、後深草龜山、後宇多、伏見、後二條、花園、後醍醐、光嚴十二代凡百二十年の間は、北條陪臣にて執二國命一。七變 後醍醐重祚、天下朝家に歸する事纔に三年。八變 その後天子蒙塵、尊氏光明を立て共主となしてより、天下永く武家の代となる。九變

武家は、源頼朝幕府を開いて、父子三代天下兵馬の權を司れり。凡三十三年。一變 平義時承久の亂後天下の權を執る。其後七代凡百十二年。高時が代に至りて滅ぶ。二變○この時に攝家將軍二代、親王將軍四代あり。 後醍醐中興の後、源尊氏反して天子蒙塵。尊氏光明院を北朝の主となして、みづから幕府をひらく。子孫相繼いで十二代に及ぶ。凡二百三十八年。三變○このうち南北戰爭五十四年、應仁亂後百七年の間天下大に亂る。實に七十七年が間、武威あるが如くなれども、東國は皆鎌倉に屬せり。 足利殿の末、織田家勃興して將軍を廢し、挾二天子一令二天下一と謀りしかど、事未レ成して凡十年がほど。 その臣光秀に弑せらる。豐臣秀吉其故智を用ひ、自ら關白となりて天下の權を恣にせし事凡十五年。四變 その後終に當代の世となる。五變

謹で按るに、鎌倉殿天下の權を分たれし事は、平清盛武功によりて身を起し、遂に外祖の親をもて權勢を專にせしによれり。清盛かくありし事も、上は上皇の政みだれ、下は藤氏累代權を恣にせしに倣ひしによれるなり。されば王家の衰へし始は、文德幼子

讀史餘論

巻一

○本朝天下の大勢九變して武家の代となり、武家の代また五變して、當代に及ぶ總論の事

神皇正統記に、光孝より上つ方は一向上古なり、萬の例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。五十六代清和幼主にて外祖良房攝政す。是外戚專權の始め。一變 基經外舅の親によりて、陽成を廢し光孝を建てしかば、天下の權歸二於藤氏一。その後關白を置き、或は置ざる代ありしかど、藤氏の權おのづから日々盛なり。二變 六十三代冷泉より圓融、花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉凡八代百三年の間は、外戚權を專にす。三變 後三條白河兩朝は政出二於天子一。四變 堀河、鳥羽、崇德 白河六年。鳥羽十三年。 近衞 鳥羽十四年。 後白河、二條、六條、高倉、安德 後白河三十餘年。 凡九代九十七年の間は、政出二於上皇一。五變 後鳥羽、土御門、順德三代凡

おましますー一本「おましく〵き」

ぼらせましまして、内裏(だいり)にて御元服、加冠は左大臣なり。卽ち三品(さんぼん)に叙し、陸奥の太守に任ぜさせ給ふ。同じき戊寅(つちのえとら)の年の春、又(また)のぼらせ給ひて、吉野の宮にましく〵しが、秋七月、伊勢に越えさせたまひ、重ねて東征ありしかど、猶(なほ)、伊勢に歸りまし、己卯(つちのとう)の年三月また、吉野へ入らせ給ふ。秋八月、中の五日、譲(ゆづり)を受(う)けて、天日嗣(あまつひつぎ)を傳へおましまます。

神皇正統記　終

るをのみやは夢といはむはかなき世をもうつつとは見ず（忠岑）
獲麟―天子の崩御、春秋の故事
第五十世の天皇―一本「今上皇帝」

述べて、素意の末をも顯さまほしくて、強ひて記しつけ侍るなり。豫て時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より、親王をば左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰せのまゝにて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふ事二十一年、五十二歳おまし〳〵き。昔、仲哀天皇熊襲を攻めさせ給ひし時、行宮にて神さりましましき。されど神功皇后程なく三韓を平げ、諸皇子の亂を鎭められて、胎中天皇の御代に定りき。この君聖運まし〳〵しかば、百七十餘年、中絶えにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく、徳もなき盗人世に起りて、四年餘が程宸襟を惱し、御世を過ぐさせ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなんや。今の御門又天照大神より以來の正統を受けまし〳〵ぬれば、この御光に爭ひ奉る者やは有るべき。却かくて鎭るべき時の運とぞ覺え侍る。

○第九十六代、第五十世の天皇、（後村上と號す。）諱は義良、後醍醐天皇第七の御子、御母は准三宮藤原廉子。のこ君孕まれさせ給はんとて、日を抱くとなん夢に見申し給ひけるとぞ。されば數多の御子の中に、たゞなるまじき御事とぞ、豫てより聞えさせ給ひし。元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかためにて赴かせ給ふ。甲戌の夏、立親王、丙子の春、都にの

内の海に著きたる船—この船に著者親房は乘れるなり

御志ある輩—勤王の輩、小田治久等をいふ

四年にも云云—延元元年、南北分立より興國六年までをいふ、この年本書成る

寢る中なる云々—ぬるがうちに見

信朝臣は本より御船に侍ひけり。同じ風の紛に、東國を差して常陸の國なる内の海に著きたる船侍りき。方々に漂ひし中に、この二つの御船同じ風にて、東西に吹き分けらる。末の世には、珍なる例にぞ侍るべき。儲の君に定めらせ給ひて、例なき鄙の御住居もいかゞと覺えしに、皇大神の止め申させ給ひけるなるべし。後には吉野へ入らせましまして、御目の前にて天位を繼がせ給ひしかば、いとゞ思ひ合せられて、貴くも侍るかな。又、常陸は本より志す方なれば、御志ある輩相計らひて、義兵强くなりぬ。奥州、野州の守も、次の年の春、重ねて下向して、各國に著き侍りにき。さても舊都には、戊寅の年の冬、改元して曆應とぞ云ひける。吉野の宮には本の延元の號なれば、國々も思ひ思ひの號なり。もろこしにはかゝる例多けれど、此國には例なし。されど四年にもなりぬるにや。大日島根は本よりの皇都なり、内侍所、神璽も吉野におはしませば、いづくか都にあらざるべき。さても八月の十日餘六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、崩れまし〳〵ぬとぞ聞えし。寢るが中なる夢の世、今に始めぬ習とは知りながら、かず〳〵目の前なる心地して、老の涙もかきあへねば、筆の迹さへ滯りぬ。昔、仲尼は獲麟に筆を絕つとあれば、こゝにて止まりたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申

苔の下云々—和泉式部が女小式部を悼みてよめる歌諸共に苔の下には朽ちずして埋れぬ名を見るぞ悲しき（金葉雑下）

親房—顕家
親房—顕信
親房—顕能

伊勢の海—篠島

云ふ所にての戰に、時や至らざりけん、忠孝の道こゝにて極まり侍りにき。苔の下にも埋れぬものとては、たゞ徒に名をのみぞ止めし。心憂き世にも侍るかな。官軍猶心を勵まして、男山に陣を取りて、暫く合戰ありしかど、朝敵忍びて社壇を燒き拂ひしより、こと成らずして引き退く。北國に有りし義貞も、度々召されしかど上りあへず、させる事なくて、空しくさへなりぬと聞えしかば、云ふばかりなし。さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子、又東へ向はしめ給ふべき定あり。左少將顯信朝臣、中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥介鎭守將軍をかねてつかはさる。東國の官軍、悉くかの節度に從ふべき由を仰せらる。親王は儲の君に立せ給ふべき旨申し聞かせ給ふ。「道の程も忝なかるべし、國にては顯させ給へ」となん申されし。異母の御兄も數多まし〳〵き。同母の御兄も、前の東宮恒良親王、成良親王まし〳〵しに、かく定まり給ひぬるも、天命なれば忝なし。七月の末つ方、伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事の由を啓して御船の裝し、九月の初、纜を解かれしに、十日餘の事にや、上總の地近くより、空の景色おどろ〳〵しく海上暴くなりしかば、また伊豆の崎と云ふ方に漂はれ侍りしに、いとゞ波風夥しく成りて、數多の船、行き方知らず侍りけるに、御子の御船は障なく伊勢の海に著かせ給ふ。顯

月にも成りぬ。高氏等西國の凶徒を相談らひて、重ねて攻め上る。官軍利なくして、都に歸り參る程に、同二十七日に、又山門に臨幸し給ふ。八月に至るまで、たび〳〵合戰ありしかど、官軍進まず。よりて都には元弘の僞主の御弟に、三の御子豐仁と申しけるを、位に卽け奉る。十月十日の頃にや、主上都に出でさせ給ふ。いとあさましかりし事なれど、また行末を思召す道ありしにこそ。東宮は北國に行啓あり。左衛門の督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めて、さるべき兵も數多仕うまつりけり。主上は尊號の儀にてまし〳〵き。御心を休め奉らん爲にや、成良親王を東宮に居ゑ奉る。同十二月に、忍びて都を出でまし〳〵て、河内の國に正成と云ひしが一族等を召し具して、吉野に入らせ給ひぬ。行宮を造りて渡らせ給ふ。本の如く在位の儀にてぞまし〳〵ける。內侍所も遷らせ給ひ、神璽も御身に從へ給ひけり。誠に奇特の事にこそ侍りしか。吉野の御幸に先立ちて、義兵を起す輩も侍りき。臨幸の後には、國々にも御志ある類數多聞えしかど、次の年も暮れぬ。又の年戊寅の春二月、鎭守府の大將軍顯家卿、又親王を先立て、申し、重ねて打上る。海道の國々、悉く平ぎぬ。伊勢、伊賀を經て大和に入り、奈良の京になん著きにける。それより所々の合戰數多度々互に勝負侍りしに、同五月和泉の國石津と

豐仁―光明

左中將―一本「右少將」

○吉野の行宮

石津―太平記阿倍野に作る

親王―義貞

朝敵の黨類―赤松則村

固められしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍又敗れて、朝敵既に近付く。よりて比叡山東坂本に行幸して、日吉社にぞまし〳〵ける。内裏も卽ち燒けぬ。累代の重寶も多く失せにけり。昔より例無きほどの亂逆なり。かゝりし間に、陸奥守鎭守府將軍顯家卿の、この亂を聞きて、親王をさきにたて奉り、陸奥、出羽の軍兵を率して攻めのぼる。同十三日近江の國に著きて、事の由を奏聞す。十四日に江を渡りて、坂本に參りしかば、官軍大きに力を得て、山門の衆徒までも萬歳をよばひき。同十六日より合戰始まりて、卅日、遂に朝敵を追ひ落す。軈てその夜、還幸したまふ。高氏等猶攝津の國にありと聞えしかば、重ねて諸將を遣はす。二月十三日、又是を平げつ。朝敵は船に乘りて、西國へなん落ちにける。諸將及び官軍は、かつ〴〵、歸り參りしを、東國の事覺束なしとて、親王もまた歸らせ給ふべし、顯家卿も任所に歸るべき由仰せらる。義貞は筑紫へ遣さる。かくて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥の太守に任じまします。この國の太守は、始めたる事なれど、便ありとてぞ任じ給ふ。勸賞によりて、同母の御兄、四品成良の御子を超え給ふ。顯家卿は、わざと賞をば申受けざりけるとぞ。義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨の國に朝敵の黨類ありとて、まづ是を退治すべしとて、日を送りし程に、五

○高時の餘類謀叛

戚里の寄―母方の里の信用

顯ならぬ法令―名例律の議請減を云ふ

○高氏叛す

て、都の中はえ〴〵しくこそ侍りけれ。建武乙亥の秋の比にし、高時が餘類、謀叛を起して、鎌倉に入りぬ。直義は成良親王を引き連れ申して、參河國までのがれにき。兵部卿護良親王、ことありて、鎌倉におはしましけるをば、連れ申すに及ばず、うしなひ申してけり。亂の中なれど、宿意を果すにやありけん。都にも豫て陰謀の聞ありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召し置かれしも、このまぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて、七代になりぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運の然らしむるかとは覺ゆれど、弘仁に死罪を止められて後、信頼が時にこそ、珍かなる事に申し侍りけれ。戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同じ死罪なりとも、顯ならぬ法令もあるに、承り行ふ輩の誤とぞ聞えし。高氏は申しうけて、東國に向ひけるが、征夷將軍竝に諸國の總追捕使を望みてけれど、征東將軍になされて、悉くは許されず。程なく東國は鎭りにけれど、高氏、望む所達せずして、謀叛を起す由聞えしかば、建武二年乙亥十一月十日餘にや、義貞を追討すべき由奏狀を奉る。卽ち打て上りければ、京中騷動す。追討のため、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々も數多遣はさる。武家には義貞の朝臣を始めて、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引退きぬ。關々を

長岡—東鑑に葛岡

力なり。これを三傑と云ふ。萬人に勝れたるを傑と云ふとぞ。中にも張良は高祖の師として、謀を帷帳の中に廻して、勝つ事を千里の外に決するは、この人なりと宣ひしかど、張良は驕ることなくして、留と云ひて少きなる所を望みて、封ぜられにけり。あらゆる功臣多く滅びしかど、張良は身を全くしたりき。近き代の事ぞかし、頼朝の時までも、文治の頃にや、奥の泰衡を追討せしに、自ら向ふ事ありしに、平重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望み賜はりけるとぞ。これは人に廣く賞をも行なはしめんが爲にや。賢かりけるをのこにこそ。又、直實と云ひける者に、一所を與へ給ふ下文に、「日本第一の剛の者なり」と書きて賜ひてけり。一とせ、かの下文をもちて奏聞する人のありけるに、褒美の詞の甚しさに、與へたる所の少さ、誠に名を重くして、利を輕くしける、いみじき事と口々に褒め合へりける。いかに心得て褒めけんと、いとをかし。これまでの心こそ無からめ、事に觸れて君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。ありし世の、東國の風儀も變り果てぬ。公家の古き姿も無し。いかになりぬる世にかと、歎き侍る輩も有りと聞えしかど、中一年ばかりは、誠に一統のしるし覺えて、天の下擧り集り

堅き氷云々—易に、霜を履み堅氷至る

堅き氷は霜を履むより至る習なれば、亂臣賊子と云ふものは、その始心言葉を謹まざるより出で來るなり。世の中の衰ふると申すは、日月の光の變るにもあらず、草木の色の改まるにもあらじ。人の心の惡しくなり行くを、末世とは云へるにや。昔許由と云ふ人は、帝堯の國を傳へんとありしを聞きて、潁川に耳を洗ひき。巣父はこれを聞きて、此水をだに穢がりて渡らず。その人の五臟六腑の變るにはあらじ、能く思ひ習はせる故にこそあらめ。猶行末の人の心、思ひ遣るこそあさましけれ。大方己一身は恩に誇るとも、萬人の怨を殘すべき事をば、などか顧みざらん。君は萬姓の主にてましませば、限有る地をもちて、限無き人に分たせ給はん事は推して測り奉るべし。若し、一國宛を望まば、六十六人にてみな塞がりなん。一郡づつと云ふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は喜ぶとも、千萬人の人は喜ばじ。況んや日本の半を志し、みながら望まば、帝王はいづくをしらせたまふべきにか。かゝる心の萌して、言葉にも出で、面に恥づる色のなきを、謀叛の初と云ふべきなり。昔の將門は、比叡山に登りて、大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かゝる類にや侍りけん。今は人々の心かくのみ成りにたれば、この世は能く衰へぬるにや。漢の高祖の天下をとりしは、蕭何、張良、韓信が

前車の轍—前人の事を見て自己の將來を戒むること

言語は云々—易の語

忠を致し、命を捨つるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名とおもふべきに有らず。然れども後の人を勵まし、其跡を愍びて賞せらるゝは、君の御政なり。下として競ひ爭ひ申すべきにはあらぬにや。況てさせる功無くして、過分の望を致す事、自ら危むる端なれど、前車の轍を見ることは、誠に有り難き習なりけんかし。中古までは、人のさのみ豪强なるをば戒められき。豪强になりぬれば、必ず驕る心あり。果して身を滅ぼし家を失ふ例あれば、戒めらるゝも理なり。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事を停むべしといふ制符、度々ありき。源平ひさしく武を執りて仕へしかども、事有る時は宣旨を賜はりて、諸國の兵を徵し具しけるに、近代となりて、軈てかたらはるゝ族多くなりしによりて、此制符は下だされき。果して今までの亂世の基なれば、云ひがひなき事に成りにけり。此頃の諺には、一度、軍に驅け合ひ、或は、家の子郎從、節に死ぬる類もあれば、わが功に於きては、日本國を賜へ。若しは、半國を賜はりても、足るべからずなどを申すめる。實にさまで思ふ事はあらじなれど、軈てこれより亂るゝ端ともなり、又、朝威の輕々しさも推し量らるゝものなり。言語は君子の樞機なりと云へり。あからさまにも君を蔑にし、人に驕る事は有るべからぬ事にこそ。先に記し侍りし如く、

荘公—荘園と公領

目代—又眼代とあり代官

本所の領—荘園

おとし—ないがしろにし

闕所—受領なき地

許されず。光仁天皇は、永く神社佛寺に寄せられし地をも、永の字は一代に限るべしとあり。後三條の院の御世こそ、この費を聞かせ給ひて、記錄所を置かれて、國々の莊公の文書を召して、多く停廢せられしかど、白河、鳥羽の御時より、新立の地彌々多くなりて、國司の知る所百分が一になりぬ。後様には、國司の任に赴く事さへ無くて、その人にもあらぬ目代を差して、國を治めしかば、爭か亂國とならざらん。況や文治の初、國に守護職を補し、莊園、鄕保に地頭を置かれしより以來は、更に古の姿と云ふ事なし。政道を行はるゝ道悉く絶えはてにき。偶々一統の世に復りぬれば、この度ぞ深き費をも改められぬべかりしかども、それまでは剩への事なり。今は本所の領と云ひし所々さへ、皆勳功に混ぜられて、累家もほと〳〵、其名ばかりになりぬるもあり。これ皆功に誇れる輩君をおとし奉るによりて、皇威もいとゞ輕くなるかと見えたり。かゝればその功無しといへども、古より勢ある輩をなづけられんためにか、或は本領なりとて賜るもあり、或は近境なりとて望むもあり。闕所を以ておこなはるゝに、足らざれば國郡につきたりし地、若しは、諸家相傳の所までも、競ひ申しけりとぞ。治まらんとして彌々亂れ、安からんとして益々危くなりにける、末世の至こそ誠に悲しく侍れ。凡そ王土に生れて、

曠官―官をむなしくすること

あがち―分配し

不輸の地―貢を出さざる地

いろはれ―干渉せられ

ず。官を任ずるには、文吏を求め選びて、功臣をさし置く。これによりて二十八將の家、久しく傳はり、昔の功も空しからず、朝には名士多く用ひられて、曠官の譏無かりき。かの二十八將の中にも、鄧禹と賈復とは、其選に預りて、官に有りき。漢朝の昔だに、文武の才を備ふる事いと有り難く侍りけるにこそ。次に功田と云ふ事は、昔は功の品に從ひて、大、上、中、下の四の功を立て、田をあがち給ひき。その數、皆定まれり。大功は世々に絶えず、その下つ方は、あるは三世に傳へ、孫子に傳へ、身に止まるもあり。天下を治むると云ふ事は、國郡を專にせずして、その事となく不輸の地を立てらるゝ事の無かりしこそ。國に守あり、郡に領あり。一國の內、皆國命の下にて治めし故に、法に背く民なし。かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指して行ひ易かりき。その中に諸院、諸宮に御封あり。親王、大臣又かくの如し。その外官田職田とてあるも、皆、官符を賜はりて、その所の正税を受くるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但し大功の者ぞ、今の莊園などとて傳ふる如く、國司にいろはれずして傳へける。中古となりて、莊園多く立てられ、不輸の所出で來しより、亂國とはなれり。上古にはこの法能く堅かりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣、わが封戸を分けて、寺に寄せんと奏せしを、終に

この身――一本「この勞」

非重代――譜第にあらざるもの

受領を經て合格して、公文と云ふ事考へぬれば、參議に任ずと申し習はしたるを、白河の御時、修理正顯季と云ひし人、院の御乳母の夫にて、時の綺羅並ぶ人なかりしが、この身を募りて、參議を申しけるに、院の仰せに、「それも物書きての上の事」と有りければ、理に伏して止みぬ。この人は歌道なども譽ありしかば、物書かぬ程の事やはあるべき。又、參議に成るまじき程の人にも有らじなれど、和漢の才學の足らぬにぞありけん。白河の御代までは、能く官を重くしたまひけりと聞えたり。あまり譜第をのみ採られても、賢才の出で來ぬ端なれば、上古に及び難き事を、怨むる族もあれど、昔のまゝにては、彌々亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。但し、才も賢く、德もあらはにして登用せられんに、人の譏あるまじきほどの器ならば、今とても必ず非重代によるまじき事とぞ覺え侍る。その道にはあらで、一旦の勳功など云ふばかりに、武家代々の陪臣を擧げて、高官を授けられんことは、朝議の妄なるのみならず、身の爲も克く愼むべき事とぞ覺え侍る。もろこしにも、漢の高祖は、漫に功臣を大きに封じ、公相の位をも授けしかば、果て驕りぬ。驕りぬれば滅ぼす。よりて後には、功臣殘無くなりにけり。後漢の光武はこの事に懲りて、功臣に封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら、封ぜらるゝ所四縣に過ぎ

吹噓―人に薦め擧げらるゝこと

まづ德行云云―選敍令に出づ

四善―考課令に出づ

されど正四位の下左京權大夫にて止みぬ。まして泰時が世に成りては、子孫の末をかけて、能く掟て置きければにや、滅びしまでも終に高官に昇らず、上下の禮節を亂らず。近く維貞と云ひしもの、吹噓によりて、修理大夫になりしをだに、いかゞと申しけるが、誠にその身も軈て失せ侍りにき。父祖の掟に違ふは、家門を失ふ徵なり。人は昔を忘るる者なれど、天は道を失はざるなるべし。さらばなど、天は正理のまゝには行はれぬと云ふこと疑はしけれど、人の善惡は自らの果報なり。世の安からざるは時の災難なり。天道も神明も、いかにともせぬ事なれば、邪なるものは久しからずして滅び、亂れたる世も正に復るは、古今の理なり。是を能く辨へ知るを稽古と云ふ。人を選び用ひられし日は、まづ德行を盡す。德行同じければ、才用あるを用ひる。才用等しければ、勞效あるを採る。又德義、淸愼、公平、恪勤の四善を採るとも見えたり。また格條には、朝に斷養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも、德行、才用によりて、不次に用ひらるべき意なり。寛弘よりあなたには、誠に才賢ければ、種姓に拘らず、將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、その中に才もあり德もありて、職に適ひぬべき人をぞ選ばれける。世の末に亂りがはしかるべき事を戒めらるゝにや有りけん。七ヶ國の

節度―支配

へり。頼朝は、我身かゝればとて、兄弟一族をば、堅く抑へけるにや、義經は五位の檢非違使にて止みぬ。範頼が參河の守なりしは、頼朝拜賀の日、地下の前駈に召し加へたり。驕る心見えければにや、此兩弟をも終に失ひにき。さならぬ親族も多く滅ぼされしは、驕の端を防ぎて、世をも久しく、家をも鎭めんとにやありけん。先祖經基は、近き皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將として、かれが節度を受く。それより武勇の家となる。その子滿仲より、頼信、頼義と家相續いて、朝家の固として、久しく召使はる。上にも朝威ましく〳〵、下にもその分に過ぎずして、家を全くし侍りけるにこそ。爲義に至りて、亂に與して誅に伏し、義朝又、功を建てんとて滅びにき。先祖の本意に背きける事は疑なし。さればよく先蹤を辨へ、得失を考へて、身を立て、家を全くすることそ、賢き道なれ。愚なる類は、淸盛、頼朝が昇進を見てみなあるべき事と思ひ、爲義、義朝が逆心を好して、滅びたる故を知らず。近頃伏見の御時、源の爲頼と云ふをのこ、內裏に參りて自害したりしが、豫て諸社に奉れる箭にも、その夜射ける箭にも、太政大臣源の爲頼と書きたりし。いとをかしき事に申すめれど、人の心の亂に成り行く姿は、これにて推し量るべし。義時などは、いか程もあがるべくやありけん、

尸祿―空しく位にあること

秀郷、正四位下に叙し、武藏、下野兩國の守を兼ね、平の貞盛正五位下に叙し、鎭守府將軍に任ず。安倍の貞任、奥州を亂りしを、源の賴義の朝臣、十二年までに戰ひて、凱旋の日正四位下に叙し、伊豫守に任ず。彼等その功高しと云へども、一任四五ヶ年の職なり。これなほ、上古の法には變れり。保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、淸盛太宰の大貳に任ず。この外受領、檢非違使に成れるもあり。この時や、既に亂りがはしき始となりにけん。平治より以來、皇威殊の外衰へぬ。淸盛、天下の權を盜み、太政大臣にあがり、子ども、大臣大將になりしうへは、云ふに足らぬことにや。されど朝敵に成りて、軈て、滅亡せしかば、後の例には引き難し。賴朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤を休め奉りき。昔、神武の御時に、宇麻志麻見命の中洲を鎭め、皇極の御宇に、大織冠の蘇我の一門を滅ぼして、皇家を全くせしより後には、類無き程の勳功にや。それすら京上の時、大納言の大將に任ぜられしをば、固く辭み申しけるを、おしてなされにけり。公私の災にや侍りけん、その子は彼が跡なれば、大臣の大將になりて、軈て滅ひぬ。更に跡と云ふものなし。天意には違ひにけりと見えたり。君もかゝる例を始めさせ給ひしによりて、大功無きものまでも、皆かゝるべき事とおもひあ

は遂に破れて死すべきを云へり

官位の外に―一本「官位上る」

三公―太政大臣、左右大臣

諸國の守云云―以下外官迄一本によりて補ふ

諸司の一分―史生、諸司の下官なり

謬擧―その人にあらざるを登用すること

凡そ、政道と云ふ事は、所々に記し侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべきなり。これ天照大神の明なる御敎なり。決斷と云ふにとりて、數多の道あり。一つには、その人を選びて官に任ず。その人ある時は、君は垂拱してまします。されば本朝にも異朝にも、これを治世のもととす。二つには、國郡を私にせず、分つ所、必ずその理のまゝにす。三つには、功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善を勸め、惡を懲す道なり。これに一つも違ふを、亂政とは云へり。上古には勳功あればとて、官位を進むる事は無かりき。常の官位の外に、勳位と云ふしなを置きて、一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて一等にあがれば、正三位の下、從三位の上につらなるべしとぞ見えたる。又本位ある人の、これを兼ねたるもあるべし。官位と云へるは、上、三公より諸司の一分に至る、これを内官といふ。諸國の守より史生、郡司に至る、これを外官と云ふ。天文に象り、地理に法りて、各々掌る方あれば、その才無くては任用せらるまじき事なり。名と器とは人にかさずとも云ふ。天の司に人それ代るとも云ひて、君の妄に授くるを謬擧とし、臣の妄に受くるを尸祿とす。謬擧と尸祿とは、國家の破るる階、王業の久しからざる基なりとぞ。中古と成りて、平の將門を追討の賞にて、藤原の

に頼朝卿天下を鎭めしまゝの志にのみなりにけるにや、いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず。拜賀のさきに、やがて從三位して、ほどなく參議從二位までのぼりぬ。三ヶ國の吏務、守護、及び數多の郡莊を賜はる。弟直義、左馬頭に任じ、のち四位に叙す。皆頼朝例なき勳功ありしかど、高官高位に昇る事は亂政なり。果して又、子孫ら早く絕えぬるは、高官の致す所かとぞ申し傳へたる。高氏等は、頼朝、實朝が時に親族などとて、優恕する事もなし、只家人の列なりき。實朝の八幡宮に拜賀せし日も、地下前駈二十人の中に相加はれり。たとひ、頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺えず。況や久しき家人なり。さしたる大功も無くて、かくやは抽賞せらるべきと、怪み申す輩も有りけるとぞ。關東の高時、天命既に極まりて、君の御運を開きし事は、更に人力と云ひ難し。武士たる輩、いへば數代の朝敵なり。御方に參りて、其家を失はぬこそ、餘ある皇恩なれば、さらに忠を致し勞を積みてぞ、理運の望をも企て侍るべき。然るを天の功を竊みて、己が功と思へり。介子推が戒も、習ひ知る者無きにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩も數多昇進し、昇殿を聽さるゝも有りき。されば或る人の申されしは、「公家の御世に復りぬるかと思ひしに、却、猶武士の世になりぬ」るとぞありし。

三ヶ國―武藏、常陸、下總

介子推云々―左傳に出づ天の功を貪り己が力となすもの

○顯家陸奥の守となる

藩塀—守護

罷申—暇

御子—義良　今上皇帝—後村上

○中興の論評

に、掌を返すよりも易く、一統したまひぬる事、宗廟の御計も時節ありけりと、天下擧りてぞ、仰ぎ奉りける。同じき年の冬十月に、まづ東の奥を鎮めらるべしとて、參議右近中將源顯家卿を、陸奥の守になして遣はさる。代々、和漢の稽古を先として朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ、吏途の方にも習はず、武勇の藝にも携はらぬ事なれば、度々辭み申ししかど、「公家すでに一統しぬ。文武の道二つなるべからず。昔は皇子、皇孫、もしは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさゝれしが、今より武を兼ねて、藩塀たるべし」と仰せ給ひて、御自旗の銘を書かしめ給ひ、様々の兵器をさへ下し賜はる。任國に赴く事も、絶えて久しく成りにしかば、古き例を尋ねて、罷申の儀あり。御前に召し勅語有りて、御衣、御馬などを賜はりき。猶奥の固にもと申しうけて、御子を一所伴ひ奉る。かけまくも畏き今上皇帝の御事なれば、細には記さず。彼の國に著きにければ、誠に奥の方ざま兩國をかけて、みな靡き從ひにけり。同十二月、左馬頭源直義の朝臣、相摸の守を兼じて下向す。これも四品上野の太守成良親王を伴ひ奉る。この親王後に暫く征夷大將軍を兼ねせさせ給ふ。直義は高氏が弟なり。抑々かの高氏、御方に參れりし、その功は誠に然るべし、漫に寵幸ありて、抽賞せられしかば、偏

○義貞擧兵
○北條氏滅ぶ
○中興の業

還幸せさせ給ふ。誠に珍なりし事にならん。東にも上野の國に、源の義貞と云ふ者あり、高氏が一族なり。世の亂に思を起し、いくばくならぬ勢にて、鎌倉に打ち臨みけるに、高時等運命極りにければ、國々の兵附き從ふ事、風の草を靡かすが如くして、五月の二十二日にや、高時を初めとして、多くの一族皆自滅してければ、鎌倉又平ぎぬ。符契を合する事も無かりしに、筑紫の國々、陸奥、出羽の奥までも、同じ月にぞ鎭りにける。六七千里の間、一時に興り合ひにし、時の至り、運の極まりぬるは、かゝる事にこそと、不思議にも侍りしものかな。君はかくとも知らせ給はず、攝津國西の宮と云ふ處にてぞ、聞かせましくける。六月四日、東寺に入らせ給ふ。都にある人々も參り集りしかば、威儀をとゝのへ、本の宮に還幸し給ふ。いつしか賞罰の定めありしに、兩院、新帝をば宥め申し給ひて、都に住ませましくけり。されど新帝は僞主の儀にて、正位には用ひられず。改元して、正慶と云ひしをも、本の如く元弘と號せらる。官位昇進せし輩も、皆元弘元年八月より、先のまゝにてぞありし。平治より後、平氏世を亂りて二十六年、文治の始、頼朝、權を專にせしより、父子相繼ぎて三十七年、承久に義時世を執り行ひしより百十三年、總て百七十餘年の間、公の世を一つに知らせ給ふ事絶えにしに、この天皇の御代

孫なりし義平―原本「孫なりしが、義平」一本により改む

おしすゑ―強て押し付けおくなり

○高氏御方に參加

兩院―一本「兩皇」

のあたりの軍兵、暫くは競ひて襲ひ申しけれど、皆靡き申しぬ。都近き所々にも、御志ある國々の兵、より〳〵打ち出でつれば、合戰も度々になりぬ。京中騷がしく成りて、上皇も新主も六波羅に遷り給ふ。伯耆よりも軍をさしのぼせらる。こゝに、畿内近國にも、御志ある輩、八幡山に陣を取る。坂東より上れる兵の中に、藤原の親光と云ふ者も、彼の山に馳せ加はりぬ。つぎ〳〵御方に參る輩多くなりにけり。源の高氏と聞えしは、昔の義家朝臣が二男、義國と云ひしが後胤なり。彼の義國が孫なりし義氏は、平の義時朝臣が外孫なり。義時等が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をおきければにや、おしすゑたるやうなりしに、これは外孫なれば、取り立てゝ領する所なども數多はからひ置き、代々になるまで、隔無くてのみありき。高氏も都へさしのぼせられけるに、疑を遁れんとにや、告文を書き置きてぞ進發しける。されど冥見をも顧みず、心變りして御方に參る。官軍力を得しまゝに、五月八日の頃にや、都にある東軍皆敗れて、東へ志して落ち行きしに、兩院、新帝同じく御幸あり。近江の國馬場と云ふ處にて、御方に志ある輩、打ち出でにければ、武士は戰ふまでもなく、多くは自滅しぬ。兩院、新帝は、都に還し奉り、官軍これを守り申しき。かくて都より西ざま、程なく鎭りぬと聞えければ、

上達部—三位以上及び清華の人々
上のをのこ—殿上人
○楠正成義兵を擧ぐ

御戒にも違はせ給ひけりとぞ覺えし。今こそ、この天皇、疑なき繼體の正統にさだまらせたまひぬ。されど坊には、後伏見第一の御子量仁の親王居させたまふ。かくて元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせたまひ、奈良の方に臨幸ありしが、その所宜からで、笠置と云ふ山寺の邊に行宮を占め、御志ある兵を徵し集めらる。度々合戰ありしが、同九月に東國の軍多く集り上りて、事難くなりにければ、他所に移らしめ給ひしに、思の外の事出で來て、六波羅とて、承久より以來占めたる所に御幸なる。御供に侍りし上達部、上のをのこ共も、或は捕はれ、或は忍び隱れたるもあり。かくて東宮位に卽かせ給ふ。次の年の春、隱岐の國に遷らしめまします。御子たちも彼方此方に遷され給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々を廻り、國々を催して、義兵を起さんと企て給ひける。河内の國に、楠の正成と云ふものありき。その志深かりければ、河内と大和との堺に、金剛山と云ふ所に城を構へて、近國を犯し平げしかば、東より諸國の軍を集めて攻めしかど、固く守りければ、輒く落すに能はず。世の中亂れたちにし次の年癸酉の春、忍びて、御船に奉りて、隱岐を出で、伯耆に著かせ給ふ。その國に源の長年といふ者あり、御方に參りて、船上といふ山寺に、假の宮を建てゝぞ、住ませ奉りける。か

それならず—それのみならず
東宮—邦良
侍ふ人々—藤原經繼、源有忠、藤原教定等
そばく〳〵に—不和に

ひけるとぞ。天子灌頂の例は唐朝にも見えはべり。本朝にも淸和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる。主上を始め奉り、忠仁公なども受けられたり。これは結緣の灌頂かとぞ申すめる。この度は眞の授職と思召しゝにや。されど猶、許可に定まりきとぞ。それならず、又諸流をも受けさせ給ふ。又、諸宗をも捨て給はず。本朝、異朝、禪門の僧徒までも、內に召して訪はせ給ひき。凡て和漢の道に兼ね明かなる御事は、中頃よりの代々には、超えさせましく〳〵けるにや。戊午の年卽位、己未の夏四月に改元、元應と號す。始つ方は、後宇多院の御政なりしを、中二年ばかりありてぞ、讓り申させ給ひし。それより古きが如くに、記錄所を置かれて、夙に起き、夜半におほとのごもりて、民の憂を聞かせ給ふ。天下擧りてこれを仰ぎ奉る。公家の古き御政に復るべき世にこそと、高きも賤しきも、兼て疑ひ侍りき。かゝりし程に後宇多の院崩れさせ給ひて、いつしか東宮の御方に侍ふ人々、そばく〳〵に聞えしが、關東に使節を遣はされ、天位を爭ふまでの御中らひに成りにき。あづまにも、東宮の御事を引き立て申す輩ありて、御憤の始となりぬ。元亨甲子の九月の末つ方、漸事露れにしかども、承はり行ふ中に、云ふがひなき事出で來にしかど、大方は事無くて止みぬ。その後、程なく東宮薨れ給ふ。神慮にも叶はず、祖皇の

鶴膝—膝腫れ腿細くなる病

申し給ひき。弘安に時移りて、龜山、後宇多、世を治し召さずなりにしを、度々關東に仰せ給ひしかば、天命の理忝なく、恐れ思ひければにや、俄に立太子の沙汰ありしに、龜山は、この君をすゑ奉らんと思召して、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一の御子、さしたる故なくて、捨てられ難き御事なりければ、後二條ぞ居給へりし。されど後宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき。のち中務の卿を兼ねさせ給ふ。後二條世を早くしましくて、父の上皇歎かせ給ひし中にも、萬この君にぞ、委附し申させ給ひける。軈て儲の君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王、居給ふべきかと聞えしに、思し召す故ありとて、この親王を太子に立て給ふ。「かの一の御子幼くましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若し、邦良の親王、早世の御事あらば、この御末繼躰たるべし」とぞ、記し置かせましくける。かの親王鶴膝の御病ありて、危く思召しける故なるべし。後宇多の帝こそゆゝしき稽古の君にましくしに、その御跡をば能く嗣ぎ申させ給へり。剰へ諸々の道を好み知らせ給ふ事、有り難き程の御事なりけんかし。佛法にも御志深くて、宗と眞言を習はせ給ふ。初は法皇に受けましくけり。後に前の大僧正禪助に、許可まで受け給

原子―一本「季子」

諒闇―天皇の喪中

龜山の上皇養ひ申し給ひき。弘安に時移りて―一本此十九字なし

即位、己亥に改元。天下を治めたまふ事三年、推讓の事あり。尊號例の如し。正和の頃、父の上皇の御讓にて世をしらせ給ふ。時の帝は御弟なれど、御猶子の義なりとて、元弘世の中亂れし時、又暫くしらせ給ふ。こと改りても、かはらず都に住せしが、出家せさせ給ひて、四十九歳にて崩れさせましく〳〵き。

○第九十三代、後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子、御母は西華門院源基子、内大臣具守の女なり。辛丑の年即位、壬寅に改元。天下を治め給ふ事六年ありて、世を早くし給ふ。二十四歳おましく〳〵き。

○第九十四代、花園院（又萩原院と號す。）諱は富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤原原子、左大臣實雄の女なり。戊戌の年即位、改元。父の上皇世を治せたまひしが、御出家の後には、御讓にて、御兄の上皇しらせまします。法皇かくれ給ひても、諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の義とぞ。例なきことなり。天下を治め給ふ事十一年にて遁れ給ふ。尊號例の如し。世の中改りて、出家せさせ給ひき。

○九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子、御母は談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり。御祖父龜山の上皇、やしなひ

神皇正統記　巻之六

○兩統迭立の義

○第九十一代、伏見院、諱は凞仁、後深草第一の子、御母は玄輝門院藤原愔子、左大臣實雄の女なり。後嵯峨の帝、繼體をば龜山と思召しさだめければ、深草の御流れいかゞと覺えしを、龜山弟順の義を思召しけるにや、この君を御猶子にして、東宮にすゑたまふ。そののち、御心も適かず、惡樣なることさへ出で來て踐祚ありき。丁亥の年卽位戊子に改元。東宮にさへこの天皇の御子居給ひき。天下を治め給ふ事十一年、太子に讓りて尊號例の如し。院中にて世をしらせ給ひしが、程なく時移りにしかど、中六年ばかり有りて、また世をしり給ひき。關東の輩も、龜山の正流を受け給へる事は知り侍りしかど、近頃となりて、世を疑はしく思ひければにや、兩皇の御流を、交々居ゑ申さんと相計らひけりとなん。後に出家せさせ給ふ。五十歲おまし〳〵き。

○第九十二代、後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子、御母は永福門院藤原鏱子、入道太政大臣實兼の女なり。實の御母は准三宮藤原經子、入道參議經氏の女なり。戊戌の年

云々

開かるゝ―一本「開かせ給ふ」

納言、善相公等の名儒有りしかば、文道の盛りなりし事も上古に及べりき。この御誡につきて天子の御學問さまでなくともと、申す人の侍る、あさましき事なり。何事も文の上にてよく料簡あるべきをや。この君は在位にても、政事をしらせ給はず、又院にても十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明に、諸道を治せたまふなるべし。御出家の後も、懇に行はせましく〵き。上皇の出家させさせ給ふ事は、聖武、孝謙、平城、淸和、宇多、圓融、花山、後三條、白河、鳥羽、崇德、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山、後宇多にまします。醍醐、一條は、御病重くなりてぞせさせ給ひし。かやうに數多聞えさせしかど、戒律を具足し、始終闕くるゝ事なく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いと有難き御事なり。この御末に一統の運を開かるゝ、有德の餘薰とぞ思ひ給へる。元亨の末、甲子六月に、五十八歳にて崩れましく〵き。

古を若稽―一本「古を稽せ」若稽、事古―共に尚書
全經―易、詩、書、禮、樂、春秋
三史―史記、前漢書、後漢書
左右に云々―かれこれ批評し奉り得べきにあらず其故は

賢王とも申すめる。和漢の古事を知らせ給はねば、政道も明ならず、皇威も輕くなる、定まれる理なり。尚書に堯、舜、禹、の徳を譽むるには、古は若稽といふ。傅說が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして、世にながきことは、說が聞かざる所なり」とあり。唐に元士良とて、近習の宦者にて、內權を取り極めたる奸人なり。その黨類に教へけるは、「人主に書を見せ奉るな。はかなき遊戲をして、御心を亂るべし。書を見て道を知り給はゞ、わが輩は失せぬべし」といひける。今もありぬべき事にや。寛平の群書治要をさして宣ひける、部せばきに似たり。たゞしこの書は、唐の太宗、時の名臣、魏徵をして、撰ばせられたり。五十巻の中に、あらゆる經史諸子までの、名文を載せたり。全經の書、三史等をぞ、常の人は學ぶなる。この書に載せたる諸子などは、見るもの少し。殆んど名をだに知らぬ類もあり。まして萬機をしらせたまはんに、これまで學ばせ給ふ事、よし無かるべきにや。本經等を習はせましますまではあるべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問の上に、この書を御覽じて、諸子等の雜文まで無くともの御心なり。寛平は殊に博く學ばせ給ひければにや、周易の深き道をも、愛成と云ふ博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右に能はず。菅氏輔佐し奉られき。そのちも紀

○帝皇の學

がれけり。大風俄に起りて數十萬艘の賊船、皆漂倒破滅しぬ。末世といへども、神明の威德、不可思議なり。誓約の變らざる事、これにて推し量るべし。この天皇天下を治め給ふ事十三年、思の外に遁れまし〳〵て、十餘年ありき。後二條の御門たち給ひしかば世を知らせたまふ。遊義門院かくれまして、御歎の餘にや、出家せさせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多、圓融の例により、東寺にて灌頂せさせ給ふ。珍に尊き事に侍りき。その日は後醍醐の帝、中務の親王とて、王卿の座に著かせまします。只今の心地ぞし侍る。後、二條崩れさせ給ひし後、いとゞ世を厭はせ給ふ。嵯峨の奥、大覺寺と云ふ處に、弘仁、寬平の昔の御跡を尋ねて、御寺など數多立ててぞ、行はせ給ひし。そのち、後醍醐の、帝位に卽きまし〳〵しかば、又暫く世を知らせ給ひて、三年ばかりありて、讓りまし〳〵き。大方この君は、中古より以來には有り難き御事とぞ申し侍るべき。文學の方も、後三條の後にはかほどの御才聞えさせ給はざりしにや。寬平の御誡には、「帝皇の御學問は、群書治要などにて足りぬべし。雜文につきて、政を妨げ給ふな」と見えたるにや。されど延喜、天曆、寬弘、延久の帝は、皆、宏才博覽に諸道をも知らせたまひ、政事も明にまし〳〵しかば、まづ二代はことふりぬ。次には寬弘、延久をぞ、

ひきこされましにき—一本「ひきこされましましき」
當今—龜山
信子—原本「茨子」
○蒙古の襲來

○第八十九代、第四十七世、龜山院、諱は恒仁、後深草院同母の御弟なり。己未の年卽位、庚申に改元、この天皇を繼體と思召し置きてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ。後深草（その時新院と申しき。）の御子も、先だちて生れ給ひしかども、ひきこされましにき。（太子は後宇多にまします。御年二つ。深草の御子に、伏見御年四歳になり給ひけり。）後嵯峨崩れさせ給ひて後、兄弟の御あはひに、爭はせ給ふ事ありければ、關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にまします由を仰せ遣はされければ、事定まりて、禁中にて政務せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十五年、太子に讓りて尊號例の如し。院中にても十三年まで、世をしらせ給ふ。事改まりにし後、御出家。五十七歳おましましき。

○第九十代、第四十八世、後宇多院。諱は世仁、龜山の太子、御母は皇后藤原信子、（後に京極院と申す）左大臣實雄の女なり。甲戌の年卽位、乙亥に改元。丙子の年、唐の宋の幼帝、德祐二年にあたる。今年、北狄の種、蒙古興りて、元國と云ひしが、宋の國をほろぼす。（金國興りにしより、宋は東南の杭州にうつりて、百五十年になれり。蒙古興りてまづ金國を攻め、その國を合せ、後に江を渡りて、宋を攻めしが、今年終に滅ぼさる。）辛巳の年、（弘安四年なり。）蒙古の軍、多くの船を揃へて、わが國を犯す。筑紫にて大に合戰あり。神明威を現し、形を現じて防

告文—御願文

五十八歳—一本「五十一歳」

の報い明に、因果の理空しからず。且は遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て、將來の鑒誡とせらるべきなり。そもそも此天皇の正路にかへり、日嗣を受け給ひし、先立ちて、樣々奇瑞ありき。又土御門の院、阿波國にて告文を書かせまして、石清水の八幡宮に、啓白せさせ給ひけり。その御本懷、末通りにしかば、樣々の御願を果たされしも、あはれなる御事なり。終に纖體の主として、この末ならぬはましまさず。壬寅の年御卽位、癸卯の春改元。御身を謹み給ひければにや、天下を治め給ふ事四年、太子幼くましましかども、讓國あり、尊號例の如し。院中にて世を治らせ給ふ。御出家の後も變らず、二十六年ありしかば、白河、鳥羽より以來には、穩にめでたき御代なるべし。五十三歳おましましき。

○第八十八代、後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の御子、御母は大宮院藤原嬉子、太政大臣實氏の女なり。丙午の年四歳にて卽位、丁未に改元、天下を治め給ふこと十三年、后腹の長子にてましましかども、御病おはしましければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立てゝ、讓國、尊號例の如し。伏見の御代にぞ、暫く政を知らせ給ひしが、御出家ありて、政務をば主上に讓り申させ給ふ。五十八歳おましましき。

天に背くぶまり云々―天地に跼蹐し

能く知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ、武備の勝ちにけると思へるは謬なり。所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統にかへらせ給ふによりて、用意あるべき事の侍るなり。神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民はみな神物なり。君は尊くましませど、一人を樂しましめ、萬民を苦むる事は天も許さず、神も幸せぬいはれなれば、政の可否に從ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺え侍る。況して人臣としては、君を貴び、民を憐び、天に背くゞまり、地にぬき足し、日月の照すを仰ぎても、心の惡くして、光に當らざらん事を怖ぢ、雨露の施すを見ても、身の正しからずして、惠に漏れん事を顧みるべし。朝夕に長田、狹田の稻の種を食ふも皇恩なり。晝夜に生井、榮井の水の流を飲むも神德なり。これを思ひも入れず、有るに任せて欲を恣にし、私を先として、公を忘るる心あるならば、世に久しき理侍らじ。況んや、國柄を執る任に當り、兵權を預る人として、正路を踏まざらんに於きては、爭かその運を全くすべき。泰時が昔を思ふには、能く誠ある所有りけんかし。子孫は、さ程の心あらじなれど、固くしける法のまゝに行ひければ、及ばずながら、世をも重ねしにこそ。異朝の事は、亂逆にして紀無き例多ければ、例とするに足らず。わが國は神明の誓著くして、上下の分定まれり。しかも善惡

のまゝに世をしらんと思はれけるにや、その趣を仰せ遣はしけれど、鎌倉の義時が子泰時計らひ申して、この君を居ゑ奉りぬ。誠に天命なり、正理なり。土御門院、御兄にて、御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計らひ申しけるも理なり。大方泰時心正しく政すなほにして、人をはぐくみ、物に驕らず、公家の御事を重くし、本所の煩ひを止めしかば、風の前に塵なくして、天の下即ち鎮まりき。かくて年代を重ねし事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として久しく權を執ることは、和漢兩朝に先例なし。其主たりし頼朝すら、二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、測らざる家業をはじめて、兵馬の權を執れりし例稀なる事にや。されど異なる才德は聞えず、又大名の下に矜る心やありけん、中二年ばかりぞありし、身まかりしかど、かの泰時相繼ぎて德政を先とし、法式を固くす。己が分を計るのみならず、親族竝にあらゆる武士までも戒めて、高官、高位を望む者無かりき。その政次第の儘に衰へ、遂に滅びぬるは天命の終る姿なり。七代まで保てるこそ、かれが餘薫なれば、怨むる所無しと云ひつべし。凡そ保元、平治より、以來の亂りがはしさに、頼朝と云ふ人もなく、泰時と云ふ者無からましかば、日本國の人民いかゞなりなまし。このいはれを

○泰時の治――おだしく――穏に

本所――領主をいふ、煩ひを止めとは貞永式目の制定等をいへるなるべし、後の法式云云亦然り

七代――義時、泰時、經時、時頼、時宗、貞時、師時

この御門―一本になし

無賴に―賴むべき人なく

二十一年にて世を早くしおまし〳〵き。

○第八十六代、四條院、諱は秀仁、後堀河の太子、御母藻壁門院、藤原尊子、攝政左大臣道家の女なり。壬辰の年卽位、癸巳改元例の如し。ひとゝせばかりありて、上皇崩れ給ひしかば、外祖にて道家の大臣、王家の權を執りて、昔の執政の如くにこそありしか。東國に仰ぎし征夷大將軍賴經も、この大臣の胤子なれば、文武一つにて、權勢おはしけるとぞ。天下を治め給ふ事十年、俄に世を早くし給ふ。十二歲おまし〳〵き。

○第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、內大臣通親の孫女なり。この御門、承久の亂ありし時、二歲にならせたまひけり。通親の大臣の四男、大納言通方、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなかりしかば、收養し申して、隱し置き奉りき。十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかば、いとゞ無賴になり給ひて、御祖母承明門院になん移ろひまし〳〵ける。二十二歲の御年、春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤も無し、連枝の御子もましまさず。順德院ぞいまだ佐渡におはしましけるが、御子達も數多都にとゞまり給ひし。入道攝政道家の大臣、かの御子の外家におはしゝかば、この御流を天位に卽け奉り、もと

繼體の道云々―後堀河、四條の二代を經し御門の御子後嵯峨即位の事

入道親王―守貞親王

第三―一本「第二」

淡路の帝―淳仁

れ、彼を剋するばかりの道ありて、その上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも能く鑑み治せ給ひて、私の御心無くば、干戈を動かさるゝか、弓矢を收めらるゝか、天の命に任せ、人の望に從はせ給ふべかりし事にや。終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の未だ達せぬにはあらざれど、一旦も沈ませ給ひしこそ口惜く侍れ。

○第八十五代、後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王（後に、高倉院と申す。）第三の子、御母は北白河院、藤原陳子、入道中納言基家の女なり。入道親王は、高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御選に漏れたまひし御事なり。承久に事ありて、後鳥羽の御流の外、この御子ならでは、皇胤ましまさず。よりてこの孫王を天位に卽け奉り、入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世を知らせ給ふ。追號の例は、文武の御父草壁の太子を、長岡の天皇と申し、淡路の帝の御父、舍人の親王を、盡敬天皇と申し、光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申す、早良の廢太子をば、怨靈を休められんとて、崇道天皇の號を贈らる。院號有りし事は、小一條院ぞましける。この天皇辛巳の年卽位、壬午に改元。天下を治め給ふ事十一年、太子に讓りて、尊號例の如し。しばらく政を知らせ給ひしが、

後室の尼公—政子

然ればー一本「然れども」

徳をー「徳に」の誤か

君として安からず思召しけるも理なり。況やその跡絶えて、後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば、彼の跡を削りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往の謂無きにあらず。然れば白河、鳥羽の御代の頃より、政道の古き姿やう〳〵衰へ、後白河の御時、兵革起りて、姦臣世を亂り、天下の民殆ど塗炭に落ちにき。頼朝一臂を振ひて、その亂を平げたり。王室は古きに復るまではなかりしかど、九重の塵も收まり、萬民の肩も安まりぬ。上下堵を安くし、東より西よりその徳を服せしかば、實朝なくなりても、叛く者有りとは聞えず。これに勝るほどの徳政なくして、爭で容易く覆さるべき。たとひ又失はれぬべくとも、民安かるまじくば、上天よも與し給はじ。次に王者の軍と云ふは、科有るを討して、疵無きをば滅ぼさず。頼朝、高官に昇り、守護の職を賜ふ。これ皆法皇の勅裁なり。私に盜めりとは定め難し。後室その跡を計ひ、義時久しく彼が權を執りて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵有りと云ふべからず。一往の謂ばかりにて追討せられんは、上の御科とや申すべき。謀叛起したる朝敵の、利を得たるには、比量せられ難し。かゝれば時の至らず、天の許さぬ事は疑なし。但し下の上を剋するは、極めたる非道なり。終にはなどか皇化に從はざるべき。まづ誠の徳政を行はれ、朝威を垂

廢帝―仲恭
○承久の亂
新王に―一本「新主に」
日嗣―天子の數

時政と云ふ者の女なりし、東國の事をば行ひき。その弟義時、兵權を執りしが、上皇の御子をくだし申して、仰ぎ奉るべき由奏しけれど、不許にやありけん、九條の攝政道家の大臣は、賴朝の時より、外戚に續きて好みおはしければ、その子を下して、扶持し申しけり。大方の事は義時がまゝになりにき。天下を治め給ふ事十一年、讓國ありしが、東亂れて、佐渡國に遷され給ふ。四十六歲おましましき。

○廢帝、諱は懷成、順德の太子、御母は東一條院、藤原光子、故攝政太政大臣良經の女なり。承久三年の春のころより、上皇思召し立つ事有りければ、俄に讓國し給ふ。順德御身を輕めて、合戰の事をも、一つ御心にせさせ給はん御謀にや、新王に讓位ありしかども、卽位登壇までもなくて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の第へのがれさせ給ふ。三種の神器をば、閑院の内裏に捨て置かれにき。讓位の後、七十七ヶ日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず。飯豐の天皇の例に準へ申すべきにこそ。元服などもなくて、十七歲にて崩れましします。さてもその世の亂をおもふに、誠に末の世には迷ふ心もありぬべく、また下の上を凌ぐ端ともなりぬべし。そのいはれを能く辨へらるべき事に侍り。賴朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、

三十七歳—一本「三十歳」

●源氏の正統絶ゆ

五年有りしかば、太子に讓りて尊號例の如し。院中にて又二十餘年治せ給ひしが、承久に事ありて、御出家ありて、隱岐國にて崩れ給ひぬ。六十一歳おまし〳〵き。

○第八十三代、第四十五世、土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子、御母は承明門院源在子、内大臣通親の女なり。父の御門の例にて、親王の宣下なし。立太子の儀ばかりにて、卽ち踐祚あり。戊午の年卽位、己未に改元。天下を治め給ふ事十二年、太弟に讓りて尊號例の如し。この御門正しき正嫡にて、御心ばへも正しく聞えたまひしに、上皇鍾愛に移されましけるにや、程なく讓國あり。立太子までもあらぬ樣になりにき。承久の亂に、時の至らぬことを知らせたまひければにや、樣々諫めまし〳〵けれども、こと破れにしかば、玉石ともにこがれて、阿波國にて崩れさせたまふ。三十七歳おましましき。

○第八十四代、順德院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院、藤原重子、贈左大臣範季の女なり。庚午の年卽位、辛未に改元。この御時、征夷大將軍賴朝の次郎實朝、右大臣、左大將までになりしが、兄左衛門督賴家が子に、公曉といひける法師に殺されぬ。又嗣ぐ人無くて、賴朝が跡は永く絶えにき。賴朝が後室に從二位平政子とて、

滅亡なせし—一本「滅亡してし」

守護—武家より任命して國を掌らしめしもの

○頼朝、征夷大將軍に任ず

しなり。天命極まりぬれば、巨猾も滅び易し。人民の安からぬ事は、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。かくて平氏滅亡なせしかば、天下もとのごとく、君の御まゝなるべきかと覺えしに、頼朝勳功誠に例無かりければ、自も權を恣にす。君も亦、打ち任せられにければ、王家の權は彌々衰へにき。諸國に守護を置きて、國司の威を壓へしかば、吏務といふ事名ばかりになりぬ。あらゆる莊園郷保に地頭を補せしかば、本所は無きがごとくになれりき。頼朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して、正四位下に叙す。平氏追討の賞に、又越階して從二位に叙す。建久の初にや、始めて京上して、軈て一度に、權大納言に任ず。又右近衛大將を兼ぬ。頼朝頻に辭退申しけれど、叡慮によりて朝奬ありとぞ。程なく辭退して、本の鎌倉の館になん下りし。その後征夷大將軍に拜任す。それより天下の事、東方のまゝになりにき。平氏の亂に、南都の東大寺、興福寺燒けにしを、東大寺をば、俊乘と云ふ上人勸め建てければ、公家にも委任せられ、頼朝も深く隨喜して、程なく再興す。供養の義古きあとを尋ねて行はれけり。有難きことにや。頼朝も重ねて京上しけり。且は結緣の爲、かつは警固の爲なりき。法皇崩れさせ給ひて、主上世を治せ給ふ。總べて天下を治め給ふ事十

福田ー福の出づる根原

○義仲入京

○頼朝義仲及び平氏を討つ

國土の普き光となり給へり。失せにし寶劍は、もとより、如在の事とぞ申し侍るべき。神璽は八坂瓊曲玉と申す。神代より今に變らず、代々の御身を離れぬ御守なれば、海中より浮び出でたまへるも理なり。三種の御事は能く心得奉るべきなり。なべて、物識らぬ類は、上古の神鏡は、天德、長久の災に遭ひ、草薙の寶劍は、海に沈みけりと、申し傳ふる事侍るにや。かへすがへす僻事なり。この國は三種の正體を以ちて眼目とし、福田とする事なれば、日月の天を廻らん程は、一つも闕け給ふまじきなり。天照大神の勅に、「寶祚の隆えまさんこと、天地と極り無かるべし」と侍れば、爭か疑ひ奉るべき。今より行く先もいと頼もしくこそ思ひ給へれ。平氏未だ西海にありし程、源義仲といふ者、まづ入京す。兵威盛なるを以つて、世の中の事を抑へ行ひけり。征夷將軍に任ず。この官は昔坂上の田村丸までは、東夷征伐のために任ぜられき。その後將門が亂に、右衞門の督忠文の朝臣、征夷將軍を兼ねて、節刀を賜ひしより以來、久しく絶えて任ぜられず。義仲ぞ始めてなりにける。餘なる事多くて、上皇御憤の故にや、近臣の中に軍を興し、退治せんとせしに、事成らずして、なかなか淺ましき事なん出で來にし。東國の頼朝、弟範頼、義經等を差上せしかば、義仲はやがて滅びぬ。さてそれより西海へ向ひて、平氏を平げ

○神器なくして踐祚

○三種の神器の沿革

め申し給ひけるとぞ。先帝三種の神器を、あひ具せさせ給ひし故に、踐祚の始の違例に云へりしかども、法皇國の本主にて、正統の位を傳へましします。皇大神宮、熱田の神、明に守り給ふ事なれば、天位恙ましまさず。平氏滅びて後、内侍所、神璽は還り入らせ給ふ。寶劍は終に海に沈みて見えず。その比は、晝の御座の御劍を寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせたまひしによりて、近頃までの御守なりき。三種の神器の事は所々申し侍りしかども、まず内侍所は神鏡なり、八咫の鏡と申す。正體は皇大神宮に齋ひ奉る。内侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時、天徳年中に火事に逢ひ給ふ。それまでは圓規闕けましまさず。後朱雀の御時、長久年中重ねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせたまひけるを納めてぞ、崇め奉られける。されど正體恙無くて、萬代の宗廟にましします。寶劍も正體は天の叢雲劍（後に草薙と云ふ）と申し、熱田の神宮に齋ひ奉る。西海に沈みしは、崇神の御代に同じく造り替へられし劍なり。失せぬることは、末世の徵にやと怨めしけれど、熱田の神、あらたなる御事なり。昔、新羅國より道行と云ふ法師來りて、盗み奉りしかど、神變を現はして、わが國を出で給はず。かの兩種は、正體昔に變りましまさず。代々の天皇の遠き御護として、

○平氏滅亡

遺詔—以下一本になし

第三—一本「第二」

衰へ、東國の軍既に強くなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ　平氏力を落し、主上を勸め申して、西海に沒落す。中三年ばかり有りて、平氏悉く滅亡しぬ。淸盛が後室、從二位平時子と云ひし人、この君を抱き奉り、神璽を懐にし、寶劍を腰にさしはさみて、海中に入りぬ。あさましかりし亂世なり。天下を治めたまふこと三年、八歳おまし〳〵き。遺詔等の沙汰なければにや、天皇と稱し申すなり。

○第八十二代、四十四世、後鳥羽院、諱は尊成、高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子、（先代の母儀多くは后宮、さならぬは贈后なり。院號有りしは、皆先の立后の後の定めなり。この七條院、立后なくて、院號の始なり。但しまづ准后の勅ありしなり。）入道修理大夫信隆のむすめなり。先帝西海に臨幸ありしかど、祖父法皇の御世なりしかば、都はかはらず攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられしかど、諫め申す輩ありけるにや、九條の大路邊より止まられぬ。その外、平氏の親族ならぬ人々は、御供仕る人無かりけり。還幸あるべき由院宣ありけれど、平氏承引し申さず。よりて太上法皇の詔にて、此天皇立せ給ひぬ。親王の宣旨までもなし、まづ皇太子とし、卽ち受禪の義あり。翌年甲辰に當る年、四月に改元、七月に卽位。この同胞に高倉の第三の御子まし〳〵しかど、法皇この君を選び定

宥むる人―池の尼

俄―一本「はるか」

御心ばへ―仕丁の紅葉を焼きて酒を暖めしを許されしなど

り。義朝朝臣が子頼朝、（前右兵衛佐従五位下、平治のころ六位の藏人たりしが、信頼事をおこしける時に任官すとぞ。）平治の亂に死罪を申し宥むる人有りて、伊豆國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁の王の密旨を承る。院よりも忍びて仰せ遣はす道ありければ、東國を勸めて義兵を起しぬ。清盛彌々惡行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ。俄に遜位の事ありしも、世を厭はせましける故とぞ。天下を治め給ふこと十二年、世の中の御祈の爲にや、平家の取り分け崇め申す神なりければ、安藝の嚴島になん參らせ給ひける。この御門御心ばへもめでたく、孝行の御志深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號ありて程なく世を早くし給ふ。二十一歳おましましき。

○第八十一代、安德天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は、中宮平德子（建禮門院と申す。）太政大臣清盛が女なり。庚子の年卽位、辛丑に改元。法皇猶世を治せ給ふ。平氏はいよ〳〵驕をなし、諸國は既に亂れぬ。都をさへ遷すべしと云ひて、攝津國福原とて、清盛が住む處の有りしに、行幸せさせ申しけり。法皇、上皇も同じく遷し奉つる。人の怨多く聞えければにや、還し奉る。幾程も無く清盛かくれて、次男宗盛そのあとを繼ぎぬ。世の亂をも顧みず、内大臣に任ず。天性、父にも兄にも及ばざりけるにや、威望もいつしか

○清盛の專橫

女御—妃、夫人をいふ

○賴政、以仁王を奉じて平氏を失はんと謀る

品いやしくて、贈官までもなかりしにや。乙酉の年卽位、丙戌に改元。天下を治め給ふ事三年、上皇世を治せ給ひしかば、二條の御門、本より快からぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事ありき。御元服なども無くて、十三歲にて世を早くしましく〵き。

○第八十代、第四十三世、高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母は皇后平滋子建春院門と申す。贈左大臣時信の女なり。戊子の年卽位、己丑に改元、上皇天下を知せ給ふ事故のごとし。清盛權を專にせし事は、殊更にこの御代の事なり。その女德子入內して女御とす。卽ち立后有りき。すゑつ方、漸々處々に反亂の聞有り。清盛一家、非分の業、天意に背きけるにこそ。嫡子內大臣重盛は、心ばへ賢しくて、父の惡行なども諫めとゞめけるさへ世を早くしぬ。彌々驕を極め、權を恣にす。時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣おはせしも、中らひ宜しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる。妙音院の師長の大臣も、京中を出さる。其外に罪せらるゝ人多かりき。從三位源賴政と云ひし者、院の御子以仁の王とて、元服は有りしかど、親王の宣旨などだに無くて、傍なる宮におはせしを勸め申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はんと謀りけり。事露れて、皇子も失はれ給ひぬ。賴政も滅びぬ。かゝれどそれより亂れそめてけ

大義云々—左傳に出づ
父として—一本になし

數多有りしにや。又通憲法師萬申し行ひしに、などか諫め申さゞりける。大義には親を滅すと云ふ事のあるは、石碏と云ふ人その子を殺したる事なり。父として不忠の子を殺すは理なり。父不忠なりとも、子として殺すと云ふ道理なし。孟子に譬をとりて云へるに、「舜の天子たりし時、その父瞽叟人を殺す事あらんを、時の大理なりし皐陶捕へたらば、舜はいかゞしたまふべき」と云ふに、「舜は位を捨てゝ、父を負ひてぞ去らまし」とあり。大賢の教なれば、忠孝の道顯れて面白く侍り。保元、平治より以來、天下亂れて、武用盛りに、王位輕くなりぬ。未だ太平の世に還らざるは、名行の破れ初しによれる事とぞ見えたる。かくて暫鎭まれりしに、主上、上皇御中惡しくて、主上の外舅大納言經宗、（後に召還へされて、大臣大將までなりき。）御乳母子の別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せて召し捕へられ、配所に遣はさる。これより清盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣に上り、その子大臣大將に成り、剩へ兄弟左右の大將にて竝べりき。（この御門の御世の事ならぬもありき。序に記し載せぬ。）天下の諸國は、半過ぐるまで家領となし、官位は多く一門家僕に塞げたり。王室の權更に無きが如くになりぬ。この天皇天下を治め給ふ事七年、二十三歲おましく〳〵き。

○第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔伊岐の兼盛が女なり。（その

○平治の亂

傍に―黒戸の御所に

心變りする人々―經宗惟方をいふ

替はるとも―替ふともとあるべき歟

案ある―一本「安ある」

に詣でける隙を伺ひて、まづ上皇御座の三條殿と云ふ處を燒きて、大内に遷し申し、主上をも傍に押籠め奉る。通憲法師遁れ難くやありけん、自ら失せぬ。その子ども軈て國國へ流し遣はす。通憲も才學あり、心も賢かりけれど、己が非を知り、未萌の殃を防ぐまでの、智分や闕けたりけん、信頼が非をば諫め申しけれど、わが子どもは、顯職顯官に昇り、近衞中將などにさへなし、參議以上にあがるもありき。かくて失せにしかば、これも天意に違ふ所有りと云ふ事は疑なし。清盛この事を聞き、道より上りぬ。信頼語ひ置きける近臣等の中に、心變りする人々ありて、主上、上皇を忍びて出だし奉り、清盛が家に遷し申してけり。卽ち信頼義朝等を追討せらる。ほど無く討ちぬ。信頼は捕はれて首を斬らる。義朝は東國へ志して逃れしかど、尾張の國にて討たれぬ。その首を梟せられにき。義朝重代の兵たりし上、保元の勳功捨てられ難く侍りしに、父の首を斬らせたりしこと、大なる科なり。古今にも聞かず、和漢にも例無し。勳功に申し替はるとも、自ら退くとも、などか父を申し助くる道無かるべき。名行闕け果てにければ、いかでか終にその身を全くすべき。滅びぬる事は天理なり。凡そかゝる事は、その身の科はさる事にて、朝家の御誤なり。よく案あるべかりけることにこそ。そのころ名臣も

通憲法師が緣者―通憲の子成範淸盛の女を娶る

天下のこと、さながら計らひ申しけり。大内は白河の御代よりひさしく荒廢して、里内裏にのみまし〳〵しを、謀を廻し、國の費もなく造り立てゝ、絕えにたる公事どもをも申し行ひき。總て京中の道路なども拂ひ淸めて、昔にかへりたる姿にぞありし。天下を治め給ふ事三年、太子に讓りて、例の如く尊號ありて、院中にて天下を治せ給ふ事三十餘年、その間に御出家ありしかども、政務は變らず、白河、鳥羽兩代の如し。されど打ち續き亂世に遭せ給ひしこそあさましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歲おましましき。

○第七十八代、二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原懿子、贈太政大臣經實の女なり。戊寅の年卽位、己卯に改元、年號を平治といふ。右衞門督藤原信賴といふ人あり。上皇いみじく寵ぜさせたまひて、天下のことをさへ聽かせらるゝまでなりにければ、驕の心も萌して、近衞の大將を望み申しゝを、通憲法師諫め申して止みぬ。その時源義朝朝臣が、淸盛朝臣に抑へられて、怨を含めりけるを、相語ひて、叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には義朝が功高く侍りけれど、淸盛は通憲法師が緣者になりて、殊の外に召し使はる。通憲法師淸盛等を失ひて、世を恣にせんとぞ計ひける。淸盛熊野

○保元の亂

父の法皇—鳥羽法皇

奈良坂の戰—藥子仲成の反をいふ

怨をも含み、大方、天下をわがまゝにと、計らはれけるにや、崇德の上皇を申しすゝめて、世を亂らる。父の法皇晏駕の後、七ヶ日ばかりや有りけん。忠孝の道闕けにける事と見えたり。法皇も豫て悟らしめ給ひしにや、平の淸盛、源の義朝等に召し仰せて、内裏を守り奉るべき由、勅命ありきとぞ。上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ處にて、既に兵を集められければ、淸盛、義朝等に勅して、上皇の宮を攻めらる。官軍勝に乘りしかば、上皇は西山の方に遁れ、左大臣は流矢に中りて、奈良坂の邊まで落行かれけるが、終に客死せられぬ。上皇御出家ありしかど、猶讃岐に遷されたまふ。大臣の子ども國々へ遣はさる。武士どもも多く誅に伏しぬ。その中に源の爲義と聞えしは、義朝の父なり、いかなる御志かありけん、上皇の御方にて、義朝と各別になりぬ。餘の子どもは父に屬しけるにこそ。軍敗れて、爲義も出家したりしを、義朝預りて誅せしこそ、例なきことにはべれ。嵯峨の御代に、奈良坂の戰ありし後は、都に兵革と云ふことなかりしに、これより亂れ初めぬるも、時運の降りぬる姿とぞ覺え侍る。この君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤原の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されど時に遇はずして出家したりしに、この御代にいみじく用ひられて、内には

晏駕―崩御

思ひ入れぬ―念頭に止めぬ

世を早くしましゝき。

○第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇德同母の御弟なり。近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世しましゝぬ。崇德の御子重仁の親王、繼せ給ふべかりしに、本より御中らひ快からで止みぬ。上皇思召し煩ひけれど、此御門立たせ給ふ。立太子も無くて、直に居させ給ふ。今は此御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る。乙亥の年卽位、丙子に改元、年號を保元と云ふ。鳥羽晏駕ありしかば、天下を治せ給ふ。左大臣賴長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺の關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき。この大臣にも漢才は高く聞えしかど、本性惡しくおはしけるとぞ。父の愛子にて、よこざまに申し請けられければ、關白をば置きながら、藤氏の長者になり、內覽の宣旨を蒙らる。長者の他人に渡る事、攝政・關白始りてはその例なし。內覽は昔、醍醐の御代の始つ方、本院の大臣と、菅家と政を輔けられし時、相竝びてその號有りきと申すめれど、本院も關白にはあらず、その例違ふにや。兄の大臣は本性穩におはしければ、思ひ入れぬ樣にて過ごされける。近衛の御門崩れ給ひし頃より、內覽を止められたりしが、

重服―輕服に對しておもき喪服をいふ

の頃より出で來にき。花園の有仁の大臣、又容儀ある人にて、仰せ合せて上下同じ風になりにけるとぞ申すめる。白河院崩れ給ひて後、政を治せ給ふ。御孫ながら御子の義なれば、重服を著させ給ひけり。これも院中にて二十餘年、その間に御出家ありしかど、猶、世を治せ給ひにき。されば院中の舊き例には白河、鳥羽の二代と申し侍るなり。五十四歳おましまし〳〵き。

○第七十五代、崇德院、諱は顯仁、鳥羽第一の御子。母は中宮藤原璋子待賢門院と申入道大納言公實のむすめなり。癸卯の年卽位、甲辰に改元。五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年に當る。宋の政亂れしより、北狄の金國興りて、上皇徽宗並に欽宗をとりて北に歸りぬ。皇弟高宗、江を渡りて、杭州と云ふ處に都を立てゝ、行在所とす。南渡と云ひしはこれなり。この天皇天下を治め給ふ事十八年、上皇と御中らひ快からで、退かせ給ひき。保元に事ありて、御出家ありしが、讃岐の國に遷されたまふ。四十六歳おまし〳〵き。

○第七十六代、近衞院、諱は體仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原得子、美福門院と申贈左大臣長實の女なり。辛酉の歳卽位、壬戌に改元。天下を治めたまふ事十四年、十七歳にて

郢曲—今樣風のうたひものの稱

代なり。七十七歳おまし〱き。

○第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり。丙寅の年即位、丁卯に改元、此帝和漢の才ましましけり。殊に管絃、郢曲、舞樂の方明かにまします。神樂の曲などは、今の世まで地下に傳へたるもこの御說なり。天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳おまし〱き。

○第七十四代、第四十一世、鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子に改元。天下を治め給ふ事十六年、太子に讓りて尊號あり。白河世を治せ給ひしかば、新院とて所々の御幸にも、同じ御車にてありき。雪見の御幸の日、御烏帽子、直衣に、深沓を召し、御馬にて、本院の御車の先にまし〱ける。世に珍らかなる事なれば、擧りて見奉りき。むかし弘仁の太上天皇、嵯峨の院に遷らせ給ひし日にや、御馬にて都より出でさせまして、宮城の内をも通らせ給へりと云ふことの見え侍りし、斯樣の例にやありけん。御容儀めでたくまし〱ければ、綺羅をも好ませ給ひけるにや。裝束のこはくなり、烏帽子の額などいふ事も、そ

坊—東宮

教通も大臣に任ぜ—一本「教通の大臣關白せ」

院宣—上皇の宣旨

廳—院の廳

政の政なりき。宇治の大臣の世となりて、三代の君の執政にて、五十餘年權を専にせらる。先代には、關白の後は如在の禮にてありしに、餘なる程になりにければにや、後三條院の坊の御時より惡樣に思召す由聞えて、御中らひ惡しくて、危み思召す程の事になんありける。踐祚の時卽ち關白をやめて宇治に籠られぬ。弟の二條の教通も大臣に任ぜられしが、殊の外にその權も無くおはしき。況してこの御代には、院にて政を聽かせ給へば、執柄は唯職に備はりたるばかりになりぬ。されどこれより、又古き姿は、一變するにや侍りけん。執政世を行はれしかど、宣旨、官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、この御時より院宣、廳の下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備はり給へるばかりなり。世の末になれる姿なるべきにや。又城南の鳥羽といふ所に離宮を立て、土木の大なる營み有りき。昔はおりゐの君は、朱雀院にまします、これを後院と云ふ。又冷泉院にも（然の字火事の憚ありて、泉の字に改む。）おはしけるに、かの所々には住ませ給はず、白河より後には、鳥羽殿を以ちて、上皇御座の本所とは定められにけり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇德の御在位まで、四十餘年（在位にて十四年、院中にて四十三年、）院世を治せ給ひしかば、院中の禮などいふ事もこれよりぞ定まりにける。凡て御心のまゝに、久しく保たせ給ひし御

野―嵯峨野
受領―國司
侍りにし―一本「侍りしか」
○院政の始
おりゐ―退位の天皇
おはします―一本「おはし」の三字なし

歳おまし〳〵き。

○第七十二代、第三十九世、白河院、諱は貞仁、後三條第一の子、御母は贈皇太后藤原茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の女なり。壬子の年即位、甲寅に改元。古の跡を興されて、野の行幸などもあり、又白河に法勝寺を建て、九重の塔婆なども、昔の御願の寺々にも超え、例なき程にぞ造り調へさせ給ひける。この後、代毎に打ち續き、御願寺を建てられしを、造寺熾盛の譏ありき。造作の爲に諸國の重任などいふ事多くなりて、受領の功課も正しからず。封戸、莊園、數多寄せ置かれて、誠に國の費とこそなり侍りにし。天下を治め給ふこと十四年、太子に讓りて尊號あり。世の政を始めて、院中にて治せ給ふ。後に出家せさせ給ひても、なほそのまゝにて御一期は過ごさせおはしましましき。おりゐにて世を治せ給ふ事、昔はなかりしなり。孝謙脫屣の後にぞ、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど、古代の事なれば確ならず。嵯峨、淸和、宇多の天皇も、唯讓りて退かせ給ふ。圓融の御時はやう〳〵治せ給ふ事もありしにや。院の御前にて攝政兼家の大臣承つて、源の時仲の朝臣を參議になされたるとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけるとぞ。されば上皇ましませど、主上幼くおはします時は、偏に執

神皇正統記　卷之五

○第七十一代、三十八世、後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の子、御母は中宮禎子内親王、（陽明門院と申す）三條院の皇女なり。後朱雀の御素意にて大弟に立ちたまひき。又三條の御末を受け給へり。昔もかゝる例侍りき。兩流の内外に受け給ひて、繼體の主となりまし〳〵き。戊申の年即位、己酉に改元。この天皇東宮にて久しくおはしましければ、靜に和漢の文顯密の教までも、闇からず知らせ給ふ。詩歌の御製も數多人の口に侍るめり。後冷泉の末様、世の中あれて、民間の憂ありき。四月より位に居給ひしかば、未だ秋の收にも及ばぬに、世の中のなほりにける。有德の君にまし〳〵けるとぞ申し傳へ侍る。始めて記錄所といふ所を置かれて、國々の衰へたる事を直されき。延喜天暦より以來には、誠に賢き御事なりけんかし。天下を治め給ふ事四年、太子に讓りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。この御時よりぞ、執柄の權を壓へられて、君の御自ら政を治せ給ふことに復り侍りにし。されども其頃までも、讓國の後、院中にて政務ありとは見えず。四十

○記錄所の始め

○前九年の役

○第六十九代、第三十七世、後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり。丙子の年卽位、丁丑に改元。天皇賢明にまし〳〵けるとぞ。されどその頃執柄權を恣にせられしかば、御政の跡聞えず、無念なる事にや。長久の頃内裏に火ありて、神鏡燒け給ふ。猶靈光を現じ給ひければ、その灰を集めて、安置せられき。天下を治め給ふ事九年、三十七歲おまし〳〵き。

○第七十代、後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の御子、御母は贈皇太后藤原嬉子本は尙侍攝政道長の大臣第三の女なり。乙酉の年卽位、丙戌に改元。この御代の末つ方、世の中安からず聞えき。陸奥の貞任、宗任、など云ひし者、國を亂しければ、源賴義に仰せて追討せらる。賴義陸奥の守に任じ、鎭守府の將軍を兼す。彼の家鎭守將軍に任ずる始なり。曾祖父經基は、征東副將軍たりき。十二年ありてなん鎭め侍りける。この君の御子ましまさゞりし上、後朱雀の遺詔にて、後三條、東宮に居給へりしかば、繼體は兼てより定まりけるにこそ。天下を治め給ふ事二十三年、四十四歲おまし〳〵き。

心と遁れ云云—親ら進みて位を辭し給ひ云々其事實は大鏡等に委し

○第六十八代、後一條院、諱は敦成、一條第二の子、御母は皇后藤原彰子、後に上東門院と申す。攝政道長の大臣の女なり。丙辰の年即位、丁巳に改元。外祖道長の大臣攝政せられしが、後に攝政をば嫡子頼通内大臣におはせしに讓り、猶太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠、理髪、父子竝びて勤仕せられしこそ、珍らしく侍りしか。冷泉、圓融の兩流、交々治せ給ひしに、三條の院崩れ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居給しが、心と遁れて、院號蒙りて、小一條院と申しき。これより冷泉の御流絶えにけり。冷泉は兄にて、御末も正統とこそ申すべかりしに、昔、天暦の御時、元方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王を生み奉る。九條殿の女御參り給ひて、第二の皇子冷泉にまします。出來給ひし頃より、惡靈になりて、この御子も邪氣に惱まされましき。花山の院俄に世を遁れ、三條の院の御目の闇く、此東宮のかく自ら退き給ひぬるも、怨靈の故なりとぞ。圓融も一腹の御弟におはしませど、これ迄は惱し申さゞりけるも、然るべき繼體の御運ましましけるにこそ。東宮退き給ひしかば、此天皇、同母の御弟敦良親王立ち給ひき。天皇も御子無くて、かの東宮の御末に、繼體せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おましましき。

師輔の大臣なられ―一本の以下六字なし

上達部―三位以上の人

諸道―紀傳、明經、明法等

宣を蒙りて、右大臣まで至られしかど、延喜天暦の昔をおぼしめしけるにや、關白は止められにき。三條の御時にや關白して、後一條の御世の始外祖にて攝政せらる。兄弟多くおはせしに、この大臣の流一つに、攝政、關白はし給ふぞかし。昔もいかなる故にか昭宣公の三男にて貞信公、貞信公の二男にて師輔の大臣なられ、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて、（道綱の大將は一男か。されど三弟にこされたるによりて、道長を三男と記す、）この大臣、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家を繼がれたり。祖神の計らせたまひつる道にこそ侍りけめ。いつれも（兄に超えて、家を傳へらるべき故ありきと申す事のあれど、事繁ければ記さず。）この御代には、さるべき上達部諸道の家々顯密の僧までも、勝れたる人多かりき。されば御門も、「われ人を得たる事は延喜天暦に勝り」とぞ、自歎せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十五年、御病の程に讓位ありて出家せさせ給ふ。三十三歳おまし〳〵き。

○第六十七代、三條院、諱は居貞、冷泉第二の御子、御母は皇太后藤原超子、これも攝政兼家の女なり。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、折々御目の闇くおはしけるとぞ。辛酉の年卽位、壬子に改元。天下を治め給ふ事五年、尊號ありき。四十二歳おまし〳〵き。

悲歎したまひ—一本「悲歎ましける」。

新皇—一本「新主」。

准三宮—太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮に准じて封戸を賜はること

臣伊尹の女なり。甲申の年卽位、乙酉に改元。天下を治め給ふこと二年ありて、俄に發心して、花山寺にて出家し給ふ。弘徽殿の女御太政大臣爲光の女なり。かくれて悲歎ましける折を得て、粟田の關白、道兼の大臣、未だ藏人の辨と聞えし頃、唆し申しけるとぞ。山々を巡りて、修行せさせましゝが、後は都に歸りて住ませ給ひけり。これも御邪氣ありとぞ申しける。四十一歲おましく〱き。

○第六十六代、第三十六世、一條院。諱は懷仁、圓融第一の子、御母は皇后藤原詮子、後には東三條院と申す。后宮院號の始なり。攝政太政大臣兼家の女なり。花山院の帝神器を捨てゝ、宮を出でたまひしかば、太子の外祖にて、兼家右大臣おはせしが、内にまゐり、諸門を固めて、讓位の儀を行はれき。新皇幼くましく〱しかば、攝政の儀古きが如し。丙戌の年卽位、丁亥に改元。その後攝政病により、嫡子内大臣道隆にゆづりて出家、猶、准三宮の宣を蒙らる。執政の人出家の始なり。其頃出家の人なりしかば、入道殿となん申しける。よりて源の滿仲出家したりしをも、憚りて新發意とぞいひける。この道隆始て大臣を辭して、前官にて關白せられき。前官の攝關も、これをはじめとす。病ありて、その子内大臣伊周暫く相代りて内覽せられしが、相續して關白たるべき由を存ぜられけるに、道隆かくれて、軈て弟右大臣道兼なられぬ。七日と云ひしに、おへなう失せられにき。その弟に道長大納言にておはせしが、内覽の

○御號及び諡を廢す

慶あるかとこそ仰ぎ申し侍れ。
○第六十三代、冷泉院諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年即位、戊辰に改元。この天皇邪氣おはしましければ、即位の時大極殿に出で給ふ事も容易かるまじかりけるにや、紫宸殿にてその禮ありき。二年ばかりして讓國、六十三歳おはしましき。この御門より天皇の號を申さず。又宇多より後、諡を奉らず。遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事は、君父の賢き道なれど、尊號を止めらるゝ事は、臣子の義にあらず。神武より以來の御號も皆後代の定なり。持統、元明より以來、遜位或は出家の君も諡を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、心を得ぬ事に侍るなり。
○第六十四代。第三十五世、圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉院同母の弟なり。己巳の年即位、庚午改元。天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常の如し。翌年の程にや御出家、永延の頃寛平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせ給ふ。御師は卽ち寛平の御孫弟子寛朝僧正なり。三十三歳おましまし〱き。
○第六十五代、花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原懷子、攝政太政大

具平親王―一本「具平」の二字なし

懸車の齢―八十

宇治關白―藤原頼通

御堂―藤原道長

立ちかへり、神代の幽契のまゝになりぬるにや。閑院大臣冬嗣、氏の衰へぬることを歎きて、善を積み功を重ね、神に祈り佛に歸せられける。その驗も相加はり侍りけんかし。この具平親王ぞまことに才も高く、徳もおはしけるにや。その子師房姓を賜はりて、人臣に列せられしが、才藝古に恥ぢず、名望世に聞あり。十七歳にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣、大將に昇りて、懸車の齢まで仕うまつる。親王の女、祇子の女王は、宇治關白の室なり。よりてこの大臣をば、かの關白の子にし給ひて、藤氏に變らず、春日社にも參り仕うまつられけりとぞ。又軈て御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆かの外孫なり。この故に、御堂、宇治をば、遠祖の如くに思へり。それより以來和漢の稽古を旨とし、報國の忠節を先とする誠あるによりてや、この一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。その中にも行迹疑はしく、貞節疎なる類は、自ら衰へて跡なきもあり。向後と云ふとも、愼み思ひ給ふべき事なり。大方天皇の御事を記し奉る中に、藤原のおこりは所々に申し侍りぬ。源の流も、久しくなりぬる上に、正路を蹈むべき一端を、志して記し侍るなり。君も村上の御流一とほりにて、十七代にならしめ給ふ。下もこの末の源氏こそ、相繼ぎ傳はり侍りけれ。たゞこの君の徳ぞ勝れ給ひける故に、餘

そのはし―その事の一端

を任ず―原本「に任ず」一本により改訂

く載せず。近くは後三條の御孫に有仁左大臣、（輔仁親王の男、白河院の御孫、猶子にて直に三位せし人なり。）二世の源氏にて大臣に昇れり。斯樣に偶大臣に至りても、何れか二代と相繼げる。殆ど納言以上にて傳はれるだに稀なり。雅信大臣の末ぞ、自ら納言までも昇りたる。高明大臣ののち四代大納言にて有りしも早く絶えにき。いかにも故ある事かと覺えたり。皇胤の貴種より出でぬる人、蔭を賴み、いと才なども無く、剰へ人に驕り慢ずる心もあるべきにや。人臣の禮に違ふ事もありぬべし。寛平の御記に、そのはしの見え侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、わが國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末、國を保ち、臣は天兒屋の御流、君を輔け奉るべき器となれり。源氏は新に出でたる人臣なり。德もなく、功もなく、高官にのぼりて人に驕らば、二神の御咎有りぬべき事ぞかし。中々上古には、皇子、皇孫多くて、諸國にも封ぜられ、將相にも任ぜられき。崇神天皇十年に、はじめて四人の將軍を任じて、四道へ遣はされしも、皆これ皇族なり。景行天皇五十一年、始めて棟梁の臣を置きて武内宿禰を任ず。成務天皇三年に大臣とす。（我朝大臣これに始まる）六代の朝に仕へて執政たり。此大臣も孝元の御曾孫なりき。然れども、大織冠氏を榮やかし、忠仁公政を攝せられしより、專ら輔佐の器として、

官へし、學びして一一本「官學して」

仁以後代々の御後は、皆源の姓を賜ひしなり。親王の宣旨をかうぶる人は、才不才によらず國々に封戸など立てられて、世の費なりしかば、人臣に列ね、官へし學びして、朝要に叶ひ、器に從ひ、昇殿すべき御掟なるべし。姓を賜はる人は、直ちに四位に叙す。（皇子皇孫にとりてのことなり。）當君のは三位なるべしと云ふ。（かゝれど、その例稀なり。嵯峨の御子大納言定爲卿、三位に叙せしかど之も當代にはあらず。）かくて代々の間、姓を賜ひし人百十餘人もやありけん。然れど他流の源氏、大臣以上に至りて、二代と相續する人の今まで聞えぬこそ、いかなる故ならんと覺束なけれ。嵯峨の御子、姓を賜はる人二十一人、この中に大臣に昇る人、常左大臣、（兼大將）信左大臣、融左大臣、仁明の御子に、姓をたまはる人十三人、大臣にのぼる人、多右大臣、光右大臣（兼大將）文德の御子に、姓をたまはる人十二人、大臣にのぼる人能有右大臣（兼大將）淸和の御子に、姓をたまはる人十四人、大臣にのぼる人おほからず。十世の御末に實朝右大臣（兼大將、これは貞純親王の苗裔なり。）陽成の御子に姓を賜はる人三人、光孝の御子に姓を賜はる人十五人、宇多の御孫に姓を賜はりて大臣に昇る人、雅信左大臣、重信左大臣、（ともに敦實親王の男なり。）醍醐の御子に、姓を賜はる人二十人、大臣にのぼる人、高明左大臣（兼大將）兼明左大臣（後に親王とす。中務卿に任ず。前の中書王これなり。）このゝちは皇子の姓を賜ることは絶えにけり。皇孫には數多あり。任大臣を本とするによりて悉

○皇子孫姓を賜ふ

南殿の櫻に掛らせ給ひけるを、小野宮實賴大臣、袖に受けられたりと申すことあれど、僻事をなん云ひ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年、もろこしの後周亡びて、宋の代と定まる。唐の後五代五十五年の間、この國大に亂れて、五姓移り變りて、國の主たり。五季とぞ云ひける。宋の代に賢王打續きて、三百二十餘年まで保てりき。この天皇天下を治め給ふ事二十一年四十二歳おましく〱き。御子多くましく〱し中に、冷泉、圓融は天位に卽き給ひしかば、申すに及ばず、親王の中に具平親王、（六條の宮と申す。中務卿に任じ給ひき。前に兼明親王名譽おはししによりてこれをば後の中書王と申す、）賢才文藝の方、代々に御跡を能く相繼ぎ申し給ひけり。一條の御代に萬昔を興し、人を用ひましく〱ければ、この親王昇殿し給ひし日、淸涼殿にて作文ありしに、（中殿の作文と云ふ事これより始まれり。）所レ貴是賢才といふ題にて韻をつくらるゝ事あり。この親王の定なるべし。凡そ諸道に明に、佛法の方まで闇からざりけるとぞ。昔より源氏の姓を給ふ人多かりしかども、この御末のみぞ、今に至るまで、大臣以上に至りて、相繼ぎ侍る。源氏といふ事は、嵯峨の御門、世の費を思召して、皇子皇孫に姓を賜ひて人臣と爲し給ふ。卽ち御子數多源氏の姓を賜はる。桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓を賜はり、平城の御子阿保親王の男、行平業平等在原の姓を賜はる事も、この後の事なれど、これはたまく〱の義なり。弘

延喜、延長—共に醍醐の朝の年號

御記—天曆御記、又は村上宸記ともいひ、村上帝御親書の日記

つしかこの亂出で來たる。天皇もおだやかにましましけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事侍らじ。時の災難にこそとぞ覺え侍る。天皇御子ましまさず、一腹の御弟太宰帥親王を、太弟に立てて天位を讓りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十六年、三十歳おましまし〳〵き。

○第六十二代、第三十四世、村上天皇諱は成明、醍醐第十四の子、朱雀同母の御弟なり。丙午の年卽位、丁未に改元。兄弟相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。この天皇賢明の御譽、先皇の跡を繼ぎ申させ給ひければ天下安寧なる事も、延喜、延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事も、變りまさざりけり。萬の例には、延喜天曆の二代とぞ申し侍る。唐の賢き明王も、二三代と傳はるは稀れなりき。周には文武、成康、（文王は正位につかず）漢には文景などぞ有難きことに申しける。光孝傍より選ばれ立ち給ひしに、打ち續き、明主の傳へ給ひし、わが國の中興すべき故にこそ侍りけめ。また繼體も唯この一流にのみぞ定りぬる。末つ方天德年中にや、初て內裡に炎上ありて、內侍所も燒けにしが、神鏡は灰の中よりぞ出だしたてまつる。圓規損ずる事無くして、分明に現れ出で給ふ。見奉る人、驚感せずと云ふ事なしとぞ、御記に見え侍る。この時に神鏡の

○承平天慶の亂

使の宣旨—檢非違使の別當に任ずる勅命

政大臣基經の女なり。御兄、保明の太子（諡を文彥と申す。）早世。其御子慶賴の太子も、打ち續き崩れましくしかば、保明一腹の御弟にて立ち給ふ。庚寅の年卽位、辛卯に改元。外舅左大臣忠平（昭宣公の三男、後に貞信公といふ。）攝政せらる。寬平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關無かりき。この君また幼主にて立ち給ふによりて、故事にまかせて、萬機を攝行せられけるにこそ。この御とき、平將門と云ふ者あり。上總介高望が孫なり。（高望は葛原の親王の孫、平の姓を賜はる桓武四代の御苗裔なり。）執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて、憤をなし、東國に下向して叛逆を起してけり。先づ伯父常陸國の大掾國香を攻めしかば、國香は自殺しぬ。これより坂東を押し靡かし、下總國相馬郡に居所を占め、都と名付け、自らも平親王と稱し、官爵を成し與へけり。これによりて天下騷動す。參議民部卿兼右衞門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基（淸和の御末、六孫王と云ふ、賴義・義家等が先祖なり。）藤原仲舒（忠文の弟なり。）を副將軍として差遣はさる。平貞盛（國香子なり。）藤原秀鄕等、心を一にして將門をほろぼして、その首をたてまつりしかば、諸將は道より歸り參りにき。（將門は承平五年二月に事を起し。天慶三年二月に滅びぬ。その間六年を經たりけり。）藤原純友と云ふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野好古をつかはして追討せらる。（天慶四年に純友は殺さる。）かくて天下鎭りにき。延喜の御代さしも安寧なりしにい

曾子、季文子—論語に見ゆ

り。貞觀、元慶、の二代、始て幼にて立ちたまひしは、忠仁公、昭宣公攝政にて、天下を治めらる。この君ぞ十四にて受けつぎ給ひて、攝政もなくて、御自政を治せましく〳〵ける。猶、御幼年の故にや、左右にも迷はせ給ひけん。聖も賢も一失は有るべきにこそ。その趣經書に見えたり。曾子は、我日三省㆓吾躬㆒と云ふ、季文子は三思といへり。聖德の譽ましまさんにつけても、いよ〳〵愼みますべき事なり。昔、應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内大臣を誅せられんとしき。彼はよく遁れて、明められたり。このたびの事凡慮に及び難し。程無く神と現はれて、今に至るまで、靈驗無双なり。末世の益を施さん爲にや。讒を云はれし大臣は後なくなりぬ。同心有りける類も、皆神罰を蒙りにき。この君久しく世を保たせ給ひて、德政を好み行なはせ給ふこと、上代に超えたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁德のふるき跡にも準へ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて梁といふ國に移りにけり。打ち續き、後唐、晉、漢、周となんいふ五代ありき。この天皇天下を治め給ふこと三十三年、四十四歳おましましき。

○第六十一代、朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原穩子、關白太

○延喜の治

譜代十代々系圖正しく官位亂れず功あるをいふ

○菅原道眞配流

りにけるとぞ。二代の明德を以て、この事推し測り奉るべし。御壽も長くて、朱雀の御代にぞ崩れさせ給ひける。七十六歲おまし〱き。

○第六十代、第三十三世、醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈太后藤原胤子、內大臣高藤の女なり。丁巳の年卽位、戊午に改元。大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて、輔佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を內覽せられけるとぞ。御門御年十四にて位に卽き給へり。幼くまし〱しかど、聰明叡哲に聞え給ひき。兩大臣天の下の政をせられしが、右相は年もたけ才も賢くて、天下の望む所なり。左相は譜代の器なりければ、棄てられ難し。或時上皇の御在所、朱雀院に行幸の時、猶右相に任せらるべしと云ふ定ありて、既に召し仰せたまひけるを、右相固く遁れ申されて止みぬ。その事世に漏れにけるにや、左相憤を含み、樣々の謀を設けて、終に傾け奉りし事こそあさましけれ。この君の御一失と申し傳へ侍りし。但し、菅氏權化の御事なれば、末世のためにもやありけん、測り難し。善相公淸行朝臣は、この事未だ萌さざりしに、兼て悟りて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど、沙汰無くてこの事出で來にき。前にも申し侍りし、わが國には幼主の立ち給ふ事、昔は無かりし事な

○寛平の見奉る事―一本「見奉る書」

弟子觀賢僧正も、相繼ぎて護持申し、同じく崇重ありき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、この時より始まる。（正の法務はいづれも東寺の一の長者なり。諸寺なるは皆權法務なり。又仁和寺の御室は惣の法務にて、綱所を召し仕はるゝ事は後白河以來の事か。）この僧正は高野に詣でて、大師入定の崛を開きて御髪を剃り、法服などを著せかへ申しし人なり。その弟子淳祐（石山の内供といふ。）相伴ひけれども、終に見奉らず。師の僧正その手を取りて、御身に觸れしめけりとぞ。淳祐罪障の至を歎きて、卑下の心ありければ、弟子元果僧都に、（延命院といふ）許可ばかりにて、授職を許さず、勅定によりて、法皇の御弟子寛空に會ひて、授職灌頂を遂ぐ。彼の元果の弟子仁海僧正、また知法の人なりき。小野といふ處に住まれけるより、小野の流と云ふ。然れば法皇は兩流の法主にましますなり。王位を去つて、釋門に入る事はその例多し。かく法流の正統となり、しかも御子孫繼體し給へる、有難き例にや。今の世までも賢かりしことには、延喜天暦と申し慣はしたれど、この御代こそ上代によれゝば、無爲の御政なりけんと推し量られ侍る。菅氏の才名によりて、大納言大將まで登用し給ひしもこの御時なり。又讓國の時も、樣々敎へ申されし、寛平の御誡とて、君臣仰ぎて、見奉る事もあり。昔唐にも、天下の明德は、虞舜より始まると見えたり。唐堯の用ひ給ひしによりて、舜の徳も顯れ、天下の道も明にな

弘法大師四代—弘法、眞雅、源行、益信

增命僧正にも—原本「にも」の二字なし、一本により增訂

されけり。踐祚の後、彼の社の臨時の祭を始られしは、大神の申し請け給ひける故とぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子たちを置きて讓を受け給ふ。まづ親王として、皇太子に立ち、卽ち受禪、同年の冬卽位、中一年ありて、己酉に改元。踐祚の初より、太政大臣基經又關白せらる。この關白薨じて後は、暫くその人なし。天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて、太上天皇と申す。中一年ばかり有りて出家せさせ給ふ。御年三十三にや。若きよりその御志有りきとぞ仰せ給ひける。弘法大師四代の弟子益信御師にて、東寺にして灌頂せさせ給ふ。また智證大師の弟子增命僧正にも（時に法橋なり。後諡して靜觀と云ふ。）比叡山にて受けさせ給へり。弘法の流を宗とせさせ給ひければ、その御法流とて今に絶えず。仁和寺に傳へ侍るこれなり。凡そ弘法の流に、廣澤（仁和寺の）小野（醍醐并勸修寺）二つあり。廣澤は法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正、（敦實親王法皇御孫なり。）寛朝廣澤に住まれしかば、かの流と云ふ。その後、代々の御室相傳へて、唯人は相交はらず。（法流を預けられて師範となる事は、兩度あり。されど御室は代々親王なり。）小野の流は益信の相弟子に聖寶僧正とて、智法無双の人有りき。大師の嫡流と稱する事のあるにや。しかれど年戒劣られける故にか、法皇御灌頂の時は、有衆に列なりて、嘆德と云ふ事を勤められたりき。延喜の護持僧にて、殊に崇重し給ひき。其

歸る—一本「かなへる」

の御子御咎なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へること、正理に歸るとぞ申し傳ふべき。今の光孝又昭宣公の選にて立ち給ふといへども、仁明の太子文德の御流なりしかども、陽成悪王にて退けられ給ひしに、仁明第三の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れまし〱ければ、疑なき天命とこそ見え侍れ。かやうに傍より出で給ふ事、これまで三代なり。人の僞せる事とは、心得奉るまじきなり。先に記し侍る理を、よく辨へらるべきものかな。光孝より上つ方は、一向上古なり、萬の例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。古へすら、猶かゝる理にて、天位を嗣ぎ給ふ。況て末の世には、正しき御讓無くては、保たせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。此御代より、藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞ、正しく傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定まり、下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となり給へり。二神の御誓絶えずして、上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや。

○第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、皇太后班子の女王、仲野親王（桓武の御子。）の女なり。元慶の頃、孫王にて源氏の姓を賜はらせまします。當時、常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時、加茂大神現はれて、皇位に卽かせ給ふべき由を示し申

傍正―正系　原本「傍止」に作る、一本により改訂

も衆生を導き盡し、神も萬姓を朴ならしめんとこそし給へど、衆生の果報しな〴〵に受くる所の性同じからず。十善の戒力にて、天子とは成り給へども、代々の御行迹暴惡又區々なり。かゝれば本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられんことぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫其まゝに嗣がせ給へり。疑はしからず。日本武尊世を早くしましゝによりて、御弟成務隔たり給ひしかど、日本武の御子にて、仲哀傳へまし〳〵ぬ。仲哀應神の御後に、仁德傳へ給へりしが、武烈惡王にて日嗣絶えまし〳〵し時、應神五世の御孫にて、繼體天皇選ばれ立ち給ふ。これなん珍しきためしに侍る。されど二つを竝べて爭ふ時にこそ、傍正の疑もあれ、群臣皇胤無きことを憂へて、覓め出で奉りしうへに、其御身賢にして天の命を受け、人の望に叶ひましましければ、とかくの疑さるべからず。その後相繼ぎて、天智、天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流久しく傳へられしに、稱德女帝にて御嗣も無し、又、政も亂りがはしく聞えしかば、確なる御讓りも無くて絶えにき。光仁又傍より選ばれて立ち給ふ。これなん又繼體天皇の御事に似給へる。然れども天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ、誤りて天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて施基

公諸々の皇子を相し申されけり。この天皇一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年高くて小松の宮にましまし〱けるに、俄に詣でて見給ひければ、人主の器量餘の皇子たちに勝れましまし〱けるによりて、卽ち儀衞をとゝのへて、迎へ申されけり。本位の服を著しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり。乙巳に改元。踐祚の初、攝政を改めて關白とす。これ我朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時政を還して退きけるを、「萬機の政猶光に關り白さしめよ」とありしが、その名を取りて授けられにけり。この天皇昭宣公の定によりて立ちたまひしかば、御志も深かりしにや、その子を殿上に召して元服せしめ、御自ら位記をあそばして、正五位下になし給ひけるとぞ。久しく絶えにける芹川の御幸などありて、古き跡を興さるゝことも聞えき。天下を治め給ふ事三年、五十七歳おましまし〱き。大かた天皇の世嗣を記せる文、昔より今に至るまで、家々に數多あり。かく記し侍るも、更に珍らしからぬ事なれど、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一端を申さんがためなり。わが國は神國なれば、天照大神の御計に任せられたるにや。されどもその中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路に歸れど、一旦も沈ませ給ふ例もあり。これは自らなさせ給ふ科なり。冥助の空しきにはあらず。佛

●關白の始

○皇統の論

人こそ―立派なる人物こそ

三十一歳おまし〳〵き。

○第五十七代、陽成天皇、諱は貞明、清和第一の子、御母は、皇太后藤原高子、（二條の后と申す。）贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年卽位、改元。右大臣基經、攝政して、太政大臣に任ず。（この大臣は良房の養子なり。實は中納言長良の男、この天皇の外舅なり。）忠仁公の故事の如し。この天皇性惡にして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり。昔漢の霍光、昭帝を助けて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立てゝ天子とす。昌邑、不德にして器に堪へず。卽ち廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそしるし傳へ侍るめれ。この大臣正しき外戚の臣にて、政を專にせられしに、天下のため大義を思ひて、定め行はれける、いとめでたし。されば一家にも、人こそ多く聞えしかど、攝政、關白はこの大臣の末のみぞ、絕えせぬ事になりにける。つぎ〳〵、大臣大將に昇る藤原の人も、皆この大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳おまし〳〵き。

○第五十八代、第三十一世光孝天皇、諱は時康、小松帝とも申す。仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成しりぞけられ給ひし時、攝政昭宣

三公—太政大臣、左大臣、右大臣

脫屣—位を棄つる

ころ大納言伴善男といふ人寵ありて、大臣を望む志なん有りける。時に三公闕無かりき。（太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相。）信左大臣を失ひて、その闕に臨み任ぜんと相計り、先づ應天門を燒かしむ。左大臣世を亂らんとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣にめし仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣この事を聞き、驚き遽てられける餘に、烏帽子、直衣を著ながら、白晝に騎馬して、馳參じて申し宥められにけり。其後、善男が陰謀露はれて、流刑に處せらる。この大臣の忠節、誠にやんごとなき事になん。天皇佛法に歸し給ひて、常に脫屣の御志にありき。慈覺大師に受戒し給ふ。法號を授け奉らる。素眞と申す。在位の帝、法號をつぎ給ふ事、世の常ならぬにや。昔、隋の煬帝の晋王と云ひし時、天台の智者に受戒して、總持と云ふ名をつかれたりし、善からぬ君の例なれど、智者の昔の跡なれば、準へ用ひられにけるにや。又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水に遷り給ふ。天皇聞召して、勅使を遣はし、その處を點じ、諸の工に仰せて、新宮を造りて宗廟に擬せらる。（鎭坐の次第は上に見えたり。）天皇天下を治め給ふ事十八年、太子に讓りて退かせ給ふ。中三歳ばかりありて出家、慈覺の弟子にて、灌頂受けさせ給ふ。丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて、練行しまししが、程なく崩れ給ふ。御年

補陀洛―観音の浄土、興福寺なぞらへていへり
北の藤波―藤原北家
○清和源氏
氏の長者―氏中、官位譜代第一の人
氏の社―春日社

此時明神役者に交はりて、

　補陀洛の南の岸に堂建てゝいまぞ榮えん北の藤波

と詠じ給ひけるとぞ。此時に源氏の人々數多失せにけりと申す人あれど、大なる僻事なり。皇子、皇孫の源の氏を賜ひ、高官高位に至ることは、この後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。されど彼の一門の榮えし事、誠に祈請に應へたりとは見えたり。大かたこの大臣遠き慮おはしけるにこそ。子孫、親族の學問を勸めんために、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり。菅、江の二家これを掌りて、人を教ふる處なり。彼の大學の南に、この院を建てられしかば、南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、旨とこの院を管領して、興福寺及び氏の社の事を執り行はる。良房大臣攝政せられしより、彼の一流に傳はりて、絶えぬ事になにたり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政、關白も定まれる職になりぬ。自ら攝關と云ふ名をとめらるゝ時も、内覽の臣を置かれたれば、執政の義變ることとなし。天皇大人び給ひければ、攝政、政を還し奉りて、太政大臣にて白河に閑居せられにけり。君は外孫にましませば、猶も、權を專にせらるとも、爭ふ人有るまじくや。されど謙退の心深く、閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり。その

南面―天子の位也

繈褓にましまし―赤兒なりしかば

伊尹と云ふ聖臣あり、湯及び太甲を輔佐す。これは保衡といふ、（阿衡ともいふ。）その意は攝政なり。周の世に周公旦、また大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父なり。武王の代には三公に列り、成王若くて位に卽き給ひしかば、周公自ら南面して攝政す。（成王をおひて南面せられけりとも見えたり。）漢の昭帝又幼にして卽位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公、霍氏をぞ先蹤にも申すめる。本朝には應神生れ給ひて、繈褓にましまし〳〵しかば、神功皇后天位に居給ふ。然れども攝政と申し傳へたり。これは今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ。これぞ帝は位に備りて、天下の政、併しながら、攝政の御まゝなりける。齊明天皇の御代に、御子中大兄皇太子攝政し給ふ。元明の御世の末つ方、皇女淨足姬尊（元正天皇の御事なり。）暫く攝政し給ひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、正しく人臣にて攝政する事は始まりにける。但しこの藤原の一門、神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、先にも處々に記し侍りき。淡海公の後、參議中衞の大將房前其子大納言眞楯、其子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く、榮えずやありけん、内麻呂の子、冬嗣大臣、（閑院の左大臣と云ふ。後に贈太政大臣なり。）藤代の衰へぬることを歎きて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立てて、祈り申されけり。

○わが國の盛なりし比

●人臣攝政の始

深草帝とも申す。嵯峨第二の子、御母は皇太后橘嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年卽位、甲寅改元。此天皇は西院の御門の猶子の義にておまし〱ければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ。ある時は兩皇同所にして、覲禮もありけるとぞ。わが國の盛りなりし事は、此比にやありけん。遣唐使も常に有り、歸朝の後、建禮門の前に、彼の國の寶物の市を立てて、群臣に賜はる事も有りき。律令は文武の御代より定められしかど此御代にぞ撰び調へられにけり。天下を治め給ふ事十七年、四十一歲おまし〱き。

○第五十五代、文德天皇、諱は道康、田村の帝とも申す。仁明第一の御子、御母は太皇太后藤原順子、（五條の后と申す。）左大臣冬嗣の女なり。庚午の年卽位、辛未に改元、天下を治め給ふ事八年、三十三歲おまし〱き。

○第五十六代、淸和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文德第四の子、御母は皇太后藤原の明子、（染殿の后と申す。）攝政太政大臣良房の女なり。わが朝は幼主位に卽き給ふ事稀なりき。此天皇九歲にて卽位、戊寅の年なり。己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣、始て攝政せらる。攝政と云ふ事は、もろこしには唐堯の時、虞舜を登用して、政を任せ給ひき、これを攝政と云ふ。かくて三十年ありて、正位を受けられき。殷の代に

ち巧に、書藝も勝れ給へりし。宮城の東西の額も、御自ら書かしめ給ひき。天下を治め給ふこと十四年、皇太弟に讓りて、太上天皇と申す。帝都の西、嵯峨といふ所に、離宮を占めてぞまし〳〵ける。一旦、國を讓り給ひしのみならず、行末までも、授けましまさんの御志にや、新帝の御子、恒世親王を、太子に立て給ひしを、親王また固く辭退して、世を背き給ひけるこそ有りがたけれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔仁德兄弟相讓り給ひし後には、聞かざりし事なり。五十七歲おまし〳〵き。

○第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯の年卽位、甲辰に改元、天下を治めたまふこと十年、太子に讓りて太上天皇と申す。この時兩上皇まし〳〵ければ、嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御掟にや、東宮には又この帝の御子、恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇崩れまし〳〵し後に、故ありて棄てられ給ひき。五十七歲おまし〳〵き。

五十七ー一本「五十五」

○第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱は正良、これよりさき御諱確ならず。多くは乳母の姓などを諱に用ひられき。これより二字正しくましませば載せ奉る。

五聲―宮、商、角、徵、羽
十二律―六律、六呂
輪扁―莊子天道篇に出づ「君の讀む所は古人の糟粕のみ」と論ぜしこと
弓工云々―貞觀政要に見ゆ
理世の要―原本「理世の」の三字なし、一本によりて補ふ

その職を置かるゝ事なれば、委しく記すに能はず。醫、陰陽の兩道、又これ國の至要なり。金石絲竹の樂は、四學の一にして、專ら政をする本なり。今は藝能のごとくに思ひつる、無念の事なり。風を移し俗を易るには樂よりよきはなしと云へり。一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。また詩賦、歌詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には異なり。然れども一心より起りて、萬の言の葉となれる、末の世なれど、人を感ぜしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ、邪を拒ぐ敎へなるべし。かゝれば、いづれか心の源をあきらめ、正に歸る術なからん。輪扁が輪を削りて、齊の桓公を敎へ、弓工が弓をつくりて唐の太宗を悟らしむる類もあり。乃至、圍碁、彈棊の戲までも、愚なる心を治め、輕々しき業を止めんがためなり。但しその源に基かずとも、一藝は學ぶべきことにや。孔子も、飽まで食ひて、終日意を用ふる所無からんよりは、博奕をだにせよと侍るめり。まして、一道をうけ、一藝にもたづさはらん人、本を明め理を悟る志あらば、これより理世の要ともなり、出離の謀ともなりなん。一氣一心に基け、五大五行により、相剋相生を知り、自も覺り、他にも悟らしめん事、萬の道その理一つなるべし。この御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明に、文章

て、己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自も衣、人をも溫ならしむ。賤しきに似たれども、人倫の大本なり。天の時に從ひ、地の利によれり。この外商沽の利を通ずるもあり、工巧の業を好むもあり、仕官に志すもあり、これを四民といふ。仕官するにとりて、文武の二道あり。座して以て道を論ずるは文士の道なり。この道に明ならば、相とするに堪へたり。征きて功を立つるは武人の業なり。この業に譽あらば、將とするに足れり。されば文武の二つは、暫くも捨て給ふべからず。亂れたる時は、武を右にし、文を左にす。國治まれる時は、文を右にし、武を左にすともいへり。（是は右を上にす。よりてしか云ふなり。）かくの如く樣々なる道を用ひて、民の憂を安め、各の爭なからしめんことを本とすべし。民の賦斂を厚くして、自の心を縱にすることは、亂世亂國の基なり。わが國は王種の變る事はなけれども、政亂れぬれば、曆數も久しからず、繼體も違ふためし、所々にしるし侍りぬ。況や人の臣として、其職を守るべきに於いてをや。抑も民を導くにつきて、諸道、諸藝皆要樞なり。古には詩、書、禮、樂を以つて國を治むる四術とす。本朝は四術の學を立てらるゝこと、確ならざれども、紀傳、明經、明法の三道に、詩、書、禮を攝すべきにこそ。算道を加へて四道といふ。代々に用ひられ、

武を右にし云々—潘炎の君臣相遇樂賦に、或右文而左武、或先吁而後唱

つきて—原本「すぎて」

○社會政策論

朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて、傳來の後に、聖一上人、石霜の下つ方、虎丘の流を無準に受く。かの宗の弘まる事は、此兩師よりの事なり。打ち續き異朝の僧も數多來朝し、この國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家、七宗とは云へど、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。いづれも直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり。弘仁の御宇より、眞言、天台の盛りに成れる事を、聊しるし侍るにつきて、大方の宗に、傳來の趣を載せたり。極めて誤り多く侍らん。但し、君としては、いづれの宗をも大概しろしめして、捨てられざらん事ぞ、國家攘災の御計なるべき。菩薩大士も掌る宗あり。わが朝の神明も取り分き擁護し給ふ敎もあり。一宗に志ある人、餘宗を譏り賤しむ、大きなる誤なり。人の根機品々なれば、敎法も無盡なり。況やわが信ずる宗をだに明めずして、未だ知らざる敎を譏らんは、極めたる罪業にや。我はこの宗に歸すれども、人は又彼の宗に志す、共に隨分の益有るべし。これ皆、今生一世の値遇にあらず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸敎を捨てず機を漏らさずして、得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり。且は佛敎に限らず、儒道の二敎の至り、諸々の道、賤しき藝までも、興し用ふるを、聖代と云ふべきなり。およそ、男夫は稼穡を務め

思圓上人―名は叡尊、興正菩薩と諡す、龜山帝に菩薩大戒を授けたる高僧也、原本恩圓に作る、一本により改訂

ふ。倶舍成實など云ふは小乘なり。道慈律師同じく傳へて、流布せられけれども、依學の宗にて別にこの宗を立つる事なし。わが國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり。又律宗は大小に通ずるなり。鑒眞和尙來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、この戒を受けぬ者は、僧籍に列ならぬ事になりにき。中古より以來、その名ばかりにて、戒體を守る事だにも絕えにけるを、南都の思圓上人等、章疏を見明めて戒師となる。北京には我禪上人入宋して、かの土の律法を傳へて、これを弘む。南北の律再興して、彼の宗に入るともがらは、威儀を具する事古きがごとし。禪宗は佛心宗とも云ふ。佛の敎外別傳の宗なりとぞ。梁の代に天竺の達摩大師來りて弘められしに、武帝機に叶はず、江を渡りて北朝に至る。嵩山と云ふ所にとゞまり、面壁して年を送られけり。後に惠可これを嗣ぐ。惠可より下四世に弘忍禪師と聞えし嗣法、南北に相分る。北宗の流をば、傳敎、慈覺傳へて歸朝せられき。安然和尙（慈覺の孫弟子）敎時諍論と云ふ書に、敎理の淺深を判ずるに、眞言、佛心、天台と列ねたり。されどうけ傳ふる人無くて絕えにき。近代となりて、南宗の流多くつたはる。我朝には南宗の下に五家あり。その中、臨濟宗の下より、又二流と成る。これを五家七宗と云ふ。本

山門、寺門—延暦、園城

四ヶ所の戒壇—東大寺、下野藥師寺、筑紫觀世音寺、延暦寺戒壇となる—一本「戒壇とする」

この三宗—華嚴、三論、法相

り。山門、寺門は天台を宗とするゆゑにや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり。この天皇諸宗を並べて、興ぜさせ給ひける中にも、傳敎弘法御歸依深かりき。傳敎はじめて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗、表をあげて爭ひ申ししかど、終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約ありければ、重くしたまひけるとぞ。此兩宗の外、華嚴、三論、を東大寺にこれを弘めらる。かの華嚴は、唐の杜順和尙より盛りになれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す。この寺は卽ちこの宗によりて建立せられけるにや、大華嚴寺と云ふ名あり。三論は東晉の同時に、後秦と云ふ國に、羅什三藏と云ふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり。孝德の御世に、高麗の僧惠觀來朝して、傳へ始めける。然らば最前流布の敎にや。其のち道慈律師請來して、大安寺に弘めき。今は華嚴と並びて東大寺にあり。法相は興福寺にあり。唐の玄弉三藏、天竺より傳へて、國に弘めらる。日本の定惠和尙（大織冠の子なり。）かの國に渡りて、玄弉の弟子たりしかど、歸朝ののち世を早くす。今の法相は、玄昉僧正と云ふ人入唐して、泗州の智周大師（玄奘二世の弟子。）に會ひて、これを傳へて流布しけるとぞ。春日の神も殊更にこの宗を擁護し給ふなるべし。この三宗に天台を加へて、四家の大乘とい

三流の眞言—延暦寺、園城寺、東寺の三流
綱所—僧綱の役所
一の—一本なし

り。慈覺、智證は惠果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子、法全に逢ひて傳へらる。凡そ本朝流布の宗、今は七宗なり。此中にも眞言、天台、の二宗は、祖師意巧專ら鎭護國家のため志ざされけるにや、比叡山には（比叡山と云ふ事、桓武傳敎御心を一つにして、興隆せられし故に、名付けしと、かの山の輩これを稱す。しかれども舊事本紀に比叡の神の御事見えたり。）顯密竝びて紹隆す。殊に天子本命の道場を建てて、御願を祈る地なり。（これは密につくべし。）又根本中堂を止觀院と云ふ。法華の經文につき、天台の宗義により、かた〴〵鎭護の深義ありとぞ。東寺は桓武遷都の初、皇城の鎭の爲にこれを建てらる。弘仁の御時弘法に賜ひて、永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地なり。此宗を神通乘と云ふ。如來果上の法門にして、諸敎に越えたる極祕密と思へり。就中我國は神代よりの緣起、この宗の所說に符合せり。この故にや、唐朝に流布せしは暫くの事にて、卽ち日本に留まりぬ。相應の宗なりと云ふも理にや。大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を建つ。（もとは勘解由使の廳なり。）大師奏聞して、每年正月この處にて御修法あり。國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の祕法なり。又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗によりて深意あるべし。三流の眞言何れと云ふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、宗と東寺によれり。延喜の御宇に綱所の印鎰を、東寺の一の阿闍梨に預けらるゝ。よりて法務のことを知行して、諸宗の一座た

の宗を再興す。もろこしには、五代の中、後唐の末ざまなりければ、我朝には朱雀天皇の御代にや當りけん。日本より返し渡したる宗なれば、この國の天台宗は、却りて本となれるなり。凡そ傳教彼の宗の祕密を傳へられたる事も、唐の台州刺史陸淳が、印記の文あり。悉く一宗の論疏を寫し、國に歸れる事も、釋志槃が佛祖の統記に載せたり。異朝の書に見えたり。弘法は母懷胎の初、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生。この日唐の大曆九年六月十五日に當れり。不空三藏入滅す。よりてかの後身と申すなり。且は惠果和尙の告にも、「我と汝と久しく契約あり。誓つて密藏を弘めん」とあるも此故にや。渡唐の時も、或は五筆の藝を施し、さま〴〵の神異ありしかば、唐の主、順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき。かの惠果は、眞言第六の祖師なり。和尙六人の附法あり。劍南の惟上、河北の義圓、金剛一界を傳ふ。新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界を傳ふ。青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ。義明は惠果の俗弟子唐朝に於きて、灌頂の師たるべかりしが、世を早くす。弘法は六人の中に瀉瓶たり。呉殷が纂の詞なり然れば眞言の宗には、正統なりと云ふべきにや。これまた異朝の書に見えたり。傳教も不空の弟子、順曉に會ひて眞言を傳へられしかども、在唐いくばくもなかりしかば深く學せられざりしにや、歸朝の後又弘法にもとぶらはれけり。又今はその流絶えにけ

五筆の藝―口及び兩手足にて同時に字を書くこと

瀉瓶―一點の遺漏なく教法を師資相傳ふること

これまた―以下歸朝云云まで一本になし

先世―一本「前世」
○天台眞言の弘通

時より撰び始められにき。又深く佛法を崇め給ふ。先世に美濃國神野と云ふ處に、貴き僧ありけり。橘太后の先世に、懇に給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも自然にかなへり。傳教（御名最澄）弘法（御名空海）兩大師、唐より傳へ給ひし天台、眞言の兩宗も、此御代よりこそ弘まり侍りけれ。この兩師唯なる人におはせず。傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰をもとめ出て、唐まで持たれたり。天台山に上りて、智者大師（天台の宗おこりて四代の祖なり天台大師ともいふ。）六代の正統道邃和尚に謁して、その宗を習はれしに かの山に、智者大師歸寂よりこのかた 鑰を失ひて 開かざる一藏ありき。試に此鑰にて開けらるゝに、滯らず。一山擧りて渇仰しけり。よりて一宗の奥義殘る所なく傳へられたりとぞ。そののち、慈覺、智證、兩大師又入唐して、天台、眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、彼の門風彌々盛りになりて天下に流布せり。唐國亂れしより、經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂と云ふ人までは、たゞ觀心を傳へて、宗義を明むること絶えにけるにや。吳越の忠懿王、（姓は錢、名は俶、唐の末つかたより、東南の吳越を領して偏覇の主たり。）北宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人を差して我が朝に送り教典を求めしむ。悉く寫し終りて歸りぬ。義寂これを見明めて、更にこ

神皇正統記　巻之四

○藥子仲成の反

○弘仁格式を撰す

○第五十一代、平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり。丙戌の年卽位、改元、平安宮にまします。元より遷都なきによりて御在所をしるすべからず。天下を治め給ふ事四年、大弟に讓りて太上天皇と申す。平城の舊都に歸りて住ませ給ひけり。尙侍藤原藥子を寵しまし〳〵けるに、その弟參議右兵衞督仲成等申しすゝめて、逆亂の事有りき。田村麿を大將軍として、追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせ給ふ。御子東宮高岳親王も捨てられて同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すは是なり。藥子仲成等は誅にふしぬ。上皇五十一歲までおまし〳〵き。

○第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ち給へりしが、己丑の年卽位、庚寅に改元。この天皇幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝を習ひ給ふ。又謙讓の大度もまし〳〵けり。桓武の帝鍾愛無双の御子になんおはしける。儲君居給ひけるも、父の帝繼體のために顧命しましけるにこそ。格式などもこの御

○平安奠都

四神―蒼龍、白虎、朱雀、玄武

○傳敎、弘法の入唐

○坂上田村麿東夷征伐

二十四―一本「二十五」

七十―一本「七十七」

崇道天皇と申す。辛酉の年卽位、壬戌に改元、初は平城にまします。山背の長岡に遷りて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城に遷さる。山背の國をも改めて山城といふ。永代に變るまじくなん計らはせ給ひける。昔聖德太子、蜂岡に上り給ひて、（太秦是なり。）今の城を見廻して、「四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を遷されて變るまじき所なり」と、宣ひけるとぞ申し傳へたる。その年紀もたがはず、又數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。この天皇大きに佛法を崇め給ふ。延暦二十三年傳敎、弘法敕を受けて、唐へ渡り給ふ。その時則ち唐朝へ使を遣はさる。大使は參議左大辨兼越前守藤原葛野麻呂の朝臣なり。傳敎は天台の道邃和尚に會ひて、その宗を究めて、おなじき二十四年大使共に歸朝せらる。弘法は彼の國に留まりて、大同年中に歸り給ふ。この御時、東夷叛亂しければ、坂上田村麿を征東大將軍になして遣されしに、悉く平げて歸りまうでけり。この田村麿は武勇人に勝れたりき。始は近衛の將監になり、少將に移り、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將に上り、大納言を兼ねたり。文をも兼ねたればにや、納言の官にも昇りにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇天下を治め給ふ事二十四年、七十歳おまし〳〵き。

六十二—一本「六十三」
十月に即位
十一月に改元—一本「十月に改元」
井上内親王—聖武の女

年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき。稱德崩れまし〳〵しかば、大臣以下皇胤の中を選び申しけるに、各異議ありしかど、參議百川と云ひし人、この天皇に志し奉りて、謀を廻らして定め申してき。天武世を知り給ひしより、爭ひ申す人なかりき。然れども天智御兒にて、先づ日嗣を受け給ひ、當時逆臣を誅し、國家をも安じ給へり。この君のかく繼體に備はり給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ。先皇太子に立ち、則ち受禪、御年六十二。今年庚戌の年なり。十月に卽位、十一月に改元、平城宮にまします。天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おましましき。

○第五十代、第二十八世、桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。光仁卽位の始、井上内親王を以ちて皇后とす。かの所生の皇子早良親王太子に立ちたまひき。然るを百川の朝臣、この天皇に受け嗣がしめ奉らんと志して、又謀を廻し、皇后及び太子を捨てて、終に皇太子にする爲奉りき。その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけりとぞ。類なき忠烈の臣なりけるにや。皇后前太子、責められて失せ給ひき。怨靈を安められんためにや、太子は後に追號ありて、

○清麿宇佐へ勅使
膕｜ひかゞみ
土佐云々｜土佐に流されしは姉法均尼、清麻呂は大隅

六十年ばかり、兩國の事相似たりとぞ。天下を始めたまふ事五年、五十七歳おまし〳〵き。天武、聖武、國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに、皇胤ましまさず、此女帝にて絶え給ひぬ。女帝崩れ給ひしかば、道鏡を下野の講師になして、流し下されにき。抑この道鏡は、法王の位を授けられたりしを猶飽かずして、皇位に卽かんと云ふ志ありけり。女帝さすがに思ひ煩ひたまひけるにや、和氣清麿呂といふ人を勅使にさして、宇佐の八幡宮に申されけり。大菩薩樣々託宣ありて、更に許されず。清麻呂歸參して有のまゝに奏聞す。道鏡怒をなして、清麻呂が膕筋を斷ちて、土佐の國に流し遣はす。清麻呂愁へ悲みて、大菩薩を怨みかこち申しければ、小蛇出で來て、その疵を癒してけり。光仁位に卽き給ひしかば、卽ち召し還さる。神威を尊び申して、河内の國に寺を立てて神願寺と云ひしを、後に高雄の山に遷し立つ。今の神護寺これなり。件の頃までは神威もかく著き事なりき。かくて、道鏡終に望を遂げず、女帝も又程なく崩れ給ふ。宗廟社稷を安くする事は八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原百川の朝臣の功なりとぞ。

○第四十九代、第二十七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。（皇子は第三の御子なり。追號ありて田原の天皇と申す。）御母は贈皇大后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王と申しき。天平

金吾—武官の名
歸寂—死去

國を大周と改む。唐の名を失はんと思ひ給ひけるにや。中宗、睿宗もわが生み給ひしかども、捨てて諸王とし、自らの族武氏の輩をもちて、國を傳へしめんとさへし給ひき。その時にこそ法師も官者も數多寵せられて、世に譏らるゝためし多く侍りしか。この道鏡始は大臣に准じて、（日本准大臣のはじめにや。）大臣禪師と云ひしを、太政大臣になし給ふ。それによりて、次々、納言、參議にも、法師を混へなされにき。道鏡世を心の儘にしければ、爭ふ人のなかりしにや。大臣吉備眞吉備の公、右中辨藤原の百川などありき。されど力およばざりけるにこそ。法師の官に任ずる事は、唐より始めて、僧正僧統など云ふ事ありし、それすら出家の本意には非ざるべし。況や俗官に任ずる事あるべからぬ事にこそ。されど唐にも、南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政に交ひしを、黒衣宰相と云ひき。（但しこれは官に任ずとは見えざり。）梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき。北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を賜はる。唐の世となりては、數多聞えき。肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一つにして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり。代宗の時、天竺の不空三藏を尊び給ふ餘にや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同參司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官を贈らる。（司空は大臣の官なり。）則天の朝よりこの女帝の御代まで

○道鏡を寵す

られ、朝務を輔佐し給ひけり。日本紀もこの親王敕を承りて撰び給ふ。後に追號ありて盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子ましまさず、又廢帝を御子にして讓り給ふ。但し年號なども改められず女帝の御まゝなりしにや。戊戌の年即位、天下を始め給ふ事六年、事ありて淡路の國に遷され給ひき。三十三歳おまし〳〵き。

○第四十八代、稱德天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日更に即位、同七日改元、太上天皇竊に藤原の武智麻呂の大臣の第二の子、押勝を幸し給ひき。大師（その時太政大臣をあらためて大師といふ）正一位になる。見給へば咲ましき事とて、藤原に二字を添へて、惠美の姓を賜ひき。天下の政、しかしながら、委任せられにけり。後に道鏡と云ふ法師（弓削の氏の人也）又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝を勸め申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事露れて誅に伏しぬ。帝も淡路に遷されたまふ。かくて上皇重祚あり。先に出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけんかし。唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人といふ官に居給へりしかば、太宗崩れ給ひて、尼になりて感業といふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髮せしめて皇后とす。諫め申す人多かりしかど用ひられず。高宗崩じて中宗位に居給ひしを退け、叡宗を立てられしをも又退けて、自ら帝位に即き、

○天皇出家の始め
御ぐしおろし——薙髮し
淡路廢帝——淳仁
○舍人親王日本紀を撰す

る。この御時、太宰少貳藤原廣繼と云ふ人、（式部卿宇合の子なり。）謀叛の聞えありて追討せらる。（玄昉僧正の讒によれりとも云へり。依て靈となる。今の松浦明神なりと云へり。）祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき。また左大臣長屋王、（太政大臣高市王の子、天武御孫なり。）罪ありて誅せらる。また陸奥の國より、はじめて黃金を奉る。この朝に金ある初なり。國の司の王、賞ありて三位に叙す。佛法繁昌の感應なりとぞ。天下を治め給ふ事二十五年、天位を御女高野姫の皇女に讓りて太上天皇と申す。後に出家せさせ給ふ。天皇出家の始なり。昔天武東宮の位を遁れて、御ぐしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき。皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ。此天皇五十六歲おまし〳〵き。

○第四十六代、孝謙天皇は、聖武の御子、御母は皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女なり。聖武の皇子安積親王世を早くして後、男子ましまさず。よりてこの皇女立ち給ひき。己丑の年卽位、改元、平城の宮にまします。天下を治め給ふ事十年、大炊王を養子として皇太子とす。位を讓りて太上天皇と申す。出家せさせ給ひて、平城の西宮になんましましける。

○第四十七代、淡路廢帝は、一品舍人親王の子、天武の御孫なり。御母は上總介當麻老が女なり。舍人親王は皇子の中に、御身の才もましけるにや、知太政官事と云ふ職を授け

○大に佛を尊崇す

朗辨―良辨に作るべきか

給はず。此元明天皇平城に遷りましてより、また七代の都になれりき。天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申せしが、六十一歳おまし〱き。

○第四十四代、元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇。文武同母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、即日即位、十一月に改元、平城の宮にまします。この御時百官に笏を持たしむ、(五位已上は牙の笏六位は木笏なり。)天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おまし〱き。

○四十五代、聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原宮子、淡海公不比等の大臣の女なり。豐櫻彥尊と申す。幼くましゝによりて、元明、元正先づ位に居給ひき。甲子の年即位、改元、平城の宮にまします。此御代大きに佛法を崇め給ふ事、先代に越えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を造らる。又諸國に國分寺及び國分尼寺を立て、國土安穩のために、法華、最勝兩部の經を講ぜらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の波羅門僧正、(菩提といふ。)林邑の佛哲、唐の鑑眞和尙等是なり。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて、歸り給へりとも云へり。この國にも行基菩薩、朗辨僧正など、權化の人なり。天皇、波羅門、行基、朗辨、をば四聖とぞ申し傳へた

●和銅三年平城奠都

の流、南家と云ふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家と云ふ、今の攝政大臣及びさるべき藤原の人々は、皆この末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家といふ。四門は左京大夫麻呂の流、京家と云ひしが早く絶えにけり。南家、式家も儒胤にて、今に相續すといへども、只北家のみ繁昌す。房前大將人に異る隱德こそおはしけめ。又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。この寺は大織冠の建立にて、山背の山科にありしを、この大臣平城に移さる。よりて山科寺とも申すなり。後に玄昉と云ふ僧、唐へ渡りて、法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は、天兒屋神を本とす。本社河内の平岡にます。春日に遷り給ふ事は、神護景雲年中の事なりとす。然らば此大臣は後の事なり。又春日の第一の御殿、常陸の鹿島神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す。然れば藤原の氏神に、三の御殿ましますなりけり。この天皇天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おましましき。

○第四十三代、元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田の石川麻呂の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にまします。丁未の年即位、戊申に改元、三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる。古には代毎に都を改め、即ちその御門の御名に呼び奉りき。持統天皇藤原の宮にまし〳〵しを、文武はじめて改め

原の宮にまします。草壁皇子は、太子に立ち給ひしが、世を蚤くし給ふに依りて、その御子輕王を皇太子とす。文武にまします。前の太子は後に追號有りて、長岡天皇と申す。

○太上天皇の始

この天皇天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて太上天皇と申しき。太上天皇と云ふ事は、異朝に漢の高祖の父を太公と云ふ、尊號ありて太上皇と號す。その後後魏の顯祖、唐の玄宗、叡宗等なり。本朝には昔其例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき。此天皇よりぞ太上天皇の號は侍りける。五十八歳おまし〳〵き。

○第四十二代、文武天皇は、草壁の太子、第二の子、天武の嫡孫なり。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。（後に元明天皇と申す。）丁酉の年卽位、猶藤原の宮にまします。此御時唐國の禮を移して、宮室の造、文武官の衣服の色までも定められき。

○年號の始

又卽位五年辛丑より始めて年號あり、大寶と云ふこれなり。先に孝德の御代に、大化、白雉。天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥などいふ號ありしかど、大寶より後にぞ、絕えぬ事にはなりぬる。よりて大寶を年號の始とするなり。又皇子を親王と云ふ事、この御時に始まる。

○大寶の律令成る

又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大臣執政の臣にて、律令などをも撰び定められき。

○藤氏の四家

藤原の氏この大臣より愈盛に成れり。四人の子おはしき。これを四門と云ふ。一門は武智麻呂の大臣

○壬申の亂

は近江にましします。御病有りしに、太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣の中に、告げ知らせ申す人ありければ、帝の御意の趣にやありけん、太子の位を自ら退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に讓りて、芳野の宮に入りたまふ。天智崩れ給ひてのち、大友皇子猶危まれけるにや、軍を徵して、芳野を襲はんとぞ謀り給ひける。天皇密に芳野を出で、伊勢に越え飯高郡に至りて、大神宮を遙に拜して、美濃へかゝりて、東國の軍を徵す。皇子高市參り給ひしを大將軍として、美濃の不破關を守らしめ、天皇は尾張國にぞ越えたまひける。國々皆從ひ申ししかば、不破關の軍に打ち勝ち、卽ち勢田に臨みて合戰あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或る遠流せらる。軍に從ひ申す輩、しな〴〵によりてその賞を行はる。壬申の年卽位、大倭の飛鳥御淨原宮にましします。朝廷の法度多く定められけり。上下漆染の頭巾を著る事も、この御時より始まる。天下を治め給ふ事十五年、七十三歲おまし〳〵き。

○第四十一代、持統天皇は、天智の御女なり。御母は越智娘、蘇我、山田石川麻呂の大臣の女なり。天武天皇太子にまし〳〵しより妃とし給ふ。後に皇后とす。皇子草壁若くまし〳〵しかば、皇后朝に臨み給ふ。戊子の年なり。庚寅の春正月一日卽位、大和の藤

七年―一本「七十六年」

朝奬―朝廷の寵遇

忌國―先帝崩御の日

重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱德と號す。異朝には變れり。これ天日嗣を重くする故か。先賢の議定めて由有るにや。乙卯の年卽位、この度は大倭の岡本にまします。後の岡本の宮と申す。この御世は、もろこしの唐の高宗の時に當れり。高麗を攻めしによりて救の兵を申し請けしかば、天皇皇太子筑紫まで向はせ給ふ。されど三韓遂に唐に屬きにしかば、軍を還へされぬ。其後も三韓好を忘るゝまではなかりけり。皇太子と申すは中の大兄皇子の御事なり。孝德德御代より太子に立ち給うて、此御時は攝政し給ふと見えたり。天皇天下を治め給ふ事七年、六十八歳おましく〵しき。

○第三十九代、第二十五世、天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり。壬戌の年卽位、近江國大津の宮にまします。卽位四年八月に、中臣鎌足を內大臣大織冠とす。又藤原朝臣の姓を賜ふ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝奬雙なし。前後封を賜ふ事一萬五千戶なり。病の間にも御幸して訪ひ給ひけるとぞ。此天皇中興の祖にまします。(光仁の御祖なり。)國忌は時に隨ひて改まれども、これは永く變らぬ事になりにき。天下を治め給ふ事十年、五十八歳おましく〵き。

○第四十代、天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて大倭にましく〵き。天智

○大化の改新

八省—中務、式部、兵部、治部、刑部、民部、大藏、宮內

●重祚の初

十日—一本「八十日」

る。

○第三十七代、孝德天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年卽位、攝津國長柄豐崎の宮にまします。此御時始めて、大臣左右に分たる。大臣は成務の御時、武內宿禰始めてこれに任ず。仲哀の御代に、又大連の官をも置かる。大臣、大連竝びて政をしれり。この御時大連を罷めて、左右の大臣とす。又八省百官を定めらる。中臣鎌足を內臣に爲し給ふ。天下を治め給ふ事十年、五十九歲おまし〳〵き。

○第三十八代、齊明天皇は、皇極の重祚なり。重祚と云ふ事は、本朝には玆に始まれり。異朝には殷の太甲、不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政を執れりき。されど帝位を捨つるまではなきにや。太甲過を悔いて、德を修めしかば、本の如く天子とす。晉の世に桓玄と云ひし者、安帝の位を奪ひて十日餘、義兵のために殺されしかば、安帝位に復り給ふ。唐の世となりて、則天皇后の世を亂られし時、我が所生の子なりしかども、中宗を捨てて廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしも、又捨てて自ら位に卽き給ふ。後に中宗位に復りて、唐の祚絕えず。豫王も又重祚あり。これを叡宗と云ふ。これぞ正しき重祚なれど、二代には立てず。中宗、叡宗とぞ連ねたる。我が朝に皇極の

○中大兄、中臣鎌足、入鹿を誅す

○國記の燒失

先烈―祖先の功

さかやかされ―顯著にせられ

やんごとなき―尊き

○藤原の姓

る。こゝに皇子中大兄と申すは、舒明の御子、この天皇御所生なり。中臣鎌足連と云ふ人と、心を一にして、入鹿を殺しつ。父蝦夷も家に火を放けてうせぬ。國記、重寶は皆燒き滅びにけり。蘇我の一門久しく權を執れりしかども、積惡の故にや、皆滅びぬ。山田の石川麻呂といふ人ぞ、皇子と心を通はし申すにより滅びざりける。この鎌足の大臣は、天兒屋命二十一世の孫なり。昔天孫天降り給ひし時、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の勅を受けて、輔佐の神にまします。中臣と云ふ事も、二神の御中にて、神の御心を和げ申したまひける故とぞ、その孫天種子命、神武の御代に祭事を掌る。上古は神と皇と一にまし〱しかば、祭を掌るは卽ち政を執れるなり。（政の字の訓にてもしるべし。）そののち天照大神始めて伊勢國に鎭りまし〱しとき、種子命の末、大鹿島命祭官になりて、鎌足大臣の父小德冠御食子までも、その官にて仕へたり。鎌足に至りて、大勳を立て世に寵せられしによりて、祖業を興し、先烈をさかやかされける、やんごとなき事なり。且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。（正一位の名なり。）又中臣を改めて、藤原の姓を賜へり。（内臣に任ぜらるゝ事は、この御代にはあらず。事の序に記し載す。）この天皇天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟輕王に讓り給ふ。御名を皇祖母尊とぞ申しけ

天皇―原本此下に「た」の字あり、一本により改訂

すべかりしかども、權化の御事なれば、定めて故ありけんかし。御諱を聖徳と名付け奉る。この天皇天下を治め給ふ事三十六年、七十歳おまし〱き。

○第三十五代、第廿四世、舒明天皇は忍坂大兄皇子の子　敏達の御孫なり。御母は糠手姫皇女、之も敏達の御女なり。推古天皇は聖徳太子の御子に、傳へ給はんと思召しけるにや。されど正しき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまします。又太子御病に臥し給ひし時、天皇此皇子を御使として、訪ひましゝに、天下の事を太子の申しつけ給へりけるとぞ。己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします。此即位の年は、もろこしの唐の太宗の初、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふ事十三年、四十九歳おまし〱き。

○第三十六代、皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は吉備姫女王と申しき。舒明天皇皇后とし給ふ。天智天武の御母なり。舒明崩れまして、皇子幼くおはしましゝかば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまします。此時に蘇我蝦夷の大臣、（馬子大臣の子）竝に其子入鹿、朝權を專にして、皇家を蔑にする心あり。その家を宮門と云ふ。諸子を皇子となん云ひける。上古よりの國記、重寶、皆私宅に運び置きてける。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖徳太子の御子達の科なくまし〱しをも、滅し奉

如し。伽藍を建てらるゝこと、四十余箇所に及べり。又此國には昔より、人朴にして、法令なども定まらず、十二年甲子に、始めて冠位と云ふことを定め、冠の品によりて、上下を定むるに十二階あり。十七年己巳に、憲法十七箇條を作りて奏し給ふ。内外典の道を探りてむねをつゞまやかにして作り給へるなり。天皇悦びて、天下に施行せしめ給ひき。此頃は唐には隋の世なり。南北兩朝分れしが、南は正統を受け、北は戎狄より起りしかども、中國をば北朝にてぞ治めける。隋は北朝の後周と云ひしが譲を受けたりき。後に南朝の陣を討ち平げて、一統の世となれり。この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり。十三年乙丑は、煬帝の卽位元年に當れり。彼の國より初めて使を送り、好を通じけり。隋帝の書に、皇帝恭問二倭皇一とありしを、これは唐の天子の、諸侯王に遣はす禮義なりとて、群臣怪み申しけるを、太子宣ひけるは、皇の字は輒く用ひざる詞なればとて、返報をも書かせ給ふ。様々饗祿を賜ひて、使を返し遣はさる。これよりこの國よりもつねに使を遣はさる。その使をば遣隋大使となん名づけられしに、二十七年己卯の年。隋滅びて唐の世に移りぬ。二十九年辛巳の年太子薨れ給ふ。御年四十九。天皇を始め奉りて、天下の人悲しみ惜み申す事、父母に喪するが如し。皇位をも繼ぎましま

○憲法の制定

○隋との修好

○厩戸皇子攝政。

つく——一本「あふぐ」

なり。戊申の年卽位、大倭の倉橋の宮にまします。天皇横死の相見え給ふ、愼みますべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ事五年、七十二歳おまし〳〵き。ある人曰はく、外舅蘇我馬子の大臣と、御中惡しくて、彼の大臣のために弑され給ふとも云へり。

○第三十四代、推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊屋姫尊と申しき。敏達天皇の后とし給ふ。（仁徳も異母の妹を妃としたまふことありき。）崇峻崩れ給ひしかば、癸丑の年卽位、大倭の小墾田の宮にまします。昔神功皇后、六十餘年、天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや。この帝は正位に卽き給ひけるにこそ。卽ち厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せ給ふ。攝政と申しき。太子の監國と云ふ事もあれど、それは暫の事なり。これは偏に天下を治めたまひけり。太子聖德まし〳〵しかば、天下の人仰ぐこと日の如く、つくこと雲のごとし。太子未だ皇子にてまし〳〵し時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき。況て政を治せ給へば、三寶を敬ひ、正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず。又神通自在にましましき。御自らも法服を著して、經を講じ給ひしかば、天より花を降らし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣貴み崇め奉る事佛の

にて―原本「まで」一本により改訂

御時、八幡大菩薩始めて垂迹します。天皇天下を治め給ふ事三十二年、八十歳おましましき。

○第三十一代、第二十二世、敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石姫皇女、宣化天皇の女なり。壬辰の年即位、大倭の磐余譯語田の宮にまします。二年癸巳の年、天皇の御弟豊日皇子の妃御子を誕生す。厩戸の皇子にてまします。生れ給ひしより、様々の奇瑞あり。常人にはましまさず。御手を握り給ひしが、二歳にて東方に向きて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舎利有りき。佛法流布の爲に權化し給へる事疑なし。此佛舎利は、今は大倭の法隆寺に崇め奉つる。天皇天下を治め給ふ事十四年、六十一歳におまし〳〵き。

○第三十二代、用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽姫、蘇我稲目の大臣の女なり。豊日尊と申す。厩戸皇子の父におはします。丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にまします。佛法を崇めて、我國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋大連傾け申し、遂に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇天下を治め給ふ事二年、四十一歳おまし〳〵き。

○第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姉君娘、これも稲目の大臣の女

◎佛敎の傳來

○第三十代、第二十一世、欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄ましくしかど、この天皇の御末世を保ち給ふ、御母方も仁德の流にましませば、猶も其遺德盡きずして、かく定まり給ひけるにや。庚申の年卽位、大倭の磯城嶋金刺の宮にましします。十三年壬申十月に、百濟國より佛、法、僧を渡しけり。此國に傳來の初なり。釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝永平十年に佛法始めて彼の國に傳はる。それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝卽位三年、南朝の梁の簡文帝にも卽位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。この御代の始つ方は、武帝同時なり。この法始めて傳來せし時、他國の神を崇め給はん事、我が國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりて棄てられき。されどこの國に、三寶の名を聞く事は、この時に始まる。又私に崇め仕へ奉る人も有りき。天皇聖德ましくて、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫によりて、その法を立てられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者、鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて、渡し奉りける。難波の堀江に棄てられたりしを、善光といふものとり奉りて、信濃國に安置し申しき。今の善光寺これなり。この

隼總別の御末云々―誤なること上に云へり

時―一本「にとり」

目子媛―一本「日子媛」

勾金の宮―日本紀には勾金橋宮とあり、橋字脱歟

にき。隼總別の御末、かく世を保たせ給ふ事如何る故にか覺束なし。仁徳をば大鷦鷯尊と申す。第八の御子をば隼總別と申す。仁徳の御代に、兄弟戲れて、「鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なり」と爭ひ給ふことありき。隼の名に勝ちて、末の世を受け繼ぎ給ひけるにや。唐にもかゝる例あり。左傳に見ゆ。名を付くることも、謹み重くすべきことにや。それら自ら天命なりと云はゞ、凡慮の及ぶべきにあらず。この天皇の立ち給ひしことぞ、思の外なる御運と見え侍る。但し皇胤絶えぬべかりし時、群臣議ひ覓め奉りて、賢名によりて、天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそ見えたれ。皇統にその人ましまさん時は、賢儲王おはすとも、爭かその望をなし給ふべき。皇胤絶え給はん時は、賢にて天日嗣に備り給はん事、即ち又天の許す所なり。此天皇をば、我が國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきものかや。天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳おまし〳〵き。

○第二十八代、安閑天皇は、繼體の太子、御母は目子媛、尾張の草香の連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にましします。天下を治め給ふ事二年、七十歳おまし〳〵き。

○第二十九代、宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり。丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮にましします。天下を治め給ふ事四年、七十三歳おまし〳〵き。

大迹王―應神の皇子若野毛二俣王の御子なり、隼總別皇子の御子と云ふは誤

安置す。九十六億千の金を捨てて、功德に施す人なりき。其三世の孫拂沙密多羅王の時、惡臣の勸により、祖王の建てたりし塔婆を破壞せんと云ふ惡念をおこし、諸の寺を破り比丘を殺害す。阿育王の崇めし、雞雀寺の佛牙歯の塔を壞たんとせしに、護法神怒をなし、大山化して、王および四兵の衆を押し殺す。これより孔雀の種永く絕えにき。かゝれば先祖大なる德ありとも、不德の子孫、宗廟の祭を絕たん事疑なし。この天皇天下を治め給ふ事八年、十八歲おましまし〳〵き。

○第二十七代第二十世、繼體天皇は應神五世の御孫なり。應神第八の御子、隼總別皇子、その子大迹王、その子私斐王、その子彥主人王、その子男大迹王と申すは、この天皇にまします。御母は振媛、垂仁七世の御孫なり。越前國にまし〳〵けり。武烈崩れたまひて皇胤絕えにしかば、群臣憂へ歎きて、國々に巡り、近き皇胤をもとめ奉りける。この天皇王者の大度まして、潛龍の勢世に聞え給ひけるにや、群臣相議ひて、迎へ奉る。三度まで謙讓し給ひけれど、遂に位に卽き給ふ。今年己丑の年なり。（武烈崩れ給ひて後、二年位を空くせり。）大倭の磐余玉穗の宮にまします。仁賢の御女手白香皇女を皇后とす。卽位し給ひしより、誠に賢王にまし〳〵き。應神御子多く聞え給ひししに、仁德賢王にて傳へましかど、御末絕え

顯宗諫め云云―御陵を發かんとせるは仁賢帝、諫めましたるは顯宗帝也、この兩代記紀の傳ふる所と全く相反對せり

閻浮提―この世界

三寶―佛法僧

みて、「御陵を掘りて、御屍を辱めん」と宣ひしを、顯宗諫めまし〱しによりて、德の及ばざることを恥ぢて、顯宗を先立て給ひけり。戊辰の年即位、大倭の石上の廣高の宮にまします。天下を治め給ふ事十一年、五十歲おまし〱き。

○第二十六代、武烈天皇は、仁賢の太子、御母は太娘皇女、雄略の御女なり、己卯の年即位、大倭の泊瀨列城の宮にまします。性さがなくまして、惡として爲さずと云ふ事なし。依て天祚も久しからず。仁德さしも聖德まし〱しかど、この皇胤こゝに絕えにき。「聖德は必ず百代にまつらる」（春秋に見ゆ。）とこそ見えたれど、不德の子孫あらば、その宗を滅ぼすべき先蹤甚多し。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛に溺れず、器にあらざれば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜に授け、舜の子商均また不肖にして、夏の禹に讓られしが如し。堯舜より此方には、猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふる事になりしが、禹ののち桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯、聖德ありしかど、紂が時無道にして永く滅びにき。天竺にも佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり。姓は孔雀氏、王位に即きし日、鐵輪飛び降る。轉輪の威德を得て、閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を從へり。正法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶を崇む。八萬四千の塔を建てて、舍利を

さへ相殿にましませば、御饌の神と云ふ説は、用ひ難き事にや。この天皇天下を治め給ふ事二十三年、八十歳おましく〵き。

○第二十三代、清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓の大臣の女なり。庚申の年即位、大倭の磐余甕栗の宮にましします。誕生の始、白髪におはしければ、しらがの天皇とぞ申しける。御子なかりしかば、皇胤の絶えぬべきことを嘆き給ひて、國々へ敕使を遣はして、皇胤を求めらる。市邊押羽皇子、雄略に殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人ましけるが、丹波國に匿れたまひけるを、求め出でて、御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふ事五年、三十九歳おましく〵き。

○第二十四代、顯宗天皇は、市邊押羽皇子第三の子、履中天皇の孫なり。御母弟媛、蟻臣の女なり。白髪の天皇養ひて子とし給ふ。御兄仁賢まづ位に即き給ふべかりしを、相共に讓りましかば、同母の御姉飯豐尊暫く位に居給ひき。されど聽て顯宗定まりましくしによりて、飯豐天皇をば日嗣には數へ奉らぬなり。乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にましします。天下を治め給ふ事三年、四十八歳おましく〵き。

○第二十五代、仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を怨

頂戴—奉戴

る。九月に度會郡山田の原の新宮に鎭り給ふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に遷らしめ給ひしより、四百八十四年になんなりにける。神武の始より、既に千百餘年になり給ひぬるにや。又これまで、大倭姬命（垂仁の御女なり。）存生し給ひしかば、内外宮の造も、日の少宮の圖形、文形によりて、なさせ給ひけるとぞ。抑この神の御事異說まします。外宮には天祖天御中主神と申し傳へたり。されば皇大神の託宣にて、この宮の祭をさきにせらる。神を拜み奉るも先づこの宮をさきとす。天孫瓊々杵尊この宮の相殿にましますによりて、天兒屋命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり。これより二所大神宮と申す。丹波より遷らせ給ひける事は、昔豐鋤入姬命（崇神の御女。齋宮のはじめなり。）天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に遷り給ひける比、この神天降りて、一所におはします。四年ありて天照大神はまた大倭に還らせ給ふ。それより此神は丹波に留まらせ給ひしを、道主命と云ふ人、齋き申しけり。古へはこの宮にて御饌を調へて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より、外宮に、御饌殿を建てて、内宮のをも一所に奉らるとなん。かやうのことによりて、御饌の神と申す說あれど、御食と御氣との兩義あり。陰陽元初の御氣なれば天狹霧、國狹霧と申す御名もあれば、猶、さきの說を正とすべしとぞ。天孫

○外宮の由來

神皇正統記　卷之三

○第二十一代、安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子（應神の御子。）の女なり。甲午の年卽位、大倭の穴穗の宮にまします。大草香皇子（仁德の御子。）を殺して、其妻を取りて皇后とす。彼の皇子の子眉輪王、幼くて母に從ひて、宮中に出入しけり。天皇高樓の上に醉ひ臥し給ひけるを窺ひて、刺殺して、大臣葛城圓が家に逃げ籠りぬ。この天皇天下を治め給ふ事三年、五十六歳おまし〳〵き。

○第二十二代、雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらる。剰へその事に與せられざりし、市邊押羽皇子をさへに殺して位に卽き給ふ。今年丁酉の年なり。大倭の泊瀬朝倉宮にまします。この天皇性猛くまし〳〵けれども、神に通じ給へりとぞ。二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に敎へて、丹波國、與謝の眞名井原よりして、豐受の大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしによりて、明年戊午の秋七月に、敕使をさして迎へ奉つ

ならびて―原本「はからひて」一本により改訂

○第二十代、允恭天皇は、仁徳第四の子。履中、反正、同母の弟なり。壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にまします。この御時までは、三韓の御調年々に變らざりしに、是より後には、常に怠りけりとなん。八年己未に當れりし年、唐の晋滅びて、南北の朝となる。宋、齊、梁、陳、相次で起る。これを南朝と云ふ。後魏、北齊、後周、次々に起れりしを、北朝と云ふ。百七十余年ならびて立ちたりき。この天皇天下を治め給ふ事四十二歳、八十歳おまし〱き。

○仁徳の仁政

高き屋云々—日本紀竟宴の歌藤原時平の作に「高殿に登りて見れば天の下四方に煙りて今ぞ富みぬる」

成れりしかば、太子自らうせ給ひぬ。尊驚き歎き給ふ事限りなし。されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國高津の宮にまします。日嗣を受け給ひしより、國を鎭め、民を愍み給ふ事、例も稀なりし。御おぼえ事にや、民間の貧しき事を思して、三年の御調を留められぬ。高殿に昇りて見給へば、賑はしく見えけるによりて、

高き屋にのぼりて見れば烟たつ民の竈は賑ひにけり

とぞ詠ませましく〳〵ける。さてなほ三年を免されければ、宮の中敗れて雨露もたまらず宮人の衣やつれて、その裝も全からず。帝はこれを樂となん思召しける。斯て六年と云ふに、國々の民各々參り集りて、大宮造し、色々の御調を供へけるとぞ。ありがたかりし御政なるべし。天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おましく〳〵き。

○第十八代、履中天皇は、仁德の太子、御母は磐之姫命、葛城襲津彦の女なり。庚子の年即位、又大倭の磐余稚櫻の宮にまします。後の稚櫻の宮と申す。天下を治め給ふ事六年、六十七歳おましく〳〵き。

○第十九代、反正天皇は、仁德第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮にまします。天下を治め給ふ事六年、六十歳おましく〳〵き。

冥の知見―神明の幽冥より見知りたまふをいふ

ふは、心に一物を貯へざるを云ふ。而も虚無の中に留まるべからず。天地あり、君臣あり、善惡の報影響の如し。己が欲を捨て、人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照すが如く、明々として迷はざらんを、眞の正道と云ふべきにや。代下れりとて自ら卑むべからず。天地の初は、今日を初とする理あり。しかのみならず、君も臣も神を去ること遠からず。常に冥の知見を顧み、神の本誓を悟りて、正に居せん事を志し、邪なからん事を思ふべし。

○第十七代、仁徳天皇は、應神第一の子、御母は仲姫命、五百城入彦皇子（景行の御子）の女なり。大鷦鷯尊と申す。應神の御時、菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてまし〳〵しを、愛しみたまひて、太子に立てんと思召しけり。兄の御子達うけがひたまはざりしを、この天皇獨うけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道初子稚を太子とし、此尊を輔佐になん定め給ひける。應神崩れまし〳〵しかば、御兄たち太子を失はんとせられしをこの尊悟りて、太子と意を一にして彼を誅せられにき。こゝに太子天位を尊に讓り給ひ尊固く辭み給ふ。三年になるまで、互に讓りて位を空しくす。太子は山城の宇治にます。尊は攝津の難波にましけり。國々の御貢物も、あなたかなたに受取らずして、民の愁と

積善云々―易の文言傳に見ゆ
芥蔕も―塵ほども
道は云々―中庸に出づ

直を以て本とす」とあり。同二十三年二月に、重ねて託宣し給ひしに、「日月は四洲を回り、六合を照すと言へども、正直の頂を照すべし」とあり。されば二所宗廟の御心を知らんと思はば、たゞ正直を先とすべきなり。大方天地の間、ありとある人、陰陽の氣を稟けたり。不正にして立つべからず。殊更にこの國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじき謂なり。倭姫命人に教へ給ひけるには、「黒き心無くして、丹心を持て、清潔く齋愼め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかう奉れ。元を元とし本を本とする故なり」となん。誠に君に仕へ、神に仕へ、國を治め、人を教へん事も、斯るべしとぞ覺え侍る。少しの事も心許す所あれば、大きに誤る本となる。周易に霜を履みて堅氷に至ると云ふ事を、孔子釋して宣はく「積善の家に餘慶あり、積不善の家には餘殃あり。君を殺し、父を殺すこと、一朝一夕の故にあらず」といへり。毫釐も君を忽にする心を萌すものは、必ず亂臣となる。芥蔕も親を粗畧にする形有る者は、果して賊子となる。この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、「離るべきは道に非ず」と説けり。但しその末を學びて、源を明めざれば、事に臨みて覺えざる誤あり。その源と云

三業—身、口、意
密敎—眞言宗

本地—神の正躰たる佛

○神道の精神

以てさき—一本「いさぎ」

性。示二八正道一。垂二權迹一。皆得レ解二脱苦衆生一。故號二八幡大菩薩一」とあり。八正とは、内典に正見、正聞、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定惠、これを八正道と云ふ。凡そ心正なれば身口は自ら淸まる。三業に邪なくして、内外眞正なるを、諸佛出世の本懷とす。神明の垂迹も又これがためなるべし。又八方に八色の幡を立る事あり。密教の習、西方阿彌陀の三昧耶形なり。その故にや、行敎和尙には彌陀の三尊の形にて、見えさせ給ひけり。光明袈裟の上にうつらせまし〱けるを、頂戴して男山には安置申しけるとぞ。神明の本地と云ふ事は、確ならぬ類おほけれど、大菩薩の應迹は、昔より明なる證據おはしますにや。或は又昔於二靈鷲山一說二妙法華經一とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも、託宣し給ふ。中にも八正の幡をたてて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓よく〱思ひ入りて仕奉るべきにや。天照大神も只正直をのみぞ御心とし給へる。神鏡を傳へまし〱しことの起りは、先にも記し侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭夜更けて、傍の人々退り出でてのち、神主、物忌ばかりとゞまりたりしに、皇大神、豐受の大神、倭姬命にかゝりて託宣し給ひしに、「人は卽ち天下の神物なり、心神を破る事なかれ。神は垂るゝに祈禱を以てさきとし、冥は加ふるに、正

追討せられんとせしも—一本「追討せられしを」

○八幡縁起

垂迹—佛がかりに神として此世に現はるゝ事

んに彼の國に遣はされける頃、弟の讒によりて、既に追討せられんとせしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり。貌形大臣に似たりければ、相はかりて誅せらる。大臣は忍びて都に詣でて、科なき由を明らめられにき。上古神靈の主猶かゝる過まし〳〵しかば、末代爭か愼ませ給はざるべき。天皇天下を治めたまふこと四十一年、百十歳おまし〳〵き。

欽明天皇の御代に、始めて神と現はれて、筑紫の肥後國菱形池と云ふ所に現はれ給ふ。「我は人皇十六代、譽田の八幡麻呂なり」と宣ひき。譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり。後に豐後國宇佐の宮に鎭まりたまひしが、聖武天皇東大寺を建立の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき。よりて威儀を整へて迎へ申さる。また神託ありて御出家の儀ありき。軈て彼の寺に勸請し奉らる。されど猶勅使なんどは宇佐に參りき。淸和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石淸水に遷りまします。爾來行幸も奉幣も石淸水にあり。一代一度宇佐へも勅使を奉らる。昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主神從へて、天へ昇れりしも、八十萬神と云へり。今までも幣帛を奉らるゝ神、三千餘座なり。然るに天照大神の宮に竝び、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申さるゝこと、いと貴き御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に「得レ道來不レ動ニ法

○文字使用の始

ありし—一本「ありしを」又「ありしが」

○我人種の説

姓名錄—嵯峨天皇の敕を奉じ萬多親王等撰す

○第十六代、第十五世、應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも又は譽田天皇とも名づけ奉る。庚寅の年卽位、大倭の輕嶋の豐明の宮にまします。この時百濟より博士を召し、經史を傳へらる。太子以下これを學び給ひき。この國に經史及び文字を用ふる事は、これより始まれりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯の後なりと云ふと云へり。かへす〲當らぬ事なり。昔日本は三韓と同種なりと云ふ事のありし、彼の書を桓武の御代に燒き捨てられしなり。天地開けてのち、素盞烏尊韓の地に至り給ひきなど云ふことあれば、彼等の國々も神の苗裔ならんこと、強ち苦しみなきにや。それすら昔より用ひざる事なり。天地神の御末なれば、なにしか、代降れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓、震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國に歸化しき。秦の末、漢の末、高麗百濟の種、其ならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき。それも人民にとりての事なるべし。異朝にも人の心區々なれば、異學の輩の云ひ出だせる事か。後漢書よりぞ、この國の事をば、あらあら記せる、符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるにや。唐書には、日本の皇代紀を、神代より光孝の御代まで、明に載せたり。さてもこの御時武內の大臣、筑紫を治め

○忍熊王の反
おとなび―大人となり
十四年―一本―「十八年」
たくみ―オ伎

辛巳の年より天下を治せ給ふ。皇后未だ筑紫にまし〱し時、皇子の異母の兄、忍熊王謀反を起して拒ぎ申さんとしければ、皇子をば武内の大臣に抱かせ奉り、紀伊の水門に著け、皇后は直に難波に著き給ひて、程なく其亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば皇太子とす。武内の大臣專ら攝政を輔佐し申しけり。大倭の磐余稚櫻の宮にまします。之より三韓の國、年毎に御調を供へ、此國よりも、彼の國に鎭守の司を置かれしかば、西蕃相通じて、國家富み盛りなりき。又唐へも使遣はされけるにや、倭國の女王使を遣し來朝すと、後漢書に見えたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當る。漢の代始りて十四代と云ひし時、王莽といふ臣位を奪ひて、十四年ありき。その後漢に復りて、又、十三代孝獻の時に漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に獻帝位を去りて、魏の文帝に讓らる。これより天下三に分れて、魏、蜀、呉となり、呉は東に偏る國なれば日本の使も先づ通じけるにや、呉の國より道々のたくみなどまでも渡されき。又魏の國にも通ぜられけると見えたり。四十九年乙酉と云ひし年、魏又滅びて、晉の代に移りにき。（蜀の國は三十年癸未に、魏の爲に滅ぼされ、呉は魏より後までありしが、應神十七年辛丑晉のためにほろぼさる。）この皇后天下を治め給ふ事六十九年、一百歳おまし〱き。

うけがひ―承知し

神かゝりて―神が憑りつきて

○三韓征伏

奉る。「これより西に寶の國あり、伐ちて從へ給へ。熊襲は小國なり、又伊弉册の生み給へりし國なれば、伐たずとも遂には從ひ奉りなん」とありしを、天皇うけがひ給はず、事ならずして、橿日の行宮にして崩れ給ふ。長門に收め奉る。これを穴戶豐浦の宮と申す。天下を治め給ふ事九年、五十二歲おましくき。

○第十五代、神功皇后は、息長宿禰の女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姬尊と申す。仲哀立てゝ皇后とす。仲哀神の敎によらず、世を早くし給ひしかば、皇后憤りまして、別殿を作り、齋み籠らせ給ふ。此時應神天皇孕まれさせましくけり。神かゝりて樣々の道を敎へ給ふ。此神は表筒男、中筒男、底筒男なりとなん名のり給ひける。是は昔伊弉諾尊、日向の小門の川檍が原にて、御祓給ひし時、化生しましける神なり。後には攝津國住吉に齋れ給ふ神これなり。斯て新羅、百濟、高麗（此三箇國三韓といふ。正くは新羅に限るべきか。辰韓、馬韓、辨韓を總て新羅といふなり然れども古くより百濟高麗を加て三韓と云ひ習はせり）を伐ち從へ給ひき。海神形を顯し、御船を挾みて守り申ししかば、思の如く、彼の國を平げ給ふ。神代より年序久く積れりしに、かく神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫に還りて皇子を誕生す。應神天皇にてましします。神の申し給ひしによりて、之を胎中の天皇とも申す。皇后攝政して、

早くしまし〱—原本「早くまし〱」
○大臣の始
早くし給ひ—以下一本になし
きらし〱しく—端麗にして
○神託の事

○第十三代、成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入皇子（崇神の御子。）の女なり。日本武尊日嗣を受けたまふべかりしに、世を早くしまし〱しかば、この帝立ちたまふ。辛未の年即位、近江の志賀の高穴穂の宮にましします、神武より十二代は、大倭國にまし〱き。（景行天皇の末つかた、この高穴穂にましましかども定まれる皇都にはあらじ。）この御時始めて他國に遷り給ふ、三年の春武内宿禰を大臣とす。（大臣の號こゝにはじまる。）四十八年の春、姪の足仲彦尊（日本武尊の御子。）を立てて皇太子とす。天下を治め給ふ事六十一年、百七歳おまし〱き。

○第十四代、第十四世、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫なり。御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり。大祖神武より、第十二代景行までは、代のまゝに繼體し給ふ。日本武尊世を早くし給ひしによりて成務これを繼ぎ給ふ。此天皇を太子として、讓りましましより、代と世とかはれる始なり。これよりは世をもととしるし奉るべきなり。（代と世とは常の義差別なし。然れども凡の紹運と、まことと繼體とを分別せんために、書分けたり。但字書にそのいはれなきにあらず。代は更の義なり。世は周禮の注に、父死して子立つを世といふとあり。）此天皇御形いときらきらしく、御たけ一丈まし〱けり。壬申の年即位、此御時熊襲又反亂して朝貢せず。天皇軍を召して親ら征伐のため、筑紫に向ひ給ふ。皇后息長足姫尊は、越前國笥飯の神に詣でて、それより北海を巡りて行きあひ給ひぬ。此處に神ありて、皇后に語り

あらぶる神 ——暴神
徒より——徒歩にて

○熱田神宮

れより道を分け、吉備の武彦をば、越の國に遣はして、不順の者をたひらげしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ふ。彼の國に宮簀媛と云ふ女あり。尾張の稻種宿禰の妹なり。この女を召して淹留り給ひし間、五十葺山に荒神ありと聞えければ、劍をば宮簀媛の家に留めて、徒より出でます。山神化して小蛇に成りて道に横はれり。尊また越えて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢に移り給ふ。能褒野と云ふ處にて、御病甚しく成りにければ、武彦命をして、天皇に事の由を奏して、遂に崩れ給ひぬ。御年三十なり。天皇聞召して、悲み給ふこと限なし。群卿百寮に仰せて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥と成りて、大倭の國を指して、琴彈原に留まり給ふ。そのところにまた陵をつくらしめられければ、又飛びて、河内の古市にとゞまる。その處に陵を定められしかど、白鳥また飛て天に昇りぬ。よりて三の陵あり。彼の草薙の劍は、宮簀媛崇め奉りて、尾張に留まり給ふ。今の熱田の神にまします。五十一年秋八月、武內宿禰を棟梁の臣とす。五十三歲秋小碓尊の平げし國を、巡り見まさんとて東國に幸し給ふ。十二月あづまより還りて、伊勢の綺の宮にまします。五十四年の秋伊勢より大倭に移り纏向の宮に還り給ふ。天下を治め給ふ事六十年。百四歲おまし〳〵き。

○日本武尊東夷征伐

まかり—暇乞ひ

向火—賊徒の火に對し此方よりも火を放ちたる也

はや—歎息の辭

幼きより雄略の氣まして、容貌魁偉身のたけ一丈、力能く鼎をあげ給ひしかば、熊襲を伐しめ給ふ。冬十月に竊に彼の國に至り、奇謀を以て、その梟師取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ。梟師稱め奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げて、還り給ふ所々にして、あまたの惡神を殺しつ。二十八年春復命申し給ひけり。天皇其功を褒めて愛み給ふ事諸子に異なり。四十年夏東夷多く叛きて、邊境騷がしかりければ、亦日本武の皇子を遣はす。吉備の武彥、大伴の武日を、左右の將軍として相添へしめ給ふ。十月に枉道して、伊勢の神宮に詣でて、大倭姬命にまかり申し給ふ。彼の命神劍を授けて、「愼んでな怠りそ」と、敎へ給ひける。駿河に至るに、賊徒野に火を著けて、害し奉らん事を謀りけり。火の勢ひ免かれ難かりけるに、佩せる叢雲の劍、自ら拔けて傍の草を薙ぎ拂ふ。是により名を改めて、草薙の劍と云ふ。又火燧を以て火を出して向火を著けて、賊徒を燒き殺されにき。これより船に乘らし給ひて、上總に至り、轉じて陸奧國に入り、日高見の國（その所異説あり。）に至り、悉く蝦夷を平げ給ふ。還りて常陸を經て甲斐に越え、又武藏、上野を經て、碓日坂に至りて、弟橘姬と云ひし妾を忍び給ふ。（上總へ渡りし時、風波荒かりしに尊の御命を贖はんとて、海に入りし人なり。）東南の方を望みで、「我嬬者耶」と宣ひしより、山東の諸國をあづまと云ふなりとぞ。そ

二十六年―一本「二十五年」

千木高知―宮殿の高大なる形容

下津磐根―堅固なる地下

○神器を五十鈴川上に遷す

祭り主―一本「祭の主」

○小碓尊熊襲征伐

の年卽位、大倭の卷向珠城の宮にまします。この御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に代りて、天照大神を齋き奉る。神の敎により猶國々を廻りて、廿六年丁巳冬十月甲子に、伊勢國度會郡五十鈴の川上に宮所を占め、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太廣敷き立てて、鎭りまし〳〵ぬ。この所は、昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神參り會ひて、「吾は伊勢の狹長田の、五十鈴の川上に至るべし」と申しける處なり。大倭姫命宮所を尋ね給ひしに、太田命と云ふ人（また興玉とも云ふ）參り會ひて、この處を敎へ申しき。この命は、昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ。彼の川上に五十の金鈴、天上の圖形などあり。（天の逆戈も此ところにありきと云ふ一說あり。）八萬歲の間守り崇め奉りきとなん申しける。斯て中臣の祖大鹿島命を祭り主とす。又大幡主と云ふ人を、大神主になし給ふ。これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。この天皇天下を治め給ふ事九十九年、百四十歲おまし〳〵き。

○第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主王の女なり。辛未の年卽位、大倭の纏向日代宮にまします。十二年秋、熊襲（日向にあり。）叛きて貢奉らず。八月に天皇筑紫に幸してこれを征し給ふ。十三年夏悉く平ぎて、高屋宮にます。十九年秋筑紫より還り給ふ。二十七年秋、熊襲又叛きて、邊境を犯しけり。皇子小碓尊御年十六、

十つぎ—十世
○神器を笠縫の邑に遷す
はつご—苗裔なり
頂戴—奉戴
○四道將軍
發向—一本「發洛」

○第十代、崇神天皇は、開化第二の御子、御母は伊香色謎姫（初めは孝元の妃として彦太忍信命を生む。）大綜麻杵命の女なり。甲申の年卽位、大倭の磯城瑞籬の宮にまします。この御時神代を去ること、世は十つぎ、年は六百餘に成りぬ。漸く神威を恐れ給ひて卽位六年己丑の年、（神武元年辛酉よりこの己丑までは六百二十九年。）神代の鏡造、石凝姥の神のうひごを召して、鏡を寫し鑄せしめ、天目一箇神のはつごをして、劒を作らしむ。大和の宇陀の郡にして、この兩種を寫し改められき。護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの實鏡及び靈劒をば、皇女豐鋤入姫命に託けて、大倭の笠縫邑と云ふ處に、神籬を建て崇め奉る。これより神宮、皇宮、各別になれりき。その後大神の敎へありて、豐鋤入姫命神體を頂戴して、所々を回り給ひて十年の秋、大彦命を北陸に遣し、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西道に、丹波道主命を、丹波に遣す。ともに印綬を賜ひて將軍とす。（將軍の名はじめて見ゆ。）叔父武埴安命、朝廷を傾けんと謀りければ、將軍等をとゞめて先づ追討しつ。冬十月に將軍發向す、十一年の夏、四道の將軍戎夷を平げぬる由復命す。六十五年秋任那の國、使を差して御貢を奉る。（筑紫を去ること二千余里と云ふ）天皇天下を治め給ふこと六十八年、百二十歲おまし〳〵き。

○第十一代、垂仁天皇は、崇神第三の御子、御母御間城姫、大彦命（孝元の御子。）の女なり。壬辰

孔子云々｜論語子罕篇に、子欲レ居二九夷一、或曰、陋如レ之何、子曰、君子居レ之何陋之有

ば、この御代より傳へけん事も、強に疑ふまじきにや。凡そこの國をば、君子不死の國とも云ふなり。孔子世の亂れたる事を歎きて、九夷に居らんと宣ひける。日本は九夷のその一つなるべし。異國にはこの國を東夷とす。この國よりは、又彼の國をも西蕃と云へるが如し。四海といふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば蟲を隨へ、西は羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は犬の種なれば犬を隨へたり。只東は仁有りて命長し。よりて大弓の字を隨ふと云ふは、孔子の時すらこなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけんこと、怪むに足らぬ事にや。この天皇天下を治め給ふ事七十六年、百十歳おまし〳〵き。

○第八代、孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁亥の年即位、大倭の輕境原の宮にまします。九年乙未の年、唐の秦亡び漢に移りき。この天皇天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳おまし〳〵き。

○第九代、開化天皇は、孝元第二の御子、御母は欝色謎姫、穂積の臣の上祖欝色雄命の妹なり。甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にまします。天下を治め給ふ事六十年、百十五歳おまし〳〵き。

○君子國の由來

異朝の書—歐陽全集、日本刀の歌に、徐福行時書未レ焚、逸書百篇今尚存とある類にや

崩れまして、一年有りて丙寅の年卽位、大倭の掖上池心の宮にまします。天下を治め給ふ事八十三年、百四歳おましく〵き。

○第六代、孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり。己丑の年卽位、大倭の秋津島の宮にまします。天下を治め給ふ事一百二年、百二十歳おましく〵き。

○第七代、孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女なり。辛未の年卽位、大倭の黑田廬戸の宮にまします。三十六年丙午に當る年、唐の周の國滅びて秦に移りき。四十五年乙卯秦の始皇卽位。この始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に覓む。日本より五帝、三王の遺書を彼の國に覓めしに、始皇悉くこれを送る。その後三十五年ありて、彼の國書を燒き儒を埋みければ、孔子の全經日本に留まると云へり。このこと異朝の書に載せたり。わが國には神功皇后三韓を平げ給ひしより、異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりとぞ申し習はしたる。孝靈の御時より、この國に文字有りとは聞かぬことなれど、上古の事は確にしるし留めざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも今は見えず。聖武の御時、吉備大臣入唐して、傳へたりける本こそ流布したれ

異なる道―特殊の道、日常彝倫の外の道

おましく―おはしましき

り。父の天皇崩ましまして、三年有りて即位し給ふ。庚辰の年なり。大倭葛城高岡の宮にまします。廿一年庚戌の歳、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子誕生す。これより七十三までおはしけり。儒教を弘めらる。此道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周の始の文王、武王、周公の、國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし、身を直くし、家を修め、國を治めて、天下に及ぼすを宗とす。されば異る道には有らねども、末の世となりて、人不正になれりし故に、其道ををさめて、儒の敎を立てらるゝなり。天皇天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳おはしましく き。

○第三代、安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姬、事代主の神の少女なり。癸丑の年卽位、大倭の片鹽浮穴の宮にまします。天下を治めたまふこと三十八年、五十七歳おましくき。

○第四代、懿德天皇は、安寧第二の御子、御母は渟名底中姬、事代主の神の孫なり。辛卯の年卽位、大倭の輕の曲峽の宮にまします。天下を治め給ふこと三十四年、七十七歳おましくき。

○第五代、孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姬、息石耳命の女なり。父の天皇

ふる事――本「ふるふこと」
○神武即位
わきだめ――差別

き。後には常陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見命、又饒速日尊天降りし時、外祖、高皇産靈尊授けたまひし、十種の瑞寶を傳へ持たりけるを、天皇に奉る。天皇鎭魂の瑞寶なりしかば、その祭をはじめられにき。この寶をもすなはち、宇麻志間見に預け給ひて、大和の石上に安置す。また布留と號す。この瑞寶を一つづつよびて、呪文をしてふる事あるに據れるなるべし。かくて天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都をさだめて宮作す。その制度天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくしまします。皇宮神宮ひとつなりしかば、國々の御調物をも、齋藏にをさめて、官物神物のわきだめ無かりき。天兒屋根命の孫、天種子命、天太玉命の孫、天富命、專ら神事を掌る。神代のためしに異ならず。又靈畤を鳥見山の中に建て、天神地祇を祭らしめ給ふ。此御代の初辛酉の年、唐の周の世第十七代に當れり。王を惠王といふの十七年なり。五十七年丁巳は周の二十一代の君、定王の三年に當れり。今年老子誕生す。是は道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより、元年辛酉までは、二百九十年になれるが、此天皇天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳おはしましき。

○第二代、綏靖天皇、（之より和語の尊號をば載せず。）神武第二の御子、御母は鞴五十鈴媛、事代主の神の女な

入りまさん—一本「入り申さん」

宇麻志間見—可美眞手

こたふ—報酬す

この大八洲は皆是王地なり。神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟檝を調へ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道のついでの國々を平げ、大倭に入りまさんとせしに、その國に、天の神、饒速日尊の御末、宇麻志間見命と云ふ神あり。外舅を長髓彦と云ふ。「天神の御子兩種あらんや」とて、軍を興して拒ぎ奉る。その軍強くして、皇軍しば〱利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士卒みな病み臥せり。こゝに天照大神健甕槌神を召して、「葦原の中津洲騷ぐ音す。汝往きて平げよ」と、敕し給ふ。健甕槌の神申し給ひけるは、「昔國を平げし時の劒あり。彼を下されば、自ら平ぎなん」と申して、紀伊國名草の村に、高倉下命と云ふ神にしめして、この劒を奉りければ、天皇悅び給ふ。士卒の病み臥せりけるも、皆起きぬ。又神魂命の孫、武津之身命、大烏と成りて、軍の御先に仕うまつる。天皇譽めて、八咫烏と號し給ふ。又金色の鵄降りて、皇弓の弭に居たり。その光照り輝けり。これによりて、皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見命その舅の僻める心を知りて、謀りて殺しつ。その軍を率ゐて、從ひ申しにけり。天皇甚だほめまし〱て、天より降れる神劒を授けて、「その大勳にこたふ」とぞ宣はせける。この劒をば豐布都の神と號す。初は大和の石上にましまし

神武―諡號也、淡海御船敕を奉じて撰ぶ

詞によりて定め―一本「よりて」の三字なし

○神武東征

神皇正統記　卷之二

○人皇第一代、神日本磐余彥天皇と申す。後に神武と名づけ奉る。地神鸕鷀草葺不合尊第四の子、御母玉依姬、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日孁尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彥尊と申すは、神代よりの和詞なり。神武は中古となりて、唐の詞によりて定め奉る御名なり。又この御代より、代毎に宮所を遷されしかば、其所を名づけて、御名ともす。此天皇をば、橿原の宮とも申すこれなり。又神代より至て尊きを尊といひ、その次を命と云ふ。人の代と成りては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などと云ふ號出來にけり。神武の御時より始れる事なり。上古には尊とも命とも、かねて稱しけると見えたり。世降りては、天皇を尊と申す事も見えず、臣を命と云ふ事も無し。古語の聞き慣れずなれる故にや。この天皇御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神に代りて、皇位に卽かしめ給ふ。今年辛酉の年なり。筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達及び皇子群臣に勅して、東征の事あり。

十々の百云云―十を十倍せる正數の百に非ずして無窮大の義なるべしと也

代は天上にとゞまり給ひ、下三代は西州の宮にて、多くの年を送りまします。神代の事なればその行迹確ならず。葺不合尊八十三萬餘年ましましに、其御子磐余彦尊の御世より、俄に人皇の代と成りて、暦數も短く成りにける事、疑ふ人も有るべきにや。されど神道の事推量り難し。誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にも變り、頓て人の代と成りぬるにや。天竺の說の如く、次第ありて減じたりとは見えず。又百王ましますべしと申すめり。十々の百にはあらざるべし。窮なきを百と云へり。百官百姓など云ふにて知るべきなり。昔皇祖天照大神、天孫尊に敕せしに「寶祚之隆當下與二天壤一無上窮」とあり。天地も昔に變らず、日月も光を改めず。況や三種の神器、世に現在し給へり。窮あるべからざるは、我が國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣を受け給ふ皇になんおはします。

○鸕鶿草葺不合尊

古のはじめは、この尊の御世の末つかたに當るべきにや。

第五代彦波瀲武鸕鶿草葺不合尊と申す。御母豐玉姫と名づけ申しける御名なり。御姨玉依姫に嫁ぎて、四柱の御子生ましめ給ふ。彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊と申す。磐余彦尊を太子に立てて、天日嗣をなん續しめまし〳〵ける。此神の御代七十萬餘年のほどにや、唐の三皇の初、伏犧と云ふ王あり。次に神農氏、軒轅氏三代、合せて五萬八千四百四十二年。（一說には、一萬六千八百二十七年。然らばこの尊の八十萬餘の年に當るなり。親經中納言新古今集の序に、伏犧皇德の基して四十萬年といへり。いづれの說によれるにか、おぼつかなき事なり。）そののちに少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、（堯也）有虞氏、（舜也）と云ふ五帝あり。合せて四百一年。その次に夏、殷、周の三代あり。夏には十七主、四百三十二年。殷には卅主、六百二十九年。周の世となりて、第四代の主を昭王と云ひき。その廿六年甲寅の年までは、周起りて一百廿年、この年は葺不合尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり。今年天竺に釋迦佛出生しまします。同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり。唐には、昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。その後二百八十九年ありて、庚申に當る年、この神隱れさせまし〳〵つ。總て天下を治め給ふ事、八十三萬六千四十三年と云へり。これより上つ方を地神五代とは申すなり。二

おぼられぬ—おぼほれぬか、溺れ給ふをいふ

きら〳〵しく—美しく

九十三—一本「九十二」

世、初—一本「世の初」

ば、潮滿ち來て、兄おぼられぬ。惱されて、「俳優の民とならん」と盟ひ給ひしかば、干珠をもちて、潮を退け給ひき。これより天日嗣を傳へまし〳〵けり。海中にて豐玉姫妊み給ひしが、「產期に至らば、海邊に產屋を作りて、待ち給へ」と申しき。果してその妹玉依姫を率ゐて、海邊に行きあひぬ。屋を造りて鸕鷀の羽にて葺かれしが、葺きも敢へず御子生まれ給ふによりて、鸕鷀草葺不合尊と申す。又產屋をうぶやと云ふ事も、うの羽を葺きける故なりとなん。さても產の時、見給ふなと契り申ししを、のぞきて見ましければ、龍になりぬ。恥ぢ怨みて、「我に恥見せ給はずば、海陸をして相通はして、隔てつる事無からましに」とて、御子を捨て置きて、海中へ歸りぬ。後に御子のきら〳〵しくまします事を聞きて、憐みあがめて、妹玉依姫を奉りて、養ひ奉らせけるとぞ。この尊天下を治め給ふ事、六十三萬七千八百九十三年と云へり。震旦の世、初を云へるに、萬物混然として相離れず、これを混沌と云ふ。その後輕く淸る物は天と成り、重く濁れる物は地と成り、中和の氣は人と成る。これを三才と云ふ。（これまでは、我國のはじまりを云へるに、かはらざるなり。）その初の君、盤古氏、天下を治る事、一萬八千年、天皇、地皇、人皇など云ふ王相續いて九十一代、一百八萬二千七百六十年、さきに合すれば、一百十萬七百六十年。（これ一說なり。實には明ならず。）然らば盤

○彦火々出見尊
海の幸山の幸―漁獵して獲物有る事
うろくづ―魚類
鈎食ふな―鈎の餌を食ふ勿れ

の出世は、鸕鷀草葺不合尊の末ざまの事なれば、神武天皇元年辛酉佛滅の後二百九十年に當る。これより上へ數ふべきなり。百年に一年を増して、これを計るに、この瓊々杵尊の初つ方は、迦葉と云ふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん。人壽二萬歳の時、この佛は出で給ひけりとぞ。

第四代彦火々出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸ます。この尊は、山の幸ましけり。試に易へ給ひしに、各その幸無かりき。弟の尊の弓箭に、兄の鈎鈎を換へ給へりしを、弓箭をば返へしつ、弟の釣鈎を魚に食はれて、失ひ給ひけるを、强に責め給ひしに、せん方なくて、海邊にさまよひ給ひき。鹽土翁この神の事先に見ゆ。參りあひて憐み申して、はかりごとをめぐらして、海神綿積命小童とも書けり。の所に送りつ。其女を豐玉姫と云ふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて、留め申しつ。遂に其女にあひ住み給ふ。三年ばかり有りて故郷をおぼす御氣色ありければ、其父に云ひ合せて、歸し奉る。大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女と云ふ魚病ありて見えず。强て召し出づれば、其口腫れたり。これを探りしに、失せにし鈎を探り出づ。一には赤女といふ。又此魚は名よしといふと見えたり。海神誡めて、「口女、今より鈎食ふな。又天孫の饌に參るな」となん云ひ含めける。又海神干珠滿珠を奉りて、兄を從へ給ふべき形を教へ申しけり。さて故鄕に歸りまして、鈎をば返へしつ。滿珠を出して願ぎ給へ

長狹―記「笠沙」に作る、薩摩多加世田の地か

無戸室―內の空虛なる室

りて、鎭り給ふべき所を覓められしに、事勝國勝といふ神、（これも伊弉諾尊の子。）參りて、「我居たる吾田の長狹の御崎なん、宜しかるべし」と申上げければ、其所に住ませ給ひけり。爰に山の神大山祇の二の女あり。姉を磐長姫と云ふ。（これは盤石の神なり。）妹を木花開耶姫といふ。（これは花木の神なり。）二人を召し見給ふ。姉は形醜かりければ返しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫怨み怒りて、「我をも召さましかば、世の人は命長くて、磐石の如く有らまし。只妹を召したれば、生めらん子は、木の花の如くに散り落ちなん」と、詛ひけるによりて、人の命短く成れりとぞ。木花開耶姫召されて一夜に妊みぬ。天孫あやしめ給ひければ、腹立ちて無戸室を造り籠り居て、自ら火を放ちしに、三人の御子生れ給ふ。炎の起りける時生みますを、火闌降命と云ふ。火の盛なりしに生れますを、火明命と云ふ。後に生れますを、火々出見尊と申す。この三人の御子をば、火も燒かず、母の神も損はれ給はず。父の神悅びましましけり。この尊天下を治め給ふ事三十八萬八千五百三十三年と云へり。これより先、天上に留ります神達の御事は、年序測り難きにや、天地分れしより以來の事、幾年を經たりと云ふ事見えたる文無し。抑天竺の說に、人壽無量なりしが、八萬四千歲に成り、それより百年に一年を減じて、百二十歲の時、（或は百歲とも云ふ。）釋迦佛出で給ふと云へる、此佛

内外典―佛書を內典、儒書其他の書を外典といふ

權化―佛の化身

○天孫降臨

き事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明なれば、慈悲決斷はその中にあり。又正しく御影を移し給ひしかば、深き御心を注め給ひけんぞかし。天にある物日月より明なるはなし。依りて文字を制するにも、日月を明とすと云へり。我神大日の靈にましませば、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽におきて測り難し、冥顯につきて賴有り。君も臣も神明の光胤を稟け、或は正しく敕を受けし神達の苗裔なり。誰かこれを仰ぎ奉らざるべき。この理を悟り、その道に違はずば、內外典の學問も、こゝに極まるべきにこそ。道の弘まるべき事は、內外典流布の力なりと云ひつべし。魚を得る事は網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得る事難きが如し。應神天皇の御代より、儒書を弘められ、聖德太子の御時より、釋教を盛にし給ひし、これ皆、權化の神聖にましませば、天照大神の御心を受けて、我が國の道を弘め、深くし給ふなるべし。斯てこの瓊々杵尊天降まし〳〵しに、猿田彦と云ふ神參りあひき。これ衢の神なり。照り赫きて、目をあはする神なかりしに、天鈿女神行きあひぬ。「皇孫いづくにか至りましますべき」と、問ひしかば、「筑紫の日向の高千穗の槵觸の峰にましますべし。われは伊勢の五十鈴の河上に至るべし」と申す。彼の神の申のまゝに、槵觸の峰に天降

むれとの―重要なる

○三種の神器及び神敕

分明なる―此下脫字有るべし

傳ふ事―傳ふる事の誤

八咫―上古手を以て物の長短を計る名目、八咫は數咫

壤無レ窮者矣。」又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝ぎて、「吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ我可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一。」と宣ふ。八坂瓊の曲玉天の叢雲劒を加へて三種とす。又「この鏡の如くに、分明なるをもちて天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下を治せ。神劒を提げて、順はざる者を平げたまへ。」と敕ましましけるとぞ。この國の神寶にて、皇統一種正しくまします事、誠に是らの敕に見えたり。三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に有るに同じ。鏡は日の體なり。玉は月の精なり。劒は星の氣なり。深き習有るべきにや。抑彼の寶鏡は、さきにしるしはべる石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、（八咫に口傳あり。）玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命、（天明玉ともいふ。）作り給へるなり。（八坂にも口傳あり。）劒は素盞烏尊の得たまひて、大神に奉られし叢雲劒なり。この三種につきたる神敕は、正しく國を手持ますべき道なるべし。鏡は一物を蓄へず、私の心無くして、萬象を照すに、是非善惡の姿現れずと云ふ事なし。その姿に從ひて、感應するを德とす、これ正直の本源なり。玉は柔和善順を德とす、慈悲の本源なり。劒は剛利決斷を德とす、智惠の本源なり。この三德を翕受けずしては、天下の治らんこと、誠に難かるべし。神敕明にして、詞約に旨廣し。剰へ神器に表し給へり。いと忝

怪め給ふ—怪しみ給ふ
新嘗—新穀を食する儀式
八重事代主命—葛木神社
罪なへ—誅伐し
まつろへる—服從せる—原本「仕」の字を充つ

けれぱ、怪め給ひて、投下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸に中りて死れぬ。世に返矢を忌むはこの故なり。更にまた降さるべき神を選ばれし時、經津主命、武甕槌神敕を受けて下りましけり。出雲國に至り、佩かせる劍を拔きて地に突き立て、その上に居て大汝の神に、大神の敕を告げ知らしむ。其子八重事代主神、（今の葛木の鴨にます。）相共に從ひ申しぬ。次の子健御名刀美神、（今の諏訪の神にます。）從はずして逃行きしを、諏訪の湖まで追ひて攻られしかば、又從ひぬ。かくて諸の惡神をば罪なへ、まつろへるをば賞めて、天上に昇りて、返事申し給ふ。大物主神（大汝の神は、この國を去申して隱れ給ふと見ゆ。此の大物主は、先に云ふ所の三輪の神にますなるべし。）事代主の神相共に、八十萬の神を引率て天に詣づ。大神殊にほめ給ひき。「宜しく八十萬の神を領して、皇孫を守りまつれ」とて、先づ返しくだし給ひけり。其後、天照大神高皇產靈尊相計りて、皇孫を降し給ふ。八百萬の神敕を承りて、御共に仕うまつる。諸神の上首三十二神あり。其中に五部の神と云ふは、天兒屋命、（中臣の祖）天太玉命、（忌部の祖）天鈿女命、（猿女の祖）石凝姥命、（鏡作の祖）玉屋命（玉作の祖）なり。此中にも中臣、忌部の二神は、むねとの神敕を受けて、皇孫を輔け守り給ふ。又三種の神寶を授けましします。先づ豫め皇孫に敕して宣はく、「葦原の千五百秋の瑞穗の國は、我子孫可レ王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆當與二天

幸魂—吾身の幸福を主る分魂の名
奇魂—奇異の德を以て萬事を識別し事業をなさしむる分魂
第二—一本第一二
○瓊々杵尊
いつき—寵愛し

瓊々杵尊を生ましめて、吾勝尊葦原の中洲に下りますべかりしを、御子うまれたまひしかば、「かれを下すべし」と申し給ひて天上に留ります。先づ饒速日尊を下し給ひし時、外祖高皇産靈尊、十種の瑞寶を授け給ふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、これなり。この尊早く神退り給ひにけり。凡そ國の主とては、くだし給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は、天照大神三種の神器を傳へ給ふ。後にまた瓊々杵尊にも授けましゝに、饒速日尊はこれを得給はず。然れば日嗣の神にはましまさぬなるべし。(此事舊事本記の説なり。日本書記には見えず)天照大神吾勝尊は、天上に留り給へど、地神の第二にかぞへ奉る。其初め天下の主たるべしとて、生れ給ひし故にや。

第三代天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照大神、高皇産靈尊、いつきめぐみましく〱て、葦原の中洲の主となして天降したまはんとす。爰にその國邪神荒てたやすく降り給ふ事かたかりければ、天稚彦といふ神を降して、見せしめ給ひしに、大汝神の女下照姫に嫁ぎて、返事申さず、三年に成りぬ。依りて名無し雉を遣して見せられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて、大神の御前にあり。血にぬれたり

○大蛇の事
湯津つまぐし—齒の密なる櫛
みづら—一本「みづから」
佩かせ—帯び給へる
その上に—一本此下に「常に」の二字あり
置けらんや—置く可きにあらず
この國—出雲國
出で—一本「就き」
○天忍穗耳尊

高天原より降りて、出雲の簸の川上と云ふ所に到り給ふ。其所にひとりの翁と姥と有り、ひとりの少女を居ゑてかき撫でつゝ泣けり。素盞烏尊「誰ぞ」と問ひ給ふ。「我はこれ國神なり、脚摩乳、手摩乳と云ふ。この少女はわが子なり、奇稻田姫と云ふ。前に八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇のために呑まれき。今此少女又呑まれなむとす」と申しければ、尊「我にくれんや」と宣ふ。「勅のまゝに奉る」と申しければ、この少女を湯津つま櫛に取なし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽に盛りて待ち給ふに、果して彼の大蛇きたれり。頭各一槽に入れて、呑醉ひて睡りけるを、尊佩かせる十握の劍を拔きて寸々に切りつ。尾に至りて劍の刃少し缺けぬ。割きて見給へば一の劍あり。其上に雲氣ありければ、天の叢雲の劍と名づく。（日本武尊に至りて、あらためて草薙の劍と云ふ。熱田の社に座す。）「これ奇しき劍なり。我何ぞ敢て私に置けらんや」と宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。その後、出雲の清地に到り宮を建てて稻田姫と住み給ふ。大巳貴神（大汝とも云ふ。）を生ましめて、素盞烏尊は竟に根の國に出でましぬ。大汝神此國に留りて、（出雲の大神にます。）天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。依て是を大國主の神とも、大物主とも申す。其幸魂奇魂は、大倭の三輪の神に坐す。

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女栲幡千々姫命にあひて、饒速日尊

根こじにして—根の著きしまま掘り取りて
ゑらぎするや—喜び笑ふや、一書に「ゑらぐや」
しりくめなは—一書「しりくへなは」今のしめなは
あはれ—感歎の辭
さやけ—分明
千座の置戸—罪を贖ふべき種々の祓ひ物

しむ（此外くさ〴〵有れど記さず）、その物既に備りしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにして、上枝には八坂瓊の玉を取り掛け、中枝には八咫の鏡を取り掛け、下枝には青和幣、白和幣を取り掛け、天の太玉命（高皇産靈の子なり。）をして捧げ持たしむ。天兒屋命（津速産靈の子、或は興臺産靈の神の孫とも云へり。）をして祈禱らしむ。又天鈿女命、眞辟の葛をかづらにし、蘿葛を手繦にし、竹の葉飫憩木の葉を手草にし、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優をして相共に歌ひ舞ふ。又庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて互に長鳴せしむ。（これはみな神樂の起りなり）天照大神聞召てわれはこの頃石窟に隱れ居り、豐葦原の中津國は、常闇ならん、いかに天鈿日命かくゑらぎするやと思して、御手を以て細目に開けて見給ふ。此時に天手力雄命と云ふ神、（思慮の神の子）磐戸の脇に立ち給ひしが、其戸を引きあけて、新殿に移し奉る。中臣の神（天兒屋命なり）忌部の神（天太玉命なり）しりくめなはを（日本記には「端出之繩」と書けり。註には「左繩端出也」古語拾遺には「日の御繩」と書る。是日影之象也といふ。）引めぐらして、「な歸りましそ」と申し上ぐる。天始て晴れて諸々共に相見、面皆明に白し。手を延べて歌ひ舞ひて、「あはれ（天のあきらかなるなり。）あなおもしろ（古語に甚切なるをあなといふ。おもしろはもろ〴〵の面明に白きなり。）あなたのし、あなさやけ、（竹の葉の聲）をけ」（木の名なり。その葉を振る聲なり。天鈿目の持ち給へる手草なり。）斯て罪を素盞烏尊によせて、おほするに千座の置戸をもつて、首の髪手足の爪を抜きて贖はしめ、その罪を祓ひて、神逐に放はれき。彼の

めぐし―愛らし

○天の石窟の事

たばかり―謀りごと、たは接頭語

しかば先吾勝尊生れます。そののち猶四柱の男神生れたまふ。「物種は我が物なれば我が子なり」とて、天照大神の御子になし給ふと云へり。（これは日本紀の一説なり。）此吾勝尊をば、大神めぐしとおぼして、常に御脇もとに据ゑ給ひしかば、脇子といふ。今の世に幼き子を、わか子と云ふは僻事なり。斯て素盞烏尊猶天上にましけるが、樣々の科を犯し給ひき。天照大神怒りて、天の石窟に籠り給ふ。國の内常闇に成りて、晝夜の辨なかりき。諸〱の神たち、愁へ歎き給ふ。その時諸神の上首にて、高皇産靈尊と云ふ神まし〱き。昔天御中主尊、三柱の御子おはします、長を高皇産靈と申す。つぎをば神皇産靈、次を津速産靈と云ふと見えたり。陰陽二神こそ始て諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事おぼつかなし。（この三神を、天神中主の御子といふこと、日本紀には見えず。古語拾遺に出たり。）萬の神を集へて相議り給ふ。その御子に思兼と云ふ神のたばかりにより、石凝姥と云ふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。其の初め鑄たりし鏡、諸神の心に合ず。（これは紀伊國日前の神にます。）次に鑄給へる鏡、麗しうまし〱ければ、諸神悦び崇めたまふ（初は皇居にまし〱き。今は伊勢五十鈴の宮にいつかれ給ふ是也。）又天明玉神をして、八坂瓊の玉を作らしめ、天の日鷲の神をして、青幣、白幣を作らしめ、手置帆負、彦狭知の二神をして、大峽、小峽の材を切りて、瑞の殿を造ら

月讀—一本月弓

和光—智惠の光を深く隱して顯はさぶる事

○素盞烏尊の亂行

やらはれ—追放せられ

ひたぶる—一向

いなん—まかりなん

許す—一本「許しつ」

天の眞名井—天上の井の名

ひて、月讀尊を生じ、御鼻を洗ひて、素盞烏尊を生じ給ふとも云ふ。日月神の御名も三あり。化生の處も三あれば、凡慮測り難し。またおはします處も、一には高天原といひ、二には日の少宮といふ。三には我日本國これなり。八咫の御鏡を執らせまし〱て「我を見る如くにせよ」と、勅し給ひける事、和光の御誓も顯れて、殊更に深き道有るべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。爰に素盞烏尊、父母二神にやらはれて、根の國に降り給ふべかりしが、「天上に詣でて、姉尊に見え奉りて、ひたぶるにまかりなん」と、申し給ひければ、「許す」と宣ふによりて、天上に昇ります。大海轟き、山嶽鳴り吼えき。この神の性健きが然らしむるになむ。天照大神驚きまし〱て兵の備をして待ち給ふ。彼の尊黑き心無きよしを答へ給ふ。「さらば誓約をなして、淸きか黑きかを知るべし。誓約の御中に、女を生ませば、黑き心なるべし、男を生ませば、よき心ならん」とて、素盞烏尊、日神に奉られける八坂瓊の玉を、取り給ひしかば、その玉に感して、男神化生し給ふ。素盞烏尊悅びて、「まさやあれかちぬ」と宣ひけるに依りて、御名を正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申す。これは古語拾遺の說。又の說には、素盞烏尊、天照大神の御頸に掛け給へる、御統の瓊玉を乞ひ取りて、天の眞名井に振り濯ぎ、是を嚙み給ひ

天照大神―天神なり、地神と云ふこと大なる誤なりと古事記傳にいへり

給ひにき。陽神怨み怒りて、火を三段に切る。その三段各神と成る。血の滴も注いで神と成れり。經津主神（齋主の神とも申す。今の檝取の神。）健甕槌神（武雷の神とも申す。今の鹿島の神なり。）の祖なり。陽神猶慕ひて黄泉までおはしまして、樣々の誓ありき。陰神怨みて、「此國の人を一日に千頭殺すべし」と宣ひければ、陽神は「千五百頭を生むべし」と宣ひけり。よりて百姓をば、天益人ともいふ。死するものよりも、生まるゝもの多きなり。陽神歸りたまひて、日向の小門の橘の檍原と云ふ處にて、御祓し給ふ。この時あまたの神化生し給へり。（日月神もこゝにて生み給ふといふ說あり。）伊弉諾尊神功既に終りにければ、天上に昇り、天祖に報命して、即ち天に留り給ひけるとぞ。或說に伊弉諾、伊弉册は梵語なり。伊舍那天、伊舍那后なりともいふ。

地神第一代大日孁尊、これを天照大神と申す。又日神とも皇祖とも申すなり。この神の生れ給ふ事、三の說あり。一には伊弉諾、伊弉册の尊相計らひて、天下のあるじを生まざらんやとてまづ日神を生み、次に月神次に蛭子、次に素戔烏尊を生み給ふと云へり。又伊弉諾尊左の御手に、白銅の鏡を取りて、大日孁尊を化生し、右の御手に取りて、月讀尊を生し、御首を廻らして顧み給ひし間に、素戔烏尊を生むとも云へり。又は伊弉諾尊、日向の小戸の川にて、御祓し給ひし時、左の御眼を洗ひて、天照大神を生じ、右の眼を洗

○天照大神

いぶり─殘忍

やかれて─一本「やがて」

虛空豐秋津根別と云ふ。總てこれを大八洲と云ふなり。この外あまたの洲を生み給ふ。後に海山の神、木の祖、草の祖まで、悉く生みましてけり。何れも神にませば、生み給へる神の、洲をも山をも造り給へるか、はた洲山を生みたまふに、神の現れましける歟。神世のわざなれば、誠に測り難し。二神計らひて宣はく、「我既に大八洲國および山河草木を生めり。如何に天の下の君たるものを生まざらむや」とて、まづ日神を生みます。この御子光麗しくして、國の内に照り徹る。二神喜びて天に送り上げて、天上の事を授け給ふ。この時天地相去ること遠からず、天の御柱を以て上げ給ふ。これを大日孁尊と申す。（孁の字は豐と通ずべきなり。陰氣を孁といふともいへり。女神にましませば、自ら相かなふにや。）または天照大神とも申す。日神にましますなり。次に月神を生みます。その光日に亞げり。天に昇ほせて夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三年に成るまで脚立たず。天磐櫲樟船に載せて、風のまに〳〵放ち棄つ。次に素盞烏尊を生みます。勇み悍く不忍にして、父母の御心に適はず。「根の國に往ね」と宣ふ。この三柱は男神にましますによりて、一女三男と申すなり。總てあらゆる神、皆二神の所生にましますといへども、國の主たるべしとて、生み給ひしかば、殊更にこの四神を申し傳へけるにこそ。その後、火の神軻倶突智を生みましゝ時、陰神やかれて神退

大巳貴神也、本文の事亦古語拾遺に出づ

伊豫の二名の洲—今の四國、一身に四面とはその四方海に面したる地勢をいふなるべし

を知り難し。靈山にとまりて、不動の標となりけんことや正說なるべからむ。龍田も靈山近き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも、深祕の心あるべきにや。凡、神書に樣々の異說あり。日本紀、舊事本記、古語拾遺等に載せざらんことは、末學の輩偏に信用しがたかるべし。彼の書の中猶一決せざる事多し。況や異書におきては、正とすべからざるをや。斯て此二神相計ひて八の洲を生み給ふ。先淡路の洲を生みます。淡道穗狹別と云ふ。次に伊豫の二名の洲を生みます。一身に四面あり。一を愛止比賣と云ふ。これは伊與なり。二を飯依比賣と云ふ。これは讃岐なり。三を大宜都比賣と云ふ。これは阿波なり。四を速依別と云ふ。これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。又一身に四面あり。一を白日別と云ふ。これは筑紫なり。後に筑前、筑後と云ふ。二を豐日別と云ふ。これは豐國なり。後に豐前、豐後といふ。三を速日別と云ふ。これは肥の國なり。後に肥前、肥後と云ふ。四を豐久士比泥別と云ふ。これは日向なり。後に日向、大隅、薩摩といふ。（筑紫、豐國、肥國、日向などいへるも、二神の御代のはじめの名にはあらざる歟。）次に壹岐の洲を生みます。天比登都柱と云ふ。次に對馬の洲を生みます。天狹手依比賣と云ふ。つぎに隱岐の洲を生みます。天忍許呂別と云ふ。次に佐渡の洲を生みます。建日別と云ふ。次に大日本豐秋津洲を生みます。天御

て一の島と成る。これを磤馭盧島と云ふ。この名につきて祕說あり。神代梵語にかよへるか。その所も明に知る人なし。大日本の國靈山なりと云ふ。（口傳あり）二神此島に降居して、卽ち國の中の柱を立て、八尋の殿を化作て、共に住み給ふ。さて陰陽和合して夫婦の道あり。この矛は傳へて天孫從へて、天降り給へりとも云ふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭姬の皇女、天照大神の御敎のまゝに、國々を巡り、伊勢の國に宮所を覓め給ひし時、太田命と云ふ神まゐり合ひて、五十鈴の河上に寶物をまつり置ける處を示し申しゝに、かの天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姬命喜びて、その所を定めて神宮を建てらる。寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきとも云ふ。又瀧祭の神と申すは龍神なり。その神あづかりて、地中に納めたりとも云ふ。一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます。この神のあづかり給へるによりて、天柱國柱といふ御名ありとも云ふ。昔磤馭盧島に持ち降り給ひしことは明なり。世に傳ふと云ふ事はおぼつかなし。天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし。さし離れて、五十鈴の河上に有りけんもおぼつかなし。但天孫も矛と玉と、自ら從へ給ふと云ふ事見えたり。（古語拾遺の說なり）然れど、矛も、大汝の神の奉らるゝ、國を平げし矛もあれば、何れといふこと

八尋—廣さ幾尋も有るをいふ

大汝の神—

くゞもる―溟涬の訓、ものの含りて未だわかれず分明ならざる義

○天祖の詔勅

天の瓊矛―珠玉を以て飾とせる矛

○大八洲の成立

成り、重く濁れるは續いて地と成る。其中に一物、成り出でたる狀葦牙の如し。卽ち化して神と成りぬ。國常立尊と申す。又は天御中主の神とも號し奉る。この神に水、火木、金、土の五行の德まします。先、水德の神に現れ給ふを、國狹槌尊と云ふ。次に火德の神を豐斟渟尊と云ふ。天の道獨なす故に、純男にてまします。（純男といへども、その相ありとも定めがたし。）次に木德の神を泥土煮尊、沙土煮尊と云ふ。次に金德の神を大戶之道尊、大苫邊之尊と云ふ。次に土德の神を面足尊、惶根之尊と云ふ。天地の道相まじはりて、各陰陽の形あり。然れどもそのふるまひ無しと云へり。此諸神實には國常立の一神にましますなるべし。五行の德各神と現れ給ふ。これを六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや。次に化生し給へる神を伊弉諾尊、伊弉册尊と申す。これは正しく陰陽の二つに別れて、造化の元となり給ふ。上の五行は猶ひとつ〳〵の德なり。この五德を合せて、萬物を生ずる初とす。こゝに天祖國常立尊、伊弉諾、伊弉册の二神に勅して宣はく、「豐葦原の千五百秋の瑞穗の地あり、汝往きて治すべし」とて、卽ち天の瓊矛を授け給ふ。（此矛又は天の逆戈とも、天の魔返戈とも云へり。）二神この矛を授かりて天の浮橋の上に佇みて、矛をさし下して、かき探り給ひしかば、滄海のみありき。その矛の先より滴り落つる潮、凝り

賢を選び云云ー堯子丹朱に傳へずして舜に授け、舜子商均に傳へずして禹に傳へし類をいふ

○本朝の開闢

あれば下劣の種も國主となり、剰へ、五天竺を統領する族もありき。震旦又殊更みだりがはしき國なり。昔世すなほに、道正しかりし時も、賢を選びて授くる跡ありしにより、一種を定むることなし。亂世になるまゝ、力をもつて國を爭ふ。かゝれば民間より出でて位に居たるもあり、戎狄より起りて國を奪へるもあり、或は累世の臣として、その君を凌ぎ、遂に讓を得たるもあり。伏犧氏の後、天子の氏姓を替へたる事、既に三十六、亂の甚だしさ云ふに足らざるものをや。只我國のみ天地開けしはじめより、今の世の今日に至るまで、日嗣を受けたまふ事邪ならず、一種姓の中に於ても、自ら傍より傳へ給ひしすら、猶正に歸る道ありてぞ、保ちましく〵ける。これ然しながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。抑神道のことは、たやすく顯はさずと云ふことあれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端ともなりぬべし。その弊を救はんため、聊か勒し侍り。神代より正理にて受け傳へし謂を宣ん事をしるして、常に聞ゆる事は載せず。然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき。

夫天地未だ分れざりし時、渾沌として圓れる事、雞子の如し。くゞもりて牙を含めりき。これ陰陽の元初未分の一氣なり。その氣初て分れて、清く明なるはたなびきて天と

業力―因縁力

經て、大風災ありて、第三禪まで壞す。これを大の三災と云ふなり。第四禪以上には、內外の過患ある事なし。この四禪の中に五天あり。四は凡夫の住所、一は淨居天とて證果の聖者の住所なり。この淨居を過ぎて、摩醯首羅天王の宮殿あり。大自在天ともいふ 色界の最頂に居して、大千世界を統領す。その天の廣さ、彼の世界に亙れり。下天も廣狹に不同あり。初禪の梵宮は、一四天下の廣さなり。この上に無色界の天あり。又四地を分てりといへり。これらの天は、小天の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報い盡きなば退沒すべしと見えたり。

○震旦の說

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへること確ならず。儒書には伏犧氏といふ王より、あなたをばいはず。但異書の說に、渾沌未分の形、天地人の初をいへるは、神代の起に相似たり。或は又盤古といふ王ありて、目は日月と成り、毛髮は草木と成れりといへる事もあり。それより下つかた、天皇、地皇、人皇、五龍等の諸の氏、打續きて多くの王あり。その間數萬歲を經たりといふ。

○三朝開闢の比較

我朝の初は、天神の種を稟けて、世界を建立する姿は、天竺の說に似たる方もあるにや。されどもこれは天祖より以來、繼體違はずして、只一種にまします事、天竺にもその類なし。彼の國の初の民主王も、衆のために選び立てられしより相續せり。又世くだりては、その種姓も多く亡ぼされて、勢力

不貪瞋、不邪見、不毀謗、不欺誑

三災—火、水、風の災

いたる。身の丈八丈なり。その間に王ありて、轉輪の果報を具足せり。先天より金輪寶飛び降つて王の前に現在す。王出で給ふことあれば、この輪轉じて行く。諸の小王皆迎へて拜す敢て違ふ者なし。即ち四大州に主たり。また象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり。この七寶成就するを金輪王と名づく。次々に銀、銅、鐵の轉輪王あり。福力の不同によりて、果報も次第に劣るなり。壽量も百年に一年を減じ、身の丈も同じく一尺を減じてけり。百二十歳に當れりし時、釋迦佛出で給ふ。（或は百歳の時ともいふ。これよりさきに、三佛出給ひき。）十歳に至らんころほひに、三災といふこと有るべし。人種殆に盡きて、只一萬人を餘す。その人善を行ひて、又壽命も增し、果報も進みて、二萬歳に至らん時、鐵輪王出て南一州を領すべし。四萬歳の時、銅輪王出でて、東南二州を領す。六萬歳の時銀輪王出でて、東西南三州を領し、八萬四千歳の時金輪王出でて、四天下を統領す。その報い上にいへるが如し。彼の時又減に向ひて、彌勒佛出で給ふべし。（八萬歳の時ともいふ。）この後十八箇の減增あるべし。斯て大火災と云ふ事起りて、色界の初禪梵天まで燒けぬ。三千大千世界同時に滅ずる、これを壞劫と云ふ。斯て世界虛空黑雲の如くなるを空劫と云ふ。斯の如くする事七箇の大劫を經て、大水災あり。このたびは第二禪まで壞す。七々の火災、七々の水災を

味著―地味に執着する心

かじけ―憔悴し

殘穢―陰部をいふ

十善―不殺生、不偸盜、不邪婬、不妄語、不飮酒、不食肉、

無し。後に地より甘泉涌出で、味酥蜜のごとし。或は地味ともいふこれを嘗て味著を生ず。よつて神通を失ひ、光明も消えて、世間大に闇くなりぬ。衆生の報いしからしめければ、黑風海を吹て、日月二輪を漂出す。須彌の半腹におきて、四天下を照らさしむ。これより、初て、晝夜晦朔春秋あり。地味に耽りしより、顏色かじけ衰へき。地味また失せて、林藤と云ふものあり。林藤また失せて、自然の稅稻あり。諸の美味を具へたり。朝に刈れば夕に熟す。或は地味ともいふ衆生また食とす。この稻を食せしにより、身に殘穢出來ぬ。この故に初て二道あり。男女の相各別にして、遂に婬欲のわざをなす。夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天後に下生するもの、女人の胎中に入りて、胎生の衆生となる。その後稅稻生ぜず。衆生憂へ歎きて、各境を分ち、田種を施し、植ゑて食とす。他人の田種をさへ奪ひ盜むもの出來て、互にうち爭ふ。これを決する人なかりしかば、衆共に計ひて、一人の平等王を立つ。名づけて刹帝利といふ。田主と云ふこゝろなり其初の王を民主王と號しき。十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民これを敬愛す。閻浮提の天下豐樂安穩にして、病患及び大寒熱有ることなし。壽命も極めて久しく、無量歲なりき。民主の子孫相續て、久しく君たりしが漸く正法も衰へしより、壽命も減じて八万四千歲に

北嶺—比叡山

劫—年月を經過する時期の名

萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり。依て贍部の中國とす。地の廻又九萬里、震旦廣しといへども、五天に竝ぶれば、一邊の小國なり。日本は彼の土を離れて海中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は、中州なりと記されたり。然らば南州と東州との中なる遮摩羅と云ふ州なるべきにや。華嚴經に東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の大倭の金剛山の事なりとぞ。さればこの國は天竺よりも震旦よりも、東北の大海の中にあり、別州にして神明の皇統を傳へ給へる國なり。同じ世界の事なれば、天地開闢の初は、いづくも變るべきならねど、三國の說各異なり。天竺の說には、世のはじまりを劫初といふ。劫に成住壞空の四あり。各廿の增減あり。一增一減を一小劫といふ。二十の增減を一中劫といふ。四十を合せて一大劫とす。光音と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す。卽ち大雨を降らす。風輪の上に積りて水輪となる。增長して天上に至れり。又大風ありて、沫を吹き立てて空中になげ置く。卽ち大梵天の宮殿と成る。その水次第に退下して、欲界の諸宮殿乃至須彌山四大州鐵圍山を成す。斯て萬億の世界同時に成る、これを成劫と云ふ。この萬億の世界を、三千大千世界といふ。光音の天衆下生して次第に住す。これを住劫といふ。この住劫の間に、二十の增減あるべしとぞ。其初めには、人の身光明遠く照して飛行自在なり。歡喜を以て食とす。男女の相

件の頃―一本「中ごろ」
臀呫―尾を啣みたる狀
扶桑の木―宋の南史及び淮南子等に見ゆ
○天地開闢、天竺の説
七由旬―一本「七百由旬」

御代に當りたれば、誠に件の頃より、日本と書きて送られけるにや。またこの國をば秋津洲と云ふ。神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、「蜻蛉の臀呫が如くあるかな」と宣ひしより、この名有りとぞ。然れど神代に豐秋津根と云ふ名あれば、神武にはじめざるにや。このほかもあまた名あり。細戈千足國とも、磯輪上秀眞國とも、玉垣内國とも云へり。また扶桑國と云ふもあるか。東海の中に扶桑の木あり、日の出る所なりと見えたり。日本も東に有れば、よそへて云へるか。この國に彼の木ありと云ふこと聞えねば、確なる名にはあらざるべし。凡内典の説に、須彌と云ふ山あり。この山を廻りて、七の金山あり。その中間は皆香水海なり。金山の外に四大海あり。この海中に四大洲あり。洲毎にまた二つの中洲あり。南洲をば贍部と云ふ。又閻浮提と云ふ。同じことばの轉なり。これは樹の名なり。南洲の中心に、阿耨達といふ山あり。山の頂に池あり、阿耨達こゝには無熱といふ。外書に崑崙といへるは、卽此山なり。池の傍にこの樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。一由旬とは四十里也。六尺を一歩とす。三百六十歩を一里とす。此里を以て由旬を計るべし。この樹州の中心にありて最高し。依て州の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北に當りては波斯國なり。この贍部州は、縱横七千由旬、里を以て計ふれば、二十八萬里、東海より西海に至るまで九

我國やー一本「我國は」又「我國やまと」

大倭王ー後漢書に、倭在ニ韓東南大海中ニ依ニ山島ニ爲レ居凡百餘國自ニ武帝征ニ朝鮮ニ使驛通ニ於漢ニ者三十許國國皆稱レ王世世傳統其大倭王居ニ邪馬臺國ニ

其後、漢土より字書を傳へける時、倭と云ひて此國の名に用ひたるを、卽ち領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同じ訓に通用しけり。漢土より倭と名づけたる事は、昔この國の人、初めて彼の土に至りしに、「汝が國の名をば、いかゞ云ふ」と問ひけるを、「我國や」と云ふを聞きて、卽ち倭と名づけたりと見ゆ。漢書に樂浪の（彼土の東北に樂浪郡あり。）海中に倭人あり、百餘國を分てりといふ。若し前漢の時既に通じけるか。（一書には、秦の代より既に通ずとも見ゆ。下に記せり）後漢書に、大倭王は耶麻堆に居すと見えたり。（耶麻堆はやまとなり。）これは若し既にこの國の使人、本國の例により、大倭と稱するによりかく記せるか。（神功皇后の新羅百濟高麗を從へ給ひしは、後漢の末ざまに當れり。漢地にも通ぜられたりと見えたれば、文字も定めて傳はれるか。一說には秦の時より、書籍を傳ふとも云ふ。）大倭と云ふ事は、異朝にも領納して、書傳に載せたれば、この國にのみ譽めて稱するにあらず。（異朝に大漢大唐など云ふは、大なりと講ずるこゝろなり。）唐書に高宗咸亨年中に、倭國の使初めて改めて日本と號す、その國東にあり、日の出づる所に近きをいふと載せたり。此事我國の古記には確ならず。推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて、書を贈れりしに、倭皇と書く。聖德太子自ら筆を執りて、返牒を書き給ひしには、「東天皇敬ニ白西皇帝ニ」と有りき。彼の國よりは倭と書きたれど、返牒には日本とも、倭とも載せられず。これより上代には、牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨の頃は、天智の

大日靈—天照大神の御本名

りしかば、天の下を周といひ、漢の地より興りたれば、海内を漢と名づけしが如し。耶麻土と云へることは、山迹と云ふなり。昔天地分れて、泥の濡いまだ乾かず、山をのみ往來して、その跡多かりければ山迹と云ふ。或は古語に居住を止と云ふ。山に居住せしによりて、山止なりとも云へり。大日本とも大倭とも書くことは、この國漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたるなり。大日靈の御國なれば、その義をも採れるか。また日の出る所に近ければ、然云へるか。義は變れど、字のまゝに日のもととは讀まず、耶麻土と訓ぜり。我國の漢字を訓ずること、多くかくの如し。自ら日のもとなど云へるは、文字に據れるなり。國の名とせるにあらず。また古へより大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり。州の名を大日本豐秋津と云ふ。懿德、孝靈、孝元等の御諡、皆大日本の字あり。垂仁天皇の御女大日本姫と云ふ、これ皆大の字有り。天神饒速日尊天の磐船に乘り、大虚を翔りて、「虚空見日本の國」と宣ふ。神武の御名、神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名づけ奉る。これは大を加へざるなり。かれこれ同くやまとと讀ませたれど、大日靈の義を採らば、おほやまとと訓てもかなふ可きか。

神皇正統記

卷之一

○國號に就いて

神國―紀に新羅王曰、東有二神國一謂二日本一

天祖―國常立尊を指したれど實は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神

大日本は神國なり。天祖始て基をひらき、日神長く統を傳へたまふ。我國のみ此事あり、異朝にはその類無し。この故に神國と云ふなり。神代には豐葦原の千五百秋の瑞穗國と云ふ。天地開闢の初よりこの名あり。天祖國常立尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり。天照大神、天孫尊に讓りまし〱しにも、此名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國と云ふ。是は陽神陰神此國を生し給ひしが、八の島となりしによりて、名附られにけり。又は耶麻土と云ふ。これは大八洲の中津國の名なり。第八に當るたび、天御虛空豐秋津根別と云ふ神を生み給ひし、是を大日本豐秋津洲と名づく。今は四十八箇國に分てり。中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり。仍てその名を採りて、餘の七州をもすべて耶麻土と云ふなるべし。唐土にも、周の國より出た

山陽史論

卷之六

讀史餘論

卷一

卷二

卷之五

卷之四

目錄

神皇正統記

卷之一

卷之二

卷之三

以上の二書は、假名遣を一定し、振假名を増加したる外、用字文格一に原本に從ひて敢て改竄を加へず。山陽史論のもと漢文なるは言ふまでも無し。

本書の校訂語釋等に關しては、文學士渡邊徹氏の手を煩はしたる所尠からず。記して謝意を表す。

大正三年三月

校訂者　武　笠　三

緒　言

我が古來の史論中、其白眉を以て目すべきものは、神皇正統記、讀史餘論、及び賴氏の諸論文なること、蓋し諸史家の齊しく認むる所なるべし。

神皇正統記は、南朝の忠臣北畠准后親房が、兵馬倥偬の際に述作せるもの、筆を神代に起して、代々の史蹟を歷叙せりと雖も、その眼目とする所は、皇統の正潤を辨じ、治亂の因果を明かにし、以て人主をしてその秉る所を知らしむるにあり。其議論の正大なる、世既に定評あり。

讀史餘論は、白石新井君美が其主、家宣將軍に進講せし史論の稿本にして、古史藉の章句を剪採して史實を叙し、斷ずるに精到卓拔の識見を以てせり。山陽史論は日本政記及日本外史の論文を採りて之を假名交り文に書き改めたるもの、其常識的なる論斷と詩人的なる熱情とは、隨處に讀者の興味を饒かならしむるを見る。

今本書を飜刻するに當り、神皇正統記は流布本に基き、傍ら所謂靑本、白本、其他數種を參照して校訂せり。鼇頭「一本云々」と記すもの是なり。讀史餘論は萩原裕の校正本を底本とし、これに加へたる原註をもそのまゝ採用せり。頭註にダッシ若は白圈を加へざるもの是也。

爐邊に携へ行き、輕く片手に捧げ得べき書籍は、要するに、最も有用なる書籍なり。

ジョンソン

神皇正統記

讀史餘論

山陽史論

全

